昭和七年六月十日印刷
昭和七年六月十五日發行

國譯一切經　律部十四

不許複製

編輯兼發行者　岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者　渡邊通夫
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所　日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所　大東出版社
東京市芝區芝公園地七號地十番
振替東京一九四七一番
電話芝（三）二一〇一四〇六番番

製本所　岡角製本所

索　引

（頁數は通頁を表す）

—ヒ—

—フ—

—ホ—

—マ—

—ミ—

—ム—

—律部十四索引終—

て食せり…」とあり。巴利律には Rājagahe suttavibhaṅge（王舍城にて、律分別中に）とあり。且又 vikālabhojane pācittiyaṃ ti（非時食波逸提なり）とせり。これ漢譯諸律は二指にて食を抄むとせる故に殘宿食を犯じ、巴利律は二指の日影とせる故に非時食を犯ずることになるなり。
【一〇八】復坐食淨。本律に解なく、諸律に此項なきなり。足食して食上威儀を壞したる後に再び坐に復して食するをいへるものなるべし。食上作法として僅かに牀席を離れたるにも、再び食する時は不作餘食戒を犯ずとせらるゝなり。
【一〇九】越聚落食淨。前註（五三）參照。四分・巴利共に「舍衞城にて、不作餘食法戒を犯ず」とせり。
【一一〇】律部十三、註（八の四）參照。
【一一一】波逸提第三十八非時食戒なり、同註（八の二）參照。四分巴利共に「舍衞國に在りて、餘食法を作さずして食し、是故を以て制す」とせり。
【一一二】律部十三、註（八の一一四）參照。
【一一三】波逸提第五十七飮酒戒なり、同註（八の一〇九）參照。

四分・巴利共に「拘睒彌國にて」（Kosambiyā suttavibhaṅge）とせり。
【一一四】律部十三、註（九の一一四）の本文參照。
【一一五】波逸提第八十七過量尼師檀戒なり、同註（九の一一〇）參照。四分・巴利共に「舍衞城にて」とせり。
【一一六】前註（五七）參照。諸律皆制戒處等なし、全く跋耆子比丘の創唱せるもの、隨方毘尼に因りてなるべし。
【一一七】前註（五八）參照。
【一一八】前註（一一四の一一五）參照、瞻波犍度中なり。四分律には「王舍城に在りて、布薩犍度中に制す」とし、巴利律には Campeyyake vinayavatthusmiṃ（瞻波國にありて、毘奈耶事中に）とせり。十誦律にも「占波國にて、毘尼行法中に」とあり。
【一一九】隨羯磨事。「羯磨事に隨うて」との意、羯磨事の違反は突吉羅なり。巴利律には vinayātisāre dukkaṭan ti（毘奈耶の違犯により突吉羅罪なり）とせり。
【一二〇】前註（五八）求聽淨の下に述べたる如く、五分律以外の諸律には四分律の得寺內、十誦律の如是淨、巴利律の ā-vāsakappa なるものあり。これ四分律には「王舍城に在りて、布薩犍度中に制す」とあり、十誦律には「占波國中にて、毘尼行法中に」とし、巴利律には Rājagahe uposathasaṃyutte 'ti（王舍城にて、布薩篇中に）とせり。
【一二一】律部十三、註（五の一一四）及び本文參照。
【一二二】尼薩耆第三十受畜錢寶戒なり。
【一二三】巴利律（cv. 12, 2, 4）には百二十歲とせり、前註（八二）參照。
【一二四】選出比丘中、前註（九八）に長髮を出して耶舍を出さゞりしに、こゝに耶舍を第四上座とせるは不審なり。
【一二五】七百集法。四分律に七百阿羅漢集論二法毘尼一故名二七百集法毘尼一とあり、巴利律には vinayasaṃgīti sattasatiti vuccatīti（律の七百結集と云はる）とせり。皆これ十事非法の修正をなせるもの、十誦律にも是毘耶離諸比丘十事罪如法滅竟とせり。但、僧祇律には七百結集律藏とありて、律全部の再結集をなせりとし、善見律にも如二迦葉初集法藏一無レ異…一切法及毘尼藏盡出とあり。

【一二六】罽賓律師等。律部十三、註（一の一一三）參照。聖本には罽賓以下の本文百〇五字なし。
【一二七】楊州。楊都なり、江寧府をいふ。
【一二八】侍中瑯琊王練。侍中は乘輿服物を分掌する官名。瑯琊は安徽の滁縣西南十里にある江南の地名にして司馬炎の領地。瑯琊王の中に練なる名出でず、暫らく疑問とす。練は本律譯出に際し、檀越として衣食等所須を供給せり。
【一二九】慧嚴。東安寺沙門にして羅什門下たり、律部十三、註（一〇四）參照。
【一三〇】于塡沙門。于塡國の沙門なり。于塡は西域記に瞿薩且那國（Kustana）とせり、今の和闐（Khotan）地方なり。法顯傳（致六・一右）に一月五日得レ到二于闐一、其國豐樂人民殷盛、盡皆奉レ法以二法樂一相娛、衆僧乃數千人、多大乘學、…僧伽藍名二瞿摩帝一是大乘寺、三千僧共二犍椎一食、入二食堂一時威儀齊肅次第而坐、一切寂然器鉢無レ聲…とあり、當時大乘佛敎興盛にして、又律行極めて嚴かなりしを推し得べし。

ち跋耆諸比丘なり。

【八二】闍浮提沙門釋子中最上座。四分律にも閻浮提中の最上座とし、巴利律には法臘百二十歳にして、阿難の弟子、地上の僧衆上座中の第一(pathavyā saṃghathera)とあり。

【八三】浴具。宋・元・明・宮本には資具と爲せり、今改めず。

【八四】過中漿。非時漿(vikālapānāni)なり。律部八、註(三の四二・六八)夜分藥の下參照。

【八五】定。巴利律には bhummi(思索の根柢)なる語を出せり。

【八六】多慈定(mettāvihāra)。慈悲住なり。

【八七】麤定。四分律には小定とし、巴利律には kullakavihāra(筏を見出したる如き定、安易なる定によりて)の語を出せり。即ち初心の定なる意。

【八八】空觀(suññatāvihāra)。空住なり。

【八九】大人所行(mahāpurisavihāra)。大人の法なり。

【九〇】作論毘尼數。本文に若獨聞レ我、恐ニ非法人以レ我爲レ私、不レ容ニ我作レ論ニ比尼數一とあり。縮藏・大正藏・新藏の加點訓點はかくの如きも、今依らず。作論毘尼數とは、毘尼を論ることを作す數、即ち毘尼諍論を決裁する僧衆をいふ。

【九一】斷事主。宮本には斷事言とし、縮藏・新藏にも斷事言とせり、今改む。

【九二】一切去(Sabbakāmi)。十誦律には薩婆伽羅婆梨波羅とす。善見律には薩婆迦眉とせり。有部律には樂欲と譯せり。

【九三】離婆多(Revata)。十誦律に梨婆多とす。

【九四】不闍宗(Khujjasobhita)。十誦律に級闍蘇彌羅とし、善見律には屈闍須毘多、四分律には不闍蘇摩とす。有部律には曲安と譯せり。

【九五】修摩那(Sumana)。四分律に蘇曼那、善見律に修摩㝹とす。

【九六】三浮陀(Sambhūta Sāṇavāsi)。十誦律に三菩伽、善見律に婆那參復多とす。

【九七】沙蘭(Sālha)。十誦律に沙羅、四分律に沙留、善見律に蘇寐とせり。

【九八】長髮。諸律には此名を出さず、且つ八上座選出には耶舍(Yasa Kākaṇḍakaputta)となせり。十誦律に耶輸陀、善見律には耶須とせり。

【九九】婆沙藍(Vāsabhagāmika)。十誦律には波薩摩伽羅摩とし、四分律には婆搜村長老、善見律に婆婆婆伽眉とせり。此八上座中、四分律には波夷那比丘(pācīnaka bhikkhū=跋耆比丘)より三浮陀・婆搜村長老・沙留・不闍蘇摩を選出し、波利比丘(pāteyyakā bhikkhū)よりは一切去・離婆多・耶舍・蘇曼那を選出せりとす。十誦律にては東方四舊比丘(跋耆比丘選出なり)として梨婆多・三菩伽・修摩那・波薩摩伽羅摩とし、阿槃提・達嚫那・婆多國の四客比丘(波利比丘選出なり)として薩婆伽羅婆利波羅・沙羅・耶輸陀・級闍蘇彌羅を選出せりとす。善見律及び Dīpavaṃsa (4, 45)には八上座の名を列ぬるも兩選出を別たず。

【一〇〇】僧差。僧中より選出せらるゝなり。

【一〇一】毘羅耶女所施園。四分律には婆梨林、十誦律には沙樹林、善見律には婆利迦園、巴利律には Vālikārāma とせり。而して僧祇律には沙堆僧伽藍とせり律部十、(註三三の二)參照。

【一〇二】達磨。四分律には阿夷頭比丘、十誦律には阿耆多比丘、巴利律には Ajita 尊者とせり。四分・巴利・五分律にては此比丘をして坐臥設備者若しは在家を勸化して衣食供養せしむる任務に充て而も會議に列するの資格を與へざりしも、十誦律にては會議に列せしめて諸上座の意見を依受して烏廻鳩羅を作さしむとあり。烏廻鳩羅とは無二平等と譯し、最後に於て嚴正公平に決擇するをいふ。

【一〇三】律部十三、註(八の一八)の本文參照。

【一〇四】宿食波逸提。波逸提第三十九條殘宿食戒なり。同註(八の一五・一六)參照。四分律には「舍衞國に在りて藥犍度中に制す」とし、巴利律には sāvatthiyā suttavibhaṅge(舍衞城にて、律分別中にて)とあり。十誦律には「舍婆提國毘尼藥法中に」とせり。

【一〇五】一籌を下すとは巴利文に idaṃ paṭhamaṃ salākaṃ nikkhipāmi(こゝに私は第一籌を下す)とあるもの、四分律には僧中に於て檢校し已りて一舍羅を下すとあり、十誦律には一籌を行ず、一惡事を滅せんが爲の故にとあり。諍事を裁決せる時の象徵なり。

【一〇六】律部十三、註(七の一〇七)本文參照。

【一〇七】波逸提第三十五不作餘食法戒なり、同註(七の一〇三)參照。四分律には「舍衞國に在りて、餘食法を作さずし

答へて言はく、「王舍城に在して」。又問ふらく、「誰に因みて制したまひしや」。答へて言はく、[一二二]「難陀・跋難陀に因みてなり」。又問ふらく、「何の事を犯ずるや」。答へて言はく、「[一二一]受畜金銀及錢尼薩耆波逸提を犯ずるなり」。離婆多言はく、「此は是れ法なり、……乃至……佛の教に非ざるなり。今、第十籌を下さん」。問ひ竟るに共に還りて更に都べて集僧し、離婆多は大衆の中に於て更に一々に上の如くに一切去に問ひて、一籌より乃至、第十籌を下せり。是に於て離婆多は唱へて言はく、「我等は已に毘尼法を論り竟りぬ。若し佛の制したまはざりし所は應に妄に制すべからず、若し已に制したまへるには違ふことあるを得ざれ、佛の所教の如くに應に謹みて之を學すべし」。

爾の時、毘尼法を論りし衆の第一上座は一切去と名けて[一二三]百三十六臘なり、第二上座は離婆多と名けて百二十臘なり、第三上座は三浮陀と名け、第四上座は[一二四]耶舍と名けて皆百十一臘なりき。合せて七百阿羅漢ありて多からず少からざりければ、是故に名けて[一二五]七百集法と爲せり。

彌沙塞部和醯五分律（終）

[一二六]罽賓律師佛陀什は彌沙塞部の僧なり。大宋の景平元年秋七月を以て[一二七]揚州に達し、冬十一月、晉の[一二八]侍中瑯琊王練と比丘[一二九]釋慧嚴・竺道生とは請じて出さしめたり。佛陀什は謹んで梵文を執り、[一三〇]于闐沙門智勝は爲に譯して、明年十二月に至りて都べて竟りぬ。正を考へ歸を理め、文は簡備を存し、原を窮めずと雖、大過なきに庶からんか。願はくは塵露を以てして山海を崇廣し、萬代に貽して、舟を同じうせんと爾云ふ。

【七五】 沙蘭（Sālha）。四分律（列六・五三右四）には婆搜村長老とす、十誦律（張七・二八右）に沙羅とせり。

【七六】 空中神。巴利律には suddhāvāsa deva（淨居天）とし、四分律には有レ天不レ現レ身而讃言……として名を出さず。

【七七】 達磨。巴利律（cv. 12, 2,3）には Uttara比丘とし、四分律には名を出さず。

【七八】 四分律（列六・五二左末）に白如レ是言、大德、彼波夷那・波梨二國比丘共諍、世尊出ニ在波夷那一、願大德、助ニ波夷那比丘一とあり。巴利律（cv.12,2,3）にも…puratthimesu janapadesu buddhā bhagavanto uppajjanti, dhammavādī pācinakā bhikkhū adhammavādī pātheyyakā bhikkhū'ti（佛世尊は東方地方に出現したまへり、パーチーナの比丘等は如法語し、パーテーヤの比丘等は非法語するものなり）として、四分律と符合するものあるは注意すべし。

【七九】 不共語擯。共に語らじといひて放逐（niyojeti）するなり、羯磨作法に非ず。

【八〇】 四分律には十二歳とせり。

【八一】 造事人。（mulādāyakā bhikkhū）。根源をなせし比丘達、十事非法を定めたる人即

ん」。離婆多は復問ふらく、「闍樓伽酒を飲まんに淨なりとするや不や」。上座問ふらく、「云何なるを闍樓伽酒と名くるや」。離婆多言はく、「酒を醸して未だ熟せざる者なり」。答へて言はく、「不淨なり」。又問ふらく、「何處に在して制したまひしや」。答へて言はく、「拘舍彌に在して」。又問ふらく、「誰に因みて制したまひしや」。答へて言はく、「[122]沙竭陀に因みてなり」。又問ふらく、「何の事を犯ずるや」。答へて言はく、「[123]飲酒波逸提なり」。離婆多言はく、「此は是れ法なり、……乃至……佛の教に非ざるなり。今、第六籌を下さん」。離婆多は復問ふらく、「作坐具隨意大小は淨なりとするや不や」。答へて言はく、「不淨なり」。又問ふらく、「何處に在して制したまひしや」。答へて言はく、「舍衛城にて」。又問ふらく、「誰に因みて制したまひしや」。答へて言はく、「[124]迦留陀夷に因みてなり」。又問ふらく、「何の事を犯ずるや」。答へて言はく、「[125]波逸提を犯ずるなり」。離婆多言はく、「此は是れ法なり、……乃至……佛の教に非ざるなり。今、第七籌を下さん」。離婆多は復問ふらく、「[126]習先所習は淨なりとするや不や」。上座問ふらく、「云何なるを習先所習と名けしや」。離婆多言はく、「白衣時の所作を習ふなり」。上座言はく、「或は習ふべきと或は習ふべからざるとあり」。離婆多言はく、「此は是れ法なり、……乃至……佛の教に非ざるなり。今、第八籌を下さん」。離婆多は復問ふらく、「[127]求聽は淨なりとするや不や」。上座問ふらく、「云何なるを求聽と爲すや」。離婆多言はく、「別に羯磨を作し然して後に來りて餘人の聽を求むるなり」。答へて言はく、「不淨なり」。又問ふらく、「何處にて制したまひしや」。答へて言はく、「[128]瞻婆國に在して」。又問ふらく、「誰に因みて制したまひしや」。答へて言はく、「六群比丘に因みて」。又問ふらく、「何の事を犯ずるや」。答へて言はく、「[129]隨羯磨事なり」。離婆多言はく、「此は是れ法なり、……乃至……佛の教に非ざるなり。今、第九籌を下さん」。[130]離婆多は復問ふらく、「金・銀及び錢を受畜せんに淨なりとするや不や」。答へて言はく、「不淨なり」。又問ふらく、「何處に在して制したまひしや」。

五二右）には耶舍は此時離婆多の同意を得んとて、婆呵河邊に、それより伽那慰闍(Kaṇṇakujja)に、更に阿伽樓羅(Aggalapura)國に、更に僧伽賒國 (Sahajāti＝十誦律の薩寒若國）に尋ね到りて逢ふを得たりとせり。

【六八】波利邑。律部十三、註(四の一九)參照。巴利律(cv. 12,1,7)にはpātheyyā並にAvantidakkhiṇāpathaの比丘等の所に使を派し、自ら(耶舍)はSambhūta, Sāṇavāsiの許に赴けりとせり。四分律には六十波羅離子比丘とし又波梨國比丘ともなせり。十誦律(張七・二七右)には達嚫那國・阿槃提國等諸比丘とし、同(二八右五)には阿槃提・達嚫那・波多國とせり。

【六九】摩偸羅國。律部八、註(三の一五五)參照。

【七〇】阿臘脾(Aḷāvi)。律部八、註(六の七七)曠野精舍の下參照。

【七一】三浮陀(Sambhūta Sāṇavāsi)。十誦律に三善伽とす。

【七二】阿呼山(Ahogaṅga pabbata)。宋・元・明・宮・聖本には阿呼山となす。今改めず。四分律には阿吁恒河山とす。

【七三】離婆多(Revata)。

【七四】貨を行ずとは、まひなひするなり。

く觀察するに、唯、[101]毘羅耶女が施せる所の園のみ好なりければ、離婆多は卽ち弟子[102]達磨をして彼に往いて座を敷かしめて(言はく)、「若し上座至らんには汝便ち避去せよ」。勅を受けて卽ち敷くに、諸の上座至りて次第して坐せり。是に於て離婆多は一切去上座に問うて言はく、「鹽薑合共宿は淨なりとするや不や」。答へて言はく、「不淨なり」。又問ふらく、「何處に在して制したまひしや」。答へて言はく、「王舍城に在して」。又問ふらく、「誰に因みて制したまひしや」。答へて言はく、「[103]一阿練若比丘に因みてなり」。又問ふらく、「何の事を犯ずるや」。答へて言はく、「[104]宿食波逸提を犯ずるなり」。離婆多言はく、「此は是れ法なり、此は是れ律なり、此は是れ佛の教にして跋耆比丘の所行は法に非ず、律に非ず、佛の教に非ざるなり。今、[105]一籌を下さん」。離婆多は復問ふらく、「兩指抄食食は淨なりとするや不や」。上座問ふらく、「云何をか兩指抄食食と名けたる」。離婆多言はく、「比丘足食し已りて更に食を得んに、兩指を以て抄みて之を食するなり」。答へて言はく、「不淨なり」。又問ふらく、「何處に在して制したまひしや」。答へて言はく、「王舍城に在して」。又問ふらく、「誰に因みて制したまひしや」。答へて言はく、「[106]跋難陀に因みてなり」。又問ふらく、「何の事を犯ずるや」。答へて言はく、「[107]不作殘食法食波逸提を犯ずるなり」。離婆多言はく、「此は是れ法なり、……乃至……佛の教に非ざるなり。今、第二籌を下さん」。[108]復坐食淨・[109]越聚落食淨も亦是の如くして第三第四籌を下せり。離婆多は復問ふらく、「酥・油・蜜・石蜜・和酪は淨なりとするや不や」。上座問ふらく、「云何なるを酥・油・蜜・石蜜・和酪淨と名くるや」。離婆多言はく、「非時に之を飲むなり」。答へて言はく、「不淨なり」。又問ふらく、「何處に在して制したまひしや」。答へて言はく、「舍衞城に在して」。又問ふらく、「誰に因みて制したまひしや」。答へて言はく、「[110]迦留陀夷に因みてなり」。又問ふらく、「何の事を犯ずるや」。答へて言はく、「[111]非時食波逸提を犯ずるなり」。離婆多言はく、「此は是れ法なり、……乃至……佛の教に非ざるなり。今、第五籌を下さ

迦蘭提子にして阿難の弟子なりとす。善見律には耶須拘迦乾陀子となす。

【六三】 下意羯磨。前註(二四の四九)及び律部八、註(七の五〇)發喜羯の下參照。

【六四】 耆域菴羅園(Jīvakambavana)。律部八、註(一の一七七)菴羅窟參照。

【六五】 珠髻(Maṇicūḷaka)。

【六六】 四曀(Cattāro candimasuriyānaṃ upakkilesā)。烟雲等の四種のおほひかざす物。四分律(列六・五二右)には阿修羅・烟雲・塵・霧とし、巴利律(cv.12,1,3)にはabbha(黑雲)・mahikā(霧)・dhūmaraja(煙塵)・Rāhu(羅睺羅阿修羅王)とせり。四分律・巴利律は沙門婆羅門の四種塵穢卽ち飲酒・愛欲・邪命・畜金銀の四を說いて後に長き偈を出せるは注意すべし。

【六七】 波旬國。前註(二二の八六)及び前註(三)に波旬邑(國)の語出づるも、これpāvā(波婆城)にして今とは相違す。大正藏經の註には pācinā とあるも、これ四分律(列六・五二左末三)の波夷那にして、波利邑諸比丘の西方なるに對し跋耆諸比丘の東方なるを現はして波夷那諸比丘とせる故に、今の波旬國を pācinā とすることは危險なり。四分律(列六・

は獨上座の房中に往き、臥具を敷いて宿せり。離婆多は夜に是念を作さく、「此の一切去は羸老せる上座なるに猶ほ尙ほ尅厲して竟夜に坐禪せり、我れ今何が宜として安寢するを得んや」。一切去も亦是念を作さく、「此の客比丘は行路して疲極し復兼せて洗浴せるに、猶ほ尙ほ竟夜に坐禪し行道せり、我今云何がして安臥するを得んや」。二人は相推りて遂に竟夜に坐禪して後夜時に至りしに、時に一切去は離婆多に問うて言はく、「汝、今夜多く何の[85]定にか遊べる」。答へて言はく、「我が性は[86]多慈なれば今夜多く此定に遊びしなり」。一切去言はく、「此は是れ[87]麁定なり」。又問ふらく、「汝は是れ阿羅漢なりや非や」。答へて言はく、「是なり」。離婆多は次で一切去に問うて言はく、「上座は今夜多く何の定にか遊べる」。答へて言はく、「我は性として[88]空觀を好めば今夜多く此定に遊びしなり」。離婆多言はく、「此は是れ[89]大人の所行なり。何を以ての故に、空三昧は是れ大人の法なれば」。又、上座に問ふらく、「是れ阿羅漢なりや不や」。答へて言はく、「是なり」。後夜竟り已るに耶舍比丘は房前に到りて彈指し、上座は戶を開きしに卽ちに入りて問訊せり。問訊し已るに離婆多は一切去に問うて言はく、「鹽薑合共宿は淨なりや不や」。答へて言はく、「此事は應に僧中にて問ふべし、若し獨して我に問はんに、恐らくは非法の人は我を以て私せりと爲して、我を[90]作論毘尼數に容れざらん」。是に於て離婆多は卽ちに集僧せるに、毘尼を論らんと欲して而も多く亂語せしかば、便ち僧に白して言さく、「今日共に毘尼法を論らんと欲して而も多く亂語して斷ずることを得ざれば、彼此の衆は應に各四人を求めて、僧は爲に白二羯磨して差して[91]斷事主と爲すべし」。跋耆の比丘は先に四人を求め、一は[92]一切去と名け、二は[93]離婆多と名け、三は[94]不闍宗と名け、四は[95]修摩那と名けぬ。波利邑比丘も亦四人を求め、一は[96]三浮陀と名け、二は[97]沙蘭と名け、三は[98]長髮と名け、四は[99]婆沙藍と名けぬ。諸の上座は[100]僧差を被り已りて共に是議を作さく、「何許の地か閑靜平曠にして、可しく共に中に於て毘尼法を論り(得)べきや」。卽ち遍

十誦律には如是淨、有部律には高聲共許淨法、善見律には住處淨、巴利律にはāvāsaka-ppa なるものを存す。卽ち五分律の復坐食淨なるものは餘律になき故に、此點に於て十事非法の出沒あるを知るべし。四分律等の此非法は、同一界內に在りても別衆羯磨を成すことを得るとの非法にして、巴利律に kappati bhante sambahulā āvāsā samānasīmā nānuposatham kātum ti. (同一結界內の多くの住院にて夫々に布薩式を擧ぐるは可なりや)とあるに相當す。有部律には非法不和羯磨・非法和羯磨・法不和羯磨をなす時に、その不法なるを知りつゝ高聲に共許を與ふるなりとせり。

【五九】 受畜金銀錢淨(jātarūparajatam)。諸律相違なきも、僧祇律には此非法を機緣として七百結集律藏をなせりとせり、(律部十、註三三の一一一九)參照。

【六〇】 巴利律にも kaṃsapātiudakena pūretvā (銅鉢に水を滿たして)とあり。

【六一】 金・銀及び錢。律部八、註(一〇の一〇)生色似色の下參照。

【六二】 耶舍迦蘭陀子(Yasa Kākaṇḍakaputta)。四分律に耶舍伽那子、十誦律には耶舍陀

く、「我に沙門所須の物あり、若し短乏するあらんには便ち可しく之を取らるべし」。答へて言はく、「我に皆自ら有りて乏少する所なし」。跋耆の諸比丘は復言はく、「佛、世に在せし時は人來りて佛に施さんに、佛受けたまはざるには以て阿難に施し、阿難は皆受けぬ。阿難にして既に受けんには、則ち是れ佛受けたまへりとするなり」。達磨は之を聞いて爲に一物を受け、受け已るに問うて言はく、「汝等は何の意にてか強ひて我に物を施さんとせる」。答へて言はく、「汝、我が爲に汝が和尙に白し、以て力めて助けられて、耶舍をして我が法と律とを壞せしめざらんことを欲するなり」。達磨は便ち爲に和尙の所に往いて白して言さく、[七八]「和尙、可しく跋耆の比丘を助けらるべし」。答へて言はく、「非法を行ずるの人は、我の助けざる所なり」。達磨復白さく、「願はくは更に籌量したまはんことを」。答へて言はく、「汝今我に非法の人を助けんことを勸むること、我が弟子には非じ、今より復我が左右に在ること勿れ、我も亦復び汝と共に語言せじ」。達磨は慚懼し、出でて跋耆の諸比丘の所に到るに、彼皆問うて言はく、「汝が和尙は我を助くるの意ありや不や」。答へて言はく、「有ることなし、徒に我をして今汝が爲に責を受けて[七九]不共語擯を得せしめたり」。跋耆の諸比丘は問うて言はく、「汝は今幾歲なりや」。答へて言はく、[八〇]「二十歲なり」。便ち言はく、「汝が年德此の如し、何ぞ此の不共語擯を作すに忍びんや」。

是に於て長老離婆多は是念を作さく、「我れ若し此に於て彼事を滅せんには、彼の[八一]造事人は必らず更に發起せん、今當に共に往いて彼に就りて之を滅すべし」。念じ已るに便ち大衆と俱に毘舍離城に之きぬ。彼城に先に比丘あり、一切去と名け、[八二]閻浮提沙門釋子の中に於て最上座と爲し、阿羅漢・三明六通を得て亦是れ阿難の最大弟子なり。耶舍は僧坊外に於て離婆多に語ぐらく、「可しく上座の房に往いて臥具を敷いて宿し、幷に具に上事を白すべし。我れ晨朝に亦當に上座を問訊すべし」。衆人既にして僧房に入るに、彼の上座は爲に[八三]浴具を辦へ、[八四]過中漿を設けぬ。離婆多

壇淨、巴利律に adasaka nisidana(緣なき坐具)とせり。四分律は割截せざる坐具を不法とし、十誦律・善見律・巴利律は縷邊即ち四方に一磔手を益さゞるを不法とし、本律亦大小隨意なりとする故に一磔手を益さゞる小坐具を不法とせる如し。有部律は新坐具を得つゝ、故坐具にして佛の一張手を重帖せざるを不法とせり。

【五七】習先所習淨(āciṇṇakappa)。四分律に得常法、有部律に舊事淨法、善見律に久住淨とせり。これ慣習によりて行ふもの、相傳なり口傳なりといひて、經律を檢校せざるをいふ。十誦律(張七・三〇右末)に行法淨とあるものは習慣淨に相當するが如きも解釋に相違あるは注意すべし。有部律によるに、自ら地を掘りて而もこれ本來の所作なれば淨法なりと主張するが如し。本律には白衣時の所作を習ふなりとせり。

【五八】求聽淨(anumatikappa)。四分律に後聽可、十誦律に證知淨、有部律に隨意淨法、善見律に隨意淨とあり。一部の衆にて別に羯磨をなして、全部の衆に事後承諾を求むるなり。こゝに五分律以外の諸律には、四分律には、得寺內、

復三十の波利邑比丘あり、徳皆上の如くにして亦是れ阿難の弟子なりしが[六九]摩偷羅國に在りき。耶舍は六十比丘と與に是議を作して言はく、「彼の三十比丘を得て我等に同ぜんには、必らず如法に彼惡事を滅するを得ん」。議し已りて便ち共に飛びて彼の比丘の所に往き、具に上の如くに說けるに、彼亦心に逆ふこと莫くして共に同じく滅せんと欲せり。復、波利邑の三十比丘あり、徳皆上の如くにして亦是れ阿難の弟子なりしが[七〇]阿臘脾邑に在りき。耶舍は復九十人と與に上の如きの議を作し、往いて其所に到りて具に上の如くに說けるに、彼も亦同心して共に之を滅せんと欲せり。時に長老[七一]三浮陀は[七二]阿呼山上に在りき。耶舍は復百二十人と共に上の如きの議を作し、往いて其所に到りて具に上の如くに說けるに、彼も亦同心して共に之を滅せんと欲せり。時に長老[七三]離婆多は拘舍彌城に在り、慈心三昧を得て大眷屬ありき。耶舍は復百二十一人と與に亦上の如くに議し、往いて其所に到りて具に上の如くに說けるに、彼も亦同心して共に之を滅せんと欲せり。時に跋耆の諸比丘は耶舍が拘舍彌なる離婆多の所に往けるを聞いて、便ち船に沙門の衣鉢(及び)諸の所須の物を載滿し、亦彼に往いて[七四]貨を行じて助を求めんと欲せり。其の船中に伴として一持律比丘あり、[七五]沙蘭と名く、竊に獨り思惟すらく、「跋耆の比丘は如法なりと爲すや不や」。即ち諸の經律に依りて其の所爲を察して、不如法なりと爲せり。時に[七六]空中神は三反唱へて言はく、「是の如し、是の如し。跋耆の比丘の所行は非法なること、汝が所見の如し」。跋耆の諸比丘は拘舍彌に到りて皆共に岸に上り、長老離婆多の所に到りて白して言さく、「我等は多く沙門所須の物を載せて、來りて大德に奉ぜんとす、願はくは爲に納受したまはんことを」。答へて言はく、「我が衣鉢は具足せり、復之を須ゐじ」。又白して言さく、「若し多く須ゐざらんには、願はくは少許を受けたまはんことを」。答へて言はく、「我が衣鉢は已に備はれり、汝が爲に法を斷きて受くることあるを得ず」。離婆多に一弟子あり、名けて[七七]達磨と曰ひ、常に左右に侍せり。跋耆の諸比丘は便ち其所に往いて語げて言は

足食後に食を得んに、餘食法を作さずして食すとも可なりとの說なり。

【五四】 酥油蜜石蜜和酪淨。四分律に得和、十誦律・善見律に生和合淨、有部律に酪漿淨法とせり。巴利律には amathitakappa (不攪乳淨) とし、Kappati bhante yan taṃ khīraṃ khīrabhāvaṃ vijahitaṃ asampattaṃ dadhibhāvaṃ bhuttāvinā pavāritena anatirittaṃ pātun ti. 乳にして乳の質變ぜるも未だ酪と成らざるを、足食せる後に餘食作法をなさずして飲むことは可なりや)とあり。十誦律には生乳酪酥共和合噉、四分律には以酥油蜜生酥石蜜酪和一處、有部律には以乳酪一舛和水攪之非時飲用とあり。漢譯諸律は時藥を非時藥として飲む故に不法なりとせるなり。

【五五】 飲闍樓伽酒淨(jalogi pātuṃ)。四分律に飲闍樓羅、十誦律に貧住處淨、有部律に和水飲酒、善見律に水淨とせり。闍樓伽とは未だ醱酵せざる(asampattā majjabhāvaṃ)=酒に達せざる)をいふ。

【五六】 作坐具隨意大小淨。四分律に寄不截坐具、十誦律に縷邊不益坐具淨、有部律に坐具淨法、善見律に不益縷尼師

畜し及び用ひて販賣することを以て、て淨なりと爲さんには、當に知るべし、是人は必らず定んで我が法と律とを信ぜざることを。我れ常に車を須ゐんには車を求め、人を須ゐんには人を求め、所須の物に隨うて皆之を求むるを聽さんと說けりと雖、而も終に金銀珠寶を受畜し、及び用ひて販賣するを得んとは(說か)ざりき」と』。耶舍は此を說き已りて又言はく、「我れ先に是れ法なると法に非ざると、是れ律なると律に非ざると、是れ佛の敎なると佛の敎に非ざると、是れ佛の所說なると佛の所說に非ざるとを說けり」。諸の優婆塞言はく、「我等は此語の中に於て信樂せざるなし、今、毘舍離には唯大德ありて是れ沙門釋子なるならくのみ。願はくは此に住まりて我等が盡壽に四事供養するを受けたまはんことを」。

耶舍は諸の優婆塞に謝し已りて僧使比丘と倶に僧坊に還りしに、跋耆比丘は僧使比丘に問うて言はく、「耶舍比丘は已に諸の優婆塞に謝せりや未や」。答へて言はく、「已に謝せり、但、諸の白衣は皆其語を信じて咸く是言を作せり、『今、毘舍離には唯大德あるのみ』。已にして盡壽に四事供養せんことを請じて、我等が輩に於ては復宜利なかりき』。跋耆比丘は復び耶舍が前に諸比丘に敎へたるを以てして、「僧を罵りたるは波逸提を犯ぜり」と爲して語げて言はく、「汝當に見罪悔過すべし」と』。耶舍答へて言はく、「我に罪の見るべきなきに云何がして悔過せんや」。跋耆比丘は便ち聚集して與に不見罪羯磨を作さんと欲せり。是に於て耶舍は便ち神足を以て飛びて[六七]波旬國に往けり。時に[六八]波利邑に六十比丘あり、皆是れ阿練若・三衣・乞食・糞掃衣・常坐・露地坐にして三明六通を具足して悉く是れ阿難の弟子なりしが、倶に共に飛來して毘舍離に向へり。耶舍は之を見て便ち衣鉢を虛空中に置けること猶し地に著けるが如くして、彼比丘と共に相問訊して具に跋耆比丘の十種非法を說き、語げて言はく、「大德、我等は當に共に毘尼法を論りて以て斯事を滅すべし、跋耆比丘をして正法を破せしむること勿れ」。彼比丘は心に逆ふこと莫くして共に同じく滅せんと欲せり。

六・五二右)とあり、十誦・有部も亦然り。然るに巴利律(善見律に說明なし)には Kappati bhante dvaṅgulāya chāyāya vītivattāya vikāle bhojanaṃ bhuñjituṃ ti.(大德よ、日影二指を過ぎたる非時までに中食を食することは相應なりや)とあり。即ち正午を過ぎて日影二寸程に至るまでに食すとも非時食戒を犯ぜざるべしとの意なり。日影二寸とは僅少の時間をいふ。漢譯諸律の二指にて食を抄むとは、飽食せる後にて已に食時の威儀作法を捨せる後に、餘食法を作さずしてつまみ食ひをすることは差支なかるべしとの意にして、三指を使用するは通常の食法なれば、三指を用ひずして二指を以てせば犯なかるべしとの意なるべし。

【五二】 復坐食淨。本律に說示せず、又餘律に相應するものなければ、其相明かならず。

【五三】 越聚落食淨(gāmantarakappa)。宋・元・明・宮本には趣聚落食淨とせるも、後の文には諸本皆越として趣とせざる故に今改めず。越も趣も antara の譯の相違にして、四分律には得聚落間、十誦律には近聚落淨、有部律には道行淨法、善見律には聚落間淨とせり。村と村との中間にては

れば、便ち之に語げて言はく、「諸君當に知るべし、是れ法なるには我れ是れ法なりと說き、法に非ざるには我れ法に非ずと說き、是れ毘尼なるには我れ是れ毘尼なりと說き、毘尼に非ざるには我れ毘尼に非ずと說き、是れ佛の敎なるには我れ是れ佛の敎なりと說き、佛の敎に非ざるには我れ佛の敎に非ずと說けるも、我が先に說ける所は諸の優婆塞をして瞋らしめたれば、今來りて過を謝するなり」。諸の優婆塞は皆大に驚いて言はく、「大德、何の時に我等が爲に是れ法なり、是れ毘尼なり、是れ佛の敎なりと說いて我等をして瞋らしめて來りて謝せらるゝや」。耶舍更に諸人に語げて言はく、『世尊は一時王舍城なる[六四]耆域菴羅園に在しき。時に瓶沙王の諸大臣は共に王門に集まりて是の如きの議を作せり、「沙門釋子は應に金銀珠寶を受畜し、及び用ひて販賣すべきなり」。時に彼衆の中に一大臣ありて[六五]珠髻と名け、衆人に語げて言はく、「此議を作すこと勿れ、沙門釋子は應に金銀珠寶を受畜し、及び用ひて販賣すべからざるなり」。卽ち此事を以て往いて世尊に白さく、「我が說ける所は將に過謬なからんとするや」。佛言はく、「汝が說ける所は正に其中を得たり、所以は何となれば、我れ常に此を說きたればなり、「沙門釋子は應に金銀珠寶を受畜し、及び用ひて販賣すべからず」」と』。復、佛に白して言さく、「唯願はくは世尊、衆人に告げしめて非謬を知らしめたまはんことを」。佛言はく、「大に善し」。又、珠髻に告げたまはく、「譬へば日月の、烟・雲・塵・阿修羅の[六六]四曀の爲に蔽はれて不明不淨なるが如く、沙門婆羅門にも四種曀ありて亦復是の如くなり、或は愛欲を斷ぜずして婬法を行じ、或は酒食に耽りて除斷すること能はず、或は專ら邪命を作して以て自ら給活し、或は金銀珠寶を受畜し及び用ひて販賣するとなり。若し人五欲を以て淨なりと爲さんには、是人は則ち金銀珠寶を受畜し及び用ひて販賣することを以てして淨なりと爲すなり。若し人、金銀珠寶を受畜し及び用ひて販賣することを以て淨なりと爲さんには、是人は則ち五欲を以てして淨なりと爲すなり。若し人にして我に依りて出家して具足戒を受けつゝ、而も金銀珠寶を受

【五〇】 鹽薑合共宿淨（siṅgiloṇakappa）。十誦律・善見律は鹽淨、有部律は鹽事淨法、四分律は與鹽共宿、巴利律は角鹽淨とせるに、五分律のみは鹽と薑との二種を列ねたり。これ siṅgi（生薑）と loṇa（鹽）との二語合成せる故に鹽薑とせるなり。巴利律（cv,12,1,10）には Kappati bhante siṅgiṇā loṇaṃ pariharituṃ yattha aloṇakaṃ bhavissati tattha paribhuñjissāmiti.（大德よ、角中に鹽を蓄へて、鹽氣のなき時に受用せんことは相應なりや）とあるにより、角製の器中に鹽を蓄へて已の傍に置けるものであらう。これ siṅgin（角を以て）を五分律譯時には siṅgi（薑）と見て鹽と薑との二種とせるものゝ如し。鹽も薑も盡形壽藥なる故に已の傍に置きて共宿するを得るも、もし食時に用ふれば時藥となりて、盡形壽藥體たるを失する故に、鹽薑と共宿するは非法なりと斷ずるなり。

【五一】 兩指抄食食淨（dvaṅgulakappa）。四分律も兩指抄食、十誦律は指淨、有部律は二指淨法、巴利律・善見律は二指淨とせり。本律後の文に二指にて食を抄みて食すとあり、四分律には二指にて食を抄みて食するを得る不や（列

佛、泥洹したまひて後[四八]百歳にして、毘舍離の[四九]跋耆比丘は始めて十非法を起せり、一に[五〇]鹽薑合共宿淨、二に[五一]兩指抄食食淨、三に[五二]復坐食淨、四に[五三]越聚落食淨、五に[五四]酥・油・蜜・石蜜・和酪淨、六に[五五]飲闍樓伽酒淨、七に[五六]作坐具隨意大小淨、八に[五七]習先所習淨、九に[五八]求聽淨、十に[五九]受畜金銀錢淨となり。彼の諸比丘は常に月の八日・十四日・十五日を以て[六〇]鉢に水を盛滿し、多人衆處に集坐して鉢を持して前に著き、以て吉祥と爲して人を要して施を求めぬ。時に諸の白衣男女大小にして前を經過せんには、便ち鉢水を指して言はく、「此中は吉祥なり、可しく衣鉢・革屣・藥の直を與へ(らる)べし」。與へんと欲する者は之に與ふるありしも、與ふるを欲せざる者は便ち譏呵して言はく、「沙門釋子は應に[六一]金・銀及び錢を受畜すべからず、設し人自ら與へんにも應に眼に視るべからざるに、而も今云何が此を作して施を求めんとせる」。時に長老[六二]耶舍迦蘭陀子は彼の獼猴水邊重閣講堂に在りて諸比丘に語げて言はく、『汝、此を作して施を求むること莫れ、我れ親しく佛より聞けり、「若し非法に施を求め、非法の求めに施さんに、二俱に罪を得ん」と』。諸比丘に語げ已りて復諸の白衣男女大小に語ぐらく、『汝等此施を作すこと莫れ、我れ親しく佛より聞けり、「若し非法に施を求め、非法の求めに施さんに、二俱に罪を得ん」と』。

彼の諸比丘は金銀錢を得已るに耶舍に語げて言はく、「大德、可しく此分を受くべし」。答へて言はく、「我れ非法に求得せる施分を受けじ」。復語げて言はく、「若し自ら受けざらんには可しく以て僧に施すべし」。答へて言はく、「我れ既に受けざるに云何がして僧に施さんや」。是に於て諸比丘は便ち耶舍が前に白衣に敎へたるを以てして白衣を罵れりと爲し、與に[六三]下意羯磨を作せり。羯磨し已るに耶舍言はく、『我れ親しく佛より聞けり、「若し僧にして與に下意羯磨を作さんには、應に一比丘を差して伴と爲して諸の白衣に謝すべし」と』。諸比丘は便ち白二羯磨して一比丘を差して之に伴とせり。耶舍卽ち將ゐて白衣の所に至るに、正しく五百優婆塞の、一處に集在せるに値ひけ

るを禁止する罰法。律中、此法を記せるは本律と巴利律とのみ。有部毘奈耶雜事(大正藏24,391c)に出づるも、五百結集記の下に出せるには非ず。巴利律には次に阿難が拘舍彌に梵壇法を加せんとて五百比丘と共に赴くに、王憂陀延那(Udena)の宮女等五百領衣を阿難に贈り、王嫌みて五百衣の處置方法を問ふの記あり。

【四五】こゝに阿若憍陳如等八上座を列するも巴利律には記さず。四分律(列六・五〇左)。十誦律(張七・二二左)には四上座を列ね、僧祇律(律部十、註三二の一〇五)には三上座を列ね、Dīpavaṃsa. 4. には十上座を列ねたり。律部十、註(三二の一〇五)那頭盧の下參照。

【四六】五百集法。四分律には五百阿羅漢共集法毘尼とあるも、巴利律には vinayasaṅgīti pañcasati(律の五百結集)とせり。

【四七】七百集法(sattasatikakkhandhaka)。第二結集なり。

【四八】十誦律(張七・二六右)・有部毘奈耶雜事(大正藏24,411c)一百一十歳とせり。四分・五分・巴利・善見律は一百歳とす。

【四九】跋耆比丘(Vajjiputtakā bhikkhū)。

て之を擧すべし」。

爾の時拘舍彌にて[四三]闡陀比丘は衆僧を觸惱して共に和合せざりき。一比丘あり安居し竟りて迦葉の所に往きて、具に事を以て白すに、迦葉は阿難に語げて言はく、「汝、拘舍彌に往きて佛語・僧語を以て[四四]梵壇法を作して之を罰せよ」。阿難は使を受けて五百比丘と倶に往けるに、闡陀は阿難が五百比丘と與に來れりと聞いて出で迎へて阿難に問うて言はく、「何の故にか此に來れる、將に我が爲に不益(事)を作さんと欲することなからんとするや」。答へて言はく、「乃し汝を益せんと欲してなり」。闡陀言はく、「云何が我を益せんとするや」。答へて言はく、「今當に佛語僧語を以て梵壇法を作して汝を罰すべし」。卽ち問ふらく、「云何が梵壇法と爲すや」。答へて言はく、「梵壇法とは、一切比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷は汝と共に來往し交言することを得ざるなり」。闡陀聞き已るに悶絶して地に躃れ、阿難に語げて言はく、「此れ豈に我を殺すと名けざらんや」。阿難言はく、「我れ親しく佛に從うて聞きぬ、汝當に我に從うて得道すべし、汝起て、汝の爲に法を說かん」。彼便ち起ちて聽き、阿難は爲に種々に妙法を說いて示教利喜せるに、卽ちに遠塵離垢して諸法の中に於て法眼淨を得たりき。

毘尼法を集めし時は、長老[四五]阿若憍陳如は第一上座と爲り、富蘭那は第二上座と爲り、曇彌は第三上座と爲り、陀婆迦葉は第四上座と爲り、跋陀迦葉は第五上座と爲り、大迦葉は第六上座と爲り、優波離は第七上座と爲り、阿那律は第八上座と爲れり。凡て五百の阿羅漢にして多からず少からざりければ、名けて[四六]五百集法と爲すなり。

第五分の十[四七] 七百集法

【四〇】 巴利律(cv. 10,1,11)には王舍城なる迦蘭陀竹園(Veḷuvana Kalandakanivāpa)に至れとせり。結集處に就ては十誦律・四分律・五分律・巴利律には皆王舍城とあるのみ。僧祇律(律部十、註三二の一〇二)には王舍城刹帝山窟に於てとなす。而して善見律第一(大正藏24, 674 b)には王舍城十八大寺(aṭṭhārasa mahāvihārā)一時に頽毀せる故に修治し、更に阿闍世王は講堂を先底槃那波羅山邊禪室門邊(Vebhārapabbatapassa Sattapaṇṇiguhādvāra)に造りて五百の牀座を設けて毘尼藏を集めたりとせり。これ毘富羅山旋七葉窟なり。先底槃那は Sattapaṇṇa の音寫にして僧祇律の刹帝はその音略と見るべきなり。卽ち結集處を七葉窟とせば、十八大寺は窟外にして、今富羅那が迦蘭陀竹園に至り、更に七葉窟に至りて論議せりとすべきか。

【四一】 儉開七事なり、前註(二二の二三)以下參照。

【四二】 彼とは毘舍離なり、前註(二二の三一)本文對照。

【四三】 闡陀比丘(Channa)。

【四四】 梵壇法(brahmadaṇḍa)。不順麤惡語を出して僧伽を惱ます者には不共語羯磨を宣して一切四衆の來往語言す

逸提をも亦是れ小々戒なりとするに至らん。俄に四種を成ぜんに何が定むるを得べき」。迦葉は復言はく、『若し我等にして小々戒の相を知らずして妄りに除かんには、諸の外道の輩は當に是語を作すべけん、[三七]「沙門釋子の其法烟の如くなり、師在せし時は所制皆行じたるも、般泥洹したまへる後は復學するを肯んぜず」と』。迦葉は復僧中に於て唱へて言はく、『我等已に集法し竟りぬ、若し佛の制したまはざりし所は應に妄りに制すべからず、若し已に制したまへるには違ふことあるを得ざれ、佛の所敎の如くに應に謹みて之を學すべし」。

時に長老[三八]富蘭那は[三九]南方に在りしに、「佛、拘夷城に於て般泥洹したまひ、諸の長老比丘は共に王舍城に集まりて毘尼法を論れり」と聞きて、自ら眷屬と與に伸臂を屈する頃の如きに[四〇]衆中に來り到りて迦葉に語げて言はく、『我れ聞けり、「佛、泥洹したまひ、上座比丘は皆共に此に集まりて毘尼法を論れり」と。實に爾りと爲すや不や』。迦葉答へて言はく、「大德、實に爾り」。富蘭那言はく、「可しく更に之を論るべし」。迦葉は即ち上の如くに更に論り、論り已るに富蘭那は迦葉に語げて言はく、『我れ親しく佛より聞けり、[四一]「内宿し・内熟し・自ら熟し・自ら食を持して人より受け・自ら果を取りて食し・池水に就て受け・淨人の果を淨するなきには核を除いて之を食せよ」と』。迦葉答へて言はく、「大德、此七條は佛が毘舍離に在せし時、世飢饉にて乞食するも得難かりければ、故に權に之を聽したまひしなり。後に即ち[四二]彼に於て還更に四を制し、舍衞城に至りて復還三を制したまへり」。富蘭那言はく、「世尊は制し已りて還聽し、聽し已りて還制したまふことあるべからじ」。迦葉答へて言はく、「佛は是れ法主にして法に於て自在なれば、制し已りて還聽し、聽し已りて還制したまふとも何等の咎かあらん」。富蘭那言はく、「我は餘事を忍ぜんも此七條に於ては之を行ずること能はじ」。迦葉は復僧中に於て唱へて言はく、「若し佛の制したまはざりし所は應に妄りに制すべからず、若し已に制したまへるには違ふことあるを得ざれ、佛の所敎の如くに應に謹み

參照。
【三四】壽一劫・過一劫。こゝに過一劫(kappāvasesa)とは滅一劫のことなり、律部十、註(三二の一四〇)參照。
【三五】厲渡。はげしく渡るなり。
【三六】舍利(sarira)。佛の遺身なり。
【三七】四分律(列六・五〇右)沙門瞿曇法律如レ烟とあり、十誦律(張七・二六右)に釋子法滅不レ久譬如ニ燃レ火烟出、火滅烟止一とあり。巴利律(cv.10,1,9)にはdhūmakālikaṃ samaṇena Gotamena sāvakānaṃ sikkhāpadaṃ paññattaṃ,…(沙門瞿曇によりて弟子達の爲に制したまひたる戒條は荼毘する間の如くなり)とあり。即ち荼毘する間とは荼毘する煙の立つ間、即ち世尊の世に在せる間のみ相續せるに過ぎずとの意なり。
【三八】富蘭那(Purāṇa)。四分律に富羅那とし、十誦・僧祇には此記なし。律部十、註(二三の一六)の滿慈子、耶舍の四友人の一たる滿願(puṇṇaji = 同註(二三の一六の下)、及び刀杖の危險を冒して西方輸盧那に傳道せるPuṇṇa(同註二三の一〇一)にもあらず。
【三九】南方(Dakkhiṇāgiri)。王舍城五山外の南邊地方。

れば是を以て三たび請へるなり、我れ是中に於て亦罪相を見ざるも、大徳を敬信すれば今當に悔過すべし」。迦葉は復阿難を詰めて言はく、「『佛は泥洹せんとしたまふに臨みて相を現じて汝に語げたまへり、「若し[33]四神足を得るあらんには、[34]壽一劫若しは過一劫を住めんと欲せんに便ち可しく之を得べけん。如來は無量の定法を成就したれば」と。是の如くに三反相を現じて汝に語げたまひしに、汝は佛に住世一劫若しは過一劫を請ぜざりしは突吉羅を犯ぜり、亦應に見罪悔過すべきなり」。阿難言はく、「我れ佛に久住したまはんことを請ぜんことを欲せざりしには非じ、惡魔波旬は我心を禰蔽したれば是故に此を致せり、我れ此中に於て亦罪相を見ざるも、大徳を敬信すれば今當に悔過すべし」。迦葉は復阿難を詰めて言はく、「佛昔に汝より三反水を索めたまひしに、汝竟に奉らざりしは突吉羅を犯ぜり、亦應に見罪悔過すべきなり」。阿難言はく、「我れ奉ずるを欲せざりしには非じ、時に五百乘車あり上流にて[35]厲渡し水濁りて未だ清まざりければ、以て患を致さんかを恐れて是を以て奉ぜざりしなり、我れ是中に於て亦罪相を見ざるも、大徳を敬信すれば今當に悔過すべし」。迦葉復阿難を詰めて言はく、「汝は女人に先に[36]舍利を禮せんことを聽せるは突吉羅を犯ぜり、亦應に見罪悔過すべきなり」。阿難言はく、「我れ女人をして先に舍利を禮せしめんことを欲せるには非じ、其の、日暮れて城に入るを得ざらんを恐れ、是を以て之に聽せるなり。我れ此中に於て亦罪相を見ざるも、大徳を敬信すれば今當に悔過すべし」。阿難は大迦葉を敬信せるが故に、即ち衆僧中に於て六突吉羅悔過を作せり。

迦葉復阿難を詰めて言はく、「若し我等にして衆學法を以て小々戒と爲さんには、餘比丘は便ち言ひて四波羅提提舍尼をも亦是れ小々戒なりとするに至らん。若し我等にして以て四波羅提提舍尼をも小々戒と爲すに至らんには、餘比丘は便ち復言ひて波逸提をも亦是れ小々戒なりとするに至らん。若し我等にして以て波逸提をも小々戒と爲すに至らんには、餘比丘は便ち復言ひて尼薩耆波

二)雜藏の下參照。

【二九】修多羅藏（Suttantapiṭaka）。經藏なり。善見律には五部經（pañcanikāyā）とせり。

【三〇】小々戒（Khuddānukhuddakāni sikkhāpadāni）。四分律に雜碎戒、僧祇律に細微戒、十誦律には微細戒とせり。

【三一】以下は阿難の六突吉羅悔過を出す。僧祇律（律部十、註三二の一三七）と四分律（列六・五〇左八）には七突吉羅悔過とし、巴利律（cv.10,1,10）には五突吉羅悔過とし、十誦律（張七・二五左）に六突吉羅悔過とせり。巴利律の五は雜碎戒を問はざりしと、世尊の雨時衣を足にて踏みて縫へると、女人をして先に法體を禮せしめたると、住世一劫を請はざりしと、三たび女人の出家を請へるとなり。漢譯諸律には更に三たび水を求めたまひしに捧げざりしを加ふ。僧祇律と十誦律（法體を禮せしめたるを缺く）には女人に世尊の馬陰藏相を示せりとし、四分律には阿難は世尊が三たび侍者たらんことを請ひたまふに肯んぜざりしを加へたり。

【三二】禁。前註（二九の三二）參照。

【三三】四神足。四如意足ともいふ、律部八、註（四の二一〇）

今集めて一部と爲して名けて[二四]中阿含と爲さん。[二五]此は是れ雜說にして比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷・天子・天女の爲に說きたまひしなり、今集めて一部と爲して[二六]雜阿含と名けん。此は是れ一法より增して十一法に至りたれば、今集めて一部と爲して[二七]增一阿含と名けん。自餘の雜說は今集めて一部と爲して名けて[二八]雜藏と爲さん。合せて名けて[二九]修多羅藏と爲す。我等已に集法し竟れり、今より已後は佛の制したまはざりし所には應に妄に制すべからず、若し已に制したまへるには違ふことあるを得ざれ。佛の所教の如くに應に謹みて之を學すべし」。阿難は復迦葉に白して言さく、『我れ親しく佛より聞けり、「吾れ般泥洹せる後にて若し[三〇]小々戒を除かんと欲せんには除くを聽す」と』。迦葉は即ち問ふらく、「汝、何を以て小々戒と爲さんと欲するや」。答へて言はく、「知らず」。又問ふらく、「何の故に知らざるや」。答へて言はく、「世尊に問ひまつらざりしなり」。又問ふらく、「何の故に問はざりしや」。答へて言はく、「時に佛身痛みたまひければ、以て惱亂しまつらんかを恐れてなりき」。[三一]迦葉は詰めて言はく、「汝此義を問はざりしは突吉羅を犯ぜり、應に自ら見罪悔過すべきなり」。阿難言はく、「大德、我れ戒を敬せざりしが(故に)此義を問はざりしには非じ、世尊を惱亂しまつらんことを恐れて是故に敢へてせざりしなり、我れ是中に於て罪相を見ざるも、大德を敬信すれば今當に悔過すべし」。迦葉は復阿難を詰めて言はく、「汝は世尊の爲に僧伽梨を縫ふに御指を以て押へたるは突吉羅を犯ぜり、亦應に見罪悔過すべきなり」。阿難言はく、「我れ佛を敬せざりしには非じ、人の、[三二]綦を捉ふるなかりければ是を以て脚にて押へしなり、我れ是中に於て亦罪相を見ざるも、大德を敬信すれば今當に悔過すべし」。迦葉は復阿難を詰めて言はく、「汝は三たび世尊に請ひて、女人に正法に於て出家するを聽したまはんことを求めたるは突吉羅を犯ぜり、亦應に見罪悔過すべきなり」。阿難言はく、「我れ法を敬せざりしには非じ、但、摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊を長養しまつりたれば、大出家するに至り大道を成じたまへるを致せり、此功應に報ずべけ

【二〇】僧祇陀經(Saṅgīti S.)。大正藏第一卷(226c)佛說大集法門經なり。
【二一】沙門果經(Sāmaññaphala S.)。大正藏第一卷(107a)佛說長阿含經第三分沙門果經なり。
【二二】梵動經(Brahmajāla S.)。大正藏第一卷(264a)佛說梵網六十二見經なり。四分律には梵動經・增一經・增十經・世界成敗經・僧祇陀經・大因緣經・天帝釋問經を列ねたり。巴利律と善見律とは梵動經と沙門果經とを出し、その說處を示す謂の如きは全く一致せるは注意すべし。
【二三】長阿含(Dīghanikāya)。
【二四】中阿含(Majjhimanikāya)。
【二五】本文に此是雜說爲比丘比丘尼優婆塞優婆夷天子天女說今集一部名雜阿含とあり。雜說爲比丘比丘尼の八字を宋・元・明・宮本には爲の一字となせり。今改めず。
【二六】雜阿含(Saṃyuttanikāya)。善見律には僧述多經とせり。
【二七】增一阿含(Aṅguttaranikāya)。善見律には殃堀多羅經とせり。
【二八】雜藏(Khuddakanikāya)。善見律に堀陀迦經とせり。律部十、註(三二の一三

問ふらく、「二制ありしや不や」。答へて言はく、「有りき。比丘ありて獼猴と共に婬を行じたれば」。迦葉復問ふらく、「何處に於てか第二戒を制したまへる」。答へて言はく、「王舍城に在りて」。又問ふらく、「誰に因りてか制したまへる」。答へて言はく、「達膩迦に因りて」。又問ふらく、「何の事を以てして制したまへる」。答へて言はく、「瓶沙王の材を盜みたれば」。迦葉復問ふらく、「何處に於てか第三戒を制したまへる」。答へて言はく、「毘舍離に在りて」。又問ふらく、「誰に因りてか制したまへる」。答へて言はく、「衆多の比丘に因りて」。又問ふらく、「何の事を以てして制したまへる」。答へて言はく、「自ら相に命を害ひたれば」。迦葉復問ふらく、「何處に於てか第四戒を制したまへる」。答へて言はく、「毘舍離に在りて」。又問ふらく、「誰に因りてか制したまへる」。答へて言はく、「婆求摩河の諸比丘に因りて」。又問ふらく、「何の事を以てして制したまへる」。答へて言はく、「虛しきに過人法を得たりと稱したれば」。迦葉は是の如き等を作して一切毘尼を問ひ已りて僧中に於て唱へて言はく、「此は是れ比丘毘尼なり、此は是れ比丘尼毘尼なり、合せて名けて[一六]毘尼藏と爲す」と。

迦葉は復僧に白して言さく、「大德僧聽きたまへ、我れ今僧中に於て阿難に修多羅義を問はんと欲す、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し」。阿難は亦僧に白して言さく、「大德僧聽きたまへ、我れ今當に迦葉に修多羅義を答ふべし、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し」。迦葉は即ち阿難に問うて言はく、「佛、何處に在してか[一七]增一經を說きたまへる。何處に在してか[一八]增十經・[一九]大因緣經・[二〇]僧祇陀經・[二一]沙門果經・[二二]梵動經を說きたまへる。何等の經か比丘に因みて說きたまへる。何等の經か比丘尼・優婆塞・優婆夷・諸天子天女に因みて說きたまへる」。阿難は皆佛の說きたまへるに隨ひて答へぬ。迦葉は是の如くに一切修多羅を問ひ已りて僧中にて唱へて言はく、「此は是れ長經なり、今集めて一部と爲して[二三]長阿含と名けん。此は是れ長ならず短ならず、

此を修治するはこれ安居先事なり。巴利律には初月(paṭhamam māsam)破れ損じたるを繕ひ(khaṇḍaphullaṃ paṭisaṃkharoti)、中月(majjhimaṃ māsaṃ)に集まりて法と律とを結集せんとあるも五分律の如く三月に集まるの語なし。善見律にもなし。四分律には先に房舍臥具を治し次で阿難の七突吉羅悔過より優波離の律結集を記せり。十誦・僧祇にはかゝる語なし。

【一六】毘尼藏(vinayapiṭaka)。律藏なり。四分律(列六・五一右)には二部毘尼・一切犍度及び調部・毘尼增一をも結集せりと云ひ、善見律(大正藏24, 675 a)には二部毘尼・犍陀・波利婆羅をも集めたりといへり。

【一七】增一經。巴利長阿含中缺く。大正藏第一卷(57b)佛說長阿含第二分增一經なり。四分・巴利・善見律には最初に梵動經を問へりとなし、十誦律には轉法輪經を問へりとなす。

【一八】增十經(Dasuttara S.)。大正藏第一卷(52 c)佛說長阿含第二分十上經なり。

【一九】大因緣經(mahānidāna S.)。大正藏第一卷(60 a)佛說長阿含第二分大緣方便經なり。

作さく、「我れ當に爲に厭離法を說いて其をして因りて悟らしむべし」。便ち阿難の所に往いて爲に偈を說いて言はく、

[一四]「靜處にて樹下に坐せんに　心、泥洹に趣かん　汝、禪もて放逸なる莫れ　多說して何の爲す所ぞ」。

諸比丘も亦阿難に語げて言はく、「汝應に速かに所作あるべし、大迦葉は今比尼法を集めんと欲せるも、而も汝が此數中に在るを聽さゞれば」。阿難は既にして跋耆比丘所說の偈を聞き、又迦葉が集比尼數中に在るを聽さゞりしを聞いて、初中後夜に勤めて經行思惟して解脫を得んことを望めるも而も未だ得ること能はざりしに、後夜過ぐるに垂んとして身體疲極して小く偃臥せんと欲し、頭未だ枕に至らざるに豁然として漏盡きぬ。諸比丘は知りて即ちに迦葉に白さく、「阿難は昨夜已に解脫を得たり、今應に集比尼數に在るを聽すべし」。迦葉即ち聽せり。是に於て迦葉は是念を作さく、「何許にか多く飲食・牀坐・臥具ありて、以て資給して比尼を集むるを得べき、唯見る、王舍城は足して以て、資給せんことを」。便ち僧中に於て唱へて言はく、「此中、五百羅漢は應に王舍城に往いて安居すべし、餘は一人も去くことを得じ」。是制を作し已るに、五百羅漢は王舍城に至り、[一五]夏の初月に於て房舍・臥具を補治し、二月に諸禪解脫に遊戲し、三月に然して後共に一處に集まれり。是に於て迦葉は僧に白して言さく、「大德僧聽きたまへ、我れ今僧中に於て優波離に毘尼義を問はんとす、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し」。時に優波離は亦僧に白して言さく、「大德僧聽きたまへ、我れ今當に迦葉に毘尼義を答ふべし、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し」。迦葉即ち優波離に問ふらく、「佛、何處に於てか初戒を制したまへる」。優波離言はく、「毘舍離に在りて」。又問ふらく、「誰に因りてか制したまへる」。答へて言はく、「須提那迦蘭陀子に因りて」。又問ふらく、「何の事を以てして制したまへる」。答へて言はく、「本二と共に婬を行じたれば」。又

華を持し來れるに逢ひて世尊入滅したまへるを知れりとの記あり。

【九】憂毒。うれひいたむなり。

【一〇】比尼。宋・元・明・宮本には比丘とせるも今改めず。比尼は毘尼にして即ち律なり。

【一一】結集(saṃgīti)。法・律二藏の大結集なり。

【一二】集比尼數。本文に今應聽在集比丘數とあり。宋・元・明・宮本にも比丘となせり。縮藏・新藏には比尼となせり。今比尼に改めたり。毘尼を結集する僧數に足せしむる意。

【一三】跋耆比丘。跋耆族の比丘なり。四分律に跋闍子比丘とせり。巴利律に此記なし。

【一四】四分律に同偈あり。

靜住空樹下　心思於涅槃、
坐禪莫放逸　多說何所作。

而して阿難は羅漢を證し已りて次の偈を說けりとせるは僧祇律(律部十、註三二の一一九)に同ぜり。

多聞種々說　常供養世尊、
已斷於生死　瞿曇今欲臥。

十誦律には阿難未證のまゝに經を誦出せりとし、巴利律には未證のまゝに五百數に足せるも、阿難自ら發意して證せりと爲す。

【一五】善見律によるに十八大寺一時に頹毀せる故にとあり。

卷の第三十　彌沙塞

第五分の九　五百集法

爾の時世尊泥洹したまひて未だ久しからず、大迦葉は毘舍離なる[2]彌猴水邊重閣講堂に在りて大比丘僧五百人と俱なりしが、……皆是れ阿羅漢なり、唯阿難を除く……諸比丘に語ぐらく、『昔に吾れ[3]波旬國より[4]拘夷城に向ひしに、二國の中間にて佛世尊は已に[5]般泥洹したまへりと聞いて、我れ時に中心に迷亂して自ら攝すること能はざりき。諸の聚落の比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷も、或は[6]躃れ或は踴りて地に踠轉して哀號せざるはなく、速かなりしを歎じ疾かりしを歎じては（言はく）、「世間は空虛なり、[7]世間眼滅せり」と。時に[8]跋難陀は先に彼に遊(行)せしに、衆人を止めて言はく、「彼の長老は常に言へり、應に是を行ずべし、應に是を行ずべからず。應に是を學すべし、應に是を學すべからずと。我等今に於て始めて此苦を脫せり、意の所爲に任せて復拘礙することなけん、何爲ぞ相與して共に啼哭せる」。吾れ其語を聞いて倍復[9]憂毒せり。佛は泥洹したまへりと雖[10]比尼は現在せり、應に同じく勗勉して共に之を[11]結集すべし、跋難陀等をして別に眷屬を立てゝ以て正法を破せしむること勿れ』。諸比丘は咸以て善と爲して迦葉に白して言さく、「阿難は常に世尊に侍して聰叡多聞にして具に法藏を持せり、今應に聽して[12]集比尼數に在ら(しむ)べし」。迦葉言はく、「阿難は猶ほ學地に在り、或は愛・恚・癡・畏に隨へり、應に之に容るゝべからず」。時に阿難は毘舍離に在りて恒に四衆の爲に晝夜に法を說けるに、衆人來往して殆ど佛の在せるが若くなりき。[13]跋耆比丘あり彼の閣上に於て坐禪せるに、此を以て閙亂して諸解脫三昧に遊ぶを得ざりければ是念を作さく、「阿難は今學地に於て應に所作あるべきに、所作なしと爲してか常に憒閙に在りて多く所說あり」。既にして入定して觀ずるに、應に所作あるべきを見たりければ、復是念を

【一】五百集法(pañcasatikakkhandaka)。第一結集なり。四分律(列六・四九左)・十誦律(張七・二二左)・僧祇律(律部十、註三二の八一)・巴利律(cv. 11)善見律(一)參照。

【二】彌猴水邊重閣講堂。前註(二二の五〇)參照。

【三】波旬國(Pāvā)。波婆邑なり。

【四】拘夷城(Kusinārā)。拘尸那伽羅城、末羅人の首都。律部十、註(三二の八五)參照。

【五】般泥洹(parinibbāna)。律部八、註(三の二一・二〇八)參照。

【六】躃。躃踊の躃の義、卽ち胸を打ちて悲しむことなるべきも、今本文のまゝにして改めず。踊は卽ち踴にして、もだえかなしみてばねをどるなり。

【七】世間眼。佛は世間に於て眼となりて能く正道を指示する故に世間眼といふ。又、世眼ともいふ。四分律に世門明眼とせり。

【八】跋難陀。四分律にも跋難陀、十誦律には一不善不及老比丘とあり。僧祇律も一摩訶羅比丘とせり。巴利律には晩年に出家せる須跋陀(Subhadda)となす。而して四分律・善見律には、先に異尼揵子(一道士)が世尊涅槃時の曼陀羅

淨人の、食を授くる(者)なかりき。佛言はく、「淨人なき時に比丘尼、食を授けて比丘に與ふるを聽す、無犯なり。比丘、食を授けて比丘尼に與へんにも亦是の如し」。諸比丘尼あり酒沽を作りしに多人譏呵せり。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには偷羅遮なり」。諸比丘尼あり田・犂・牛・奴を畜へ、自ら看りて耕し種ゑぬ。諸の白衣譏呵すらく、「此の諸比丘尼も亦自ら看りて田を耕せり、我と何か異らん」。佛言はく、「應に自ら看るべからず、應に淨人をして知らしむべし、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘尼あり[三五]出息せるに多人譏呵せり。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには偷羅遮なり」。諸比丘尼あり婬女を畜へ、肆に坐せ(しめ)て之に賃せるに多人譏呵せり。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには偷羅遮なり」。諸比丘尼あり油を壓して賣りしに多人譏呵せり。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには偷羅遮なり」。諸比丘尼あり[三六]蹉脚して戲れしに多人譏呵せり。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。繩を懸け自ら掛りて戲れんにも亦是の如し」。諸比丘尼あり住處にて火を失せり。佛言はく、「應に揵搥を打ち若しは唱令して集め、皆して共に火を救ひ、土を坌て水を澆ぎ、水に漬せる衣を以て撲滅すべし」。時に衆多居士あり比丘尼僧に食を請ぜしに、諸比丘尼は晨朝に衣を著し鉢を持し、請家に到りて方に相に大小を問へるに日時遂に過ぎぬ。居士譏呵すらく、「此の諸比丘尼は正しく婆羅門女に似たり、相に問うて多少を經たるを知り、多き者を大と爲さんとは。我今供を設けつゝ日時已に過ぎぬ、當に之を如何がすべき」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し大衆會せん時は上座八人のみ相に大小を問うて次を以て坐し、餘人は座を得て便ち坐するを聽す」。

五分律卷第二十九

【三五】出息。利息を生ずる方法。

【三六】蹉脚。蹉は跌なり、脚をつまづかせて戲るなり。

【三七】本文に諸比丘尼晨朝著レ衣持レ鉢到ニ請家ニ方相問ニ大小ニ日時遂過とあり。縮藏・大正藏・新藏の加點訓點は誤まれり。方相問大小にて切るべきなり。大小とは夏數の多少にして、席順を定むるに多くの時間を費して遂に正午を過ぎたりとの意。

の某甲比丘尼は男兒を生みぬ。今、某甲比丘尼を差して之に伴とせんとす。誰し諸の阿姨にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。僧已に某甲比丘尼を差して某甲比丘尼に伴とし竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と」。二比丘尼は兒を捉るに疑を生ぜり。佛言はく、「無犯なり」。二比丘尼は兒と共に眠るに疑を生ぜり。佛言はく、「亦無犯なり」。兒を莊嚴して共に鳴らせり。佛言はく、「應に爾るべからず、洗浴して與に乳哺するを聽す。若し懷抱を離れんには應に比丘に與へて出家せしむべし。若し出家せしむるを欲せざらんには、應に親親に與へて養うて長成せしむるを聽す」。諸比丘尼あり比丘僧請ぜしに次第せずして往けり。佛言はく、「應に爾るべからず、應に次第して差して往くべし」。諸比丘尼あり聚落に入るに下衣を繫らざりければ、地に墮ちて形を露はせり。佛言はく、「應に腰繩を以て之を繫るべし」。腰繩を作るに太だ長かりき。佛言はく、「腰に遶らして一匝なるを聽す」。腰繩を作るに太だ廣かりき。佛言はく、「極廣は廣さ一指なるを聽す」。雜色の腰繩を作せり。佛言はく、「應に爾るべからず、純一色なるを聽す」。諸比丘尼あり輕衣を著して聚落に入りしに、風吹いて形を露はせり。佛言はく、「上下に鉤を安じ、紐帶にて之を繫るを聽す」。諸の貴姓女にして出家せるあり、鉢を擎げて乞食せるに手寄きぬ。佛言はく、「絡囊を作り鉢を盛りて乞食するを聽す」。腋下に掛けたるに、汗に汚れて塵入れり。佛言はく、「覆鉢巾を作るを聽す」。諸比丘尼あり(三四)蠱道を作りて衆生を殺さんと欲せり。佛言はく、「若し蠱道を作りて衆生を殺さんと欲せんには偸羅遮なり。呪術を作して死人を起して衆生を殺さんと欲せんにも亦是の如し」。諸比丘尼あり種々雜色の衣を畜へしに、諸の白衣護呵して言はく、「此の諸比丘尼は正しく婬女に似たり」。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘に宿食ありて諸比丘尼に食なかりしに、敢へて與へざりき。佛言はく、「與ふるを聽す、無犯なり。比丘尼の宿食を比丘に與へんにも亦是の如し」。諸比丘あり比丘尼住處に至りしに、

【三四】蠱道。毒類を惑はす仕掛。

欲せるに、諸比丘尼は敢へてせざりき。佛言はく、「與に貿易するを聽す」。諸比丘尼あり刺靴法の如くして衣を張りて刺せり。佛言はく、「應に爾るべからず、若し衣にして捲縮せんに〔三二〕綦を安くを聽す」。諸比丘尼あり住處に於て處々に大小便して臭穢なりき。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり。應に廁を作るべし」。諸比丘尼は深く廁を作りて胎を落して中に著けるに、除糞人見て譏呵して言はく、「此輩は常に欲・欲想・欲熱を離るゝことを讃歎しつゝ而も其事を行じ、人の之を知らんを恐れて胎を廁中に落せること、何ぞ道を罷めて五欲の樂を受けざる」。諸比丘尼は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に深く廁坑を作るべからず、極深も〔三三〕捲手一肘にして小さく口を作るを聽す」。諸比丘尼あり鉢及び囊を以て胎を盛り、晨朝に之を棄てんとせり。時に波斯匿王は邊境に事あり、軍を遣はして之を征せんとせるに、佛法を信樂せる者ありて是念を作さく、「我今當に先に出家人に食を與へて然して後に乃し行くべし」。卽ち信を遣はして覓むるに、遇 彼比丘尼に見えければ、還りて食を施さんことを請ぜり。比丘尼言はく、「汝並に前に去れ、我れ隨うて後に往かん」。信 苦に之を請じて强ひて將ゐて倶に還り、鉢を出して食を下さんとして小兒の胎を見たりければ、便ち種々に譏呵して言はく、「此等は常に衆生を慈愍し護念せよと說きつゝ、而も今親しく自ら兒を殺さんとは。沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸比丘尼は是を以て諸比丘に白し、諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し比丘尼乞食せん時、比丘に見えんには、應に鉢を出して示すべし」。諸比丘尼は便ち都べて鉢を出し傾側して之に示し、以て乞食を妨げぬ。佛言はく、「但、粗示して其空しきを知らしめよ」。比丘尼あり一男兒を產みて云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『白二羯磨して一比丘尼を差して之に伴とするを聽す。應に一比丘尼は僧中にて唱言すべし、「阿姨僧聽きたまへ、此の某甲比丘尼は男兒を生みぬ。今、某甲比丘尼を差して之に伴とせんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。阿姨僧聽きたまへ、此

【三二】綦、綦は綼古文、綦に同じ、青黑を綦といふとあるも又、字書に屨繫なり、拘けて屨(麻にて作りしはきもの)をとゞむるヒモなりとせり。今は衣を縫ふために踵に繫る紐、卽ち今のクケ臺に類するものならんか。宮本には基とせり。

【三三】捲手一肘。一尺八寸なり。

僧聽きたまへ、某甲は某甲に具足戒を受けんことを求め、已にして一衆中に於て具足戒を受け竟り、清淨にして諸の難事なく、已に學二歲戒を滿じ、先に應に作すべき所は已に作し、衣鉢具足し、已に和尙を求め、父母聽許し、麁惡罪を犯ぜず、具足戒を受けんと欲せり。今、僧に從うて具足戒を受けんことを乞へり、和尙は某甲なり。願はくは僧よ之を濟拔したまはんことを、憐愍の故に」。是の如く三たび乞はんに、比丘羯磨師は應に其乞辭を以て上の如くに白四羯磨し、羯磨し已るに和尙・阿闍梨は十比丘尼僧を將ゐて本受戒處に還り至り、受戒人を呼びて僧足を禮せしめ、羯磨師の前に在りて䠒跪合掌するに、羯磨師は爲に僧所作の白四羯磨を說いて聽かしめ已り、然して後に上の如く具に八墮法・四譬喩法・八不可越法・四依法……乃至…「…餘の知らざる所は和尙・阿闍梨は當に汝の爲に說くべし」と說くなり」。

諸比丘尼あり光色衣を著して以て飾好を爲せるに、諸の白衣譏呵して言はく、「此比丘尼は婬女の似くに男子を求めんと欲するなり」。諸比丘尼は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘尼あり眼を畫けり。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘尼あり眼を患ひて畫くを須ゐぬ。佛言はく、「病者は畫くを聽す」。諸比丘尼あり比丘の前に在りて行けり。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘尼あり遙かに比丘の來れるを見て、便ち住まりて敢へて前に去かずして乞食を妨げぬ。佛言はく、「若し去ること遠きには前に在りて行くを聽す」。諸比丘尼あり比丘の前に在りて氣を哯ぎて地に唾せり。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘尼あり跏趺坐せるに月水出でて脚跟を汙し、人見て譏呵せり。又一比丘尼あり跏趺坐せるに、[三〇]蜣蜋蟲女根中に入り、此を以て病を致しければ佛に白すに、佛言はく、「一切比丘尼は皆應に趺を累ねて坐すべし、若し[三一]跏趺して坐せんには應に互に一脚を伸ぶべし、犯ぜんには突吉羅なり」。居士あり比丘と住處を貿易せんと

【三〇】 蜣蜋蟲。くそむし。全身黑く好みて人畜の糞を推轉して丸となし卵を其中に產す。
【三一】 跏趺。律部八、註(一の一六)參照。比丘尼坐法は一脚を伸べたる坐法即ち半跏坐なり。

し、比丘尼は先に受戒してより百歲なりと雖故ほ應に新受戒比丘を禮拜起迎すべし』。復應に語げて言ふべし、「汝某甲聽け、如來應供等正覺は是[二五]四依法を說きたまへり、盡形壽に是に依りて出家して具足戒を受くるなり。糞掃衣に依りて出家して具足戒を受くるなり、若し能くせんには當に能くすと言ふべし。若し長衣として劫貝衣・欽婆羅衣・俱舍耶衣・芻摩衣・[二六]芻彌衣・婆舍那衣・阿呵那衣・瞿荼伽衣・麻衣を得んには應に受くべきなり。乞食に依りて出家して具足戒を受くるなり、若し能くせんには當に能くすと言ふべし。若し長食として僧食・前食・後食・請食を得んには應に受くべきなり。若し能くせんには當に能くすと言ふべし。麁弊臥具に依りて出家して具足戒を受くるなり、若し能くせんには當に能くすと言ふべし。若し長として菴屋・重屋・大小房・方圓屋を得んには應に受くべきなり。下賤藥に依りて出家して具足戒を受くるなり、若し能くせんには當に能くすと言ふべし。若し長として酥・油・蜜・石蜜を得んには應に受くべきなり」。復應に語げて言ふべし、『某甲聽け、汝已に白四羯磨して具足戒を受け竟り、羯磨如法なりき。諸天・龍・鬼神・[二七]乾闥婆は常に是願を作せり、「我等何の時にか當に人身を得て出家して具足戒を受くべき」と。汝今已に得たり、人の、王位を受くるを得たるが如く、汝今比丘尼法を受けたること亦是の如くなり。汝當に忍んで共語し易くし、易いで教誡を受くべし。當に[二八]三戒を學し、三毒を滅し、三界を出でて阿羅漢果を成ずべし。餘の知らざる所は、和尙・阿闍梨當に汝が爲に說くべし」と』。

時に一婬女あり[二九]半迦尸と名け、正法律に於て出家せんとて阿練若住處に往いて具足戒を受けんと欲せるに、諸賊之を聞いて道に逆へて伺ひ取へんと欲し、彼女人も亦聞いて敢へて去かざりき。諸比丘尼は是を以て佛に白すに、佛言はく、『白四羯磨して遙かに爲に具足戒を受くるを聽す。彼の和尙・阿闍梨は先に爲に十比丘尼僧を集めて與に受戒し竟り、受戒人を置きて一處に著き、十比丘尼僧を將ゐて阿練若處に往きて皆比丘僧足を禮し、羯磨師は爲に僧に從うて乞戒して言へ、「大德

【二五】 四依法。前註(一六の一〇七)、及び律部十、註(三〇の八八)以下參照。但し僧祇律・巴利律・十誦律は三依止として樹下坐を除き、四分律と五分律とは四依止とせり。

【二六】 芻彌衣・婆舍那衣・阿呵那衣・瞿荼伽衣。梵名等明かならず。翻梵語第十に芻彌は布衣、婆舍那は衣・阿呵那は新衣にして、瞿荼伽は國名なりとせるも疑なき能はず。翻譯名義集第七にも相當する衣名なし。

【二七】 乾闥婆(gandhabba)。天龍等の八部衆の一、樂神にして香を食とす。

【二八】 三戒。前註(一七の九八)參照。

【二九】 半迦尸(Addhakāsi)。遣信受戒の緣、此婬女によりて起れり。

く持たんには當に「能くす」と言ふべし。一切、非法比丘の語に隨順するを得ざれ、若し比丘尼にして和合比丘僧の如法擧比丘なるを知りつゝ而も此比丘に隨順せんに、諸比丘尼は語げて言はん、「姉妹、此比丘は和合比丘僧が如法に擧を爲せり、汝隨順すること莫れ」と。是の如く諫むるも堅持して捨てざらんに應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨てんには善し、捨てざらんには、比丘尼に非ず釋種女に非ず、是中、盡形壽に應に犯ずべからず、若し能く持たんには當に「能くす」と言ふべし。一切、應に他の麁惡罪を覆藏すべからず、若し比丘尼にして他比丘尼の、波羅夷罪を犯ぜるを知りつゝ、彼れ後の時に若しは罷道し若しは死し若しは遠行し若しは擧げられ、若しは根變ぜんに、諸比丘尼に語げて是の如きの語を作さく、「我れ先に是比丘尼が波羅夷罪を犯ぜるを知れり」とて、僧に白せず人に向うて說かざらんには、比丘尼に非ず釋種女に非ず、是中、盡形壽に應に犯ずべからず、若し能く持たんには當に「能くす」と言ふべし。諸佛世尊は善く能く喩を說いて事を示現したまへり、「猶し針鼻の缺けんに復針用に任へざるが如し。猶し人の死せんに終に此身を以て更に生くること能はざるが如し。猶し多羅樹心の斷ぜんに生ぜず長ぜざるが如し。猶し石破れんに還合すべからざるが如し」と。若し比丘尼にして此八法に於て一一法を犯ぜんに、還比丘尼たるを得んこと是處あることなし』。復應に語げて言ふべし、「汝某甲聽け、如來應供等正覺は是八不可越法を說きたまへり、汝、盡形壽に應に越ゆべからず、比丘尼は半月(半月)應に比丘衆に從うて教誡人を乞ふべし、比丘尼は應に無比丘處に於て夏安居すべからず、比丘尼は自恣の時應に比丘衆に從うて三事見聞疑罪を請ずべし、式叉摩那は學二歲戒已らんに應に二部僧中に在りて具足戒を受くべし、比丘尼は比丘を罵るを得ず、白衣家に於て比丘の破威儀・破戒・破見を說くを得ず、比丘尼は應に比丘の罪を擧ぐべからず、比丘は比丘尼を呵するを得、比丘尼は麁惡罪を犯ぜんに應に二部僧中に在りて半月摩那埵を行ずべく、半月摩那埵を行じ已らんに應に各二十僧中にて出罪を求むべ

く第二第三に說きて……僧は已に某甲の與に具足戒を受け竟りぬ、和尙は某甲なり。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。復應に語げて言ふべし、「某甲聽け、如來應供等正覺は八波羅夷法を說きたまへり、若し比丘尼にして此一々の法を犯ぜんには比丘尼に非ず釋種女に非ず。一切、婬……乃至、染著心を以て他の男子を看るを得ざれ、若し比丘尼にして婬法を行じて乃し畜生に至らんには比丘尼に非ず釋種女に非ず。是中、盡形壽に應に犯ずべからず、若し能く持たんには當に「能くす」と言ふべし。一切、偷盜……乃至、草葉をも得ざれ、若し比丘尼にして若しは聚落若しは空地にて他の所護物にして、五錢若しは過五錢を盜まんには比丘尼に非ず釋種女に非ず、是中、盡形壽に犯すを得ず、若し能く持たんには當に「能くす」と言ふべし。一切、殺生……乃至、蟻子をも得ざれ、若し比丘尼にして若しは人若しは似人にして自ら手づから命を斷じ、刀を持して授與し、人をして殺さしめ、死を教へ死を讚ぜんには比丘尼に非ず釋種女に非ず、是中盡形壽に應に犯ずべからず、若し能く持たんには當に「能くす」と言ふべし。一切、妄語……乃至、戲笑をも得ざれ、若し比丘尼にして自ら過人法なきに、若しは諸禪・解脫・三昧・正受・若しは道・若しは果ありと言はんには、比丘尼に非ず釋種女に非ず、是中、盡形壽に應に犯ずべからず、若し能く持たんには當に「能くす」と言ふべし。一切、男子に親近するを得ざれ、若し比丘尼にして欲盛變心もて男子の身の髮已下・膝已上を摩觸し、若しは男子にして此の如きの摩觸を作さんに亦受くるを得ず、若しは按じ若しは[二四]掐き若しは擧げ若しは下げ若しは捉へ若しは牽かんには、比丘尼に非ず釋種女に非ず、是中、盡形壽に應に犯ずべからず、若し能く持たんには當に「能くす」と言ふべし。一切、男子と共住共語するを得ざれ、若し比丘尼にして欲盛變心もて男子の若しは捉手若しは捉衣を受け、若しは期行し若しは獨共行し若しは獨共住し若しは獨共語し若しは獨共坐し若しは身を以て相近きて、是八事を具せんには、比丘尼に非ず釋種女に非ず、是中、盡形壽に應に犯ずべからず、若し能

【二四】掐。搯なり叩なり、搯は擣なり取なり。

べし、「阿姨僧聽きたまへ、此は某甲なり、某甲に具足戒を受けんことを求めぬ。彼れ僧に從うて具足戒を受けんことを乞へり。自說にして諸の難事なく、學二歲戒滿じ、五衣鉢具し、已に和尙を求め、父母已に聽し、具足戒を受けんと欲せり。僧今某甲の與に具足戒を受けんとす、和尙は某甲なり。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。阿姨僧聽きたまへ、某甲は某甲に具足戒を受けんことを求めぬ。……乃至……和尙は某甲なり。誰し諸の阿姨にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。……是の如く第二第三に說いて……僧は已に某甲の與に具足戒を受け竟りぬ、和尙は某甲なり。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。彼の和尙阿闍梨は復應に十比丘尼僧を集め、受戒人を將ゐて比丘僧中に往きて比丘羯磨師の前に在き、小しく遠ざかりて兩膝を地に著けて具足戒を受けんことを乞ふべし。羯磨師は應に敎へて言はしむべし、「我は某甲なり、某甲和尙に具足戒を受けんことを求めぬ。已に一衆中に於て具足戒を受け竟りぬ。清淨にして諸の難事なく、已に學二歲戒滿じ、衣鉢具足し、已に和尙を求め、父母已に聽し、麁惡罪[三]を犯ぜず、具足戒を受けんと欲せり。今、僧に從うて具足戒を受けんことを乞ふ、和尙は某甲なり、僧、我を濟拔したまはんことを、憐愍の故に」。是の如く三たび乞ひ、三たび乞ひ已らんに羯磨師は應に白すべし、「大德僧聽きたまへ、此の某甲は某甲に具足戒を受けんことを求めぬ。已に一衆中に於て具足戒を受け竟り、清淨にして諸の難事なく、已に學二歲戒滿じ、先に應に作すべき所は已に作し、衣鉢具足し、已に和尙を求め、父母已に聽し、麁惡罪を犯ぜず、具足戒を受けんと欲せり。今僧に從うて具足戒を受けんことを乞へり、和尙は某甲なり。僧は今某甲の與に具足戒を受けんとす、和尙は某甲なり。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲は某甲に具足戒を受けんことを求めぬ。……乃至……僧は今某甲の與に具足戒を受けんとす、和尙は某甲なり。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。……是の如

【三】こゝに麁惡罪なる語を出せるは不審なり、諸律比丘尼具戒法下にかゝる語なし。

聽け、今は是れ實語の時なり、我今汝に問はん、若し有らば當に有りと言ふべし、若し無きには當に無しと言ふべし。女人には是の如きの病あり、癩病・白癩病・乾痟病・癲狂病・癰・疽・漏病・脂出病なり、是の如き等の重病は汝に有りや不や、債を負はざるや不や、他の婦に非ざるや不や、夫主聽せりや不や、官に屬せざるや不や、婢に非ざるや不や、是れ人なりや不や、是れ女人なりや不や、女根具足せりや不や、汝は黃門に非ざるや不や、石女に非ざるや不や、二道合に非ざるや不や、月水出づるや不や、常出ならざるや不や、學二歲戒の日滿ぜりや不や、已に和尙を求めしや未だしや、父母聽せりや不や、具足戒を受けんと欲するや不や。我今問へるが如くに、後に僧中にても亦當に是の如くに汝に問ふべし、汝亦當に是の如くに答ふべし」。彼の教誡師は應に僧中に還りて立ちて白言すべし、「我已に問ひ竟れり」。羯磨師は應に僧に白して言ふべし、「阿姨僧聽きたまへ、某甲は某甲に具足戒を受けんことを求め、某甲は已に問ひ竟れり、今將ゐ來らんことを聽さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し」。教師は應に往いて將ゐ來りて教へて僧足を禮せしめ、禮し已るに將ゐて羯磨師の前に至り、教へて胡跪合掌し、羯磨師に向うて僧に從うて具足戒を受けんことを乞はしむべし。教へて言はしめよ、「我は某甲なり、某甲和尙に具足戒を受けんことを求めぬ。今、僧に從うて具足戒を受けんことを乞ふ、和尙は某甲なり、僧、我を濟拔したまはんことを、憐愍の故に」。是の如く三たび乞はんに、教師は然して後に坐に還復せよ。羯磨師は應に僧に白すべし、「阿姨僧聽きたまへ、此は某甲なり、某甲に具足戒を受けんことを求めぬ。彼れ僧に從うて具足戒を受けんことを乞へり、和尙は某甲なり。我今僧中に於て諸の難事を問はんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し」。應に語げて言ふべし、「汝聽け、今是れ實語の時なり、我今汝に問はん、若し有らば便ち有りと言ひ、若し無きには便ち無しと言へ、……乃至……受戒せんと欲するや不や」と……　皆上、問へるが如くし、上の如く問ひ已らんに、羯磨師は復應に唱言す

【三】七種病。こゝに漏病とあるは四分律(列六・一七左)によるに、大小便常漏・大小便涕唾常流出の病なり。以下は比丘尼遮難法なり、前註(一七の三一)以下及び律部十、註(三〇の六九)以下分參照。

差して優婆比丘尼に伴となし竟りぬ。 僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。 比丘尼あり月水出でて脚及び衣を汚しつゝ聚落に入りて乞食せり。 諸の白衣見て譏呵せるに、佛言はく、「若し比丘尼にして月水出でん時は、聚落に入りて乞食するを聽さず、糧を聚むるを聽す。 亦弟子は幷せて爲に乞ふを聽す。 若し弟子なきには月水衣を著して乞食するを聽す」。 諸の貴姓女にして出家せるありて[一八]覆肩衣を著せざりしに、諸の白衣は其肩臂を見て共に之を調弄しければ、皆慚恥を懷けり。 諸比丘尼は是を以て佛に白すに、佛言はく、「覆肩衣を著するを聽す」。

[一九]時に諸比丘尼は弟子に二歲戒を學せるも、意を合せずして便ち與に具足戒を受けぬ。 佛言はく、『應に爾るべからず、 犯ぜんには突吉羅なり。 [二〇]今より和尙・阿闍梨の意を合せて乃し爲に十衆を集むるを聽す。 受戒處に至りて受戒せんと欲する人を將ゐて眼見耳不聞處に著かんに、和尙は應に爲に羯磨師及び教誡師を求むべし。 得已るに、羯磨師は應に教誡師に羯磨して外に出でて教へしめんとして唱言すべし、「阿姨僧聽きたまへ、 某甲は某甲に具足戒を受けんことを求めぬ、某甲を教誡師と作さんとす。 若し僧時到らば僧忍聽したまへ、 白是の如し」。 彼の教誡師は應に初法を行ぜんとて先に和尙に問ふべし、「此の具足戒を受けんと欲する人は二歲戒を學して日滿ちたりや不や、衣鉢具せりや不や」。 若し「具せず」と言はんに、應に語げて具せしむべし。 若し「具せり」と言はんには、復應に問ふべし、「是れ己が有なりとやせん、是れ借りたりとやせん」。 若し「借りたり」と言はんに、應に借主に語げて捨與せ(しむ)べし。 然して後に乃し受戒せんと欲する人の所に往いて語げて言へ、「汝、恐怖すること莫れ、須臾にして當に汝を高勝處に著くべし」。 若し先に諳んじ悉さゞらんには、應に小しく衣を披きて遮受戒法なきや不やを觀看るべし。 問うて言へ、「何者か是れ汝が[二一]僧伽梨・優多羅僧・安陀會・覆肩衣・水浴衣なりや」。 彼れ若し識らざらんには應に語げて識らしむべく、次で與に衣鉢を受くること比丘中に說けるが如し。 復應に語げて言ふべし、「汝某甲

【一八】 覆肩衣。律部十一、註(四〇の六〇)參照。

【一九】 比丘尼受具足戒作法。

【二〇】 本文には從ㇾ今聽ㇾ合二和尙阿闍梨意一乃爲集二十衆一至二受戒處一將欲ㇾ受戒一又著二眼見耳不聞處一、和尙應三爲求二羯磨師及教誡師一、得已羯磨師應三羯磨二教誡師令二出外教一唱言、阿姨僧聽……とあり。 加點は縮藏大正藏、 訓點は新藏なり。 今此等の加點訓點に依らず、 且つ又の字を聖本によりて入の字に改めたり。

【二一】 比丘尼五衣。律部十、註(三〇の六八・八六・八七)參照。

成ぜざるなり」。　彼便ち疑を生じ、是を以て佛に白すに、佛言はく、「汝は八不可越法を受けし時、已に是れ出家して具足戒を受けたるなり」。　比丘尼あり比丘を誘弄して言はく、「我は是れ族姓にして禮儀備に擧り女工具足せり、意に彼比丘に給侍せんと欲す」。便ち染著心を生じて復道を樂はず、遂に反俗するを致せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「比丘尼は應に比丘を誘弄すべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。　諸比丘尼あり比丘住處に來りて或は胷脇を露はし、或は髀髆を露はせるに、諸比丘は見て染著心を生じ、復道を樂はず、遂に反俗するを致せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、今より比丘尼は比丘住處に入ることを聽さず」。既にして入ることを得ずして便ち教誡するなかりければ、愚闇無知にして學戒すること能はざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し如法比丘尼ならんには入ることを聽す、亦應に喚び來るべし」。既にして喚ぶも來らざりき。佛言はく、「喚びて來らざらんには突吉羅なり」。　時に諸比丘尼は比丘と共に語らざりければ、人の敎誡するなく、愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸比丘尼は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

　時に優蹉比丘尼は數々犯罪せり。比丘尼僧は與に不見罪羯磨を作せるに、便ち啼哭して言はく、「我は愚癡なれば、僧は我が與に不見罪羯磨を作せるも、我は或は中に於て更に麁罪を犯ぜん、願はくは僧よ我が爲に此羯磨を解きたまはんことを」。　諸比丘尼は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爲に羯磨を解くべからず、應に白二羯磨して一比丘尼を差して之に伴として共に語り共に行止を同じくせんことを聽す。　一比丘尼は唱言せよ、「阿姨僧聽きたまへ、今某甲比丘尼を差して優蹉比丘尼に伴とし、共に語り共に行止を同じくせんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。阿姨僧聽きたまへ、今某甲比丘尼を差して優蹉比丘尼に伴とし、共に語り共に行止を同じくせんとす。　誰し諸の阿姨にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。　僧は已に某甲比丘尼を

丘は爲に乞ふことを肯んぜざりき。 佛言はく、「比丘尼は爲に作りて鉢嚢・漉水嚢・腰縄・香油・前食・後食を供養するを聽す」。 或は未だ布薩せざるに白を爲し、或は已に布薩して乃し白せり。佛言はく、『應に爾るべからず、應に來らざる諸比丘の欲淸淨を唱說する時に於て、坐よりして起ち、僧前に在りて立ちて白言すべし、「大德僧聽きたまへ、某精舍の和合比丘尼僧は和合比丘僧の足を頂禮して敎誡人を乞へり」。 若し僧先に已に敎誡人を差せるには、上座は應に答ふべし、「某甲比丘に從うて受けよ」。 若し僧に所差人なきも能く法を說く者あらんには、應に答ふべし、「某甲比丘邊に往いて受けよ」。 若し復無からんには、應に答ふべし、「此に敎誡に差するの人なく、又能く法を說く者もなし、汝等放逸なること莫れ」。 諸比丘尼は明日應に來り問ふべし、「敎誡比丘を乞へるも、竟に爲に僧に白せりや不や」。 此比丘は應に上座の語を傳へて之に語ぐべきなり』。

諸比丘尼あり比丘と共に自恣せるに、比丘尼は阿練若處に往き比丘に就りて自恣せんと欲して道中にて賊・水・火・に遇ひ、命難・梵行難・衣鉢難あり、又更相に待ちて自恣を稽留せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「比丘尼は比丘と共に自恣するを得ざれ、應に別自恣して比丘僧に從うて見聞疑罪を請ずべし」。時に聚落中に比丘なかりければ、諸比丘尼は阿練若處に往いて見聞疑罪を請ぜしに、或は道遠くして達せず、或は彼比丘和合を爲さずして遂に請ずるを得ざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『阿練若處比丘は比丘尼の爲に聚落に來りて、自恣せんとて其が爲に和合するを聽す。諸比丘尼は應に先に衆を集めて自恣し、然して後に比丘尼を差して比丘僧に就りて見聞疑罪を請ずるを聽す。至り已るに偏袒右肩し革屣を脫して遙かに僧足を禮し、然して後に僧中に入り合掌曲身して白言せよ、「某精舍の和合比丘尼僧は和合比丘僧の足を頂禮す、我等比丘尼僧は和合して大德僧に自恣に見聞疑罪を說きたまはんことを請ず」と、是の如くに三請せよ』。

時に諸比丘は波闍波提比丘尼に語げて言はく、「汝に和尚なければ出家して具足戒を受くることを

と欲せんに比丘尼住處に還るべし。是の如く半月行じ已るに、二部僧の各二十人中に於て出罪羯磨を求むること比丘法の如くせよ』。

時に諸比丘尼は比丘を禮せず、人の教誡するなかりければ愚癡無知にして學戒すること能はざりき。是を以て佛に白すに、佛呵責して言はく、「我先に八不可越法にて、百歳比丘尼も新受戒比丘を禮せよと說けるに、云何が今に於てして禮敬せざる」。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より諸比丘は次に隨うて上座を禮し、諸比丘尼は一切比丘を禮し、亦次に隨うて自ら相禮し、式叉摩那は一切比丘・比丘尼を禮し、亦次に隨うて自ら相禮し、沙彌も亦是の如くし、沙彌尼は一切比丘・比丘尼・式叉摩那・沙彌を禮し、亦次に隨うて自ら相禮するを聽す」。比丘尼あり高處に在りて下處の比丘を禮し、或は比丘の後に在り或は傍邊に於て禮し、或は手にて足を捉り或は膝を地に著けて禮せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆應に爾るべからず。比丘尼は比丘を去ること近からず遠からずして合掌低頭して是言を作すを聽す、「和南しまつる」」と。

時に諸比丘尼は髪長かりき。佛言はく、「應に女人を求めて之を剃るを聽す。若し女人なきには男子を使ふを聽す、但、[七]獨なるを得ず、捉へしむるを得ざれ。餘の比丘尼の伴ありて爲に捉へんに、然して剃らしめよ」。時に諸比丘尼は比丘尼に從うて經誦を受けんとせるも得ること能はざりき。復一比丘尼ありて比丘尼に從うて一波羅提木叉を受けんとして多日に得ること能はざりしに、後に比丘に從うて受けて卽ちに得たり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「比丘尼は比丘に從うて經を受くるを聽す。若し經中に麁惡語あらんに書授するを聽す。若し書を知らざらんに隔障して授くるを聽す、若し障隔なきには相背きて授くるを聽す」。諸比丘尼あり比丘と共に布薩せるに、比丘犯罪せるを見て便ち之を擧げんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「比丘尼は比丘と共に布薩するを得ず、應に半月(半月)に一比丘を請じて比丘僧に從うて教誡人を乞はしむべし」。諸比

【七】聖本に獨の字を觸の字と爲す、今改めず。

四事諍を滅するを聽す」。

爾の時諸比丘尼は先に弟子に[一五]二歳戒を授けずして便ち大戒を授けしに、愚癡無知にして學戒することを能はざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり。應に是の如くに先に授くべし、「[一六]二歳、殺生するを得ざれ、二歳、偷盜するを得ざれ、二歳、婬するを得ざれ、二歳、妄語するを得ざれ、二歳、飲酒するを得ざれ、二歳、非時食するを得ざれ」と』。時に一比丘尼あり媒嫁して僧伽婆尸沙を犯じ、云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『二部僧にて白四羯磨して彼比丘尼に半月摩那埵を與ふるを聽す。彼比丘尼は應に僧中に到りて偏袒右肩し、革屣を脫し二部僧足を禮して白言すべし、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘尼なり、媒嫁して僧伽婆尸沙罪を犯ぜり、今、僧に從うて半月摩那埵を乞はんとす、願はくは僧よ、我に半月摩那埵を與へたまはんことを」。是の如く三たび乞はんに應に一比丘は唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘尼は媒嫁して僧伽婆尸沙罪を犯じ、僧に從うて半月摩那埵を乞へり。僧は今半月摩那埵を與へんとす、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘尼は媒嫁して僧伽婆尸沙罪を犯じ、僧に從うて半月摩那埵を乞へり。僧今半月摩那埵を與へんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。……是の如くに三說して……僧は已に某甲比丘尼に半月摩那埵を與へ竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と。僧既に摩那埵を行ずることを與へんに、應に晨に起きて比丘尼住處の諸房を掃灑し、壁・地を泥治すべく、應に有水處には皆取りて滿さしむべく、諸有の可作は皆應に之を作すべし。若し客比丘尼來り・比丘尼去らんにも亦皆應に白すべし。又應に一比丘尼を將ゐて伴と爲して比丘住處に至り、若し可作あらんに皆應に上の如くに之を作すべく、若しは客比丘來り、若しは比丘去らんにも亦應に白すべく、日暮れん

【一五】 二歳戒。式叉摩那二歳學戒なり。

【一六】 本律の式叉摩那六法は不殺生・不偷盜・不婬・不妄語・不飲酒、不非時食の順位なり。然るに四分律(列六・一七右三)には婬・盜・殺・妄・非時食・飲酒の順位にして十誦律(張五・八八左)六法增文も同じ。これ彌沙塞部主の不用意の致す所なり。

當に臂を牽いて言ふべけん、「大德は我に於て恩あり、乞ふ、蹔く過り坐して我をして安きを獲せしめたまはんことを」。若し道路に相逢はんには皆當に髮を解いて比丘の足を拂ひ、布いて上を踏ましむべかりしに、今出家を聽しぬれば此事殆んど盡きなんとす』と。阿難聞き已るに悲恨流淚して佛に白して言さく、「世尊、我れ先に此法を聞かず知らざりければ、女人に出家して具足戒を受くるを聽したまはんことを求めぬ、若し我れ先に知りたらんには、豈に當に三請すべけんや」。佛、阿難に告げたまはく、「復啼泣すること勿れ、魔は汝が心を蔽ひければ是故に爾りしならくのみ。今、女人に出家して具足戒を受くるを聽せり、當に應に我が所制に隨順すべし、違あるを得ざれ、我れ制せざる所は妄に制するを得ざれ」。阿難卽ち出でて具に佛の敎を以て瞿曇彌に語げしに、瞿曇彌は歡喜し奉行して、卽ちに出家を成じ具足戒を受けぬ。復阿難に白さく、「此の五百の釋女は今當に云何がして具足戒を受くべきや、願はくは更に爲に白したまはんことを」。阿難卽ち以て佛に白すに、佛言はく、「卽ち波闍波提比丘尼は爲に和尙と作り、比丘十衆中に在りて白四羯磨して具足戒を受くるを聽す。一時に三人に羯磨するを聽すも四(人)に至るを得ざれ」。旣にして受戒し已るに、摩訶波闍波提比丘尼は五百の比丘尼と俱に佛所に到り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、〔一四〕我等は云何が衣を著せんや」。佛言はく、「比丘法の如くせよ」。又白さく、「云何が食せんや」。答へて言はく、「乞食するを聽す」。又白さく、「云何が布薩せんや」。答へて言はく、「別布薩して半月(半月)比丘僧に從うて敎誡人を乞ふことを聽す」。又白さく、「云何が安居を結せんや」。答へて言はく、「屋下に於て三月安居を結するを聽す」。又白さく、「云何が自恣せんや」。答へて言はく、「別自恣して比丘僧中に往いて見聞疑罪を請ずるを聽す」。又白さく、「云何が迦絺那衣を受けんや」。答へて言はく、「白二羯磨して四月日受くるを聽す」。又白さく、「云何が皮革を畜へんや」。答へて言さく、「行來革屣を作るを聽す」。又白さく、「云何が諍を滅せんや」。佛言はく、「七滅諍法を以て

【一四】こゝに衣法・食法・布薩法・安居法・自恣法・迦絺那衣法・皮革法・滅諍法の諸犍度名目を列ねたるは注意すべし、律部十一、註（四〇の二九・八三）參照。

又摩那は二歳戒を學し已らんに應に二部僧中に在りて具足戒を受くべし、比丘尼は比丘を罵るを得ず、白衣家に於て比丘の破戒・破威儀・破見を說くを得ず、比丘尼は比丘の罪を擧ぐるを得ざるも而も比丘は比丘尼を呵するを得ん、比丘尼は麁惡罪を犯ぜんに應に二部僧中に在りて半月、摩那埵を行じ、半月摩那埵を行じ已りて應に各二十僧中にて出罪を求むべし、比丘尼は受戒して百歲なりと雖故ほ應に新受戒比丘を禮拜し起迎すべし」。阿難は敎を受けて卽ちに出でて瞿曇彌に語ぐらく、「汝諦かに聽け、我れ佛の敎へたまへる所を說かん」。瞿曇彌は更に衣服を整へ遙かに佛足を禮し、長跪合掌して一心にして聽くに、阿難具に說けること上の如くなりき。瞿曇彌言はく、「猶し年少男女の淨潔自ら喜みて身體を沐浴して新淨衣を著し、人あり惠みて〔八〕瞻婆花鬘・〔九〕婆師華鬘・〔一〇〕優鉢羅花鬘・〔一一〕阿提目多伽華鬘を與へんに、其人歡喜して兩手に捧げ取りて頭上に擧著せんが如し、我今世尊の法敎を頂受せんにも亦復是の如し」。復、阿難に白さく、『願はくは更に、我が爲に入りて世尊に白して云ひたまはんことを、「我已に八法を頂受せるも、八法の中に於て一願を乞はんと欲す、願はくは比丘尼に大小に隨うて比丘を禮するを聽したまはんことを、如何ぞ百歲比丘尼にして新受戒比丘を禮せんや」と』。阿難復爲に佛に白すに、佛、阿難に告げたまはく、「若し我れ比丘尼に大小に隨うて比丘を禮せんことを聽さんには、是處あることなけん。女人には〔一二〕五礙ありて、天帝釋・魔天王・梵天王・轉輪聖王・三界法王と作るを得ざるなり。若し女人に出家して具足戒を受くるを聽さゞりしならんには、佛の正法世に住すること千歲なりしならんに、今出家を聽したれば則ち五百年を減ぜり、猶し人家の如し、女多くして男少からんに、當に知るべし其家衰滅せんこと久しからざるを」。又阿難に告げたまはく、『若し女人にして我法に於て出家して具足戒を受けざりしならんには、我が般泥洹せる後に諸の優婆塞・優婆夷は、當に〔一三〕四供を持して比丘の後に隨うて白言すべけん、「大德、我を憐愍するが故に我が供養を受けたまはんことを」。若し門を出でて見えんには便ち

〔八〕瞻婆花鬘(campakamālā)。律部八、註(三の一七八)參照。

〔九〕婆師華鬘(vassikamālā)。婆利師迦の略、雨時華、夏生花といひ、雨時に至りて生ずる故に此名あり。

〔一〇〕優鉢羅花鬘(uppalamālā)。律部八、註(三の一五七)參照。

〔一一〕阿提目多伽華鬘(atimuttakamālā)。律部八、註(三の八八)參照。

〔一二〕五礙。四分律・巴利律に此五事を記さず。中阿含經瞿曇彌經(大正藏1,607b)には如來無所著等正覺・轉輪王・天帝釋・魔王・大梵天と作るを得ずとせり。

〔一三〕四供。衣服・飲食・牀臥・病瘦醫藥の四種供養なり、律部八、註(六の八六)參照。

は何、往古の諸佛は皆女人の出家を聽したまはざりければ、諸の女人輩は自ら佛に依りて、家に在りつゝ頭を剃り袈裟衣を著して、勤行精進して道果を獲るを得たり。未來の諸佛も亦復是の如し、我今汝に此を以て法と爲さんことを聽さん」。　瞿曇彌は上の如くに三請せるに、佛亦上の如くに三たびながら聽許したまはざりき。是に於て瞿曇彌は便ち大啼哭しつゝ足を禮して退りぬ。佛、迦維羅衞より大比丘衆千二百五十人と倶なりて人間に遊行したまふに、瞿曇彌は五百の釋女と與に自ら共に頭を剃り袈裟衣を著して啼泣して後に隨ひ、恒に世尊の宿したまへる處に於て宿せり。　佛漸(々)に遊行して舍衞城に到りて祇桓に住したまふに、瞿曇彌及び五百の釋女は泣涕して門に在りき。阿難晨に出でて其の此の如きを見て卽ち其故を問へるに、答へて言はく、「大德、世尊は女人の出家して具足戒を受くるを聽したまはざれば、我等は是を以て自ら悲悼するならくのみ、願はくは爲に啓白して志に從ふことを得せしめたまはんことを」。　阿難卽ち還りて頭面に禮足し具に以て佛に白すに、佛、阿難を止めたまへること亦上に說けるが如くなりき。阿難復佛に白して言さく、「佛生まれたまひて日少きに母便ち命終し、瞿曇彌は世尊を乳養して長大するに至れり、此大恩あるに如何ぞ報じたまはざる」。　佛言はく、「我れ瞿曇彌に於て亦大恩あり、其の我に依りての故に佛法僧を識りて敬信を生ぜり。若し人善知識に依りて佛法僧を識り信敬を生ぜんには、彼人の所に於て若し衣食醫藥を以て盡壽に供養すとも報ずること能はざる所なり」。　阿難復佛に白して言さく、「若し女人にして出家して具足戒を受けんに能く[六]沙門四道果を得るや不や」。　佛言はく、「能く得ん」。阿難言はく、「若し四道を得んには、世尊は何爲ぞ出家して具足戒を受くるを聽したまはざる」。　佛言はく、「今、瞿曇彌に[七]八不可越法を受くるを聽さん、便ち是れ出家して具足戒を得たりとなす。何をか八と謂へる、比丘尼は半月(半月)應に比丘衆に從うて教誡人を乞ふべし、比丘尼は應に無比丘處に於て夏安居すべからず、比丘尼は自恣の時應に比丘衆に從うて三事見聞疑罪を請ふべし、式

ずして本の如く蔭覆せる意なり(大正藏 24, 706c)。本文の稽首の二字は聖本には致二(二敬を致す意)とせるも今改めず。

【五】摩訶波闍波提瞿曇彌。(Mahāpajāpatī Gotamī)。律部八、註(九の四)瞿曇彌の下參照。

【六】沙門四道果。四沙門果なり、律部八、註(四の六七―七二)參照。

【七】八不可越法。八敬法なり、律部十三、註(六の一一三)參照。

第五分の八　比丘尼法[一]

爾の時世尊は[二]舍夷に還歸したまひ、[三]未だ迦維羅衞城に至らずして尼拘類樹下に止まりたまひしに、淨飯王は出で迎へて遙かに世尊の容顏殊特にして猶し金山の若くなるを見て、前んで佛足を禮して偈を說いて言はく、

[四]「生時に相師記しては　我れ聞いて初敬を致し　樹傾きし時稽首し　道成じて今三禮す」。

此偈を說き已りて却いて一面に坐せるに、佛爲に種々に妙法を說きたまひ、……乃至、見法得果し、坐よりして起ちて偏袒右肩し䠒跪合掌して佛に白して言さく、「世尊、願はくは我が與に出家して具足戒を受けたまはんことを」。佛卽ち之を觀じたまふに、王出家すとも更に所得なきを見たまひければ、便ち王に白して言はく、「放逸なること莫れ、次第に自ら當に此妙法を得べけん」。是に於て三歸五戒を受け、五戒を受け已るに佛更に爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまふに所住に還歸せり。王、宮に歸り已りて庭中に三唱すらく、「若し如來正法律中に於て出家するを欲せんには聽さん」。時に[五]摩訶波闍波提瞿曇彌は王の此唱を聞いて、卽ちに五百の釋女と與に前後に圍遶せられ、二の新衣を持して出でて佛所に到り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、我自ら此衣を織りぬ、今以て奉上せん、願はくは納受を垂れたまはらんことを」。佛言はく、「可しく以て僧に施すべし、大果報を得れば」。復上の如くに白すに、佛言はく、「可しく以て僧に施すべし、我も僧數に在り」。復上の如くに白すに、佛言はく、「我れ一を受くれば一を以て僧に施せ」。然して後に敎を受けて佛及び僧に施せり。瞿曇彌は復佛に白して言さく、「願はくは女人の佛正法に於て出家して具足戒を受くるを聽したまはんことを」。佛言はく、「止みね止みね、是語を作すこと莫れ。所以

【一】 比丘尼法(bhikkhunī-kkhandhaka)。四分律第十七犍度比丘尼法(列六・一五左)、十誦律(張五・五八左)比丘尼法に相當す。僧祇律第三十卷(律部十、註三〇の四五)比丘尼法本文參照。

【二】 舍夷。前註(一五の一二・四七)・(一七の四一)釋迦國の下參照。

【三】 本文に未至迦維羅衞城止尼拘類樹下とあり。宋・元・明・宮本には未の字なく、止の字を上の字と爲す、今二字共に改めず。

【四】 本行集經第五十三卷(大正藏 3, 897b)に

我今三尊眞如尊、初生已復禮佛足、
昔在宮內相師記、當坐樹下蔭覆身、
今見行於第一行、面目淸淨如華開、
令我身心大欣悅、是故今還三頂禮、

とあり。衆許摩訶帝經第十三卷(大正藏 3, 971b)に

生時大地皆振動、樹影覆身不隨日、
復以普眼觀衆生、是故我禮最尊足、

とあり。本律の偈の「樹傾きし時」とは閻浮樹下に坐したまへる時、他の樹影は傾けるに閻浮樹の蔭のみは少しも傾か

時に女人ありて靑衣を著せるに、比丘見て語げて「姉妹、汝が許は靑きや」と言ひ、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「偸羅遮を犯ぜり。若し是の如くに形に因みて惡語を作さんに皆是の如し」。時に夫婦あり共に鬪うて和合せざりしに、比丘往いて之を和合し、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「若し夫婦の義已に離れたるを和合したらんには僧伽婆尸沙、若し未だ離れざりしならんには無犯なり」。

五分律卷第二十八

をして聞かしめんと欲して而も聞く者なかりき。皆疑を生じて佛に問ふに、佛言はく、「皆偸蘭遮を犯ぜり」。時に目連は諸比丘に[五三]「某甲居士婦は當に男を生むべし」と語げたるに、彼れ產時に當りて轉じて女と爲れり。[五四]波斯匿王は阿闍世王と共に戰ひしに、目連は「波斯匿王は當に勝つべし」と言へるに、而も反りて如かざりき。後更に集戰せるに、復「阿闍世王は當に勝つべし」と言へるに、亦反りて如かざりければ、諸比丘呵責して言はく、「云何が過人法を得たりと虛說せる」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「目連の語の如し、但、其前を觀じて後を觀ぜざりしのみ」[五五]。

時に比丘あり隱處を搔いて不淨出でしに、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「汝、何の心を以てせりや」。答へて言さく、「始も末も出意あることなかりき」。佛言はく、「無犯なり。若し出ださんと欲して出でんには僧伽婆尸沙、出さんと欲して出でざるには偸蘭遮なり。暖水を以て浴し、火に向うて炙りて不淨出でんにも、皆是の如し」。比丘あり行欲事を憶して不淨出でしに、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「汝、何の心を以てせりや」。答へて言さく、「我れ行欲事を憶せるに不淨自ら出でしなり」。佛言はく、「不犯なり、行欲事を憶せるは突吉羅なり」。比丘あり故に形を以て衣を擩へて不淨を出せるに、僧伽婆尸沙を犯ぜずと謂ひて佛に問へり。佛言はく、「是の如くして比丘、不淨を出さんには僧伽婆尸沙、出さゞらんには偸蘭遮なり」。比丘あり女像邊に於て不淨を出し、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「若し不淨を出さんには僧伽婆尸沙、出さゞらんには偸蘭遮なり」。

時に比丘あり肘を以て女人身を築き、復比丘あり鉢・鉤を以て女人を牽き、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「皆、偸蘭遮を犯ぜり。若し其衣を捉へ、其繩・杖を牽き、捉へんにも亦是の如し」。比丘あり、女人が牀上・船車上・樹上に在りしを欲心もて之を搖り、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「若し是の如くせる比丘は皆偸蘭遮を犯ぜり」。

【五三】律部十、註(二九の一四二)の本文、男兒の下、及び十誦律(張七・二〇右二)參照。

【五四】律部十、註(二九の一四一)の本文の次、師子將軍、巴利律(vp. p.3,108)、十誦律(張七・一九左末八)、四分律(列六・六四左末七)參照。

【五五】十誦律大妄語犯例(張七・二〇右)終りに輸毗陀が一念中に宿命五百劫事を知るの記あり。四分律(列六・六四左末)には嚴好比丘とし、巴利律(vp.p.3,109)には Sobhita とせり。

ば無犯なり」。時に[五〇]長老目連は諸比丘に語げて言はく、「我れ[五一]阿耨達池に蓮華ありて大さ車輪の如くなるを見たり」。諸比丘信ぜずして「是れ過人法を得たりと虚說せるなり」と謂ひ、是を以て佛に白すに、佛言はく、「實に此華あり、目連は實を說けるなれば無犯なり」。諸比丘あり過人法を得たりと虚說せんとて是の如きの言を作さく、「我れ業報の因緣にて天眼・天耳・他心智あり」。後に疑ひて佛に問ふに、佛言はく、「犯ぜざるも、偸羅遮罪を得たり」。諸比丘あり過人法を得たりと虚說せんとて是の如きの言を作さく、「我れ天眼・天耳・他心智を得て諸漏已に盡きぬ」。後に疑ひて佛に問ふに、佛言はく、「犯ぜず」。一婆羅門あり僧に食を請じて言はく、「大德諸羅漢、來り坐して食したまはんことを」。食し竟るに言はく、「諸羅漢、還り去りたまはんことを」。諸比丘は疑を生じて佛に問ふに、佛言はく、「人自ら此讚歎を作せるには皆無犯なり」。諸比丘あり利養の爲の故に坐起行立言語に安詳にして、此を以て得道の相を現じて人をして知らしめんと欲せるに、後に疑ひて佛に問へり。佛言はく、「是の如き等にて異を現ぜんには皆偸羅遮を犯ず」。諸比丘あり命終らんと欲するに臨みて言はく、「應に地獄に墮すべし、悉く地獄の諸相を見たり、[五二]阿傍は前に在りき」。又比丘あり(言はく)、「應に天に生ずべし、悉く諸天宮殿を見、音樂の聲を聞き、天子天女は前に在りて語言せり」。皆以て人に語げければ、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「是れ應生の瑞相にして妄語せるに非ざれば無犯なり」。諸比丘あり本餘事を說かんと欲せるも、後に非意に過人法を說き、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「是れ本意に非ざりしならんには不犯なり、偸羅遮罪を得たり」。諸比丘あり白衣に語げて言はく、「若し汝が房に住する者あらば皆是の如き是の如きの道法を成就せるなり」。後に自ら往いて住せるに、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「是の如き等の方便を作さんには皆偸羅遮を犯ず」。諸比丘あり自ら過人法を得たりと說きて、人をして聞かしめんと欲して而も非人聞けり。又、非人をして聞かしめんと欲して而も人聞けり。又、人・非人

【五〇】律部十、註(二九の一四〇)の本文、蘇河・講堂の下の神通話と對比すべし。

【五一】阿耨達池。律部十三、註(七の一二六)參照。

【五二】阿傍。牛頭人手にして兩脚牛蹄の形せる獄卒。

く、「自ら墮ちて死なんと欲せるなり」。佛言はく、「彼れ死にたるには無犯なり、方便を作して自殺せんとせるは皆偸羅遮なり」。二比丘あり先に相瞋り、後に道行を共にして路に於て相打ちて一人は遂に死せるに、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「汝、何の心を以てせる」。答へて言さく、「瞋心にて」。佛言はく、「殺心なかりしならんには不犯なるも、他比丘を瞋れるには波逸提罪を得たり。今より相瞋りて未だ相悔謝せざるに道行を共にするを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。比丘あり鬼を打ち殺し、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「偸羅遮を犯ぜり」。比丘あり彼を殺さんと欲して、誤りて此を殺し、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「不犯なるも、偸羅遮罪を得たり」。

時に諸比丘は利養の爲の故に、種々に他の戒・定・慧・解脫・解脫知見成就せるを讃歎して、密に以て自ら美とせるに、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「若し是の如き等の不分明に自ら說けるには皆偸羅遮を犯ず」。毗舍離に一大樹あり尼拘類と名け、五百乘車を蔭へり。[四六]華色比丘尼見て諸比丘尼に語げて言はく、「我れ天上に在りし時、耳邊を[四七]捶てる華は此樹の如くに大なりき」。諸比丘尼は「此理なし」と謂ひて種々に呵責すらく、「云何が比丘尼、自ら過人法を得たりと說ける」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「天上には實に此華あり、華色比丘尼は實語せるなれば無犯なり」。[四八]毗羅荼私呵比丘は身に五百癰瘡を生じ、癰瘡潰爛して視るべからざりしに、華色比丘尼は五百比丘尼と俱に問訊して見已りて便ち笑へり。諸比丘尼呵責すらく、「云何ぞ憐愍心なくして比丘の此の如きを見つゝ方に更に之を笑へる」。華色答へて言はく、「此比丘は過去世の時に大國王と作りて毗竭婆と名け、我れ時に爲に第一夫人と作りき。[四九]其王强ひて五百童女を取へて其當世を破りければ、此因緣を以て無數百千萬歲に大地獄に墮し、苦毒燒煮の餘報にて此五百癰瘡を受けたればなり」。諸比丘尼は「此理なし」と謂ひて種々に呵責すらく、「云何が比丘尼にして自ら過人法を得たりと稱せる」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「彼比丘は實に爾りしなり、華色は實を說けるなれ

【四六】華色比丘尼。蓮華色比丘尼なり。律部八註（五の五〇）參照。
【四七】捶。宋・元・明・宮本には捶となす。捶は玉名なり。或は垂は擊つ、擣くなり。字の同音寫と見る時は、耳邊に垂れし華と解すべし。
【四八】毗羅荼私呵。阿難の師たりし Belatthasisa なるか。(mv.1,9,1)には癰瘡(thullakaccha)を患へるの記あり。本生物語の出據明かならず。
【四九】本文に其王强取五百童女破其當世とあり。當世の意難解なり。當來の世、即ち五百童女の操を破りて將來なからしめたりとの意ならんか。

りや不や」。答へて言はく、「我れ都べて病まず、何ぞ以て我に問ふや」。便ち以て具に說くに、師、弟子に語ぐらく、「汝、我粥を偷みしや」。答へて言はく、「我れ實には偷まず、和尙に於て同意を作して取れるのみ」。疑を生じて佛に問ふに、佛言はく、「盜心を以てせざりしならんには不犯なるも、故妄語波逸提罪を得たり」。比丘あり[四五]主人の田に水なきを見て、他に屬する水を決きて之に澆ぎ、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「若し直五錢なりしならんには犯ぜり」。高處比丘あり他衣を擲げて下處比丘に與へしに、俱に疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「若し盜心にて擲げたらんには波羅夷、盜心なくして取りたらんには偷羅遮。若し盜心なくして擲げたらんにも偷羅遮、盜心にて取りたらんには波羅夷、俱に盜心なりしならんには俱に波羅夷、俱に盜心なかりしならんには俱に偷羅遮なり」。比丘あり盜心にて僧の好物を貿へ、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「貿へて直五錢なりしならんには犯ぜり」。

　時に比丘あり石を以て蛇に擲げ、誤りて人に著して死せるに、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「汝、何の心を以てせしや」。答へて言さく、「擲げて蛇を殺さんと欲せしなり」。佛言はく、「人の死せるには犯なきも、蛇に擲げたるは突吉羅を犯ぜり」。比丘あり獼猴を殺せるに、人に似たるを以て疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「畜生命を奪ひたれば波逸提を犯ぜり」。一婦人あり夫行いて在らず、傍通して娠ありければ、常供養の比丘に從うて墮胎藥を乞ひ、之に與へて兒死して母死せざりしに、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「犯ぜり。若し墮胎せんと欲して、母死して兒死せざらんには偷羅遮を犯す。若し俱に死せんに波羅夷を犯じ、若し俱に死せざらんには偷羅遮を犯す。按腹して墮胎せんにも亦是の如し」。諸比丘あり梵行を修するを樂はず、而も道を罷めずして還下賤に就り、高處より自ら墜ちて死せんことを取めしに、下人の上に墮ちて下人死にたるも己は死なざりければ、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「汝、何の心を以てせる」。答へて言さ

【四五】主人とは、常に己に供養する在家居士なり。

罪を得たり」。比丘あり他の覆塚衣・塚上の幡・塚間衣・神廟中の物にして他の所護なる者を取り、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「他心に未だ捨せざるを取らんに、直五錢なるには皆波羅夷なり。廟中の物は無主なりと雖而も是れ官の所護ならんには亦是の如し」。比丘あり他を瞋りての故に或は其家を燒き、或は其[41]田穀林叢を燒き、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「犯ぜざるも、偷羅遮罪を得たり。瞋の故に他物を破壞せんにも亦是の如し」。比丘あり鼠穴中に於て千兩金囊を得て盜心にて取り、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「鼠に屬する者は不犯なるも、偷羅遮罪を得たり。若し盜心に鳥獸物を奪はんにも亦是の如し」。比丘あり食上に於て輒ち他の分を食せるに、他の問ふらく、「誰ぞ我分を食せるは」。答へて「我れ食せり」と言へるに彼れ瞋りければ、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「盜心に非ざりしならんには不犯なり。應に輒ち[42]同意を作して他分を食すべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。比丘あり[43]蒲博して賭けて人物を取り、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「不犯なるも、突吉羅罪を得たり」。二比丘あり同意して更相に衣を著せるに、後に相瞋誘して以て偷めりと爲しければ、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「不犯なり。應に輒ち同意して他衣を著すべからず、犯ぜんには突吉羅たり」。時に跋難陀は估客と道行を共にして關稅處に到りしに、估客は跋難陀より囊を借り、密に大價珠を以て囊中に著れて之を還すに跋難陀覺らず、關を出で已りて囊中の珠を索めしに、跋難陀言はく、「我れ汝が珠を取らじ」。估客言はく、「汝實に取らず、我向に汝が囊を借りて珠を以て中に著れたるのみ」。卽ち其珠を還せるも疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「不犯なり。若し關を出でんと欲して人從つて物を借らんに、還し已らば應に抖擻して看るべく、犯ぜんには突吉羅なり」。

時に[44]旃荼修摩那比丘尼の弟子は師の檀越家に至りて詐りて、「師病めり、三種藥粥を求めんとす」と云ひ、得已るに外に於て自ら食せり。其家の婦女後に往いて問訊して言はく、「阿姨、病差えた

【四一】本文に田穀財貨とあるも宋・元・明・宮・聖本によりて林叢と改む。

【四二】同意。同意取卽ち親厚の意をなして取るなり。

【四三】蒲博。樗蒲と博奕。ばくちなり。

【四四】旃荼修摩那。律部十三、註(一一の五五)參照。巴利律(vp. 3, 66)には Thullanandā とし、その弟子は師の爲に三種藥粥(tekatulayāgu)を乞うて自ら食せりとせり。三種とは tila(胡麻), taṇḍula(米), mugga(豆)なり。四分律(列六・五九左)には差摩比丘尼の爲に弟子は三種藥粥を求めたりとせり。

布薩自恣せざりければ、聲[39]遐邇に聞えて梵天に徹せり。時に羅睺羅は迦維羅衞城に遊べるに、諸の釋種女は皆共に出で迎へて共に此事を說くらく、「如何が世尊泥洹したまひて未だ久しからざるに、衆僧便ち和合せざること乃し六年を經たる。我等之を和合せんと欲するも方便を知らざるなり」。[40]羅睺羅言はく、『我當に汝に敎へて彼をして和合せしむべし。阿難詣いで來らば、諸有嬰兒は皆抱きて之を迎へ、兒を以て地に著かんに兒必らず當に啼くべけん。阿難必らず問はん、「何ぞ抱へ取らざる」。汝當に答へて言ふべし、「若し長老にして阿酬と和合せんに、我等は然る後乃し當に兒を取るべし」。此方便を以てして可しく和合せしむべし』。阿難須臾にして便ち至りしに、五百釋女は兒を抱へて出で迎へて、皆阿難の前なる地に著けるに、兒卽ち大に啼きぬ。阿難は果して言へり、「何ぞ抱へ取らざる」。同聲に答へて言はく、「若し長老にして阿酬と和合せんには、我等は乃し當に此兒を還し取るべし」。阿難は其此の意に感じ、又嬰孩を愍みて語げて言はく、「姊妹、兒を取れ、我當に彼と與に和合すべし」。便ち還りて集僧せるに、優波離は阿難に問ふらく、「比丘の不與取せんに幾種ありてか沙門に非ず釋種子に非ざる」。答へて言はく、「三種あり、自ら取ると、人をして取らしむると、人を遣はして取らしむるとなり」。又、阿酬に問ふらく、「汝は自ら取り、人をして取らしめ、人を遣はして取らしめたりや不や」。答へて言はく、「不なり」。又、阿難に問ふらく、「阿酬比丘は何の過ありや」。阿難言はく、「阿酬には愆なきなり、是れ我が過なりき」。是に於て阿難は僧中に遍く唱ふらく、「是れ我が過なりき、阿酬には愆なきなり」。便ち阿酬に向うて懺悔して和合せりき。

一比丘あり本是れ偷兒なりしが諸比丘に語ぐらく、「可しく共に彼聚落に至り一物を取るべし」。諸比丘便ち其語に從ひ、先んじて往いて之を取りしに、彼比丘後に於て疑を生じて佛に問ふらく、「我れ是の如くに人に敎へて盜ましめぬ、波羅夷を犯ぜりや不や」。佛言はく、「犯ぜざるも偷羅遮

【三九】遐邇。遠近なり。

【四〇】こゝに羅睺羅の名を出せるは僧祇律と本律とのみ。

を長くして他人より大なら（しめ）たり。後に疑うて佛に問ふに、佛言はく、「不犯なるも、故妄語したれば波逸提罪を得たり」。一住處あり比丘、白衣と井を共にせるに、白衣は盜心を以て偏に多く水を取りければ、比丘も亦盜心を以てして是念を作さく、「我今何爲ぞ獨多く取らざる」。未だ取らざるに疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「若し長く他水を取らんに、直五錢ならんには波羅夷なり」。比丘あり彼處に於て他衣の直五錢なるを盜みたるに、此に來り賣りて直五錢ならざりければ、波羅夷を犯ぜずと謂へるも、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「本處にて直五錢ならんには波羅夷なり。若し彼處に於て直五錢ならざるに、此に來りて賣りて直五錢ならんには偸蘭遮なり」。比丘あり他の佛經を盜みて、「是れ佛語なれば無犯なり」と謂へるも、後に疑うて佛に問へり。佛言はく、[三六]「紙・筆・書功を計りて直五錢ならんには犯ぜり」。

爾の時拘舍彌に一長者あり、見法得果して常に諸比丘に供給せり。長者及び姉に各一子ありて、二人は常に共に長老[三七]阿酬比丘に供養せり。長者終らんと欲せる時に臨みて阿酬比丘に寶藏の處所を示して語げて言はく、「我れ命終せる後にて彼二子の中、若し佛法を信樂して諸比丘に於て常に愛む所なからん者に可しく此藏を示さるべし」と、言ひ終りて氣絶せり。阿酬比丘後に二子を察るに、其子は背正なりしも姉子は信樂なりければ、便ち姉子に語げて寶藏を得せしめぬ。其子之を聞きて卽ちに阿難の所に往いて問うて言はく、「父の遺財は應に誰にか屬すべき」。答へて言はく、「應に子に屬すべし」。便ち阿難に語げて言はく、「我父の寶藏は阿酬比丘、我が姑子に與へぬ」。阿難卽ち往いて阿酬に語げて言はく、「汝は沙門に非ず、釋種子に非じ」。阿酬答へて言はく、「我は是れ沙門なり、是れ釋種子なり、自ら可しく諸の經律に依りて共に此事を判ずべし」。阿難言はく、「此事[三八]居然たり、何ぞ經律を須ゐん」。時に諸の長老比丘は皆是れ阿酬の（衆）として之を佐助しければ、阿難と阿酬との二衆は是に於て各別にして復和合せず、六年の中安居住處を共にしつゝ皆

【三六】紙・筆・書功。本律に此等の文字あるは、本律成立時代推定に資する所あるべし。

【三七】阿酬比丘(Ajjuka)。十誦律（張七・一三右）には阿難の共行弟子なる直信比丘とせり。僧祇律（律部十、註三〇の三八）の本文參照。四分律（列六・六〇左末七）には高勝比丘とせり。巴利律(Vp. P 3. 66)には毗舍離に於てとし、且つ羅睺羅の記を缺けり。

【三八】居然。そのまゝ坐して動かざる貌なり、卽ち確かに明かなる意。

是念を作さく、『我れ「猪なし」と言へり、將に猪を藏せるの罪を得ることなからんとするや』と、疑を生じて佛に問へるに、佛言はく、「不犯なり。若し是の如きの因緣ありて、餘語を作して共問を破せんには皆無罪なり」。阿練若處比丘あり、獵師生鹿を得、繫ぎ已りて捨て去れるを見て、比丘憐愍心を以て解放せるに、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「不犯なり。然れども應に他物に於て方便して之を放つべからず、犯ぜんには突吉羅なり。憐愍心もて他の一切衆を放たんにも亦是の如し」。比丘あり[三二]拘樓荼の肉を銜へて飛べるを見て、戯れ逐うて放たしめたるに、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「犯ぜず。然れども應に無益の處に於て方便して彼をして失せしむべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。一比丘あり他牛の、路に隨うて行けるを見て盜心もて驅り、即ちに悔いて捨せるも、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「不犯なるも偸羅遮罪を得ん」。比丘あり水に覊へる物を見て盜心もて接得せるに、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「若し直五錢なりしならんには波羅夷なり」。比丘あり祇洹を去ること遠からざる(處)にて他の、田を耕せるを見て語げて言はく、「此は是れ僧田なり、汝之を耕すこと勿れ」。耕せる者念言すらく、「諸比丘は勢力あれば、若し我を訟へんに或は物を失するを致さん」とて、便ち止めて耕さゞりき。比丘、祇桓に還りて諸比丘に問ふらく、「此は是れ誰が田なりや」。諸比丘言はく、「是れ某居士の田なり」。便ち疑を生じて佛に問へるに、佛言はく、「不犯なり、若し無益の處に於て方便を作して失せしめんと欲せんには皆突吉羅なり」。時に[三三]十七群童子は賊の爲に抄られて、父母啼哭懊惱せり。[三四]畢陵伽婆蹉乞食して之を見て其意故を問へるに、具に事を以て答へぬ。畢陵伽婆蹉即ち入定して觀ずるに、賊將ゐて阿夷羅河の洲上に著けるを見たりければ、便ち神足を以て取り還し、各其家の閣上に著きて其父母に語げて言はく、「復啼哭すること勿れ、汝が兒今皆家に還りて重閣上にて戯れり」。後に疑うて佛に問ふに、佛言はく、「不犯なるも、[三五]突吉羅罪を得たり」。比丘あり利養の爲の故に自ら己が年

【三二】拘樓荼。前註(二七の三九)參照。

【三三】十七群童子。律部九、註(一四の一四一)十六群比丘の下參照。

【三四】畢陵伽婆蹉。律部十三、註(八の一三三)及び(Vp. 3, 67)參照。

【三五】十誦律(張七・一二右末五)には、神通力を以て救はんに無罪なりとし、巴利律(Vp. 3, 67)にも無罪とせり。

藏せず、今、僧に從うて波羅夷羯磨を乞はんとす、願はくは僧よ、我に波羅夷羯磨を與へたまはんことを」。是の如くに三たび乞はんに、應に一羯法比丘は唱へて言ふべし、「大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は婬を犯じて卽ちに悔を生じて覆藏せず、僧に從うて波羅夷羯磨を乞へり。僧は今與に波羅夷羯磨を作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は婬を犯じて……乃至……僧は今與に波羅夷羯磨を作さんとす。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ。……是の如くに第二第三に說きて……僧は某甲比丘の與に波羅夷羯磨を作し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。佛言はく、「[三〇]彼比丘は盡壽に大比丘に食を授け、而も自らは淨人より受くるなり。若し布薩・自恣、諸の羯磨を作さん時、若し來らんには善し、若し來らざらんにも彼此無犯なり」。比丘あり天女・龍女・阿修羅女と共に婬を行じ、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「皆犯ぜり」。

一比丘あり他の作食處に至りて一鉢の羹を取り、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「汝、何の心を以て取りしや」。答へて言さく、「盜心を以てせり」。佛言はく、「若し直五錢なりしならんには波羅夷を犯じ、若し減五錢なりしならんには偷羅遮なり。他の園中に入りて盜心にて一果菜を取らんにも亦是の如し」。一比丘あり賊の爲に剝がれんとして諍うて衣物を得たるに疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「不犯なり」。復比丘あり賊の爲に剝がれ、已に賊手に入り或は已に持ち去れるに、後より追ひ奪ひ得て、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「汝が心に衣を捨てたりしや未だしや」。答へて言さく、「未だ捨てざりき」。佛言はく、「未だ捨てざりしならんには不犯にして、已に捨てたらんには便ち犯なり」。阿練若處比丘あり野猪箭を被りて走り來れるを見て、共に相語げて言はく、[三一]『當に「見たり」と道ふこと莫るべし』。獵師尋いで至りて比丘に問ふらく、「我が所射の猪を見たりや不や」。答へて言はく、「何處に猪ありや、是れ誰が猪なる、猪あることなし」。後に

[三〇] 本文に彼比丘盡壽不得授大比丘食而自從淨人受とあり。宮本・聖本には不の字なし。十誦律(盈七・六右末四)に應レ授ニ與大比丘飲食湯藥一、自應ド從ニ沙彌白衣一受ヰ飲食上とある文により、宮本・聖本の如くに不の一字削れるのみならず、得の字をも除けり。

[三一] 本文に當莫導見とあり。宋・元・明・宮本には道の字と爲す、今改めたり。

し受けたる者戯なりしならんには偸羅遮にして、刺せる者戯に非ざりしならんには波羅夷なり。若し倶に戯なりしならんには倶に偸羅遮にして、若し倶に戯に非ざりしならんには倶に波羅夷なり」。若時に諸比丘は白衣と共に浴室中に浴せるに、白衣は其形相を取へて諸女人に語げ、又身相觸れて染著心を生じ遂に反俗し外道者と作るを致せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず。若し白衣と共に浴室中に浴せんに偸羅遮なり」。[二六]一摩訶羅比丘あり、夢中に本二[二七]と與に婬を行じ、覺め已りて房を出でて高聲大喚すらく、「我は沙門に非ず、釋種子に非じ」。諸比丘は其故を問ふに答へて言はく、「我れ本二と婬を行ぜり」。又問ふらく、「汝の本二は今何許に在りや」。答へて言はく、「我が本生聚落に在り」。又問ふらく、「彼來れりや、汝、往けりや」。答へて言はく、「彼來らず我往かざりき」。又問ふらく、「云何がして共に婬を行ずるを得たりや」。答へて言はく、「夢中に婬を行ぜるなり」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「不犯なり。繫念在前せずして眠れるは突吉羅罪を得たり」。一比丘あり立ちながら小便せるに、狗來りて其男根を銜へければ疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「不犯なり。立ちながら小便せるは突吉羅罪を得たり。比丘住處には應に是の如きの畜生を畜ふべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。一比丘あり男根長かりしに、欲心を以て自ら大便道中に刺し、疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「犯ぜり」。一比丘あり身體弱なりければ男根を以て自ら口中に刺せるに、亦是の如くなりき。[二八]一比丘ありて坐禪し魔女來りて其前に至りしに、比丘見て染著心を生じ、覺えず起ちて彼女を捉へんとせり。女便ち走るに比丘亦走りて是を逐ひ、彼女一死馬中に至りて沒しければ、比丘便ち馬上に於て婬を行じ、即ち、悔心を生じて諸比丘に語げぬ。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、『僧は彼比丘の與に[二九]波羅夷白四羯磨を作すを聽す。彼比丘は應に僧中に至りて革屣を脫し偏袒右肩して僧足を禮し、胡跪合掌して是の如きの白を作すべし、「我は某甲比丘なり、婬を犯じて即ちに悔心を生じて覆

【二六】摩訶羅比丘。愚比丘なり、律部八、註(三の二二三八)參照。

【二七】本二。律部十三、註(一の七〇)參照。

【二八】十誦律(張七・六右)僧祇律卷二十六(律部十、註二六の六二)本文には舍衞城に難提ありとし、四分律(列五・二五右、列六・三四左)には王舍城に難提ありとせり。

【二九】波羅夷白四羯磨。十誦律には學法白四羯磨、四分律には波羅夷戒白四羯磨、僧祇律には波羅夷學悔白四羯磨と名けたり。律部十、註(二六の六二)參照。

諸比丘言はく、「姉妹、應に爾るべからず、是れ佛の制したまへる所なり」。女人復言はく、「三處には是れ犯ならんも、岐股・臍中の一切の諸處には犯と名けじ」。比丘卽ち其語に從ひ、後に疑ひて佛に問ふに、佛言はく、「不淨を出せるには皆僧伽婆尸沙、出さゞらんには皆偸羅遮なり」。時に阿練若處に比丘ありて露地に熟眠せるに、女人あり見て上に於て婬を行ぜり。比丘覺めて不淨にて身を汚せるを見、復女人の其間より去れるを見て、疑を生じて佛に問へり。佛問ひたまはく、「汝、樂を受けたりや不や」。答へて言さく、「受けざりき」。佛言はく、「不犯なるも、露地に熟眠せるは突吉羅なり。房戶を閉いて眠らんにも亦是の如し」。復比丘あり露地に熟眠せるに女人上に於て婬を行じ、比丘覺めて出づる時樂を受けゝれば疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「犯ぜり」。毘舍離に一阿羅漢比丘あり、風病を得て擧體硬直しければ、看病人は露地に擧著して聚落に入りて爲に乞食せるに、女人あり上に來りて婬を行じ、婬を行じ已るも比丘の男根强直して故の如くたりければ、諸女人言はく、「此は是れ雄士なり」。卽ち香を以て塗り華鬘にて頭を結びて禮を作して去りぬ。看病人還りて、不淨にて其身體を汚せるを見て是念を作さく、「此比丘は梵行を修せずして淨戒を破れり、我當に其布薩を住むべし」。又念ずらく、「世尊は病比丘の布薩を住むるを聽したまはざれば當に其差ゆるを待つべし」。彼病差え已るに、便ち其布薩を住めて語げて言はく、「汝先に病時に破戒せり」。答へて言はく、「我れ爾の時病にて身體强直して自ら攝すること能はざりしなり、破戒を爲せるには非じ」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「是比丘已に阿羅漢を得たれば風病にて强直して自ら攝すること能はざりしのみ、樂を受けざりしが故に不犯なり。看病比丘の、露地に置て去れるは突吉羅を犯ぜり」。

時に比丘あり男根を以て比丘の口中に刺し、後に俱に疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「若し刺せる者戲なりしならんには偸羅遮にして、受けたる者戲に非ざりしならんには波羅夷なり。若

【三五】 善臂。巴利律(vp. 3, p. 39) Supabbā なるべし、但、王舍城とせり。

第五分の七[19] 調伏法

爾の時長老優波離は佛に問ふらく、「世尊、須提那迦蘭陀子は是れ波羅夷を犯ぜりや不や」。佛言はく、「犯ぜり」。又問ふらく、「[20]初作は皆不犯なり」。又問ふらく、「[21]阿練若處比丘は是れ犯ぜりや不や」。佛言はく、「犯ぜり」。一比丘あり狂病にて婬を行ぜしに、狂差えて疑を生じて佛に問へり。佛言はく、「狂者は皆不犯なり。散亂心・病壞心も亦是の如し」。[22]孫陀羅難陀跋耆子は捨戒せずして婬法を行じ、後に疑うて佛に問へり。佛言はく、「犯ぜり」。一比丘あり[23]二根女人と共に婬を行ぜり。一比丘あり二道合せる女人と共に婬を行ぜり。一比丘あり黃門と共に婬を行ぜり。一比丘あり男子と共に婬を行ぜり。一比丘あり小兒と共に婬を行ぜり。後に皆疑を生じて佛に問へるに、佛言はく、「皆犯ぜり」。一比丘あり小女と共に婬を行じて女卽ち死せるに、二波羅夷を犯ぜりやと疑ひて佛に問へり。佛言はく、「婬せるには波羅夷を犯じ、女の死せるには偸羅遮を犯ぜり」。一比丘あり木女像を作りて婬を行じ、後に疑ひて佛に問へり。佛言はく、「不淨を出せるには僧伽婆尸沙、出さゞらんには偸羅遮なり。泥に畫ける女像にも亦是の如し」。一比丘あり[24]象と共に婬を行じ、後に疑ひて佛に問へり。佛言はく、「犯ぜり、一切畜生も亦是の如し」。

時に王舍城に一愚信優婆夷ありて是見を作さく、「婬欲を以て施さんに是れ第一の施なり」。便ち諸比丘を請じて之を施さんとせり。諸比丘言はく、「姉妹、應に爾るべからず、是は佛の制したまへる所なり」。女人復言はく、「臥して行はんには是れ犯ならんも、立ちて行はんには犯とは名けじ」。比丘卽ち其語に從ひ、後に疑ひて佛に問ふに、佛言はく、「犯ぜり」。坐して女背に行婬せんに、女動じ比丘動ぜざるにも亦是の如し。時に舍衛城に愚信優婆夷ありて[25]善輕と名け、是見を作さく、「婬欲法を以て施さんには是れ第一の施なり」。便ち諸比丘を請じて之を施さんとせるに、

一七)參照。

【一九】調伏法。こゝには第一波羅夷婬戒より僧殘法第五媒嫁戒までの九戒につき種々なる場合に於ける持犯の相狀を示す。四分律には調部と名け七百結集の後に在りて二十犍度中に攝せず、且つ第一婬戒より第五媒嫁戒までを詳述し、終りに第八無根謗戒につき持犯用例を略出せり。十誦律(張七・五左四)五百結集の直前に第一婬戒より媒嫁戒までを詳説し、次で波羅提々舍尼までの持犯を抄錄せり。僧祇律にては律部十、註(二九の一二一)非羯磨の下の各項に相當す。巴利律には此法を分出せず。波羅夷・僧殘戒の終りに出せるものに相當す。何故に第五媒嫁戒までを一聚として四分・五分・十誦に別出せるか明かならず。

【二〇】初作。律部十三、註(一の一一九)參照。

【二一】阿練若處比丘。律部十三、註(一の八〇)の本文參照。

【二二】孫陀羅難陀跋耆子。律部十三、註(一の八六)の本文參照。律部九、註(一八の二八)の難陀とは相違す。

【二三】二根女人。律部十三、註(一四の五一)參照。

【二四】律部八、註(二の六七)本文の持犯參照。

べきなり』。諸の別住比丘は路上に於て便ち廣く別住せるを說けるに、諸の白衣見て言はく、「此比丘は何の罪ありてか悔過せる」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、『路上にては應に廣說すべからず、但言へ、「大德、我は某甲比丘なり、別住法を行じて已に若干日にして餘は若干日なり、大德、憶持したまはんことを」と。彼比丘、別住を捨して餘處に到らば、應に彼の僧に求めて更に別住を行ずべく、彼の僧は應に別住法を行ずることを聽すべし、若し聽さゞらんには突吉羅なり』。復別住比丘あり、別住法を受け已りて無比丘の處に往いて住し、別住中に於て更に惡罪を犯ぜり。佛言はく、「別住比丘は獨一處に住するを得ず、應に更に惡罪を犯ずべからず、犯ぜんには皆突吉羅なり」。復諸の別住比丘あり、別住を受け已りて不如法比丘の處に往いて住せり。佛言はく、「應に爾るべからず、彼に若し一如法比丘あらんには住するを聽す、犯ぜんには突吉羅なり」。復別住比丘あり、如法比丘と屋を同じくして住せり。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、如法比丘と浴室を同じくして浴せり。[一四]佛言はく、「應に爾るべからず。樵を擔ひて浴室中に內れ、浴室を洗ひ之を掃除し、灰土・澡豆を具へ、牀座を敷き、諸比丘の爲に衣・革屣を脫して爲に油にて身體を摩らんとて、隨うて彼れ受けんには之を作すを聽す」。復同じく別住せる比丘ありて浴室を共にして浴せり。佛言はく、「但、次第して所須を供給するを聽す」。別住比丘に三の最下あり、大比丘の最下に在りて行くと、最下の臥具・最下の房舍を與ふるとなり。別住比丘に三事ありて[一五]本次に隨ふなり、[一六]僧得施物時と[一七]自恣時と[一八]行鉢時となり。別住比丘に八事ありて別住法を失す、他處に往いて白せず、外來比丘に白せず、自ら出で丶白せず、他出づるに白せず、獨一處に住し別住中に於て更に惡罪を犯じ、如法比丘と屋を同じくして宿し、別住を捨せずして遠行し、路上に比丘を見て白せざるとなり。摩那埵を行ぜんにも亦八事を以て失す、……獨一處に住するを除き、二十僧に滿たざる中に於て之を行ずるとなり、餘の七は上の如し。

【一四】本文に佛言不ㇾ應ㇾ爾、聽ㇾ擔ㇾ樵內二浴室中一、洗二浴室一掃二除之一具灰土澡豆敷二牀座一、與二諸比丘一脫ㇾ衣革屣爲油摩身體、隨ㇾ彼受者作ㇾ之とあり。文中、加點は大正藏・縮藏にして、訓點は新藏なり。今の譯文、此等の加點訓點とは相違せり。

【一五】本次。犯罪覆藏せざる以前の常比丘時の席次（夏數次第）なり。別住行を修むる比丘は比丘の末座、沙彌の上座にありて坐すべきも、三事の時のみ本次に準ずるとなすなり。

【一六】僧得施物時。四分律（列六・二右七）に衆僧衣物…應二隨ㇾ次取已在ㇾ下行坐一とあるに相應す。現前僧に得たる施物を分つ時は、夏次に隨うて取り、取り已らば諸比丘の最下に在りて行き、末座にありて坐せよとの意なり。

【一七】自恣時。四分律には相應文なし。十誦律（張五・一四左六）に應下隨二上座次第一坐自恣上とあるに相應す。

【一八】行鉢時。四分律に相應文なし。十誦律に應下隨二上座次第一滿鉢水上とあるに相應す。十誦律第八（張三・四九左末三）に行滿水鉢人とあるは餘律に行鉢人とあるに同す。行鉢とは律部八、註（一〇の一

大比丘の下に在りて行食すべし」。復別住比丘あり、如法比丘の前に在りて行けり。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、白衣家に往かんと欲して如法比丘と共に行けり。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、或は更に本罪を犯じ、或は更に餘の惡罪を犯ぜり。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、如法比丘の前に於て衣を披ざりき。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、常に三衣を著して作して泥汙せり。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、如法比丘と共に一牀に坐し、或は自ら好牀に坐せり。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、如法比丘と並びて經行し、或は自ら勝れたる經行處に在りき。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、僧差を受けて說戒經唄せり。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、諸の羯磨を作せり、呵責羯磨・驅出羯磨・依止羯磨・擧罪羯磨・下意羯磨なり。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、如法比丘と共語せり、佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、四衆の爲に法を說かんと欲せり。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、別住の日數・月・半月・一歲を憶せざりき。佛言はく、「應に知るべきなり」。復別住比丘あり、如法比丘の前に於て衣を反抄し、扠腰し、革屣を著し、頭を覆ひ、通肩して覆ひ、或は坐し、或は臥せり。佛言はく、「皆應に爾るべからず」。復別住比丘あり、別住比丘法に順はざりき。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、客來比丘に白せず、去比丘に白せざりき。佛言はく、「應に白すべし」。復別住比丘あり、日々に僧に白せり。佛言はく、「應に布薩時に白すべし。若し摩那埵を行ぜんには應に日々に白すべきなり」。復別住比丘あり、遠行せんと欲して佛に白せり。佛言はく、『應に捨し竟りて去るべし。應に是の如くに捨を作すべし、一如法比丘に向うて言へ、「大德聞きたまへ、我今別住法を捨せん、後更に之を行ぜん」と、是の如くに三說せよ。若し捨せずして去らんには、路上に於て比丘を見んに便ち應に自ら別住せるを說く

せられたる比丘達。
【三】 善比丘(pakatatta bhikkhu)。如法の比丘。

阿難に告げたまはく、「[四]大海に八未曾有ありて [五]阿修羅は其中に樂居せり。何をか八と謂へる、大海は漸々に深く、潮は限を過ぎず、死屍を宿さず、百川來り會して復異稱なく、萬流悉く歸して而も增減なく、眞珠・摩尼・珊瑚・琉璃・珂玉・金・銀・頗梨の諸寶を出し、大身の衆生は皆其中に住し、同一鹹味なり、是を八と爲す。我が此正法も亦復是の如くに八未曾有ありて、諸比丘は皆共に之を樂めり。何をか八と謂へる、漸々に制し漸々に教へ漸々に學し、我が諸弟子は所制の戒に於て終に敢へて越えず、犯あらんに必らず黜けて之を宿容せず、雜類より出家して皆本姓を捨てゝ釋子沙門と稱し、諸の善男子善女人出家せんに多く [六]無餘泥洹を得て而も增減なく、種々の法寶ありて所謂 [七]四念處……乃至……八聖道分と諸の助道法となり、諸大人 [八]阿羅漢向・阿羅漢……乃至……須陀洹向・須陀洹ありて正法中に住し、若し入る者あらんに同一解脫味なり、是を八と爲す」。時に六群比丘犯罪せるに悔せずして布薩し、比丘ありて亦之に效へり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘は猶ほ故ほ犯罪して悔せずして布薩せり。佛言はく、「應に共[九]布薩を住むべし」。諸比丘あり、或は未だ布薩せざるに便ち住め、或は已に布薩し竟りて乃し住め、……是の如き等の諸の [一〇]住布薩は皆自恣を住むる中に說けるが如し。

第五分の六 [一一]別住法

時に諸の [一二]別住比丘は沙彌を度して與に具足戒を受け、依止師と作りて沙彌を畜へぬ。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、他の [一三]善比丘の恭敬を受け、令して衣鉢革屣を擔がしめぬ。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、如法比丘の來れるを見ては便ち避藏して、己が別住を知らんことを恐れぬ。佛言はく、「應に爾るべからず」。復別住比丘あり、僧食を請けて私房に還りて食せり。佛言はく、「應に爾るべからず。應に

【四】大海八未曾有。律部十、註(二七の八七)參照。
【五】阿修羅(Asura)。律部八、註(一の一五八)參照。
【六】無餘泥洹(anupādisesa-nibbānadhātu)。生の殘りなく盡きて再び生まるなき自由なる涅槃界。
【七】四念處。乃至せるは四正勤・四神足・(四分律に四禪を挿入せり)五根・五力・七菩提分なり。律部八、註(四の二〇八・二〇九・二一〇・一六一)參照。
【八】阿羅漢向。不還向・一來向・須陀洹向と共に四向といひ、各阿羅漢果等の四果實現の道に在る者をいふ。律部八、註(四の六七―七二)參照。
【九】布薩を住むとは、罪を犯せる者の布薩會に列し說戒を聞くを禁ずる意なり。
【一〇】住布薩(pātimokkhaṭhapana)。遮布薩なり。諸律には布薩を禁止すべき種々なる相を列擧するも、本律は遮自恣法即ち前註(一九の二四)の本文に讓りて省略せり。
【一一】別住法(pārivāsikakkhandhaka)。四分律第十三犍度覆藏法に相當す。僧殘罪を犯じて覆藏せる比丘の隨順行法なり。
【一二】別住比丘(pārivāsika bhikkhu)。犯罪して別住に處

卷の第二十八　彌沙塞

第五分の五　遮布薩法[一]

佛、瞻波國恒水邊に在しき。[二]爾の時世尊は十五日布薩時に、比丘衆と與に前後に圍遶せられて露地に於て坐したまひ、遍く衆僧を觀じて默然して住したまへり。初夜過ぎ已るに阿難は坐よりして起ち、前んで佛足を禮し踋跪し合掌して佛に白して言さく、「世尊、初夜已に過ぎぬ、衆坐せること已に久し、願はくは諸比丘の爲に說戒したまはんことを」。世尊は默然したまふに阿難は坐に還れり。中夜過ぎ已りて復是の如くに白すに、佛亦默然したまへり。後夜に復白して言さく、「明相出でんと欲す、衆坐せること已に久し、願はくは諸比丘の爲に說戒したまはんことを」。佛、阿難に語げたまはく、「衆、清淨ならざらんには、如來は爲に說戒せざるなり」。時に目連は是念を作さく、「今、此衆中誰か清淨ならずして、乃し世尊をして是の如きの語を作さしめまつれる」。便ち遍く觀察せるに、一比丘の佛邊に近く坐して、比丘に非ざるに自ら比丘と言ひ、沙門に非ざるに自ら沙門と言ひ、梵行を修せざるに自ら梵行を修せりと言ひ、惡法を成就し、其罪を覆藏し、邪見を捨てざるを見たりければ、卽ち坐よりして起ちて往いて其前に到りて語げて言はく、「如來は已に汝を見たまへり、汝出で去れ滅し去れ、此中に住すること莫れ」。便ち臂を牽きて出し、門外に著きて還りて本處に坐せり。佛、目連に語げたまはく、「怪しき哉目連、未曾有なり、此愚癡人は自ら罪を知らずして、乃し他人をして其臂を牽きて出さしめられんとは」。是に於て阿難は復坐よりして起ちて佛に白して言さく、「世尊、衆已に清淨なり、願はくは諸比丘の爲に說戒したまはんことを」。佛、阿難に告げたまはく、「今より汝等は自ら共に說戒せよ、吾復比丘の爲に說くことを得じ。所以は何、若し衆清淨ならざるに如來爲に說かんには、彼の犯戒人の頭破れて七分すればなり[三]」。又、

【一】遮布薩法(pātimokkhaṭṭhapanakkhandhaka)。四分律第十四犍度遮法に相當するも、五分律遮法は唯世尊が不清淨比丘の爲に說戒したまはざりし因緣と大海八未曾有法とを說けるのみなれば、四分律にては說戒犍度(列五・三六左九)に攝せり。されど十誦律(張五・一六右)・巴利律(cv. 9.1)及び本律は不清淨比丘遮布薩因緣を遮法中に出せり。

【二】瞻波國恒水邊。瞻波國なるガツガラー蓮池(Gaggarā pokkharaṇī)のほとりなり。前註(二四の一九・二〇)參照。四分律に瞻波國伽伽河側とあり、十誦律も瞻波とせるも、巴利律は舍衞城なる東園鹿子母講堂(pubbārāma migāramātupāsāda)とせり。

【三】頭破七分。律部十三、註(一の七一)金剛神の下參照。

突吉羅なり。若し比丘、新衣を得んに、應に先に浣ひて舒張し量を度りて然して後に、裁截すべし。截ち已らんに應に縫ふべく、縫ひ已らんに應に染めて顚倒して曬燥すべし。染め已らんに地に敷き、若し懸けんと欲せんには上下に紐を安ずべし。若し僧伽梨ならんには、應に僧伽梨法の如くして畜ふべく、以て諸物を裹むを得ざれ。優多羅僧・安陀會・諸の受持衣も亦皆是の如くして、應に謹護すること身の薄皮の如くすべし。鉢を持たんには應に鉢法の如くすべし、上の如くに之を濄するを得ざれ、謹護すること應に眼の如くすべし」。

に與ふべし。若し淨人なからんには、自ら持ち還りて淨・不淨地に隨意に之を安ずるを聽す」。諸比丘あり自ら食を持して阿練若處に還りて不淨地に著けるに、賊來り乞はざりければ云何せんかを知らざりき。佛言はく、「應に作人若しは守園人若しは沙彌に與ふべし」。若し阿練若處比丘ありて瓶・盆の器物を須ゐんには、聚落比丘は應に與ふべく、若し臥具を須ゐんには亦應に與ふべし」。所行の道中に樹若しは草ありて、比丘の行を妨げ或は鉤けて衣を壞れり。佛言はく、「草を編びて道外に披き著け若しは物を以て之を遮するを聽す、樹枝を反らし繫りて樹に著くるをも聽す」。草木を編び繫れる時、枝折れ葉落ちぬ。佛言はく、「故ならざれば不犯なり」。阿練若處比丘あり晨朝に來り出でたるに、露にて衣を濕し色を壞せり。佛言はく、高著するを聽す、亦杖を以て撲ちて露を去るを聽す。聚落に近づかんに應に還如法に著衣し、露を撲てる杖は一處に藏著して還らん時に取り歸るべし」。阿練若處比丘あり、須らく土にて泥を作るべかりき。佛言はく、「若し淨人なきには崩れたる岸土を取るを聽す。若し崩れたる岸土なきには、水にて地に澆ぎ草を挫いて上に布き、蹋みて泥を成ぜしめて取用するを聽す」。阿練若處比丘あり、行る時僧の繩牀・木牀・臥具を擧めざりければ爛壞し火燒せり。佛言はく、「應に一處に擧著して戶に鑰し、戶鉤を藏して無雨處に著き、之を記して去るべし。若し餘比丘往かんに應に所藏處を語ぐべし」。

時に諸比丘は衣を作り、舒張せずして裁ちて便ち之を截りしに、或は長く或は短く或は偏邪にして衣を成ずるを得ず、更に索めしも得ること能はざりき。又諸比丘あり常に一衣を著して住處にても亦著し、聚落に入るにも亦著せり。又諸比丘あり三衣を以て果蓏・草木・葉・牛屎を裹めり。諸比丘あり食鉢を用つて糞掃を除き、殘食を盛り、[四一]過中飲を盛り、香及び藥を盛り、或は洗はずして擧め、或は日中に著き、或は地に著き、或は危嶮處に著けり。諸比丘は皆以て佛に白すに、佛言はく、「今、諸比丘の爲に[四二]衣鉢初學法を制せん、應に盡形壽に學すべし、若し學せざらんには

【四一】過中飲。正午以後の飲料、非時漿なり。

【四二】衣鉢初學法。

如くすべし。若し外道來りて水を索めんに、能く佛法の與に損益を作す者あらんには亦上の如くし、若し能く爲すなきには便ち應に革屣を著して兩手に水を擎げて之に與ふべきも、彼をして「比丘は我を恭敬せり」と言はしむること勿れ」。

時に一比丘あり聚落中に於て乞食して還るに、鉢上を覆はざりければ鵄尿鉢中に墮ち、比丘覺らずして食して[三九]乾痟病を得たりき。復一比丘あり亦聚落中より乞食して還るに、鉢上を覆はざりければ[四〇]拘樓荼鳥、蛇を銜みて飛び、鉢上に當りて蛇を失して鉢中に墮ち、比丘上飯を去てゝ下飯を食せりと雖卽ちに死せり。諸比丘具に以て佛に白すに、佛言はく、「若し聚落中に於て食せんと欲せんには住まりて食するを聽さん、若し持ち還らんと欲せんには應に鉢上を覆ふべし」。諸の老病比丘の乞食せるあり、鉢を擎げて還るに手寄けり。佛言はく、「絡囊を作りて鉢を盛り腋に掛くるを聽す」。諸比丘あり鉢を腋下に掛けしに汗流れて之を汙せり。佛言はく、「手巾を以て褁みて持ち歸るを聽す」。時に一比丘あり乞食して還るに、阿練若處賊は後を逐ひて是念を作さく、「若し此比丘にして乃し我に一摶食をも與へざるに至らんに我當に之を殺すべし」。既にして所住に至るに遙かに彼賊の來るを見たれば、便ち請じて食せしめたるに、賊食し已りて是言を作さく、「希有なり、汝今大に功德を得たり、自ら命を施し復我命を施したれば」とて、便ち自ら上の念を說けり。彼比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し比丘、食を持して阿練若處に至らんに、若し人の來ることあらんには應に食を與ふべく、若し人の來ることなからんには應に小く待つべし。待つこと久しくして未だ人の來ることあらざらんには、比丘飢ゑんに應に先に半を食すべく、復未だ人の來ることあらざらんには應に更に半を食すべく、最後に應に一摶を留むべし」。諸の阿練若處比丘あり食し竟りて食盡き、賊來りて比丘に從うて食を乞へるに食の與ふるなかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「阿練若處比丘は食を畜ふるを聽す。若し食にして得難からんには、聚落比丘は應

【三九】乾痟病。肺病なり。前註(一七の三一)七種重病の下參照。

【四〇】拘樓荼鳥。翻譯名義集第二に姞栗陀(梵gṛdhra)(鷲)とあるに相應すべきか。

問ひ、夜已に曉に際りつゝも猶ほ故ほ「早し」と言へるに、賊を逐ふ人至り賊を捉へて將ゐ去りければ、賊便ち瞋りて言はく、「[三七]比丘若し我に早晩を語げたらんには睡りて曉に至らざりしならんに、今此捉を被れること是れ比丘に便ひたればなり」。諸比丘具に以て佛に白すに、佛言はく、『今、[三八]阿練若處比丘の爲に初學法を制せん、應に盡形壽に學すべし、若し學せざらんには突吉羅なり。若し阿練若處比丘あらんに應に善く四方の相を知るべく、應に善く機宜を知るべく、應に善く星宿を別ちて時節の早晩を知るべく、應に月の半月日數を記すべく、亦應に歲月日數を記すべし。何の利を以ての故に應に四方の相を知るべきや。若し賊の來處を知らんに方に以て之を避くるを得ればなり。何の利を以ての故に應に善く機宜を知るべきや。若し賊來らん時應に是思惟を作すべし、「爲に宜しく避去すべし、爲に宜しく起迎すべし、爲に宜しく法を說くべし、爲に宜しく供ふべし」と。當に機宜を知り已りて隨うて之を爲すべければなり。何の利を以ての故に應に善く星宿を知るべきや。應に初夜の星相、中夜の星相、後夜の星相を知るべく、以て自ら今は是れ眠時なり、今は是れ行道時なりと知ることを得、若し賊ありて問はんに早晩を語ぐるを得、若し賊將ゐ去りて放ち還さんに星を觀じて歸路を知るを得ればなり。何の利を以ての故に應に善く月の半月日數を知るべきや。此を以て布薩日の至れるを知りて、聚落中に往いて悔過を求めて清淨布薩すればなり。何の利を以ての故に應に善く歲月日數を知るべきや。若し春時至らんに若干日過ぎなば應に夏安居を結すべく、安居中に若干日を過ぎて自恣時至らば應に聚落中に往いて悔過を求めて清淨自恣すべきを知ればなり。阿練若處比丘は應に平正處若しは樹下に在いて洗脚蓆を作り、洗脚物を安じ、洗脚水を畜へ、常坐處に在りて坐すべし。若し人ありて來らんに、應に歡喜して問訊すべし。若し賊にして水を索めんに、應に革屣を脫し手を淨洗して水を擎げて之に與へ、若し水の冷暖を問はんに宜しきに隨うて之に答ふべし。若し優婆塞にして水を索めんにも亦應に是の

【三七】本文に比丘若語我早晚睡不至曉今被此捉便是比丘とあり。

【三八】阿練若處比丘初學法 (āraññakānaṃ bhikkhūnaṃ vattaṃ)。

況んや色あらんや」。

佛に白して言さく、「今日澤枯糞を用ひて食せり」。舍利弗食後に往いて佛所に到り、頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、佛、舍利弗に問ひたまはく、「汝、今日食せる所何」。答へて言さく、「酥糞を用ひて食せり」。佛呵して言はく、「汝、今日不善食せり、云何が比丘にして上座は酥食し中座は油食し下座は澤枯食せる」。舍利弗默然して答へず、便ち屛處に於て食を吐きて盡さしめぬ。佛言はく、「今より若し請を受けん時、上座は應に主人に語げて言ふべし、『一切與に平等に與へよ』。若し檀越にして送食し來らんに、上座は應に下座比丘に語げて食處を掃除し、座を敷き、淨水を取り、盛長食器を出さしむべく、凡そ是れ須ふる所は皆應に供辦すべきなり。時至らんに、應に唱へ若しは揵稚を打ちて、齊集せしめて食を受くべし。若し主人にして食を辦ふること遲からんには、應に催りて速かならしむべく、時を失せしむること勿れ。是を上座食時初學法と爲す、應に盡形壽に持つべし」。

時に阿練若處比丘あり、人と爲り懶惰にして飲水を取らず、手脚を洗ふ水を取らず、圊邊の水を取らざりき。時に衆多の阿練若賊あり、往いて飲水を求めしに、答へて言はく、「無し」。復、手脚を洗ふ水・圊邊の水を求めしに、答ふらく、「亦復無し」。便ち比丘に語げて言はく、「汝等沙門釋子は常に三種の水を具ふるに、今何の故に無きや」。答へて言はく、「我れ取らざりき、是故に無きなり」。賊復言はく、「今但我に水を與へよ、後に復び來らざらん」。答ふるに亦初の如くなりければ、復問ふらく、「何の故に水なきや」。答へて言はく、「人と爲り懶惰なれば、故に水を畜へざるなり」。賊便ち其衣鉢を奪ひ、之を打ちて幾く死な(しめ)んとして去りぬ。復阿練若處比丘あり[三六]星宿を別たざりき。諸賊寄宿して比丘に語げて言はく、「我等小く眠らんとす、曉ならんと欲せんに我に語げよ」。賊少しく眠り已りて比丘に早晩を問ふに、比丘言はく、「尙早し」。是の如く三たび

【三六】星宿(nakkhattapada)。星宿の相を觀察して時節の早晩を知るなり。

るべからんには一比丘を將ゐて去くを聽すも、要らず當に速かに還るべし、稽まるを得ざれ。集時に於て請家の門に入らんに、皆應に繫念在前し、次に坐處を知りて未だ至らざる者の處を留むべし」。繩牀にして未だ繩あらずして衣を以て上を覆へるありしに、比丘知らずして坐し、時に反倒して形を露はして羞慚せり。佛言はく、「若し坐せんと欲する時は、先に手を以て按じて然して後に坐せよ」。諸比丘あり繩牀上に坐せるに、敷くこと急にして裂破せり。佛言はく、「應に先に敷を擧げて寬かならしめ、然して後に坐すべし」。若し檀越水を行ぜん時は應に問ふべし、「承水器ありや不や」。若し有らんには應に水をして地に墮さしむべからず、若し無からんにも、應に水をして一處に聚めて泥を成ぜしむべからず。若し根莖葉果を得て噉ふことを知らざらんには、應に左右の人の食するを待ちて然して後に之を噉ふべし。比丘あり下食未だ遍からざるに便ち食しければ、白衣譏呵して言はく、「此の諸比丘は食を等得するを待たずして便ち食せること小兒よりも甚し」。佛言はく、「應に爾るべからず、要らず等得するを須ちて然して後に食するを聽す」。處あり僧多くして上座は食を等得せる時を知らざりき。佛言はく、「應に高聲に[三三]僧跋を唱ふべし」。諸比丘食し竟るに默然して去りぬ。諸の白衣譏呵して言はく、「諸餘の外道は人食を食し竟りて皆呪願して去るに、沙門釋子は默然無言にして、施主は悅意せりや不やを知らず」。佛言はく、「上座は應に[三四]呪願し已りて去るべし」。諸比丘は去りて上座を待たざりき。佛言はく、「上座八人相待ちて餘人は隨意なるを聽す」。一住處あり、舍利弗は最上座とし羅睺維は最下座として、請を受けしに、主人は酥羹を以て上座に與へ、油羹を次座に與へ、[三五]澤枯羹を下座に與へぬ。羅睺維食後に往いて佛所に到り、頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、佛、羅睺維に問ひたまはく、「汝、今日食せる所何」。羅睺維卽ち偈を說いて答ふらく、

「油を食せんには力あり　酥を食せんには色あらん　若し澤枯羹を食せんには　力なけん

【三三】僧跋。三鉢羅佉多（梵 saṃpragata）の音略、有部目得迦第八（大正藏24, 445 b）に凡於衆首爲上座者、所有供養置在衆前、先令一人執持飲食或先行鹽、在上座前曲身恭敬唱三鉢羅佉多、未唱已來不得受食、當知此言有大威力、輒違受食得惡作罪。三鉢羅佉多譯爲正至、或爲時至、或是密語神呪能除毒故。昔云僧跋者訛也……とあり。目得迦にては毒食を消す爲に三鉢羅佉多と唱へしむるなりとせるも、本律にては唯、食等しく供へられたりと唱告することなり。卽ち目得迦にては食味均等の義にして、本律にては行食等至の唱告なり。

【三四】呪願（anumodana）。律部八、註（一の八七）・律部十三、註（五の五）達嚫の下參照。

【三五】澤枯羹。律部十三、註（一四の二一）參照。

索むべし。若し得んに取りて敷き、復應に問ふべし、「彼房は初夜に何の所畏ありや、中夜後夜に復何の所畏ありや」。若し「初夜には阿練若賊を畏る」と言はんに、應に問ふべし、「我當に何の計をか作すべき」。若し「應に是の如きを作して自ら防ぐべし」と答へんに、應に之を受用すべし。中夜後夜にも亦是の如し。復應に問ふべし、「此房に食ありや無きや、此聚落は食を作すに早しとや爲ん晩しとや(爲ん)、何處の巷に僧與に[二八]學家羯磨を作せりや、何處の巷に僧與に[二九]覆鉢羯磨を作せりや、何處の巷に[三〇]惡狗ありや、何處の巷に婬女・年長の童女及び寡婦ありや。此中何處にて布薩し、何の時に布薩し、何處か是れ歠粥處なる、何處か是れ食處なる」。其中に若し僧事あらんに皆應に疾く赴くべし、稽留するを得ざれ。是を客・舊比丘初學法と爲す、應に盡形壽に持つべし』。

佛、王舍城に在しき。爾の時衆多の居士ありて僧に食を請ぜしに、或は諸比丘にして方に衣を著して往いて食せんと欲せる者あり、或は已に還りて衣を脱せる者あり、或は鉢を持して往かんと欲せる者あり、或は已に還りて鉢を洗へる者あり、或は始めて僧坊を出でたる者あり、或は已に還りて始めて入れる者あり、或は始めて食し竟れる者あり、或は始めて食せんと欲せる者ありき。諸の居士譏呵して言はく、「餘の外道すら尙ほ倶に請に就り倶時に食するを知れるに、而も沙門釋子は反りて法則なし、我等は誰か已に食し誰か未だ食せざるかを知らず」。諸の長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛言はく、『今、上座諸比丘の爲に[三一]食時初學法を制せん、應に盡形壽に學すべし、若し學せざらんに突吉羅なり。[三二]若し白衣ありて僧を請ぜんに、彼の白衣家に常に出入せる比丘は應に爲に上座に白すべく、上座は應に遍く諸比丘に「今、某甲檀越の請を受けん、皆當に齊集して威儀を整持すべし」と語げしめ、並に主人に出入比丘を遣はして先に「(時)至れり」と知らしめんことを語げしむべし。若し日早くして食未だ辦はらざらんに、上座須らく餘處に至

【二八】學家羯磨。律部十三、註(十の一七)參照。

【二九】覆鉢羯磨。律部十三、註(三一の一四〇)及び前註(二六の一〇三)參照。

【三〇】惡狗。四分律(列六・二二左八)に誰家是學家、何處狗惡…とあり。十誦律(張五・六六左七)に何處有惡狗惡牛大童女寡婦家…とあり。糞掃衣比丘が惡狗を畏れたるを知るべきなり。

【三一】食時初學法(bhattagg-avatta)。

【三二】本文に若有ニ白衣請レ僧彼白衣家常出入比丘、應ヨ爲ニ白ニ上座一、上座應レ令ヨ遍語ニ諸比丘一、今受ニ某甲檀越請一、皆當下齊集整ニ持威儀一、並遣ヒ主人出入比丘先語令ニ知レ至とあり。訓點は新藏、加點は縮藏・大正藏なるも今依用せず。

房内を掃除し、房前を[二四]鏟治し、浄水を取りて一處に覆ひ著き、拭手脚巾を辦ふべし。若し來至せりと聞かんに、應に門を出で〻迎へ、下座比丘をして爲に衣鉢を捉らしむべく、既にして入り已らんに爲に座を敷き、洗脚水を給して爲に脚を洗ひ、拭手脚巾及び革屣巾を授け、若し客上座にして衣物眷屬多からんには應に二房を與ふべし。[二五]應に「襯身衣は何が似くるや」を問うて、上中下衣に隨うて所宜の臥具を與ふべし。客比丘若し病まんには、應に厠に近き房を與へ、若し浴を須ゐんには爲に浴具を辦ふべし。若し非時漿を須ゐんには亦應に與ふべし。應に竟夜に爲に集めて法を說き、明旦に爲に前食・後食及び粥・怛鉢那を辦へ、夏安居に留まらんことを請じ、一切に勸化して供養を設けしむべし。[二六]彼の客比丘、僧坊に至らんと欲せんには、若し先に衣を反抄せんに應に之を下すべく、若し先に扠腰せんに應に復び扠すべからず、若し先に衣を戴かんに應に下して肩上に著くべし。革屣を脫して抖擻し拭うて淨からしめ、草葉を以て裹みて持ち入り、入り已りて應に一處に坐して小息すべし。應に舊比丘に問ふべし、「何者か是れ上座の房なりや」。處を知り已らんに、應に往いて禮拜問訊して共語すべし。若し日早からんに應に塔を禮し、塔を禮し已りて次第に諸の上座を禮すべし。然して後に手脚を洗ひ、手脚を洗ひ已りて應に問ふべし、「此住處にては誰か是れ[二七]分僧臥具人なりや」。知り已るに往いて問む(べし)、「我は若干歲なり、房分ありや不や」。若し「有り」と言はんに便ち「我に與へよ」と言ひ、若し與へんに復應に問ふべし、「此房先に人の住せることありしや不や」。若し「無し」と言はんに、應に房戸の前に至り先に瓦石を以て房中に擲げて聲を聞くべし。若し聲あらんには應に入るべからず、若し聲なからんには便ち戸を開きて之を戸前に避け、若し物の出づるなからんには然して後に入り、小く眼明かなるを待ちて遍く房中を看、杖を以て牀上を按じ、牀下の地に毒蟲なきや不やを視、徐々に牕を開き、若し日早からんに應に臥具を出し抖擻して曬すべし。若し先に臥具なきには、應に分臥具比丘邊に至りて

【二四】鏟治。鏟は草を除く器、浄人をして雜草を削り除かしむるなり。

【二五】本文に應問襯身衣何似隨上中下衣與所宜臥具とあり。

【二六】客比丘初應學法(āgantukānaṃ bhikkhūnaṃ vattaṃ)。

【二七】分僧臥具人。房舍牀褥を典知する比丘。

んと欲せんには、應に須らく輕重衣の(何れを)著すべきかを問うて之を授與すべし。師若し「汝、我に隨うて去け」と言はんに、應に隨ひ去くべし。他家に至りて若し門に入るを得ざらんにも應に恨むべからず、若し門に入るも坐するを得ざらんに亦應に恨むべからず、應に師の背後に立つべし。若し檀越にして食を與へんに應に受くべく、若し得ざらんにも亦應に恨むべからず。師に殘食ありて與へんに、取り噉ひて亦應に恨むべからず。若し白衣家に在りて法を說かんに、應に亂語すべからず。若し師にして鄙拙の言を出さんに、應に覺知せしむべし。師歸らんに、從ひ歸りて上の如くに道を行ぜよ。是を阿練若比丘乞食初學法と爲す、應に盡形壽に持つべし』。

時に衆多比丘は一住處に於て夏安居せんとし、既にして結坐し已れるも、人の前食・後食及び粥・怛鉢那を佐け作さんことを勸むる(者)なかりければ、諸比丘は安居中極めて食に乏しくして、自恣し竟るに便ち去りぬ。去りての後、舊住比丘は諸居士に向うて說いて言はく、「汝等應に欣慶心を生ずべし、是の如き是の如きの好比丘ありて此に住して安居したれば」。諸居士言はく、「若し爾らんに我等は善與せざりき。汝等共に知識と作りつゝ、云何が是の如き是の如きの好比丘ありて來れるに而も我に語げざりし。(我れ常に遠く請じつゝも得ること能はざるに困めるに、而も今自ら來りながら供養するを得ざりしとは」。時に六群比丘は他の住處に至りて舊住比丘に語げて言はく、「我が與に房戶を開き臥具を敷く(べし)」。卽ち之を安處せるに、六群比丘中の一比丘先に入りて繫念在前せざりければ、蛇上より墮ちて螫し殺し、餘比丘啼哭懊惱せり。諸の長老比丘疾く出でゝ之に問ひ、事を以てして答へしに、諸の長老比丘呵責して言はく、「云何が繫念在前せずして空房に入れる」。諸比丘は上事を以て具に佛に白すに、佛言はく、『今、客・舊比丘の爲に初學法を制せん、應に盡形壽に學すべし、若し學せざらんに突吉羅なり。若し[三]舊住比丘にして、上座客比丘の人間に遊行して當に此に來至すべきを聞かんに、應に房舍を修飾し、牀蓐を抖擻し、臥具を曬し、

【三】舊住比丘初應學法(āvāsikānaṃ bhikkhūnaṃ vattaṃ)。

ち若しは唱令して集坐し、集坐し已るに先に遍く盛長食器を行らし、若し長者あらんには應に中に減著すべし。若し少者あらんには應に就て取りて足し、然して後に菜醬を行すべし。[一八]若し食時に當りて比丘ありて後より來らんに、應に水を授けて彼に與ふべし。若し水を受けんには長食器中の食を與へ、若し水を受けざらんには彼則ち已に食せるなり。衆、食し已らんに應に坐具を收め、地を掃き糞を除いて遠く棄て、盛長食器を滌洗して本處に覆著し、水瓶を擧むべし。先に和尙・阿闍梨の房中に到り、應に所作あらんには之を作すべし。然して後に房に還りて若しは讀誦し、若しは坐禪し、若しは經行し、清淨心を以て諸の[一九]蓋纏を除く(べし)。和尙・阿闍梨は亦小々事を以てして弟子を留むるを得ず。若し和尙・阿闍梨にして當に四衆の爲に法を說くべからんには、弟子は應に說法處を掃除し坐具を敷き水瓶・拭手脚巾を具ふべし。若し非時漿あらんには應に淨漉して一處に著き、說法竟らんに還坐具諸物を擧むべし。若し和尙・阿闍梨にして洗浴を須ゐんには、應に浴具を辦へ、若し冷を須ゐんには冷を取り煖を須ゐんには爲に煖むべし。[二〇]師既にして浴室に入らんに應に白すべし、「已に入ることを須うるや不や」。若し(入ることを)須ゐんには便ち入り、若し入らんには應に背後に在るべし。師出でんに應に扶侍すべし。須らく房に還るべくして而も去くこと能はざらんには、應に背負し若しは衣にて舁くべし。非時漿を須ゐんには應に與ふべし。若し某甲比丘を呼ばしめんには、應に爲に呼ぶべく、若し燈を須ゐんには應に然燈すべし。若し燈なからんには・[二一]飲を授くる時應に白言すべし、「飲此に在り、已に淨漉し竟りぬ」と。夜には應に師に問ふべし、「此に在りて宿するを須うるや不や」。若し「須う」と言はんには則ち住まり、若し「須ゐず」と言はんには應に房に還りて上の如くに道を行ずべし。淸旦に應に往いて問訊すべし、「安眠することを得たりや不や」。應に爲に前食・後食・粥・怛鉢那を求むべし。若し僧中に有らんに、應に爲に分を請ふべく、若し次請處あらんに亦應に分を請ふべし。[二二]若し師にして聚落に入ら

【一八】本文に若當食時有比丘後來應授水與彼、若授水與長食食器中食、若不受水彼則已食とあり。授水を麗本には受水とせり。今改めたり。食器を宋・元・明・宮本には器の一字となせり。今削除せり。

【一九】蓋纏。心を蓋覆し纏縛せしむる煩惱をいふ。細分して五蓋十纏なりとせり。貪・瞋・睡眠・掉悔・疑を五蓋といひ、無慚・無愧・嫉・慳・悔・睡眠・掉擧・昏沈・瞋忿・覆を十纏とす。

【二〇】本文に師既入浴室應白、須已入不、若須便入若入、應在背後、とあり。縮藏・大正藏の加點かくの如きも、今依らず。文少しく補へり。

【二一】飲とは非時飲、即ち非時漿なり。

【二二】本文に若師欲入聚落應問、須著輕重衣授與之とあり。難解なり、文少しく補ふて取意せり。

きて曝すを得ざれ。應に可飲水は蔭中に著くべし。應に洗鉢水は日中に著くべし。若し出で去る時は應に一心なるべし。若し須らく門戸を閉づべきには、鉢を下して兩脚の間に著きて然して後に之を閉づべし。鉤鑰にして應に藏すべきには、人をして見せしむること勿れ。聚落を去ること遠からざる（處に到り）、其地平正にして好軟草あらんには鉢を以て上に著き、已にして僧伽梨及び中下衣を抖擻して齊整に之を著し、左手に衣を〔一六〕攝べて右手に鉢を擎げ、頭を低れ前を視て去く（べし）。應に善く街巷の相を取り、善く他の〔一七〕門閤の相を分別すべし。門閤に至らん時、應に彈指し謦欬し、叩いて聲を作さしめて若し內に人・非人あらんに知らしむべし。若し門に入り已らんに應に何處に於て立つべきかを籌量すべし。若し人ありて「大德、來り入りたまへ」と言はんに便ち一心に入り、若し人、食を與へんに應に食上に臨みて受くべからず。若し女人にして食を授けんに、應に共語すべからず、應に諦視すべからず、應に好惡の相を取るべからず。若し一家にて足せんには善し、若し足せざらんには復餘家に至りて足し、然して後に止めよ。食を得已るに聚落を出で、人を離るゝこと遠き（處に至りて）應に鉢を下して地に著き、僧伽梨を脫して抖擻して塵を去るべし。若し泥汙あらんに應に淨除して拭ひ還攝して肩上に著くべし。住處に歸り到りて門を開いて入らんに、衣鉢を以て常著處に著きて革屣を抖擻し揩拭して淨からしめ、然して後一心に洗脚して拭うて燥かしめ、還革屣を著けて房に向ひ、房戸を開いて入り、衣鉢を擧めて本處に著き、若し油を以て脚に塗らんと欲せんには脚底に塗るを聽す。食處を淨掃して坐具を敷き、淨水を取り拭手脚巾を辦へよ。若し住處に先に生熟菜・苦酒・鹽醬あらんに、應に豫じめ受けて一處に置くべし。盛長食器を洗ひ、食を量りて長あらんには應に先に中に減著すべし。若し上座にして食を持して後より還るを見んには、應に起迎して爲に衣鉢を捉り、上座の本處に著きて語げて「衣鉢此に在り」と言ひ、爲に革屣を脫して、土あらんには戸外に著くべし。時至らんに揵稚を打

【一六】攝。宋・元・明・宮本には躡の字となすも、今改めず。左手に衣端を總べたもつなり。
【一七】門閤。大門・小門なり。

言はく、「亦應に爾るべからず」。　諸比丘は便ち敢へて一切の外道の前に於て楊枝を嚼まざりしに、彼便ち復言はく、「沙門釋子は我等を恭敬して、敢へて我前に於ては楊枝を嚼まざるなり」。　佛言はく、「應に爾るべからず。　若し能く佛法に於て損益を作さんには、應に前に於て嚼むべからず」。　佛言はく、「我れ諸比丘の爲に上廁等の初學法を制せり、應に盡形壽に持つべし」。

時に一乞食比丘あり、繫念在前せずして他家に入りしに出づる處を憶せず、更に餘處より出でんとして一女人の屋中に在りて形を露はして仰臥せるを見、見已りて恐怖して疾く疾く走り出でぬ。彼家主還りて比丘の恐怖して疾く出づるを見て是念を作さく、「此比丘は我家內に於て必らず事釁[二二]あらん」。　即ちに家中を看るに、婦の形を露はして仰臥せるを見たれば、便ち已に其婦に通ぜりと謂ひ、急ぎ比丘を追うて語げて言はく、「小く住まれ。　汝は我家に於て是の如き是の如きの事を作せり」。　比丘答へて言はく、「汝、是語を作すこと莫れ、我は比丘なり法として是惡を作さじ」。　彼人信ぜずして之を打ちて幾く死な(しめ)んとし、衣鉢を奪うて放ちぬ。　彼比丘旣にして僧房に還り、具に諸比丘に向うて說けるに、諸比丘種々に呵責すらく、「汝、云何が繫念在前せずして他家に入りて出處を憶せざりし」。是を以て佛に白すに、佛言はく、『今、[二三]乞食比丘の爲に初學法を制せん、應に盡形壽に學すべし。　若し學せざらんに突吉羅なり。　乞食比丘は應に一心に早起し、牀を下りて革屣を著し、內衣を取りて著せんに抖擻して塵を去り、腰繩も亦是の如くし、[二四]齊整に下衣を著して脚跟下より上に一搩手を量りて左より其上を掩ひ、兩邊に兩褶し、後に當りて兩褊して應に繫繩を抽くべし。　徐に行路革屣を取りて應に錯著すべからず、一心に僧伽梨及び鉢を取る(べし)。　鉢を洗はん時應に互跪すべし、立つことを得ざれ。　若し鐵鉢を洗はんには地を離るゝこと一尺、[二五]蘇摩鉢を(洗はんには)地を離るゝこと四指、瓦鉢を(洗はんには)二者の中なるを聽す。　洗ひ竟らんに應に危嶮處に著くべからず、亦應に上に物の墮つるある處に著くべからず、拭はずして日中に著

【二二】　事釁。罪事なり。

【二三】　乞食比丘初學法 (piṇḍacārikānaṃ bhikkhūnaṃ vattaṃ)。

【二四】　本文に齊整著下衣從脚跟下上量一搩手左掩其上兩邊兩襵當後兩褊應抽繫繩徐取行路革屣不應錯著一心取僧伽梨及鉢……とあり。

【二五】　蘇摩鉢。前註(二六の九)には世尊が蘇摩國にて鉢坯を造り、四分律には燒方を敎へたまへりとあれば、蘇摩國製の鉢(瓦鉢)にして且つ高價なる鉢なるべし。

しは火燒せしめよ」。諸比丘は大小便を洗ひて手を汙せり。佛言はく、「灰土・牛屎を用ひて淨洗するを聽す」。諸比丘は大小便を洗ひ竟り、手を以て壁に揩りて之を洗ひ、諸の墻壁を壞せり。佛言はく、「應に壁に揩るべからず、應に塼・石を以て揩洗すべし」。諸比丘は灰土・牛屎を用つて地に著きて汙穢せり。佛言はく、「應に器を以て盛るべし」。諸比丘あり楊枝を作りしに太だ長かりき。佛言はく、「應に爾るべからず、極長は一磔手[9]なるを聽す」。一比丘あり短楊枝を嚼みたるに、佛を見て恭敬して便ち之を呑咽せるも、佛は威神もて患なきを得せしめたまへり。佛言はく、「應に爾るべからず、極短は長さ竝五指[10]なるを聽す」。亦應に太だ麁、太だ細なるべからず」。諸比丘は一處に住まりて楊枝を嚼まざりければ處々に地を汙せり。佛言はく、「應に爾るべからず」。阿練若處比丘あり一處に住まりて楊枝を嚼みたるに、路遠くして乞食を妨げ、又僧得施[11]を失せり。佛言はく、「阿練若處比丘は心を一にして、行きつゝ楊枝を嚼むを聽す」。諸比丘あり井に臨みて楊枝を嚼めり。佛言はく、「應に爾るべからず」。諸比丘あり楊枝を用ひ竟りて洗はざりしに、蟲食ひて死せり。佛言はく、「應に爾るべからず、用ひ竟らんに淨洗して乃し棄てよ」。諸比丘あり楊枝に乏しかりき。佛言はく、「已に用ひし處を截り去れる餘を更に畜用するを聽す」。一比丘あり革屣を盛る嚢を以て楊枝を盛りしに、革屣の嚢にて之を汙せり。佛言はく、「應に更に餘物を以て盛るべし」。諸比丘あり溫室・講堂・食堂・作食處・和尚・阿闍梨・上座前に於て楊枝を嚼めり。佛言はく、「應に爾るべからず」。諸比丘ありて病めるに、和尚・阿闍梨・上座之を看りければ、敢へて前に於て楊枝を嚼まざりき。佛言はく、「病時には聽す」。諸比丘は白衣の前にて楊枝を嚼めるに、白衣譏呵して言はく、「沙門釋子は惟勤めて齒を治せり」。佛言はく、「應に爾るべからず」。諸比丘は便ち敢へて一切の白衣前に於て楊枝を嚼まざりき。佛言はく、「應に爾るべからず。若し貴白衣ならんには應に前に於て嚼むべからず」。諸比丘あり外道の前に於て楊枝を嚼めるに、亦上の如くに呵責せり。佛

【九】一磔手。十二指、即ち一尺二寸なり。

【一〇】竝五指。五本の拇指を竝べたる長さ、即ち五寸なり。

【一一】僧得施。界內現前僧に分つべき施分なり。

治事すべし。　須らく洗ふべきには之を洗ひ、須らく拭ふべきには之を拭ひ、須らく草穢[六]を除くべきには之を除き、然して後に出で去り、徐に下して衣を護りて汙穢せしむること勿れ。　小便處及び洗大小便處に往かんにも亦應に是の如くすべし」。　若し水を用ひん時は應に先に水に蟲ありや蟲なきやを看るべし。　多く水を用ふるを得ざれ、然も要らず周事せしめよ。　器を以て水を捲めんに極めて安徐ならしめ、器をして相搩へて以て破損を致さしむるを得ざれ。　用水若し盡きんには應に更に取りて滿さしむべく、[七]若し急事あらんにも要らず應に取りて一人用を得せしめて覆頭して去るべし」と』。　諸比丘あり廁邊に於て坐禪し・眠臥し・衣服を染縫し・受經し・經行して諸比丘の上廁を妨げぬ。　諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。　諸比丘あり住處狹小にして廁を避くるを得ざりき。　是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し住處狹小ならんには、衣物を以て之を遮して相妨げざらしむるを聽す」。　諸比丘あり廁上に於て楊枝を嚼みければ、諸比丘は惡賤し、又諸比丘の上廁を妨げぬ。　是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。　諸比丘あり廁邊にて楊枝を嚼みぬ。　佛言はく、「應に爾るべからず」。　諸比丘あり楊枝を嚼み竟りて廁壁の鉤に挿著せるに、諸比丘の衣を壞り、或は其肉を傷けぬ。　佛言はく、「應に爾るべからず」。　諸比丘は楊枝を嚼み竟りて樹根の下に著けるに樹神瞋恨せり。　佛言はく、「應に爾るべからず」。　諸比丘あり大便し竟るに物の雪拭するなくして身・衣服を汙せり。　佛言はく、「廁草を用ふるを聽す」。　諸比丘は便ち竹片・蘆片を用ひて其肉を傷壞せり。　佛言はく、「應に利物を用ひて廁草を作すべからず、應に削りて[八]楞を去るべし、漆樹を除ける餘木は盡く用ふるを聽す」。　諸比丘は廁草を作るに太だ長く、或は太だ短く、或は麁に或は細なりき。　佛言はく、「應に中を得せしむべし」。　諸比丘は廁草を用ひ竟りて廁孔中に著けり。　佛言はく、「應に爾るべからず」。　諸比丘は散亂して廁草を擲げて地に著けり。　佛言はく、「器を作りて盛るを聽す。　若し滿たんには、見ん者は應に坑中に除著すべく、若

【六】草穢。鄙穢なり。

【七】本文に若有急事要應取令得一人用覆頭而去とあり。覆頭而去とは、蟲等の入らざらんが爲に上を覆ふて去るなり。

【八】楞。稜と同じ、かどだてるなり。

第五分の四　威儀法[一]

佛、舍衛城に在しき。爾の時一婆羅門にして出家せるあり、淨を好むこと常に過ぎ、自ら大小便するを惡みて[二]利廁草を用ひて其肉を割傷し、血にて衣服及び僧臥具を汚せり。諸比丘は種々に呵責すらく、「汝尙ほ自ら大小便するを惡めり、云何ぞ能く諸比丘の病を看ん」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「廁草を用ふるを聽さず」。時に諸比丘は裸形にて上廁せるに、諸の白衣は譏呵して言はく、「此比丘は正しく尼犍子に似たり」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に裸形にて上廁すべからず、裸形にて上廁せんに突吉羅なり」。阿練若處比丘あり廁を去ること遠かりしに、急大便にて忍んで廁に至ること能はざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「良に忍ぶこと能はざらんには、未だ廁に至らずとも四向顧望して人の便ち起てるなきには聽す」。比丘あり先に廁中に在りしに、後に比丘あり繫念せずして上廁し、彈指せず、[三]謦欬せずして逕に入りて之を突き、先なる比丘は羞慚恨責し、後なる比丘は悔謝せり。又上廁せんとせる比丘彈指せりと雖、而も廁中の比丘聲を作さゞりければ、亦入りて恨を致せり。倶に以て佛に白すに、佛言はく、『應に散亂心にて上廁すべからず、散亂心にて上廁せんに突吉羅なり。今、諸比丘の爲に[四]上廁等の初應學法を制せん、是中、比丘は應に盡形壽に學すべし、若し學せざらんには突吉羅なり。「若し比丘上廁せんとする時、應に一心に前後左右を看、廁前に至りて謦欬し彈指して廁中の人・非人をして知らしむべく、廁中の人は亦應に彈指し謦欬すべし。既にして廁に入らんに、復應に前後左右を看、屋間に蛇蚖毒蟲なきや不やを仰ぎ視るべし。[五]應に衣を以て戸の兩邊に突るゝべからず、好く之を收斂して一心に足を安じ、前却ならしめて以て廁上を汙すこと勿れ。若し先に汙せるあり及び已が汙せる所は皆應に

【一】威儀法(vattakkhandaka)。日常心得べき行住坐臥の法規なり。四分律第十八法犍度に相當す。

【二】利廁草。竹片・蘆片等のするどきもの。

【三】謦欬。謦欬なり。謦の字、辭書に無し、謦の寫誤にして、謦は磬の同音寫なり。

【四】上廁初應學法(vaccakuṭivatta)。初應學法とは前註(一八の七一)參照。

【五】本文に不應以衣突戸兩邊好收斂之一心安足勿令前却以汙廁上とあり。前却とは前に過ぎ後に過ぐる意なり。

言はく、「已に作せるは壞するを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘ありて鬼神塔中に大小便し、或は左遶して去りしに鬼神瞋れり。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり。若し路にして右邊よりして去らんには、路に隨うて行くを聽す」。諸比丘あり木を刻りて男女像・鳥獸形を作り、又は種々の戲具を作りて白衣の小兒に與へぬ。佛言はく、「應に作りて與ふべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。比丘あり自ら歌舞し人をして歌舞せしめ、自ら樂を作し人をして樂を作さしめぬ。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。[一三〇]

五分律卷第二十六

【一三〇】宋・元・明・宮・聖本には此處にて卷を分たずして次卷を續けたり。

輒ち木を嚼みぬ。佛言はく、「五種の木ありて應に嚼むべからず、漆樹・毒樹・[125]舍夷樹・摩頭樹・菩提樹にして、餘は皆嚼むを聽す」。時に諸比丘は自恣處を莊嚴せんと欲せり。佛言はく、「莊嚴するを聽す」。自恣日に至り竟夜に說法經唄せんに、誰か應に作すべきかを知らざりき。佛言はく、「應に能くする者を差すべし」。諸比丘は小病を以て辭して說法經唄するを肯んぜざりき。佛言はく、「應に小病を以て說法經唄するを辭すべからず」。住處ありて諸の惡獸來り入れり。佛言はく、「鼓を打ち木を打ち大喚して聲を作し及び火を燃すを聽す」。住處ありて毒蟲來り入れり。佛言はく、「應に取へて遠く棄つべし」。諸比丘は手づから捉へしに手を螫せり。佛言はく、「物を以て挾み瓶中に著れて持ち去るべし」。住處あり戶を閉さゞりしに衣鉢を失せり。佛言はく、「應に關鑰を作りて人をして開くことを知らざらしむべし」。舍利弗、風を患ひしに、波斯匿王語げて、「應に乾蝦蟇を以て鼻を薰ぜらるべし」と言へるも、敢へて用ひざりき。佛言はく、「用ふるを聽す」。比丘あり衣を染めんと欲せり。佛言はく、[126]「根・莖・華・葉・皮を用ひて染むるを聽す」。比丘あり欽婆羅を染めんと欲せり。佛言はく、「[127]尸尸婆樹・[128]佉他羅樹・胡桃樹を用ひて染むるを聽す」。諸比丘は便ち染めて純黑色を作せり。佛言はく、「應に純黑色の衣を作すべからず」。難陀には三十二相ありければ、佛に及ばざりしと雖、諸比丘は遙かに見て是れ世尊なりと謂ひ、恒に之が爲に起てり。難陀慚愧して云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「難陀作衣せんに佛衣と異相なるを聽す」。諸比丘あり、[129]阿練若十二頭陀法を受けつゝ、捨せずして人間に在りて住し、請を受け、……乃至、屋舍等を受けぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「一々に皆突吉羅なり。聚落に近きこと乃し一拘盧舍に至るを聽す。若し能はざらんには皆應に捨すべきなり」。諸比丘ありて鬼神を祀祠せり。佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり。鬼神及び外道師の爲に塔を作るを得ざることも亦是の如し」。諸比丘あり既に鬼神塔を作せるに鬼神之に依り、後に壞せるに鬼神瞋れり。佛

【一二五】舍夷樹・摩頭樹。梵名等明かならず、翻梵語に摩頭樹譯曰堅也とあるのみ。

【一二六】十誦律(張五・五三右)には根染・莖染・葉染・花染・果染・新生牸屎染の六種染料を出せり。

【一二七】尸尸婆樹。尸舍和樹(Siṃsapā)ならんか、律部十、註(一九の五一)尸舍樹葉の下參照。

【一二八】佉他羅樹。律部十、註(一九の三五)佉陀羅核の下參照。

【一二九】阿練若十二頭陀法。阿練若住比丘の行ずる十二頭陀法なり。十二頭陀法は律部十三註、(四の六五―七八)參照。

遍く其内に泥り、自ら衣服を浣ひ身體を洗浴して然して後に入るなり」。時に諸比丘は大銅鏂を畜へたるに、諸の白衣は見て問うて言はく、「此は是れ誰が器なりや」。人あり答へて言はく、「是は諸比丘の許なり」。便ち譏呵して言はく、「此沙門は王・大臣の如くなり、此の大銅鏂を用ひ畜へて何爲ぞ」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「今より大銅鏂を畜ふるを聽さず、若し一升以上なるを畜へんに突吉羅なり」。時に諸比丘は處々に小便し、(隨)處に臭くして不淨なりき。諸の白衣譏呵して言はく、「此の沙門釋子は威儀法あることなし、小便せんに常處あることなく、(隨)處に臭くして不淨なり」。一比丘あり應に小便すべからざる處に在りて小便せしに、鬼神は其男根を捉へて屛處に牽き至りて語げて言はく、「大德、應に此處に在りて小便すべし」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「漫に小便するを聽さず、應に屛處に處所を作るべし、犯ぜんには突吉羅なり。」諸の客比丘ありて小便處を知らざりき。佛言はく、「舊比丘に問ふを聽す」。諸の老病比丘ありて小便處に至ること能はざりき。佛言はく、「小便器を畜ふるを聽す」。諸比丘便ち小便器を內れて房中に著けるに(隨)處に臭かりき。佛言はく、「房中に著くを聽さず」。諸比丘は既にして房外に著けるに、惡蟲中に入れり。佛言はく、「若し房中に內るゝを須ゐんには應に口を粥塞すべく、若し房外に著かんには水を與ひて中に滿す(べし)」。諸比丘ありて處々に大便せるに、諸の白衣譏呵せること上の如し。佛言はく、「應に爾るべからず、屛處に地を掘り、廁屋を作して上を覆ひ、上下道及び[一二一]欄格を作るを聽す」。廁滿たんには應に除去すべし。若し蟲を生ぜんに、應に坑を作りて之を安ずべく、若し未だ蟲を生ぜざらんには[一二二]麴末を持して廁溷中に著れんに蟲則ち生ぜざらん」。諸比丘あり楊枝を嚼まざりしに、口臭くして食消せざりき。諸比丘あり上座と共に語りて其口臭きを惡めり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に楊枝を嚼むべし、[一二三]楊枝を嚼まんに五功德あり、食を消し・冷熱・[一二四]唌唾を除き・善く能く味を別ち・口臭からず・眼明かなるとなり」。諸比丘あり

【一二一】欄格。宋・宮本には蘭格、元・明本には欄隔とせり。
【一二二】麴末。麴の粉末。
【一二三】楊枝五種功德。
【一二四】唌唾。涎唾なり。

「卵生は求むる所に非じ　而も今吾に從うて乞へり　我今當に汝に施すべし　四面各一尋を」。

と」。佛言はく、「爾時の[二七]雉鷄とは則ち我身是なり、火神とは今の火神是なり。昔已に我が爲に火を滅せるに、今復我が爲に之を滅せり。[二八]若し野火來らん時は、應に犍搥を打ち若しは唱令し、僧同集せんに淨人をして左右の草を刈り、火を以てして逆燒せしめ、水・土を澆ぎ坋て衣を濕して撲滅すべし」。諸住處あり塔中の幡蓋[二九]盈長して庭中に棄て、縱橫に踐蹋せり。諸の白衣譏呵して言はく、「此の諸沙門は他物を惜まず供養を毀敗せり、沙門の法には非じ」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「佛と辟支佛との塔を除ける餘塔の長物は四方僧用と作し、若し此塔にして後に須ゐんには、四方僧物を取りて之に還すを聽す」。時に諸比丘は生熟の蒜を噉ひ、前食・後食に時として噉はざるなく、[三〇]亦之を空噉して房舍は(隨)處に臭かりき。諸の白衣は房に入り臭を聞いて譏呵して言はく、「此の諸沙門の住處は蒜臭せること猶し庖厨の如くなり」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「因緣なくして蒜を噉ふことを聽さず。若し因緣ありて噉はん時は、諸比丘の上風に在りて行立するを得ざれ」。一比丘あり小因緣を以てして蒜を噉ひしに、如來法を說きたまへるにも敢へて往いて聽かざりき。佛問ひたまはく、「何の故にか來りて法を聽かざりし」。答へて言さく、「世尊は蒜を噉はんには諸比丘の上風に在りて行立するを聽したまはず、是を以て敢へてせざりき」。佛種々に彼比丘を呵責したまはく、「汝、愚癡人、所作非法なり、臭穢を貪食して無量法味の利を失せんとは」。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より小因緣を以ては蒜を噉ふを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり。蒜を噉へる比丘は應に諸比丘に正順すべし。正順せんには、七日、溫室・講堂・食堂・浴室・廁上・他房・聚落・塔邊に入るを得ず、七日を過ぎて後、臥具にして應に抖擻すべき者は抖擻し、應に浣ふべき者は浣ひ、應に曬すべき者は曬し、應に香熏すべき者は香熏し、房中を灑掃して

【二七】鳩鷄。雉雛なり。

【二八】本文に若野火來時應打犍搥若唱令、僧同集使淨人刈左右草以火逆燒水土澆坋濕衣撲滅とあり。水土澆坋は水を澆ぎ土をふりかくるなり。坋は抻の義、抻は損棄なり。

【二九】盈長。あふれあまりて。

【三〇】本文に亦空噉之房舍臭處とあり。今處の上に隨の一字を補へり。臭は殠にして臭に通ず。

「非時食を犯ぜりや」。是を以て佛に白すに、佛は諸比丘に言はく、「此比丘は前五百世に常に牛中に生じ、餘報にて人間に生じたれば、凡そ食する所あらんに呞に非ずんば消せざるなり。今より此の如き等の比は非時に呞せんとも無犯なり」。諸比丘あり、或は僧に依止して住し、或は四方僧に依止して住し、或は塔に依止して住して、人の教誡する無く、愚癡無知にして學戒すること能はざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「僧・四方僧及び塔に依止して住するを聽さず、犯ぜんには皆突吉羅なり。上座及び如法比丘にして教誡を能くする者に依止するを聽す」。時に諸比丘は覆を同じくして眠りて更相に身に觸れ、染著心を生じて梵行を修するを樂はざりき。佛言はく、「覆を同じくして眠るを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり。若し衣覆なきには異襯身衣上に覆を同じくするを得るを聽す。若し住處近く相識らざらんには同牀に坐するを聽すも皆眠るを得ざれ、若し眠らんには突吉羅なり。一阿練若處あり、野火至らんと欲せるに云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「汝往いて之を滅せよ」。教を受けて往いて滅せんとせるも滅せしむること能はざりければ、還りて佛に白すに、佛言はく、「可しく我名を以て火神に語げて言ふべし、「世尊は汝をして滅せしめんと欲したまへり」と。教を受けて往いて語ぐるに火即ちに滅しければ、還りて佛に白すに、佛言はく、「此火神は但に今世に我名を聞いて火便ち滅せるのみにはあらじ、過去世の時海中に洲あり、七歳中に於て常に火の爲に燒かれぬ。彼洲上の叢草中に雉ありて一[一六]鶵を生みたるも、父母は火至らんと欲せるを見て便ち捨てゝ去りしに、其鶵は後に於て翅脚を帳舒して火神に示し、偈を說いて言はく、

「脚ありつゝ未だ行くこと能はず　翅ありつゝも未だ飛ぶこと能はず　父母(火を)見て捨て去れり　唯願はくは我命を活かさんことを」。

火神即ち偈を以て答ふらく、

【一六】鶵。雛と同じ。

乞うて言ふべし、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘にして老病なり、今僧に從うて、杖に拄へて絡囊に鉢を盛りて乞食するを聽さんことを乞はんとす。願はくは僧、之を聽したまはんことを」。是の如く三たび乞はんに、僧は應に與ふべきか應に與ふべからざるかを籌量すべく、若し實に老病ならざらんには應に與ふべからず、若し實に老病ならんには應に白二羯磨して之に與ふべし。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は老病なり、今僧に從うて、杖に拄へて絡囊に鉢を盛りて乞食するを聽さんことを乞へり。僧は今之を聽さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は老病なり、……乃至……僧は今之を聽さんとす。誰し諸長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。僧は已に某甲比丘に老病なれば杖に拄へ絡囊に鉢を盛りて乞食せんことを聽し竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と」。諸比丘あり杖・絡囊を畜へんと欲せり。佛言はく、「應に[一二二]僧所羯磨人の有と作して杖・絡囊を畜ふべし」。若し親里比丘尼あらんに、亦彼が有と作して畜ふるを聽す」。諸比丘あり雨を觸きて乞食して衣色を壞せり。佛言はく、「蓋を捉り門に至りて地に放ちて食を乞ひ、得已りて還捉りて持ち去るを聽す」。諸比丘あり蓋を持ちて乞食し、還りて溫室・講堂・食處に著けるに、[一二三]餘霤地を溼して泥を成ぜり。佛言はく、「屋を作して之を安ずるを聽す、相妨げしむること勿れ」。諸比丘あり私に蓋を作らんと欲せり。佛言はく、「作るを聽す、方圓意に隨ひ、木にて頭子を作り漆樹を除く、若しは葉若しは草にて覆を作せ。亦十種衣の一々衣にて之を覆ふを聽す。僧・四方僧及び私にも皆畜ふるを聽す。亦一を長して以て備豫と爲すを聽す」。一比丘あり眼を患ひぬ。佛言はく、「眼藥を著け、灌鼻し、油・酥を以て頂上を摩し、鹽・酥を以て脚下を摩するを聽す」。諸比丘は何物を用ひて灌鼻筒を作らんかを知らざりき。佛言はく、「漆樹を除ける餘の竹・木・銅・鐵・牙・角にて之を作れ」。一比丘あり[一二四]瞿夷と名け、食後に[一二五]輒ち呞せり。諸比丘見て疑ふらく、

【一二二】僧所羯磨人。僧に羯磨を加せられたる人、即ち杖絡囊許可を得たる人なり。

【一二三】餘霤。宋・元・明・宮本には餘溜となせり。霤は溜に通ず、したゝりなり。

【一二四】瞿夷。牛主(Gavampati)の音譯、憍梵波提なり、律部十、註(三二の一一〇)參照。四分律(列六・四〇左)には名を出さず。

【一二五】呞。牛嚼なり、齝ともなす、音シなり。牛羊鹿の如く反芻作用(romanthika)をなすなり。

に陀婆に辭謝し、僧に從うて覆鉢羯磨を解かんことを乞へり。僧は今與に解かんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、厲夷力士子は陀婆……虛謗しければ、……乃至……僧は今與に解かんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。僧は已に厲夷力士子の與に覆鉢羯磨を解き竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。諸の優婆塞あり小々を以てして比丘を瞋嫌して便ち復敬信せざりき。佛言はく、「優婆塞は應に小々事を以てして比丘を敬信せざること(ある)べからず。若し比丘にして八法を成就せんに、然して後應に敬信すべからず、三寶及び戒を毀呰し、諸優婆塞を利せざらんと欲し、優婆塞の與に惡名聲を作し、優婆塞の住處を奪はんと欲し、非法を以て正と爲して優婆塞を欺かんとするなり、是を八と爲す。若し優婆塞にして比丘を瞋らんに比丘は應に其家に往くべからず、若し聚落にして皆比丘を瞋らんに比丘は應に此聚落に往くべからず」[107]。

[108]時に跋難陀は蓋を捉り革屣を著し、[109]絡囊に鉢を盛り杖に掛けて擔ひ行けり。優婆塞あり一外道弟子と共に後に在りて、遙かに見て是れ外道なりと謂ひ、外道弟子に語げて言はく、「看よ、汝が師は路に在りて行くに威儀あることなきを」。外道弟子言はく、「汝等は威儀なき者を見ては皆是れ外道なりと謂へり、而も今此人は實に是れ釋子なり」。二人共に諍ひて遂に便ち共に賭け、逐ひ及びて之に問ふに、果して是れ釋子なりければ、優婆塞は旣にして賭くる所を輸し、又大に慚愧せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「此儀法を作して道路に在りて行くを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘あり路に在りて行いて、塔の爲に[110]蓋繖を得たるも敢へて受けざりき。諸の居士譏呵して言はく、「此沙門釋子は塔を供養するを欲せざるなり」。佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す、但、外道威儀の如くして持ち行くを得されし」。[111]諸の老病比丘あり、杖に拄へて絡囊に鉢を盛りて乞食せんことを須めぬ。佛言はく、『僧に從うて乞ふを聽す。彼比丘應に僧中に至りて

【一〇七】宋・元・明・宮・聖本には此を以て卷第二十六卷終となす。

【一〇八】宋・元・宮本には卷第二十七とし、第五分之三雜法下の八字あり、明本には第五分第三雜法之二の九字あり、今、麗本によりて卷を分たず。

【一〇九】絡囊。律部八、註(三の一一七)參照。

【一一〇】蓋繖。繖は傘なり、つりさげたるきぬがさ。

【一一一】杖絡囊羯磨。鉢を手に擎げて乞行するを得ざる老病比丘の爲に杖を與ふることの許可(daṇḍasammuti)作法なり。巴利律の羯磨文は但に執杖を乞へるのみ。

なり、是を八と爲す」。阿難は白衣たりし時は廣夷と親厚なりければ、佛、阿難に告げたまはく、『汝、廣夷の所に往いて語げて言へ、「僧は已に汝の與に覆鉢羯磨を作せり」と。阿難は教を受けて往いて其門に到るに、守門人白さく、「阿難、外に在り」。彼言はく、「入らしめよ」。阿難語げて言はく、「我今復汝が門に入るを得じ」。廣夷之を聞くや便ち疾く出でゝ問ふらく、「汝忽ちにして何の故にか我門に入らざる」。答へて言はく、「僧已に汝が與に覆鉢羯磨を作し、一切四衆は來往して汝と共に語言するを得ざればなり」。廣夷言はく、「若し汝が語の如からんには便ち是れ我を殺せるなり」とて、悶絶して地に倒れぬ。[一〇六]阿難言はく、「汝起ちて、往いて陀婆に謝せよ、僧當に汝が與に覆鉢羯磨を解くべけん」。廣夷卽ちに地より起ち、往いて佛所に到り頭面に禮足して佛に白して言さく、「我實には陀婆が我婦と通ぜるを見ざるも、慈地の我に語げたれば其語を信ぜるならくのみ」。佛言はく、「汝可しく陀婆に辭謝すべし、僧當に汝が與に覆鉢羯磨を解くべけん」。教を受けて卽ちに陀婆の所に往き、頭面に禮足して手づから其脚を捉りて白して言さく、「我れ愚癡の故に人言を信じて大德を誹謗せり、願はくは我悔過を受けたまはんことを」。陀婆比丘卽ち爲に之を受けゝれば、廣夷は旣にして辭謝し已りて佛所に還り到りて白して言さく、「我已に陀婆比丘に辭謝し竟りぬ」。佛、諸比丘に告げたまはく、『僧は白二羯磨して爲に之を解くを聽す。廣夷力士子は應に僧中に至り偏袒右肩して革屣を脫し、一々に僧足を禮し胡跪合掌して是の如きの白を作すべし、「大德僧聽きたまへ、我は廣夷力士子なり、陀婆は我婦と通ぜりと虛誘せしに、僧は我が與に覆鉢羯磨を作して、一切四衆の我家に來往するを聽したまはざりき。我已に陀婆に辭謝し竟りて今僧に正順し、僧に從うて覆鉢羯磨を解かんことを乞はんとす。願はくは僧よ、慈愍の故に我が爲に之を解きたまはんことを」。是の如く三たび乞はんに、應に一比丘唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、廣夷力士子は陀婆が其婦と婬通せりと虛誘しければ、僧は與に覆鉢羯磨を作して一切四衆の來往共語するを聽さゞりき。某已

【一〇六】覆鉢羯磨を解く作法。

形を露はし、諸女人笑ひて羞恥せり。佛言はく、「衣紐・鉤を作りて之を鉤くるを聽す。應に銅・鐵・牙角・竹・木を用ひて鉤を作るべし、漆樹を除く、……乃至、帶を作りて之に帶せよ」。諸比丘は一向に著して衣の下壞れ易かりき。佛言はく、「顚倒して之を著するを聽す、上下に皆鉤紐及び帶を安ぜよ」。諸比丘あり呪を誦する時、鹽を噉はず、牀上に眠らずして南無婆伽婆と稱言せしに疑を生ずらく、「我將に異見に墮して餘師の法を受くるなからんとするや」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「神呪の法は爾り、但、其見に隨ふこと莫れ」。

爾の時、[一〇〇]慈地比丘は[一〇一]廬夷力士子に語げて言はく、「[一〇二]陀婆比丘は汝が婦と通ぜり」。廬夷聞き已りて即ちに陀婆に問ふらく、「汝實に爾りや不や」。陀婆答へざりしに廬夷便ち言はく、「陀婆は欲を犯じたれば羞恥して辭の我に答ふるなきなり」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、『廬夷力士子の與に[一〇三]覆鉢[一〇四]白二羯磨を作すを聽す、一切は復其家に入るを得ざれ。應に一比丘唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、廬夷力士子は陀婆が其婦に婬通せりと虛謗せり。僧は今與に覆鉢羯磨を作して一切往いて其家に入るを得ざら(しめ)んとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、廬夷力士子は陀婆が其婦に婬通せりと虛謗せり。僧は今與に覆鉢羯磨を作して一切往いて其家に入るを得ざら(しめ)んとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。僧は已に廬夷力士子の與に覆鉢羯磨を作し竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。若し僧與に覆鉢羯磨を作さんに、一切四衆は皆與に來往語言するを得ざるなり』。諸比丘あり、諸優婆塞と小々にて諍訟せるに、便ち與に覆鉢羯磨を作せり。佛言はく、「應に小々事を以てして便ち白衣の與に覆鉢羯磨を作すべからず。若し[一〇五]八法を成就せんに、乃し應に之を作すべきなり。若し優婆塞にして諸比丘前に於て三寶及び戒を毀呰し、諸比丘を利せざら(しめ)んと欲し、諸比丘の與に惡名聲を作し、比丘住處を奪はんと欲し、比丘尼を犯ぜると

【一〇〇】慈地比丘。律部八、註(六の一九一)參照。

【一〇一】廬夷力士子。末羅人廬夷長者なり、前註(二二の八七・八六)參照。覆鉢羯磨の因緣は巴利律(cv. 5, 20, 1)には Vaḍḍha Licchavi(離車族のワッダ)とせり。四分律(列六・四三左)には諸大離奢とせり。十誦律(張五・四二右)に大名梨昌長者となし、慈地比丘の代に迦留羅提舍とせり。

【一〇二】陀婆比丘。陀婆力士子(Dabba Mallaputta)なり、律部八、註(六の一七〇)參照。

【一〇三】覆鉢羯磨。鉢を覆うて(pattam nikkujjati)食を受けざる(asambhoga)僧伽の羯磨作法なり。

【一〇四】白二羯磨。宮本・聖本には白四羯磨とせり。四分律・巴利律・十誦律も皆白二羯磨とせる故に今改めず。

【一〇五】八法。巴利律も八法なるも、比丘尼を犯ぜる場合を記さず。四分律には五法となし更に十法を記せり。

んには偸蘭遮なり」。諸比丘は卜相師に問うて自ら吉凶を知らんと欲せり、佛言はく、「聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘は外書を讀誦せるに、諸の白衣は見て譏呵して言はく、「此沙門釋子は梵行を信樂せずして、佛の經戒を捨てゝ外書を讀誦せり」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽さず」。諸比丘あり外道と論ぜしに、知らずして羞恥しければ、念言すらく、「佛は我等に外書を讀誦することを聽したまひしならんには此恥を致さゞりしならんに」。佛言はく、「外道を伏せんが爲には外書を讀むを聽す、但、書に隨うて見を生ずるを得ざれ」。諸比丘あり多く小々の銅[九四]鍱を畜へしに、諸の白衣譏呵して言はく、「此沙門釋子は多く此器を畜へたり、我と何ぞ異らん」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「多く小々の銅鍱を畜ふるを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。[九五]婆羅門あり兄弟二人して[九六]闡陀鞞陀書を誦せるも、後に正法に於て出家して諸比丘の誦經を聞くに、正しからざりければ譏呵して言はく、「諸大德は久しく出家しつゝ、而も男女語・一語・多語・現在・過去・未來語・長短音・輕重音を知らずして、乃し此の如きの誦を作して佛經を讀まんとは」。比丘聞いて羞恥し、二比丘は往いて佛所に至り、具に以て佛に白すに、佛言はく、「[九七]國音に隨うて讀誦するを聽す、但、佛意を違失するを得ざれ。佛語を以て[九八]外書語と作すを聽さず、犯ぜんには偸蘭遮なり」。

諸比丘あり下衣を繫らずして聚落に入り、地に墮ちて形を露はせるに、諸の女人は之を笑ひければ羞慙せり。佛言はく、「下衣を繫らずして聚落に入るを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり。腰繩を畜ふるを聽す」。諸比丘は腰繩を作すに太だ長く、腰に遶らすこと四五匝なりき。佛言はく、「長きを聽さず、極は可しく二三匝なるべきなり」。諸比丘は腰繩を作すに太だ闊かりき。佛言はく、「廣きは極四指に至り、狹きは[九九]減一指ならざるを聽す」。諸比丘は雜色の縧を以て作れり」。佛言はく、「聽さず、隨一色なるを用ふるを聽す」。諸比丘あり輕衣を著して聚落に入りしに、風吹いて

【九四】銅鍱。宋・元・明・宮・聖本には銅瑘とせり。鍱も瑘も烏侯切にして同音なり、鍱は沙淮若しは甚にして瑘は鍱鉐として門鋪又は鐶鍛(頸鎖)なりとし、又鉗鍱として鏃(鏡・匳)飾なりとあり。今何れも適當ならず或は銅器(ドウアウ)をいへるにあらざるか。

【九五】巴利律(cv. 5, 33, 1)には Zamelutekulā 兄弟とし、四分律(列六・四〇左)には勇猛とせり。十誦律(張五・四四左末五行)には羅婆・夜婆の二人とし、本、外道の四圍陀書を誦せりとあり。

【九六】闡陀鞞陀書。祇律ある吠陀書。

【九七】四分律(列六・四一右)に佛言、聽下隨二國俗言音所解一誦中習佛經上とあり。巴利律(cv. 5, 33, 1)にも各々己の國音即ち用語(sakāya nirutti-yā)を以て佛の使用したまへる語(buddhavacana)を誦するを聽すとあり。

【九八】外書語。祇律ある語(chandasā)即ち吠陀の語、梵語なり。十誦律には今以二外書音聲一誦二佛經一者突吉羅とあり。

【九九】減一指。一寸以内。

作るを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘あり鉢を以て食を盛り地に著いて之を翻ぜり。佛言はく、「[八七]鉢支を作るを聽す、銅・鐵・牙・角・瓦・石・竹・木を用ひ、漆樹を除く、……乃至、草を結びて下に著かんにも亦聽す」。諸比丘あり鉢熏剝脫せり。佛言はく、「應に更に熏ずべし」。諸比丘は作人に食を與ふるに多少を量らざりければ、多しと雖猶瞋りき。佛言はく、「[八八]㪷斛升合を畜ふるを聽す。僧・四方僧及び私にも亦畜ふるを聽す。亦應に一[八九]儲備あるべきなり」。諸比丘は作人に酥・油・蜜・石蜜を雇ゆるに、[九〇]稱らずして與へければ多しと雖猶ほ瞋りき。佛言はく、「稱を畜ふるを聽す、……亦上の如くせよ」。時に諸比丘は書を學びしに諸の白衣譏呵して言はく、「沙門釋子は讀誦を懃めずして、書を學ぶを用ひて何か爲ん」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「書を學ぶを聽さず」。後に諸比丘は次に差會するに、書記することを知らざりければ隨うて忘れぬ。佛言はく、「書を學ぶを聽す、但、好の爲に業を廢するを聽さず」。諸比丘は[九一]呪を學びて蜂蛇等の諸毒を呪せんことを欲せり。佛言はく、「學ぶを聽す」。諸比丘は田宅店肆を畜へければ諸の白衣譏呵すらく、「我等は妻子の累あるが故に田宅店肆を畜ふるに、諸比丘も亦復是の如し、我と何ぞ異らん」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆畜ふるを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸の白衣あり田宅店肆を以て僧に布施せるに、諸比丘は敢へて受けざりければ、便ち復譏呵して言はく、「此諸比丘は供養を受くるに堪へざるなり」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「僧受けて淨人をして知らしむるを聽す」。諸比丘あり往いて[九二]富蘭耶迦葉・[九三]末伽離等の諸の外道師を問訊せり。佛言はく、「應に問訊すべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘は種々の卜を學べるに、諸の白衣譏呵して言はく、「沙門釋子は自ら其見を淨くすること能はざるに、何ぞ能く未然事を知らんや」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘は迷人呪を學べり。佛言はく、「聽さず、犯ぜんには偷蘭遮なり」。諸比丘は起死人呪を學べり。佛言はく、「聽さず、犯ぜ

【八七】鉢支(pattamālaka)。鉢底を支ふる器。

【八八】㪷斛升合。㪷は斗の俗字、斛は十斗にして、今は石の字を代用せり。

【八九】儲備。ひかへの斗升なり。

【九〇】稱。宋・元・宮本には秤の字と爲す。目方をはかるなり。

【九一】呪。呪は dhāmrī なるも今蜂蛇等の諸毒を呪するなれば、世俗の呪術にして、巴利戒文には tiracchānavijjā (低級なる技術・非宗教的なる行)の語を出せり。四分律(列六・四七右)には此を妨道法と名け、その種々相を示せり。

【九二】富蘭那迦葉 (Purāṇa Kassapa)。六師外道の一人。

【九三】末伽離(Makkhaligosāla)、末伽利拘舍梨子、六師外道の一人。

一黑蛇あり、一犢子を螫して穴中に還り入れり。一呪師あり羖羊呪を以て呪して、穴より出でしめんとせるも出でしむること能はざりければ、呪師は便ち犢子の前に於て火を燃して之を呪せるに、化して火峰を成じて蛇穴中に入りて黑蛇を燒螫せり。蛇は痛みに堪へずして然して後穴より出でしに、羖羊は角を以て抄みて呪師前に著きぬ。呪師語げて言はく、「汝、毒を還し舐めよ、爾せざらんには此火中に投ぜん」。黑蛇卽ち偈を說いて言はく、

「我既に此毒を吐きぬれば　終に還之を收めじ　若し死事至ることありて　命を畢ふるとも復迴さじ」。

是に於て遂に毒を收めずして自ら火中に投ぜり』。佛言はく、「爾時の黑蛇とは舍利弗是なり。昔此の如きの死苦を受けつゝも猶毒を收めざりき、況んや今更に棄てし所の藥を取らんや。今より諸比丘に藥を畜ふるを聽す」。六群比丘便ち多く藥を積聚せり。諸の白衣譏呵して言はく、「此の諸沙門は醫と作らんと欲せりとやせん、販賣せんと欲せりとやせん、自ら少欲知足なりと言ひつゝ而も厭足することなし」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に多く藥を畜ふべからず、種々雜藥各一[八四]阿陀羅を畜ふるを聽す。若し長病なるあらんに隨宜に更に畜ふるを聽す」。諸比丘あり刀なかりければ、竹蘆の片を用ひて衣を割きて衣を壞れり。佛言はく、「物を割截する刀を畜ふるを聽す」。諸比丘便ち大刀を作りしに、賊來りて、得て以て比丘を害せり。佛言はく、「大刀を作るを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり。長さ一指にて一邊に刄を作し、木を以て柄を作るを聽す、膝樹を除く」。諸比丘は針を得たるに敢へて受けざりき。佛言はく、「受けて之を畜ふるを聽す」。諸比丘便ち多く畜へぬ。佛言はく、「應に多く畜ふべからず、三針を畜へて餘は淨施するを聽す」。時に[八五]毘舍離阿毟耶住處は下濕にして蚊虻多く蒸熱なりければ、諸比丘は之を患ひぬ。佛言はく、「[八六]扇拂を畜ふるを聽す」。諸比丘は馬尾を用つて拂を作りて蟲を殺せり。佛言はく、「馬尾を用つて拂を

【八四】阿陀羅。明かならず。合掌の名として adara にあらざるか。卽ち兩指を合はせ、兩大指を接せしめたる合掌並を示せるものか。

【八五】毗舍離阿毟耶住處。阿毟耶は末羅族の邑なる Anu-piyā なるべし。しかし毗舍離とせるは不審なり。佛說阿耨颰經（大正藏 1, 853c）には在跋耆城名阿㝹颰とあれば今毗舍離とせると符合せるも、考ふべし。

【八六】扇拂。蚊虻を扇ぐべき拂子（vījani）なり。

「此の如きの諸難には意に任せて上るを聽す」。二比丘あり共に道行せるに漉水嚢なかりき。渇して水を飲まんと欲せるに中に蟲あるを見て、一比丘は飲み一比丘は飲まずして死せり。水を飲める比丘は往いて佛所に至り事を以て佛に白するに、佛言はく、「彼比丘は慚愧心ありて乃し能く戒を守りて死せり。今より漉水嚢なくして行くを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘あり近處に行かんと欲せるも、漉水嚢なかりければ便ち敢へて去かざりき。佛言はく、「半由旬に於ては漉水嚢なくして行くを聽す」。復二比丘あり道行を共にせるに、一比丘は漉水嚢ありて一比丘は無かりしに、相借さずして極めて渇乏せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「我先に漉水嚢なくして行かんに半由旬を過ぐるを得ずと制せざりしや。若し自ら漉水嚢なからんに、[八〇]衣角にして漉水すべき者あらんには、行かんと欲する時心念して用ひて以て漉水するを聽す。又漉水筒を畜ふるを聽す」。諸比丘便ち金銀寶を用ひて作れり。佛言はく、「應に爾るべからず、銅・鐵・竹・木・瓦・石を用ひて之を作り、十種の[八一]家施衣の細なる者を以て口に漫から(しむ)るを聽す、糞掃衣を用ふるを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。

　時に舍利弗は風を患ひければ一[八二]呵梨勒ありて牀脚邊に著けり。[八三]瞿伽離來りて、是れ上座たるを以て舍利弗を驅り、舍利弗卽ちに之を避けて呵梨勒を忘れしに、瞿伽離見て諸比丘に語ぐらく、「世尊は舍利弗の少欲知足なるを讃歎したまへるも、而も今我等に無き所を藏積せり」。舍利弗聞いて是念を作さく、「我今云何が此小事を以てして譏嫌中に墮ちたる」。便ち取りて之を棄てしに、諸比丘語げて言はく、「大德が風患に須ふる所なれば此藥を棄つること勿れ、可しく之を還し取るべし」。答へて言はく、「此小物を以てして乃し同梵行人をして此嫌怪を致さしめたり、我已に之を棄てたれば終に復取らじ」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、『舍利弗は但に今此藥を棄てゝ復取ることを肯んぜざりしのみにはあらじ、過去世の時も亦曾て是の如くせりき。乃し往過去の時

【八〇】衣角(saṃghāṭikaṇṇa)。僧伽梨の耳卽ち衣端なり。
【八一】家施衣。十種糞掃衣に對する語、居士よりの施衣なり。
【八二】呵梨勒。律部八、註(三の九九)參照。
【八三】瞿伽離(Kokālika)。提婆を助けたる伴黨の一人。

但散じて用つて供養せよ。若し萎黄ありて其外の靑からんには皆擿み去るを聽す、手にて三たび莖を捺ちて華自ら開けるは好し」。

七八 佛、舍衛城に在しき。爾の時諸比丘は爪を養うて長からしめ、染著心を生じて梵行を修するを樂はず、遂に反俗し外道と作れる者ありければ、諸の白衣は譏呵すらく、「此の諸沙門は受欲人の如し、手爪を修飾して厭離心なし」。一比丘あり長爪して聚落に入りて乞食せるに、一女人見て呼び行欲を共にせんとせり。比丘言はく、「我は出家人なれば此事を作さじ」。女人言はく、「若し我に從はざらんに我當に汝が與に惡名聲を作すべし」。便ち爪を以て自ら爴みて衣を破り肉を傷けて大喚して言はく、「比丘は强ひて我を牽挽し、我れ之に從はざりしに輒ち便ち我を爴みて衣を破り肉を傷けぬ」。衆人來り看て信ずるあり信ぜざるありき。信ずる者は言はく、「此比丘は爪長ければ必らず此事を作せるならん」。信ぜざる者は言はく、「此女人は由來不良なれば比丘を謗れるならくのみ」。皆共に譏呵すらく、「云何が比丘にして此長爪を畜へたる」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「爪を養うて長からしむべからず、犯ぜんには突吉羅なり。截爪刀の一頭に挑耳物を作せるを畜ふるを聽す」。諸比丘あり爪を染めて赤からしめたれば諸の白衣は譏呵し、諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。時に諸比丘は飾好の爲の故に衣を作せり。佛言はく、「飾好の爲の故に衣を作すを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。一比丘あり僧房を守り、送食比丘來ること遲かりければ、樹に緣りて之を望みしに樹より墮ちて脇を折りぬ。七九 佛言はく、「樹に上るを聽さず、犯ぜんには突吉羅たり」。諸比丘あり小々の因緣にて須らく樹に上るべかりき。佛言はく、「上るを聽す、過人處に上るを得ざれ」。諸比丘あり、高樹頭に於て枯枝を取りて薪と爲さんと欲せり。佛言はく、「梯に緣りて取るを聽す、樹に緣るを得ざれ」。復諸比丘あり、水火惡獸賊難に遇ひければ、樹に上らんと欲せるも敢へてせず、遂に爲に困まされき。佛言はく、

【七八】長爪禁。

【七九】上樹禁。

示し已るに故處に還復して、佛便ち四搏泥を以て塔沒處に泥りたまふに、千二百五十比丘も亦各上に四搏を泥れり。是に於て諸比丘は所泥處に於て迦葉佛の爲に塔を起さんと欲せるに、佛言はく、「起すを聽す」。卽ち便ち共に起せるに、是時閻浮提地上に於て最初に塔を起せるなり。其後、諸比丘は阿羅漢・諸の聲聞・辟支佛の爲に塔を起さんと欲せり。佛言はく、「四種人ありて應に塔を起すべきを聽す、如來と聖弟子と辟支佛と轉輪聖王となり」。諸比丘は露塔・屋塔・無壁塔と作さんと欲し、內に於て[七四]龕像を作し外に於て欄楯を作さんと欲し、[七五]承露盤を作さんと欲し、塔前に於て銅鐵石木にて柱を作り上に象・師子の種々獸形を作さんと欲し、塔の左右に於て樹を種ゑんと欲せるに、佛は皆之を聽したまへり。時に諸の外道も亦自ら塔を作りて種々に供養せるに、衆人見て信樂の心を起しければ、諸比丘は是念を作さく、「佛若し我等に種々に塔を供養せんことを聽したまはんには、衆人も亦當に信樂の心を起すべけん」。佛亦之を聽したまへり。諸比丘便ち自ら歌舞して以て塔を供養せしに、諸の白衣譏呵して言はく、「白衣は歌舞せるに、沙門釋子も亦復是の如し、我と何ぞ異らん」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「比丘は應に自ら歌舞して塔を供養すべからず、人をして之を爲さしむるを聽す、比丘は自ら佛を讚歎して華香幡蓋もて塔を供養するを聽す」。諸比丘は乞食時に華を得たるも、敢へて受けざりき。諸の白衣譏呵して言はく、「沙門釋子は供養を受くるに堪へず、又塔を供養するを欲せざるなり」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。何處に著かんかを知らざりき。佛言はく、「三種囊を作るを聽す、花囊・食囊・[七六]漉水囊なり」。諸比丘あり自ら行いて華を採りて一聚落より一聚落に至り、聚落外に出でたるに賊の爲に剝がれぬ。諸の白衣譏呵して言はく、「此の諸沙門は正に結華鬘師若しは華鬘(師)の弟子の似くなり」。佛言はく、「聚落外に出でて華を採るを聽さず」。諸比丘は[七七]繩を以て花を連ねて供養せるに、白衣の訶せる所亦上に說けるが如くなりき。佛言はく、「應に繩を以て連ぬるべからず、

【七四】龕像。佛像を安置するづしなり。
【七五】承露盤。略して露盤といふ。塔の九輪の最下部にある盤なり。甘露を承けんが爲の盤なり。
【七六】漉水囊(parisrāvaṇa)。六物の一。虫ある水を飲まざらんが爲なり。
【七七】繩。本文には綖の字と爲せるも、宋・元・明・宮・聖本によりて今改めたり。次後の繩の字も亦然り。

釋迦牟尼如來應供等正覺と名け、爾時の人は年三十にして便ち已に頭白ければなり。華卽ち果を成ぜりと夢見せるは、爾時二十歳の人にして便ち已に兒を生ずればなり。犢子耕して大牛住視せりと夢見せるは、爾時の人兒は家事を領して父母自在を得ざればなり。三釜並びて飯を煮るに兩邊の釜飯は各跳ねて相入りつゝも中央の釜に墮せざるを夢見せるは、爾時の富者は更相に惠施しつゝも而も貧者は得ざればなり。駱駝にして兩頭にて草を食へりと夢見せるは、爾時の王に群臣ありて、既に王祿を食みつゝ復民物を取ればなり。馬母にして反りて駒乳を飲めるを夢見せるは、[六九]爾時の母は嫁女よりして、已にして反りて從うて食を求むればなり。金鉢の虛空中に於て行けるを夢見せるは、爾時雨るに時節を(得)ず、亦周普せざればなり。野狐の金鉢中に尿せるを夢見せるは、爾時の人民は唯富める(者)とのみ是れ婚して本姓を擇ばざればなり。獼猴の金牀上に坐せるを夢見せるは、爾時の國王は非法を用つて治政して暴虐無道なればなり。牛頭栴檀を賣るに腐草と同價なりと夢見せるは、爾時の釋種沙門は利養を貪りて故に白衣の與に說法すればなり。水の中央濁りて四邊清めるを夢見せるは、爾時に佛法は中國先に滅して邊國反りて盛なればなり」。佛言はく「王が十一夢の所爲此の如し、大王の身に於て不祥あることなし」。王卽ち座上に於て諸群臣に勅すらく「天を祠らんと欲せる所の物は今悉く[七〇]施すに無畏を以てせん、吾今より寧ろ自ら失命せんとも故に殺生せじ、況んや人を殺さんをや。故に蟲蟻をも傷けじ、況んや女及び諸人等をや」と」。

佛、阿難に語げたまはく「彼の迦葉佛般泥洹したまへる後に、其王は佛の爲に金銀塔を起し、縱廣半由旬・高さ一由旬にして、金銀の[七一]墼を累ねて一々に相間へ、今猶ほ地中に在り」。佛卽ち塔を出して諸の四衆に示したまふに、迦葉佛の全身の[七二]舍利は儼然として本の如くなりき。佛は此事に因みて、一摶泥を取りて偈を說いて言はく、

「[七三]閻浮檀の　百千金寶の利を得ると雖　一團泥にて　佛の爲に塔廟を起さんに如かじ」。

【六九】本文に夢見馬母反飮駒乳者爾時母嫁女已反從求食とあり。

【七〇】施無畏。無畏を施すこと、卽ち先に殺して天を祠らんとせるものに命を施すなり。

【七一】墼。しきがはら。

【七二】舍利（sarira）。遺身なり。

【七三】閻浮檀。閻浮那提（閻浮河）に産する金の名。四分律の偈は甚だ長し。

の金鉢中に尿せるを夢見し、獼猴の金牀上に坐せるを夢見し、牛頭栴檀を賣るに猶し腐草の如くせるを夢見し、水の中央濁りて四邊清淨なるを夢見せり。且く諸群臣を集め上夢を說いて之に訪問すらく、「是れ何の夢とか爲す」。衆臣言はく、「應に相師婆羅門に問ふべし」。即ち召して之に問ふに、諸の婆羅門は是念を作さく、「我等は此女を殺さんと志せるに今之を得たり」。便ち王に語げて言はく、「此夢不吉なり、或は當に國を失ひ或は以て命終すべし」。王又問ふらく、「頗し方便するあらば斯災を免るゝや」。答へて言はく、「有り、而も是れ王が愛念する所なれば必らず用ふること能はざらん」。王言はく、「但說け」。相師言はく、「王と某甲象と某甲馬と某甲大臣と某甲大婆羅門とは、五百の特牛と五百の水牛と五百の特犢と五百の特犢と五百の[六六]羖羊と五百の[六七]犍羊と王女摩梨尼及び其の五百眷屬とを將ゐて、却後七日して四衢道中に於て殺して以て天を祠らんに此災滅すべけん。若し作さゞらんには是禍免るべからじ」。王聞いて之を信じ、即ちに勅して辦へしめ、便ち其女を呼び具に事を以て語げて、六日內の隨意所願を聽せり。女、王に白して言さく、「甚く死を惜まじ、願はくは第一日には城中の人民男女大小と與に迦葉佛の所に到らんことを」。王即ちに之を聽しければ、是に於て悉く城內を召し、前後に圍遶せ(られ)て往いて迦葉佛の所に到るに、佛爲に種種に妙法を說いて示教利喜したまひ……乃至……見法得果して三歸五戒を受けぬ。「願はくは第二日には王・衆臣と共に佛所に往かんことを」。「願はくは第三日には諸王子と共に佛所に往かんことを」。「願はくは第四日には諸王女と共に佛所に往かんことを」。「願はくは第五日には王夫人・婇女と共に佛所に往かんことを」。「願はくは第六日には王と共に佛所に往かんことを」。王悉く之を聽し、皆見法得果して三歸五戒を受けぬ。……亦上に說けるが如し。王は果を得已りて十一種の夢を以て迦葉佛に問ふらく、「此夢何の報應ありや」。佛言はく、「此十一夢は乃し當來の爲にして今の爲にはあらざるなり。小樹に華を生ぜりと夢見せるは、當來世に於て佛あり、[六八]百歲人中に於て出でて

【六六】羖羊。黑色の牝羊。
【六七】犍羊。去勢せる羊。
【六八】百歲人中。人壽百歲の時。

人の與に同日に生まれたるありければ、皆其名を錄して以て驅使に充てぬ。年旣に長大せしかば、王が供養せる所の五百婆羅門を、勑して供養せしめんとて告げて言はく、「汝當に我が如くに日に五百釜羹を作りて彼が所好に隨うて之に供養すべし」。女卽ち勑の如くに諸婆羅門に供養し、食し竟るに輒ち五百女人と與に四馬車に乘じて[五九]園觀に遊戲し、園より園に至り觀より觀に至り、日々に常に爾せりき。時に迦葉佛は一園中に於て住したまひしに、御者は佛所住の園に至るや輙ち車を迴らして入らざりき。女、御者に問ふらく、「我れ國界に於て園として入らざるなきに、汝何の故に常に此を避くるや」。答へて言はく、「此中に一禿頭沙門あり、名けて迦葉と曰ひ、之を見るを宜とせざれば是故に入らざるなり」。女言はく、「沙門迦葉は何ぞ人事に豫らん、便ち可しく車を迴らして此園觀に入るべし」。卽ち車を迴らして[六〇]盡通車處に入り、歩みて園中に進むに遙かに迦葉佛の容顏殊特にして猶ほ金山の若くなるを見、見已りて歡喜心を發し、前んで佛所に至り頭面に禮足して却いて一面に住せり。佛爲に種々に妙法を說いて示敎利喜したまひ、……乃至……見法得果し已りて三歸五戒を受け、坐よりして起ちて佛足を禮し右遶して去りぬ。去ること久しからずして異念を作さく、「我常に五百釜羹を以て[六一]日再に五百婆羅門に供養せるも此れ福田に非ざれば施を受くるに應ぜず、寧ろ可しく更に極美飮食を作して迦葉世尊に供養しまつるべし」。念じ已るに勑して作さしめて日に送りて供養せり。時に諸の婆羅門は摩梨尼の已に迦葉佛の弟子と作り、更に上饌を以て迦葉に供養せりと聞きて、嫉妬心を生じて異議を作さく、「我等當に方便を作して共に此女を殺すべし」。時に禁寐王は夜に[六二]十一種の夢を得たり、(卽ち)夢に樹の長さ四指なるに便ち華を生ぜるを夢見し、華卽ちに果を成ぜるを夢見し、犢子耕すに大牛住視せるを夢見し、[六三]三釜竝びて飯を煮るに而も兩邊の釜飯は各跳ねて相入りつゝも中央に墮せざるを夢見し、[六四]駱駝にして兩頭にて草を食へるを夢見し、馬母にして反りて[六五]駒乳を飮めるを夢見し、金鉢の空中に於て行けるを夢見し、野狐

【五九】　園觀。園林・樓臺。

【六〇】　盡通車處。下車すべき處。

【六一】　本文に我常以五百釜羹日再供養五百婆羅門此非福田不應受施…とあり。再の字不要なるも今削除せず。

【六二】　十一種夢。此類の夢は舍衞國王夢見十事經・國王不梨先泥十夢經(大正藏2, 870c, 872a, 872a)に相當せり。

【六三】　本文に夢見三釜竝煮飯而兩邊釜飯各跳相入不墮中央とあり。中央とは後文に照合するに中央の釜を意味するなり。

【六四】　本文に夢見駱駝兩頭食草とあり。兩頭なる駱駝の意とするよりも、舍衞國王夢見十事經等に夢見馬口亦食尻亦食とあるによりて、兩頭は兩ハシ、卽ち口と尻とより草を食へる意に解すべきものならん。

【六五】　駒乳。五尺以上は駒、六尺以上は馬にして、小形の馬の乳なり。

粥を持して諸比丘に與へしに、諸比丘は何處に著きて之を分たんかを知らざりき。佛言はく、『[五一]盆杅を作り環耳を安ずるを聽す。粥を行す時應に問ふべし、「別に病人粥ありや不や」と。若し無きには應に先に病人に與ふべし』。時に毘舍佉母は衆僧をして住處に於て粥を煮しめんと欲せり。佛言はく、「聽す」。諸比丘は米を著く處を知らざりき。佛言はく、「應に[五二]蕟席上に著くべし」。米中に穀ありて云何せんかを知らざりき。佛言はく、「臼杵を畜へ淨人をして之を簸らしむるを聽す」。何物を以て米を簸らんかを知らざりき。佛言はく、「簸箕を畜ふるを聽す」。諸比丘は釜を須ゐぬ。佛言はく、「銅鐵瓦石を用ひて作れるを畜ふるを聽す」。諸比丘は杓を須ゐぬ。佛言はく、「亦作るを聽す、漆樹を除ける餘木は皆用ふるを聽す」。病比丘あり美粥を得んと欲せり。佛言はく、「淨人は爲に作るを聽す。若し[五三]淨人なきには比丘燒器を淨洗して水を著れ、淨人をして豆・米を洮ぎて中に著れしめ、比丘は然して後に火を燃し、粥熟せんに更に[五四]淨人より受け、持して病人に與ふるを聽す」。諸比丘は米多くして著く處なかりき。佛言はく、「一房に[五五]細泥して地を淨掃し以て之を安ずるを聽す」。米盡きて諸比丘住するに、米臭を聞けり。佛言はく、「香泥にて地に塗るを聽す」。

佛、拘薩羅國に在りて人間に遊行したまひ、大比丘千二百五十人と倶に[五六]都夷婆羅門聚落に到り、道側なる娑羅樹下に在りて座を敷いて坐息して佛は微笑したまへり。阿難は是念を作さく、「諸佛は緣なきを以てして笑ひたまはじ、今佛微笑したまへり、必らず因緣あらん」。即ち偏露右肩・胡跪して佛に問ふに、佛言はく、「阿難、過去世の時王あり[五七]禁寐と名け、一女あり生まれし時自然に金華鬘を著せり。即ち諸臣を集めて議して爲に字を作さんとせるに、皆言はく、「應に相師婆羅門に問ふべし」。即ち相師に勅して皆集めて爲に字を作さしめたるに、相師言はく、「此女生まれながらに自然の金華鬘を著したれば、應に字して[五八]摩梨尼と爲すべし」。即ちに用つて之に字せるに、王甚だ愛重して國中の與に同日に生まれし女を訪問して、取めて左右に給せんとせり。時に國内に五百女

【五一】盆杅。瓮(ボン)釪(ウ)の同音寫ならんか、盆は盌、瓮に通ず。ほとぎ、もたひなり。

【五二】蕟席。宋・元・明・宮本には廢と爲す。今改めず蘧篨なり。

【五三】こゝに淨人を用ふるは壞生種戒を犯ぜざらんが爲なり。

【五四】こゝに淨人を用ふるは不受食食戒を犯ぜざらんが爲なり。

【五五】細泥。麤泥に對する語、密泥即ちうはぬりなり。

【五六】都夷婆羅門聚落。律部十、註(一二三の七四)參照。四分律(列六・四三右末六)には都子婆羅門村とせり。

【五七】禁寐。四分律(列六・四三右末四)に翅毗伽尸國王とし、僧祇律第三十三卷(律部十、註三三の一二七)・同第三十六卷(律部十一、註三六の六九)に出づる吉利王(Kikirāja)なるが如し。而して赤沼氏の固有名詞辭典(p.306b の(5))には mahāvastu 中より本律の古譚に相當するものを出せり。

【五八】摩梨尼(Mālinī)。

ひ去るを聽す。若し蘆蓆中に在らんには日に曝し去るを聽す」。諸比丘あり壁虱を患ひぬ。佛言はく、「除却して密に泥るを聽す」。諸の老病比丘あり寒を患ひて房内に於て火を燃さんと欲せり。佛言はく、「寒時には燃すを聽す」。諸比丘は火を燃して地敷を燒壞し屋を熏ぜり。佛言はく、「火爐を作り屋外に在りて燃すを聽す」。烟盡く將に入らんとせしに、諸比丘は何物を以て作らんかを知らざりき。佛言はく、「銅・鐵・泥・石を用ひて之を作るを聽す。[四八]僧に四方僧に私にも畜ふるを聽す。又地に因りて火爐を作るを聽す」。

諸比丘は中を過ぎて鉢を用ひて飲みぬ。佛言はく、「中を過ぎては應に鉢を用ひて飲むべからず、別に飲器を作り、銅・鐵・瓦を用ひて作るを聽す」。一比丘あり[四九]徳叉尸羅國に於て夏安居し竟りて舍衛祇洹に到り、佛所に至りて頭面に禮足して佛に白して言さく、「此國の如きは粥を歠るも彼國には麨漿を飲めり、願はくは諸比丘に晨朝に麨漿を飲むを聽したまはんことを」。佛言はく、「飲むを聽す」。諸比丘は飲む時に鹽を須めければ、佛言はく、「鹽を畜ふるを聽す、僧に四方僧に私にも畜ふるを聽す。抄鹽物を作るを聽す」。諸比丘便ち衆生形を作り、或は人手を作りて持して鹽を抄へり。佛言はく、「此の諸形を作るを聽さず」。時に諸の白衣は盤器を以て食を奠めて諸比丘に與へしに、諸比丘は敢へて受けざりければ便ち譏呵して言はく、「沙門釋子は供養を受くるに堪へざるなり」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。諸比丘あり鉢中に於て粥を歠らんとして、苦熱にて捉へ(う)べからざりき。佛言はく、「別に歠粥器を作るを聽す」。諸比丘は食を擎げしに重きを患へり。佛言はく、「机を安ずるを聽す」。諸比丘便ち種々形せる脚の机を作れり。佛言はく、「作るを聽さず」。諸比丘白衣舍に至るに、白衣は種々形せる脚の机を以て食を下きければ、諸比丘は敢へて食はざりき。佛言はく、「白衣家にては受くるを聽す、但自ら畜ふるを聽さず」。諸比丘は[五〇]揵瓷を須ゐぬ。佛言はく、「銅・鐵・瓦・石を用ひて作れるを畜ふるを聽す」。諸の白衣あり

【四八】僧。界内現前僧なり。前註(二五の四七)參照。

【四九】徳叉尸羅國(Takkasila)。律部八、註(九の一四一)參照。

【五〇】揵瓷。律部八、註(三の一一五)參照。

を以て彼を呪して安隱を得せしめよ」。教を受けて、往いて彼を呪せるに、即ちに差ゆるを得たり。

復諸比丘あり處々に蛇の爲に螫されき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「呪術を作して隨宜に之を治するを聽す」。時に諸比丘は多美食を食して以て諸病を增せり。耆域、晨朝に往いて佛所に至り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、今諸比丘は多美食を食して以て諸病を增せり、願はくは浴室中に浴して其此の患を除くを聽したまはんことを」。佛は是事を以て比丘僧を集めて耆域の語を以て諸比丘に告げたまはく、「今より諸比丘に浴室を作して病を除かんが爲の故に中に於て浴するを聽す」。諸比丘あり裸形にて浴し更相に揩摩し、又裸形にて浴處より出でぬ。諸の白衣譏呵して言はく、「此の諸沙門は皆尼犍の如くにして風法あることなし」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集め、呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より浴衣を著するを聽す。裸形にて浴し裸形にて相揩るを聽さず、一々皆突吉羅なり」。諸比丘あり浴時に外に出で、背を以て壁・樹木に揩り、還水に入りて灌ぎて其身を傷破せり。佛言はく、「應に爾るべからず、蒲桃皮・〔四五〕摩樓皮・〔四六〕澡豆等の諸の去垢物を用ふるを聽す」。諸比丘は知識に隨うて澡豆等を與へぬ。佛言はく、「應に等與すべし」。

佛、舍衛城に在しき。爾の時跋難陀は〔四七〕拘攝を反披して闇中に於て四脚行を作して諸比丘を怖せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず。若し拘攝を反披して四脚行を作さんに皆突吉羅なり」。諸比丘は房內に於て熱を患ひければ拘攝を反披せんと欲せり。佛言はく、「房內には聽す」。諸比丘あり眠る時に枕なかりき。佛言はく、「枕を作すを聽す」。諸比丘あり虱を患ひぬ。佛言はく、「拾ひ去るを聽す」。諸比丘は拾ふて房內に著けるに還衣中に入れり。佛言はく、「拾ふて房外に著くを聽す」。諸比丘は雨時に拾ふて水中に著けり。佛言はく、「應に拾ふて弊物中に著きて慈心もて之を擧むべし」。諸比丘あり蚤を患ひぬ。佛言はく、「物を敷いて地に著き掃

【三七】 怛車蛇(Taechaka ?)。起世經第五(大正藏1,ii.3b)德叉迦に相當すべきか。
【三八】 伊羅漫蛇(Erāpatha)。
【三九】 舍婆子蛇(Chabyāputta)。
【四〇】 甘摩羅阿溼波羅呵蛇(Kambalassatara)。起世經第五には甘婆羅龍王・阿溼婆多羅龍王の二龍とせり。
【四一】 毗樓羅阿叉蛇(Virūpakkhā)。
【四二】 瞿曇蛇(Kaṇhāgotamaka)。
【四三】 難陀跋難陀(Nandopananda)。起世經第五には難陀龍王・優波難陀龍王の二龍とせり。
【四四】 蛇を咒すとは、自の守護(paritta)の爲に慈愛の心を龍王に加へて咒文を唱ふるをいふ。慈愛を加へるとは、滲徹(pharita)せしむるなり。四分律(四二)には自護慈念咒とせり。
【四五】 摩樓皮。律部十一、註(三九の三四)摩樓蓋の下參照。
【四六】 澡豆。律部十三、註(九の三七)參照。十誦律(張五・四六右末七)に大豆・小豆・摩沙豆・豌豆・迦提婆羅草・梨頻陀子を以て作れりとせり。
【四七】 拘攝。律部九、註(一九の八三)參照。

きに、云何が一園の果にして都べて共に噉ひ盡せる」。諸の長老比丘聞いて、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より[26]未淨果を食するを聽さず、若し食せんには突吉羅なり」。一居士あり僧に果を噉はんことを請ぜんに、比丘は人をして一々に之を淨せしめ、日遂に中を過ぎて復食ふことを得ざりければ、便ち譏呵して言はく、「此の諸沙門は猶し小兒の如し、人をして一々に果を淨せしめて復中に及ばざらしめたり、我今當に此の諸果を奈何がすべき」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「[27]五種子あり、根種子・接種子・節種子・果種子・子種子なり。若し果を食せんには應に[28]沙門法五種淨を作すべし、[29]火淨・[30]刀淨・[31]鳥淨・[32]傷淨・[33]未成種淨なり。若し根を食せんにも亦應に沙門法五種淨を作すべし、剝淨・截淨・破淨・洗淨・火淨なり。若し莖葉を食せんには應に沙門法三種淨を作すべし、刀淨・火淨・洗淨なり。若し作淨せん時には應に[34]總淨を作すべし、一聚・一器中に於て若し一を淨せんに、名けて總淨と爲す。

一比丘あり浴室中に火を燃さんと欲して薪を破りしに、蛇、木孔中より出でて脚を螫し卽ちに死せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、『彼比丘は八種蛇の名を知らず、慈心もて向はず、又呪を說かざりければ蛇の爲に害せられしなり。[35]八種蛇とは、[36]提樓賴吒蛇・[37]但車蛇・[38]伊羅漫蛇・[39]舍婆子蛇・[40]甘摩羅阿溼波羅呵蛇・[41]毗樓羅阿叉蛇・[42]瞿曇蛇・[43]難陀跋難陀蛇なり。[44]蛇を呪すとは、

「我れ諸の龍王を慈しむ　天上及び世間にて　我れ此の慈心を以てして　諸の恚毒を滅するを得ん
我れ智慧力を以て　之を用つて此毒を殺さん　味毒も無味毒も　破滅して地に入り去れ」

と(稱ふるなり)』。佛言はく、「若し彼比丘にして此呪を以て自ら護りたらんには、毒蛇の傷殺する所と爲らざりしならんに」。復比丘あり蛇に螫されぬ。諸比丘、佛に白すに、佛言はく、「汝、此呪

【二六】未淨果。未淨とは淨人より受けざる先に自ら果に觸るゝと、果物作淨法を經ざるとをいふ。
【二七】五種子。律部九、註(一四の三〇——三四)參照。接種子は莖種子なり。果種子は僧祇律の心種子、十誦律の自落種子に相當するか。
【二八】沙門法五種淨。
【二九】火淨。律部九、註(一四の三六)參照。
【三〇】刀淨。律部九、註(一四の三七)參照。
【三一】鳥淨。律部九、註(一四の五一)本文の次なる鵰鷲啄の下參照。
【三二】傷淨。律部九、註(一四の四七)爪甲淨參照。
【三三】未成種淨。律部九、註(一四の四一・四九)の本文參照。
【三四】總淨。一器に盛り又は一繩に束ねたるものは、其中の一に作淨すれば總てを作淨せることになるなり。
【三五】八種蛇。僧祇律(律部九、註二〇の七五の本文)には四大龍王とし、巴利律(cv. 5, 6)にも四蛇王家(Cattāri ahirājakulāni)とせり。四分律(列五・七三右六)には八龍王蛇として藥犍度の下に出づ。
【三六】提樓賴吒蛇(Dhataraṭṭha)。

んとは」。　答へて言はく、「我れ餅及び器を須ゐず、亦汝をも須ゐじ。我等四人共に議して汝及び汝が弟を度せんとし、三人は已に汝が弟を化し、我應に汝を度すべかりければ爾せし所以ならくのみ」。問うて言はく、「今、我をして何所に施作せしめんと欲するや」。答へて言はく、「[二三]姉妹、可しく此餅を戴きて我に隨うて佛及び僧に施すべし」。卽ち便ち餅を戴きて賓頭盧に隨ふに、賓頭盧卽ちに道を化(作)して皆他門を經て人をして之を見せしめぬ。旣にして佛所に至りて手づから自ら佛及び千二百五十比丘に供へ、皆悉く飽滿せるも猶ほ故ほ盡きざりければ、持し往いて佛に白さく、「我が此少餅を佛及び千二百五十比丘に供へ、皆悉く飽滿せるも猶ほ故ほ盡きざれば、今當に此を持して何處に著くべき」。佛言はく、「可しく生草なき地若しは蟲なき水中に著くべし」。彼女人便ち持して蟲なき水中に著けるに、水沸きて聲を作せること熱鐵を以て小水に投ずるが如くなりければ、便ち恐怖を生じて衣毛皆竪ち、還りて佛所に至り頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、佛爲に種々に妙法を說きたまひ、……乃至……法眼淨を得て三歸五戒を受け、[二四]四衆に供給して道を求むること弟の如くにして異なかりき。諸の長老比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて賓頭盧に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より神足を現ずるを聽さず、若し現ぜんには突吉羅なり」。

[二五]時に瓶沙王に菴羅果園ありて三時に茂好し、長く華果を以て諸比丘に施して須用する所に隨へり。諸比丘便ち其果を食して、前食後食に時として噉はざるなく、或は滿鉢して持ち去り、或は半を噉うて地に擲げぬ。後の時隣國より使を遣はせるに、使、王に白して言さく、「我れ聞く、『王に菴羅果園ありて三時に茂盛せり』と。願はくは其果を見せられんことを」。王便ち勅して取らしめたるに、時に諸比丘は之を噉ひて都べて盡しければ、是を以て王に白すに、王が左右の諸臣は共に譏呵して言はく、「沙門釋子は厭足あることとなし、王は惜しむことなしと雖、受者は自ら應に籌量すべ

【二三】本文に賓頭盧卽化導皆經他門使人見之……とあり。宋・元・明・宮・聖本には化道となせり、今改む。化道とは道を化作する意なり。

【二四】四衆。比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷なり。

【二五】四分律(列六・三九左七)・巴利律(cv. 5, 5)・十誦律(張五・三九左末)に出づ。

尼・優婆塞・優婆夷及び諸の外道に供給せり。時に三聲聞は賓頭盧に語げて言はく、「我等已に跋提を化して其をして信樂せしめぬ、汝今宜しく行いて次で其姉を化すべし」。是に於て賓頭盧は晨朝に衣を著し鉢を持して城に入り、食を乞うて次に其舍に到れり。時に長者の姉は手づから自ら饊を作れるに、忽ち賓頭盧を見て便ち低頭し閉目せり。賓頭盧も亦一心に鉢を視ぬ。便ち語げて言はく、「決んで汝に與へじ、一心に鉢を視て以て何をか爲さんと欲せる」。賓頭盧便ち身中より烟を出せるに、復語げて言はく、「擧身に烟を出さんとも亦汝に與へじ」。賓頭盧便ち擧身に火を燃せるに、復語げて言はく、「擧身に火を燃さんとも亦汝に與へじ」。賓頭盧便ち虛空に飛騰せるに、復語げて言はく、「虛空に飛騰せんとも亦汝に與へじ」。賓頭盧便ち空中に倒懸せるに、復語げて言はく、「空中に倒懸すとも亦汝に與へじ」。賓頭盧是念を作さく、「世尊は我等に强ひて人に從うて乞ふことを聽したまはざれば」と。便ち出で去りしに、王舍城を去ること遠からざるに大石ありければ、賓頭盧は其上に坐して石と合に飛びて王舍城に入りぬ。城中の人見て皆大に怖懼し、石、地に落ちんことを恐れて馳走せざるなく、長者の姉が家上に至りて便ち住まりて去らざりしに、彼見已りて即ち大に恐怖し、心驚き毛竪ちて叉手して白して言さく、「願はくは我に命を施して、石を以て本處に著きたまはんことを、我當に食を與ふべければ」。賓頭盧便ち石を持して還りて先處に著き、其前に至りて住せるに、長者の姉是念を作さく、「我れ大餅を以て施すこと能はざれば、當に更に小者を作して之に與ふべし」と。更に小丸を作せるに轉反りて大を成じ、是の如く三反せるに轉前より大なりければ、乃ち念言を作さく、「我れ小を作らんと欲して皆反りて大を成ぜり、我今便ち可じく趣きて一餅を與ふべし」。即ち一餅を以て授與せんとせるに諸餅相連り至りて餅器に於て亦相連著し、手を以て器を捉ふるに手亦之に著しければ、便ち賓頭盧に語げて言はく、「汝若し餅を須ゐんには盡く以て相與へ、器も亦惜まざるに、我を須ゐて何か爲ん、而も我手をして器に著けて離れざらしめ

姪(大長者)の子なり」と解すべきなり。増一阿含經には迦毘羅の子、比波羅耶檀那となす。

【三】饊。索餅なり。繩の如くによれる餅なるべし。増一阿含經には酥饊となす。

連・阿那律・賓頭盧は共に議せるらく、「今、王舍城にて佛法僧を信樂せざる者あらば、我等當に共に其をして信樂せしむべし」。是議を作し已りて遍く近遠を觀ずるに、唯、跋提長者と及び其姉とのみ佛法僧を信樂せざるを見たれば、三聲聞は言はく、「能く跋提を化するや不や」。賓頭盧言はく、「能く其姉を化せん」。彼長者は七重の門を作り、三部の(二〇)伎ありき。若し食せんと欲する時は七門皆閉ぢ、一食しては一部の伎を作せり。阿那律は其食時に於て其前に在りて食を乞へるに、長者問うて言はく、「何處よりして入れる」。答へて言はく、「門よりして入れり」。長者即ち守門者に問ふらく、「汝何ぞ以て乞人の入るを聽せる」。答へて言はく、「門閉ぢたること常の如くにして人の入れるを見ざりき」。長者便ち一片の麻餠を以て其鉢中に著れて語げて言はく、「出で去れ、汝若し物あらんには當に此食を作すべし」。阿那律得已りて即ち去りしに、後食時に於て迦葉復前に在りて乞ひ、問答せること前の如くして後、守門者に問ふらく、「汝何の故にか再び乞人をして我門に突入するを聽せる」。答へて言はく、「門閉ぢたること常の如くにして人の入れるを見ざりき」。長者復一片の魚を以て其鉢中に著れて語げて言はく、「出で去れ、汝若し物あらんには當に此食を作すべし」。迦葉去りて後に其婦問うて言はく、「意に於て云何、此比丘は食を得ること能はずして來り乞へりと謂へりや」。答へて言はく、「是の如し」。婦言はく、「前に來れる比丘を識れりや不や」。答へて言はく、「識らず」。婦言はく、「彼は阿那律と名け、釋種の子なり、三時殿五欲の樂を捨てゝ出家學道せるなり」。又問ふらく、「後に來れる比丘を識れりや不や」。答へて言はく、「識らず」。婦言はく、「彼は是れ(二一)畢波羅延摩納にして大姓の子なり、九百九十の田宅犂牛を捨てゝ出家學道し、君を愍念するが故に來りて食を乞へるなり」。長者は婦語を聞き已るに內に敬伏を懷けり。是に於て目連は空中に飛在して其の爲に法を說いて示教利喜せ(しめ)……乃至……即ちに座上に於て遠塵離垢し、法眼淨を得て見法得果し、已にして即ちに三歸五戒を受けぬ。是より已後常に比丘・比丘

大正藏には標の字と爲せり。旛を建つる柱の類。

【一八】 賓頭盧。賓頭盧頗羅墮(Piṇḍola-Bhāradvāja)の音略。賓頭盧は字、頗羅墮は姓なり。四分律(列六・三四右末)・巴利律(cv. 5, 8. 2)には白衣前に神通を現ぜるにより甚しく世尊に叱責せられたることを記せり。十誦律(張五・四〇左末六)には盡形壽擯レ汝、不レ應二此閻浮提住一……於二閻浮提一沒瞿耶尼現、到已多敎二化優婆塞優婆夷一……廣宣二佛法一とあり。

【一九】 四大聲聞。諸律雜犍度に此說話を出さず。增一阿含經第二十(大正藏2, 647a)に四大聲聞集まりて此を議し、跋提長者と其姉なる難陀とを化せりとなす。

【二〇】 伎。女樂なり。

【二一】 畢波羅延摩納(Pippalimāṇava)。大迦葉(mahākassapa)の名にして Pippali 童子と呼ばる。本文に彼是畢波羅延摩納大姓之子とあれば、迦葉の父の名なるが如くに見ゆるも、本行集經(大正藏3, 861c)大迦葉因緣品に、父を尼拘盧陀羯波大長者とし、子は畢波羅樹下に在りて生まれたるにより畢波羅耶那と名くとせる故に、今は「畢波羅延摩納にして(尼拘盧陀羯波)大

石・木鉢を畜へければ、諸の居士譏呵して言はく、「此の諸比丘は王の如く大臣の如し、常に少欲知足を說きつゝ而も今此好鉢を畜へんとは」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今より上の諸鉢を畜ふるを聽さず。若し金・銀……乃至、石鉢を畜へんに皆突吉羅なり。若し[一一]木鉢を畜へんに偸蘭遮なり」。時に婆羅門あり優柯羅と名け、一女ありて常に白銅鉢を用ひて食せり。彼女出家して後も猶ほ先器を用ひて食を乞ひければ、諸の居士譏呵して言はく、「沙門釋子は銅鉢を用ひたり、外道と分別すべからず」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「外道の銅鉢を用ふるを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり。[一二]三種鉢を用ふるを聽す、鐵鉢・瓦鉢・蘇摩鉢なり」。時に毗舍離の諸離車は[一三]梅檀鉢を得たれば共に議せるらく、「此鉢は應に誰にか與ふべき」。或は言はく「應に世尊に與ふべし」。或は言はく、「應に[一四]薩遮尼揵子に與ふべし」。多人は世尊に與へんと欲しければ、少を以て多に從へ、便ち滿鉢して[一五]白石蜜・歡喜丸を盛り、世尊に奉上して白して言さく、「我等は共に此鉢を得たれば以て世尊に奉ぜんとす、唯願はくは哀受したまはんことを」。佛、歡喜丸を受けたまひて鉢を以て之に還し、語げて言はく、「此は是れ外道の鉢なり、佛の畜へざる所なり」。復共に議して言はく、「我等は鉢を以て世尊に奉上せるも世尊は受けたまはざれば、我今寧ろ可しく用つて衆僧に施すべし」。議し已るに卽ちに復鉢を以て往いて僧坊に至りて諸比丘に施せるに、諸比丘は敢へて受けずして、是事を以て佛に白すに、佛言はく、「受けて、破して香用と作すを聽す」。後に諸離車は復[一六]牛頭梅檀鉢を得たれば、[一七]高欄の頭に著けて唱言すらく、「若し神力ありて能く取らんには之を與へん」。時に[一八]賓頭盧は目連に語げて言はく、『世尊は「汝は神足第一なり」と說きたまへり、何ぞ之を取らざる』。答へて言はく、「汝亦神足あり、便ち可しく往いて取るべし」。卽ち便ち之を取りて以て僧に施せるに、諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「受けて、破して香用と作すを聽す」。[一九]時に四大聲聞なる迦葉・目

【一一】木鉢偸蘭遮。木鉢(dārupatta)は外道の標幟なる故に重く罰して偸蘭遮罪とす。

【一二】三種鉢。四分律(列六・三九右一一)に六種鉢として鐵鉢・蘇摩鉢・優伽羅鉢・優伽賒鉢・黑鉢・赤鉢を列ね、總じて鐵鉢・瓦鉢の二種鉢なりと示せり。

【一三】栴檀鉢(Candanagaṇṭhiyā patta)。こゝに毗舍離諸離車とあるも、四分・巴利は王舍城の長者とせり。但、四分律(列六・三八左九)には別に毗舍諸梨奢が大價摩尼鉢を得、栴檀香を以て鉢に滿せる記あり。五分律は王舍城長者の栴檀鉢と梨奢の摩尼鉢との二挿話を混一せるものゝ如し。

【一四】薩遮尼揵子(Saccaka-Nigaṇṭhaputta)。尼揵子外道なる薩遮、毗舍離に住し、閻浮提大論議師と讃へられし程の高名なる外道なり。

【一五】白石蜜・歡喜丸。甘蔗糖及び粉製の噉食なり、律部十、註(一一九の八五)歡喜丸の下參照。

【一六】牛頭梅檀鉢。南海濱に秣剌耶山あり。形牛頭の如き故に牛頭山といひ、こゝにのみ梅檀香を出す故に牛頭梅檀といふ。

【一七】高欄。欄は欄の譌字、

は温室中に在るを聽す」。時に諸比丘は次に隨うて剃髮せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「次に隨ふを須ゐず、若し急事あらんには先に剃るを聽す。若し急事なきには先に洗へる者は先に剃るを(聽す)」。諸比丘あり庭中に於て處々に剃髮して掃除せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に一處に在りて剃り、剃り已るに掃除して水中火中に著れ若しは之を埋むべし。若し剃髮師なからんに、比丘にして能く剃らんには亦聽す。剃刀を畜ふるを聽す」。諸比丘あり鼻中の毛長かりき。佛言はく、「[五]鑷を畜へて之を拔くを聽す」。諸比丘は便ち金銀を以て鑷を作れり。佛言はく、「應に爾るべからず。銅・鐵・牙・角・竹・木を用ふるを聽す、漆樹を除く」。諸比丘あり耳中に物にて塞がれり。佛言はく、「[六]挑耳物を畜ふるを聽す。……餘は亦上の如し……」。諸比丘あり食、齒間に入りて以て口臭を致せり。佛言はく、「[七]擿齒物を畜ふるを聽す。……餘は亦上の如し……」。時に瓶沙王は是思惟を作さく、「我れ未だ以て何物をか僧に施さゞる、遍思するに皆施せるも、唯未だ擿齒物を施さゞりき」。便ち作りて車に滿たして諸比丘に施し、因みて食供を作せるに、諸比丘は敢へて受けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆受くるを聽す」。

佛、[八]蘇摩國に在せしに、自ら[九]鉢坯を作りて以て後式と爲さんとて、陶師をして燒かしめたまへり。陶師便ち多く作り、合せ燒きて竈口を開き視たるに、皆金鉢を成じければ懼怖して言はく、「此は是れ大沙門の神力なり。若し王聞かんには必らず當に我に多く金寶ありと謂ふべし」とて、便ち取りて埋藏せり。佛復作りて燒かしめたまふに、皆銀鉢を成じければ、亦怖懼して埋藏せり。佛復作りて燒かしめたまふに、乃し銅鉢を成じ、色青好にして閻浮樹の如くなりければ、諸比丘に與へたまふに、諸比丘は敢へて受けざりき。佛言はく、「畜ふるを聽す」。比丘あり鉢破れければ、鉢なくして遊行せり。佛言はく、「應に更に鉢を求むべし。若し能く自ら作らんには作るを聽す」。諸比丘あり鉢を燒けるに色赤かりき。佛言はく、「應に[一〇]熏ずべし」。諸比丘あり金・銀・七寶・牙・銅・

【五】鑷(saṃḍaṃśa)。毛ぬき。

【六】挑耳物(karṇamalaharaṇī)。

【七】擿齒物。齒をつゝく物、楊枝(dantakaṣṭha)なり。齒を淨むるものとして別に水と齒木(udakadantapoṇa)。なる語あり。

【八】蘇摩國。前註(二二の五六)參照。

【九】鉢坯。坯は燒かざる陶瓦なり、今は鉢の下地なり、四分律(列六・三九右五)には世尊が鉢を燒くの法を敎へたまふの記あり。

【一〇】鉢を熏ずるの法は、四分律(列六・三九右四)に出でたり。律部八、註(六の一四二)參照。

巻の第二十六　彌沙塞

第五分の三　雜法 [一]

佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は白衣と器を共にして食し、手相觸れて數々洗へり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に白衣と器を共にして食すべからず」。比丘あり親里家に往きしに、親里言はく、「我等は他に非ず、亦不淨にも非ざるに何が共食せざる」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「繫念在前して共食するを聽す、但手をして相觸れしむること莫れ」。比丘あり白衣と共に食せるに、器小にして手相觸れぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「左手に器を捉りて食するを聽す」。[二]諸比丘は食時に相禮し、僧食時・粥を歠る時・果を噉ふ時・經行の時・三衣を著せざる時・闇時・不共語の時に禮し、相瞋れる(時)・(及び)屛處に於て禮せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「此(等)の時には皆應に禮すべからず、犯ぜんには突吉羅たり。又五種ありて應に禮すべからず、呵責羯磨と驅出羯磨と依止羯磨と擧罪羯磨と下意羯磨となり。復五種ありて應に禮すべからず、[三]被擧と不共語擧と本言治と比丘尼と沙彌となり。復五種ありて應に禮すべからず、狂心と散亂心と病壞心と白衣と外道となり。復五種ありて應に禮すべからず、別住と應に摩那埵を行ずべき(者)と摩那埵を行ずる(者)と本日と阿浮呵那となり。五種ありて應に禮すべし、佛と辟支佛と如法の上座と和尙と阿闍梨となり」。時に諸比丘は髮を養うて長ぜしめ、心に道を樂はずして反俗し外道と作れる者ありき。諸の白衣譏呵して言はく、「我等白衣は髮を養へり、沙門釋子も亦復是の如し、何等の異かあらん、但[四]壞色割截衣を著せるならくのみ」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に髮を養ふべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘は作食處及び講堂・溫室中に於て剃髮せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず。若し老病にして寒に堪へざらんに

[一] 雜法(khuddakavatthu-kkhandhaka)。四分律第二十雜犍度雜法に相當す。

[二] こゝに沙門不應禮の諸相を述べたるも、四分律(列六・二九右)・巴利律(cv. 6, 6, 5)は共に房舍犍度に於て鶻鳩梵行を明せる次に十種不應禮として出せるは注意すべし。十誦律(張五・一八左)には雜法として臥具法の初に出せるも禮法を示さず。

[三] 本文に復有五種不應禮、被擧不共語擧本言治比丘尼沙彌とあり。被擧は犯罪して摘發されたるもの、不共語擧は梵檀罰に處せられたる如きもの、本言治は覓罪相毗尼を加せられて諸種の特權を奪はるるもの律部九の註(一三の三二)次下參照。比丘尼と沙彌とは比丘より禮すべきにあらざる故なり。

[四] 壞色割截衣。律部十三、註(五の九九)參照。

き、或は地に泥り、或は小小に治護して便ち隨意住せんことを求めぬ。佛言はく、「應に求むべからず、若し房を治して功夫すること極少三分の一ならんには、僧に從うて隨意住せんことを求むるを聽す」と。

五分律卷第二十五

「我等は四方より來りしなれば是れ我等が分なり、已に共に之を分ちたれば復汝に屬せじ、汝可しく聚落中に往いて更に所安を求むべし」。後に來れる比丘は便ち聚落中に往いて住せんことを求めしに、諸の白衣は言はく、「大德、彼に僧房あり、何が中に住せずして此に來りて爲せん」。諸比丘便ち還りて僧房に向へる比、爾く已に闇くして道中に於て虎の爲に害せられぬ。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「我先に說かざりしや、四方僧に五種物ありて護むべからず・賣るべからず・分つべからざることを。云何が僧住處を護みて後來の比丘に與へず、乃し虎の爲に害せられしめたる」。種々に呵責し已りて復言はく、「若しは護み若しは賣り若しは四方僧物を分たんに、皆偸羅遮なり」。諸比丘あり海岸邊に住せるに、材木得難くして屋の作るべきなく、彼に多く大魚骨ありければ取りて之を作らんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「作るを聽す」。諸比丘は魚骨の臭きを患ひぬ。佛言はく、「香泥を以て之に泥るを聽す」。諸比丘あり經營して僧住處を作り、作り竟りて客比丘來りしに、是れ上座なりければ驅りて出でしめて其房中に住せり。彼れ瞋恚して言はく、「我れ經營辛苦して反りて安住するを得ざらんとは」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「經營主は意の所樂に隨うて住するを聽す」。諸比丘便ち長く之に與へぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應は其功夫の多少を量りて、極多は十二年に至りて住するを聽すべし。應に白二羯磨して之に與ふべし。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は經營を作せる主なり。僧は今所樂に隨うて房若干年住を與へんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は經營を作せる主なり、僧は今所樂に隨うて房若干年住を與へんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、若し忍ぜざらんには說きたまへ。僧は某甲比丘に所樂に隨うて房若干年住を與へ竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。諸比丘あり、木牀・繩牀を作りて房中に置

【六一】本文に諸比丘便還向僧房、比爾已闇於道中爲虎所害とあり。縮藏・大正藏の加點は僧房と比爾とを別にせり。今は向僧房比として譯せり。

はく、

「王施すに前後なかりければ　仙人共に之を諍ひ　鬼神をして忿らしむるを致し　自ら招いて眷屬を滅せり。　若し愛に隨うて事を行ぜんに　智者は讃めざる所　是を以て應に愛を捨し　歡喜して義に隨うて說くべし」。

佛言はく、「彼の羅睺羅仙人とは今の羅睺羅是なり、阿難仙人とは今の阿難是なり、國王とは今の優婆塞是なり」。諸比丘に告げたまはく、「今より他の先に施せる房を受くるを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。

時に佛は大比丘僧千二百五十人と俱に拘薩羅國に於て人間に遊行したまひて[五八]訖羅訖列邑に向ひたまへり。彼に五比丘の舊住せるあり、「佛、大衆と與に當に來りたまふべし」と聞いて共に議して言はく、「彼衆中に舍利弗・目連ありて必らず我等を惱まさん、我等寧ろ可しく此住處の房舍・臥具・園果の屬を分ちて以て五分と爲し各爲に私有すべし」。議し已りて便ち分ちしに、佛衆旣にして至りぬ。諸比丘往いて語げて言はく、「汝等房を開き臥具を敷け、我等須らく住すべし」。五比丘言はく、「佛は是れ法主なり、當に第一房を開きて住せしめまつるべし、餘處は我等已に分ちて盡しければ是れ私物にして復僧に屬せず、自ら可しく聚落中に於て知識に隨うて其所安を求むべし」。時に舍利弗・目連は住處あることなかりければ、便ち佛の簷下に依りて宿せり。明日、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「四方僧に[五九]五種物ありて[六〇]護むべからず、賣るべからず、分つべからず。何をか五と謂へる。一に住處地、二に房舍、三に須用物、四に果樹、五に華果にして、一切の沙門釋子比丘は皆共分を有すれば、若しは護み若しは賣り若しは分たんに皆偸羅遮罪を犯ず」。彼五比丘が所分處に、後に於て四方僧來集して復共に之を分てり。後に更に客比丘あり來りて語げて言はく、「我が爲に房を開け、當に中に於て住すべし」。先に來れる諸比丘言はく、

【五八】訖羅訖列邑。迦尸國の吉羅邑卽ち Kitāgiri（キターギリ）の音譯に非ざるかと考へらるゝも、今拘薩羅國とある故に相違すべし。此記に就ては十誦律（張五・二二左二行若しは一三行）・四分律（列六・二九右四行若しは三二右初）巴利律（cv. 6, 6, 1）の記と相應すべきも、此邑に相當する名を出さず。律部十、註（二七の五九）恭敬法の下參照。此記の下に於て鵰鳩梵行の喩を出せるは僧祇律・四分律・巴利律の三律のみ。

【五九】五種物。五種の自由にしてはならぬもの（pañca avissajjiyāni）。

【六〇】護む。己が物として自由に取扱ひ、從つて客來比丘ありとも之を護惜するなり。

ひ漬爛せり。後の時、房主檀越は見て諸比丘を瞋呵して言はく「云何が獨我房の臥具をして水の爲に漬爛せしめたる」。佛言はく、「若し水火ある時は應に大聲に唱へて揵搥を打ち、一切僧をして盡く共に相助けて擧めしむべし。若し一人ありて相助け擧めざらんには突吉羅罪を得ん」。

【五七】時に羅睺羅は那羅聚落に至りしに、一優婆塞の爲に深く敬信せられて爲に房を起し、房を作り竟るに羅睺羅は小緣事ありて人間に遊行せり。時に阿難は彼聚落に往きしに、彼優婆塞は卽ち復房を以て阿難に施せり。羅睺羅還りて阿難をして、出でしむるに阿難言はく、「先に汝に施せりと雖、汝行いて後は更に以て我に施したれば便ち是れ我房なり」。是に於て倶に彼の優婆塞の所に至りて問うて言はく、「定んで是れ誰が房なる」。答へて言はく、「我先に羅睺羅に施せりと雖、羅睺羅は捨てて行き去りたれば、我れ後の時に於て更に阿難に施せり、應に是れ阿難の房なるべきなり」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「此の優婆塞は但に今世のみにはあらじ、昔亦曾て爾りき」。諸比丘又問ふらく、「其事云何」。佛言はく、「過去世の時、王あり婆樓と名け、其國界に二仙人あり、一は羅睺羅と名けて常に坐禪を好み、一は阿難と名けて多聞にして畏なかりき。彼王先に羅睺羅を見て甚だ之を敬重して其が爲に房を作り、作り竟るに出でて人間に行きぬ。阿難後に來りしに王亦之を重んじ、便ち先に作れる所の房を以て之に施せり。羅睺羅は行より還り阿難をして出でしめて云はく、「是れ我房なり」。阿難も亦上の如くに「是れ我房なり」と言ひければ、共に王所に至り問うて言はく、「定んで是れ誰が房なる」。答へて言はく、「我先に羅睺羅に施せりと雖、羅睺羅は捨てゝ行き去りたれば、我れ後に於て更に阿難に施せり、應に是れ阿難の房なるべきなり」。爾の時諸の天龍・鬼神は皆是言を作さく、「此王は非法なり、云何が先に房を以て羅睺羅に施しつゝ、後に奪ひて以て阿難に施せる。我今當に其眷屬を壞すべし」。卽ち共に王宮に往き石を以て打擲して王が眷屬を殺せり』。佛は是事に因みて偈を說いて言

【五七】四分律(列六・三一右七行)に出づるも本生譚なし。五分律の本生譚は甚だ不自然なり。那羅聚落を四分律には那黎林中とせり。

を聽す」。房中塵土にて牀臥具を汚せり。佛言はく、「意に隨うて拂を作りて之を拂ふを聽す」。大會時に諸比丘來ること多く房舍大なりしも而も少くして住處あることなかりき。佛言はく、「房中に於て次第して臥具を敷き、足して身を容れしめ、滿じて止めよ。若し衣を以て前を遮せんと欲せんには、各々遮するを聽す。若し足せんには善し、若し足せざらんに、外に空處あらば菴屋を作るを聽す。舊住比丘は應に爲に之を作るべし。旣にして菴屋を作りしに、大會を過ぎ已るに火の爲に燒かれて住處に延べ及びぬ。佛言はく、「大會を過ぎ已らんに應に壞して去るべし」。若し舊住比丘惜みて壞するを聽さゞらんには、客比丘は但舊住比丘に囑して去るべし」。大雨時に諸比丘は集聚處なかりき。佛言はく、「大堂を作るを聽す」。寒時に諸比丘聚集せしに寒を患ひぬ。佛言はく、「溫室を作るを聽す」。時に舍利弗は毘舍佉母の爲に經營して新大堂を作りしに、彼れ穀米を持し來りて四方僧に施せるも、諸比丘は敢へて食はざりき。佛言はく、「若し四方僧の爲に作さん時は意に隨うて食するを聽す」。諸比丘あり食を乞ひて、還りて四方僧に施せるに、誰か應に食すべきかを知らざりき。佛言はく、「四方僧の爲に作さん者は食するを得ん」。房舍あり破壞せるも諸比丘は治せざりき。佛言はく、「應に勸化して道俗にして與に治せんと欲する者に白二羯磨して治せしむべし。一比丘唱言せよ、[五五]『大德僧聽きたまへ、某房故壞せるも人の治するなし、某甲は治せんと欲せり、今僧は與に治せしめんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、某房故壞せるも……乃至……今僧は與に治せしめんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、若し忍ぜざらんには說きたまへ。僧は某甲に[五六]故壞房治せんことを與へ竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。若し「是は某甲檀越の房なり」と題名せんと欲せんには之を題するを聽す。臥具も亦是の如くするなり』。一住處あり大水に漬され、諸比丘は各々所住の房の臥具を擧めしに、比丘の住するなき房は人の擧むるなくして水に溺

【五五】本文に大德僧聽、某房故壞無人治、某甲欲治、今僧與令治…とあり。欲治を宋・元・明・宮本には比丘欲治之の五字とし、聖本には欲治之の三字とす。今改めず。
【五六】本文に若不忍者說、僧與某甲(某)故壞房治竟とあり。故壞せる房舍を修治することを許し竟れる意なり。本文括弧内の某の字は宮本聖本なり。

言はく、「井を堀り若しは淨池を作るを聽す」。諸比丘、臥褥を作りて牀上に敷かんと欲せり。佛言はく、「十種衣の隨一々衣を以て作り、羊毛・駝毛・劫貝華……乃至、軟草を用ひて之に貯ふるを聽す」。諸比丘、褥を作るに太だ厚かりき。佛言はく、「極厚なること八指に至るを聽す。[47]僧作・四方僧作及び私作するを聽す」。僧の敷具壞せるに云何せんかを知らざりき。佛言はく、「應に人を差して補浣すべし」。

時に諸比丘は日々に僧臥具を分てり。佛言はく、「應に爾るべからず、[48]春末日に臥具を分ち、[49]夏初日に安居を結するを聽す」。時に六群比丘は好房好臥具を選擇して住せり。佛言はく、「應に爾るべからず。應に白二羯磨して一比丘を差して[50]分臥具人と作すべし。所差の比丘は應に臥具に題して何房に在くかを識し上座より次に隨うて分つべし。若し長好なる者あらんに、上座須ゐんには應に與ふべく、若し須ゐざらんに次下に坐に隨うて隨ひ與へよ。若し後來比丘あらんに大小の次に隨うて以て之を安じ、自下展轉して下房に就り、若し下座にして房なからんには則ち已む」。諸比丘は新繩牀・木牀を作らんと欲せり。佛言はく、「作るを聽す。若し巧師なきには、比丘能く自ら作らんに亦聽す。[51]十種縷の一々縷にて繩を作るを聽す」。諸比丘あり[52]繩牀に貯へんと欲せり。佛言はく、「貯ふるを聽す」。諸比丘あり繩牀上に行立して繩斷ぜり。佛言はく、「應に繩牀上に行立すべからず」。諸比丘あり短小なりければ、架上より衣を取り衣を擧めんと欲せるも及ばざりき。佛言はく、「繫念在前して繩牀の[53]陛上に立ちて之を取るを聽す」。諸比丘尼あり貯繩牀上に坐し、月水にて汚して不淨爛壞せり。佛言はく、「比丘尼は應に貯繩牀上に坐すべからず」。諸の小沙彌あり貯繩牀上に住して溺を失して不淨爛壞せり。佛言はく、「小沙彌も亦應に貯繩牀上に住すべからず」。諸比丘あり高牀上に在りて受經問義せり。佛言はく、「受經問義せんには皆應に下處に在りて坐すべし」。諸比丘住處の庭中に草を生ぜり。佛言はく、「淨人をして[54]知らしむる

【四七】僧作・四方僧作・私作。界內現前僧の爲に作り、十方客來比丘の爲に作り、別人(三人已下)の爲に作るなり。

【四八】春末日。四月十五日なり。

【四九】夏初日。四月十六日なり。律部九、註(一八の八三)春後一月半・夏初一月の下參照。

【五〇】分臥具人(senāsanapañ-ñāpaka)。

【五一】十種縷。十種衣とすべき縷。

【五二】繩牀に貯ふとは、繩牀に何等かを積み備へるなり。

【五三】陛。律部九、註(二〇の一四一)參照。

【五四】知るとは、律の淨語、除去する意。

時に諸房舍の泥治に密ならざりければ、風塵蛇鼠にて僧臥具を壞りて諸比丘を惱ませり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「表裏及び仰ぎて泥るを聽す。僧は應に斧・鑿・刀・鋸・鍤[37]・鍬・梯橙・泥墁[38]の種々作屋の具を畜ふるを聽す。亦堊灑[39]して之に畫き、牕・戶扇・鉤鎖を作り戶鉤を作るを聽す。刀柄の如きを腰中に帶著するを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘あり執作して塵土にて身を汚して浴を須ゐぬ。佛言はく、「浴するを聽す」。浴處に泥ありき。佛言はく、「墫[40]にて地に砌[41]し牀板を安くを聽す」。諸比丘あり塚間に於て敷具・繩牀を得たるも敢へて取らざりき。佛言はく、「取るを聽す。若し大ならんには應に截るべし」。時に王舍・舍衞二城の中間に一住處あり、諸居士は以て諸比丘に施せるも住する者あることなかりき。佛言はく、「諸の白衣に摩摩諦を請じて留住護視せ(しめ)て所須を供給するを聽す」。時に諸住處に籬障あることなかりければ、牛馬搪揬して經行處を壞せり。佛言はく、「周圍に籬を作り、壍を掘るを聽す」。牛馬猶ほ故ほ入るを得たり。佛言はく、「刺棘を種ゑて援と作すを聽す」。牛馬猶ほ搪揬するを得たり。佛言はく、「牆を築き若しは墫墼[42]を累ね、草・瓦にて上を覆ふを聽す。門屋を作すを聽す、亦重作するを聽す、兩扇[43]を作すを聽す」。諸比丘あり、房內に於て楊枝を嚼み、手面を洗ひ及び脚を洗ひて地を濕らし僧臥具を壞せり」。佛言はく、「應に爾るべからず」。諸の老病比丘あり、寒時に出でて洗ふを得ざりき。佛言はく、「澡盤及び瓫[44]を用ひて水を承くるを聽す」。房舍にして塵起るを患へるあり。佛言はく、「應に泥にて地に泥り、[45]十種衣の隨一々衣[46]を以て上に敷くを聽す」。諸の下座比丘ありて先に脚を洗ふに、上座後に來りて脚を洗はんとて(下座)未だ竟らざるに驅りて去らしめぬ。佛言はく、「若し下座先に已に洗はんには應に竟るを聽すべし」。諸比丘あり露處に經行して雨時に衣を漬しければ、以て經行を廢せり。佛言はく、「步廊を作るを聽す」。諸比丘あり庭中に行じて雨時に地を壞し脚を汚せり。佛言はく、「塼石を累ねて階道を作るを聽す」。諸住處あり水なかりき。佛

【三七】鍤。坎をほるスキなり。

【三八】泥墁。宋・元・宮本には泥漫、明本には泥鏝とせり。壁を塗る鐵杇(こて)なり。墁・鏝は同じ、漫は同音寫なり。

【三九】堊灑。白壁を塗るなり。

【四〇】墫。まるき土塊、或はかはらなり。

【四一】砌。宋・元本には際の字となす。墫を敷いて泥地を際るなり。

【四二】墫墼。未だ燒かざる瓦なり。

【四三】兩扇。門屋の兩扉なり。

【四四】瓫。缶(ホトギ)なり、腹大きく口小なる瓦器。

【四五】十種衣。前註(一八の九)參照。

【四六】隨一々衣。十種衣中のいづれを以てしてなりともとの意。

すを得ん」。

佛、偈を說き已りて更に種々に妙法を說いて示敎利喜したまひ已るに、便ち所化に還りぬ。是に於て須達長者は舍利弗と將に舍衞城に還るに、經る所の聚落の處々にて唱言すらく、「佛、世に出でたまひて大威德あり、其の諸弟子も亦復是の如し。我れ已に之に舍衞城に於て安居せんことを請ぜり、汝等皆當に共に頓處を安き、道路及び諸の橋梁を修治し、預じめ供具を辦へて以て世尊を待つべし」。彼の諸人等は、其此の唱を聞いて、佛世尊は當に此より過りたまふべきを知りて皆大に歡喜して其語を敬承せり。須達長者既にして舍衞に到りて是念を作さく、「何の處か極好にして精舍を作すに堪へたる。唯、此城の[三六]童子祇の林こそ園果美茂し其水清潔にして、流泉・浴池・香華悉く備はりたれば、當に買うて之を作すべけれ」。念じ已るに、往いて其所に到り語げて言はく、「我れ園を買はんと欲す、寧ぞ能く與へらるゝや不や」。答へて言はく、「若し能く金錢を以て地に布きて空缺なからしめんに、然して後に相與へん」。須達便ち金錢を以て地に布かんとせるに、祇言はく、「我は此譬を說けるのみ、相與ふるを欲せず」。須達復言はく、「此を說いて價と爲せるに、豈に中悔するを得んや」。共に諍うて紛紜して遂に便ち官に徹け、官は卽ち法に依りて斷じて須達に與せり。祇、須達に問ふらく、「何の故にか金寶を惜まずして此園を買はんとせる」。須達答へて言はく、「佛、世に出でたまひて大威德あり、其の諸弟子も亦復是の如し。我已に之に此に於て安居せんことを請ぜり、是を以て傾竭して愛惜する所なきなり」。祇復言はく、「若し我に更に園名を作すを聽して名けて祇園精舍と爲さんには、當に以て相與ふべけん」。須達言はく、「善し」。卽ち人をして金錢を出だして地に布かしめ、樹の處所をも量りて皆補うて滿さしめぬ。舍利弗は然して後に繩を以て量度して經行處・講堂・溫室・食厨・浴屋及び諸の房舍を作りて皆宜しきを得せしめぬ。

【三六】童子祇。祇陀王子(Jeta kumāra)の義なり。後に毗琉離王に殺さる。

〔二三〕「今は是れ佛に趣くの時なり　若し一歩を擧げんには　利、千金の施よりも重く　象馬も及ばざる所なり」。

又語ぐらく、「恐るゝ莫れ、怖るゝ莫れ、前進せよ、前進せんに須臾に佛を見たてまつらん」。須達多聞き已りて恐怖即ちに除こり即ち便ち前進せるに、遙かに世尊の儀則殊特にして猶し金山の若くなるを見たてまつりぬ。世尊之を見て讃じて言はく、「善來、須達多」。須達多之を聞いて歡喜すらく、「佛は乃し我が父母所作の名字を知しめせり」とて、頭面に禮足し却いて一面に坐せるに、佛爲に種々に妙法を說き……乃至苦集盡道を(說きたまふに)、即ちに座上に於て法眼淨を得て見法得果し、已にして三歸五戒を受けて佛に白して言さく、「世尊、願はくは佛及び僧は我が、舍衞城にての夏安居(請)を受けたまはんことを。」是の如く三請せるも佛皆默然したまひ、第四請せるに至りて乃し之に告げて言はく、「若し住處にして憒閙あることなく寂寞にして聲なからんに、諸佛は乃し當に中に於て安居すべけん」。長者、佛に白さく、「已に解しぬ、世尊。願はくは一比丘を差して爲に之を經營せ(しめ)たまはんことを」。佛問うて言はく、〔二四〕「汝今誰を樂ふや」。答へて言さく、「舍利弗を得んと欲す」。佛即ち舍利弗に語げたまはく、「汝便ち可しく往いて爲に之を經營すべし」。舍利弗、敎を受けて去りぬ。時に前の長者は晨朝に自ら往いて佛に白さく、「食具に已に辦はれり、唯聖、時を知りたまはんことを」。佛、比丘僧と與に衣を著し鉢を持し、前後に圍遶せられて往いて其舍に到り次第して坐したまふに、長者手づから自ら食を下き、食し畢るに水を行じて佛に白して言さく、「世尊、我れ此園と房舍とを以て四方僧に施さん」。佛默然して受けたまふに、佛受けたまへるを知り已りて小牀を取りて佛前に於て坐しぬ。佛便ち爲に隨喜呪願の偈を說きたまはく、

〔二五〕「爲に風寒熱を遮へ　及び諸の惡獸を障へ　雨露塵を蔽防し　亦蚊虻の患を除く。以て持戒の人に施さんに　坐禪し法を誦說せん　若し聞いて其義を解せんに　諸の苦源を盡

【二三】本律の偈は諸律中最も簡なり。四分律(列六・二八右)巴利律(cv. 6,4,3)・十誦律(張五・二〇右)及び律部十、註(二三の九八)參照。

【二四】造寺監督として此處に此問を出せるは不自然なり。十誦律(張五・二〇左初)も同じ。然し有部破僧事(大正藏24,139b)の記は自然なり。四分律・巴利律には舍利弗を請ふの文なし。

【二五】爲遮風寒熱、及障諸惡獸、蔽防雨露塵、亦除蚊虻患、以施持戒人、坐禪誦說法、若聞解其義、得盡諸苦源。四分律(列六・二七右)・巴利律(cv. 6,1,5)參照。

石遶三匝して去りぬ。即ち其日を以てして六十房舍を造り、復施房飲食を作さんとて其家の眷屬皆共に供辦し、世間の珍味必備せざるなく、薪を破る者あり、水を取る者、食を作る者、地を掃く者、香汁もて地に灑ぐ者、座を敷く者、華を散ずる者、高座を敷く者ありき。時に舍衞城に長者あり須達多と名け、三十萬金錢を出して王舍城人に與へければ年々に來りて債せるに、長者は常に一由旬を出でて迎へしも大饌を設くるを以ての故に復出づるを得ざりき。[三〇]須達多是念を作さく、「彼れ或は王難・水・火・盜賊・人・非人難に遭へるが故に迎へざるか」と。既にして至り、先に其舍に到りて其の種々に餚饍を供辦せるを見て問うて言はく、「汝、婚姻節會の爲なりや、王を請ぜんが爲なりや」。答へて言はく、「婚姻節會にも非ず、亦王を請ぜんとにもあらず」。又問ふらく、「何の故にか乃し奇妙の飲食を辦へたる」。答へて言はく、「佛、世に出でたまひて大威德あり、其の諸弟子も亦皆是の如し。我今之を請ぜんが故に此供を設けんとせるなれば、出でて相迎ふるを獲ざりし所以ならくのみ」。須達多言はく、『我亦聞けり、「佛あり當に世に出でゝ如來・應供・等正覺・明行足・善逝・世間解・無上調御丈夫・天人師・佛・世尊と號すべけん」と。汝が今請ずる所は是れ佛なりとやせん佛に非ずとやせん』。答へて言はく、「是れ佛なり」。又問ふらく、「今何處にか在す」。彼長者即ち偏露右肩し右膝を地に著け、右手にて佛の所在を指して言はく、「佛は彼處に在せり」。須達多聞き已りて歡喜踊躍して偏袒右肩し、遙かに佛に向うて禮して三反南無佛と稱し、竟夜に佛を念じて疲極して眠を得たりしが、其の[三一]宿世の善知識は神と作りて之を護りければ、神、是念を作さく、「我當に此長者をして宿を經ずして佛を見たてまつるを得せしむべし」と。即ちに夜をして明けしめたるに、須達多は日已に出でたりと謂ひて起きて城門に趣くに城門自ら開け、既にして出で已るに門便ち自らに閉ぢて忽然として闇に還りければ、須達多怖懼して念言すらく、「我れ向に將に狂へるにはあらざらんとするや」。[三二]神其念を知りて即ち偈を說いて言はく、

【三〇】須達多（Sudatta）。律部八、註（一の三三）祇園林の下參照。四分律には給孤獨食とせり。王舍城長者の妹婿なり。

【三一】宿世善知識。昔日の宗親なり。

【三二】四分律（列六・二八右）に尸呵城門の門神とし、巴利律（cv.6,4,3）には Sivaka yakkha（シーヴカ夜叉）とし、十誦律（張五・二〇右）に大勢門神とせり。

に入りて乞食せるに、威儀庠序として地を視て行けり。[二八]一長者あり之を見て是念を作さく、「我れ未だ曾て此人の如き比を見たることあらじ」。便ち往いて問うて言はく、「汝は是れ誰にして誰が弟子なりや、誰に從うて出家し誰が道法をか行ぜる」。時に佛始めて成道したまひ、世皆之を稱して大沙門と爲しければ、答へて言はく、「我名は頞脾にして、大沙門は是れ我が師なり、彼に從うて出家して其道法を行ぜり」。長者聞き已りて歎じて言はく、「未曾有なり、自ら是の如きの威儀を有しつゝ而も大沙門に從うて出家して其道法を行ぜんとは」。又問ふらく、「汝今何處にか住せる」。答へて言はく、「阿練若處・山巖・樹下・露地・塚間は是れ我が住處なり」。長者聞き已りて倍歡喜を生じ、歎じて言はく、「威儀庠雅にして師とする所已に勝るゝに、乃し復斯の如きの處に住止せんとは」。又問ふ、「何の敷具をか敷ける」。答へて言はく、「[二九]迦尸草・拘尸草・婆婆草・文柔草及び樹葉より、下は沙土に至るまで皆我が敷具なり」。長者聞き已りて復喜敬を加へ、歎じて言はく、「乃し能く復是の如きの少欲を作さんとは」。又問ふらく、「我れ若し大德の爲に房を作らんに能く受用するや不や」。答へて言はく、「世尊は未だ我等に房舍を受用するを聽したまはず」。又言はく、「大德、可しく此を以て佛に白さるべし、我亦當に自ら白すべし」。頞脾默して其語を受け、食後に於て還りて佛所に到り、頭面に禮足して是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めたまひ、少欲知足を讚じ戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に告げたまはく、「今より諸比丘に房舍の施を受くるを聽さん」。彼長者は後に佛所に來り、遙かに世尊の容顏殊特にして猶し金山の若くなるを見て內に喜敬を懷き、前んで佛足を禮し却いて一面に坐するに、佛爲に種々に妙法を說き……乃至、苦集盡道を(說きたまふに)、卽ちに座上に於て法眼淨を得て見法得果し、三歸五戒を受けて佛に白して言さく、「世尊、我れ房舍を作りて諸比丘に施さんと欲す、願はくは之を受くるを聽したまはんことを」。佛默然して許したまふに、彼長者は佛の聽したまへるを知り已りて坐より起ち、前んで佛足を禮し

【二八】僧祇律には此長者の名を壽慶とせり、諸律に名を出さず、律部十註(一一三の九一)參照。

【二九】迦尸草等。前註(二一の七九―八二)參照。

も破に非ざる」。 佛言はく、「若しは王にして破僧を助けて僧をして不和合ならしめんに而も破には非じ。 若しは大臣・優婆塞・優婆夷・比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼・一比丘……乃至、七比丘して破僧を助けんにも亦是の如し。 若しは上座に問はずして僧事を行ぜんに、 是即ち不和にして破僧には非じ。 若しは共に同食せずして食時に於て異坐し闘諍罵詈せんにも亦是の如し。 要らず界內八比丘に於て分れて二部と作りて僧事を別行せんに乃し名けて破と爲す」。 又問ふらく、「是中、誰か破僧せる」。 佛言はく、「主と作れる者なり」。 又問ふらく、「誰か一劫、大地獄に墮して救ふべからざる」。 佛言はく、「主と作れる者なり」。 又問ふらく、「凡そ破僧せんには皆一劫、大地獄の苦を受くるや」。 佛言はく、『必らずしも皆一劫、大地獄の苦を受くるにはあらじ。 八人ありて破僧せんに一劫、大地獄の苦を受くるなり、(即ち)若しは法に法想しつゝ說いて「非法なり」と言ひ、 若しは非法に非法想しつゝ說いて「是れ法なり」と言ひ、 若しは法に非法想しつゝ說いて「是れ法なり」と言ひ、 若しは非法に法想しつゝ說いて「非法なり」と言ひ、 若しは法・非法に法想しつゝ說いて「非法なり」と言ひ、 若しは法・非法に非法想しつゝ說いて「是れ法なり」と言ひ、 若しは法に非法疑[二五]しつゝ說いて「是れ法なり」と言ひ、 若しは法に非法疑しつゝ說いて「非法なり」と言ふとなり。 六人ありて破僧すとも大地獄に墮して一劫受苦せず、(即ち)若しは法に法想しつゝ說いて「是れ法なり」と言ひ、若しは非法に非法想しつゝ說いて「非法なり」と言ひ、若しは法に非法想しつゝ說いて「非法なり」と言ひ、 若しは非法に法想しつゝ說いて「是れ法なり」と言ひ、 若しは法・非法に非法想しつゝ說いて「非法なり」と言ひ、 若しは法・非法に法想しつゝ說いて「是れ法なり」と言ふとなり』。

第五分の二 臥具法[二六]

佛、王舍城に在しき。 爾の時、頞鞞[二七]比丘は佛の左右に侍せり。 後の時、 衣を著し鉢を持し、 城

【二五】 非法疑。 非法なりやとの疑を懷くなり。

【二六】 臥具法(Senāsanakkhandhaka)。四分律第十九犍度房舍法に相當す。

【二七】 頞鞞比丘(Assaji)。前註(一五の一〇五)參照。五比丘の一人。

邊に二鴈ありて一龜と共に親厚を結べり。後の時池水涸竭せしに二鴈は是議を作さく、「今此池水は涸竭せり、親厚なりとも必らず大苦を受けん」。議し已りて龜に語げて言はく、「此池水は涸竭せり、汝に濟理なければ可しく一木を銜ふべし、我等各一頭を銜へて汝を將ゐて大水處に著かん、木を銜ふるの時愼んで語るべからず」。即ち便ち之を銜へて聚落を經過せしに、諸の小兒見て皆言はく、「鴈は龜を銜へて去りぬ、鴈は龜を銜へて去りぬ」。龜即ち瞋りて言はく、「何ぞ汝が事に豫らん」。即ち便ち木を失し地に墮ちて死にき。爾の時世尊は此に因みて偈を說きたまはく、

「夫士の生まるゝや　斧口中に在り　身を斫る所以は　其惡言に由る。應に毀るべきに
反りて譽め　應に譽むべきに反りて毀り　自ら其殃を受けて　終に樂あることなし。
若し財利を以て諍はんに　此惡未だ大と爲さず　惡心もて佛に向はんに　斯れ乃ち大
惡たり、[三一]阿浮に百千あり　尼羅に三十六　惡意もて賢人に向はんに　當に此地獄に墮
すべけん」。

佛言はく、「彼龜とは調達是なり、昔瞋語せるを以て死苦あるを致せり、今復瞋罵して大地獄に墮せるなり」と』。諸比丘に告げたまはく、『我若し調達に一毫の善法あるを見んには、終に「大地獄に墮して[三二]一劫の苦を受けん」ことを[三三]記せじ。譬へば人、大糞坑に沒せんに、若し人救はんと欲すとも一毫の淨處の捉ふべきを見ざるが(如し)。我れ調達を觀ずるに亦復是の如くなり』。又諸比丘に告げたまはく、「我れ餘法の、人の無上道意を壞するに名聞利養に如く(ものある)を見ず、調達が破僧せる所以は利養に由りての故なり。調達は八非法を成就せるが故に破僧せり、利と不利と稱と無稱と敬と不敬と惡を樂へると、惡知識に隨へるとなり」。優波離、佛に問ふらく、「云何がせんに破僧と名くるを得るや」。佛言はく、「四事あらんに破僧と名く、(即ち)五法を說き、自ら籌を行じ、(自ら)籌を捉り、界內に於て僧事を別行するとなり」。又問ふらく、「云何が[三四]僧不和合にして而

【三一】阿浮・尼羅。明かならず、翻譯名義集卷第二に八寒氷獄者、一名ニ頞部陀ー少多有ㇾ孔、二名ニ尼羅浮陀ー無ㇾ孔……とあり、更に頞部陀は疱といひ、寒身分に觸るゝに皆悉く皰を生ず。尼剌部陀は疱裂といひ、嚴寒逼る所、身疱裂するなりと釋せり。今の阿浮は頞部陀即ち阿浮陀地獄(arbuda)、尼羅は尼羅浮又は尼羅浮陀地獄(nirarbuda)の音略にあらざるか。從つて百千の疱、三十六の疱裂ありと解すべきにあらざるか。

【三二】一劫の苦。律部十、註(二七の三九・三二の七七)參照。

【三三】記せじとは、記莂せざること、即ち豫言せざる意なり。

【三四】僧不和合(saṃgharāji)と僧分裂(saṃghabheda)との相違。

食を持して還れり。復往いて語げしむらく、「汝等分物せんに我に一分を與へよ」。衆賊大に忿るらく、「此れ何人たりや、乃し一夫を以てして敢へて大衆を輕んぜるは。當に共に之を殺すべし、此恥を抱くこと勿れ」。賊帥前の如く之に語げければ卽ち復分を與へしに、婦は分を得て還れり。復遣はして賊に語げて言はく、「可しく我と共に戰ふべし、倶に相置さじ」。衆賊復言はく、「此人轉輕蔑せらる、復忍ぶべからず」。賊帥曉め喩すも止めしむること能はざりければ、勇忿して難を忘れ便ち共に力を齊へて往いて彼人を擊たんとせり。彼人便ち一發を射ては一人を殺し、四百九十九發しては四百九十九人を殺し、餘すに一發ありて以て賊帥を俟ちぬ。更に便を相覓めて得ること能はざりければ、彼人便ち婦をして裸形にて賊帥前に立たしめたるに、賊帥心亂し、此に因りて放ち發して卽ち復之を殺せり。是に於て其婦卽ち偈を說いて言はく、

「利なる弓箭ありて　未だ曾て一發をも落さゞりしと雖　殺傷して旣にして狼籍たり　如何ぞ悔を生ぜざる」。

彼人亦偈を以て答ふらく、

「我に此妙技ありて　弓箭、心手に應じ　一を殺さんにも輒ち喜を生ぜるに　何を以てか應に悔を致すべき。吾本此路を行けるは　人の爲に怨害を除かんとて　自ら身命を顧みざりしなり　以て勇健の名を成ぜん」。

佛言はく、「彼の射師とは卽ち我身是なり、射弟子とは舍利弗是なり、五百賊とは今の五百比丘是たり、賊帥とは調達是なり。舍利弗は昔一々箭を以て彼群賊を破りしに、(今)復一たび說法して調達衆を破れり」と』。目連復佛に白して言さく、『奇なる哉世尊、調達罵りて「惡欲比丘」と云へるに、便ち生身を以てして大地獄に墮せんとは』。佛言はく、「[二〇]但に今世のみにはあらじ、昔亦曾て惡口を以て生身に大苦を受けぬ」。又問ふらく「其事云何」。答へて言はく、『過去世の時、阿練若池水

【二〇】諸律の破僧犍度に此物語を缺く。

佛言はく、「彼象師とは我身是なり、弟子とは調達是なり。世々に吾に從うて學を受けつゝ而も反りて我を輕慢せり」。目連、佛に白して言さく、「希有なり世尊、舍利弗一たび說法して調達衆を破せんとは」。佛言はく、「但に今世のみにはあらじ、昔亦曾て說法して以て其衆を破せり」。又問ふらく、「其事云何」。答へて言はく、[一七]「過去世の時、一射師あり[一八]拘和離と名け、人あり從うて射法を學せんとせるに、六年之に敎ふるに、「應に是の如くに弓を捉り、是の如くに箭を[一九]挑くべし」と、語言して、未だ放法を敎へざりき。弟子後の時念言すらく、「我れ六年中弓を捉り箭を挑くことを學して而も未だ一放だもせず、今試みに之を放たん」。便ち箭を放ちて一大樹を射たりしに、徹過して地に入れり。其師之を聞いて問うて言はく、「汝已に箭を放ちしや」。答へて言はく、「已に放ちぬ」。又問ふらく、「汝、何處を射たりや」。卽ち所射の樹を示すに、師言はく、「汝已に射を成ぜり、我は第一たり汝は第二たり」。又語げて言はく、「某處に五百賊ありて路を斷ち、一切敢へて中に從うて過ぐる者なし、汝可しく往いて破して以て其路を淸むべし、大功あるべけん」。卽ち馬車一乘・美女一人を與へ、並に金鉢と箭五百發とを以てせり。是に於て弟子車に乘じ女を載せ如意弓を執り五百發箭を帶びて勅を受けて去るに、正しく彼賊の共に諸物を分たんとて人をして要道を邏らしめたるに遇へり。邏人遙かに見て馳せて、賊帥に白すに、賊帥衆人に語げて言はく、「我等賊を作して(より)未だ曾て人の獨して好婦を將ゐて此路に於て行けることあらざりき、此れ必らず勇健にして强敵を畏れざらん、宜しく共に聽し過して之を擾すを得ること勿るべし」。彼人便ち一處に往いて婦をして金鉢を持ちて賊所に往き、己が名を稱して食を乞はしめたるに、衆賊皆其婦を樂しみ又金鉢を貪りて卽ち便ち議して言はく、「女色は是の如く金鉢は此の如し、我等云何がしてか其去るを聽さん」。賊帥又言はく、「彼必らず自ら量りて所畏なきが故に敢へて此事を作せるなり、且らく當に忍抑すべし、愼んで禍を招くこと莫れ」。賊衆聞き已りて便ち滿鉢して美飯を與へしに、婦は

【一七】四分律(列六・五左)・十誦律(張五・三八右)に出づ、巴利律に缺く。
【一八】拘和離。四分・十誦に此名を出さず。四分律には弟子の名を散若婆羅門とす。
【一九】挑。白結反、晉ヘツ、相拼するなり、箭をつがへる意なり。

を善くしければ王供給すること甚だ厚かりき。 時に一人あり往いて其所に詣りて語げて言はく、「我に調象を教へよ、我れ弟子と爲らん」。象師卽ち便ち之に教へて隱す所なかりしに、其人旣にして知りて便ち嫉心を生じ、往いて王所に到りて白して言さく、「彼人の知れる所は我に勝れざるに、云何が供給すること遠く相及ばざる」。 王卽ち彼象師を呼びて問うて言はく、「汝と弟子と孰れか勝負たりや」。 答へて言さく、「願はくは却後七日して調象法を現ずるを聽したまはんことを」。 王卽ち之を聽すに、象師は七日中に於て更に諸象を調へ、「進め」と語げては退き、「退け」と語げては進み、「坐せよ」と語げては立ち、「立てよ」と語げては坐せ（しめ）、是の如き等の反教を作して調象せり。 七日の期至り便ち王前に於て弟子と共に調象の術を現ぜしに、始めは二人未だ一の異もあらざりければ、王、弟子に問ふらく、「汝更に異法ありや不や」。 答へて言さく、「無し」。 復、彼師に問ふらく、「汝更に異法ありや不や」。 答へて言さく、「有り」。 王言はく、「便ち可しく之を現ずべし」。 卽ち便ち反教せるに象皆之に從ひければ、王は是に於て始めて弟子が前言の虛きを知り、便ち瞋りて言はく、「如來が面に我を欺ける」。 彼の調象師、王に白して言さく、「此人は是れ我弟子なり、我先に之に教へて都べて隱す所なかりしも、未だ盡く知ること能はざるに便ち輕忽せられぬ。 今當に譬を說くべし、願はくは王之を聽したまはんことを。 昔一人あり春末月に於て一重革屣を著せるに地熱し革燥きて其脚を嚙み破り、本脚を護らんと欲して反りて更に傷へり。 我も亦是の如し、先に弟子に教へて其益を望まんと欲して反りて害を爲せり」と』。 爾の時世尊は因みて偈を說いて言はく、

「人、革屣を著くるが如し　本其足を護らんと欲せるも　熱を得て燥急なる時は　而も更に反りて自ら傷ふ。　世間の愚惡人は　恩、已に在るを念ぜず　師に從うて技術を學びつ　而も反りて之を嫉謗す」。

し、已にして更相に語げて言はく、「我等可しく起ちて佛所に還り到るべし」。舍利弗・目連卽ち坐より起ちて五百比丘と倶に佛所に還りしに、時に[14]三聞達多は足指を以て調達を蹴り罵りて言はく、「釋奴起きよ、舍利弗・目連は餘の方便を以て諸比丘を將ゐ去れり」。調達驚起して罵りて言はく、「是の惡欲比丘、始に善意ありしに如何ぞ忽ち惡心を生じて方便を以て我が比丘を將ゐ去れる」。便ち大に怖懼して熱血鼻孔より出で、卽ちに生身を以て大地獄に墮せり。舍利弗・目連は佛所に到り已り、頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、目連、佛に白して言さく、「世尊、我れ此五百比丘をして更に具足戒を受けしめんと欲す」。佛言はく、「更に受くるを須ゐじ、所以は何、此五百比丘は愚癡の故に法想を以て籌を取りしなれば、今但偸羅遮悔過を作さしむるを聽す」。目連、佛に白して言さく、「奇なる哉世尊、調達は佛に效ひて是の如きの苦處に墮せんとは」。佛言はく、「調達は但に今我に效ひて地獄に墮せるのみにはあらじ、昔亦曾て我に效ひて苦處に墮せり」。目連又問ふらく、「其事云何」。佛言はく、「過去世の時空閑處に一池水あり、一大象ありて池に入りて藕を取り、淨洗して食せるに色力充足せり、復一象あり、亦効ひて藕を取り洗はずして食し、此を以て病を致し遂に便ち命終せり」。佛、是事に因みて卽ちに偈を說いて言はく、

「[15]大龍を效ふことを得る勿れ　大龍は效ふ可からず　大龍を效へるを以ての故に　泥を食して死苦を致せり」。

佛、目連に告げたまはく、「彼の大象とは我身是なり、異象とは調達是なり。昔我に效へる故に命終を致せり、今復我に效うて斯の大苦を受けぬ」。目連、佛に白して言さく、「奇なる哉、世尊、調達は佛に從うて法を聞き八萬四千の法藏を誦して五神通を得たるに、如何がしてか反りて憍りて世尊を慢れる」。佛言はく、「但に今世のみにはあらじ、昔亦曾て我に從うて法を聞きつゝも而も我を慢れり」。目連、佛に白して言さく、「其事云何」。答へて言はく、「[16]過去世の時一象師あり極めて調象

【一四】四分律（列六・五左）にも三聞達多とせり、巴利律（cv.7,4,3）にはKokālikaとし、十誦律（張五・三八右）には迦留羅提舍とせり。

【一五】大龍。宋・元・明・宮本には大象と爲す。大龍も大象も同一なり。

【一六】諸律に此本生譚を缺く。

[二]「善人共に會せんこと易きも　惡人善に會せんこと難し　惡人共に會せんこと易きも　善人惡に會せんこと難し」。

時に舍利弗・目連は此事を聞いて往いて佛所に到るに、佛遙かに見て逆へて歎言したまはく、「善來、舍利弗・目連、汝等可しく調達衆中に往いて五百比丘を將ゐ還すべし」。二人は敎を受けて禮足して去りしに、時に須陀洹比丘にして阿難に隨うて來れる者、舍利弗・目連の去れるを見て卽ち便ち啼泣せり。佛、比丘に問ひたまはく、「何の故にか啼泣せる」。答へて言さく、「舍利弗・目連は是れ佛の第一弟子なるに今調達衆中に往けり、恐らくは其法を學せん、是を以て啼泣せり」。佛、比丘に語げたまはく、「汝止めよ、泣くこと勿れ、舍利弗・目連は須臾に自ら當に五百比丘を將ゐ還るべし」。是に於て舍利弗・目連は往いて彼衆に詣るに、三闍達多は遙かに見て便ち走せて調達に語げて言はく、「今、沙門瞿曇の第一弟子舍利弗・目連は來れり、或は諸比丘が意を破せん、當に共語すること莫れ、亦坐すること莫らしむべし」。調達は自ら五法を以て道を爲めければ、其語を受けず、心中に著せざりき。舍利弗・目連既にして至るに、調達便ち言はく、「善來、舍利弗・目連、可しく此坐に就くべし」。語げて言はく、「若し人、智あらんに、先に未だ聞かざる所は聞いて便ち受行せん。汝等は先に是れ沙門瞿曇の第一弟子たりしも、今復來りて吾が爲に第一弟子と作らんに亦善からずや」。舍利弗・目連は默然して答へざりしに、調達便ち已に其語を受けたりと謂ひ、卽ちに佛常法に效ひて舍利弗・目連に告ぐらく、「汝可しく衆の爲に說法せよ、吾背小しく痛めり、當に自ら消息すべし」。便ち[二]僧伽梨を四疊して之に枕し、右脅を地に著し累脚して臥せるに、繫念在前せざりければ須臾に眠熟して轉じて左脅に地に著し鼾聲人を駭かせり。時に目連種々に神力を現ぜること常の所說の如くにして、[三]舍利弗種々に妙法の初中後に善・善義・善味なると梵行の相とを說けるに、五百比丘聞き已りて卽ちに座上に於て遠塵離垢し、諸法中に於て法眼淨を得て見法得果

【二】此偈に相當するものは四分・十誦になし。巴利律(Cv. 7,3,17)の偈は次の如し。sukaraṃ sādhunā sādhuṃ, sādhuṃ pāpena dukkaraṃ, pāpaṃ pāpena sukaraṃ, pāpaṃ ariyehi dukkaraṃ ti. (善人によりて善をなすことは易く、惡人によりて善をなすことは難し、惡人によりて惡をなすことは易く、聖者によりて惡をなすことは難し)。

【二】僧伽梨を四疊して之に枕すとは、四分律(列六・五左)及び巴利律(Cv. 7,4,2)に疊二疊僧伽梨一爲二四重一とあり、十誦律(張五・三七左)には四二襞欝多羅僧一敷、以二僧伽梨一作レ枕とせり。四疊とは四重に折り重ぬるなり。

【三】本文に舍利弗說種々妙法初中後善善義善味梵行之相五百比丘聞已……とあり。律部十三、註(六の一〇八)初中後善・善義・善味の下參照。

卷の第二十五　彌沙塞

第五分の初　〔一〕破僧法

爾の時調達は〔二〕第三に念言すらく、『我れ今沙門瞿曇の僧を破らんに大名稱を得て一切は當に言ふべけん、「沙門瞿曇は大神力あり、而も調達は能く其僧を破せり」と』。念じ已りて便ち眷屬なる〔三〕頞鞞・〔四〕分那婆藪・般那・〔五〕盧醯・伽盧帝舍・〔六〕瞿伽離・〔七〕騫荼陀婆・〔八〕三聞達多等に語げしに、其衆中にて三聞達多は最大聰明なりしが、調達に語げて言はく、「沙門瞿曇は大威德あり、其僧云何がして破るを得べき」。答へて言はく、「我當に僧中に於て〔九〕五法の應に盡壽に持つべきを明すべし、一に鹽を食せざれ、二に酥・乳を食せざれ、三に魚肉を食せざれ、若し食せんに善法生ぜざらん、四に乞食せよ、若し他請を受けんに善法生ぜざらん、五に春夏八月日に露坐し冬四月日に草庵に住せよ、若し人屋舍を受けんに善法生ぜざらん。此の摩竭・鴦伽の二國人は皆苦行を信樂すれば、我等にして此五法を行ぜんに從ふ者必らず多くして以て之を破するに足らん」。三聞達多聞き已りて亦謂へらく、「調達は佛と僧衆を中分して名遠近に振ふを得べけん」。即ち便ち之に從へり。時に調達に優婆塞の弟子あり〔一〇〕和修達と名け、常に調達に供養せり。調達次で以て之に語げしに、亦相然可せり。是に於て調達は十五日布薩時に僧中に於て上の五事を說き、自ら籌を行じて唱言すらく、「若し此五法を忍樂せんには可しく此籌を捉るべし」。時に五百比丘は皆籌を取り、唯、阿難及び一須陀洹比丘を除けり。時に舍利弗・目連の諸の大羅漢は皆彼の布薩會中に在らざりき。調達、籌を行じ畢りて卽ちに五百比丘と與に和合布薩せしに、阿難及び一須陀洹比丘は既に籌を受けざりければ便ち卽ち出で去り、往いて佛所に到り頭面に禮足して是事を以て佛に白すに、佛は因みて偈を說きたまはく、

【一】破僧法（saṃghabhedakkhandhaka）。
【二】第三に念言せりとは、この破僧法なるものはこれ律部十三、註(三の四九)僧殘法第十破僧違諫戒に接續するものなるを示す。而して第一念言・第二念言は如何なるものなりしかは明かならざるも、律部十三、註(三の九〇)の本文「我今より自ら當に衆僧を領理すべし」といへる前後の文、及び同註(三の九五)の本文、新王新佛の理想によりて佛を害せんとせる前後の文をいへるには非ざるなきか。
【三】頞鞞(Assaji)。
【四】分那婆藪(Punabbasu)。
【五】伽盧帝舍(Kaṭamorakatis'aka)。
【六】瞿伽離(Kokālika)。
【七】騫荼陀婆（Khaṇḍadeviyā)。
【八】三聞達多（Samuddadatta)。
【九】五法。律部十三、註(三の九四)五法教の下參照。
【一〇】和修達。諸律の破僧犍度に此名を出さず。

丘を差し、某甲比丘を伴うて白衣に辭謝せんとす。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ。僧は某甲比丘の、某甲比丘を伴うて白衣に辭謝せんことを差し竟んぬ。僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。彼比丘は應に僧所差の比丘に將ひ、往いて白衣の手を捉りて謝して言ふべし、「我先に下賤の聲を作して相加へぬ、我れ今悔過せん、我が悔過を受けんことを」。若し受けんには善し、若し受けざらんには僧所差の比丘は應に彼比丘を將ゐて眼見耳不聞處に至り、教へて突吉羅悔過を作さしむべし。應に言ふべし、「我は某甲比丘なり、麁惡語を作して某甲白衣に加へて突吉羅罪を犯ぜり、今、長老に向うて悔過す」。是の如く第二第三に說き、然して後、僧所差の比丘は獨白衣の所に還りて語げて言ふべし、「僧は已に彼比丘を治し、我れ向に亦重ねて之を治せり、可しく其悔過を受くべし」。然して後、彼比丘は復應に來りて上の如くに白衣に辭謝すべし。應に僧に正順すべし……呵責羯磨中に說けるが如し……。彼れ僧に正順し、已にして悔過し自責して羯磨を解かんことを求めんに、僧は應に與に羯磨を解くべきなり。羯磨せんには……亦上に說けるが如し……」と。[五七]

【五七】五分律にてはこゝに呵責羯磨作法と下意羯磨作法の二のみを出せるも、四分律・十誦律・巴利律には呵責羯磨・擯出羯磨(阿濕卑・富那婆娑の爲に)・依止羯磨(僧錫比丘の爲に)・遮不至白衣家羯磨(下意羯磨なり)・不見罪擧羯磨(闡陀の爲に)・不懺悔罪擧羯磨(āpattiyā appaṭikamma ukkhepaniyakamma)(闡陀の爲に)・惡見不捨擧羯磨(阿利吒比丘の爲に)の七法を出して夫々治罰の法を示せり。巴利律には seyyasaka とし、十誦律には施越比丘とす。

善法比丘聞き已りて便ち瞋恨して言はく、「長者は苦に罵辱せらる、何ぞ復住すべき、今當に遠く去るべし」。長者復言はく、「大德、瞋る勿れ、且らく此に留まりて住せよ、我當に依けて常に衣食を供給すべし」。是の如く再三せるも猶住まるを肯んぜざりければ、長者問うて言はく、「大德、何處に至らんと欲するや」。答へて言はく、「佛所に往かんと欲す」。長者言はく、「若し佛所に至らんに、願はくは爲に世尊を問訊して具に此事を說いて增減せしむる勿らんことを」。答へて言はく、「爾るべし」。是に於て長者は坐具を敷き訖り往いて「時到れり、食具に已に辦はれり」と白すに、舍利弗・目連は大衆に圍遶せられて往いて彼舍に到り座に就て坐し、長者は自ら食を下き、食し畢るに水を行じ、小牀を取りて前に於て坐せるに、爲に種々に妙法を說いて示敎利喜し、已にして坐よりして起ち去れり。食後に善法比丘は林に還り、衣を著し鉢を持して往いて佛所に到り、頭面に禮足して却いて一面に坐し、質多羅長者の所說を以て具に世尊に白すに、佛便ち呵責して言はく、「汝愚癡人、云何が下賤の語を以てして彼長者に加へたる」。卽ち是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今より應に此の如き等の比丘の與に、[五六]下意白四羯磨を作して彼白衣に謝すべきなり。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は下賤の聲を以て某白衣に加へぬ、今僧與に下意羯磨を作して彼白衣に謝せんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は下賤の聲を以て某白衣に加へぬ、僧は今與に下意羯磨を作して彼白衣に謝せんとす。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ。……是の如く第二第三して……僧は某甲比丘の與に下意羯磨を作し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。復應に白二羯磨して一比丘を差し、彼比丘を伴うて彼白衣に謝すべきなり。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、僧は今某甲比丘を差し、某甲比丘を伴ひて白衣に辭謝せんとす、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、僧は今某甲比

【五六】下意羯磨作法。

たまへ、此の某甲比丘は好く共に鬪諍し……乃至……僧は今與に羯磨を解かんとす。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ。……是の如く第二第三して……僧は某甲比丘の與に呵責羯磨を解き竟りぬ。僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ』と。

[49]爾の時舍衞城を去ること遠からざるに[50]菴摩勒林あり、彼林側に長者あり[51]質多羅と名け、佛法を信樂して常に諸比丘に供給せり。菴摩勒林中に比丘あり[52]善法と名け、彼に舊住して摩々諦と作りければ、質多羅長者は若し僧を請じて衣食及び施人物を與ふる時は要らず先に之に語げぬ。時に舍利弗・目連は五百比丘と共に彼林に遊びしに、長者之を聞いて便ち自ら出で迎へ、到り已るに頭面に禮足して却いて一面に住し、爲に妙法を說いて示教利喜し已るに、白して言さく、「願はくは明日我が[53]客比丘食を受けたまはんことを」。默然して之を受けしに、受けたるを知り已りて其家に還歸し、善法比丘の所に到りて語げて言はく、「我れ舍利弗・目連に明日食を請ぜり、大德亦當に來りて食せらるべし」。善法比丘是念を作さく、「此の惡長者、意已に壞敗せり、由來、僧を請ぜんには要らず先に我に語げしに、而も今舍利弗・目連等の五百比丘を請じて我に知らしめざらんとは」。念じ已るに語げて言はく、「明日當に往くべし」。長者還歸して竟夜に種々美食を辦へ、世間の珍味具に有らざるなくして晨朝に座を敷けるに、善法比丘已にして到り、其の所辦の奇珍必備せるを見て其家、油を壓せるを以て便ち語げて言はく、「汝、衆味皆あるも唯一種[54]胡麻餅を少けり」。長者聞き已りて便ち瞋恚して言はく、「大德、多く[55]法寶を懷きつゝ而も此惡言を出さんとは」と。卽ち爲に譬を說けるらく、「昔、估客あり北方より一雌雞を擔ぎて波旬國に到りしに、波旬國に雄雞なかりければ、烏と共に合して卵を生じ、伏乳して旣にして大鳥を成ぜしに、雞鳴を作すも成ぜず、烏聲を作すも亦得ざりき。今、大德も是の如し、多く法寶を懷きつゝ而も此惡言を出さんとは」。

【四九】下意羯磨(patiñāranī-yakamma)を與ふる場合。

【五〇】菴摩勒林。四分律に阿摩勒園とせり、阿摩勒(āma-laka)林なり。十誦律(張五・三左)には菴羅林(amba)とせり。

【五一】質多羅(Citta)。律部十、註(二四の一〇四)參照。

【五二】善法比丘(Sudhamma)。十誦律には蘇多羅比丘とせり。

【五三】客比丘食(āgantukabh-atta)。善見律第六(大正藏24, 715c)には阿攞多食とせり。住院比丘に對する語、四方來の客比丘の爲に用意せられたる食なり。

【五四】胡麻餅(tilasaṃguli-kā)。律部十、註(二四の一〇六)油熬魚子の下參照。

【五五】四分律(列五・九〇右)には「是の如きの多寶根力覺意禪定正受を懷きつゝ…」とあり。

前後一に非ざるとなり。　復三法あり、惡知識に親近せると、惡人と與に伴と爲れると、自ら樂うて惡を爲せるとにして、亦應に與に呵責羯磨を作すべし、復三法あり、[四五]增上戒を破れると　增上見を破れると白衣に親近し隨順せるとにして、亦應に與に呵責羯磨を作すべし。　三種ありて呵責羯磨成ぜず、呵責せらるゝ人應に現在前すべきに而も遙かに呵責せると、應に僧に問うて「應に與に呵責羯磨を作すべきや不や」と言ふべきに而も問はざると、應に呵責せらるゝ人をして自ら其過を說かしむべきに而も自をして說かしめざるとなり。　復三種ありて羯磨成ぜず、應に現前して羯磨を作すべきに而も現前せざると、非法別衆せると、應に自をして其過を說かしむべきに而も自をして說かしめざるとなり。[四七]呵責羯磨を受けたる比丘は應に僧に正順すべきなり。　何をか[四八]正順と謂へる。(即ち)應に人を度すべからず、應に人に具足戒を授くべからず、應に人の與に依止と作るべからず、應に沙彌を畜ふべからず、應に行籌人と作るべからず、若し僧差せんに亦應に受くべからず、應に比丘尼を敎誡すべからず、若し僧差せんに亦應に受くべからず、凡そ僧の所差は皆應に受くべからず、若し僧事を行ずる時語あるを得ず、餘比丘を罵るを得ず、王勢に倚るを得ず、自ら力に倚るを得ず、親族の力に倚るを得ず、唯應に佛法僧力に依るべく、應に悔過し自責して僧意に逆らはずして解羯磨を求むべきなり』。　彼二比丘は後に僧に正順して、改悔し自責して呵責羯磨を解かんことを求めぬ。　諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、『僧は應に白四羯磨して與に解くべし。　彼比丘は應に僧中に至り僧足を禮して三たび呵責羯磨を解かんことを乞ふべく、應に一比丘唱言すべし、「大德僧聞きたまへ、此の某甲比丘は好く共に鬪諍し、彼此を鬪亂し、未だ鬪諍を生ぜざるには便ち生じ、已に生ぜるには增廣せり。　僧は先に與に呵責羯磨を作せるに、若し罷めざらんには重く其罪を加せんも、某甲は已に僧に正順して悔過し自責して羯磨を解かんことを求めぬ。　僧は今與に羯磨を解かんとす。　若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白、是の如し。　大德僧聽き

【四五】增上戒(adhisila)。律部八、註(二の四六)增上戒學の下參照。

【四六】增上見(atidiṭṭhi)。增勝の智見なり。

【四七】呵責羯磨比丘行法。

【四八】正順(sammāvattanā)。種々の制限に隨順する持身の法なり。

にて受戒と出罪との羯磨するを除き、邊國にて出罪羯磨するを除ける餘の羯磨は皆共に作すを得るたり。十比丘僧とは、出罪羯磨を除ける餘の羯磨は皆共に作すを得るなり。二十比丘僧とは、一切羯磨は皆共に作すを得るなり。若し四比丘僧にて羯磨せんに、第四人にして非法・非毗尼ならんに羯磨成ぜず、僧に過ありとす。優波離、佛に問ふらく、「世尊、若し僧羯磨時に人の呵するあらんに、誰か呵を成じ誰か呵を成ぜざる。」佛言はく、「羯磨を受くる人呵せんに呵を成ぜずと爲す。若し比丘、壁を隔てゝ呵せんに呵を成ぜずと爲す。若し比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして呵せんに皆呵を成ぜず、若し同界比丘にして呵し、……乃至、比坐をして聞かしめんに呵を成ずと爲す」。(佛言はく)、『三種の人あり應に與に羯磨を解くべからず、若し與に解かんに解を成ぜずと爲す。何をか三と謂へる。若し比丘、罪を犯じて見罪せず、若し比丘應に悔過すべきに而も悔過を肯んぜず、若し比丘應に惡邪見を捨すべきに而も惡邪見を捨するを肯んぜざるを、是を三と爲す。若し未だ與に作さゞらんに應に與に作すべく、若し已に與に羯磨を作さんに是を「善く羯磨を作せり」と名く。若し上に反して、未だ與に羯磨を解かざらんに應に與に解くべく、若し已に與に解かんに是を「善く解けり」と名く』。

[四一]佛、舍衛城に在しき。爾の時二比丘あり、一を[四二]盤那と名け、二を[四三]盧醯と名け、好く共に闘諍し亦他を闘亂して、未だ闘諍を生ぜざるには便ち生じ、已に生ぜるには增廣せり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼二比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵したまはく、「汝愚癡人、所作非法なり、應に此惡業を作すべからず」。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より若し此の如き比丘あらんに、僧は應に[四四]呵責羯磨を與ふべく、若し罷めざらんには應に共事に隨うて白四羯磨して重く其罪に加すべし。若し三法あらんに應に與に呵責羯磨を作すべし、既に自ら闘諍せると、復他を闘亂せると、

【四一】四分律第十一犍度呵責法、巴利律小品第一羯磨犍度(kammakkhandhaka)に相當す。十誦律には般茶盧伽法とせり。
【四二】盤那(paṇḍuka)。四分律には智慧となす。
【四三】盧醯(Lohitaka)。四分律には盧醯那となす。巴利律にては共に六群比丘中に攝す。巴利律部八、註(六の一九二)參照。善見律(大正藏 24, 770 a)には此二人を一人として黃赤比丘となせり。
【四四】呵責羯磨(tajjaniyakamma)を與ふる場合。

と欲して、而も反りて不如法擧罪羯磨を作して羯磨成ぜず、……乃至、反りて如法擧罪羯磨を作して羯磨亦皆成ぜず、……乃至、反りて驅出羯磨を作して亦是の如くなりき。比丘あり犯罪して而も見罪せず悔過せず惡邪見を捨てざりければ諸比丘は是議を作さく、「此比丘犯罪して而も見罪せず悔過せず惡邪見を捨てざれば我等寧ろ可しく和合して與に如法擧罪羯磨を作すべし」。便ち共に如法擧罪羯磨を作さんと欲して、而も反りて不如法擧罪羯磨を作して羯磨成ぜず、……乃至、反りて似法和合擧罪羯磨を作して亦是の如くなりき。彼比丘便ち餘住に移りしに、餘住比丘是議を作さく、「此比丘犯罪せるに見罪せず悔過せず惡邪見を捨てざりしに、彼の諸比丘は爲に似法和合擧罪羯磨を作して羯磨成ぜざりき。我等寧ろ可しく爲に如法擧罪羯磨を作すべし」。便ち共に如法擧罪羯磨を作さんと欲して、而も反りて不如法下意羯磨を作して羯磨成ぜず、……乃至、反りて如法下意羯磨を作して羯磨亦皆成ぜず、……乃至、反りて依止羯磨を作して亦是の如くなりき。比丘あり麁惡語して諸の白衣を罵りしに諸比丘は是議を作さく、「此比丘は麁惡語して諸の白衣を罵れり、我等寧ろ可しく和合して與に如法下意羯磨を作すべし」。便ち共に如法下意羯磨を作さんと欲して、而も反りて不如法下意羯磨を作して羯磨成ぜず、……乃至、反りて似法和合下意羯磨を作して亦是の如くなりき。彼比丘餘住に移りしに、餘住の諸比丘は是議を作さく、「此比丘は麁惡語して諸の白衣を罵りしに彼の比丘は爲に似法和合下意羯磨を作して羯磨成ぜざりき。我等寧ろ可しく爲に如法下意羯磨を作すべし」。便ち共に如法下意羯磨を作さんと欲して、而も反りて不如法呵責羯磨を作して羯磨成ぜず、……乃至、反りて如法呵責羯磨を作して羯磨亦皆成ぜず、……乃至、反りて擧罪羯磨を作して亦是の如くたりき。

[34]五種僧あり、[35]四比丘僧・[36]五比丘僧・[37]十比丘僧・[38]二十比丘僧・[39]無量比丘僧なり。四比丘僧とは、[40]受戒羯磨と出罪羯磨とを除ける餘の羯磨は皆共に作すを得るなり。五比丘僧とは、中國

【三四】五種僧(pañca saṃghā)。
【三五】四比丘僧(catuvagga bhikkhusaṃgha)。
【三六】五比丘僧(pañcavagga b.)。
【三七】十比丘僧 (dasavagga b.)。
【三八】二十比丘僧(visativagga b.)。
【三九】無量比丘僧(atirekavīsativagga b.)。無量とは二十比丘僧以上の義なり。
【四〇】四比丘僧にては受戒(upasampadā)と自恣 (pavāraṇā)と出罪 (abbhāna)の三羯磨を除ける餘の一切羯磨を作すべきなるに、こゝに自恣羯磨を出さゞるは遺落せるものか。

を作さく、「此比丘好く闘諍して數事あれば、我等寧ろ可しく和合して與に如法呵責羯磨を作すべし」。卽ち共に和合して與に如法呵責羯磨を作さんと欲して、而も反りて不如法呵責羯磨を作して羯磨成ぜず、……乃至、反りて似法和合呵責羯磨を作して亦是の如くなりき。彼比丘復餘住に移りしに、餘住の諸比丘は是議を作さく、「此比丘好く闘諍せしに彼の諸比丘は爲に似法和合呵責羯磨を作して羯磨成ぜざりき。我等寧ろ可しく與に如法和合呵責羯磨を作すべし」。便ち共に如法和合呵責羯磨を作さんと欲して、反りて不如法驅出羯磨を作し、……乃至、反りて如法驅出羯磨を作して羯磨皆成ぜず、……乃至、反りて下意羯磨を作して亦是の如くなりき。比丘あり惡行を行じ〔三三〕他家を汚せるに諸比丘は是議を作さく、「此比丘は惡行を行じ他家を汚せり、我等寧ろ可しく和合して與に如法驅出羯磨を作すべし」。便ち共に如法驅出羯磨を作さんと欲して、而も反りて不如法驅出羯磨を作して羯磨成ぜず、……乃至、反りて似法和合驅出羯磨を作して亦是の如くなりき。彼比丘便ち餘住に移りしに、餘住の諸比丘は是議を作さく、「此比丘惡行を行じ他家を汚せしに、彼の諸比丘は爲に似法和合羯磨を作して羯磨成ぜざりき。我等寧ろ可しく與に如法驅出羯磨を作すべし」。便ち共に如法驅出羯磨を作さんと欲して、而も反りて不如法依止羯磨を作して羯磨成ぜず、……乃至、反りて如法依止羯磨を作して羯磨皆成ぜず、……乃至、反りて呵責羯磨を作せるも亦是の如くなりき。比丘あり愚癡無智にして數々犯罪せるに諸比丘是議を作さく、「此比丘は愚癡無智にして數々犯罪せり、我等寧ろ可しく和合して與に如法依止羯磨を作すべし」。便ち共に如法依止羯磨を作さんと欲して、而も反りて不如法依止羯磨を作して羯磨成ぜず、……乃至、反りて似法和合依止羯磨を作して亦是の如くなりき。彼比丘便ち餘住に移りしに、餘住諸比丘は是議を作さく、「此比丘は愚癡無智にして數々犯罪せしに、彼の諸比丘は爲に似法和合依止羯磨を作して羯磨成ぜざりき。我等寧ろ可しく爲に如法依止羯磨を作すべし」。便ち與に如法依止羯磨を作さん

〔三三〕他家を汚す。律部十三、註(三の一四二)參照。

り。何をか[二八]非法羯磨と謂へる。應に來るべきに來らず、應に囑授すべきに囑授せず、得呵の人ありて同ぜざるに而も強ひて羯磨し、應に白二羯磨すべきに而も但、白して羯磨せず、但、羯磨して白せず、或は再白して羯磨せず、再羯磨して白せず、應に白四羯磨すべきに而も但白して三羯磨せず、但、三羯磨して白せざるを是を非法羯磨と名く。何をか[二九]別衆羯磨と謂へる。應に來るべきに來らず、應に囑授すべきに囑授せず、羯磨時に得呵の人同ぜざるに而も強ひて羯磨するを是を別衆羯磨と名く。何をか[三〇]似法別衆羯磨と謂へる。應に來るべきに來らず、應に囑授すべきに囑授せず、若し白二・白四羯磨せんに先に羯磨して後に白し、羯磨時に得呵の人同ぜざるに而も強ひて羯磨するを是を似法別衆羯磨と名く。何をか[三一]似法和合羯磨と謂へる。應に來るべき者は來り、應に囑授すべき者は囑授し、若し白二・白四羯磨せんに先に羯磨して後に白し、羯磨時に得呵の人ありつゝも呵せざらんに是を似法和合羯磨と名く。何をか[三二]如法羯磨と謂へる。應に來るべき者は來り、應に囑授すべき者は囑授し、羯磨時に得呵の人呵せず、若し白二白四羯磨せんに皆先に白して後に羯磨するを是を如法羯磨と名く。若し比丘の爲に非法呵責羯磨を作さん時、僧中に七人の共に諍ふあり、一人は「此は是れ非法羯磨なり」と言ひ、一人は「此は是れ別衆羯磨なり」と言ひ、一人は「此は是れ似法別衆羯磨なり」と言ひ、一人は「此は是れ似法和合羯磨なり」と言ひ、一人は「此は是れ如法和合羯磨なり」と言ひ、一人は「羯磨を成作せり」と言ひ、一人は「羯磨を成作せず」と言はんに、此七人の中二人の語は如法なり、(卽ち)「是れ非法羯磨なり」と「(是れ)羯磨を成作せず」と謂へる者となり。若し比丘の爲に別衆呵責羯磨・似法別衆呵責羯磨・似法和合呵責羯磨を作さんにも亦是の如し。若し比丘の爲に如法呵責羯磨を作さん時、七人の語るあらんに、二人の語は如法たり、(卽ち)「是れ如法和合羯磨なり」と「(是れ)羯磨を成作せり」と謂へる者となり。驅出羯磨・依止羯磨・擧罪羯磨・下意羯磨も亦是の如し』。比丘あり鬪諍せるに諸比丘は是議

[二八] 非法羯磨(adhammakamma)。

[二九] 別衆羯磨 (vaggakamma)。

[三〇] 似法別衆羯磨(dhammapaṭirūpakena vaggakamma)。

[三一] 似法和合羯磨(dhammapaṭirūpakena samaggakamma)。

[三二] 如法羯磨(dhammena samaggakamma)。

く、「若し比丘、事なきを以てして諸の羯磨を作さんに羯磨皆成ぜざるなり」。

諸比丘あり遙かに[二四]呵責羯磨・驅出羯磨・依止羯磨・擧罪羯磨・下意羯磨を作し、又遙かに別住・本日・摩那埵・阿浮呵那を作し、又遙かに結界・解界し、又遙かに僧の所差人を解し、更に遙かに僧未だ差せざる者を差せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「若し遙かに呵責羯磨……乃至……遙かに僧未だ差せざる人を差する羯磨を（作さんに）、此皆不如法の羯磨にして羯磨不成なり」。時に[二五]六群比丘は界外に於て不如法の呵責羯磨……乃至……下意羯磨を作し、作し已りて來りて界內に入り諸比丘に語げて言はく、「我等は界外に於て某甲某甲比丘の與に呵責羯磨……乃至……下意羯磨を作せり、諸大德、當に聽して如法羯磨を成ぜしむべし」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「若し比丘、界外に於て不如法に五種羯磨……乃至……僧未だ差せざる所の人を差する羯磨を作さんに、還りて界內比丘に語げて、聽して羯磨を成ぜしめんとすと雖、一切皆不成なり」。時に諸比丘は、一比丘にして一比丘の與に……乃至、衆多比丘の與に羯磨を作し、二比丘にして……乃至、衆多比丘の與に亦是の如くせり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「此れ皆羯磨不成にして突吉羅罪を得ん」。佛又言はく、「若し羯磨を作さんに、直に羯磨して白せざらんに羯磨を成ぜず。若し羯磨せんに應に前に說くべきに而も後に說き、應に後に說くべきに而も前に說かんに亦皆成ぜず。若し[二六]羯磨の時得呵の人ありて同ぜざらんに亦成ぜず、皆突吉羅罪を犯す」。時に諸比丘は[二七]餘法餘律を以て羯磨を作せり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「羯磨を成ぜず」。時に諸比丘は非法別衆羯磨・非法和合羯磨・如法別衆羯磨・如法和合羯磨を作せり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『我れ三種羯磨を聽さず、唯如法和合羯磨のみを聽す。五種羯磨あり、非法羯磨・別衆羯磨・似法別衆羯磨・似法和合羯磨・如法羯磨な

【二四】呵責羯磨等。律部十三、註（六の三〇——三四）參照。

【二五】十事非法第九、求聽淨の制緣なり。後註（三〇の五八・一一七）參照。

【二六】得呵の人。本文に若羯磨時有得呵人不同亦不成とあり。呵（paṭikkosana）とは遮比丘にして同一界に住する人は羯磨に異議を申立つる資格ある故に得呵の人といへり。四分律（列五・八四左）に詳かなり。

【二七】餘法餘律。本律に此語あるは注意すべきなり。これ部派によりて法を異にし律を異にせる故に、他部派の法・律を以て羯磨するとも其羯磨は不成就なりとするなり。法藏部の四分律文によりて化地部の比丘に羯磨するとも成ぜずとの意。

議を作さく、「此比丘は我等をして早く去らしめんと欲せり、定んで是れ惡比丘なり、慚愧あることなく梵行を修せず。我等當に與に不見罪擧羯磨を作すべし」。議し已りて便ち共に之を擧げしに、迦葉比丘是念を作さく、「我れ罪ありとやせん罪あることなしとやせん、被擧を成ぜりとやせん被擧を成ぜざりしとやせん、羯磨成就せりとやせん不成就たりとやせん。世尊は今恒水邊に在せり、當に往いて之を問ふべし。若し敎勅あらんに我當に奉行すべし」。念じ已るに衣を著し鉢を持して往いて佛所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住せるに、佛慰め問うて言はく、「汝何よりして來れる、乞食乏しからず、道路疲れざりしや」。答へて言さく、「乞食乏しからず、道路疲れず、王舍城を去ること遠からざるに一住處あり、我れ摩摩諦と作り、彼處より來れり」。便ち上事の因緣本末を以て具に佛に向うて說けるに、佛言はく、「汝は犯罪せず、罪の見るべきなし、汝便ち還り去り意を安んじて彼に住せよ」。迦葉は敎を受けて足を禮し右遶して退りしに、諸の客比丘は共還れるを見已りて復共に議して言はく、「我等不善なりき、云何が此の清淨無罪の比丘を擧げたる、當に共に佛所に至りて悔過して罪を除くべし」。安居して自恣竟るに往いて佛所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住せるに、佛慰め問うて言はく、「乞食乏しからず、道路疲れざりしや、何處に於て安居せる」。答へて言さく、「乞食乏しからず、道路疲れず、王舍城を去ること遠からざるに一住處ありて彼に於て安居せり」。佛問うて言はく、「汝等は彼住處に於て彼比丘の與に不見罪擧羯磨を作せりや不や」。答へて言さく、「作せり」。又問ひたまはく、「何事を以てか之を擧げたる」。答へて言さく、「事なきに(擧げぬ)」。佛種々に呵責して言はく、「汝等の所作非法なり、應に此惡業を作すべからず、云何ぞ清淨無罪比丘の與に不見罪擧羯磨を作せる」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、我等愚癡なりき、既にして是事を作して皆悔心を生じければ、今來りて悔過せんとせり、唯願はくは哀愍して我が悔過を受けたまはんことを」。佛是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまは

解きたまはんことを」。是の如く三說せんに、一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此等の比丘は先に共に鬪諍して更相に罵詈し、或は犯と言ひ或は不犯と言ひ、或は被擧を成ぜりと言ひ、或は被擧を成ぜずと言ひ、或は羯磨成就せりと言ひ或は羯磨成就せずと言へり。此比丘今自ら犯罪を見て犯罪を見ざるに非ず、被擧を成じて被擧を成ぜざるに非ず、羯磨成就して成就せざるに非ざれば、僧は今爲に不見罪羯磨を解いて還和合を作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此等の比丘は先に共に鬪諍し……乃至……還和合を作さんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。僧は某甲比丘の爲に羯磨を解して還和合を作し竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と」。佛言はく、「羯磨竟らんに、應に卽ちに與に共に和合布薩を作すべし」。時に優波離、佛に問うて言さく、「世尊、比丘幾法を成就せんに事を擧ぐるを得るや」。佛言はく、「……[一七]自恣を住むる中に說けるが如し……」。

[一八]佛、[一九]瞻婆國に在して[二〇]恒水邊に住したまへり。王舍城を去ること遠からざる[二一]一住處に一比丘の姓、[二二]迦葉なるあり、[二三]摩摩諦と作りて是願を作さく、「願はくは四方比丘多く此に來集して諸の優婆塞・優婆夷をして此に因みて多く功德を作さしめんことを」。彼の住處寬博なりければ、後に於て所願果すを得たり。時に衆多の知識比丘ありて彼住處に到りしに、迦葉比丘出で迎へて禮拜問訊し、爲に衣鉢を持し、洗浴具を辦へ、過中飲を設け、明日に前・後食を供へ亦衣服を施せり。是の如きこと多日なりしに、客比丘共に議を作して言はく、「此比丘は慚愧ありて梵行を修すれば我等をして久住せしめんと欲せり、我等寧ろ可しく此に於て安居すべし」。是議を作し已りて卽ち便ち共住せり。迦葉比丘後に是念を作さく、「此客比丘は疲極已に息みて聚落の處所を知れり、我れ復日日に勸化して前・後食を供ふることを能はじ」。念じ已りて便ち止めしに、客比丘之を恨みて復是

【一七】前註(一九の二四)の本文參照。
【一八】巴利律大品第九瞻波犍度(Campeyyakkhandhaka)、四分律第十犍度瞻波法に相當す。此犍度は羯磨乘法の如法不如法を示す。
【一九】瞻波國(Campā)。鴦伽國の首都。
【二〇】恒水邊。巴利律(mv.9,1)に Gaggarāya pokkharaṇiyā tīre (ガッガラーなる蓮池のほとりに)とあるに相當すべし。恒河(Gaṅgā)を言へるに非ず。
【二一】四分律に伽尸國婆娑婆聚落とし、巴利律にも Kāsisu janapadesu Vāsabhagāmo…(迦尸國の地方にヴーサベと名くる村あり…)とあり。
【二二】迦葉。巴利律には Kassapagotta(カッサパゴッタ)と名くる比丘ありとせり。gotta は姓の義なる故に、今、「姓、迦葉」とせるなり。
【二三】摩摩諦。律部八、註(三の一三九・九の五四)參照。

時に給孤獨長者も彼の鬪諍比丘來れりと聞いて、五百優婆塞と與に往いて佛所に至り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、拘舍彌鬪諍比丘は今來れり、我等云何が敬待せん」。佛言はく、「汝當に彼二衆の語を聽きて、若し法の如く律の如く佛所敎の如からんには其敎誡を受くべく、敬待供養に至りては悉く應に平等にすべし。所以は何、譬へば眞金の斷ちて二段と爲すも異あるを得ざるが如し」。毘舍佉母も五百優婆夷と與に往いて佛所に至りて佛に白すに、佛の答亦是の如くなりき。時に阿難は彼比丘の舍衞城に入れるを見て便ち往いて佛に白さく、「彼鬪諍比丘は已に入りぬ、我當に云何が爲に臥具を敷くべき」。佛言はく、「應に邊房を與へて若し足らざらんには中房を與ふべし、彼上座をして住處あることなからしむるを得ざれ」。阿難は敎を受けて即ち敷いて住せしめぬ。爾の時彼の被擧比丘は屏處に於て是念を作さく、「我れ竟に罪ありとやせん罪あることなしとやせん、被擧を成ぜりとやせん被擧を成ぜざりしとやせん、羯磨如法なりとやせん不如法なりしとやせん。我今寧ろ可しく謹みて經・律に依りて之を思惟すべし」。既にして思惟し已るに己が有罪を知り被擧を成じ羯磨如法なりしを知りて、便ち伴儻比丘の所に到りて語げて言はく、「我已に自ら見罪せり、諸大德、我が爲に和合して先の羯磨を解かんことを求められんことを」。諸比丘は便ち與に不見罪羯磨を作せる比丘所に將ゐ到りて語げて言はく、「此比丘已に自ら見罪せり、願はくは爲に先の羯磨を解かんことを」。是に於て二部僧は被擧比丘を將ゐて往いて佛所に到り、頭面に禮足して是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「此比丘は犯罪にして犯罪ならざるに非ず、被擧を成じて被擧を成ぜざるに非ず、羯磨成就して不成就に非ざるなり。僧は今應に與に先の羯磨を解して更に白二羯磨して爲に和合を作すべし。彼比丘は應に僧中に至り僧足を禮して白言すべし、「我は比丘某甲なり、僧は我が爲に不見罪羯磨を作せり、我今僧に順うて悔過して不見罪羯磨を解かんことを乞ふ、願はくは僧、哀愍して我が爲に

優婆塞は、咸是言を作さく、「我等は今大利を失せり、諸比丘好く闘諍せるに由るが故に世尊は住まりたまはざるなり、當に方便を作して共をして遠く去らしむべし」。便ち共に立要すらく、「復共語及び施衣食せざれ」と。彼の諸比丘も亦是語を作さく、「我等の罪に由り世尊をして此を捨てゝ去らしむるを致せり、我今寧ろ可しく共に佛所に往いて苦に自ら悔過すべし」。便ち衣を著し鉢を持して佛所に來詣せり。時に舍利弗は彼の闘諍比丘來れりと聞いて五百比丘と倶に佛所に到り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「拘舍彌の闘諍比丘は今來れり、我等當に云何が待ふべき」。佛、舍利弗に告げたまはく、「汝當に彼の二衆の語を聽いて、若し法の如く律の如く佛所教の如くならんには、善く待ひて之を遇し、與に伴儻と爲れ」。又問ふらく、「世尊、幾事ありて彼が語の、法の如く律の如く佛所教の如くなるを知り、幾事(あり)て彼が語の、法に非ず律に非ず佛所教に非ざるを知るや」。佛言はく、「若し十四法を成就して、法に非法と言ひ……乃至……是れ佛所制なるに佛所制に非ずと言はんに、是を法に非ず律に非ず佛所教に非ずと爲す。若し上に反せんに、是れ法、是れ律、是れ佛の所教と(爲す)」。時に摩訶波闍波提比丘尼も彼の闘諍比丘來れりと聞いて五百比丘尼と與に往いて佛所に到り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、拘舍彌闘諍比丘は今來れり、我等當に云何が待ふべき」。佛言はく、「汝當に彼二衆の語を聽いて、若し法の如く律の如く佛所教の如からんには善く待ひて之を遇し、應に如法・如律・如佛教の比丘に從うて五事を求むべし。(卽ち)(1)比丘尼は半月(半月)應に如法比丘に從うて教誡人を乞ふべし、(2)比丘尼は要らず如法比丘ある處に依りて夏安居し、安居竟るに應に如法比丘に從うて見聞疑罪を請ずべし、(3)式叉摩那にして二歲戒を學し已らんに應に二部僧中に在りて具足戒を受くべし、(4)若し比丘尼にして麁惡罪を犯ぜんに應に二部僧中に在りて半月、摩那埵を行ずべく、摩那埵を行じ已らんに應に二部衆の各二十人中に於て出罪を求むべし。(5)若し比丘尼僧にして更に餘事あらんに應に如法比丘に求むべし」。

自ら之を知れり」とて猶ほ故ほ捨てざりければ、佛便ち虚空に飛昇して是偈を説いて言はく、

「更相に諸惡を出さんに　終に勝法あることなけん　僑破して二分を成ぜんこと　是事に由らざる靡し。　骨を斷ちて人命を奪ひ　牛馬財を刧ひ盗み　國を破りて族を滅せるの怨も　猶ほ尙ほ和合するを得ん。　譬ふれば兩木相揩らんに　倶に火を出し自ら焚きて延べ及ばざる所なけん　忿に遇はんにも亦之の如し。　汝等相罵辱して　執して捨てざらんには　怨禍息むに由なく　日夜に根栽を增さん。　種々の惡聲の罵も　若し能く報を加へざらんに　此忍、怨を致さず　怨ありとも自然に除かん。　若し怨を以て怨を除かんに　怨終に息むべからず　念ぜざらんに怨自ら除かん　是ぞ則ち最も勇健なる」。

〔一五〕世尊は此偈を説き已るに、即ち神力を以て飛んで波羅聚落に到りたまひ、跋陀婆羅樹下に住して諸の翼從なかりき。時に彼に一大象ありき。衆象の爲に惱まされ、若し水を飲まんと欲するも其の衆象子は前に泥じて濁らしめ、若し草を食せんと欲するも其の諸象子は前に於て食噉して踐蹋し汚穢せしかば、彼象は念言すらく、「我れ今群象の爲に困しまさる、寧ろ可しく避去すべし」と。念じ已りて卽ち去り、常に清水・美草を得て漸(々)に跋陀婆羅林に向ひしに、佛に見えて歡喜し佛の爲に水を取り左右の草を除きぬ。佛は此象の、衆を離れて快樂せるを以てして亦自ら樂靜したまひ、偈を說いて言はく、

〔一六〕「二龍自ら心を同じくして　倶に群衆の惱を患ひ　皆已に捨てゝ獨遊び　今此の空林に樂しめり」。

佛、偈を說き已りたまふに、跋陀婆羅林より舍衞城に之きて祇洹精舍に住したまへり。時に優婆塞・優婆夷・國王・大臣・長者・居士・外道・沙門・婆羅門は供養恭敬し尊重讃歎しければ、多く飲食衣服の布施を得たるも、世尊は著したまふことなくて猶し蓮花の如くなりき。時に拘舍彌城の諸の

【一五】四分律には憍賞彌より直に舍衞國に還りたまへりとするも、巴利律(mv. 10, 4, 1)にはコーサムビーよりBālakaloṇakāragāma(バーラカローナカーラ村)へ、それよりPācīnavaṃsadāya パーチナヴンサ園)に趣き、それよりPārileyyaka(パーリレーヤカ)に到り、Rakkhitavanasaṇḍa(ラッキタ叢林)なるBhaddasālamūla(跋陀婆羅樹下)に住したまへりと記せり。五分律の波羅聚落とはパーリレーヤカに相當し、跋陀婆羅樹下は跋陀婆羅樹下に相當すべし。

【一六】二龍。象龍と人龍となり、律部十三、註(三の一〇一)參照。

子あらん、必らず是れ山神の、王を恐怖せるならくのみ、王但安寢して憂慮を懷くこと勿れ」。是の如きこと三たびに至りて王最後に眠るに、長生復是念を作さく、『父母臨終に我を誨ふること苦切なりき、「怨に報ゆるに德を以てせんに其怨乃ち已まん」と。向來云何が三たび違逆せんと欲せる、今より尅念して王に事ふること親の如くして終に復一毫の害意をも生ぜ(しめ)ざらん』。是念を作し已るに、王覺めて大に喜べり。長生問うて言さく、「何の故にか大に喜べる」。答へて言はく、「我れ、長壽王子が我に事ふること親の如くして復害を懷かざるを夢みぬ、是を以て大喜せるなり」。是に於て長生卽ち王に白して言さく、「長壽王子とは卽ち我身是なり、王は我父母を害したれば我は志して王を殺さんと欲せるも、三たび遺勅に復して王は所以に免れしなり。然も此心保し難し、後或は復生ぜん、願はくは王、之を圖りて後慮を貽すこと勿れ」。王言はく、「我れ無道を行ぜるに汝父子は仁を懷けり、我今云何がしてか圖慮あらん、汝は我に命を施せり、誓うて相負かじ」。便ち卽ち軍に還り群臣を集めて共に議すらく、「若し長壽王子を得んに當に云何が治すべき」。或は言はく、「當に其手足を截るべし」。或は言はく、「當に其耳鼻を截るべし」。或は言はく、「應に斧を以て銼くべし」。或は言はく、「應に[一四]木丳を以て炙るべし」。王卽ち指して言はく、「此人は便ち是れ長壽王子なり、其人已に我に命を施せり、我今亦當に命を以て之に報ずべし、一切、惡意を懷いて向ふを得ざれ」。是に於て宮に還り女を以て之に妻し、左手に金の澡盤を捉り右手に金の澡罐を捉りて長生の手に灌ぎ、其本國を還して復拘薩羅王と爲し、隣國和好して是の如くして世を累ねぬ。諸比丘に告げん、「國王世人にして此大怨を構へつゝ猶ほ以て忿ぜずして反りて親厚を成ぜり、汝等出家して無爲道を求めつゝ如何ぞ小事に便ち共に鬪諍して以て大利を失せる。當に此心を捨すべし、還共に和同すること水乳の合するが如くにして共に師教を弘めんに安樂住を得ん」。諸比丘は復佛に白して言さく、「世尊、願はくは安隱住したまはんことを。佛は法主なりと雖我は

【一四】木丳。さしぐし。

す」。父母遙かに之を見て其必らず報怨の念を懷けるを知り、便ち狂人の如くに高聲に獨語すらく、「汝、長を見ること莫れ、亦短を見ること莫れ、怨を以て怨に報いんに怨息むに由なけん、怨に報ゆるに德を以てせんに其怨乃し已まん。父母の心に順ずるを乃し孝子と曰ふ、情を率ゐて志を肆にせんこと吾が謂ふ道には非じ」。時に觀る者、咸言はく、「長壽王は怖懼して狂語せり」。

〔二〕唯、長生のみ聞いて深く父意を得、己に尅ちて祇承して情に蹔息を得、內に崩絕せりと雖而も外に形はさず、卽ちに自ら抑奪して象師の所に還るに、而も猶ほ報怨の術を忘れざりき。後に象廐中に於て夜に琴を彈ぜるに、其聲清和なりければ梵達之を聞いて卽ち問ふらく、「廐中、誰ぞ能く此を作せるは」。答へて言さく、「某甲象師に一弟子あり、是れ其所作なり」。卽ち呼びて更に彈ぜしむるに、聞き已りて念言すらく、「自ら我れ王と爲りてより未だ曾て此の(如き)を聞かざりき」。遂に便ち信任して恒に左右に在きぬ。彼王後の時に四種兵を嚴り。諸の宮人群臣太子を將ゐて田獵遊戲せしに、兵衆四散して競うて諸鹿を逐へり。長生時に王車を御し軍前三由旬に逸出して人の覺る者なかりき。王體疲極しければ長生に語げて言はく、「我れ少らく臥せんと欲す、汝能く我を護るや不や」　答へて曰さく、「王、但安眠せよ、我能く王を護らん」。王卽ち樹下に往いて其膝に枕して眠り、王の防身の劍自然に抜け出でて長生の前に在りければ、長生之を見て便ち是念を生ずらく、「此王は我に於て是れ大怨あり、今日の遇豈に乘ぜざる可けんや」。卽ち起ちて劍を捉り王頸を刎ねんと欲せるに、尋いで復念言すらく、「父母の恩重きこと〔三〕二儀に過ぎたり、臨終に我に勅すらく、「汝、長を見ること莫れ、亦短を見ること莫れ、怨を以て怨に報いんに怨息むに由なけん」と。我今云何がしてか此誨に違はん」。卽ち還劍を致めて寢に侍すること故の如くせるに、王便ち驚き覺めぬ。長生問うて言はく、「王、何の故にか驚ける」。答へて言はく、「我れ夢に長壽王子の、劍を執りて我命を斷たんと欲せるを見たり」。長生言さく、「此の空野の中に何に緣りてか忽ち長壽王

〔二〕本文に唯長生聞深得父意尅己祇承情得蹔息雖內崩絕而不形外卽自抑奪還象師所而猶不忘報怨之術とあり。祇承はつゝしみ受くるなり。

〔三〕二儀。天と地。

に密かに先臣に就りて此意故を問ふべし」。語げ已りて便ち往き具に以て之を問ふに、先臣答へて言はく、「須らく夫人に見えて當に自ら之を相すべし」。便ち往いて夫人の所に至り遙かに夫人を見て便ち偏袒右肩し、頭面に禮を作して三反稱言すらく、「夫人は今大福德の子を懷めり、拘薩羅國國嗣に繼あらん」。復王に語げて言はく、「明旦當に夫人の所念をして果すを得せしむべし」。語げ已りて便ち梵達の所に還り白して言さく、「大王知れりや不や、是の如きの星ありて出でたるを。應に四種兵を集めて明旦日初めて出づるの時四衢道に在りて兩陣を作して共に戰ひ、而も皆刀を磨きて以て其災を攘ふべし、若し爾せざらんには必らず大に凶衰せん」。梵達王言はく、「便ち可しく之を爲すべし」。是に於て大臣即ちに勅して四種兵を嚴り、明旦日初めて出づるの時四衢道に於て兩陣共に戰うて皆刀を磨けるに、密かに夫人をして一處に住せしめ磨刀汁を以て之に與へぬ。夫人即ちに飮みて胎を長養し、月滿ちて子を生むに顏貌殊妙なりければ字して[一〇]長生と曰へり。年十歲に至りて父之に語げて言はく、「梵達は我國を侵奪しければ我れ汝が母と與に逃走して此に至り、其日已にして久しく、汝復長大せり。彼或は聞くを得んに父子便ち當に一時に併命すべけん、汝可しく遠く去るべし、父母を戀ふること勿れ」。長生悲泣して父母の足を禮し遶ること三匝して去るに、修學・伎藝・算書・射術・乘調乘馬・音樂の事人に過ぎざるなく、偏に象師を奉じて調象の術を盡せり。長壽王の昔の剃髮師にして後に梵達の與に剃髮人と作れるが、往いて其所に至り剃髮せしめんことを求めしに、彼即ち之を識れるも敢へて藏隱せざりければ、具に舍止逃伏の所在を問うて以て梵達に告げぬ。梵達聞き已りて即ちに勅すらく、「之を收へて夫婦を反縛し、驢鳴鼓を打ちて遍く里巷に令し、四衢道に於て分ちて五分と作せ」と。教を受けて即ちに收へしに、長生之を聞きて便ち道側を往き、見已りて[一一]內崩して便ち是念を作さく、「父母の怨は天地に同ぜじ、我今云何がしてか此を安忍せん、匹夫の誠も足して以て讎恥に報いんと欲

【一〇】長生(Dighāvukumāra)。

【一一】內崩。心意崩れ絕ゆるなり。

不見罪羯磨を作さんに共に住せず共に布薩・自恣せず諸の僧事を作さ(ざら)ん」と。此を以て諍を致し更相に罵詈して僧をして不和別住して諸の塵垢を生ぜしめん、汝等當に此事を畏るべし、捨置して擧ぐること勿れ』と。諸比丘は佛の語を聞くと雖猶ほ諍うて息まず、便ち食上に於て高聲に罵詈し更に相打擊せり。佛復告げて言はく、「應に相罵るべからず、應に食上にて高聲すべからず、犯ぜんには皆突吉羅、若し相打たんには偸羅遮なり」。諸比丘は佛の語を聞くと雖猶ほ諍うて息まず、便ち界内に於て別に僧事を作せり。佛復告げて言はく、『若し僧已に破して界内に於て別に羯磨を作さんには、如法如律の者は亦「羯磨成就せり」と名く。所以は何、二部異見にして不同住の故に。不同住に二種あり、自ら不同住を作すあり、僧羯磨して與に不同住を作すあり』。諸比丘は佛の語を聞くと雖猶ほ諍うて息まず、佛復諸比丘に告げたまはく、「汝等共に鬪諍して更に相誹謗し更に相罵詈すること勿れ、應に共に和同して一處に集在せんこと水乳の合するが如くにして共に師教を弘むべし」。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、願はくは安隱住したまはんことを、佛は法主なりと雖我等は自ら知れり」。佛三たび之を止めたまへるも、諸比丘の答は亦初の如くなりき。佛復諸比丘に告げたまはく、『[三]乃往過世に拘薩羅に王あり名けて[四]長壽と曰ひ、所統處少く兵衆寡弱なりき。隣國なる[五]迦夷王は[六]梵達と名け、所統處廣く兵衆强盛にして、漸々に侵奪して遂に其國を呑しぬ。梵達王は長壽王の[七]一臣を得て甚だ之を寵遇し任ずるに國事を以てせり。時に長壽王は赤身、婦を將ゐて婆羅門と作り波羅㮈國に向うて陶師の家に住せるに、婦忽ち是念を作さく、[八]「願はくは日初めて出づるの時四衢道中に四種兵の戰へる磨刀汁を得て飮まんことを」。念じ已りて王に白さく、「若し此願遂げざらんには此に於て便ち死なん」。王言はく、「此れ果し(う)べからじ、汝今此病にて必らず死なんこと疑なし」。復婦に語げて言はく、「若し梵達此を聞いて我所在を知らんに、必らず我を反縛し[九]驢鳴鼓を打ち、我身を分裂して五分と作さん、汝可しく小待すべし、吾當

【三】長壽王物語。律部九、註(一三の五八)參照。
【四】長壽(Dīghiti kosalarāja)。四分律には長生とせり。
【五】迦夷王。迦尸國王なり。四分律(列五・八〇左)に伽奢國王とせり。
【六】梵達(Brahmadatta)。四分律に梵施となす。
【七】四分律に富處饒侈なる名なりとせるも、巴利律には補臣婆羅門(purohita brāhmaṇa)とせり。
【八】四分律に得其地平整於四交道頭日初出時見四部兵共鬪洗刀刃汁飲とあり。(mv.10,2,4)には—icchati suriyassa uggamanakāle caturaṅginiṃ senaṃ sannaddhaṃ vammikaṃ subhumiyaṃ ṭhitaṃ passituṃ khaggānañ ca dhovanaṃ pātuṃ(日の將に昇らんとする時、四部兵の武裝し甲冑を著して十字街頭に立てるを見、又、刀刃を洗へる水を飮まんと欲す)とあり。
【九】驢鳴鼓。驢鳴の如き惡聲をなす鼓、四分律に惡聲鼓とせり。

巻の第二十四　彌沙塞

第四分の二　羯磨法(下)

【一】佛、拘舍彌城に在しき。爾の時一比丘あり犯戒せるも所犯を知らず、諸比丘に語ぐるに諸比丘は或は有犯と謂ひ、或は無犯と謂へり。無犯と謂へる者語げて言はく、「汝は犯戒せじ」。彼聞き已りて便ち不犯戒の想を生ぜり。有犯と謂へる者語げて言はく、「汝犯戒せり、應に自ら見罪悔過すべし、梵行を汚染して人の信施を負ひ長夜に苦を受くること勿れ」。彼比丘言はく、「我に所犯なし、云何が應に自ら見罪悔過すべき」。犯戒と謂へる諸比丘は便ち與に【二】不見罪羯磨を作せるに、彼れ擧げられ已りて便ち拘舍彌城に入り助伴黨を求めんとて語げて言はく、「我れ犯罪せざるに彼の諸比丘は强ひて我に罪ありと言ひ、我が與に不見罪羯磨を作せり、是れ羯磨不成たり、諸大德、當に法の如く律の如くに我を救助せらるべし」。復城外の諸比丘所に往いても上の如くに助を求めしに、諸比丘は聞いて皆共に佐助せり。爾の時世尊は僧已に破せるを知しめして坐より起ち、往いて被擧比丘を助くる衆中に到りて語げて言はく、「汝等是の語言を作すこと莫れ、『彼比丘は犯罪せじ』と。若し彼比丘實に犯罪せずして擧げられたらんにも汝等は猶ほ應に語言すべし、『應に自ら見罪悔過すべし』と。彼便ち當に是念を作すべけん、『若し我れ罪を見ずと言はんに、僧は當に我が與に不見罪羯磨を作して我と共に住せず、我と共に布薩・自恣せず諸の僧事を作さ(ざる)べし』。汝等此を以て諍を致さば僧をして不和別住して諸の塵垢を生ぜしめん、當に此事を畏るべし、應に彼人をして自ら見罪悔過せしむべきなり」と。世尊は此を說き已りて復擧罪比丘衆中に至りて語げて言はく、「汝等强ひて他罪を擧ぐること勿れ、若し彼實に犯罪せんに僧は應に語ぐべし、『自ら見罪せよ』と。彼若し『我に罪の見るべきなし』と言はんに、僧は猶ほ應に籌量すべし、『若し我等與に

【一】巴利律大品第十憍賞彌篇(kosambakkhandaka)、四分律第九拘睒彌法に相當す。

【二】不見罪羯磨。不見罪擧羯磨(āpattiyā adassane ukkhepaniyakamma)なり。罪を犯じつゝ犯罪せずと云ひ張れる場合に、この擧羯磨を加して僧と共住せしめず、布薩の自恣及び諸の僧事を作すことを禁止するなり。

呵那を與へざるに罷道し後に還りて具足戒を受けんに、應に阿浮呵那を與ふべし。若し沙彌と作り……乃至……不捨惡邪見羯磨を(作せるにも)亦是の如し。若し比丘、僧伽婆尸沙を犯じて所犯の數を知り覆藏の日(數)を知りて如法に僧に從うて別住を乞ひ、如法に僧に從うて摩那埵を乞ひ、如法に僧に從うて本日を乞ひ、如法に僧に從うて阿浮呵那を乞はんに、僧若し皆如法に與へんに、是人を名けて清淨と爲し、僧若し一事も如法に與へざらんに是人を清淨と名けざるなり。二比丘あり。僧伽婆尸沙を犯じ、一比丘は犯なるを知り一比丘は犯なるを知らずして俱に覆藏せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「犯なるを知れる者には應に別住を與ふべく、犯なるを知らざる者には應に摩那埵を與ふべし。憶と不憶とにも亦是の如し」。二比丘あり僧伽婆尸沙を犯じて覆藏し、一比丘は一想を作し一比丘は異想を作し、或は「是れ波羅夷なり」と言ひ、或は「偸蘭遮」……乃至……惡說なり」。と言へり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「一想を作せる者には應に別住を與ふべく、異想を作せる者には應に摩那埵を與ふべし」。諸比丘あり或は別住を行ずる時、或は摩那埵を行ずる時、或は阿浮呵那の時に命過せり。諸比丘是を以て佛に白さく、「彼は是れ戒を具して命過せりとやせん、是れ破戒して命過せりとやせん」。佛言はく、「皆是れ戒を具せり」。比丘あり僧伽婆尸沙を犯じて罪數を知らず亦覆藏の久近を忘れぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「其の、犯を憶せる已來に從うて別住を與へよ、疑にも亦是の如し」。比丘あり一切人に於て覆藏し、(或は)比丘あり彼人に於て覆藏し、此人に於て覆藏せず、(或は)比丘あり此土に在りて覆藏し彼土に在りて覆藏せざりき。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「一切に覆藏せるを名けて覆藏と爲す。若し和尙・阿闍梨・所敬畏人の間に於て覆藏せるは覆藏と名けず、餘人の間に於て覆藏せるを名けて覆藏と爲す。若し此土に於て多人識ること重きを以て、知らしむるを欲せずして覆藏せるには覆藏と名けざるも、彼土に於て覆藏せんには名けて覆藏と爲す」と。

五分律卷第二十三

に受戒せるより來の日數に隨うて別住を與ふべし」。若の比丘、二僧伽婆尸沙を犯じ一を覆藏し一を覆藏せずして罷道し、後に還りて具足戒を受け已りて先に覆藏せざりし所は更に覆藏し、先に覆藏せる所は更に覆藏せざらんに、應に彼比丘前に覆藏してより罷道せるに至れる日數と、後に覆藏せる(卽ち)更に受戒せしよりの日數とに隨うて別住を與ふべきなり。若し比丘僧伽婆尸沙を犯じて覆藏し罷道し、後に還りて具足戒を受け已りて復覆藏せんに、應に彼比丘の前後に覆藏せる日數に隨うて別住を與ふべきなり。若し比丘、僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せずして罷道し、後に還りて具足戒を受け已るに亦覆藏せざらんに、應に其に六夜摩那埵を與ふべきなり。若し比丘、僧伽婆尸沙を犯じて(或は)沙彌と作り、(或は)狂心・散亂心・病壞心し、(或は)僧與に不見罪羯磨・不悔過羯磨・不捨惡邪見羯磨を作さんに、……皆罷道(中)に說けるが如し。若し比丘、僧伽婆尸沙を犯じて數の多少の或は一罪或は異罪なるを知りつゝ覆藏して罷道し、後に還りて具足戒を受け已りて覆藏せず、或は先に覆藏せずして罷道し、後に具足戒を受け已りて覆藏し、或は先に半は覆藏し半は覆藏せず後に受戒し已るに先に覆藏せるをば更に覆藏せず先に覆藏せざりしをば更に覆藏し、或は先も後も皆覆藏せんに、別住を行ずるの法は……皆前に說けるが如し。若し前も後も皆覆藏せざらんには、六夜摩那埵を行ずるなり、……亦上の如し。若し沙彌と作り……乃至……不捨惡邪見羯磨を(作せるにも)亦是の如し。若し比丘、別住中に於て罷道し後に還りて具足戒を受けんに、應に先の別住せる日數を計して但更に足すべく、……本別住を行ぜんに足せしむることも亦是の如し。若し沙彌と作り……乃至……不捨惡邪見羯磨を(作せるにも)亦是の如し。若し比丘、摩那埵を行ずる中に於て罷道し後に還りて具足戒を受けんに、日を足すること亦是の如く、本摩那埵を行ずるにも亦是の如し。若し沙彌と作り……乃至……不捨惡邪見羯磨を(作せるにも)亦是の如し。若し比丘、別住を行じ竟りて及び本別住を行じ竟りて未だ摩那埵を與へざるに罷道し、後に還りて具足戒を受けんに、應に摩那埵を行ぜしむべし。若し摩那埵を行じ竟り及び本摩那埵を行じ竟りて未だ阿浮

阿浮呵那を與ふるなり。若し比丘、一僧伽婆尸沙……乃至、衆多を犯じて覆藏せんこと二夜……乃至、衆多夜ならんに、僧若し別住を與へんには但覆藏せること最も久しき者を計して日數に隨うて別住を與へ、若し僧別住を與へて後に中に於て更に犯じて若し覆藏せんに、僧は應に日に隨うて更に別住を與ふべく、若し覆藏せざらんに僧は應に上の如く六夜摩那埵を與へ、更に別住し竟り摩那埵し竟りて僧は復應に上の如く更に本別住を與へ、本別住を與へ竟りて六夜摩那埵を與へ、若し中に於て復犯ぜんに、僧は復應に六夜摩那埵を與ふべく、行じ竟らんに僧は復應に上の如く本摩那埵を與へ、然して後上の如く阿浮呵那を與ふるなり。一比丘あり二僧伽婆尸沙を犯じて同じく覆藏一夜しつゝ而も僧に向うては一を犯じて覆藏一夜せりと說き、僧は一夜別住を與へ、一夜別住し竟りて心に悔を生ずらく、「我實に二僧伽婆尸沙を犯ぜるに、云何が但一を犯じて覆藏一夜せりと說ける」。復僧中に來り白言すらく、「我實に二僧伽婆尸沙を犯じて同じく一夜覆藏せるなり」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「更に一夜別住を與ふるを聽す。彼比丘は應に具に上事を說いて三たび乞ふべく、應に一比丘は其乞辭の如く白四羯磨して之を與ふべし」。一比丘あり一僧伽婆尸沙を犯じて覆藏二夜しつゝ僧に向うて覆藏一夜せりと說きたれば僧は一夜別住を與へ、一夜別住し竟るに心に悔を生ずらく、「我實に二夜覆藏せるに、云何が一夜と說ける」。復僧中に來り事を以て僧に白せり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「僧更に一夜別住を與ふるを聽す。彼比丘應に具に上事を說いて三たび乞ひ、僧亦其乞辭の如く白四羯磨して之を與ふべし」。一比丘あり僧伽婆尸沙を犯じて覆藏して罷道し、後更に出家して具足戒を受けたるに、卽日に先の所犯を說けり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に彼比丘未だ罷道せざりし時の覆藏日數に隨うて別住を與ふべし」。比丘あり僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せざりしも未だ摩那埵を行ぜずして罷道し、後還りて具足戒を受け已りて覆藏せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に彼比丘の、後

に、中に於て復犯じて亦覆藏一夜し、云何せんかを知らずして諸比丘に問へるも諸比丘も亦知らざりき、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今彼比丘更に僧に從うて一夜別住を乞ふを聽す、僧亦應に白四羯磨して更に一夜別住を與ふべし。彼れ一夜別住し竟らんに應に復更に僧に從うて本一夜別住を乞ふべく、僧亦應に白四羯磨して之を與ふべし。彼比丘更に僧に從うて一夜別住を乞うて言ふべし、『我は某甲比丘なり、先に故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏一夜したれば僧に從うて一夜別住を乞ひ、僧は我に一夜別住を與へしに我れ中に於て復犯じて亦一夜覆藏せり。今更に僧に從うて一夜別住を乞ふ、願はくは僧は更に我に一夜別住を與へたまはんことを』。是の如く三たび乞ふに、應に一比丘は其乞辭の如くに白四羯磨して之を與ふべし。彼れ一夜別住し竟らんに、復應に更に僧に從うて本一夜別住を乞うて言ふべし、『我は某甲比丘なり、先に故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて一夜覆藏し、僧に從うて一夜別住を乞ひ、僧は我に一夜別住を與へしに我れ中に於て復犯じて亦一夜覆藏したれば、復僧に從うて一夜別住を乞へるに僧復我に一夜別住を與へ、我已に一夜別住し竟りぬれば今僧に從うて本一夜別住を乞はんとす、願はくは僧、我に本一夜別住を與へたまはんことを』。是の如く三たび乞はんに、應に一比丘は其乞辭の如く白四羯磨して之を與ふべし。彼比丘、本一夜別住し竟らんに、應に上の如くに六夜摩那埵を行ぜんことを乞ふべく、摩那埵竟らんに復應に上の如くに阿浮呵那を乞ふべく、僧は皆應に上の如くに白四羯磨して之を與ふべし』。一比丘ありて故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏一夜せんに僧は上の如く一夜別住を與へ、中に於て復犯じて亦覆藏一夜せんに僧は復上の如くに更に一夜別住を與へ、行じ竟らんに僧は復上の如く本一夜別住を與へ、行じ竟らんに僧は復上の如く六夜摩那埵を與へ、中に於て復犯じて覆藏せざらんに僧は復上の如くに六夜摩那埵を與へ、彼れ六夜行じ竟らんに僧は復の如く本摩那埵を行ぜんことを與へ、行じ竟らんに然して後上の如く

て……僧已に某甲比丘に一夜別住法を與へ竟りぬ。 僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。 彼比丘一夜別住し竟らば應に僧に從うて摩那埵を行ぜんことを(乞ひ)……乃至、阿浮呵那を乞ひ、僧亦上の如くに之を與ふべし』。 一比丘あり故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せず、僧に從うて摩那埵を行ぜんことを乞ひ、六夜中に於て復犯じて亦覆藏せざりしも云何せんかを知らず、諸比丘に問へるに諸比丘も亦知らざりき。 是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今彼比丘に更に僧に從うて摩那埵を行ぜんことを乞ふを聽す。 僧亦應に白四羯磨して更に彼比丘に摩那埵を行ぜんことを與ふべし。 彼比丘六夜行じ竟るに應に復更に僧に從うて[二六]本摩那埵を行ぜんことを乞ふべく、僧亦應に白四羯磨して之を與ふべし。 彼比丘更に僧に從うて乞うて言ふべし、「我は某甲比丘なり、先に故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せず、僧に從うて摩那埵を行ぜんことを乞ひ、僧は我に摩那埵を行ぜんことを與へしに、我れ六夜中に於て更に犯じて覆藏せず、今僧に從うて更に摩那埵を行ぜんことを乞ふ、願はくは更に我に摩那埵を行ぜんことを與へたまはんことを」。 是の如く三たび乞はんに、應に一比丘は其乞辭の如くに白四羯磨して之を與ふべし。 彼六夜行じ竟らば復更に僧に從うて本六夜摩那埵を行ぜんことを乞うて言へ、「我は某甲比丘なり、先に故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せず、僧に從うて摩那埵を行ぜんことを乞ひ、僧は我に摩那埵を行ぜんことを與へしに、我六夜中に於て更に犯じて覆藏せず、復僧に從うて六夜摩那埵を行ぜんことを乞ひ、我已に六夜摩那埵を行じ竟れり。 今僧に從うて本六夜摩那埵を行ぜんことを乞ふ、願はくは僧我に本六夜摩那埵を行ぜんことを與へたまはんことを」。 是の如く三たび乞はんに、應に一比丘は其乞辭の如くに白四羯磨して之を與ふべし。 彼比丘本六夜摩那埵を行じ竟らんに、應に上の如くに阿浮呵那を乞ひ、僧亦上の如くに之を與ふべし』。 一比丘あり故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏一夜し、僧は一夜別住を與へし

【二六】 本摩那埵。前の僧殘罪によりて六夜摩那埵を行ぜる間に、別に一僧殘罪を犯ぜんにはこの摩那埵行は無効となる故に、更に初に歸り(mūlāyapatikassana)。六夜摩那埵を初めより修せしめ、次で本の六夜摩那埵を再び乞ふを本摩那埵といふなり。後の本別住も此によりて推すべし。

呵那を乞うて白言すべし、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せず、僧に從うて六夜摩那埵を行ぜんことを乞ひ、僧已に我に六夜摩那埵を行ぜんことを與へ、我れ六夜摩那埵を行じ竟れり、今僧に從うて阿浮呵那を乞ふ、願はくは僧、我に阿浮呵那を與へたまはんことを」。　是の如く三たび乞はんに應に一比丘唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せず、僧に從うて六夜摩那埵を行ぜんことを乞ひ、僧已に六夜摩那埵を行ぜんことを與へ、彼比丘六夜に摩那埵を行じ竟り、僧に從うて阿浮呵那を乞へり。僧は今某甲に阿浮呵那を與へんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は故に不淨を出し……乃至、僧今某甲に阿浮呵那を與へんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。……是の如く第二第三して……僧は某甲比丘に阿浮呵那を與へ竟りぬ。僧は忍たじまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。　一比丘あり故に不淨を出して僧伽婆尸沙を犯じ覆藏一夜して云何せんかを知らず、諸比丘に問へるに諸比丘も亦知らざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今僧に白四羯磨して此比丘の與に[25]一夜別住法を作すを聽す。犯罪比丘は應に僧中に至りて是の如く白すべし、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏一夜せり。今僧に從うて一夜別住法を乞ふ、願はくは僧、我に一夜別住法を與へたまはんことを」。　是の如く三たび乞はんに應に一比丘唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏一夜し、僧に從うて一夜別住法を乞へり。今僧は某甲に一夜別住法を與へんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は故に不淨を出し……乃至、僧は今某甲に一夜別住法を與へんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し忍ぜざらんには說きたまへ。……是の如く第二第三し

【二五】一夜別住法(ekaha-parivāsa)。僧殘罪を犯して一夜覆藏せるものには、一日一夜、僧中宿を離れて別住するなり。

至、僧所に至り、若しは二比丘……乃至、僧にして一比丘……乃至僧所に至らんにも亦是の如し」。

第四分の二　[二一]羯磨法（上）

[二二]佛、舍衞城に在しき。爾の時一比丘あり故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せず、云何せんかを知らず、諸比丘に問へるも諸比丘亦知らざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『是比丘、僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せざらんに、今僧は彼比丘の與に[二三]白四羯磨六夜摩那埵を作すを聽す。犯罪比丘は應に偏袒右肩して革屣を脫し、僧足を禮し已りて胡跪して白すべし、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せず、今僧に從うて六夜摩那埵を行ぜんことを乞ふ、願はくは僧、我に六夜摩那埵を行ぜんことを與へたまはんことを」。是の如く三たび乞はんに、應に一比丘唱へて言ふべし、「大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せず、僧に從うて六夜摩那埵を行ぜんことを乞へり。僧は今某甲に六夜摩那埵を行ぜんことを與へんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は故に不淨を出して……乃至、僧は今某甲に六夜摩那埵を行ぜんことを與へんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。……是の如く第二第三して……僧は某甲比丘に六夜摩那埵を行ぜんことを與へ竟りぬ。僧は忍せたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。彼比丘は應に日々僧中に至り偏袒右肩して革屣を脫し、僧足を禮し胡跪して白言すべし、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、故に不淨を出し僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せず、僧に從うて六夜摩那埵を行ぜんことを乞ひ、僧已に我に六夜摩那埵を行ぜんことを與へぬ。我れ今摩那埵を行じてより已に若干日、餘は若干日在り、諸大德憶知したまはんことを」。六夜を過ぎ已らんに應に僧に從うて[二四]呵浮

【二一】羯磨法（kammakkhandaka）。此犍度中に四分律の犍度・拘舍彌犍度・瞻波犍度・呵責犍度に相當するものを攝す。

【二二】巴利律小品第三、罪集篇（samuccayakkhandaka）、四分律第十二犍度人法に相當す。

【二三】白四羯磨六夜摩那埵。白四羯磨作法によりて六夜摩那埵の處分を行ふなり。摩那埵は律部八、註（五の二三）參照。

【二四】阿浮呵那。出罪の義、律部八、註（五の二五）參照。

に於て除罪して草布地悔過を作すべきや不や」と。此の諸比丘にして僧中にて除罪するを聽さんに、僧は應に與に白二羯磨草布地悔過を作すべし。彼の鬪諍比丘は應に盡く僧中に來り偏袒右肩して革屣を脱し胡跪して白言すべし、『大德僧聽きたまへ、我等共に鬪うて相罵り身口意に惡業を作せるも、後に是念を作せり、「我等共に鬪うて相罵り身口意に惡業を作せり、今寧ろ可しく僧中に於て除罪して草布地悔過を作すべきや不や」と。今僧に從うて草布地悔過を乞ふ』。是の如く三說し已るに、皆手脚を舒べて地に伏し、羯磨師に向うて一心に羯磨を聽受するなり。羯磨師は唱へて言はく、『大德僧聽きたまへ、此の諸比丘は共に鬪うて相罵り身口意に惡業を作せるも後に是念を作せり、「我等共に鬪うて相罵り身口意に惡業を作せり、今寧ろ可しく僧中に於て除罪して草布地悔過を作すべきや不や」と。今僧に從うて草布地悔過を乞へり。僧は今某に草布地悔過を與へんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の諸比丘は共に鬪うて相罵り……乃至僧は今某に草布地悔過を與へんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。僧已に此の諸比丘に草布地悔過を與へ竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ』。是を現前毘尼・草布地にて犯罪諍を滅すと名く。何をか草覆地と謂へる。彼の諸比丘は復鬪原を說かず、僧亦更に事の根本を問はざればなり』と。

優波離、佛に問うて言さく、「世尊、事諍は幾事を以て滅するや」。佛言はく、『事諍に隨うて七事を用ひて滅す。若し一比丘、一比丘所に至りて非法・非律・非佛教に作して事諍を滅せんとて言はく、「是法・是律・是佛の教なり」と。若し此を以て事諍を滅せんに、名けて非法に滅せりと爲す。若し一比丘にして二比丘……乃至、僧所に至らんにも亦是の如し。若し一比丘にして一比丘所に至り、法の如く律の如く佛の所教の如くに作して事諍を滅せんとて言はく、「是法・是律・是佛の所教なり」と。若し此を以て事諍を滅せんに、名けて如法に滅せりと爲す。若し一比丘にして二・三比丘乃

三たび問ふに然して後言はく、「重罪を犯ぜるを憶せず、輕罪を犯ぜるを憶せり」。又問ふ、「汝猶ほ輕罪をすら發露せず、況んや重き者をや、汝今重罪を犯ぜりや不やを諦かにせよ」。答へて言はく、「憶せず」。又問ふに亦言はく、「憶せず」。乃し第六問に至りて然して後言はく、「我れ重罪波羅夷若しは波羅夷邊罪を犯ぜるを憶せり」。是答を作し已るに尋いで復言はく、「我れ重罪を犯ぜるを憶せず、向には戲言せるのみ」と。僧は今與に本言治盡壽不可悔羯磨を作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は、彼某甲比丘其所に至り問うて、「汝、重罪……を犯ぜるを憶せりや(不や)と言へるに……乃至……僧は今與に本言治盡壽不可悔羯磨を作さんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。……是の如く第二第三して……僧は已に某甲比丘に本言治盡壽不可悔羯磨を與へ竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。是を現前毘尼・本言治にて敎誡諍を滅すと名く」と。

優波離、佛に問うて言さく、「世尊、犯罪諍は幾事を以て滅するや」。佛言はく、「現前毘尼・草布地・自言を以て滅す」。又問ふらく、[一九]「云何がして滅するを得るや」。答へて言はく、「若し一比丘、一比丘所に至り偏露右肩し胡跪合掌して是の如きの言を作さん、「大德、我は某甲なり、某罪を犯ぜり、今大德に向うて悔過すと」。彼比丘應に問ふべし、「汝自ら見罪せりや不や」。答へて言はく、「我自ら見罪せり」。又應に問ふべし、「汝、悔過せんと欲するや」。答へて言はく、「我れ悔過せんと欲す」。彼比丘應に語げて言ふべし、「汝後に復作すこと莫れ」。是を現前毘尼・自言にて犯罪諍を滅すと名く。若し一比丘して二比丘・三比丘・衆多比丘所に至り、若しは二比丘……乃至、衆多比丘して一比丘……乃至、衆多比丘所に至らんにも亦是の如し。[二〇]若し比丘あり鬪諍相罵して身口意に惡業を作し、後に是念を作さく、「我等鬪諍相罵して身口意に惡業を作せり、今寧ろ可しく僧中

【一九】自言治毘尼滅諍法。

【二〇】草布地毘尼滅諍法。

して不癡毘尼を與ふべし。　一比丘唱言せよ、『「大德僧聽きたまへ、　此の某甲比丘は僧に從うて乞うて言はく、「彼某甲比丘は再三に我所に來至して我に問うて言はく、汝、重罪波羅夷若しは波羅夷邊罪を犯ぜるを憶せりや不やと、我も亦再三に答へて言はく、憶せず、我先に狂心・散亂心・病壞心にて多く非沙門法を作せるのみと。今僧に從うて不癡毘尼を乞はん、願はくは僧、我に不癡毘尼を與へて彼へて彼比丘をして復我に問ふことを數々せざらしめたまはんことを」と。僧今不癡毘尼を與へて彼比丘をして復其罪を問ふことを數々せざらしめんとす。　若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。　大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は僧に從うて乞うて言はく、「彼某甲比丘は再三に我所に來至して……乃至……僧今不癡毘尼を與へて彼比丘をして復其罪を問ふことを數々せざらしめんとす。　誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。　……是の如く第二第三して……僧已に某甲比丘に不癡毘尼を與へ竟りぬ。　僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」』と。　是を現前毘尼・不癡毘尼にて教誡諍を滅すと名く。[一八]　若し比丘、比丘所に至りて問うて言はく、「汝、重罪波羅夷若しは波羅夷邊罪を犯ぜるを憶せりや不や」。　答へて言はん、「憶せず」。　三たび問ふに乃し答へて言はく、「我れ輕罪を犯ぜるを憶せり」。　又再び問ふらく、「汝、輕罪を犯じてすら猶ほ人に語げず、況んや復重罪をや、汝善く之を思へ」。　答へて言はく、「我都べて憶せず」。　復更に問ふに乃し答へて言はく、「我れ波羅夷若しは波羅夷邊罪を犯ぜるを憶せり」。　是答を作し已るに尋いで復言はん、「我れ重罪を犯ぜるを憶せず、向には戲言せるのみ」。　是の如き比丘には僧は應に本言治を與ふべきなり。　本言に二種あり、一に可悔、二に不可悔なり。　彼比丘本重罪を犯ぜりと言はんに、應に與に盡壽不可悔白四羯磨を作すべし。　應に一比丘唱言すべし、『「大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は、彼某甲比丘其所に至り問うて、「汝、重罪波羅夷若しは波羅夷邊罪を犯ぜるを憶せりや不や」と言へるに、答へて言はく、「憶せず」。　再び問ふに亦言はく、「憶せず」。

【一八】　本言治毗尼滅諍法。

て彼比丘をして復其罪を問ふことを數々せざらしめんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は僧中に於て乞うて言はく、「彼某甲比丘再三に我所に來示して我に問へり、汝、重罪波羅夷若しは波羅夷邊罪を犯ぜるを憶せりや不や」と。我亦再三に答へて言へり、憶せずと。今僧に從うて憶念毘尼を乞はん、願はくは僧我に憶念毘尼を與へて彼比丘をして復我に問ふことを數々せざらしめたまはんことを」と。僧今某甲に憶念毘尼を與へて彼比丘をして復其罪を問ふことを數々せざらしめんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。……是の如く第二第三して……僧は某甲比丘に憶念毘尼を與へ竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ』と。是を現前毘尼・憶念毘尼にて敎誡諍を滅すと名く。[一七]若し比丘、比丘所に至りて語げて言はく、「汝、重罪波羅夷若しは波羅夷邊罪を犯ぜるを憶せりや不や」。彼比丘答へて言はん、「憶せず、我先に狂心・散亂心・病壞心にて多く非沙門法を作せるのみ」と。又再三問答するも亦初の如くならんに、是の如き比丘には、僧は應に不癡毘尼を與ふべく、應に彼比丘に從うて其罪を治すべからず。彼比丘は應に僧中に至りて偏袒右肩し、革屣を脫して僧足を禮し䠒跪し白言すべし、『大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、彼某甲比丘再三に我所に來至して、我に問うて言はく、「汝、重罪波羅夷若しは波羅夷邊罪を犯ぜるを憶せりや不や」と。我亦再三に答へて言へり、「憶せず、我先に狂心・散亂心・病壞心にて多く非沙門法を作せるのみ」と。今僧に從うて不癡毘尼を乞はん、願はくは我に不癡毘尼を與へて彼比丘をして復我に問ふことを數々せざらしめたまはん ことを』。是の如く三たび乞はんに、僧は應に此比丘先に缺戒せざりしや・威儀如法なりしや不や、身・口・意・業清淨たりしや不や・學戒を好めりや不や・一比丘に向うて語げ二・三比丘及び僧に(向うて)語げんにも異らざるや不やを籌量すべし。若し僧、其先に此の如きの諸惡あるを知らんには應に與ふべからず、若し爾らざらんに應に白四羯磨

【一七】不癡毗尼滅諍法。

僧聽きたまへ、僧今多人語を以て此諍事を滅せんとす、誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。僧は多人語を以て此諍事を滅し竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。是を多人語を以て言諍を滅すと名く』。

優波離は復佛に問ふらく、「敎誡諍は幾事を以て滅するや」佛言はく、「現前毘尼・憶念毘尼・不癡毘尼・本言治を以て滅す」。又問ふらく、「云何がして滅するを得るや」。答へて言はく、『若し比丘、一比丘に問うて言はん、「汝は重罪波羅夷及び[一五]波羅夷邊罪を犯ぜるを憶せりや不や」と。答へて言はん、「憶せず」。又再三問答するも亦初の如くならんに、是の如き比丘には僧應に白四羯磨して[一六]憶念毘尼を與ふべく、應に彼比丘に從うて其罪を治すべからず。被問比丘は應に僧中に至りて偏袒右肩し、革屣を脫して僧足を禮し䠒跪して白言すべし、『我は某甲比丘なり、彼某甲比丘再三に我所に來至して我に問ふらく、「汝、重罪波羅夷若しは波羅夷邊罪を犯ぜるを憶せりや不や」と。我亦再三答へて言へり、「憶せず」と。今僧に從うて憶念毘尼を乞はん、願はくは僧、我に憶念毘尼を與へて彼をして復數々我に問はざらしめたまはんことを』是の如く第二第三に乞はんに、僧は應に此比丘先に缺戒せざりしや、威儀如法なりしや不や、身口意行清淨なりしや不や、學戒を好めりや不や・一比丘に向うて語げ二人三人及び僧に(向うて)語げんにも異らざるや不やを籌量すべし。僧是の如く籌量して、若し此比丘先に缺戒し諸の不善を具せるを知らんには應に與ふべからず。若し波羅夷及び波羅夷邊罪を犯ぜざるを知らんには、應に白四羯磨して憶念毘尼を與ふべし。一比丘唱言せよ『大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は僧中に於て乞うて言はく、「彼某甲比丘再三に我所に來至して我に問へり、汝、重罪波羅夷若しは波羅夷邊罪を犯ぜるを憶せりや不やと。我亦再三に答へて言へり憶せずと。今僧に從うて憶念毘尼を乞はん、願はくは僧、我に憶念毘尼を與へて彼比丘をして復我に問ふことを數々せざらしめたまはんことを」と。僧は今某甲に憶念毘尼を與へ

【一五】波羅夷邊罪。前註(一七の七一)參照。

【一六】憶念毘尼滅諍法。

羅罪を犯す。 若し「解せり」と言はんに、 僧應に問ふべし、「何を以て多人語を爲すや」。 答へて言はん、「多人語羯磨を以て滅するなり」。 又問へ、「何を以て多きを知るや」。 答へて曰はん、「應に[一二]籌を行ずべし」。 僧復應に語げて言ふべし、「汝の所說や善し、汝、幾種は捉籌を行ぜんに如法にして幾種は不如法なるかを解せりや」。 若し「解せず」と言はんに、 僧亦應に上の如くに呵すべし。 若し「解せり」と言はんに、 僧應に十種の捉籌を行ずるの不如法と十種の如法とあるを說かしむべし。 何をか十種の不如法と謂へる。 若しは小事を以てして籌を行ぜんに捉り、 若しは事の根本を知らずして籌を行ぜんに捉り、 若しは事の根本を求むべからざるを以てして籌を行ぜんに捉り、 若しは非法に籌を行ぜんに捉り、 若しは多からんを欲して不如法に籌を行ぜんに捉り、 若しは多きを知りて不如法に籌を行ぜんに捉り、 若しは破僧籌を行ぜんに捉り、 若しは僧必らず破るゝを知りて籌を行ぜんに捉り、 若しは善知識に隨はずして籌を行ぜんに捉り、 若しは僧和合せざるに籌を行ぜんに捉るとなり。 上に反するを如法と爲す。 若し十四法を成就せんに僧は應に差して[一三]行籌人と作すべし、(卽ち)十如法を知り、 又、欲・恚・癡・畏に隨はざるとなり、 是を十四と爲す。 僧は應に二種籌の一は如法と名け二は不如法と名くるを作りて唱言すべし、「若し如法と言へるは如法籌を捉り、 若し不如法と言へるは不如法籌を捉れ」と。 唱へ已りて之を行じ、 自ら收取して屛處に於て數へ、 若し不如法籌多からんには應に更に起たしめて相遠ざけ、 人々の前に坐して[一四]竊語して言ふべし、「此は是れ法語・律語・佛の所敎なり、 大德當に非法・非律・非佛所敎を捨すべし」。 是の如く語げ已りて復更に籌を行じ、 若し不如法の人猶ほ多からんには應に復唱ふべし、「僧は今未だ是事を斷ぜざれば可しく意に隨うて散ずべし、 後に當に更に斷ずべし」と、是の如くして應に非法を以て斷事すべからず。 若し如法人多きには應に白二羯磨して之を滅すべし。 一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、 僧今多人語を以て此諍事を滅せんとす、 若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。 大德

【一二】 籌。律部九、註(一二の六六。一三の五〇)參照。

【一三】 行籌人。(salākagāhāpaka)行舍羅人ともいひ、多數決を求めんとて投票を取扱ふ人。

【一四】 竊語。竊語行籌(sakaṇṇajappaka)にして、耳語によりて多數の贊助を得るの方法なり。

に之を滅せんことを委ぬべし」。既にして僧中に至り具に本末を說かんに、若し僧に二種語を作して或は應爾と言ひ或は不應爾と言ひて定むべからざらんには、僧は應に語げて言ふべし、「汝が所取に隨うて二種語せる中より各四人を取めて斷事僧と作せ」。言諍比丘各四人を取め已らんに、僧は當に白二羯磨して之を差すべし。」應に先に再びして三人に羯磨し後に二人に羯磨すべし。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、僧は今某甲某甲比丘を差して斷事人と作し、法の如く律の如くに彼の言諍を滅せんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、僧は今某甲某甲比丘を差して斷事人と作し、法の如く律の如くに彼言諍を滅せんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、(若し)忍ぜざらんには說きたまへ。僧已に某甲某甲比丘を差して斷事人と作し竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。時に諸比丘は無智比丘を差して斷事人と作せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、『五法を成就せんに應に差すべきなり、(卽ち)他語を受けて瞋らず、他語を受けて失はず、善く語意を察し、語るに問ひて語らざるに問はず、語る時笑はざるとなり。此五法に反せんに應に差すべからず。復五法あらんに應に差すべきたり、(卽ち)欲・恚・癡・畏に隨はず・竊語せざるとなり。此五法に反せんに應に差すべからず。若し差せられざる比丘の若しは一若しは二若しは三にして聰明智慧なりと雖、座中に坐して斷事を[一〇]干亂せんと欲せんには、僧應に驅出すべし。若し復比丘あり多く誦習すと雖其義を解せずして斷事を干亂せんには、斷事人は應に語げて言ふべし、「經の義は此の如くならず」。是の如きを作して言諍を滅せんには、是を現前毘尼滅と名く。[一一]若し是の如くして言諍を滅せん時、比丘ありて「應に多人語を以て此事を滅すべし」と言はんに、僧應に語げて言ふべし、「汝の此語や善し、汝、多人語を解せりや不や」。若し「解せず」と言はんに、僧應に人々して呵して言ふべし、「汝、多人語を解せざるに云何が應に多人語を以て此事を滅すべしと言へる」。若し僧呵せざらんに皆突吉

【一〇】干亂。さからひ亂すなり。

【一一】多人語毘尼滅諍法。

以て諍を致すを是を教誡諍と名く。何をか犯罪諍と謂へる。若し比丘、波羅夷……乃至、惡說を犯じ、又若し鬪諍相罵して身口意の惡を起さんに是を犯罪諍と名く。何をか事諍と謂へる。僧の常所行事の一切羯磨及び諸有所作にして、此を以て諍を致すを是を事諍と名く』。

優波離、佛に問うて言さく、「世尊、言諍は幾事を以て滅するや」。佛言はく、「現前毘尼と多人語とを以て滅す」。又問ふらく、「[五]云何がして滅するを得るや」。答へて言はく、「若し比丘、比丘と與に是法・非法……乃至、是佛制・非佛制を諍ひ、僧、法の如く毘尼の如く佛の教の如くに滅せんに、若し彼れ「是れ法なり是れ佛の教なり」と言ひて是を受け是を忍ぜんに、是を現前毘尼滅と名く。何をか現前と謂へる。現前に三種あり、[六]僧現前と[七]人現前と[八]毘尼現前となり。何をか僧現前と謂へる。僧和合集するを、是を僧現前と名く。何をか人現前と謂へる。共に諍へる人現前するを、是を人現前と名く。何をか毘尼現前と謂へる。應に何の法を以て何の律を以て何の佛の教を以て滅するを得べしとて、以て之を滅するを、是を毘尼現前と名く。若し是の如くに滅し已るに、還更に發起せんに波逸提罪を犯ず。[九]又若し是の如くに言諍を滅するも言諍比丘喜び聞かずして、異住處に一比丘若しは二若しは三……乃至、一衆の聰明智慧にして波羅提木叉を解せるあらんに、是念を作さく、「往いて此事を滅せん、善者の爲に應に往いて之を滅すべし」と。應に先に彼衆中の知法の比丘に向ひて具に本末を說き、然して後に集僧を求むべし。僧集まり已らんに應に語げて言ふべし、「汝且らく遠く去れ、我等共に汝が事を議せん」。彼比丘遠く去り已るに、僧應に共に議すべし、「若し彼比丘實の如くに說きて我等に法の如く律の如くに此事を滅せんことを求めんには、我等當に共に法の如く律の如くに之を滅すべし。若し彼比丘實の如くに說かざらんには我等は法の如く律の如くに此事を滅するを得じ」。彼言諍比丘も亦應に共に議すべし、「若し僧、法の如く律の如くに齊限を作して今日明日後日に我等が事を滅せんには、我等當に僧中に於て具に本末を說いて僧

【五】現前毗尼滅諍法。
【六】僧現前(saṃghasammukhatā)。
【七】人現前(puggalasammukhatā)。
【八】毗尼現前(vinayasammukhatā)。
【九】本文に又若如ㇾ是滅言諍、言諍比丘不ㇾ喜ㇾ聞、異住處有二一比丘、若二若三乃至一衆、聰明智慧解二波羅提木叉一、作二是念一、往滅二此事一、爲二善叉一應二往滅一ㇾ之、應下先向二彼衆中知法比丘一具說中本末上、然後求ㇾ集ㇾ僧、僧集已應二語言一、汝且遠去、我等共議二汝事一……既至二僧中一具說二本末一、若僧作二二種語一、或言應ㇾ爾或言不ㇾ應ㇾ爾、不ㇾ可ㇾ定者、僧應二語言一、隨二汝所取一二種語中各取二四人一作二斷事一、僧一言諍比丘各取二四人一已、僧當二白二羯磨差ㇾ之、應二先再羯磨三人後羯磨二人一、一比丘唱言……とあり。甚だ難解なり、今上の如き大正藏の加點、及び縮藏・新藏の加點訓點も依用し難ければ今取らず。先に再びして三人に羯磨すとは、四人以上の者に羯磨を加するを得ざれば、八人選出の中より三人づゝに羯磨を加すること再びして、後に殘りの二人に羯磨する意を示せるなり。

巻の第二十三　彌沙塞

第四分の初　滅諍法[1]

佛、舍衛城に在しき。爾の時諸比丘は好みて共に闘諍し更相に言訟し、比丘は比丘と共に諍ひ、比丘は比丘尼と共に諍ひ、比丘尼は比丘尼と共に諍ひ、比丘尼は比丘と共に諍へり。時に[2]闡陀は比丘を捨てゝ比丘尼を助け、未だ諍を生ぜざるに便ち生じ、已に生ぜるは便ち增廣し、未だ滅せざるは滅せず、已に滅せるは更に起れり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責したまはく、「汝等の所作非法たり、道に隨順せじ」。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より比丘は比丘と共に諍ひ……乃至……比丘を捨てゝ比丘尼を助けんに皆突吉羅を犯す。[3]四種諍あり、一に言、二に教誡、三に犯罪、四に事なり。此事を以ての故に諸比丘の爲に[4]七滅諍法を結せん、若し諍起るあらんに以て除滅するを得ん。應に現前毘尼を與ふべきには現前毘尼を與へ、應に憶念毘尼を與ふべきには憶念毘尼を與へ、應に不癡毘尼を與ふべきには不癡毘尼を與へ、應に自言を與ふべきには自言を與へ、應に多人語を與ふべきには多人語を與へ、應に草布地を與ふべきには草布地を與へ、應に本言治を與ふべきには本言治を與へよ。何をか言諍と謂へる。若し比丘共に諍ひて是法なりと言ふあり非法なりと言ふあり、是律・非律・是犯・非犯・是重・非重・是有餘・非有餘・是麁罪・非麁罪・是羯磨出罪を用ひ、羯磨出罪を用ひず、是佛所說・非佛所說・是佛所制・非佛所制と(言ふありて)、此を以て忿を致して更相に罵詈するを是を言諍と名く。何をか教誡諍と謂へる。若し比丘、比丘を教誡して言はく、「汝、波羅夷を犯ぜるを憶せりや不や、僧伽婆尸沙・偸羅遮・波逸提・波羅提々舍尼・突吉羅・惡說を犯ぜるを憶せりや不や」。彼比丘喜ばず受けずして、此を

【一】 滅諍法(samathakkhandhaka)。五分律第九犍度なり。四分律第十六犍度、十誦律第十五犍度、巴利律第十四犍度なり。

【二】 闡陀(Channa)。律部八、註(六の一四七)參照。

【三】 四種諍(Cattāri adhikaraṇāni)。律部九、註(一二の四〇―四四)參照。

【四】 七滅諍法。律部八、註(七の一七)及び現前毘尼・憶念毘尼等は、律部十三、註(一〇の一四六)以下參照。

衣時竟らんに應に白二羯磨して捨すべし。應に一比丘唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、僧は今迦絺那衣を捨せんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、僧は今迦絺那衣を捨せんとす。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。僧已に迦絺那衣を捨し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。

五分律卷第二十二

跪して白言すべし、「[二六]僧は此の迦絺那衣物を得て已にして浣・染・打・縫して如法に作し竟れり。願はくは僧、受けて迦絺那衣と作さんことを」と。是の如く白し已りて又起ちて遍く衆僧に示すに、諸比丘應に答へて言ふべし、「長老、我等隨喜して汝と之を共にせん」。然して後に僧は應に白二羯磨して受くべし。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ。僧は此の迦絺那衣物を得て浣・染・打・縫して如法に作し竟れり。今受けて迦絺那衣と作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、僧は此の迦絺那衣物を得て浣・染・打・縫して如法に作し竟れり。今受けて迦絺那衣と作さんとす。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。僧は已に受けて迦絺那衣と作し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と。僧所與衣物比丘は復應に遍く行りて言ふべし、「此衣は僧已に受けて迦絺那衣と作せり」。諸比丘は一々に應に言ふべし、「此衣は僧已に受けて迦絺那衣と作せり、是れ善受たり、此中所有の功德は盡く我に屬す」と。

是中、迦絺那衣を受くるを成ぜるあり、迦絺那衣を受くるを成ぜざるあり。受くるを成ぜずとは、若しは浣・染・打・縫に如法ならず、若しは小、若しは大、若しは是れ錦綺衣、若しは未だ自恣竟らざるに受け、若しは利養を貪り、若しは故に[二七]五事を捨せんと欲せんに、皆受くるを成ぜざるなり。上に反せんには、受くるを成ぜるなり。八事ありて[二八]迦絺那衣を失す、一に時竟、二に失衣、三に聞失、四に遠去、五に望斷、六に衣出界、七に人出界、八に白二羯磨捨なり。二因緣あらんに迦絺那衣を受くるを得ず。一に作衣未だ竟らず、二に住處を捨て去るなり。迦絺那衣を受けんに三十日あり、捨にも亦三十日あり。若し前安居には七月十六日に受けて十一月十五日に至りて捨す。若し七月十七日……乃至、八月十五日に受けんに、十一月十六日……乃至、十二月十四日に至りて捨す。若し後安居には八月十六日に受けて十二月十五日に至りて捨するなり。若し

【二六】迦絺那衣式（kaṭhina-atthārara）善見律（大正藏 24, 797a）に迦絺那衣式に於て何故是の如くに慇懃なりやと問ひ、此式は諸佛の所讚にして往昔蓮華佛あり摩訶弟子須閣多のために一萬六千比丘と與に圍繞して共に迦絺那衣を作れりと記せり。

【二七】故に五事を捨せんと欲してとは、前註（一〇八）別衆食以下の五事を恣にせんと欲してとの意。

【二八】迦絺那衣失八事。四分律（列五・七九右）には去・竟・不竟・失・斷望・聞・出界・共出の八因緣に功德衣を失すとし、十誦律（張四・八一右）には衣成時・衣垂成時・去時・聞時・失時・發心時・過齊限時・捨時とせり。本律に八事の詳解なきも、時竟とは資持記に僧祇律の過時捨に當るとす。即ち臘月十五日に至りて捨せざれば、十六日に至りて自然に捨することになるをいふ。衣出界とは迦絺那衣を持ちて界外に出でゝ宿を經るなり。人出界とは出界して作衣し竟りて界外に在りて宿し、衆僧功德衣を出さんに即ち失するなり。十他は律部十、註（二一八の二一八）捨迦絺那衣法の本文參照。十誦律の解は了し易し。

居せんとせるに、一宿するも至らざるを按りて[108]娑竭陀に於て安居し、安居竟るに十六日重衣を擔ひ泥雨を冒して佛所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住せり。世尊は常法として客比丘を慰問して言へり、「汝等は安居和合し、乞食得易く、道路疲れざりしや」。答へて言さく、「安居和合し、乞食乏しからざりしも、道路に泥雨に遇ひ重衣を擔うて極大疲極せり」。諸比丘亦阿那律の事を以て佛に白すに、佛は二事を以て比丘僧を集め、種々に少欲知足を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、『今より諸比丘に迦絺那衣を受くるを聽す。迦絺那衣を受けんに五事を犯ぜざるを得ん、[109]別衆食と、[110]數々食と、[111]餘比丘に白せずして行いて聚落に入ると、[112]長衣を畜ふると、[113]衣を離れて宿するとなり。若し檀越にして[114]迦絺那衣物を持して僧に施さんに、諸比丘中の少衣の者に應に白二羯磨して之に與ふべし。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、僧は此の迦絺那衣物を得たり、今某甲比丘に與へんとす、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、僧は此迦絺那衣物を得たり、今某甲比丘に與へんとす、誰し諸の長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。僧已に某甲比丘に迦絺那衣物を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と。彼比丘得已るに應に卽日に浣・染・打・縫すべし。若し獨して能く辦ぜんには善し、若し能く成ぜざらんには僧應に白二羯磨して一比丘・二・三……乃至、衆多比丘を差して之を助くべし。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、今某甲某甲比丘に某甲比丘の作衣を助けんことを差せんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、今某甲某甲比丘に某甲比丘の作衣を助けんことを差せんとす。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。僧已に某甲某甲比丘に某甲比丘の作衣を助けんことを差し竟んぬ。僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と。若し衣竟らんに、[115]僧所與物比丘は應に衣を持して僧中に到り、偏袒右肩して革屣を脫し蹋

【一〇八】娑竭陀。律部十三、註(四の二一)本文には娑鞞陀とし、十誦律(張四・七九左)には桑祇陀とせり。巴利律(mv. 7, 1)にも Sāketa とせり。因緣同じきが故に娑竭陀も娑鞞陀も共にサーケタの同音寫なり。

【一〇九】別衆食。律部十三、註(七の七五)別請衆食戒本文參照。

【一一〇】數々食。律部十三註(七の五三)數々食戒本文參照。

【一一一】律部十三、註(九の九〇)食前食後至餘家戒本文參照。

【一一二】長衣。律部十三、註(四の一一)長衣戒本文參照。

【一一三】律部十三、註(四の三二)離衣宿戒本文參照。

【一一四】迦絺那衣物(kathina-dussa)。迦絺那衣と作すべき衣財。

【一一五】僧所與物比丘。本文に若衣竟僧所與物比丘應持衣到僧中……とあり。大正藏に僧所與物と比丘とを分てるも今依らず。「僧の協議によりて迦絺那衣物を與へられし比丘は」との意なり。

犯なり」。水に溺へる麞鹿等の死肉あり、淨人の取る(者)なかりければ、比丘自ら水に入りて之を取れるも云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「岸に至り、淨人をして比丘の手にて捉へし所の處を截り去らしめたる餘は、食するを得て無犯なり」。住處あり比丘大に菴羅果を得、食し飽きて餘を以て淨人に與へしに、淨人明日に持して羹を作りて比丘に與へければ、比丘は敢へて食はざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「本、還食意を作さゞらんには皆食するを聽す、無犯なり」。諸比丘あり食時に分與せざりければ、得ざる者（ありき）。諸の白衣譏呵して言はく、「沙門釋子は猫狸の如し、食するに相分與せざらんとは」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に相分與すべし、……乃至、一人に分與せざらんに突吉羅を犯す」。一婆羅門あり麨を持して比丘に寄ねしに、比丘持して不淨地に著きて宿を經たり。明日來り取りて比丘に分與せしに、比丘は已に非淨地に著けるを以て敢へて受食せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「本是れ白衣の麨なれば受食するを聽す、無犯なり」。

[一〇三]復諸比丘に告げたまへり、「是れ我が所制なりと雖、而も餘方に於て以て清淨と爲さゞらんには皆應に用ふべからず。我が所制に非ずと雖、而も餘方に於て必らず應に行ずべからんには皆行ぜざるを得ず」と。

第三分の九[一〇四] 迦絺那衣法

佛、舍衛城に在しき。爾の時諸比丘は三衣中若し一々衣を須ゐんには僧中に於て取れり。時に阿那律の衣壞れたるに、諸比丘語げて言はく、「大德、可しく僧中に於て物を取りて作るべし」。答へて言はく、「世尊は長衣を畜ふるを聽したまはず、我れ作らんに一日に成ぜしむること能はざれば恐らくは長衣罪を犯ぜん」。復、[一〇五]波利邑に衆に知識せられし比丘あり、[一〇六]舍衛城に來りて[一〇七]後安

【一〇三】こゝに此佛語を置けるは注意すべきなり。これ隨方毗尼を示したまへるもの、支那日本の如き國土に於て持律上最も重要なる文である。

【一〇四】迦絺那衣法(kathinakkhandhaka)。律部八、註(八の四三)及び律部十、註(二八の一)の本文參照。

【一〇五】波利邑。律部十三、註(四の一九)波利邑諸比丘の下參照。

【一〇六】本文に復有波利邑衆所知識比丘來舍衛城後安居掞一宿不至於婆竭陀安居……とあり。

【一〇七】後安居。律部八、註(八の一四八)參照。

に白すに、佛言はく、「應に自ら正すべし、但器をして地より離れしむる勿れ」。一比丘あり地を瞋嫌し、其酥瓶を持して非淨地に著きて宿を經、復食するを得ざらしめんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「彼比丘に於ては不淨と爲すも、酥主なる比丘は食するを得ん」。彼が持して不淨地に著けるは突吉羅を犯ぜり」。諸比丘、船乘を以て飲食を載せたるに、淨人の、乘を御し船を行る(者)なかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し淨人なきには、比丘自ら乘を御し自ら船を行るを聽す」。

爾の時衆僧は車を以て米を運びしに、一婆羅門あり僧に不淨なる米一把を以て車中に投ぜり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し別ち(う)べきには除去し、若し別ち(う)べからざるには一把を除去せよ」。野狐あり比丘の酥瓶を偷みて不淨地に著けるに、宿を經たれば云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「噉ふを聽す、無犯なり」。果樹あり根は不淨地に在りて枝は〔一〇一〕淨地を覆へるに、比丘亦不淨地に在りて飲食を持して樹枝上に著きて宿を經たれば云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「枝は根に著すれば不淨地たり、食するを得ず」。果樹あり根は淨地に在りて枝は不淨地を覆へるに、比丘亦淨地に在りて飲食を持して枝上に著きて宿を經たれば云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「食するを聽す、無犯なり」。果樹あり根は〔一〇二〕淨不淨地に在りて枝は淨不淨地を覆へるに、比丘亦隨うて淨不淨地に在りて果は淨不淨地に落ちて宿を經たれば、云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「比丘の所爲に非ざらんには皆食するを得て無犯なり」。比丘あり淨地より土を取りて不淨地に屋を起し、比丘食を持して中に著き、謂うて以て淨と爲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「本、地に依りて淨不淨と爲せば、食するを得ず」。比丘あり不淨地より土を取りて淨地に屋を起せるに、敢へて食を持して中に著かざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「食を著くも無

〔一〇一〕淨地。食界地なり、僧住地に非ず。

〔一〇二〕淨不淨地。淨地と不淨地との境なり。

り樹上に就り果を捉りて生熟を試み看んとせり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に樹上に就りて果に觸るゝべからず」。諸比丘あり果、[九八]非淨地に落ちたるを見て、人をして一處に拾聚せしめて宿を經たれば、云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し地是れ淨・非淨を知らざらんには食するを聽す。若し是れ非淨地なりと知れるには應に食すべからず」。時に六群比丘先に好果を取りて噉ひしに、餘の善比丘は得ざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に白二羯磨して一比丘を差して[九九]分果人と作すべく、若し果多きには意に隨うて食せよ」。六群比丘は僧果を以て白衣に餉りければ、白衣は復餘比丘に從うて索めぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に僧果を以て白衣に餉るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸の白衣あり僧坊に來り入り果を見て諸比丘に從うて乞へるに、諸比丘は敢へて與へざりければ即ち便ち譏呵せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に與ふべし」。佛、毘舍離に在しき。時に世饑饉にして乞食得難かりければ、故梵志比丘是念を作さく、「若し世尊我等に菜を種うるを聽したまはんには、飢時に可しく以て食に足すべけん」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽す」。……皆上の果を種うる中に說けるが如し。若し白衣にして僧地中に菜を種ゑんに、僧若し須ゐんには三過從ひ索むるを得ん」。諸比丘は淨人をして非淨處に於て菜を洗はしめ、未だ竟らざるに明相已に出でたれば疑を生ぜり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「無犯なり」。諸比丘に淨人なく、誰か應に僧に食を行すべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「比丘應に受け已りて之に行すべし」。諸の木器あり食を行して肥膩不淨なりければ、瓦石を以て揩洗して僧器を破壞せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に瓦石を以て揩洗すべからず、應に沸湯にて灰洗すべし」。酥油蜜瓶ありて應に覆蓋すべかりしに淨人あることなかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に新物を用ひて覆ふべし、手をして近づかしむる勿れ」。[一〇〇]瓶傾倒せるに、卒に淨人の正すべき(者)なかりき。是を以て佛

【九八】非淨地。僧住地なり。

【九九】分果人(phalabhājaka) 僧祇律の典知九事の一、律部八、註(六の一七五)參照。

【一〇〇】本文に瓶傾倒卒無淨人可正とあり、瓶傾倒卒の四字を宋・元・明本には瓶傾翻本とし、宮本には瓶瓶翻本、聖本には瓶瓶翻卒とせり。今改めず。

白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。諸の居士あり諸比丘に[九三]隨己意施を請ぜり。諸比丘佛に白すに、佛言はく、「應に隨意施を受くべからず、施者は應に金銀寶物女色を以て僧に施すべからず。[九四]若し比丘、其此の施を可として犯ぜんには突吉羅なり。若し受けんには應に如法治すべし」。諸の白衣あり次第に僧を請ぜり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に次第して受請比丘を差すべし」。誰が差せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に一比丘に白二羯磨して[九五]差受請人と作すべし。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、僧は今某甲比丘を差して差受請人と作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、僧は今某甲比丘を差して差受請人と作さんとす。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。僧已に某甲比丘を差して差受請人と作し竟んぬ。僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。諸比丘は便ち無智比丘を差せるに次第を知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に無智比丘を差すべからず。若し五法あらんに應に差すべからず、欲・恚・癡・畏に隨へると[九六]已差・未差を知らざるとなり」。諸の白衣あり常に食を作して諸比丘に餉れり。諸比丘云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。諸白衣あり僧の爲に新に房舍・溫室・浴室を作り竟り施房の飲食を作して比丘をして往いて取らしめたるに、誰か應に往いて取るべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「其房中に住せんとする比丘は應に往いて取るべきなり」。

佛、毘舍離城に在しき。時に世饑饉にして乞食得難かりければ、[九七]故諸梵志比丘是念を作さく、「若し世尊が我等に果を種うるを聽したまはんには、可しく以て飢を充すべけん」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「果を種うるを聽す」。實を成じ已るに諸比丘は自ら手づから種ゑたるを以て、疑うて敢へて噉はざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「意に隨うて噉ふを聽す」。諸比丘あ

誦律にも餅を供養せりとし、餅とは麪・大小麥・豆製の餅・刻鏤餅・重華餅なりと記せり。巴利律(mv. 6, 36, 7)には pehūtaṃ dākañ ca piṭṭhakhādaniyañ ca (多くの野菜と粉末製の堅食と)と爲せり。こゝに四分・十誦の餅とは粉末製のもの、煎餅類にして、通常の餅にあらず。粉末製は粉末磨食と稱して佉陀尼(堅食)なるも、通常の餅は蒲闍尼(bhojaniya)(輭食)なり。

【九二】毗舍佉母。律部八、註(七の一四九・一一の一七)參照。

【九三】隨己意施。隨意施なり。

【九四】本文に若比丘可其此施犯者突吉羅若受應如法治とあり。

【九五】差受請人。受請に赴くべき人を僧中より夏次に隨うて選差する人なり。

【九六】已差・未差。已に請食に赴かしめたると未だ赴かしめざるとを憶知するなり。

【九七】故諸梵志比丘。もと外道梵志たりしものにして佛道に入れる比丘。

問ふらく、「阿難は今何許に在りや」。答へて言はく、「阿難は佛法僧を敬して今佛後に在り」。彼即ち阿難の所に到り禮足して却き住せるに、阿難語げて言はく、「我れ汝が佛を迎へたるを見て甚だ用つて歡喜せり」。答へて言はく、「我れ佛を敬するが故に來れるには非じ、但親族共に要せり、『若し佛を出で迎へざらん金錢に五百を罰せん』と。是を以て來れるのみ」。阿難聞き已りて之が爲に悵然すらく、「如何が我親友たりながら而も佛法衆僧を敬信せざらんとは」。即ち佛所に至り佛に白して言さく、「世尊、我れ願ふ、此人の佛法を信敬せんことを」。佛、阿難に語げたまはく、「此人、佛を信ぜんこと難からず、汝憂を懷くこと勿れ」。佛即ち慈心を以て其身に遍滿したまひ、已にして房中に進み入り房を閉ぢて坐したまへり。盧夷後に於て世尊を思念すること犢の母を慕ふが如くなりければ、衆多比丘の露地に經行せるを見て問うて言はく、「佛、何處に在せりや」。諸比丘指示して言はく、「彼の戶を閉せる大房中に在せり、汝可しく徐に往き謦咳して戶を叩くべし、世尊は汝を憐愍するが故に當に汝が爲に開きたまふべし」。即ち語の如くして開くを得たれば、盧夷入り已りて手づから佛足を捧げ、自ら姓名を稱して稽首作禮せるに、佛爲に種々に妙法を說きて示教利喜したまへり、所謂、施論……乃至……苦集盡道にして、即ちに遠塵離苦して法眼淨を得、見法得果して已にして三歸五戒を受け、佛に白して言さく、「世尊、我れ願はくは佛及び比丘僧は恒に我食を受けて餘請を受けざらんことを」。佛言はく、「凡そ[九〇]諸の學人は皆此願あり、吾已に此諸人の夏四月請を受けたれば復空缺なし」。彼れ是念を作さく、「復何の施にして佛未だ受けたまはざる者やある、我をして此の如きの福田を失はざらしめよ」。唯、未だ[九一]佉陀尼を設ける者あるを見ざりければ、即ち便ち之を辦へて食時に輙ち行せるに、諸比丘敢へて受けずして念言すらく、「佛未だ我等に食時に佉陀尼を食するを聽したまはざれば」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「食するを聽す」。

爾の時[九二]毘舍佉母は僧の與に齊限施を作さく、「某時に爾所を取りたまへ」。諸比丘是を以て佛に

(張四・六九右)に阿頭佉國より波婆國に遊行したまふとし、四分律(列五・七五右末五)に阿摩那城より摩羅人間に遊行して波婆城に向ひたまふとせり。巴利律(mv. 6, 36, 1)にもĀpaṇa(阿摩那)よりKusinārā(拘尸那羅)に遊行したまふとせり。摩羅人(末羅)の一の都にして拘尸那羅に對す。

【八七】波旬諸力士。四分律に波婆城諸摩羅とあり。拘尸那羅に屬する末羅人(Kosinārakā Mallā)に對する語、波旬(pāvā)に屬する諸力士＝諸末羅人の義なり。

【八八】但鉢那。律部十三、註(八の一三八)參照。

【八九】盧夷(Roja)、十誦律に盧芝となす。

【九〇】諸學人。四分律(列五・七五左)には復更有餘學人、已有明智遠塵離苦得法眼淨、亦當復言常受我衣服飮食醫藥臥具とあり。巴利律(mv. 6,36,5)には……sekhena ñāṇena sekhena dassanena dhammo diṭṭho……(有學の慧と有學の見とを以て法を見たるものは……)とあり。

【九一】佉陀尼(khādaniya)。律部十一、註(三六の一〇三)參照。四分律には餅とし、十

に仙人食を辦へて以て明日に供せん」と。卽ち[八二]穄米・[八三]粟米・稗米[八四]秀米・拘留米飯を作して、明日食時に白すらく、「食已に辦はれり」。佛、大衆と倶に其坐に就きたまひ、梵志手づから自ら下食せるに、諸比丘は敢へて食せずして念言すらく、「佛未だ我等に仙人食を食するを聽したまはざれば」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「食するを聽す」。食畢りて水を行じ、小牀を取りて佛前に於て坐せるに、佛爲に隨喜偈を說きたまひ、……毘羅若の爲に說けるが如し……更に爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまひ、已にして便ち坐よりして起ちて[八五]阿牟聚落に向ひたまへり。時に彼に剃頭師父子の出家せるあり、世尊至らんと欲したまへりと聞いて是議を作さく、「此の諸居士は三寶を敬せざれば、佛若し此に至りたまはんにも必らず人の粥を設くるなけん、我等當に共に人の爲に剃頭し直を取りて之を作るべし」。議し已るに卽ちに行じ物を得て粥を辦へ、晨旦に佛及び僧を請じぬ。僧旣にして食し已るに佛、二比丘に問ひたまはく、「汝等云何がして此粥を辦ふるを得たりや」。具に事を以て答ふるに、佛種々に呵責して言はく、「汝が所作非法なり、云何が賃して白衣の與に剃頭せる、今より若し剃頭師にして出家せんには剃刀を畜ふるを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。

佛、次いで[八六]波旬邑に之きたまふに、[八七]波旬の諸力士は佛至らんと欲したまへりと聞き卽ち共に議して言はく、「若し出で迎へざらんに金錢五百を罰せん」。皆大小と與に出でて世尊を迎へ、頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、佛爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまへり。已にして卽ち佛及び僧に夏安居四月を請ぜしに佛默然して受けたまへり。諸力士は佛受けたまへるを知り已るに、或は一人にて一日食或は二日……乃至、十日(食)を辦へ、或は二人にて共に一日(食)……を辦へ、……乃至、十人にて共に一日(食)……を辦へ、或は但前食を供へ、或は但粥を作す者、或は但[八八]咀鉢那を作す者ありき。時に一人あり[八九]盧夷と字け、是れ阿難の白衣時の親友なり、諸比丘に

善見律(一七)に其形如二沈苽大一粲色酢甜とあり。

【七六】周陀果漿。明かならず。

【七七】波樓果漿(phārusaka-pāna)。律部八、註(三の七三)參照。善見律(一七)に此似二菴羅果一 切木果とあり。

【七八】蒲桃果漿(muddikā-pāna)。律部八註(三の七二)參照。

【七九】倶羅果漿。(coca)律部八、註(三の七〇)參照。

【八〇】甘蔗漿。(ucchurasa)律部八、註(三の七七)參照。

【八一】蜜漿(madhupāna)。

【八二】穄米。くろきび。四分律(列五・六九左)に倶跋陀羅飯とし、善見律(一七)に此是穄米飯也とあり。

【八三】秀米。秀は分別の義、特にすぐれたる米を言へるか。

【八四】拘留米。拘留を欝多羅倶盧の略なりとせば、北倶盧洲產の稉米にあらざるなきか。

【八五】阿牟聚落。四分律(列五・七五左六)に波婆城より阿頭に至りたまふとあり、十誦律(張四・六八左末四)に阿摩那國より阿頭佉國に遊行したまふとせり。巴利律(mv. 6,37,1)には Kusinārā より Ātumā に遊行したまふとあり。阿牟・阿頭・阿頭佉とは Ātumā の音譯なり。

【八六】波旬邑(Pāvā)。十誦律

るを聽す、諸比丘は應に[六九]知事すべからず」。是に於て世尊は罔林より出でて人間に遊行したまふに、文荼長者は食具を賫らして後に隨ひ、千二百五十の象と千二百五十の牸牛と、千二百五十の牧牛人と、[七〇]曠野無人處に於て之を設けんと欲し、五百乘車に種々美食を載せて既にして曠野頓止の處に至り通夜に之を辦じ、明日晨朝に一象蔭下に於て一比丘の座を敷き、最大象蔭に世尊の座を敷き、時到りて「辦はれり」と白すに、諸比丘は敢へて坐せずして念言すらく、「佛未だ我等に衆生蔭下に在りて坐するを聽したまはざれば」と。是を以て佛に白すに、佛言はく、「坐するを聽す」。衆坐已にして定まるに、長者は手づから自ら下食し、食畢りて水を行じ佛前に在りて坐せるに、佛爲に隨喜偈を說きたまひ、……毘羅若の爲に說けるが如し……更に爲に種々に妙法を說いて示敎利喜したまふに、已にして其家に還歸せり。

佛、大衆と與に坐よりして起ち去り、漸漸に北行して[七一]闠那編髮外道住處に向ひたまへり。闠那は佛、釋種より出家して如來應供等正覺を成じ、今暮に當に至りたまふべしと聞いて是念を作さく、[七二]「過去諸仙にして梵行を修せる者は中後に食せずして[七三]非時諸漿を飮めり、所謂、[七四]菴婆果漿・[七五]閻浮果漿・[七六]周陀果漿・[七七]波樓果漿・[七八]蒲桃果漿・[七九]倶羅果漿・[八〇]甘蔗漿・[八一]蜜漿なり。沙門瞿曇も亦應に此を飮むべし。吾當に豫じめ辦へて、至らんに便ち之を設くべし」。辦へ已るに五百弟子と與に出でて世尊を迎へ、遙かに世尊の容顏殊特にして猶し金山の若くなるを見て歡喜を生じ、前んで佛所に至り、立ちて世尊を慰めまつるらく、「善來、瞿曇、我が宗坐を顧みたまはんことを」。佛卽ち其家に到り諸比丘と與に次第して坐したまふに、梵志は便ち非時漿を下きぬ。諸比丘は敢へて受けずして念言すらく、「佛未だ我に非時漿を飮むことを聽したまはざれば」と。是を以て佛に白すに、佛言はく、「飮むを聽す」。諸比丘復佛に問ふらく、「何の因緣を以てじして飮むことを得るや」。佛言はく、「渴せんに便ち飮むことを得ん」。梵志復是念を作さく、「我今當に瞿曇諸沙門の爲

【六九】知事。つかさどり營むなり。

【七〇】本文に欲於曠野無人處設之千二百五十象千二百五十牸牛千二百五十特牛人載五百乘車種々美食既至曠野頓止之處通夜辨之……とあり。特牛人を聖本には牧牛人とせり。特牛今改めたり。十誦・四分・巴利の諸律には乳供養の記を出せり。

【七一】闠那編髮外道住處。四分律(列五・七四左)に阿牟多羅國より阿摩那城に至り拐兔編髮婆羅門園に住したまへりとし、巴利律には Anguttarāpa へ遊行し (mv. 6, 34, 17)、Āpaṇa に達して Keniya jaṭila (ケーニヤ編髮梵志)の供養を受けたまへりとせり (mv. 6, 35, 1)。十誦律(張四・六八左)には鷄尼耶結髮仙人とし、阿摩那國に住せりとす。

【七二】過去諸仙 (pubbakā isayo)。婆羅門中の古の聖者。

【七三】非時諸漿。vikālapānāni) 正午以後の飮料、律部八、註(三の四二・六八)參照。果漿なり。諸律には八種漿 (attha pānāni)を列ぬるも僧祇律には十四種漿を列ぬ、律部十、註(二九の一〇八)・律部八、註(三の六八)參照。

【七四】菴婆果漿(ambapāna)。

【七五】閻浮果漿(jambupāna)。

に於て坐するに、佛爲に種々に妙法を說きたまひ、……乃至……苦集盡道を（說きたまふに）、皆法眼淨を得て三歸五戒を受けぬ。長者、佛に白して言さく、『世尊、我が婦及び兒・兒婦・奴・婢は皆云へり、「是の已が福德は竟に是れ誰が力なりや」と。願はくは佛之を說きたまはんことを』。佛言はく、「汝等には共に此福あるなり」。又問ふらく、「云何がして共に有りや」。答へて言はく、[六六]『昔、王舍城に一織師あり、織師に婦あり、婦に一兒あり、兒に又婦あり、其家に正しく一奴一婢ありて一時に共に食せるに、一[六七]辟支佛あり來り就りて食を乞へり。織師言はく、「汝等は但食せよ、我分を以て與へん」。婦言はく、「我分を持して與へん」。兒……乃至、奴婢も亦皆爾云へるに、辟支佛言はく、「汝等皆已に分を捨して我に與へんとせるは、善心畢せりと爲す、便ち可しく各少許を分ちて我に與へ、汝が食をして少からざらしめんに我亦足するを得ん」。卽ち人（々）に一匙を減ぜるに、已にして彼鉢に滿ちぬ。辟支佛食を得て食し已るに、虛空中に於て種々神變を現じ、然して後乃し去れり。彼の諸人は命終して四天王天に生じ、壽盡きて忉利天に上生し、展轉して他化自在天に至り、是の如く七反して餘福にて來生せり。爾時の織師の眷屬は今の汝等是なり』。是に於て長者は佛前に在りて僧を請じて言はく、「我今一切僧を請じて[六八]無限施を修せん、若し所須あらんに隨時に多少皆我に從うて取りたまはんことを」。諸比丘敢へて受けずして念言すらく、「佛未だ我等に無齊限施を受くるを聽したまはざれば」と。是を以て佛に白すに、佛言はく、「意に隨うて受くるを聽す」。諸比丘あり遠行せんと欲して從うて道粮を索めしに、長者卽ち人をして金銀錢物を賫らして之を送らしめぬ。旣にして所在に至るに長す所甚だ多かりき。使還りて白して言さく、「賫らせる所の資粮今大に餘あり」。長者語げて言はく、「我已に爲に施せり、應に還取るべからず、汝可しく持し去いて僧房に至りて僧に施せ」。卽ち以て僧に施すに、諸比丘は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「僧の淨人、僧の爲に受けて以て僧の所須の物に易ふ

[六六] 文茶居士本生譚。巴利律・十誦律に缺く。

[六七] 辟支佛。律部八、註（二の三三）參照。四分律（列五・七四左八）には多呵樓支（Tagarasikhi）と字くとせり。

[六八] 無限施。後の文に無齊限施の語あり、不斷の供養卽ち常恒供養の意なり。四分律には七日請を乞へりとするも、十誦律には盡形壽供養を乞へりとす。巴利律（mv. 6,34,16）にはdhuvabhatta（常恒食）とせり。

るに一切軍衆皆悉く充足して猶ほ減盡せざりき。復其兒の福德の力を見んと欲せり。卽ち勅して一金囊を捉へ金を瀉ぎて王に獻じ及び大衆に與へしむるに、皆意に隨うて取りて而も亦竭さゞりき。復其兒婦の福德の力を見んと欲せり。卽ち勅して一斛米を出して王の大衆に供へしむるに、一月するも盡きざりき。復其奴の福德の力を見んと欲せり。卽ち勅して耕さしむるに、輒ち七壟を成ぜり。復其婢の福德の力を見んと欲せり。卽ち勅して半兩の塗香を磨らしむるに、半由旬內に之を聞きて異らず、遍く大衆に塗るに猶ほ故ほ盡きざりき。王は大衆と與に福德力の雅ならざるなきを見て歎歡し、卽ち便ち宮に還れり。

爾の時世尊は大比丘僧千二百五十人と倶なりて人間に遊行して跋提城に到りたまひしに、文荼長者は佛世尊今來りて此の[六四]岡林樹下に到りたまへりと聞き、出でゝ奉迎し禮拜問訊せんと欲せるに、諸の外道聞いて便ち往いて語げて言はく、「汝、沙門瞿曇を出で迎ふること勿れ、沙門瞿曇は應に來りて汝に見ゆべきなり。何を以ての故に、汝の福德は人に過ぐればなり。一切沙門・婆羅門・國王・長者にして、應に汝が門に來詣すべからざる者なけん」。長者聞き已りて此心便ち息みたるも、後に復是念を作さく、「沙門瞿曇此に到りて已に久しきに、來りて我に見えざるは彼が道必らず勝れん、何に緣りてか安住して、往いて敬を修へざる」。便ち嚴駕して城を出づるに遙かに世尊の容顏殊特にして猶し金山の若くなるを見て、前んで佛所に到り頭面に禮足し却いて一面に住せるに、佛爲に種々に妙法を說きたまひ、……乃至……苦集盡道を(說きたまふに)、卽ち座上に於て法眼淨を得たり。便ち坐より起ちて佛に白して言さく、「願はくは佛及び僧、我が明日請食を受けたまはんことを」。佛默然して受けたまふに、長者家に還りて多美飲食を辦へ、明日食時に自ら行いて佛に白さく、「唯聖、時を知りたまはんことを」。佛、比丘僧と與に前後に圍遶せられ往いて其家に到り座に就いて坐したまふに、長者手づから自ら下食し、食畢りて水を行じ、家の[六五]小大と與に佛前

【六四】岡林。律部十三、註(三の六三)參照。十誦律(張四・六七左八)に勝葉林とせり。

【六五】小大。大小の男女一切をいふ。

す、應に白二羯磨すべし。　一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此一住處は共住・共布薩・共得施なり、僧今淨地を結作して某處を除かんとす。　若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。　大德僧聽きたまへ、此一住處は……乃至……某處を除かんとす。　誰じ諸の長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。　僧は已に淨地を結作し竟んぬ、僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。

佛、王舍城に在しき。　爾の時[六一]跋提城に長者あり[六二]文茶と名け大福德あり、婦・兒・兒婦及び奴婢皆福德ありき。　長者、倉に入る時は空中より穀を雨らして出づるに然して後止め、婦飯器を取り內外に分布して、隨うて取るに隨うて滿ちて窮盡あることなく、兒、金囊を捉りて眞金を瀉ぎ出すに注ぎて竭きず、兒婦、米一斛を出すに家の內外して一月日食するを得て亦盡きず、其奴、耕す時は輙ち[六三]七壟を成じ、其婢、半兩の塗香を磨して家の內外に塗るに亦滅盡せざりければ、四方の人聞いて來り觀ざるはなかりき。　瓶沙王聞いて亦往いて視んと欲し、豫じめ外に勅せずして忽ち眷屬と與にして其家に至れり。　長者は王來至せりと聞き卽ちに出でて之を迎へ、王に見えて問訊すらく、「善來、大王、願はくは臨幸を垂れたまはんことを」。　王問うて言はく、「汝先に我來らんとするを聞けりや不や」。　答へて言さく、「聞かざりき」。　王言はく、「我軍衆多にして卒に供ふべからざらん」。　長者白して言さく、「我自ら王及び諸大臣に供へ、兒は太子に供へ、婦は後宮に供へ、奴婢は一切士卒に供へ、穀草亦足すれば軍象馬に供へん、願はくは便じて降を賜はらんことを」。　王、其家に到り坐し已りて語げて言はく、『吾聞けり、「長者及び婦・兒・兒婦・奴婢は皆福德あり」と、今悉く見んと欲す』。　答へて言さく、「敢へて隱あらじ」。　卽ち勅して倉中の米を除きて左右を掃灑し、更に御座を敷き王の入坐を請じて然して後倉に入るに、自然の五穀空中より雨下して王甚だ奇歎せり。　復其婦の福德の力を見んと欲せり。　卽ち一器の飯を取りて婦前に著き、婦取りて分布す

【六一】　跋提城。跋提羅城(Bhaddiyanagara)なり。　前註(五六)蘇摩國の下、及び律部十三、註(三の六二)參照。

【六二】　文茶(Meṇḍaka)。　十誦律に民大、四分律に晏茶とし、大福德の長者なり。　巴利律第六(m.v. 6,34,1)參照。

【六三】　七壟。　一墾するに七うねを耕す意なり。

き。是を以て佛に白すに、佛言はく、「僧に施せる淨屋中に於て食を作すを聽す」。諸比丘あり新に住處を作りしに、未だ僧の淨屋あらざりければ云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し新住處を作さんに、應に先に某處を指して淨地と作すべく、便ち可しく食を以て中に置くべし。[五八]若し未だ羯磨せざらんには、比丘中に入りて明相出に至るを得ず」。一住處あり諸比丘久しく已に捨て去りしに、後來の比丘は何者か是れ淨屋なるかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し十二年空しきには、諸比丘は隨意に更に淨屋を作すを聽す」。一住處あり僧の淨屋なく、復未だ十二年ならざりき。比丘後に來るに何處に淨地を作さんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し非行來及び須用せざる處あらんに、應に權に以て淨處と作すべし」。諸比丘あり食を淨屋中に著いて人の爲に偷まれぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に中房に羯磨して淨處と作すべし」。諸比丘あり一房の牆内に羯磨して淨地と作さんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽す」。諸比丘あり一房の[五九]屋溜處を齊れるに羯磨して淨地と作さんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽す」。諸比丘あり中庭に羯磨して淨地と作さんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽す」。諸比丘あり房の一角或は半房に羯磨して淨地と作さんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽す」。諸比丘あり机架に羯磨して淨處と作して食を安かんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽さず、[六〇]要らず應に地に依るべし、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘あり重屋の上層に羯磨して淨處と作さんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘あり重屋下に羯磨し及び通結して淨處と作さんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽す」。諸比丘あり乘に羯磨して淨處と作さんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘あり通じて僧房内に羯磨して淨地と作さんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、『聽

【五八】食を置きつゝ中（僧住處界）に入りて明相出時に至らば、これ共食宿の罪を犯ずるが故なり。明相出は、律部八、註（八の一一五）參照。若し食界を結すれば別界となる故に、僧住處界に入るに共食宿を犯ぜざるなり。

【五九】屋溜處。多人數の集まり控へる室。

【六〇】要らず地に依るべしとあるは律行上に妙味あり、一切羯磨地に依るにあらざれば僧事を成ぜず羯磨作法成ぜざるなり。

寶車馬賓從して皆已に側塞し、餘に萬二千の乘車ありしも城中に受けざれば城外に營住し、皆競うて時食・非時食・七日食・終身食を持して佛及び僧に奉ぜんとて中庭に積めるに、遂に大積を成じて縱橫に狼籍し、塵土に汙泥して鳥獸集まり噉へり。世尊は房を行り見て顧みて阿難に問ひたまはく、「何の故にか此飲食ありて中庭に棄てたる」。具に事を以てして答ふらく、「安處あることなければ此を致せる所以なり」。佛、少欲知足を讃じて諸比丘に告げたまはく、『今、中房を以て白二羯磨して[五七]安食淨處と作すを聽す。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、今某房を以て僧の安食淨處と作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、今某房を以て僧の安食淨處と作さんとす。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。僧已に某房を以て僧の安食淨處と作し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。僧食盡せる後に諸比丘は中に於て羹粥を煮、湯藥を合せて食前食後初中後夜に刀机・男女・狗吠の聲ありければ、佛、阿難に問ひたまはく、「何の故に房中に此諸聲ありや」。具に事を以て答ふるに、佛種々に呵責して言はく、「云何が僧房の安食淨處に於て作食し合藥せる、今より犯ぜんには突吉羅なり」。佛、王舍城に在しき。諸比丘は秋時病を得たれば、湯藥を合はせて隨病食を作さんが爲の故に時・非時に皆聚落に入りしに、水・火・劫賊に遭ひ衣鉢難・梵行難・身命難ありき。一織師あり中路に屋を起し中に於て織作せしに、諸比丘が時・非時に聚落に入れるを見て便ち語げて言はく、「若し所作あらんには可しく此に於て作すべく、所留あらんと欲せんには亦可しく此に留むべし」。諸比丘は敢へてせざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「白衣舍に於て淨屋を作すを聽す」。遂に復主人を鬧亂して其織作を妨げければ、織師は是念を作さく、「我本織らんが爲に此屋を作りしに今既にして織るを得ざれば、便ち當に正しく以て僧に施して淨屋と作すべし」。即ち以て僧に施せるに、諸比丘は是れ僧屋なるを以て、敢へて復中に於て作食合藥せざり

【五七】安食淨處。房又は粗舍に羯磨して攝食界となし、以て食を安置す。淨處とは淨地(kappiyabhūmi)なり、前註(五)參照。

……苦集盡道を(説きたまひ)、卽ち座上に於て法眼淨を得たりき。　卽ち坐より起ち𧿹跪して佛に白さく、「願はくは佛及び僧は明日我が薄食を顧みたまはんことを」。　佛嘿然して之を受けたまふに、將軍、佛の受けたまへるを知り已りて其家に還歸し、市買人に勅すらく、「此間の所有死肉は貴賤を計ることなく、盡く皆之を買へ」。　教の如く悉く買ふに、通夜に種々美食を辦へ、晨朝に座を敷き自ら往いて佛に白さく、「食具に已に辦はれり、唯聖、時を知りたまへ」。　佛、比丘僧と與に前後に圍遶せられて往いて其家に到り座に就て坐したまふに、將軍手づから自ら食を下き、歡喜して亂れざりき。　時に諸の尼犍は師子將軍が佛及び僧を請じて極めて餚饍を設けたりと聞いて嫉妬心を生じ、卽ち街巷に於て力を窮めて唱言すらく、「師子將軍は師に叛いて義なし、今にして乃ち反して沙門瞿曇に事へ、手づから牛羊を殺して以て供養せんとは」。　諸比丘聞いて敢へて食はざりければ、師子將軍𧿹跪して佛に白さく、「此の諸尼犍は長夜に佛を毀てり、我今乃し絕命に至るとも終に故殺せじ、願はくは比丘に勅して嫌疑を生ずる勿く自恣に飽食せしめたまはんことを」。　佛卽ち諸比丘に告げたまはく、「意に隨うて飽食せよ」。食し畢りて水を行じ、小牀を取りて佛前に於て坐せるに、佛爲に前の如くに隨喜偈を說きて坐より起ち去りたまへり。　佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「三種の肉ありて食するを得ざれ、若しは見・若しは聞・若しは疑なり。　見とは自ら己の爲に殺せるを見、聞とは可信人より己の爲に殺せりと聞き、疑とは己の爲に殺せりやと疑ふなり。　若し[五三]見ず・聞かず・疑はざらんには是を淨肉と爲し、意に隨うて食するを聽す。　若し比丘の爲に殺さんに比丘及び沙彌は應に食ふべからず、比丘尼・式叉摩那・沙彌尼・優婆塞・優婆夷は食するを聽す。　若し比丘尼・優婆塞・優婆夷の爲に殺さんにも亦是の如し」。

時に摩竭國・鴦伽國・[五四]迦夷國・拘薩羅國・跋耆國・[五五]滿羅國・[五六]蘇摩國の此の諸國人は「佛世に出でたまひて大威德あり、弟子亦爾り」と聞き、皆來りて毘舍離城に雲集せしに、城中の家々は各々七

【五三】三種淨肉。律部十、註(三二の一〇)見・聞・疑の下參照。

【五四】迦夷國(Kāsi)。迦尸國。

【五五】滿羅國(Mallā)。末羅國。

【五六】蘇摩國。十誦律(張四・六七右)に毗耶離より蘇摩國に遊行し、蘇摩國に二城あり、婆提城と蜜城、婆提城に居士あり民大(Mendaka=メンダカ)ありとせり。四分律(列五・七四右)には毗舍離より蘇彌に遊行し、蘇彌より跋提城に至りて住す。跋提城に大居士あり旻茶(メンダカ)と名くとあり。これによりて跋提城は蘇摩國の都城なりしとせば蘇摩國なるものは鴦伽國の一城なりしことを推し得べし。律部十三、註(三の六二)跋提羅城の下參照。

にて王舍城の長者にして[四七]象行と名け五百乘車に乘じて毗舍離より來れるあり、遙かに世尊の容顏殊特にして猶し金山の若くなるを見て歡喜心を發し、前んで佛所に到り頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、少石蜜あり世尊及び比丘僧に奉らんと欲す」。佛嘿然して受けたまひたれば、即ち便ち自ら下くに諸比丘は敢へて受けざりき。是を以て佛に白すに、佛は少欲知足を讚歎して諸比丘に告げたまはく、「今より諸比丘に飢時には食し、渴時には水を以て和して飲むを聽す」。彼長者は一瓶の石蜜にて遍く佛大衆に行せるも猶ほ故ほ盡きざりければ、佛に白して言さく、「我れ一瓶の石蜜にて遍く大衆に行ぜるも而も猶ほ餘あり、更に應に誰にか與ふべき」。佛言はく、「汝可しく持して[四八]生草なき地若しは[四九]蟲なき水中に著くべし」。即ち敎を受けて無蟲水中に著くに、水即ち大に沸き烟起りて聲を作せること、燒鐵を水に投ぜるが如くなりき。長者恐怖し還りて以て佛に白すに、佛爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまへり、所謂、施論・戒論・生天の論、(並に)欲は過患たり、在家の染累、出家の無著とにして、次で爲に諸佛常所說の法なる苦集盡道を說きたまふに、即ち座上に於て遠塵離苦し、諸法中に於て法眼淨を得たりき。佛復前行したまひしに、一工師ありて其女善く能く羹を作しければ、佛及び僧に純ら羹を以て施し用つて後食に當てんことを請ぜり。諸比丘敢へて食せずして言はく、「佛未だ我等に羹を以て食に當つることを聽したまはざれば」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「後食の意を作して食するを聽す」。

佛、漸(々)に遊行して毗舍離に到りたまひ[五〇]獼猴江邊の重閣講堂に住したまひき。一將軍あり名けて[五一]師子と曰ひ、是れ[五二]尼犍の弟子なりしが、「佛世尊は此城に來遊したまへり、大名聲ありて稱して如來應供等正覺と號せり」と聞いて、歎じて言はく、「善い哉、願はくは見えて是の如くならんには佛を請ぜん」。即ち嚴駕して出づるに、遙かに世尊の容顏殊特にして猶し金山の若くなるを見て、前んで佛所に到り、頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、佛爲に種々に妙法を說き……乃至

【四七】象行。四分律(列五・七二右)に私呵毗羅とし、巴利律(mv. 6, 26, 2)にはBelaṭṭha-Kaccāna とせり。十誦律(張四・六五右)毗羅吒とせり。

【四八】生草なき地 (appaharite)。

【四九】蟲なき水中 (appāṇake udake)。

【五〇】獼猴江邊重閣講堂 (梵 Markaṭahrada tīre Kūṭāgāraśālā)。大林重閣精舍 (Mahāvana Kūṭāgārasālā)とも稱す。

【五一】師子將軍 (Sīha Senāpati)。四分律(列五・七三左)に私呵將軍とす。

【五二】尼犍弟子(nigaṇṭhasāvaka)。

說きたまへるが如くんば、若し僧を請ぜんに正趣正向の人は皆既に請ぜられたりとせんには、我は今凡夫にして未だ是れ正趣正向ならざれば、將に不與取食を食するなからんとするや」。是を以て佛に白すに、佛は彼の諸比丘に問ひたまはく、「汝等は解脫の爲に出家せざりしや」。答へて言さく、「我れ解脫の爲なり」。佛言はく、「若し僧を請ぜん時は聖人・坐禪人皆應に食すべし」。諸の誦經凡夫比丘あり是念を作さく、「我は坐禪(人)に非ざれば……亦上の如くに疑を生ぜり……」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「誦經人も亦應に食すべし」。諸の衆事を勸佐する凡夫比丘あり是念を作さく、「我は坐禪(人)・誦經(人)に非ざれば……亦上の如くに疑を生ぜり……」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「衆事を勸佐する人も亦應に食すべし。諸比丘に告げん、若し僧を請ぜん時は、惡戒人を除き餘の一切僧は皆應に食すべきなり」。

佛、[四四]阿那頻頭邑に遊びたまひしに、彼邑に一大臣あり好少と名け、佛及び僧を請じて多美飲食を辦へ、明日食時に座を敷いて自ら白さく、「食具に已に辦はれり、唯聖、時を知りたまへ」。時に諸比丘は更に他の[四五]前食請を受けて皆已に飽滿せり。佛、大衆と與に前後に圍遶せられて往いて其家に到り座に就て坐したまふに、好少大臣手づから自ら斟酌せるも而も諸比丘は皆食ふこと能はざりき。大臣言はく、「何ぞ自恣に食せざる、食少しと謂へりとやせん、口に甘からずとやせん」。諸比丘答へて言はく、「食甘からざるに非ず、亦少しと謂へるにもあらず、朝已に飽食したれば是を以て能はざるのみ」。彼大臣便ち瞋恨して言はく、「云何が既に我請を受けつゝ餘に於て飽食せる」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し已に他請を受けんには、畫いて字を成ぜざる粥を歠るを聽す。若し[四六]强粥及び食を得んには應に主人に語ぐべし、「我先に已に請を受けたれば可しく餘人に施すべし」。

時に佛、大比丘僧千二百五十人と倶に遊行して王舍城より毗舍離に向ひたまひしに、二國の中間

【四四】阿那頻頭邑(Andhakavinda)。律部十三、註(五の四五)參照。巴利律(mv. 6, 25, 1)には此地及び供養者の名を出さずして、一人の新に信心を起せる大臣によりて……とせり。

【四五】前食請。朝食卽ち小食請なり。律部九、註(一六の一一)參照。

【四六】强粥(bhojjayāgu)。堅き粥なり。

遂に比丘を殺せり。諸の居士見て問ふらく、「何の故に爾りしや」。人あり言はく、「其の類肉を食せるに由りてなり」。便ち譏呵して……乃至……諸比丘に告げたまはく、「……亦上に說けるが如し……今より此の四種肉を食せんに突吉羅なり」。諸比丘は狗肉を食せるに、諸狗は氣を聞いて後に隨うて之に吠えぬ。諸の居士見て問うて言はく、「狗何ぞ以て偏に比丘にのみ吠ゆるや」。人あり言はく、「狗肉を食せるに由りてなり」。便ち譏呵して……乃至……諸比丘に告げたまはく、「……亦上に說けるが如し……今より狗肉を食せんに突吉羅なり」。諸比丘は蛇肉を食せり。諸の居士譏呵し……[三九]善自在龍王は化して人身と作り佛所に來詣し稽首して白して言さく、『我が諸龍等は大神力ありて種々の形色を作して世間に遊行せり。今諸比丘は蛇肉を食せり、或は能く是れ龍比丘を傷害せん、願はくは佛、諸比丘に「蛇肉を食はざれ」と制したまはんことを』。佛爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまひ、已にして所住に還らしめたまひき。佛是事を以て諸比丘を集め、善自在龍王の語を以て諸比丘に告げたまはく、「今より蛇肉を食せんに突吉羅なり」。

佛、王舍城に在しき。爾の時長者あり佛及び僧を請ぜるに、諸の長老比丘佛に問うて言さく、「世尊、若し人、僧を請ぜんには誰をか請ぜりと爲す」。佛言はく、「若し[四〇]正趣正向の人ならんに、皆已に請ぜられたりとす」。諸比丘是念を作さく、「此の如きの諸人は四方及び天上に處としてあらざるなければ、我等將に[四一]別衆食を犯ずるなからんとするや」とて、便ち敢へて往かざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し界內に於て四人已上を別請するを別衆食と名く。若し[四二]次請せんには不犯なり」。[四三]諸比丘あり是念を作さく、「諸の比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼・優婆塞・優婆夷も亦界內に在り、將に別衆食を犯ずるなからんとするや」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し僧を請ぜんに應に二衆にて食すべし、比丘及び沙彌なり。若し二部僧を請ぜんに應に五衆にて食すべし、比丘・比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼なり」。諸の凡夫坐禪比丘ありて是念を作さく、「世尊

【三九】善自在龍王。四分律(列五・七一右)に善現龍王(Supassa nāgarāja)とせり。

【四〇】正趣正向。預流果以上の聖者。

【四一】別衆食(gaṇabhojana)。律部十三、註(七の七五)の本文參照。

【四二】次請。僧次請なり、律部十三、註(七の八三)參照。

【四三】本文に有請比丘作是念とあり、宋・元・明・宮本には請の字を諸と爲せり。今改む。

り、晨旦に座を敷いて「時到れり」と白さしめぬ。佛、衆僧と與に前後に圍遶せられ、往いて其家に到り座に就て坐したまへり。聟自ら[三五]水を行ぜんとせるに、佛之を受けずして語げて言はく、「須卑優婆夷を呼びて出ださしめよ」。即ち人を遣はして語げしむらく、「世尊は汝を呼びたまへり」。答へて言はく、『可しく我名を以て世尊を問訊すべし、「病みて出づるに堪へざるなり」』と」。即ち以て佛に白すに、佛猶ほ之を呼びたまへり。是の如く三たびに至り、乃し衣を以て舁ぎて佛所に至るに、既にして世尊を見たてまつるに瘡即ちに除き愈え、肉色先の如くなりければ希有心を生じ、「我に是の如きの大師及び諸の同梵行人あり」とて歡喜踴躍し、手づから自ら食を下き、食し畢りて水を行じ、小牀を取りて佛前に坐しぬ。佛爲に[三六]隨喜偈を說きたまひ……毗蘭若の爲に說ける所の如し……更に爲に種々に妙法を說いて示教利喜し、已にして所住に還歸したまへり。佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝、昨(日)何等をか食せる」。答へて言さく、「肉を食せり」。又問ひたまはく、「肉美なりしや不や」。答へて言さく、「美なりき」。佛言はく、「汝、愚癡人、云何が問はずして人肉を食せる。今より肉を食せんに問はざらんには突吉羅を犯す。若し人肉を食せんに偸羅遮なり」。

[三七]諸比丘あり象肉を食しければ、波斯匿王は象死するに輒ち送り、諸鬼神も沙門が象肉を食せるを以ての故に便ち諸象を殺すに、比丘は淨人をして肉を取らしめて持ち還れり。諸の居士見て譏呵して言はく、「此の沙門釋子は肉として食せざるなきこと[三八]鵄鳥に過ぎたり、云何が此不淨臭穢を噉ひつゝ來りて我家に入れる、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸の長老比丘聞いて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より象肉を食せんに突吉羅なり。馬肉も亦是の如し」。諸比丘は師子肉・虎肉・豹肉・熊肉を食へるに、諸獸は氣を聞いて

【三五】 水を行ずとは、これ食前作法の一にして、十誦律(張四・六六左十行)に「僧坐訖自行二澡水一下レ食、食已澡漱攝レ鉢、持二一小牀一坐二僧前一欲レ聽二說法一」とあり。或は同律(張四・七一右二)にも「毗舍佉母自行二澡水一自手與二多美飲食一食訖行レ水知二攝レ鉢已一持二小牀一坐二佛前一」とあり。

【三六】 隨喜偈。律部十三、註(一の四四―四八)參照。

【三七】 本文に「有二諸比丘一食二象肉一、波斯匿王象死輒送二諸鬼神一、以三沙門食二象肉一故便殺二諸象一、比丘使二淨人取レ肉持還一」とあり。加點は縮藏及び大正藏にして、訓點は新藏なり。今此等の加點訓點を用ひず。特に「送二諸鬼神一」とせるは誤れり。四分律(列五、七一右九行)にも沙門を信敬せる鬼神が比丘食して得ざるために象を死なしめたるの記あり。されば送の字と諸鬼神とは一連の文とすべからざるなり。巴利律には諸鬼神に相當する語なし。

【三八】 鵄鳥。宋・元・明・宮本には鴟鳥と爲す。鵄・鴟は同音寫、ふくろふなり。

丘に如木想して木果を取り、池水に就て池果を受け、淨人なきに果を淨せんには先に核を除いて食せんこと聽せるも、汝等は今猶ほ此法を用ひたりや不や」。答へて言さく、「猶ほ用ひぬ」。佛言はく、「汝等の所作非法なり、我先に飢饉時に聽せるに、今云何が猶ほ此法を用ひたる。今より犯ぜんには突吉羅なり」。

時に舍衞城中に優婆夷あり[三二]須卑と字け、佛法を信樂し見法得果して三寶に歸依し、常に一切僧を請じて湯藥を供給せり。彼れ後の時に於て僧坊に來り入るに、一比丘の吐下して虛乏せり、欲して肉を問うて言はく、「大德、今須ゐんとする所何」。答へて言はく、「我れ吐下して虛乏せり、欲して肉を食せんことを思ふ」。語げて言はく、「大德、我れ明日當に送るべし、願はくは爲に之を受けたまはんことを」。是に於て家に歸り、晨朝に人を遣はし錢を持して肉を買はしめたるに、爾の日[三三]波斯匿王に「若し殺す者あらんに當に重罪を與ふべし」との令ありて買はんとして得ること能はざりければ、還りて白すること此の如くせり。復更に錢を與へ遍く之を求めしめんとて語げて言はく、「價直を計ること勿れ、若し一錢にて一錢大の如きを得んにも亦當に之を買ふべし」と。猶も得ること能はざりければ、優婆夷是念を作さく、「我れ昨已に許へり、若し得ざらんには彼或は命過せん」。即ち利刀を持ちて屋に入り、髀裏の肉を割きて婢に與へ、煮て比丘に送與せしめたるに、比丘得て便ち之を食し、病即ちに除き差えぬ。時に聟、[三四]行より還るに其婦の行來出入するを見ざりければ、即ち問ふらく、「須卑何に在りや」。答へて言はく、「內に在りて病めり」。即ち入りて問うて言はく、「患苦する所何」。婦具に事を以て答ふるに、聟言はく、「恐らくは汝が此病は復活くるの理なけん、未だ死なざる頃に及びて可しく佛及び僧を請じて明(日)中食を設くべし」。婦言はく、「甚だ善し」。即ち聟をして佛及び僧を請ぜしめ、頭面に禮足して佛に白さく、「願はくは佛及び僧、明日食を顧みたまはんことを」。佛嘿然して受けたまふに、其家に還歸して通夜に多美飲食を作

法をなせるに、餘比丘皆食ひ盡せるにより、飢饉時には餘食作法せずして食するを聽すとの意なるべく、餘比丘に就て作法する代りに池水に就て餘比丘の想して受くるものなるべし。儉開七事の第六。

【三〇】無ニ淨人淨レ果除レ核食。胡桃等の果を得んに、淨人をして果物作淨（火淨・刀淨等）せしめずとも、自ら核を除いて食して可なりとの意。儉開七事の第七。四分律の胡桃果等食に相當す。

【三一】儉開七事還制。本律第三十卷（大正藏22,191c）に、初四事は毗舍離にて還制し、後の三事は舍衞城にて還制すとある文に相應す。

【三二】須卑（Suppiyā）。本律及び僧祇律（註三二の一一）には舍衞城の人とあるも、巴利律（mv. 6,23,1）には波羅㮈城とせり。十誦律（張四・六二左）には波羅奈國とし摩訶斯那優婆夷とせり。四分律（列五・七一右）には波羅㮈國蘇卑優婆私とせり。

【三三】前に舍衞城とせる故にこゝに波斯匿王とせるも、十誦律には王、波摩達（ブラフマダッタ）とせり。四分・巴利には王名を出さず。

【三四】行。他行なり。

に之を失ひければ、是念を作さく、「若し世尊我等に食と共に一處に宿するを聽したまはんには此苦を致さゞらんに」。是を以て佛に白すに、佛言はく、[24]「食と共に一處に宿するを聽す」。諸比丘は餘處に於て食を作りて之を失ひければ、便ち是念を作さく、「若し世尊我等に住處に於て食を作るを聽したまはんには此苦を致さゞらんに」。是を以て佛に白すに、佛言はく、[25]「住處に在りて食を作るを聽す」。[26]諸比丘は人を雇うて食を作り、價を與へ食を與へしに、彼人復偸みければ是念を作さく、「若し佛、我等に自ら食を作るを聽したまはんには此費なかるべけんに」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「自ら食を作るを聽す」。諸比丘既にして自ら食を作りて人に之を授けんことを求めしに、復雇直を索めければ是念を作さく、[27]「若し世尊我等に自ら食を持して求めて、雇人を倩うて授け(しめ)ざるを聽したまはんには此費なかるべきに」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「自ら食を持して求めて、雇人を倩うて授けしめざるを聽す」。[28]諸比丘は木果を得たるも人の授くるなかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「如木想して取りて食するを聽す」。[29]諸比丘は池果を得たるも人の授くるなかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「池水に就て受くるを聽す」。[30]諸比丘は果を食せんと欲せるも、淨人の淨せしむる(者)なかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「先に核を去りて然して後に之を食するを聽す」。

佛、[31]毗舍離に在しき。爾の時世尊は風を患ひたまひければ、阿難は自ら藥粥を煮て佛に上りしに、佛、阿難に問ひたまはく、「誰か此藥を煮たる」。答へて言さく、「是れ我が煮たる所なり」。佛、阿難に告げたまはく、「我先に諸比丘に食と共に宿し、住處にて食を作り、自ら食を作り、自ら持して人より受けんことを聽せるも、汝等は今猶ほ此法を用ひたりや」。答へて言さく、「猶ほ用ひぬ」。佛言はく、「汝等の所作非法なり、我先に飢饉時に聽せるに、今云何が猶ほ此法を用ふるや。今より犯ぜんには突吉羅なり」。佛、舍衛城に在しき。(爾の時)阿難に問ひたまはく、「我先に諸比

五・七七右五)には八事とす。七事中六事は四分律と合す、更に受早起食・從ニ食處一持ニ餘食一來の二事は五分律になし。

【二四】 内宿(antovuttham)なり、界内にて食と共に宿するなり。儉開事の一。四分律の界内共宿に相當す。

【二五】 内熟(anto pakkam)なり。界内にて食を煮るなり。儉開七事の二。四分律の界内煮に相當す。

【二六】 自熟(sāmam pakkam)なり。自ら食を煮るなり。儉開七事の三。四分律の自煮に相當す。

【二七】 自持食從レ人受。淨人を求めずして自ら食を取り、而して後に淨人を求めて受けて食するなり。儉開七事の四。四分律の自手取食に相當す。

【二八】 自取レ果食。自ら果を取りし後に淨人を求めて得ざる時は、如木想して取りて食するなり。如木想とは木に似たりとの想をなすなり。儉開七事の五。四分律に相應せるものなし。

【二九】 就ニ池水一受。水中可食物即ち藕根等の池果を得たる時、淨人なきには池水に就て受くるなり。池水に就て受くるとは、四分律より反照するに、水中可食物を足食後に食せんとて餘比丘に就て餘食作

り、彼れ何の故にか爾せる」。答へて言さく、「作法應に爾るべきなり」。佛種々に少欲知足を讃歎し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より若し合藥せること此の如きには[一六]非時に服するを聽す」。時に長老優波離は佛に問うて言さく、「世尊、若し[一七]時藥と非時藥とを合受せんに應に幾時に服すべき」。佛言はく、「應に時藥に從ふべく、非時に服するを得ざれ。[一八]七日藥・終身藥も亦是の如し」。又問ふらく、「若し非時藥と七日藥とを合受せんに應に幾時に服すべき」。答へて言はく、「應に非時藥に從ふべく、宿を經て服するを得ざれ。終身藥も亦是の如し」。又問ふらく、「若し七日藥と終身藥とを合受せんに應に幾時に服すべき」。答へて言はく、「應に七日藥に從ふべく、終身服するを得ざれ」。

第三分の八[一九]　食法

佛、[二〇]波羅㮈國に在しき。爾の時[二一]五比丘は佛所に到り頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、我等當に於何がして食すべき」。佛言はく、「汝等乞食するを聽す」。復佛に白して言さく、「當に何の器を用ふべき」。佛言はく、「鉢を用ふるを聽す」。時に諸比丘は粳米飯を乞ひ得たるも敢へて受けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「意に隨うて食を受くるを聽す」。時に諸比丘乞ふに或は種々の飯を得、或は種々の餅を得、或は種々の麨を得、或は種々の熟せる麥豆を得、或は種々の燒麥及び[二二]糯米を得、或は種々の羹を得、或は種々の苦酒及び醬を得、或は種々の鹽を得、或は種々の肉を得、或は種々の魚を得、或は種々の乳酪を得、或は種々の菜を得、或は種々の根(即ち)藕根等を得、或は種々の莖(即ち)甘蔗等を得、或は種々の果(即ち)菴羅・椰子等を得たるも皆敢へて受けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆意に隨うて受けて食するを聽す」。

[二三]佛、毗舍離に在しき。時に世飢饉にして乞食するも得難く、諸比丘は食を持して餘處に著ける

【一六】十誦律にては非時に服するを禁ず。

【一七】時藥　非時藥。律部八、註(三の四一・四二)及び同註(三の五五・六八)の本文參照。

【一八】七日藥・終身藥。律部八、註(三の四三・四四)及び同註(三の七九・九八)の本文參照。

【一九】食法。諸律皆藥法中に攝して別開せず。時藥・非時藥・七日藥・終身藥の四は孰れも比丘の驀命を養ふものなれば藥の字を用ひ、總稱して四藥といふ。善見律(大正藏 24. 795a)藥犍度の梵名註釋は四分律藥犍度の梵名を逐次に註釋せるは注意すべし。

【二〇】波羅㮈國。律部八、註(一の三六・三七)參照。

【二一】五比丘。前註(一五の九七・一〇四・一〇五・一〇六)參照。

【二二】糯米。宋・元・明・宮本には糭米等となす。糯米はもちごめ、糭米はうるちごめなり。

【二三】儉開七事。飢饉にして乞食するも得難き場合には、內宿・內熟・自熟等の七事を聽す。十誦律(張四・六六左)には早起受食・持食去食・木果・池物の四事を出せり。巴利律(mv. 6,17—21)の八事は四分律に合す。但、五百結集記には富樓那は言及せず。四分律(列

時に漉して非時に受けんには、宿を經て服するを得ず。若し時に煮、時に煎じ、時に漉して時に受けんには、七日服するを得ん」。諸比丘あり秋時病を得て應に根藥を服すべかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「一切根藥は服するを聽す。果藥も亦是の如し」。諸比丘あり秋時病を得て應に草藥を服すべかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「一切草藥は服するを聽す」。比丘あり風病にて應に汗を取るべかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「取るを聽す」。比丘あり風病にて應に赤白の諸鹽を服すべかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「服するを聽す」。比丘あり風病にて應に小便に油・灰・苦酒を合和して用ひて身體を摩すべかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「合和して之を摩するを聽す」。比丘あり疥瘡を患ひて治せんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「治するを聽す」。比丘あり癰を患ひ應に刀を以て破り藥もて塗るべかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽す」。比丘あり脚を患ひ、須らく熊皮鞾を著し熊膏にて塗るべかりき。復須らく麪・蛇皮・熊膏・酥を[一二]苦瓠中に著れて漬せるを用ふべかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆聽す」。比丘あり隱處に癰を(患ひ)、醫は爲に刀にて破れり。佛、前を經過ぎたまふに醫、佛に白して言さく、「刀已に大便門に至れり、世尊、之を視たまはんことを」。佛言はく、「此は是れ難護の處なり、若し凡夫をして命過せしめんには便ち大利を失せん、今より刀にて隱處を破るを聽さず、犯ぜんには偸羅遮なり」。比丘あり[一三]時行熱病を得たり。佛言はく、「應に吐下藥を服して消息し、量を節して隨病食を食すべし」。比丘あり眼を患ひぬ。佛言はく、「眼藥を作るを聽す」。

時に[一四]離婆多は非時に石蜜を食せるに、阿那律語げて言はく、「非時に食する莫れ、我れ石蜜を作る時[一五]米を擣いて中に著るゝを見たれば」。彼卽ち疑を生じて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて阿那律に問ひたまはく、「汝、石蜜を作る時米を擣いて中に著るゝを見たりと言へ

無食氣と作すとは漉して滓を取るをいふ。

【一一】鱓。うみへび、大魚なり。

【一二】苦瓠。粗惡なるひさご。

【一三】時行熱病。流行病なり。

【一四】離婆多。巴利律(mv.6,16,1)には離婆多が疑を起せりとせり、五分律と相違す。此說話は十誦と巴利と相似たり。十誦律(張四・六二右)には疑離越(Kaṅkhā-Revata)とせり。律につき種々疑多かりし故に「疑多き離婆多」と言はるゝに至れりといふ。四分律(列五・七二左六)には名を出さず。

【一五】十誦律には麪・細糠・燋土・炭煤等を合和せるを見たりとし、巴利律には piṭṭha(麥粉)chārika(灰)を混ぜりとせり。

卷の第二十二　彌沙塞

第三分の七　藥法[一]

佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は[二]秋時病を得たるに、佛は房を行り見て是念を作したまはく、「世人は酥・油・蜜・石蜜を以て藥と爲せり、我今當に諸比丘に服するを聽すべし」。是事を以て比丘僧を集めて告げて言はく、「今より諸の病比丘に[三]四種藥を服するを聽さん、酥と油と蜜と石蜜となり」。諸比丘酥を服せるに[四]苦臭なりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「熟煎するを聽す、若しは自ら煎じ若しは人をして煎じしめよ。若し[五]淨地たきには[六]非淨地にて煎ずるを聽す」。諸比丘酥を服せるに嘔逆して吐かんと欲せり。是を以て佛に言すに、佛言はく、「[七]呵梨勒・阿摩勒果若しは蜜若しは蒜若しは麨の諸の所宜物を以て[八]排口するを聽す」。一比丘あり熱病を得て應に酥を服すべかりしに、諸比丘爲に乞へるも得ずして乳を得たり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に[九]淨人をして酥と作さしめ、煎じて熟せしめ、[一〇]無食氣と作して七日を受けて服すべし」。一比丘あり風病を得て應に油を服すべかりしに、諸比丘爲に乞へるも得ずして油麻を得たり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に淨人をして油と作さしめ、無食氣と作して七日を受けて服すべし」。一比丘あり熱病を得て應に石蜜を服すべかりしに、諸比丘爲に乞へるも得ずして甘蔗を得たり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に淨人をして石蜜と作さしめ無食氣と作して七日を受けて服すべし」。諸比丘は幾時應に熟すべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「杓を以て擧げ瀉がんに相續して斷えざるを熟せりと爲す」。諸比丘あり風病を得て應に牛・驢・駱駝・[一一]鱣の脂を服すべかりしに、諸比丘爲に乞へるも得ずして四種肥肉を得たり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に淨人をして煮しめ、膏を接け取りて更に煎ずべし。若し時に煮、時に煎じ、

【一】藥法 (bhesajjakkhandaka)。

【二】秋時病(sāradika ābādha)。秋風の立ちそむる頃に起り羸瘦して色力なき病。

【三】四種藥。四分律(列五・七二右七)に酥・油・生酥・蜜・石蜜とし、巴利律(mv. 6,1,2)には五種藥 (pañca bhesajjāni)として、sappi (酥＝熟酥又は醍醐)navanīta(生酥)・tela(油)・madhu(蜜)・phāṇita(石蜜)を列ぬ。十誦律(張四・六一左)には四種含消藥とせり。僧祇律第三卷(律部八、註三の七九)七日藥の下詳細參照。

【四】苦臭。非常にくさきなり。臭は殠なり。

【五】淨地(kappiyabhūmi)。食物を置くべき一定の限られたる地。食物と同宿せざらしめ、以て僧體淸淨ならしむる地なる故に淨地といふ。

【六】非淨地。淨地以外の僧住處界をいふ。

【七】呵梨勒・阿摩勒。律部八、註(三の九九・一〇一)參照。

【八】排口。宋・元・明・宮・聖本には敗口と爲す。口中をくつがへしくづす意なり。

【九】淨人。律部八、註(五の九五)參照。

【一〇】本文に應使淨人作酥煎令熟作無食氣受七日服とあり。

丘能く自ら補はんには、亦大小の錐・大小の刀・皮を縫ふ綖を畜ふるを聽す」。諸比丘あり破見比丘の爲に革屣等の物を補治せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に此の如きの人の爲に作すべからず、應に慚愧して學戒せんと欲する者の爲に作すべし」。諸比丘は何物を用ひて皮作の具を安かんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皮囊に之を盛るを聽す」。

五分律卷第二十一

より雪寒國にては富維を著し革屣を著するを聽す。若し彼國にて更に所著あらんに意に隨うて之を著するを聽す」。諸比丘あり雪寒中に行いて脚凍壞せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「酥・鹽・熊膏を用ひて塗り、熊皮を以て鞾を作るを聽す」。諸比丘あり道行に在るに何物を用ひて糧を盛らんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「羊皮・牛皮・鹿皮及び劫貝を用ひて囊を作るを聽す」。諸比丘あり皮囊を以て食を盛りて汚泥せり。(是を以て)佛に白すに、佛言はく、「應に淨洗すべし」。諸比丘便ち皮囊を浣へるに爛壞して蟲生ぜり。(是を以て)佛に白すに、佛言はく、「應に皮囊を洗ふべからず、應に反して揩拭すべし。若し淨まらんには善し、若し淨まらざらんには復畜ふる勿れ」。諸の阿練若住處比丘あり皮敷具を畜へしに、諸惡獸は氣を聞いて來りて諸比丘を殺せり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「阿練若處に於ては應に皮敷具を畜ふべからず、[九六]應に持して聚落住處に與へ、以て函・梯道に藉くべし」。比丘あり佛後に在りて刺にて脚を刺し行くこと能はざりき。諸の居士見て譏けて言はく、「大德、佛去きたまひて已に遠きに何ぞ駛く行かざる」。答へて言はく、「刺にて我脚を刺して行くこと能はざるなり」。諸の居士言はく、「能く韈を著するや不や」。比丘敢へて著せず、前んで佛所に至りて佛に白すに、佛言はく、「著するを聽す」。比丘あり塚間に於て革屣を得たるも復敢へて取らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「取るを聽す」。諸比丘あり種々形色・種々皮の革屣を得たるも敢へて取らざりき。是を以て佛に白すに佛言はく、「人・馬・象皮を除ける餘は取りて本の形色を壞するを聽す。若し形色壞すべからざらんには、僧坊内に於て著して外に出づるを得ざれ」。諸比丘あり新革屣を得たるも敢へて受けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す、應に淨人をして著して七歩を行かしめ、然して後之を著すべし。諸比丘あり革屣・富維及び履破壞せるに、誰をして補治せしめんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に人を借りて補治すべく、若し人なくして比

左九行)にも出づ。

【九一】富羅(putabuddha)四分律(列五・五六右)には富羅革屣とせり。韭飾せる短靴、短靿靴なり。律部十、註(三一の一〇九)參照。

【九二】鞾。鞾靿なり、鞾は靴のまがれるをいふ。

【九三】離婆多(Revata)。四分律(列五・五六右一一行)には名を出さず、從寒雪國來脚凍壞とあり。

【九四】陀婆國。所在明かならず。

【九五】本文に從今聽雪寒國著富羅著革屣若彼國更有所著聽隨意著之とあり。宋・元・明・宮本には國著より隨意までの十七字なし。

【九六】本文に應持與聚落住處以藉函梯道とあり。函の字を宋・元・明・宮本には幽の字と爲す。今改めず。

【九七】韈。本文に韤(バツ)の字となせるも、宋・元・明・宮本により韈の字に改む。したぐつなり。

るを聴す」。諸比丘著するに水下より出でて脚を潰せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「生皮を用ひて下に底するを聴す」。諸比丘あり木屐・木履を畜へ著し、僧坊内を行きて聲を作し、諸比丘の坐禪を亂せり。復一比丘あり木屐の下[八四]利なるを著して夜に蛇を蹈殺せり。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今より木屐木履を著するを聴さず、犯ぜんには突吉羅なり。三處に於て[八五]非行來屐を著するを聴す、[八六]大便處と[八七]小便處と[八八]洗手脚處となり」。諸比丘あり[八九]兜羅貯革屣を著せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘あり革屣の鼻にて脚指を破れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「輭物を以て鼻に貯ふるを聴す」。諸比丘あり脚跟劈裂せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「熊膏を以て熊皮に塗りて裹むを聴す」。

時に[九〇]畢陵伽婆蹉は常に一心に行けるに覺えず蹴りて脚指破れぬ。佛之を見て諸比丘に告げたまはく、「今より諸比丘に[九一]富羅を著するを聴す」。諸比丘[九二]鞾を作るに太だ深かりき。諸居士譏呵して言はく、「此比丘著する所の富羅は我等の韈の如くなり」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に深く鞾を作るべからず、踝上に至るを聴す」。諸比丘あり鞾を作るに韈の如くせり。諸の居士譏呵せること上の如し。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に前を開くべし」。諸比丘あり畫ける革屣を著せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に著すべからず、犯ぜんには突吉羅なり。若し得んには壞色して著するを聴す」。

時に[九三]離婆多は[九四]陀婆國に在りて人間遊行せるに、遇寒雪にあひて脚凍壞し、祇洹に還り到りて頭面に佛足を禮し却いて一面に坐せり。佛問うて言はく、「脚何の故に爾りや」。具に事を以て答ふるに、佛問ひたまはく、「彼國人は頗し所著ありや不や」。答へて言さく、「彼國人は富羅を著し革屣を著せり」。佛種々に少欲知足を讃歎し戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、[九五]「今

【七七】屐。(pādukā) 足臺の代用として木又は草にて作りて大小便處・洗淨處等の隱處に置く木履類。
【七八】皮革屣(upāhanā)。靴なり。
【七九】婆婆草 (babbaja)。庶茅なり。
【八〇】迦尸草。翻梵語に譯曰細秋とあり。梵名明かならず。
【八一】文柔草(muñja)。柔かき草なり。翻梵語に譯曰虎鬚とあり。
【八二】鳩尸草(kusa?)。翻梵語に譯曰細茅とあり。
【八三】履。履中の薦：しきわらなり。
【八四】利。鋭きなり。
【八五】非行來屐。非行來とは行來せざる處、巴利律(mv.5, 8,3)に tisso pādukāyo dhuvaṭṭhāniyā asaṃkamaniyāyo (行來せざる處に定著せる三種の屐)とあるに相應す。
【八六】大便處(屐)(passāvapādukā)。
【八七】小便處(屐) (vaccapādukā)。
【八八】洗手脚處(屐)(ācamanapādukā)。
【八九】兜羅貯革屣。兜羅を貯へたる革屣。兜羅(tūla)は律部九、註(二〇の一四八)參照。
【九〇】畢陵伽婆蹉 (pilindavaccha)。四分律 (列五・五五

さく、「急ならず緩ならず、然して後に乃し好なり」。佛言はく、「我法中に於ても亦復是の如し、太緩太急ならんに何に縁りてか道を得ん、若し精進して中に處せんに久しからずして苦を盡さん」。二十億、佛說を聞き已るに、卽ちに經行處に於て漏盡きて餘なかりき。[七四]世尊は二十億の足下傷破せるを以てして諸比丘に告げたまはく、「今二十億に[七五]一重革屣を著するを聽さん」。二十億、佛に白して言さく、『世尊、[七六]我れ二十億錢と五百摩尼寶珠と一摩尼寶牀と二十夫人と無量の婇女を捨てつゝ而も若し一重革屣に著せんには、人當に我を譏るべし、「此の如きの財寶を捨てつゝ而も猶ほ貪りて一重革屣を受けたり」と。世尊、若し一切比丘にも著するを聽したまはんには我當に之を著すべけん』。佛便ち少欲知足を讃歎し戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、「今より諸比丘に一重革屣を著するを聽す」。

諸比丘あり兩重革屣を著せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。時に六群比丘は革屣を著して和尙・阿闍梨の前後に在りて經行せしに、餘比丘あり亦皆之に效へり。諸比丘是を以て佛に白すに佛言はく、「應に和尙・阿闍梨の前にて革屣を著すべからず、犯ぜんには突吉羅なり。因緣ありて和尙・阿闍梨前に於て革屣を著せんには無犯なり、(因緣とは)若しは地に棘刺あり、若しは地に刺脚草あり、若しは地に沙石あり、若しは病時、若しは闇時なり」。時に諸比丘は金・銀・象・牙・石の[七七]屐を著せり。諸の居士見て譏呵して言はく、「此の諸比丘は王大臣の如し、常に少欲知足を說きつゝ而も今奢費して度なし、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸の長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今より上の如きの屐を著するを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。

佛、毘舍離に在しき。一住處あり下濕なりければ、[七八]皮革屣を著せるに臭爛して蟲生ぜり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「諸比丘に[七九]婆婆草・迦尸草・文柔草・鳩尸草等にて[八〇]屧を作

【七四】四分律(列五・五二左)・巴利律(mv. 5,1,19)には、二十億が自ら領解せる法を委しく世尊に述ぶる相を記せり。

【七五】一重革屣(ekapalāsika upāhana)。

【七六】四分律(列五・五三右)に我捨五象王出家爲道……とし、巴利律(mv. 5,1,29)には八十車量の黄金と七象の行列を捨てゝ出家せるに……とあり。十誦律には棄二十億金、捨瞻蔔城五百聚落阿尼目佉出家……とあり。而して善見律(大正藏 24,793c)皮革揵度釋に於て「五象王者一父象有六母象名爲象王、如是有五象王」とあるは大に注意すべし。これ善見律が巴利律の註釋にして而も四分律を註釋せるものなるを否定し得ざる所、五象王者と標擧するは一に四分律文に依れるものである。其他藥揵度の梵名註釋といひ、諸揵度註釋順位といひ、善見律は四分律の註釋なることを證するに十分である。

佛言はく、「父母は汝を聽せりや未や」。答へて言さく、「未だたり」。佛言はく、「父母聽さゞらんには出家するを得じ」。答へて言さく、「我當に家に還りて父母に啓白すべし」。佛言はく、「大に善し、今正に是れ時なり」。是に於て二十億は佛足を禮し右遶して瞻婆城に還り、其母に白して言さく、「我今出家學道せんと欲す」。母言はく、「止みね止みね。何に緣りてか出家せ（しめ）ん、我に唯汝あるのみ、死すとも尙相離るゝを欲せざるに如何ぞ生離せんをや。今我が財物・珍寶・奴婢・田宅は限數あることなければ、可しく意を恣にして福を作して五欲の樂を受くべし」。苦に請ずること三たびに至り、然して後聽許せしかば前んで母足を禮し右遶三匝して佛所に還り詣り、頭面に禮足し蹲跪して佛に白さく、「母已に聽許せり、願はくは便ち我に出家を與へ具足戒を受けたまはんことを」。佛言はく、「比丘よ來れ、出家し具足戒を受けて廣く梵行を修せよ、我れ善く法を說いて能く苦源を盡さん」。是語を說きたまひし時、二十億の鬚髮自ら墮ち、僧伽梨は身に著して鉢盂は手に在りき。出家久しからずして尸陀林[七二]に於て精進し經行せるに、足傷つき血流れ烏隨うて啄み呑みぬ。二十億是念を作さく、「佛弟子中、精進せること我に勝るゝ者なきに、而も今未だ諸の苦源を盡すを得ず、我家幸に財寶多ければ亦可しく反俗して快く功德を作すべけん」。佛、其念を知しめして耆闍崛山より來下したまふに、烏啄みて其血を呑めるを見て阿難に問ひたまはく、「何の故にか此血ありて烏競うて之を啄める」。答へて言さく、「二十億此に於て經行せるに足傷きて血出でしなり」。世尊便ち往いて其所に到りて二十億に問ひたまはく、「汝實に是念を作せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛復語げて言はく、「我今汝に問はん、意に隨うて我に答へよ。汝、家に在りし時善く琴[七三]を彈ぜりや不や」。答へて言さく、「善くせり」。又問ひたまはく、「琴弦急なる時聲調好なりや不や」。答へて言さく、「好ならず」。又問ひたまはく、「琴弦緩なる時聲調好なりや不や」。答へて言さく、「好ならず」。又問ひたまはく、「云何がしてか好なるを得ん」。答へて曰

【七二】尸陀林（sitavana）。律部十、註（二三の九一）參照。

【七三】琴（viṇā）。彈琴喩なり。

「佛は何の因緣にてか笑ひたまへる」。念じ已るに坐より起ち偏袒右肩し胡跪して佛に白さく、「今、何の因緣にてか微笑を發したまへる」。[六八]佛、婆竭陀に語げたまはく、「此二十億は九十一劫より來、始めて今足にて地を蹈みたればなり」。又問ふらく、「二十億は何の因緣にて九十一劫、足にて地を蹈まざりしや」。佛言はく、「過去世の時佛世尊ありて世に出現したまへり、[六九]毗婆尸と名く。父王は城を治し(城の)、長さ十二由旬廣さ七由旬にして、諸の人衆多く安隱豐樂なりき。彼佛は大比丘僧六萬八千人と倶なり、皆是れ阿羅漢にして彼に於て止住せるに、其王日々に佛及び僧に宮中に於て食を請ぜり。時に大衆中に一人あり、[七〇]修毘賒と名け、衆人と共に王所に往詣して白して言さく、「王今諸の功德を作したまへり、願はくは我等も亦之に豫るを得るを聽したまはんことを」。王言はく、「今、佛僧衆六萬八千人あり、恐らくは汝等辦ぜず或は更に僧を惱まさん」。復王に白して言さく、「我自ら堪辦せん、願はくば必らず聽許せられんことを」。王言はく、「大に善し」。猶ほ辦ぜざらんを恐れて勅して食を作すこと常の如くならしむらく、「彼若し周からざらんに當に以て之に足すべし」。是に於て諸人供を設くるに王食に過ぎたり。是の如きこと多日にして、王が所作の食は竟に復設けざりき。修毘賒は次に應に供を設くべかりければ、人をして路を掘らしめて更に細軟土を以て塡め、香泥にて之に泥り、兩邊に八十寶柱を竪て、雜色の摩尼珠を以て柱頭に置き、雜色の幡を懸け、雜色の幔を張りて路上處處に彌覆し、路上に種々の漿を安じ、家に於て六萬八千座を敷きて一比丘をして一座に坐せ(しめ)、各五百釜羹を以て之に供養し、一々比丘に[七一]劫貝二張・革屣一緉を施し、復四方僧の爲に一房を作り、地に臥具を敷いて皆悉く妙好なりき。爾時の修毘賒とは今の二十億是れなり。是より已後天上人中の福を受けて等しく異あることなかりければ、若し今我を見ざりしならんには、足猶ほ地を蹈まざりしならん」。

時に二十億は胡跪して佛に白さく、「願はくは出家して具足戒を受くるを聽したまはんことを」。

【六八】二十億童子本生譚。僧祇律第三十一(律部十、註三一の九六)・有部律破僧事第十七(大正藏 24, 187a)・智論第二十九(往二・四六右四)に出づ。有部律は簡なり。善見律(大正藏 24, 793c)にも出づ。

【六九】毗婆尸。過去七佛の第一。

【七〇】修毗賒。梵音並に所傳明かならず。

【七一】劫貝二張 革屣一緉。律部十三、註(一の四二)參照、一緉とは雙履をいふ。

が天子は今何に於て生ぜる」と。 天眼を以て觀じて此に生在せるを見るや、各一摩尼珠及び先に臥せる所の寶牀を持し、化して其今身を稱せしめて前に著きて去りしなり」と』。 王、佛說を聞いて禮し畢りて退還し、瞻婆城の六十豪傑を集めて語げて言はく、「我今二十億をして彼城中の最大居士たらしむれば、汝等之を宗とせよ」。 復二十億及び六十人等に語ぐらく、「我れ汝が王と爲りて法を以て治化し、已にして汝等が與に現世の利益を作さん、今佛世尊は耆闍崛山に在せば各可しく彼に往いて後世の利を求むべし」。 勅を受けて皆往くに、時に長老婆竭陀は山中の盤石上に於て經行せしが、諸居士は其所に到りて語げて言はく、『大德、我が爲に佛に白したまはんことを、「瞻婆城の二十億及び六十居士は世尊を問訊せんと欲す」と』。 婆竭陀は盤石上に於て居士の前より沒して佛前に踊出し、具に以て佛に白すに、佛言はく、「汝可しく先に去いて盤石上に於て座を敷くべし、吾尋いで後より往かん」。 教を受け佛前に於て沒して盤石(上)衆居士前に踊出して佛の爲に座を敷くに、佛は常の威儀を以て步行して後より至りたまへり。 諸の居士念言すらく、「此比丘は大神力あり、盤石より出沒せること猶し水に入るが如くなり」とて、咸共に恭敬して世尊を慢れり。 世尊既にして至りて座に就て坐したまふに、諸佛常法として先に歡喜心を發さしめて然して後法を說きたまへば、佛、婆竭陀に語げたまはく、「汝起ちて佛を扇げ」。 教を受けて起ちて扇ぎ、須臾にして種々に神變を現ぜること優爲迦葉の如くにして、還りて佛前に在りて稽首禮足して佛に白して言さく、「佛は是れ我が大師なり、我は是れ佛の弟子なり」と、是の如く三返し、已にして復して本位に坐せり。 是に於て諸の居士は是念を作さく、「弟子の神力にして猶ほ倘ほ是の如し、況んや如來應供等正覺に於てをや」。 便ち迴心して注仰せるに、佛爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまひ、……乃至……苦集盡道を(說きたまふに)、皆坐上に於て法眼淨を得て三歸五戒を受けぬ。 二十億坐より起ち跣足にて佛前に至りて稽首作禮せるに佛便ち微笑したまへり。 婆竭陀是念を作さく、

【六七】 婆竭陀。 律部九、註(二〇の三三)尊者善來の下、及び律部十三、註(八の一一四)參照。

之に堪へじ」。王言はく、「今、王子が婚なれば必らず宜しく相見え(しむ)べし、汝親族盡く自ら方を致すを聽さん」。親族共に議るらく、「唯當に渠を繫り船を通じて日に數里を行かんに、乃し勞せずして王命を恭しくすべけんのみ」。便ち共に此を以てして之を致びて王舍城に到れり。親族、王に白さく、「二十億今始めて至るを得たり、願はくは家法の如くするを聽したまはんことを」。王言はく、「家法とは云何」。答へて言さく、「衣を以て地に敷き、上を行いて之を舁くなり」。王言はく、「爾るべし」。即ち勅して爲に敷き、又爲に細㲲衣を敷きて座と爲して共上に坐せしめぬ。王問うて言はく、「汝が足下實に毛を生ぜりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、大王」。王言はく、「我之を見んと欲す」。答へて言さく、「願はくは可信人をして看せしめたまはんことを」。王言はく、「我自ら見んと欲す」。答へて言さく、「願はくは舒脚を聽したまはんことを」。王言はく、「爾るべし」。即ち舒脚して王に示すに果して所聞の如くにして、光王目を曜かして熟視するを得ず、希有心を生じて念言すらく、「我國乃し此の如きの大福德の人を生ぜり」。左右を顧視するに先より三大居士あり、并びに二十億とにて四と爲りければ、問うて言はく、「汝各幾財ありて居士たるを得たりや」。第一人言さく、「我に錢十三億あり」。第二人言さく、「我に十四億あり」。第三人言さく、「我に十四億あり、又一[六六]無價摩尼珠あり」。二十億言さく、「我に二十億あり、復五百摩尼珠と一摩尼寶牀とあり」。王、二十億に問ふらく、「汝が所從よりして此を得たりや」。答へて言さく、「此寶は父が餘財に非ず、亦嘗得せるにもあらず、我れ高樓上に於て眠り、眠覺むるに便ち我前に在りき」。王、此語を聞いて倍希有(心)を生じて復是念を作さく、「此人の福德は唯佛のみ當に知しめすべし、餘は能く了するなけん」。即ち便ち嚴駕して出でて佛所に詣り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、二十億に五百摩尼珠と一摩尼寶牀とあるは何れよりして來れる」。佛言はく、「此人先に忉利天に在りしに五百天女ありて極めて相愛樂せしが、彼より來生するや天女皆念ずらく、「我等

るのみ。十誦律には沙門二十億とし、僧祇律に恕奴二十億子とせり(律部十、註三一の九〇)參照。僧祇律の記と本律の記と有部破僧事(大正藏24、184b)の記とを對照するに自ら相關聯する所あるもの〻如し。

【六六】無價摩尼珠。無上の寶珠なり。

聽す、皮を去ること上法の如くせよ」。諸の上座老病比丘は轝に乘じて聚落に入らんと欲せるも敢へて乘らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「聽す」。誰をして之を轝かしめんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「淨人をして轝かしめよ」。諸比丘あり恐怖處に於て水を渡らんと欲して船なかりしに、牧牛人あり牛を驅りて水を渡れる(あり)、語げて、「可しく牛尾を捉ふべし」と言へるも、諸比丘は敢へてせざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「捉ふるを聽す」。時に六群比丘、[59]牸牛の尾を捉へて水を渡りしに、手を以て其瘡[60]中に刺せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「雌畜生の尾を捉へて水を渡るを聽さず」。諸比丘あり水を渡らんと欲して亦畜生の捉ふべきなく、云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「草木を縛りて栰を作るを聽す。今より諸比丘に浮囊を畜ふるを聽す、若しは羊皮若しは牛皮にて作り、僧及び四方僧も皆應に畜ふべし」。

[61]佛、王舍城に在しき。爾の時瓶沙王の摩竭・鴦伽二國には[62]四萬二千の聚落あり、彼の諸の豪傑にして佛法僧を信ぜざる者あることなかりしも、唯[63]瞻波城中に長者子あり[64]首樓那と名くるを除けり。其人大富にして二十億錢ありければ、時人號して[65]首樓那二十億と曰へり。是人生まれてより便ち受樂し手脚柔輭にして足下に毛を生ぜりき。瓶沙王是念を作さく、「我界内に唯二十億ありて未だ佛法を信ぜず、我當に云何がしてか彼をして信樂せしむべき。我若し自ら往かんに當に大に驚怖すべし、若し呼びて之を召さんに必らず疑畏を生ぜん。正に當に通じて瞻波城中六十家の諸豪傑に王子が婚を觀んことを命じ、此に因みて相見えて誨ふるに道法を以てすべし」。念じ已るに卽ち便ち之を呼びぬ。時に諸の親族は皆王に白して言さく、「二十億未だ曾て地を履まざれば足下に毛を生ぜること人の頂髮の如くにして恭到に堪へじ。願はくは王、特に賜みて此一人を停めたまはんことを」。王言はく、「可しく象・馬・車・轝に乘ずべし」。答へて言はく、「其身極輭にして亦

巴利律(mv. 5, 13, 12)にも東方 kajaṅgala 村・東南方 sallavatī 河・南方 setakaṇṇika 村・西方 thūna 婆羅門聚落・北方 usīraddhaja 山の外を邊國とせり。有部律(大正藏 23, 1053a)參照。

【五七】四分律(列五・五四右)・十誦律(張四・五九左)・巴利律(mv. 5, 10, 8)。巴利律には惡比丘とのみありて跋難陀の名を出さず。

【五八】徒跣。すあし、はだし、

【五九】牸牛。めうし。

【六〇】瘡。陰門(aṅgajāta)なり。

【六一】此說話は四分律・巴利律は共に皮革揵度の初に置けり。本律及び十誦律(張四・六〇右)・有部律(大正藏 23, 1055c)には後に置けり。但、有部律は億耳と二十億とを同一人として共に俱胝耳(億耳)となせり。

【六二】四萬二千聚落。巴利律には八萬聚落とせり。善見律。(大正藏 24, 793c)に八萬人の語あり。

【六三】瞻波城(Campā)。摩竭陀の屬たる鴦伽國の首都。

【六四】首樓那。後註(六五)參照。

【六五】首樓那二十億(梵 Śroṇa-koṭiviṃśa, 巴 Soṇa-Koḷivisa)。四分律には守籠那とせ

り。是を以て佛に白すに、佛言はく、「作るを聽さず。若し人皮を用ひんに偸蘭遮、若し馬象皮ならんに突吉羅なり」。時に[五七]跋難陀常に一牧牛家に出入せり。衣を著し鉢を持し、往いて其舍に到りしに、彼に斑色の犢子ありければ跋難陀諦視して念を生ぜり、「此皮を得て敷具と作さんと欲す」。主人問うて言はく、「何の故にか此犢を諦視せる」。答へて言はく、「此犢の斑色愛すべし、耐へて可しく敷具と作すべし」。彼卽ち白して言さく、「大德は常に我家を料理せり、豈に一犢を惜んで相與へざらんや」。卽ち犢母の前に於て殺して之に與へぬ。跋難陀得已り持して僧坊に還るに、犢母後に隨ひ悲鳴して之を逐へり。諸比丘問うて言はく、「此牛何の故にか悲鳴して汝を逐へる」。答へて言はく、「知らず」。又問ふ、「此牛汝を逐ひて餘人を逐はざるに云何が知らざる」。乃ち具に事を以て答ふるに、諸比丘種々に呵責し、是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より一切の皮を畜ふるを聽さず」。諸比丘後に小片皮を須ゐんとせるも而も敢へて用ひざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「小片皮を用ひて物を作るを聽す」。諸比丘あり外より還り、[五八]徒跣にて僧臥具に上り汙泥不淨せりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「出入の革屣を著するを聽す」。老病比丘あり恐怖處に於て伴と共に道行せるに、遲れて相及ばざりければ諸伴語ぐらく、「大德、速かに行れ、剝がれしむること勿れ」。答へて言はく、「我等老病にて行くこと能はじ」。伴言はく、「此に象・馬・驢・騾・駱駝・車・牛あり、可しく騎乘すべし」。諸比丘敢へてせざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「今より老病比丘は騎乘するを聽す、但雌畜生に乘騎するを得ざれ。諸の白衣あり皮𣯛を以て僧に施せるに、諸比丘は敢へて受けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽すも、皮を去りて餘衣を以て代へよ」。諸の白衣あり皮𣯛を以て別に上座に施せるに敢へて受けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「亦私受するを

律に汝可レ誦ニ我所說經律一とあるのみ。巴利律(mv. 5, 13, 9)には atthakavaggikāni(八群經)を誦說せりとし、僧祇律亦八跋祇經を細聲に誦せりとせり。律部十・註(二三の一〇九)及び律部九、註(一三の八五)參照。

【五五】見世之過患　身自依法行　賢者不樂惡　爲惡不樂善　十誦律(張四・五九右)には已見世間過、見法不樂漏、聖人不樂惡、惡人不樂善、決定見法味、法味息煩惱、除熱離衆惡、服法喜法味とあり。本文の爲惡の二字を十誦律によりて惡人の意に解せり。巴利律(mv, 5, 13, 10)は五分律に相似するも終の一句相違せり。disvā ādinavaṃ loke ñatvā dhammaṃ rirūpadhi ariyo na ramati pāpa sāsane ramati sucīti(世の過患を見、法を體して惱を離れ、聖者は惡を樂はず、淸白の人は教を樂ふ)。

【五六】一切邊地(sabbapaccantimā janapadā)。四分律(列五・五三左)に東方白木調國、南方靜善塔、西方一師梨仙人種山、北方柱國以外を邊地とし、此等の內部を中國とせり。十誦律(張四・五九右)に南方白木聚落、西方住婆羅門聚落、北方優尸羅山、東方婆羅聚落外を邊地とせり。

の客比丘の爲に[52]臥具を敷け」。阿難念言すらく、「佛、此比丘と共に宿せんと欲するが故に、我をして爲に臥具を敷かしめたまふなり」。即ち佛房に於て爲に之を敷くに、佛は億耳と共に一房に宿したまへり。初夜中夜に默然無言したまひ、後夜時に至り佛是念を作したまはく、「此の[53]族姓子は威儀調伏せり、當に法を說かしむべし」。便ち語げて言はく、「汝可しく法を說くべし」。億耳敎を受けて即ち[54]十六義品經を說き、說き已るに默然して住せり。佛言はく、「善い哉、彼國の人語らんに皆此の如くなりや不や」。答へて言さく、「我に勝るゝ者あり」。又問ひたまはく、「汝何を以てか久しく彼國に住して、來りて我に見えざりし」。答へて言さく、「我れ早く欲の過患を知れるも、因緣ありての故に早く來るを得ざりき」。爾の時世尊は因みて偈を說いて言はく、

[55]「世の過患を見て　身自ら法に依りて行ず　賢者は惡を樂はず　惡を爲す(者)善を樂はじ」。

是に於て億耳は是念を作さく、「和尚は我に五法を以て佛に白さんことを勅せり、今正に是れ時なり」。便ち以て佛に白すに、佛は夜を過ぎ已りて比丘僧を集めて億耳に告げたまはく、「汝可しく更に迦旃延が所白の五法を說くべし」。億耳即ち更に之を說くに、佛種々に少欲知足を讚じ戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に告げたまはく、「今より阿濕波阿雲頭國及び一切[56]邊地の少比丘處にては持律五人にて具足戒を授くるを聽す。亦沙石棘剌あるの處にては重底革屣を著くるを聽す。亦皮革ある處にては皮敷臥具を作るを聽す。亦浴を須うる處あらんに日々に洗浴するを聽す。若し比丘にして衣を寄ねて餘處比丘に與へんに比丘先に聞知せりと雖衣未だ手に入らざらんには長衣を犯ぜじ」。

爾の時諸比丘は種々の形・種々の色せる革屣を作れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「異形異色の革屣を作るを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘あり馬皮・象皮・人皮にて革屣を作れ

闍梨と教授師と七人の受戒證明師となり。

【四七】本文に吾隨汝喜とあるも、今吾隨喜汝として譯出せり。

【四八】重底革屣(gaṇaṃgaṇū-pāhanā)。

【四九】皮敷具(Cammāni attharaṇāni)。羖羊皮・白羊皮・鹿皮等の種々の皮敷具なり。

【五〇】日々洗浴(dhuvanahāna)。比丘は半月に一度水浴(udakasuddhika)するを規定せられたる故に、今地方によりては常洗浴を聽したまはんことを願へるなり。

【五一】長衣。尼薩耆波逸提第一長衣戒を犯ぜんかとの疑なり。これ寄ねたる日より十日以內に淨施すべしとする時は、邊方遊行中に十日を過ぎ終ることある故に、寄ねを受けたる比丘が歸り來りて手渡しせる日より十日以內に淨施すれば無犯なりとの制を請へるなり。

【五二】臥具を敷くとは、坐臥處(senāsana)を設くるなり。

【五三】族姓子。良家の兒なり。

【五四】十六義品經。四分律(列五・五三左)には在佛前說十六句義不增不減音聲清好とあり。十誦律(張四・五九右)に佛語億耳汝比丘唄、億耳發細聲誦波羅延薩遮陀舍修妬路竟……とあり。有部

在家は染著にして廣く梵行を修すること能はず、出家は無著にして猶し虛空の如し。我今何ぞ無爲法中に於て鬚髮を剃除して出家學道せざる」。念じ已りて晨旦に迦旃延の所に到り、頭面に禮足して具に所念を宣べて(言はく)、「出家して具足戒を受けんことを求めんと欲す」。迦旃延言はく、「在家は染著なること誠に汝が言の如し。但、出家は苦節して梵行を淨修し、獨樹下に坐して常に應に一食なるべきも、汝本富樂なれば此事甚だ難からん」。億耳聞き已るに便ち其家に歸り、是の如きこと三たびに至りて、其意の至れるを見て便ち出家を與へぬ。彼國には十衆あることなかりければ、沙彌と作りてより[四五]六年を經歷せるに、迦旃延乃ち神通力を以て餘國より[四六]十衆を集めて具足戒を授けぬ。億耳、戒を受け已りて念言すらく、「我れ如來應供等正覺を聞きつゝ而も未だ見奉らざれば、今當に往詣して世尊を問訊しまつるべし」。念じ已るに迦旃延の所に到り、頭面に禮足して白して佛に詣らんことを求めしに、迦旃延言はく、「[四七]甚だ善し、吾れ汝を隨喜せん、可しく吾名を以て世尊を問訊し、復五法を以て佛に白すべし。一に阿濕波阿雲頭國には十衆あることなければ、億耳が沙彌と作りてより六年を經歷せるも具足戒を受くるを得ず、迦旃延神通力を以て餘國より集僧し、然して後に受くるを得たり。願はくは世尊、此國にては十衆に滿たざるも具足戒を受くるを得るを聽したまはんことを。又此國には多く沙石棘刺あれば、願はくは此國の比丘に[四八]重底革屣を畜ふるを聽したまはんことを。又此國は皆[四九]皮を以て地に敷きて坐臥具と作せり、願はくは此國の比丘には皮を以て地に敷くを聽したまはんことを。又此國人は[五〇]日々に洗浴せり、願はくは此國の比丘には日々に洗浴するを聽したまはんことを。又比丘あり衣を寄ねて餘方の比丘に與へんに、衣未だ至らざるに比丘ありて所與の比丘に語ぐるに、比丘疑を生ずらく、「恐らくは[五一]長衣を犯ぜん」と。願はくは爲に其此の疑を除きたまはんことを」と。億耳は教を受けて去り、旣にして佛所に到り佛足を稽首して和尙が問訊を宣ぶるに、佛、阿難に語げたまはく、「汝、此

山。阿濕波(Asaka)も阿雲頭(Avanti)も各十六大國の一なり(律部八、註一の一二)。四分律(列五・五三右)には阿槃提國或は阿濕婆阿槃提國とし、十誦律(張四・五六右)にも阿濕摩伽阿槃提國とあり。波樓多山は、四分律に拘留歡喜山曲中とありて、巴利律にKuraraghara Papāta pabbataとあるに相當すべし。こゝに阿濕波・阿雲頭國として二國を列ぬるは、邊國として比丘少なく刺棘瓦石多き國土なるを例證せるもの、巴利律(mv. 5, 13, 5)にはAvantidakkhiṇāpathaとして阿槃提と南路とを一連に出して邊國なるを例證せるが如し。

【四四】沙門億耳(Soṇa-Kuṭikaṇṇa)。こゝに沙門とせるはSoṇaの音を寫せるもの、十誦律(張四・五六右)に是兒は沙門の宿れる日に生まれたれば沙門と名けんとあり。Soṇaは名、Kuṭikaṇṇaは純金一億の値ある耳環を生れながらに具へたるを以て億耳と字せりといはる。律部十、註(二三の一〇四)參照。

【四五】四分律・巴利律は三年とし、僧祇律は七年とせり。十誦・有部には年數を記さず。

【四六】十衆(dasavagga bhikkhusaṃgha)。和上と羯磨阿

て、與ふるとも與ふることを成ぜず、用ふるとも用ふることを成ぜず」。時に阿難は常に[三九]盧夷力士の家に出入せり。後に往いて在らざりければ、同意を作して貴價の劫貝を取りしに、尋いで疑悔を生じて是念を作さく、「佛未だ我等に白衣に於て同意を作して衣を取るを聽したまはざれば」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「亦白衣に於て同意を作して衣を取るを聽す」。時に諸比丘は雨浴衣を離せるに、浴時に應に何衣を著すべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「[四〇]五因緣あらんに雨浴衣を離るゝを得ん、雨らざる時雨らんかと疑はざる(時)・水を渡らざる(時)・食(時)・病(時)作して未だ成ぜざる(時)となり。五因緣ありて僧伽梨を留むるを得ん、雨る時雨らんかと疑ふ(時)・水を渡らん(時)・食(時)・病(時)・作して未だ成ぜざる(時)となり」。一住處あり僧分衣せんと欲せるに、客比丘ありて來りければ、諸比丘は分を得ること少きを(以て)分つを欲せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『乃し一腰繩を得るに至らんにも直に應に分つべし。若し少くして分つに足らざらんには、應に白二羯磨して一無衣比丘に與ふべし。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此僧は衣(若しは非衣)を得たり、今併せて某甲比丘に與へんとす、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此僧は衣(若しは非衣)を得たり、……乃至若し忍ぜざらんには說きたまへ。僧已に某甲比丘に衣を與へ竟んぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。

第三分の六[四一]　皮革法

佛、舍衛城に在しき。爾の時[四二]摩訶迦旃延は[四三]阿濕波阿雲頭國波樓多山中に在りて住せり。彼國に長者あり[四四]沙門億耳と名け、佛法を信樂して常に諸比丘に供給し、見法得果して三歸五戒を受け、恒に僧坊に入りて法敎を聽受せり。時に沙門億耳は屛處にて自ら念ずらく、「佛所說の如し、

【三九】盧夷力士(Roja Malla)。末羅人ローヂャの意なり。力士諸老母とある時は、末羅種族の婦女達との意なるが如し。四分律(列五・六五左)には摩羅子盧延とせり。阿難の在俗時の友なり。

【四〇】本文に有五因緣得離雨浴衣不雨不疑雨不渡水食病時作未成有五因緣得留僧伽梨雨時疑雨渡水食病時作未成とあり。譯文五因緣の分ち方に疑あり。四分律(列五・六七右一〇行)に僧伽梨を留むる五事因緣として、疑恐怖・雨疑雨・作二僧伽梨未レ成・浣染壞色・堅舉(深く藏舉するなり)の五を列ぬ。(四分律文の五分類は行事鈔即ち續藏第六十九套四五四右上に據る)此文及び巴利律文に依りて本文の作未成を解するに、雨浴衣を作して未だ成ぜざる(時)とすべし。巴利律(mv. 8, 23, 3)には病時・雨浴時・渡河時・精舍閉鎖時(aggaḷaguttti)・迦絺那衣式終了後とには僧伽梨を離るゝを得、病時・出界時・渡河時・精舍閉鎖時・不成雨浴衣とには雨浴衣離るゝを得と記せり。

【四一】皮革法(cammakkhandhaka)。

【四二】摩訶迦旃延(Mahākaccāna)。

【四三】阿濕波阿雲頭國波樓多

を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。一住處あり衆僧は錦施を得たるに、諸比丘は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に受けて迴らして塔を莊嚴し若しは塔用と作し若しは僧用と作すべし」。一住處あり僧分衣せんと欲せるに、少欲比丘ありて分を受けずして腰繩・禪帶・帽・漉水嚢を須めぬ。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に與ふべし」。旣にして與へしに復索めぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「分物の時應に先に問ふべし、『汝、分を受くるや不や』。若し『受けん』と言はんに應に等與すべし。若し『腰繩等を須む』と言はんに應に三分して一を與ふべし。若し復索めんには應に與ふべからず」。一比丘ありて[三五]拘攝あり、四方僧に僧伽梨ありければ之を貿易せんと欲せるも諸比丘は敢へて與へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「易ふるを聽す。若し拘攝の價多からんに、僧は應に比丘に倍與すべく、若し僧伽梨の價多からんに比丘は應に僧に倍與すべし。若し貧にして物の僧に倍與すべきなく、而も必らず是れ少欲知足ならんには亦之に與ふるを聽す。餘衣も亦是の如し」。

時に離婆多比丘は脚冷を苦しみて一婆羅門より裹脚欽婆羅衣を乞ひ、旣にして乞うて疑を生ずらく、「世尊は我等に非親里より衣を乞ふを聽さずと制戒したまひたれば」。云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「是の如きの因緣には應に受持すべき所の衣若しは[三六]護蹲衣・護䏶衣・護頭衣・拭手面身體巾等を乞ふを聽す」。時に諸比丘は僧・四方僧及び塔・[三七]不同意人邊に於て、皆同意を作して衣を取れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、和尙・阿闍梨・同和尙阿闍梨若しは弟子及び諸の同意人邊に於て、乃し同意を作して取るを得ん」。諸比丘あり未だ命過せざるに衣物を處分して言はく、[三八]「我が死後は此衣物を以て某甲に施し、此衣物を以て是の如き是の如きの用と作せ」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅にし

悔過は三人以内の比丘前に於てするも、捨墮法の波逸提悔過は四人以上の僧前に於てするなり。

【三五】拘攝。前註（二〇の九一）參照。

【三六】護蹲衣。前註（二〇の七七）參照。

【三七】不同意人。親厚ならざる人。

【三八】遺言禁。亡人物は凡て僧伽の處置に屬するが故なり。

大比丘あり命過して諸比丘は生草上に擧著せるに脂出で流漫して諸の生草を殺せり。諸の外道見て譏呵して言はく、『沙門釋子は自ら「慈念せよ」と云ひつゝ而も今云何が生命を傷殺せる』。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に生物上に著くべからず、應に埋め若しは火燒し若しは石上に著くべし」。

一比丘あり水に溺ひ殺されしに、衣鉢は界內の樹枝に挂著せり。諸比丘見て「僧の界內に入りたるは應に僧に屬すべきなり」と謂ひて、敢へて取らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「糞掃想を作して取るを聽す」。諸比丘は幾種の糞掃衣あるかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「糞掃衣に十種あり、王受位時所棄故衣・塚間衣・覆塚衣・巷中衣・新嫁女所棄故衣・[三〇]女嫁時縣節操衣・產婦衣・牛嚼衣・鼠嚙衣・火燒衣なり」。

時に諸比丘は光色衣を著せるに、白衣譏呵せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に光色衣を著すべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。比丘あり五肘に滿たざる雨浴衣を畜へぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「雨浴衣は應に[三一]五肘を減ずべからず、犯ぜんには波逸提なり」。時に諸の居士は安居內に於て[三二]兒女の剃頭の爲の故に衣を以て僧に施せるに、諸比丘受け已りて迴らして安居施と爲さんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、此は隨事施と名けて現在僧應に分つべきなり、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘あり先の所受の三衣を捨せずして更に餘衣を受け、先の所受の衣を以て淨施し及び人に施せり。後に憶して佛に白すに、佛言はく、「更に受けたりと名け、亦淨施し人に施せりと名くるを得るも、但捨せざりしは突吉羅を得るなり」。時に諸比丘に[三三]尼薩耆衣ありて未だ捨せず未だ悔過せざるに而も火の爲に燒かれ水に溺はされ賊に奪はれて失壞し、云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『此を卽ち「捨せり」と名く、但應に[三四]波逸提悔過を作すべし』。時に諸比丘は衣を畜へつゝ以て淨施せざりき。是

【三〇】女嫁時縣節操衣。婚姻初夜に於ける衣、節操を顯はす衣とは自ら解すべきなり。四分律(列五・五七右)に牛嚼衣・鼠嚙衣・燒衣・月水衣・產婦衣・神廟中衣・塚間衣・求願衣・受王職衣・往還衣の十種を列ぬる中にては月水衣に相當すべきか。

【三一】五肘。一肘は舒手にて二尺なる故に五肘は一丈なり。而して律部十三、註(九の一二三)に雨浴衣量は五修伽陀磔手を過ぐるべからずとあり。五分律は一磔手は二尺とする故に、その量は五肘と同量なり。律部九、註(二〇の二〇八)及び律部八、註(六の一〇九)參照。

【三二】兒女の剃頭の爲に供養すとは、兒女の前途を祝福せんが爲なり。律部九、註(一五の一五〇――一五四)參照。四分律(列五・六八左末三行)にも初生兒の爲に、初剃髮の爲に、長髮の爲に、入新舍の爲に、若しは亡人の爲に會を作して僧に衣物を施すと記せり。

【三三】尼薩耆衣。捨墮衣のことなり。長衣にして十日を過ぎんに、その衣は捨墮衣と稱せらる。捨墮衣とは、その衣を僧中に捨して畜長の罪を悔過すべきが故に捨墮衣といふ。

【三四】波逸提悔過。單墮法の

を識らん、是れ比丘我れを殺すと爲す、是れ彼人には非ざるなり」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し擧げん時重からんに應に取るべからず」。諸比丘あり街巷中に於て地を視て行きしに、諸の白衣見て或は言はく、「錢を覓むるなり」。或は言はく、「糞掃衣を覓むるなり」。一外道弟子あり衣を以て錢を裹みて道中に著けるに、比丘見て拾ひ取りければ、衆人に語げて言はく、「諸比丘は果して是れ錢を覓むるなり」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に街巷中にて裹物を取るべからず」。一比丘あり衣の爲の故に塚間に至るに一新死女人の頭前に函あるを見ぬ。比丘は是れ空函なりと謂ひて便ち取り、持ち歸りて所住處に到り開き視たるに、諸の嚴身具あるを見たれば云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「取る時應に先に開き視るべく、若し視ずして取らんに突吉羅なり」。諸比丘あり外道と共に道行して賊の爲に殺されぬ。比丘便ち其衣を取り壞色せずして比丘衣と作せるに、餘の外道之を見て言はく、「此は是れ我が親里の衣なり、諸比丘は必らず殺して取れるならん」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に取るべからず、若し已に取らんに卽ちに應に壞色して比丘衣と作すべし」。諸比丘あり少欲知足にして他家の施衣を受けざりき。諸の居士は是議を作さく、「我等何の方にてか彼比丘をして、我が施衣を受けしむ(べき)。正に當に處々を裂破し火燒して街巷中に著き、其が聚落に入る時を伺ふて語げて言ふべし、「汝、左右を見よ、若し所見あらんに之を取れ」。卽ち議の如く作すに、彼比丘見て是念を作さく、「我等は家の施衣を受けざれば、必らず是れ諸の居士が我等が爲に此くは作せるならん」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に糞掃想を作して取るべし」。一比丘あり命過せるに、諸比丘は中庭に仰著して衣を以て覆はず、其身體を露はして男根脹起せり。諸の居士見て譏呵して言はく、「沙門釋子は梵行を修せず……乃し男根をして此の如くに大ならしめたり」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に仰露すべからず、應に衣を以て覆ふべし、犯ぜんには突吉羅なり」。一肥

に語げんにも亦是の如し』。比丘あり[二七]覆塚衣を取りしに塚主衣を失して借問すらく、「誰か我が覆塚衣を取れる」。人あり答へて言はく、「諸比丘取れり」。便ち瞋呵して言はく、「諸比丘は我が先人の衣を偷めり」。諸の長老比丘聞いて是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に取るべからず、若し聚落移去して、後に於て有らんには、糞掃衣意を作して取るを聽す」。諸比丘あり[二八]神廟中の幡蓋を取りしに、……亦是の如し。諸比丘あり闘戰處に往いて死人衣を取りしに、軍人譏呵して言はく、「此の諸比丘は我等をして多く人を殺さしめんと欲せり」。諸の長老比丘聞いて是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。諸比丘あり少知識なりければ、闘戰處に死人衣を取らんと欲せるも、敢へて往かざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「軍人去れる後に取るを聽す」。諸の白衣あり、軍人去れる後骨肉の尸喪を收斂せんとて諸の死尸を見るに、悉く剝脱せられて復識るべからざりければ、便ち譏呵して言はく、「云何が比丘は我が親里の衣を剝げる、若し衣ありしならんには便ち應に識るべかりしなるべきに」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「人の見るなき時に取るを聽す」。殺人處に至りて衣を取らんにも亦是の如し」。諸比丘あり死人衣を取り、壞せずして比丘衣と作して畜へしに、諸の白衣見て言はく、「此は是れ我が親里の衣なり」とて、便ち向うて啼泣せり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に速かに壞して比丘衣と作して畜ふべく、若し鐵器ならんに應に速かに用ひて大小鉢・戸鉤の諸の所須の物を作るべし」。一家あり大富なりき。賊之を劫ひしに盡く持ち去ること能はず、糞掃中に留藏して後に還りて取らんと欲し、晝日未だ進むを敢へてせざりければ遙かに之を伺望せり。比丘あり糞掃衣を拾はんとて彼の藏物處に到りしに、衣角の出でたるを見て便ち之を取らんとせるに、賊遙かに語げて言はく、「大德、我物を取ること莫れ」。劫に遭へる家聞いて是れ賊なりと識り、縛りて官中に送りしに官即ち之を殺せり。賊縛られし時是語を作さく、[二九]「若し比丘我衣を取らざりしならんには彼れ何に由りてか我

【二七】覆塚衣。祖先の爲にその塚を覆へる衣。

【二八】神廟。支提(cetiya)なり、律部八、註(六の一・五四)塔廟の下參照。

【二九】本文に若比丘不取我衣彼何由識我是爲比丘殺我非是彼人とあり。非是彼人の文難譯なり。

り」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。諸の客比丘あり師を問訊し及び受經せんと欲して、住房の臥具を著して彼房に至らんとせしに房主の比丘聽さゞりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に先に本房の比丘に語げ、若し聽さんには善し。若し聽さゞらんにも亦著して持し去るべし。若し彼より遠行せんには應に本房に送り還すべし」。諸比丘あり僧衣を著して[二三]溫室及び[二四]作食處に入り、僧中に入りて食し及び左右に便利して烟熏汗泥せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。諸の病比丘あり須らく著して諸處に至るべかりしも敢へてせざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「病あらんには著して餘處に至るを聽さんも、但之を愛護せよ、唯著して大小便利するを得ざれ」。

時に六群比丘は上下衣を著し、廣さ五指なる衣片を持して三衣に當て、而して聚落に入れり。諸比丘見て問うて言はく、「世尊は三衣を著せずして聚落に入るを得ざれと制したまはざりしや」。六群比丘卽ち衣片を以て示して言はく、「此は是れ我三衣なり」。諸の長老比丘は種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり。今より上中下三衣を作さんに襯身衣量の如くすべし」。

一住處あり僧可分衣を得たるに、一比丘持して[二五]戒壇上に至り、獨取りて受持せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり、現在僧に應に分つべきなり」。

一上座比丘あり諸比丘と與に人間に遊行せるに、其中に客あり舊ありて、可分衣を得たるも少くして分つに足らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「舊比丘は應に客比丘に語げて言ふべし、「長老、此衣少くして分つべからず」。客比丘若し「幷に持して相與へよ、應に取るべし」と言ひ、若しは「[二六]……乃至、一縷をも亦相與へざれ」と言はんには、便ち應に共に分つべし。客比丘、舊比丘

【二三】溫室(jantāghara)。坐浴、卽ち蒸風呂なり。
【二四】作食處(rasavati)。食厨なり。
【二五】戒壇上に至りしは、これ別界なる故に、そこに於て受くれば現前僧に分つ要なしと考へしものなるべし。
【二六】此語は瞋恚を懷ける語なる故に、共に分つべしと誡しめられしなり。

を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、應に三種作すべし。上は襵頭より下踝に至るまで舒襵し左手は掩うて等しく沒せしめ、中は襵頭より下半脛に至るまで舒襵し左臂は掩うて等しく腕に至ら(しめ)、下は襵頭より下膝に至るまで舒襵し、左臂は掩うて半肘に等しくすべし」。諸比丘は襯身衣を以て右肩を通襵せずして僧被を通披し、汙泥不淨にして鼠の爲に嚙まれき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。

諸比丘あり受經時に和尙・阿闍梨を問訊せる時、僧被を披たるに偏袒して地に垂れ、或は夜起して行くに收攝する能はずして亦地に委ね、泥土にて之を汙せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「受經時に問訊せんに應に偏袒して擧げて地より離れしむべく、夜起時には應に收攝通披して汙泥せしむること勿るべし」。諸比丘、僧被を著して裂くるも補治せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に補治すべし」。誰か應に補治すべきかを知らざりき。佛言はく、「若しは冬四月(若しは)夏三月、用ひたらん者は應に治すべきなり」。

諸比丘あり阿練若處に於て住し、去る時僧臥具を擧めずして爛壞せしむるを致せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に聚落中に寄ぬべく、若し寄處なからんに應に作房主に還すべし。若し疑畏ありて聚落人民皆悉く移り去らんに、亦應に運持して安隱處に至るべし」。諸比丘後に隨うて臥具を視ざりしに零落あるを致せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に後に隨うて看るべし」。既にして安隱處に到りしに、彼の諸比丘は房住を與へず、亦諸衣物を安ず(べき)房を與へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆應に之に與ふべし。若し先處復立たざらんには應に卽ち住處に在りて之を用ふべく、若し後に還立たんに應に餘者を持して還るべし。若し已に盡して餘なからんに、彼處の比丘は應に少多を分與すべし」。諸比丘あり此房の臥具を以て彼房に於て用ひしに、諸の房主譏呵して言はく、「云何が我房物を以て餘房に於て用ひしや、此れ則ち不與取な

て其口を縫ひ合はしければ、取らんと欲して艱難せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、應に帶を作りて繫るべし。若し常に須ゐるに非ざるには亦之を縫ふを聽す」。諸比丘は欽婆羅・劫貝衣を擧めて各一處に著けるに蟲を生じて嚙み壞れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に劫貝を以て欽婆羅を間て、然して後[一七]屈尸羅香・那毘羅香・青木香の是の如き諸香の蟲を辟くる者を用ひて中に著くべし」。諸比丘後に衣を取らんとして復識らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に名を題し幟を作すべし。若し比丘、衣を擧めて十二年を經るも還り取らざらんには、應に集僧して[一八]價を平して四方僧用と作し、若し彼比丘後に還らんに四方僧物を以て償ふべく、若し受けざらんには善し」。時に阿難は施衣を得、須ゐざりしも舍利弗の爲に受けて即ちに一比丘をして衣を持して之に與へしめぬ。彼比丘是念を作さく、「舍利弗は幸に供養多きに而も我に衣なければ、我今當に[一九]同意取を作すべし」。即ち便ち之を著せるに後に疑を生ぜり。是を以て佛に白すに、[二〇]佛言はく、「彼れ爲に受けたりと雖而も未だ是已に捨せざらんに、若し所與の比丘に於て同意取を作して受持せんに善取受持には非じ。若し所受の比丘に於て同意取を作して受持せんに、是れ善取受持なり」。阿難復腰繩を得、須ゐざりしも阿那律の爲に受けて亦一比丘をして持し往かしめて語げて言はく、「此繩は已に阿那律に屬す」と。彼比丘亦上の如くに念じて取り、後に疑を生ぜり。是を以て佛に白すに、[二一]佛言はく、『彼れ「已に阿那律に屬す」と言へり、是れ爲に已に捨せるなれば、若し所與の比丘に於て同意取を作して受持せんに是れ善取受持なるも、若し能使比丘に於て同意取を作して受持せんに善取受持には非じ』。

時に諸比丘は襯身衣を著せずして僧被を披たるに、汙泥不淨にして鼠の爲に嚙み壞られぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

時に六群比丘は襯身衣を作りしに、大小して(或は)僧祇支の如く或は[二二]泥洹僧の如くせり。是

【一七】屈尸羅香・那毗羅香・青木香。屈尸羅・那毗羅の梵名明ならず、青木香(kuṭṭha)は廣木香ともいふ。十誦律(張五・五三右)に「衣に蟲を生ぜんに青木香・那毗羅草根を以て衣箱中に著くべし」とあり。

【一八】價を平すとは、正當の價格を見積るなり。

【一九】同意取。彼の物は我の物なり等の親厚の意(vissāsa)を以て取るなり。巴利律(mv. 8, 31, 1)には Revata(離婆多)と Sāriputta(舍利弗)となす。

【二〇】本文に佛言彼雖爲受而未是已捨若於所與比丘作同意取受持非善取受持、若於所受比丘作同意取受持是善取受持とあり。善取受持とは取るとも罪なしとの意なり。

【二一】本文に佛言彼言已屬阿那律是爲已捨若於所與比丘作同意取受持是善取受持、若於能使比丘作同意取受持非善取受持とあり。能使を聖本には所使となせり。能使比丘とは施を受くる比丘なり。

【二二】泥洹僧。律部九、註(一七の二六・二〇の二一一)參照。

に、諸比丘は琉璃王が舍夷國人を誅殺せりと聞き、是を以て佛に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「琉璃王は愚癡なり、却後七日して當に[14]學人を害せる罪を受くべく、共眷屬大小も亦倶に[15]命を併にせん」。琉璃王、佛の此教を聞いて心に念ずらく、「佛に空言なけん、餘苦は尙ほ可ならんも唯火燒を畏る」。卽ち眷屬と與に船に乘じて[16]阿夷河に入りしに、七日して期至りて水忽ち暴漲し、是に於て覆沒して一時に死盡せり。諸釋破滅の餘は剝がれて赤肉たりければ、諸比丘の所に到りて語げて言はく、「我は是れ釋種にして世尊の親族たり、願はくは少衣を乞へられんことを」。諸比丘敢へて與へずして是念を作さく、「佛未だ我等に諸釋に衣を與ふることを聽したまはざれば」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「與ふるを聽す」。復五戒の優婆塞あり剝がれて諸比丘の所に來至して衣を借らんとせり。諸比丘敢へて借さずして語げて言はく、「佛未だ我等に優婆塞に衣を借すを聽したまはざれば」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「借すを聽す。若し還さんには應に取るべく、若し還さゞらんに則ち與へよ」。

時に跋難陀は安居施の爲の故に二處に安居を結せり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「二處ならんに皆應に各半分を與ふべし」。時に諸比丘は路行に在りて衣を收攝せず地に曳いて汙裂せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり。應に囊を作りて盛るべし」。諸比丘囊を作るに太だ長かりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、極長は前は齎に至り後は腰に至らしめよ」。諸比丘は貴價物を以て衣囊を作れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、應に麁物を用ひて作るべし」。諸比丘あり路行に在りて趣ち人を傭うて衣を擔は(しめ)、亦趣ち人の爲に擔ひて、或は自ら衣を失ひ或は他衣を失へり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、若し人を傭うて衣を擔は(しめ)んに應に先に出し示すべく、若し人の爲に衣を擔はんに應に出して之を看るべし」。諸比丘衣を囊中に盛り

【一四】 學人。阿羅漢卽ち無學位(asekha)の聖者以外を學人といふ。律部九、註(一四八七)學地の下參照。今は摩訶男等の諸釋をいふ。

【一五】 命を併にすとは、運命をともにするなり。併の字、宋・元・宮本には幷と爲す。

【一六】 阿夷河。阿脂羅河なり、律部十、註(二七の一二一五)參照。

はく、「汝、神力ありと雖、何ぞ此の定報の因縁を改むるを能くせん」。佛此義を以て卽ち偈を說いて言はく、

「夫業は若しは黑(若しは)白なりとも　終に腐敗することあらざれば　久しきと雖要らず當に至りて　還りて現前に在りて受くべけん。　空に非ず海中に非ず　山石の間に入るにも非ず　能く是處に於て　宿命の殃を免るゝを得る莫らん。　報應の牽く所　近遠幽深なく　自然に其中に趣き　隨處に定まらざるなけん」。

爾の時諸釋は彼軍の盛なるを見て、或は言はく、「門を開かんに身全からん」。或は言はく、「死を以て固守せん」。紛紜として定まらず、便ち共に籌を行じて少を以て衆に從はんとせり。時に魔波旬は開門衆の中に在り、七反籌を取りしも開門籌多かりければ卽ち便ち之を開けり。琉璃王、城を得已りて〔一〕三軍に宣令すらく、「一切の釋種は皆悉く之を殺せ、若し釋種に非ざらんに愼んで害することあること勿れ」。三億の釋(種)聞いて皆蘆を捉りて出で、「我は是れ〔二〕蘆を持せる釋(種)なり」と言へるに、門に屯せる者信放して去るを得せしめぬ。是に於て釋摩南は琉璃王の所に到るに、琉璃王は外家公〔三〕たるを以て白して言さく、「阿公、何の願をか求めんと欲せる」。答へて言はく、「願はくは復我が諸親を殺すこと莫らんことを」。王言はく、「此は得べからざれば更に餘願を求めよ」。又言はく、「願はくは我れ水に沒してより出づるに至る其中間に於て諸釋の出づるを聽し、凡て出づるを得たる者は復之を殺さゞらんことを」。琉璃王是念を作さく、「水底は須臾なり、何爲ぞ可ならざらん」。卽ち便ち之を許すに、釋摩南便ち頭を解いて沐浴し、髮を以て水中の樹根に繫ぎて遂に復出でざりき。王其久しきを怪しみ人をして水に入りて之を看せしめたるに、其已に死して髮にて樹根に繫げるを見ぬ。此を以て王に白すに、王便ち歎じて言はく、「乃し能く親の爲に身命を惜まざらんとは」。卽ち三軍に宣令すらく、「若し復釋種を殺す者あらんには軍法もて之を罪せん」。時

【一】　三軍。周の制、一軍は一萬二千五百人なり、轉じて大軍の義となす。

【二】　蘆を持せる釋種(Nala-sākiyā)。(Dhammapadattha-kathā 1, 358)によるに、汝は釋迦族なりやと問はれ、持戒して妄語するを得ざれば、「否、サーカ草(no sāko nalo 'ti)なり」と言ひ、或は「サーカ葦(no sāko tinan 'ti)なり」と答へしに、釋迦族ならずとして放免せられたりと爲せり。四分律(列五・六五右)には此記なし。

【三】　外家公。外祖父の意。

琉璃太子は射法を知り已りて舍衛城に還るに、少年の中に便ち王位を紹ぎ、先に學を共にせる人は皆要職に居せり。昔に敎を受けたる臣便ち王に白して言さく、「王よ、某の時諸釋罵れるを憶せりや不や」。王言はく、「我れ憶せり」。臣復白して言さく、「今にして之に報いざらんに復何をか待たんと欲せる」。王其語を聞くや卽ちに四種兵を嚴り、往いて諸釋を伐たんとせり。世尊は之を聞しめして卽ち路側に於て無蔭の〔七〕舍夷樹下に坐したまふに、王遙かに佛を見て車を下りて歩み進み、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、好樹甚だ多きに何の故にか乃し此の無蔭の樹下に坐したまへる」。世尊答へて言はく、「親族の蔭は樂し」。王は佛の意に諸釋を愍念したまふを知りて、卽ちに軍を廻らして還りぬ。是の如くして再び反るに、彼臣又復前の如く王に白せり。王便ち嚴駕して往いて諸釋を伐たんとせるに、佛は諸釋の宿對避け叵きを知しめし、便ち止まりて出でたまはざりき。諸釋は琉璃王來りて其國を伐たんとすと聞き、亦四兵を嚴りて出でて相〔八〕御逆し、去ること一由旬にして箭を以て之を射るに、或は〔九〕耳に從うて中を穿ちて過ぎ、或は其髮を斷ち、(或は)髮を鑷り、(或は)鬚眉を盡して餘なからしめ、及び諸戰具は一時に斷壞して而も肉を傷けざりき。琉璃王左右に問うて言はく、「諸釋此を去ること近しとやせん遠しとやせん」。答へて言はく、「此を去ること一由旬なり」。王大に怖れて言はく、「軍鋒未だ交へざるに已に尙ほ此の如し、若し當に相接せんには吾軍敗るべし。〔一〇〕如かず、國に反り全きを圖りて幸を爲さんには」。時に彼の一臣白して言さく、「釋種は皆五戒を持てり、寧ろ身命を失ふとも終に物を害はじ、王、但軍を進めよ、喪敗を憂ふる勿れ」。王卽ち之に從ひ軍に勅して前に進ましむるに、釋種は城に還り門を閉ぢて自守せり。琉璃王使を遣して誥げて言はく、「若し卽ち門を開かんには當に免るゝ者あるべし、若し吾攻め得んに一人をも赦さじ」。時に目連は琉璃王が舍夷を攻めんと欲すと聞いて佛に白して言さく、「願はくは佛我れに、鐵籠を化作して彼大城を籠むを聽したまはんことを」。佛、目連に告げたま

【七】舍夷樹。四分律(列五・六五右)には惡樹下とあるのみ。增一阿含第二六(大正藏2, 690c)には一枯樹とせり。六度集經(大正藏3, 31a)に「中枯之樹……斯樹名ㇾ釋、吾愛ニ其名一」とあり。されば舍夷と釋と相關聯する所あるべし。

【八】御逆。相迎ふるなり。

【九】本文に從耳穿中過とあり、宋・元・宮本には從身穿中過、明本には從身中穿過とあるも今改めず。

【一〇】本文には不如反國圖全爲㚔とあり、宋・元・明・宮本には全を令と爲し、㚔を幸と爲すも今改めず。

卷の第二十一　彌沙塞

第三分の五　衣法（下）

爾の時[一]舍夷國は猶ほ舊典に遵じて一切異姓と婚姻せざりき。[二]波斯匿王は其氏族を貪り自ら兵彊を恃みて使を遣して告げて言はく、「若し我と與に婚せざらんに當に汝が國を滅すべし」。諸釋共に議すらく、「當に何の方を設けてか彼兇虐を免れて而も我國の舊典に違せざるべき」。衆曰はく、「正に當に一好婢の姿色ある者を簡びて、極世莊嚴し、號して釋種と曰ひて以て之に與ふべし」。議の如く卽ちに與ふるに、波斯匿王は禮を備へて、娉迎せり。後に一男を生み顏貌殊絶なりければ、諸の相師に勅して相に依りて字を立てしめぬ。諸の相師言はく、「王本威を以てして其母を得たれば、義に依りて應に當に字して[三]琉璃と曰ふべし」。年八歲に至り、王は學を敎へんと欲して是念を作さく、「諸藝の中射は最勝たり、閻浮提界にては唯釋種あるのみ。佛、菩薩たりし時一由旬又は一[四]拘樓舍を射たまひ、[五]釋摩南も一由旬を射て最下手なる者も一拘樓舍を減ぜざれば、當に吾子をして外氏に就て學ばしむべし」。卽ち大臣の子弟に勅して太子に侍從せしめ、釋摩南に就いて射法を受けんことを請へり。

爾の時諸釋は新に大堂を造りて共に[六]重要を作すらく、「先に佛及び諸弟子に供養し、然して後に我等乃し其中に處せん」。琉璃太子は其眷屬と與に輙ち入りて遊戲せしに、諸釋之を見て瞋忿し罵りて言はく、「下賤の婢子よ、我れ汝を以て良福田とは爲さじ、云何が世尊未だ中に入りて坐したまはざるに而も敢へて先に在りし」。琉璃太子卽ち大に忿恨し、一人に勅して言はく、「汝憶して心に在き、我れ王たるの時便ち以て我に白せ」。卽ち便ち出で去るに、諸釋は後に於て堂土を掘り去りて更に新地と爲し、然して後に佛及び僧を請じ中に於て食を設けしに、妙法を演說したまへり。

【一】舍夷國。大正藏(22,140c)の註(二〇)に Sāvatthi（舍衞城）とせるは誤まれり。前註（一五の四八）本文には「雪山北なる舍夷國迦維羅衞城に生じ」との語あり、四分律（列五・六五右九行）には出二舍衞城一往二舍夷國一の語あり。前註（一七の四一）には釋迦國にて(Sakkesu＝釋翅搜)との語あれば、舍夷國とは或は釋迦國卽ち釋翅搜の音略にあらざるなきか。前註（一五の一二）舍夷祢の下參照。

【二】波斯匿王(Pasenadi)。憍薩羅國王なり。

【三】琉離(Viḍūḍabha)。此の琉離王物語は四分律衣揵度（列五・六五右）に引用せるも巴利律衣犍度に缺く。律部十一、註（三六の七三）參照。

【四】拘樓舍。前註（一八の四七）句樓賒の下參照。

【五】釋摩南。釋種摩訶男の音略、前註（一五の二三・二四）參照。

【六】重要。重き誓約。

異らん」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に斑色の綖にて織れる衣を著すべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

一女人あり兒を生みしに輒ち死にければ、後に一男を生むに將ゐて諸比丘所に至り、袈裟衣を與へ著せんことを索めぬ。諸比丘は敢へて與へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「與ふるを聽す」。一少知識比丘ありて衣なく、諸女人乞ふも與ふるを得ざりき。彼言はく、「我自ら物を出さん、我が與に之を染めよ」。諸比丘は敢へて爲に染めざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「爲に染むるを聽す」。時に〔一〇八〕畢陵伽婆蹉は父母貧窮なりければ衣を以て供養せんと欲せるも、而も敢へてせざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「若し人百年の中、右肩に父を擔ひ左肩に母を擔ひ、上に於て大小便利し、極世の珍奇衣食もて供養すとも、猶ほ須臾の恩をも報ゆること能はじ。今より諸比丘に心を盡して盡壽に父母に供養するを聽す。若し供養せざらんには重罪を得るなり」と。

【一〇八】畢陵伽婆蹉。律部八、註(一〇の一三〇)・律部十三、註(七の六四・八の一三三)參照。

時に估客あり欽婆羅を齎して[一〇四]波利國より[一〇五]拘舍羅に來り到りしに、「佛世に出でたまひて大威神あり諸弟子も亦復是の如し」と聞いて、便ち大に欽婆羅衣を持して僧に施せり。諸比丘言はく、「佛未だ我等に欽婆羅衣を受くるを聽したまはず」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。復別に上座に與へしに、亦敢へて受けずして言はく、「佛未だ我等に欽婆羅衣を別受するを聽したまはず」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「亦別受するを聽す」。

時に[一〇六]毘舍佉母は是言を作さく、「若し我が所作の房に住せんには應に我が三衣・襯身衣・被衣・雨浴衣・覆瘡衣・單敷衣・遮壁虱衣・蚊蜩を著用すべし、餘人の衣を著用するを得ざれ」。諸比丘は此れ[一〇七]四方僧に屬せりと謂ひて、敢へて襯身に之を著せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し施主現在せんには襯身に著するを聽す」。

諸比丘尼あり衣鉢の餘物を以て諸比丘に施せるに、諸比丘は敢へて受けざりければ、諸比丘尼言はく、「我當に何の處に於てか更に福田を求むべき」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「意に隨うて受くるを聽す」。時に諸比丘は劫貝を經とし欽婆羅を緯とせる衣を得たるに敢へて受けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。時に舍衛城の、欽婆羅を治する人、諸比丘が欽婆羅衣を著せるを見て語げて言はく、「大德が著せる所、若しは浣ひ若しは蹹みて毛をして出さしめんには極好鮮文ならん」。諸比丘は敢へてせざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「浣ひ蹹むを聽す。若し知らざらんには人を雇ふを聽す」。諸比丘あり露地に於て欽婆羅を浣ひ蹹めり。諸の白衣見て譏訶すらく、「此比丘は正に欽婆羅を蹹む師の似くなり」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に屛處に在りて蹹むべし」。欽婆羅の頭を截らんと欲せるも、何を以て截らんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に剪刀を作るべし」。

諸比丘は斑色縫にて織れる衣を著せり。諸の白衣見て譏訶して言はく、「沙門釋子は世人と何ぞ

【一〇四】波利國。律部十三、註(一の一四・四の一九)參照。
【一〇五】拘舍羅。憍薩羅(Kosala)なり。
【一〇六】毗舍佉母。律部八、註(七の一四九・一五九)
【一〇七】四方僧。律部九、註(一四の一四〇)・律部十三、註(九の三二)招提僧堂の下參照。

と能はず、病人の爲に法を說いて示教利喜すること能はず、病人の屎尿涕唾を惡厭し、利の爲の故に看て慈心を以てせざるとなり」。諸の看病人あり、或は病人の爲に或は私の爲に行き、去いて後病人命過せるに餘人は其衣鉢を得ぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に趣ち人に與ふべからず、應に看病を究竟せる者に與ふべし」。一比丘あり病めるに看病人多かりければ、諸比丘は幾人の應に衣を得べきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し比丘命過せんに應に二人に衣を與ふべきなり、比丘と沙彌となり。父母兄弟なりと雖亦應に與ふべからず。若し比丘尼命過せんに應に三人に衣を與ふべきなり、比丘尼と式叉摩那と沙彌尼となり」。(一〇〇)諸比丘あり看病沙彌に物を分つに三分の一を與へぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に等分して與ふべし」。命過せる比丘の先に衣を以て諸比丘に(一〇一)淨施せるありしも、諸比丘は還すを肯んぜざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し彼れ本親里善意の施に非ざりしならんには皆應に還すべきなり」。

時に舍利弗・目連は自恣竟りて左右に於て遊行せしに、同安居及び近住處の諸比丘は多く隨從せるありき。諸の白衣見て人々各念ずらく、「當に舍利弗・目連の爲に倶に安居衣を施さん」。即ち便ち之に施せるに大に所得ありければ、彼の得施處の諸比丘は舍利弗・目連に語げて言はく、「共に此衣を分たん」。答へて言はく、「我等は安居を同ぜざれば、正に食を得べけんも此衣分なきなり」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に盡く共に分つべし」。

時に(一〇二)乙師達多・(一〇三)跋陀羅は自恣竟るに亦衆多比丘と與に左右に於て遊行せり。諸の白衣見て是言を作さく、「若し比丘にして我住處に於て安居せしならんには、我れ此衣を施して所得亦多かりしならんに」。彼の諸の客比丘は共に之を分たんことを索めしに、答へて言はく、「我界內の安居比丘に施さんとするなれば汝に與ふるを得じ」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に共に分つべからず」。

【一〇〇】本文に有諸比丘分看病沙彌物與沙彌三分之一とあり。宋・元・明・宮・聖本に看病の下沙彌の二字なし。今この沙彌を除かずして次の沙彌の二字を除けり。

【一〇一】淨施。律部八、註（八の四〇）淨施法の下參照。

【一〇二】乙師達多 (Isidatta)。Avanti の人、大迦旃延の弟子。

【一〇三】跋陀羅。所傳明かならず。

し忍せざらんには說きたまへ。 僧は已に某甲比丘に衣鉢を與へ竟んぬ。 僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と」。

一比丘あり嬾墮にして初より衆事を佐助せず、亦和尙・阿闍梨に給侍せざりければ、病を得るも人の看視するなく、屎尿に身を汙して不淨臭穢なりき。 佛、房を按行して見たまひ、自ら爲に洗浴し其衣を浣濯し不淨を除去し臥牀上に扶け、邊に在りて安慰したまふらく、「汝、恐怖すること莫れ、汝今終に此を以て命過せじ」。 彼比丘聞き已りて歡喜し、佛復爲に種々に妙法を說きたまふに、遠塵離垢して諸法中に於て法眼淨を得たりき。 佛、是事を以て比丘僧を集めて阿難に問ひたまはく、「某房の比丘は何ぞ以て人の看るなきや」。 阿難具に事を以て答へしに、佛阿難に語げたまはく、「汝等の所作非法なり、比丘には父母あることなければ自ら相看ざらんに誰か汝等を看ん、今より諸比丘に病人を看んことを聽す」。 諸比丘は誰か應に看病すべきかを知らざりき。 是を以て佛に白すに、佛言はく、「弟子は應に和尙を看るべく、和尙は應に弟子を看るべし。 阿闍梨・同和尙・(同)阿闍梨も亦是の如し」。 客來比丘ありて病めるに、和尙・阿闍梨なく亦[九八]同師なかりければ看る者あることなかりき。 諸比丘云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に先に一人に勸めて之を看せ(しむ)べく、若し此人なきには應に日々に次第して一人を差すべく、若し肯かざらんに、如法治せよ」。 時に諸比丘は競ひ往いて看視して病者を惱亂せり。 是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、應に兩三人して往いて爲に病所宜事を料理すべし」。 時に看病人は藥を求むるに艱難し、而も病人服するを肯んぜざりければ行道を妨廢せり。 是を以て佛に白すに、佛言はく、[九九]「病人に五事あらんに看難し、(卽ち)節量食する能はず、病所宜藥を服するを肯んぜず、看病人に向うて病の狀貌を說くを肯んぜず、看病人の敎に從はず、恒に無常を觀ずる能はざるとなり。 五事あらんに看病すること能はず、(卽ち)病所宜藥を知らず、隨病食を得るこ

【九八】 同師。同和尙・同阿闍梨なり。律部九、註(一八の一〇七)參照。

【九九】 看病難五事。四分律(列五・六六右)・巴利律(mv. 8, 26, 8)も皆夫々少異あり。

一住處に一比丘住せるあり、非安居時に施僧衣を得たれば是念を作さく「佛は四人已上を説いて僧と名けたまへり、我今一人なり、知らず云何せんかを」。是を以て佛に白すに、佛言はく「應に受持し若しは淨施し若しは人に施すべく、若し爾せざらんには餘比丘來らんに應に共に分つべし。

若し比丘住處あり非安居時に施僧物を得んに、若し比丘なきには比丘尼は應に分つべく、若し比丘尼住處あり非安居時に施比丘尼僧衣を得んに、若し比丘尼なきには比丘は應に分つべく、若し比丘住處あり非安居時に比丘命過して比丘なきには比丘尼は應に分つべし。

若し比丘尼住處あり非安居時に比丘尼命過して比丘尼なきには比丘は應に分つべきなり。安居時に得たる施も皆亦是の如し」。

一外道弟子あり佛の法律中に於て出家せしに、其の諸親族は咸是言を作さく「云何が我が阿羅漢道を捨てゝ沙門釋子中に於て出家せる、當に之を還し取ふべし」。復是言を作さく「彼若し聞かんには、或は能く逃避せん、沙門釋子は安居を破せざれば爾の時往いて取へんに必らず得んこと疑なけん」。彼比丘聞いて云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく「安居を破して去るを聽す」。彼比丘便ち一住處より一住處に至りければ、應に何處に於て安居施分を受くべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく「若し住日多き處、應に彼に於て分を受くべし」。二比丘あり共に道行に在りしに、一比丘病みて一比丘之を看りたるも彼遂に命過せり。看病比丘は其衣鉢を持して佛所に來至し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『看病せんこと甚だ難し、今三衣鉢を以て白二羯磨して之に與ふるを聽さん。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、某甲比丘命過せり、三衣鉢は現在僧應に分つべきも今以て看病人に與へんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、某甲比丘命過せり、三衣鉢は現在僧應に分つべきも今以て看病人に與へんとす。誰し諸の長老にして忍せんには默然し若

囊・鉢囊・革屣囊、若しは大小の鉢、戸鉤の是の如き等の物は、是れ可分の者にして現在僧は盡く應に分つべきなり。若しは錦、若しは綺、若しは[九三]毛㲪、若しは氈、若しは拘攝の毛にして五指を過ぎたる、若しは雨浴衣、若しは覆瘡衣、若しは蚊𧑅、若しは經行敷、若しは遮壁虱單敷、若しは坐臥牀及び踞牀、大小の瓦鉢・瓦澡罐を除ける餘の一切瓦器、大小の鐵鉢・戸鉤・[九四]截甲刀・針を除ける餘の一切鐵器・[九五]銅揵鎡・[九六]銅多羅・盛眼藥物を除ける餘の一切銅器、若しは傘蓋・[九七]錫杖の是の如き等の物は是れ不可分の者にして應に僧用に屬すべきなり」。

諸比丘あり安居施を得て未だ分たざるに或は命過せる者、反俗せる者、外道と作れる者、遠行せる者、沙彌と作れる者、更に大戒を受けたる者、變じて二根と成れる者、根滅せる者ありて、諸比丘は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「安居得施未だ分たざるに若し命過せんに、生ける時已に人に與へたらんには應に白二羯磨して之に與ふべく、若し生ける時已に人に與へざりしならんには現前僧は應に分つべきなり。反俗し、外道と作り、遠行し、變じて二根と成り、根滅せるにも亦是の如くせよ。沙彌と作れる者には應に沙彌分を與ふべく、更に大戒を受けたる者には應に大比丘分を與ふべきなり」。諸比丘あり安居中に於て未だ安居施を得ざるに、或は命過し……乃至、根變じ、後に施を得んにも亦是の如く、比丘尼も亦是の如し。時に調達は安居施を得て未だ分たざるに破僧したれば、諸比丘は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し僧未だ破せざるに得たる物は應に等分すべく、若し破せる後に得たろ物は應に所施に隨うて分つべきなり」。

諸比丘あり同界の僧破せるに、後に諸羯磨を作して人の與に具足戒を受けんと欲せるも、云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し僧已に破せんには、同界なりと雖羯磨を作し僧事を行ずるを聽す、別衆を犯ぜず」。

【九三】毛㲪。毛氈にして嗣（文織ある毛織物）なり。
【九四】截甲刀。爪きり。
【九五】銅揵鎡。銅製の揵鎡、律部八、註（三の一一五）參照。
【九六】銅多羅。銅製の多羅、多羅は鉢多羅の略、これ助食器としての鍋鉢（pattaka）卽ち小鉢なるべし。律部八、註（三の一一五）參照。
【九七】錫杖。律部八、註（三の一二二）參照。

り、是を二部僧得施と名く。敎得施とは、施主が僧をして是の如く是の如きの用を作さ(しめ)、若しは共に分たしむるを、是を敎得施と名く。人得施とは、施主言はく、「我れ某甲に施さん」と、是を人得施と名く。復五種得施あり、佛及び僧に施し、佛及び比丘尼僧に施し、佛及び二部僧に施し、[八六]人の爲に僧に施すと、長請施となり』。

一沙彌あり命過せしに、諸比丘は云何が其物を處分せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し生ける時已に人に與へたるには應に之に與ふべく、若し生ける時已に人に與へざりしならんには現前僧は應に分つべし」。一の[八七]少知識比丘あり命過して上下衣及び[八八]非衣のみありしに、諸比丘は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に言すに、佛言はく、『若し生ける時已に人に與へざりしならんには現前僧は應に分つべく、若し生ける時已に人に與へたるも而も未だ持し去らざらんには、僧は應に白二羯磨して之に與ふべし。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は此に於て命過せり、生存時の所有の若しは衣若しは非衣は現前僧應に分つべきなるも今某甲に與へん。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、某甲比丘は此に於て命過せり、生存時の所有の若しは衣若しは非衣は現前僧應に分つべきなるも今某甲に與へん。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。僧已に某甲に衣を與へ竟んぬ、僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。一の[八九]多知識比丘あり國王大臣衆人の爲に供養せられければ、命過せるに其物甚だ多くして諸比丘は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し生ける時先に已に人に與へたらんには、應に白二羯磨して與ふべく、若し生ける時已に人に與へざりしならんには可分の(者)と不可分の者とあり、若しは[九〇]婆那衣・蘇摩衣・劫貝衣・[九一]拘攞の毛にして長さ五指なる、若しは僧伽梨・優多羅僧・安陀會、若しは下衣、若しは[九二]舍勒、若しは單敷、若しは襯身衣、若しは被、若しは坐具、若しは針綖囊、漉水

【八六】人。律語なり、三人以下の比丘をいふ。四人以上を僧と言ふ故なり。

【八七】少知識比丘。知識せらるゝこと少き比丘、名聲なき比丘なり。

【八八】非衣。衣以外の手面巾等なり。

【八九】多知識比丘。衆に知識せらるゝ比丘、名聲ある比丘なり。

【九〇】婆那衣。前註(七九)の跋那衣と同じ。

【九一】拘攞。聖本には拘執とせり。拘氀とも拘毹とも音寫す。律部八、註(三の一二四)の下參照。

【九二】舍勒。翻梵語(一〇)には內衣と譯せり。根橋易土集に梵語雜名云、裙梵名、舍吒迦恐舍勒轉聲、又裙云涅修羅或泥嚩些那、即ち涅槃僧也とせり。

れば反著せんと欲せるも敢へてせざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「衣を護らんが爲の故に、未だ村に入らず及び村を出でたるには反著するを聽す」。

[八四]諸比丘あり漫衣を染めて條を作り又葉を縫うて衣に著し、或は褶して衣葉を作り、或は半は上向し半は下向して葉を作せるありき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

諸比丘あり雜色衣を著せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

諸比丘あり雨時に衣を倒著し、水、葉中に入りて爛壞せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「雨時には應に倒著すべからず、若し雨らざらんには意に隨へ」。

爾の時諸比丘に衣鉢の餘物ありければ以て僧に施さんと欲して佛に白すに、佛言はく、「九種得施は皆僧に施すを聽す、一には界得施、二には要得施、三には限得施、四には僧得施、五には現前僧得施、六には安居僧得施、七には二部僧得施、八には敎得施、九には人得施なり。界得施とは、施主言はく、「此界内の僧に施さん」と、是を界得施と名く。要得施とは、安居時に異界の住僧と共に要すらく、「若し一處にて施を得んに盡く共に分たん」と、是を要得施と名く。限得施とは、施主言はく、「是の如き是の如きの人に施さん」と、是を限得施と名く。僧得施とは、施主、僧に施さんに、僧は應に所施の物を知りて隨宜に處分すべきなり、是を僧得施と名く。[八五]現前僧得施とは、施主對面して僧に施さんに、是を現前僧得施と名く。安居僧得施とは、施主言はく、「此なる安居僧に施さん」と、是を安居僧得施と名く。二部僧得施とは、施主が二部僧に施せるなり。若しは比丘多くして比丘尼少く若しは比丘尼多くして比丘少きにも皆應に中分すべく、若し比丘ありて比丘尼なきには比丘應に盡く分つべく、若し比丘尼ありて比丘なきには、比丘尼應に盡く分つべきな

【八四】本文に有諸比丘染漫衣作條又有縫葉著衣或褶作衣葉或半上向半下向作葉とあり。漫衣とは割截なき衣段。條とは五條七條等なり。葉とは條と條とをしきり、或は一長一短等のしきりなり。褶とはつまみ取るなり。半上向とは四分律行事鈔に半上向半下向作レ葉、謂開二葉相一、俱須レ順レ下、不レ得レ逆レ上とあり。即ち前註（六二）は竪葉の相、今は横葉のつけ方を示して、袈裟の上部より下部を壓して葉を作るべきを示す。半上向とは半は下より上を壓するをいひ、半下向とは上より下を壓するをいふ。今の文は半上向を不正なりとして、全部の横葉は皆下向して相壓すべきを言へるなり。而して葉上の渠相も亦之に準じて下向す。

【八五】現前僧(sammukhībhūta saṃgha)。律部八、註(三の二〇九)參照。

著くべし」。

諸比丘あり高上に在りて作せるに、諸女人下に在り其の形體を見て笑弄し、諸比丘は羞恥せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「作時には衣の後を取り岐間より過ぎて前に襵著せよ」。時に跋難陀は未だ安居施物を分たざる處を知りて輒ち往いて語げて言はく、「何ぞ速かに分たざる、若し分たざらんに或は蟲嚙・水火等の難あらん、若し分たんには自ら用ひ若しは弟子に與へ及び福事を作すを得べけん」。諸比丘卽ち便ち之を分ちしに、跋難陀言はく、「汝等は貴賤を別たず」。諸比丘言はく、「汝若し善く別たんには我等が分を爲し、亦自ら分を取れ」。卽ち爲に之を分ち、分を得ては持し去れり。復餘處に往いて是の如くせること一に非ず、衣を重擔するを得て所住に還歸せり。諸比丘見て讃じて言はく、「汝大福德なり、此の如きの衣を得たるは」。答へて言はく、「福の致す所には非じ、諸の安居處にて巧說して得たるのみ」。諸比丘種々に訶責すらく、「云何が一處に安居して諸處に施分を受けたる」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責して言はく、「我常に少欲知足を說けるに、汝今云何が多く受けて厭くことなきや」。訶し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に一處に安居して諸處に安居施分を受くべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

時に諸比丘は但上下衣を著して聚落に入れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

比丘あり衣を反著して聚落に入れり。諸比丘見て語げて言はく、「衣を反著せんに不割截衣を著せると何の異かあらん」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

諸比丘あり未だ村に入らず及び村を出づるに、草木にて衣を鉤けて破裂し、塵土・葉中に入りた

頭衣・拭髀巾・拭手面巾・針綖嚢・鉢嚢・革屣嚢・漉水嚢の此の如きの諸衣若しは似衣は皆應に受持すべし」。一比丘あり、佛に白して言さく、「世尊は常に我等が爲に少欲知足を讃歎したまへり、我れ甚だ之を樂へり、願はくは我等に裸形を聽したまはんことを」。佛言はく、「愚癡人、(七八)外道の儀法を作さんと欲せんとは。犯ぜんには偸羅遮なり」。

諸比丘あり佛に白して或は人髪衣・鹿皮衣・羊皮衣・鳥毛衣・馬鬣衣・犛牛尾衣・草樹皮葉衣を作らんと欲せり。佛言はく、「愚癡人、外道の儀法を作さんと欲せんとは。一切の外道儀法は皆作すことを得ず、作さんには偸羅遮なり」。

一比丘あり佛に白さく、「願はくは我等に内に貫頭衣・(七九)跋那衣を著して上に披ることを聽したまはんことを」。佛言はく、「愚癡人、白衣儀法を作さんと欲せんとは。犯ぜんには突吉羅なり」。

諸比丘あり内に貫頭衣を著して外に劫貝衣を披んと欲し、或は(八〇)蘇摩衣・(八一)班劫貝衣を作らんと欲し、或は指鐶を著し眉眼を畫き雜色の革屣を著せんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「愚癡人、此は是れ白衣の儀法なり、一切の白衣儀法は皆作すことを得ず、犯ぜんには突吉羅なり」。

一比丘あり佛に白さく、「願はくは我等に純青黄赤白黑色の衣を著するを聽したまはんことを」。佛言はく、(八二)「純黑色衣は産母の所著なれば、犯ぜんには波逸提なり、餘の四色は突吉羅なり」。時に諸比丘は頭冷病を患ひぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「衣を以て覆ふを聽す、亦帽を作りて煖まらば則ち止むるを聽す」。諸比丘あり(八三)僧祇支を著せずして聚落に入り、胷臆を露現せるに諸女人見て笑弄せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、聚落に入らんには應に僧祇支を著すべし、犯ぜんには突吉羅なり」。

諸比丘あり僧祇支を著せるも風吹いて地に落ちぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に帶を

【七八】外道の儀法(titthiyaddhaja)。外道の標幟なり。

【七九】跋那衣。翻梵語(一〇)に色衣と譯せり。跋那をvaṇṇa(色)の音譯とせるなり。果して色衣のことなるべきか、明かならず。

【八〇】蘇摩衣。根橋易土集翦摩衣の下に玄應音義第十四云、芻摩、測俱反、或云蘇摩、或云讖磨、此云麁布衣、應言麁草衣…とあり。紵麻衣(khoma)なり。

【八一】班劫貝衣。斑色の綿衣なるべし。

【八二】純黑色衣のみを波逸提罪とし、餘の青黃赤白の四種衣を突吉羅罪とせること不審なり。凡て三種壞色せざるを著するは波逸提罪なればなり。

【八三】僧祇支。覆乳衣ともいふ。律部八、註(八の一二一四)參照。

言はく、「應に前の如くに一比丘に白二羯磨して守護せしむべし」。諸比丘便ち無知比丘に羯磨せるに、衣の好惡を別たざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「五法を成就せんに應に守衣に差すべからず、愛・恚・癡・畏に隨へると衣の好惡を知らざるとなり」。諸比丘は閙處に於て分ちて衣を失し、守衣比丘は惡名聲を得たり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に靜處にて分つべし」。分衣時に客比丘ありて來るに舊比丘問ふらく、「汝某日に何處に在りしや」。答ふ、「某處に在りき」。諸比丘言はく、「我等得衣せる日に此比丘は我界內に在りしなれば、今分衣を成ぜじ」。是を以て佛に白すに、佛言はく、[十五]「得衣の日に比丘あるに比丘ありとの想しつゝ分衣を成ぜざらんに突吉羅罪を得ん。比丘ありやと疑へるにも亦是の如し。比丘なきに比丘ありとの想しつゝ分衣を成ぜんに突吉羅罪を得ん。比丘なきやと疑へるにも亦是の如し。比丘なきに比丘なしとの想して分衣を成ぜんには無犯なり」。

時に諸比丘は襯體せずして僧臥具に臥し、垢汚不淨せり。復一比丘あり襯體せずして僧臥具に臥し、脚を伸ばして蹹破せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「身を護り、衣を護り、僧臥具を護らんが爲に單敷を畜へて僧臥具上に敷くを聽す」。時に六群比丘は佛、身に襯けて僧臥具に臥するを聽したまはざるを以て、便ち廣さ數寸の物を以て僧臥具上に敷けり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「廣長應に臥具の如くすべし」。諸比丘は繫念せずして眠り、不淨を失して單敷を汚せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に坐具を以て單敷上に敷くべし」。諸比丘あり[十六]壁虱の爲に惱まされぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「別に廣長の單敷を作りて敷著し、敷き下して牀の四邊に垂るゝこと各一尺なるを聽す」。

時に優波離、佛に問ふらく、「世尊、幾種衣は應に受持すべきや」。佛言はく、「三衣は應に受持すべし。襯身衣・被衣・雨浴衣・覆瘡衣・蚊𧊅・敷繩行處衣・障壁虱衣・單敷衣・坐具・護髀衣・[十七]護踌衣・護

【十五】本文に佛言得衣日有比丘有比丘想不成分衣得突吉羅罪、有比丘疑亦如是、無比丘有比丘想成分衣得突吉羅罪、無比丘疑亦如是、無比丘無比丘想成分衣無犯とあり。

【十六】壁虱。印度民間に止宿するものゝ等しく惱まさるゝ臭虫にて、晝は壁間・棟柱・床上・机裏等に棲息し、夜に入りて這出し或は天井の板間より人の面頸に落ち來り刺傷して壁間に逃げ隱るゝもの、今の南京虫の類なるべし。

【十七】護踌衣。宋・元・明・宮・聖本には踌の字と爲せるも字書に見えず、踌の寫誤なるべし。今改めず、足踵なり。

て便ち相闘亂せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に衣を以て之を隔つべく、亦窟を作すを聽す」。諸比丘は壁に倚りて坐せり。諸の居士見て譏訶して言はく、「此の沙門釋子は是れ老出家なりとやせん無威儀なりとやせん、云何が壁に倚りて坐せる」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に壁に倚りて坐すべからず」。諸の老病比丘あり自ら持ふること能はずして草束を取りて倚坐し、房中を汚穢せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に草束に倚るべからず、[六九]隱机・禪帶を作るを聽す」。諸比丘は廣く禪帶を作れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に[七〇]人八指を過ぐるべからず」。諸比丘復狹く禪帶を作れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に五指より減ずべからず」。諸比丘復雜色の禪帶を作れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に一種色にて作るべし。若し雜種色ならんに應に浣ひて壞色すべく、然して後畜ふるを聽す」。

時に長老[七一]柯烋は一衣を得て、安陀會を作らんと欲せんに太だ長く、僧伽梨・優多羅僧を作らんと欲せんに皆少かりければ數々牽挽せり。佛、房を行りたまひて之を見て問うて言はく、「汝何等をか作せる」。具に事を以て答へしに、佛言はく、「若し足らざらんに應に三長一短とすべく、若し復足らざらんに兩長一短なるを聽す、若し復足らざらんに一長一短なるを聽す、若し復足らざらんに帖して[七二]葉と作すを聽す」。長老柯休は復一衣を得たるに、少しく割截三衣を作すに足らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「割截の僧伽梨・優多羅僧と[七三]漫安陀會とを作すを聽す」。大衆會時ありて諸の白衣は衣を以て布施せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。諸の白衣は呪願を得んと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に呪願を爲すべし」。諸比丘は呪願を知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に[七四]維那をして呪願せしむべし」。何處に持し著かんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に前の如くに中央に當れる房に白二羯磨して中に著くべし」。誰か應に守護すべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛

【六九】隱机・禪帶。宋・宮本には隱凡、元・明本には隱几、宋・元・宮本には禪帶と爲す。禪帶はひとへおび、坐禪時に腰を繞束して老病比丘をして靜止に便ならしむるもの、隱机は脇息の類なり。

【七〇】人八指。修伽陀(世尊)八指に對する語、八寸なり。修伽陀八指は人の倍なる故に一尺六寸なり。

【七一】柯烋(Kakudha)。本文に柯休とせるも、宋・元・明・宮本により改む。律部十三、註(三の七九)の柯烋なるべきか。有部破僧事(大正藏24, 169a)には迦俱羅苾芻死して梵天に生ぜるが、目連に提婆が神通を退失せるを告げたる記あれば、今こゝに長老柯烋とあるも、本律註(三の七九)の柯烋なるべしとも考へ得るなり。

【七二】葉(kusi)。律部十、註(一一八の六九)參照。

【七三】漫安陀會。漫衣なり、割截せず。衣段のまゝ安陀會として著するをいふ。漫はたひらかなる義。

【七四】維那。律部八、註(九の五四)參照。

牀の大小に隨うて作るべし」。

諸比丘は常に一衣を著し、聚落に入り及び僧坊に還るに、初より易脫せざりければ垢穢不淨なりき。諸の居士見て譏訶して言はく、「沙門釋子は不淨惡むべし、常に一衣を著して聚落に出入すれば」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「僧坊内に於ては應に襯身衣を著すべく、應に入聚落衣[六四]を著すべからず」。諸比丘は房舍住なかりければ新房を作らんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「僧房內に於ては僧の爲に作るを聽す」。餘比丘助けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に助くべし」。諸比丘便ち長助して坐禪行道を妨げぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に長助すべからず、若し力少くして足らざらんに然して後之を助けよ」。諸比丘作す時其衣を壞汚し、數々補浣して坐禪行道を妨げぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「僧は應に作時衣[六五]を作りて作時に著せしむべし」。諸比丘慚愧して敢へて襯身著せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「僧の爲に作す時は自恣に著するを聽す」。諸比丘は僧衣を著し、小汚しては便ち浣ひ、是に由りて速かに壞れぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に數々浣ふべからず、作すこと都べて竟り然して後洗ひ擧めよ」。

諸比丘は新經行處を作らんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「作るを聽す」。諸比丘便ち曲作せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に直作すべし」。諸比丘は高く經行道を作らんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「高く作るを聽す」。兩兩[六六]の經行道數々壞れぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「白墡[六七]にて泥るを聽す、亦衣及び婆婆草[六八]を用ひて上に布くを聽す」。

大會時に人多くして房少く、諸比丘は住處なかりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「房內、膝を容るゝ處あらんに、衣を地に布いて坐して中央を留むるを聽す」。諸比丘旣にして同房に住し

右の葉は右に順うて、條を以て葉を相壓し、中條の左の葉は左に順うて條を以て葉を相壓する樣にして作るなり。故に中條葉兩向壓といふなり。これ袈裟の制法にして最も難解の文とす。行事鈔には條葉相壓須レ順二左右一、且如二七條一兩邊三條各順二左右一向、中間一條兩壓二左右之上一故云二兩向順一也とあり。而して葉上の渠相も亦此に準ず。

【六三】割截不共衣。衣片と衣片とを細かく截ちて一々縫ひ合はせたる故に割截衣といひ、外道に類せず、佛弟子獨特の作衣なる故に不共衣といふ。

【六四】入聚落衣。僧伽梨衣なり、律部八、註(一の四八・一八二)參照。

【六五】作時衣。勞作時の衣。

【六六】兩兩。左右なり。

【六七】白墡。白きねばつち(白埴土卽ち白堊)なり。

【六八】婆婆草。前註(一八の一〇)參照。

からず、犯ぜんには突吉羅なり」。

時に諸比丘は[五八]劫貝衣を得て頭の鬚を截らずして著せり。諸居士見て譏訶して言はく、「沙門釋子も亦此衣を著せり、我と何ぞ異らん」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に著すべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

[五九]爾の時世尊は大比丘僧千二百五十人と俱に[六〇]南方人間に遊行したまひ、山上よりして下に水田ありて善く[六一]畦畔を作せるを見て是念を作したまはく、「我が諸比丘は應に此の如きの衣を作すべきなり」。即ち阿難に問ひたまはく、「汝、此田を見るや不や」。答へて言さく、「已に見ぬ」。又阿難に告げたまはく、「諸比丘は宜しく此の如きの衣を著すべきなり、汝能く作すや不や」。答へて言さく、「能くす」。即ち教を受けて自ら作り亦諸比丘をして作さしめて、[六二]或は一長一短、或は兩長一短、或は三長一短にし、左條葉は左靡し、右條葉は右靡し、中條葉は兩向靡して、作り竟りて之を著せるに極めて是れ所宜なりき。佛見已りて諸比丘に告げたまはく、「阿難は大智慧あり、我が略說を聞けるに作せること便ち如法たり、此を名けて[六三]割截不共衣と爲し、外道と別異し、怨家盜賊の復取らざる所なり。今より諸比丘に割截して三衣を作ることを聽す、若し破れんには應に補ふべし」。

佛、毗舍離城に在しき。一住處あり地極めて卑濕にして諸の蚊蝱多く、諸比丘住するを得ずして皆舍衞城・瞻波城・迦維羅衞城・王舍城に往いて安居せしかば、所住處は空しかりき。諸の居士言はく、「大德、可しく此に住まりて安居せらるべし、我等當に飲食を供給すべし」。諸比丘言はく、「此間多く蚊蝱ありて住するを得ること能はざればなり」。諸の居士復言はく、「大德、但住したまへ、當に蚊幮を送るべし」。諸比丘は受くるを得るや不やを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。諸比丘は大小に作ることを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に

【五八】劫貝衣（kappāsika）。綿衣なり。善見律第十一（大正藏 24, 748c）に古貝華とあるものに相當す。善見律同處（748b）に木綿華（tūlapicu）の語を出せり。これ兜羅綿にして用ふるを禁ぜられたるものなり。

【五九】袈裟畦畔相制定。四分・巴利・十誦共に三衣制定の前に在けり。

【六〇】南方人間。南方の聚落なり。巴利律（mv. 8, 12, 1）には Dakkhiṇāgiri（南山）に遊行したまへりとせり。四分律にも王舍城を出でゝ南方人間遊行したまへりと記せり。王舍城を圍む五山の南方なる意なり。十誦律（張四・七〇右）には南山國土とし、僧祇律（律部十、註二八の六二）には天帝釋石窟となす。

【六一】畦畔。宋・元・明・宮本には塍畔と爲す。塍は塍（ショウ）にして、田のうねなり、畦と同じ。

【六二】本文に、或一長一短、或兩長一短、或三長一短、左條葉左靡、右條葉右靡、中條葉兩向靡、作竟著之極是所宜とあり。五條の條內は一長一短に、七條の條內は二長一短に、九條以上の條內は三長一短にしきるなり。而して中條の左の葉は左に順ひ、中條の

何ぞ中悔[五七]せる」。是を以て佛に白すに、佛言はく「應に共に分つべし」。取衣比丘、衣を得ん時共に要すらく「若し能く此衣を擔ぎて所住に還らんには當に與に二分すべし」。既にして擔ぎ還るに復悔いて與へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく「應に與ふべし。流はんにも亦是の如し」。

一比丘あり塚間に往き一新死人を見て其衣を取らんと欲せしに、起屍鬼身中に入り起ちて語げて言はく「大德、我衣を取ること莫れ」。答へて言はく「汝已に死せり、是れ汝が衣に非じ」とて便ち強ひて奪ひ取りしに、死人大喚して逐うて僧坊に到りしも、諸の善鬼神入るを聽さゞりければ、便ち門外に住まり出入比丘を見て語げて言はく「一比丘ありて我衣を奪ひ來れり、可しく還さしめらるべし」。諸比丘入りて問ふらく「外に一人ありて云へり『比丘あり其衣を奪ひ來れり』と。誰ぞ持ち來れる者は」。得衣比丘言はく「此は是れ死屍にして生人に非ざるなり」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく「若し新死身の未だ壞處あらずして起屍鬼猶ほ著せんには、應に其衣を取るべからず、可しく以て之に還すべし。若し未だ傷壞せざる死人の衣を取らんに突吉羅なり」と。彼比丘即ち衣を以て之に還せるに、死屍は衣を得て便ち地に倒れぬ。彼比丘是を以て佛に白すに、佛言はく「可しく持して塚間に著くべし」。比丘即ち衣を持して行きしに、死屍復起ちて後を逐ひ、既にして塚間に到り衣を以て地に著きしに屍復還倒れぬ。一比丘あり塚間に往きて一人の新欽婆羅を著して塚蔭中に臥せるを見て、是れ死人なりと謂ひて是念を作さく「佛は我に未だ傷壞せざる死人衣を取るを聽したまはざれば」。便ち其頭を打ち破りしに、彼即ち驚起して言はく「大德、何の相犯せるありてか我頭を打ち破れる」。答へて言はく「汝は是れ死人なりと謂ひしなり」。彼言はく「汝豈に喘息あるを知らざらんや。如何が衣の爲に我命を斷ぜんと欲せる」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく「應に自ら打ち若しは人をして打たしめて死屍をして傷壞せしむべ

【五七】中悔。中途にて變心するなり。

り來りて分を索めぬ。諸比丘與へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「亦應に共に分つべし」。分ち已りて各還り、已にして塚界を出でしに、復比丘あり來りて分を索めぬ。諸比丘與へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に共に分つべからず」。

一比丘あり衣を著し鉢を持し村に入り乞食せんとして是念を作さく、「我今乞食せんに猶ほ早し」。便ち塚間に往きしに多く諸衣を得たり。得已りて復是念を作さく、「若し持して村に入らんに擔重せんこと耻づべし。若し先に持ち歸らんに[五一]時或は復過ぎん」。便ち束ねて之を藏し、然して後乞食せり。復一比丘あり食後に前んで塚間に至りて衣を求めしに、前比丘所得の衣を見て便ち持ち歸り、前比丘後に往いて衣を取らんとして所在を知らず、僧坊に還り到るに一比丘之を浣へるを見たれば語げて言はく、「我衣を浣ふこと莫れ」。彼比丘言はく、「是れ汝が物に非じ」。前比丘共に事を以て語ぐるに、彼比丘言はく、「塚間の無主物にして如何が占護せる」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に前比丘に屬すべし。今より若し先に衣を得て塚間に置かんには應に幟を作すべし」。比丘あり死人骨を以て幟を作せるに、後に諸比丘は是を鳥銜みて上に著けりと謂ひ、即ち便ち之を取れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に死人骨を以て幟と爲すべからず」。又比丘あり[五二]絳汁を以て幟を作せるに、諸比丘は是を血汚なりと謂ひ、即ち便ち之を取れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に絳汁を以て幟を作すべからず、應に[五三]青・黑・木蘭を用ひ若しは袈裟の衣片を以て上に[五四]帖すべし」。

諸比丘あり共に要すらく、「[五五]半は村に入りて乞食し、半は塚間にて衣を求め、還りて共に之を分たん」。要し已りて去るに、塚間に往ける者大に諸衣を得たれば悔いて言はく、「我れ衣を得たるは我に屬し、彼れ食を得たるは彼に屬せん、復共にする能はず」。乞食比丘還りて食を以て之に與へしに、得衣比丘受けずして上の如く之に語げければ、乞食比丘言はく、「先に[五六]明要を共にしつゝ如

【五一】時。乞食時なり。

【五二】絳汁。こき赤汁なり。

【五三】青・黑・木蘭。十誦律に青・泥・茜となす。

【五四】帖。明本に貼となす、はりふだをなすなり。

【五五】半。宋・元・明・宮本に伴の字となすも、今改めず。

【五六】明要。堅き約束。

時に諸比丘は[44]拘修羅衣を畜へしに諸の居士は見て譏訶して言はく、「比丘は拘修羅衣を著せり、何ぞ我等が貫頭衣を著すると異らん」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「拘修羅衣を著するを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。一比丘あり[45]安陀會壞れ、權に縫ひ合はせて拘修羅と作して之を著せるに、後に疑悔を生ぜり。是を以て佛に白すに、佛言はく、[46]「褻作著を聽す」。諸比丘あり[47]貫頭及び有袖衣を畜へ拘攝して上に披ぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「貫頭及び有袖衣を畜ふるを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり。若し得んには、受けて壞して餘衣と作すを聽す」。一外道あり、雜色の縷を以て衣上に縫ひ著けて[48]條幅處を作せり。後に佛法中に於て出家せるに、猶ほ此衣を著せり。諸の居士見て譏訶して言はく、「沙門釋子は外道衣を著して分別すべからず」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「外道衣を著するを聽さず、犯ぜんには[49]偸羅遮なり。若し是れ外道衣なるを知らず、而も佛聽したまへる所に非ざらんに皆應に之を壞すべく、若し是れ外道衣なるを知らんには應に縷を摘りて地に布き人をして上を蹈ましめて速に壞盡せしむべし」。

諸比丘あり樹下に在りて坐禪せるに、衆鳥聲を作して其禪思を亂し、屎にて身體を汚せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「鳥を驅ひ若しは禪屋を作すを聽す」。

諸比丘あり塚間に往いて死人衣を取らんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「取るを聽す」。即ち便ち之を取るに、後に比丘あり亦往いて衣を取らんとして前比丘を見たれば語げて言はく、「我と共に分て」。比丘與へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に共に分つべし」。諸比丘あり先に塚間に在りて衣を得て後來の比丘と共に分たんとせしに、分つ時復比丘あり來りて分を索めたり。諸比丘與へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「亦應に共に分つべし」。衣を分ち已り各還らんと欲して復比丘あり來りて分を索めぬ。諸比丘與へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「亦應に共に分つべし」。分ち已りて各還り、[50]塚界を出づるに垂んとして復比丘あ

【四四】拘修羅衣。根橘易土集には裙にして寄歸傳第二に倶蘇洛迦、譯して篅衣となすとせり。又、厥修羅、厥蘇洛迦とも音寫し、兩頭相對し身を中に入れて上に牽いて臍に至らしむと記せり。

【四五】安陀會。律部八、註(八の一六)參照。

【四六】褻作著。權りに間に合はせて著するなり。

【四七】本文に畜貫頭及有袖衣拘攝披上とあり。宋・元・明・宮本には攝披を攝被とせり。今攝の一字を攝に改めたり。拘攝はひきあつめて衣のひだを造り、安陀會に代用して著するなり。

【四八】條幅處。條と條との間をしきる葉(kusi)又は半葉(aḍḍhakusi)を稱せるものなるべし。

【四九】偸羅遮。律部八、註(一の一二二)參照。

【五〇】塚界。自然界界量としての塚間界なり。聚落及び聚落界の語の如く、塚間及び塚間界となし得べし。即ち塚間の入口に立ちて石を擲げて及び到る處以内をいふ。律部八、註(三の三六)聚落界の下參照。塚間界の內なると塚間界の外なるとに依りて分物法に差別あるは興味あり。

ち皆坐に就くに、[38]㮈女は手づから自ら斟酌し歡喜して亂るなく、食し畢るに水を行じて却いて一面に住し佛に白して言さく、「毘舍離の諸の園觀中にて此園は第一なり、我れ此園を修めたるは本福を爲さんと欲してなり。今世尊に奉らん、願はくは納受を垂れたまはんことを」。佛言はく、「可しく以て僧に施さんに大果報を得ん」。㮈女重ねて以て佛に上るに、佛言はく、「但以て僧に施せ、我も僧數に在れば」。㮈女は敎を受けて卽ち以て僧に施し、便ち小牀を取りて佛前に坐するに、佛爲に隨喜偈を說きたまひ、……毘蘭若の爲の所說の如し……復更に爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまふに、卽ちに坐上に於て法眼淨を得、次で三歸五戒を受け、坐より起ち佛を禮して去りぬ。諸の離車は後に於て議せる如くに供養せり。

[39]佛、毘舍離より漸々に遊行して[40]鉢遮羅塔に到りたまへり。時に[41]冬大寒に一衣を著して露地にして宿したまふに、初夜過ぎ已るに寒を覺えて復一衣を著し、中夜過ぎ已るに寒を覺えて復一衣を著したまふに、復寒に苦まざりければ是念を作したまはく、「未來の諸比丘にして若し寒に耐へざらんには、此三衣を著せんに以て之を御するに足らん、我今寧ろ可しく諸比丘の爲に三衣を畜へんことを制すべし」。明旦に是を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『我先に王舍城に於て遊行し諸比丘が擔重して衣を擔へるを見て爾の時爲に家施衣の齊限を制せんと欲せり。昨夜極寒なりしに、吾先に一衣を著し、中夜の初に寒を覺えて復一衣を著し、後夜の初に寒を覺えて復一衣を著せるに便ち復寒に苦しまざりければ卽ち是念を作せり、「未來の諸比丘にして寒に耐へざる者あらんに、此三衣を著して以て之を御するに足らん」と。我今寧ろ可しく諸比丘の爲に三衣を畜へんことを制すべし。今より十利を以ての故に諸比丘の爲に三衣を畜へんことを制せん、[42]長あるを聽さす。若し衣にして弊壞せんには、補治するに復縫を以て[43]却刺するを聽し、亦直縫するを聽す』と。

【三八】 㮈女(Ambapali) 娼婦、阿范和利の譯なり。amba は㮈林、pala は守園人、此女初め㮈林に捨てられたるに守園人此を養育せる故に、㮈林守園人の女 (ambapali) といはる。今、㮈女は此園林を世尊に献ず。

【三九】 三衣制定。

【四〇】 鉢遮羅塔。四分律 (列五・六二右)に處所を記さず、巴利律 (mv. 8, 13, 2) には Vesāliyaṃ……Gotamake cetiye (瞿曇廟にて) とせり。善見律(一四)にも瞿曇廟とせり。五分律の鉢遮羅は遮鉢羅塔 (cāpāla cetiya) の誤寫なるべし。遮鉢羅は律部十、註(三二の八四)放弓杖塔の下參照。いづれも毘舍離城外にある六塔の一なり。

【四一】 冬大寒。僧祇律第八の初には冬中八夜とあり、巴利律 (mv. 8, 13, 2) にも此に相應する語あり、四分律になし、律部八、註(八の六・九の三五)參照。十誦律 (張四・七〇右) にも會値冬節八夜寒風破竹とあり。

【四二】 長。餘分の衣なり。

【四三】 却刺。返し針に縫ふなり。直縫はヒラヌヒするなり。

留せんも、汝が命の危脆は誰か能く保する者ぞ」と。便ち瞋恚して去りしに、佛遙かに諸の離車の來るを見て諸比丘に告げたまはく、「[35]忉利諸天の出入を知らんと欲せんには此と異ることなけん」。諸の離車は佛の容顔殊特にして……乃至……猶し金山の若くなるを見て車を下りて歩み進み、前んで佛所に至り頭面に禮足して却いて一面に坐せり。時に彼衆中に一摩納ありて[36]賓祇耶と名け、坐より起ちて偏袒右肩し胡跪し合掌して佛に白して言さく、「我れ偈を以て世尊を讃歎せんと欲す」。佛言はく、「意に隨へ」。即ち便ち之を説くらく、

「[37]瓶沙は善利を得て　鴦伽は珠鎧を持せり　佛昔に其國に出でたまひ　聲は雷霆の震ふが若く　亦華新に開きて　其香甚だ芬馥たるが如し　佛身を觀ずるに光耀せること　日の天に麗かなるが如く　又月盛滿して　空に昇りて雲翳なきが如し　世尊の光明身灼灼たること復此に踰えたり　佛慧鑒ざるなく　陰謀の情を消滅し　能く世間眼を施して　諸の疑惑を決斷す」。

諸の離車は偈を聞き歡喜して即ち五百領の衣を與へしに、摩納言はく、「我れ衣を須ゐじ、願はくは先に佛を請ぜんことを」。佛、離車に語げたまはく、「可しく先に請ずるを聽すべし」。即ち便ち之に聽して衣を與ふること故の如くせり。摩納は衣を得て即ち以て佛に上るに、佛爲に之を受けて諸の離車に告げたまはく、「世に五寶ありて甚だ遇ひ難しと爲す、一には諸佛世尊、二には佛所說の法を善說し、三には法を聞いて善く解し、四には聞ける如くに能く行じ、五には小恩をも忘れざるなり」。諸の離車は法を聞いて歡喜し共に是議を作さく、「佛久住したまはざれば人人別供せんに周遍するを得ざらん、今當に物を斂めて日に隨うて供設し、我種族に非ざらんには、之に豫るを聽さゞるべし」。阿范和利は竟夜に種々に美食を作し、(明)旦に持して園に至り、坐具を敷き畢りて「時已に到れり」と白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「汝等繫念して共に彼食を受けよ」。即

【三五】忉利諸天 (tāvatiṃsā devā)。律部九、註(一四の一一一)參照。

【三六】賓祇耶 (piṅgiya)。四分律(列五・六一左)には賓耆羊菀とせり。

【三七】瓶沙は摩揭陀國王頻毗婆羅王なり。鴦伽(aṅga)は摩揭陀國の東に在りて摩揭陀の屬國なりし故に、今世尊が摩揭國に出現したまへるにより、瓶沙は善利を得、鴦伽は珠鎧を得たりと讃ぜしなり。四分律(列五・六一左)に記せる偈と符合す。

摩竭王得善利　鴦伽王持珠鎧
共有佛出此國　聲震動如雪山
如蓮華香潔　開張香氣勝
今觀佛光曜　如日之初出
如月行虛空　無有諸雲翳
如是佛世尊　光顯於世間
觀佛之智慧　如闇然大火
施衆以明眼　決了諸疑惑

謂、[三三]若しは行き、若しは立ち、若しは坐し、若しは臥し、若しは睡り、若しは覺め、若しは去り、若しは來り、若しは前後に視瞻し、若しは屈伸俯仰し、若しは衣を著し鉢を持し、若しは食し飲み便利し、若しは語り、若しは默するにも常に其心を一にするなり、此は是れ我教なり」。

阿范和利遙かに世尊の容顏殊特にして諸根寂定に、三十二大人の相ありて圓光一尋せること猶し金山の若くなるを見て便ち信樂を生じ、前んで佛所に至り頭面に禮足して却いて一面に住せり。佛爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまふに、已にして佛に白して言さく、「世尊、願はくは佛及び僧は我園に於て宿して明日請を受けたまはんことを」。佛は默然して之を受けたまふに、阿范和利は佛の受けたまへるを知り已りて禮遶して退りぬ。時に[三四]五百離車は「佛、比丘僧と與に國界に遊行し、來りて此城に向ひたまへり」と聞いて共に佛を迎へんことを要すらく、「若し出でざらんには金錢五百を罰せん」。要し已りて皆出づるに、或は青馬・青車に乘じて一切眷屬の衣服皆青く、黃・黑・赤・白皆亦是の如くせり。阿范和利は中道にて相逢へるも其路を避けざりければ、諸の離車言はく、「何ぞ以て避けずして車馬をして相突かしめたる」。阿范和利言はく、「我れ佛及び僧に園に於て宿して明日食を設けんことを請じたれば、相避くるに暇あらざりしなり」。諸の離車言はく、「我等も亦佛を請ぜんと欲せり、汝我に先にせんことを聽せ」。答へて言はく、「已に我請を受けたまへり、相讓るを得じ」。諸の離車言はく、「汝に五百千兩金を與ふれば我に先に在るを聽せ」。答亦上の如くせしに諸の離車復言はく、「汝に半國の財物を與へんに可ならんか」。答へて言はく、「正使國を擧ぐるとも亦得べからじ。若し能く我に三事に失ふなきを保せんには爾く乃し相許さんのみ」。諸の離車言はく、「何をか三事と謂へる」。答へて言はく、「一には我身命必らず夭奪なきを保し、二には我財物必らず損失なきを保し、三には佛常に住まりて必らず餘行したまふことなきを保せよ」。諸の離車言はく、「若し財物損失せんに我能く相與へん、若し佛餘行したまはんに我能く請

【三三】巴利涅槃經 (D. 2, p. 95) 參照。文多少前後せり。

【三四】五百離車。五百人の離車 (Licchavi) 種族、王族なり。

て四種兵を嚴ら(しめ)て、佛後に侍從せり。佛展轉して恒水に到り、渡りて[二八]跋耆國に到らんと欲したまひしに、目連念言すらく、「若し舡を用ひて渡らんには、恐らくは王久しく留まりて或は廢する所あらん、我今當に神力を以て此水をして淺からしむべし」。念じ已るに卽ち水をして淺からしめ、佛、比丘と與に一時に渉渡したまへり。佛、彼岸に度りて偈を說いて言はく、

「精進は舟栰たり　能く深廣の河を濟る　孰か能く斯の若きを覩て　信敬の心を發さゞる」。

是に於て瓶沙王は是念を作さく、「佛已に我界を出でたまへり、便ち應に廻還すべし」。卽ち合掌遙禮して歸りぬ。佛、[二九]屈茶聚落に到りて諸比丘に告げたまはく、「四法あり、我及び汝にして未だ得ざらん時は、生死中に於て輪轉して際なし。何をか謂ひて四と爲す、所謂、聖戒・聖定・聖慧・聖解脫なり。今旣に之を得たり、生死已に盡き梵行已に立し所作已に辦ぜり」。卽ち諸比丘の爲に偈を說いて言はく、

「戒と定と慧と解脫と　我今是の如くに覺りて　已に諸の苦源を盡せり　故に汝等の爲に說くなり」。

時に佛は五百比丘を將ゐ跋耆國に遊行して毘舍離城に到らんと欲したまへり。彼に婬女あり[三〇]阿范和利と名け、「佛世尊は大名德ありて如來應供等正覺と號し、說く可き所の法は初中後に善にして淸白梵行の相を具足し、諸國に遊行して將ゐて此城に到りたまへり」と聞いて歎じて言はく、「善い哉、我れ願はくは見えんと欲す」。卽ち四馬車を嚴り五百妓女を從へ、出でて世尊を迎へぬ。佛遙かに之を見て諸比丘に告げたまはく、「汝等各當に[三一]繫念在前して自ら心を防護すべし、是れ諸佛の敎なり。[三二]何をか繫念と謂へる。謂はく、四念處觀を行ずるなり、(卽ち)內身循身觀もて無明世間苦を除き、外身・內外身及び痛と心と法とを觀ずるも亦是の如し。何をか在前と謂へる。所

【二八】跋耆國。律部八、註(一の五四)參照。但、同註の終り一行は誤記なるによりて削除す。

【二九】屈茶聚落。所在明かならず。根橘易土集に拘提聚落・拘吒聚落とあるに相應するものか。

【三〇】阿范和利(Ambapālī)。四分律(列五・五七左)に菴婆羅婆利とせり。譯して㮈女ともいふ。毘舍離城にての最上の美貌を具へし娼婦なり。

【三一】繫念在前。四分律(列五・六一左)にも愼汝心念攝持威儀此是我敎として、以下に此語を詳說せり。

【三二】本文に何謂繫念謂行四念處觀內身循身觀除無明世間苦觀外身內外身及痛心法亦如是とあり。痛心法は痛卽ち苦樂の感覺(受)と心と法との三念處なり。

佛言はく、「受くるを聽す。雜色なるは浣うて壞色して乃し著するを聽す。若し純色をして壞せしむること能はざらんには、僧坊内に在りて著するを聽す」。

諸比丘あり已成の[二四]氈及び未成の者を得たるに敢へて受作せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「受作するを聽す」。

諸比丘あり街巷中に於て糞掃衣を拾はんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「拾ふを聽す」。時に白衣あり街巷中に於て衣を脱して大小便せり。諸比丘は是れ糞掃衣なりと謂ひて便ち取りしに、彼言はく、「大德、我衣を取ること莫れ」。比丘答へて言はく、「我は是れ糞掃衣なりと謂ひ、是を以て取れるのみ」。白衣復言はく、「汝顧視せずして便ち之を取れり、是れ衣を偸まんが爲なりしなり」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に之を諦看して若し塵に坌れ日に曝されて[二五]久故の相あらんにも顧視して人に問ひ、然して後に之を取るべし」。諸比丘は糞掃衣を拾ひ未だ浣はずして房中に著きたるに、臭穢不淨なりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に未だ浣はざるには房に持ち入るべからず」。諸比丘あり糞掃衣を拾ひ卽ちに浣はざりければ蟲を生ぜり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に卽ちに淨浣すべし」。

諸比丘あり淨池中及び上流に於て糞掃衣を浣へり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。

諸比丘あり淨器を以て糞掃衣を浣へり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。

佛、王舍城より大比丘僧千二百五十人と與に人間に遊行したまひしに、[二六]諸比丘は擔重して衣を擔へり。佛見已りて是念を作したまはく、「我當に諸比丘の爲に家衣施を受くることの齊限を作すべし」。時に瓶沙王は「佛、千二百五十人と倶に人間に遊行したまへり」と聞いて是念を作さく、「我今寧ろ可しく[二七]四種兵を將ゐて、世尊が我境內に遊びたまふを侍衞すべし」。念じ已るに勅し

【二四】氈。撚毛なり。

【二五】久故の相。久しく古き相。

【二六】本文に諸比丘擔糞掃衣とあるも、宋・元・明・宮・聖本には擔重擔衣とあり後の三衣制定にも擔重擔衣とあれば今改めたり。

【二七】四種兵。律部十三、註(三の五九)參照。

是を以て佛に白すに、佛言はく、「屏處にて骨[一七]二指大の如きを取りて磨りて眼中に著るゝを聽す」。
諸比丘あり[一八]麻・蜜・魚・肉を食し、往いて塚間に往いて糞掃衣を求めしに鬼神は喜ばざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に此の諸物を食して往いて塚間に至るべからず」。

諸比丘あり佛僧中及び白衣家に於て麻・蜜・魚・肉を食し、行路して塚間を經由せんとして輒ち避去しければ、此に由りて伴を失せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し畏れざらんには邊に從うて過ぐるを聽す」。

諸比丘あり常に塚間に住せるが、魚肉を乞得して食しければ敢へて復還らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し畏れざらんには還るを聽す」。諸比丘あり月の八日・十四日・十五日に塚間に往來して糞掃衣を求めしに、諸鬼神も此日亦集まりて諸比丘に語げて言はく、「今は是れ我等が集日なるに汝何爲ぞ來れる」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に此日を以て塚間に往くべからず」。常に塚間に住し及び行路せる比丘も此日は皆敢へて往かざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し畏れざらんには聽す」。

諸比丘あり塚間に大小便せり。諸鬼神譏訶して言はく、「云何が我が住處に於て大小便せる」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。塚間ありて曠遠なりしも、諸比丘經過して敢へて起ち止まらず、此に由りて病を致せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に先に[一九]彈指して然して後に便利すべし。若し鬼神にして經典・[二〇]讚唄・說法を聞かんと欲せんに、應に爲に之を作すべし」。

時に[二一]迦夷王は[二二]欽婆羅寶衣を以て耆域に與へしに、耆域即ち持して僧坊に至りて僧に施せり。諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に受用して塔を莊嚴すべし」。

諸比丘あり長短毛及び無毛雜色の[二三]氀毼を得たるを敢へて受けざりき。是を以て佛に白すに、

【一七】二指大。二拇指の大きさ、二寸ばかり。
【一八】麻。胡麻なり。
【一九】彈指(angulipotiana)。律部九、註(一九の四九)及び註(二二の一一一)參照。
【二〇】讚唄。律部十一、註(三六の六八)參照。
【二一】迦夷王。迦夷國王なり、律部十三、註(二の七三)參照。
【二二】欽婆羅寶衣。毛織の貴價衣なり。
【二三】氀毼。氀毼と同じ、毛織の敷物なり。

爾の時王舍城の諸の居士は「佛は諸比丘に家の衣施を受くるを聽したまへり」と聞いて、共に青黃赤黑の純色の劫貝三千張を持して諸比丘に施せるに、諸比丘は色を以て疑を爲し、是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す、應に浣うて[一四]好色を壞し更に染めて著すべし」。諸比丘あり塚間に往きて死屍を觀じ足より頭に至りて[一五]不淨觀を作せるに、[一六]起屍鬼は死屍中に入り眼を張り舌を吐きて諸比丘を蹋み、諸比丘恐怖しければ非人は便を得て其精氣を奪ひ命過せる者ありき。復一比丘あり塚間に至り足より頭に至りて新死女人を觀ぜしに、欲心を生じて便ち不淨を行ぜり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に先に足より觀ずべからず」。

復比丘あり傍に於て死人を觀ぜしに、起屍鬼は復屍中に入り眼を張り舌を吐き手を以て之を打てり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「傍に於て觀ずる莫れ、應に頭前に在りて觀ずべし」。

復諸比丘あり衣の爲の故に新死人を掘出せしに、諸の居士見て譏訶して言はく、「此の釋子沙門は臭穢不淨なり、云何が此を以てして我家中に入れる」。諸の長老比丘聞いて是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に死人を掘出すべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

復諸比丘あり死人の骨を持して僧坊中に著き、死人の髑髏を持して經行處若しは林下に著けるありき。諸の居士見て譏訶して言はく、「諸比丘は不淨にして惡むべし、云何が死人の骨を持して僧坊內に著きて猶し塚間の如くし、死人の髑髏を畜へて猶し齋鉢の如くせる」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、亦應に手を以て死人の骨を捉るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

諸比丘あり眼を患ひしに、醫言はく、「人の額骨を以て磨りて眼中に著れよ」。諸比丘言はく、「佛は我等に死人骨を捉るを聽したまはざれば、更に餘方を說け」。醫言はく、「更に餘治なし」。諸比丘是念を作さく、「若し世尊が病時に死人骨を捉るを聽したまはんには病可しく差ゆるを得べけん」。

あり。波羅殊提王は ujjeni (尉禪國)の王なり。
【一三】 家施衣。居士よりの施衣 (gahapaticivara) なり。
【一四】 好色を壞すとは、純色を消して間色卽ち袈裟色となすなり。律部八、註（九の六一）壞色の下參照。
【一五】 不淨觀。律部八、註(四の二二)參照。
【一六】 起屍鬼。一般に召鬼咒によりて屍を起さしむる時の鬼類。律部八、註(四の七六)毗陀羅咒の下參照。

して如來に服せしめまつるべからず、當に[六]轉輪聖王が應に服すべき所の者を合はすべきなり」。便ち藥を以て[七]三優鉢羅華を薫じ、持して佛所に至り佛に白して言さく、「願はくは此華を嗅ぎたまはんことを」。一華を嗅がんに應に[八]十行下すべく、三華三十して病乃し都べて差えん」。世尊即ち二華を嗅ぎたまふに二十行下を得、餘の一華にて九行下を得たまへり。耆域須臾にして佛所に來至して白して言さく、「藥にて下るを得たりや、下ること多しとやせん少しとやせん」。佛言はく、「藥にて行下するを得たりと雖猶ほ一を少けり」。耆域、佛に白さく、「應に煖水を服せらるべし」。即ち便ち之を服したまふに、更に一行を得て病即ち除き差えぬ。耆域復白さく、「應に須らく補養せらるべし、我當に時に隨うて所應を供養しまつるべし」。佛默然して受けたまふに、耆域便ち栴檀[九]糙羮を作りて以て世尊に奉れり。世尊服したまひ已るに復佛に白して言さく、「我れ國王臣民の爲に病を治せんに、或は百千兩金七寶無數を得、或は聚落を得、或は一邑を得ん。唯願はくは世尊、我に徵願を與したまはんことを」。佛言はく、「[一〇]諸佛如來は已に諸願を過えたり」。復佛に白して言さく、「願はくは佛、我に[一一]可得の願を與したまはんことを」。佛言はく、「若し是れ可得ならんには汝が意に違せざらん」。是に於て耆域は即ち一貴價衣の[一二]價直半國なるを以てして佛に奉上して佛に白して言さく、「此衣は諸衣中に於て最も第一たり、願はくは哀愍して受けたまはんことを」。又願ふらく、「諸比丘に[一三]家衣施を受くるを聽したまはんことを」。佛即ち之を受け、亦諸比丘に家衣施を受くるを聽して、爲に種々に妙法を說いて所住に還らしめたまへり。佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「耆域は我を治し、病差ゆるに一の上衣を持して我に施し、又諸比丘に家衣施を受くるを聽さんことを願へり。我れ爲に之を受け、亦諸比丘に家衣施を受くるを聽す。然れども少欲知足にして糞掃衣を著するは我が讚歎する所なり」。

【六】轉輪聖王。律部八、註(一の二五)參照。

【七】三優鉢羅華。四分律(列五・五九左)には三把優鉢華とし、巴利律(mv. 8, 1, 31)には tīṇi uppalahatthāni (三掌量の青蓮華)とせり。四分律(列五・六〇)には此藥を那羅延と名け、餘人の服しうる所にあらず轉輪王を除くとあり。

【八】十行下。十たび下るなり。

【九】栴檀糙羮。糙は糙(ソウ)字の古文なり、雜なり、粒なり、節文に以米和羮也とあり。栴檀の實に米を和せる羮、即ち香料を加味せるオモユの類ならんか。巴利律には yūsaṃpiṇḍapāta (液體食即ち薄き粥類) とせり。四分律には此を記さゞるも諸國大王及び諸比丘が世尊の病を聞いて往詣せるの記を出せり。

【一〇】atikkantavarā kho Jīvaka tathāgatā 'ti (耆婆よ諸佛如來は諸願を超えたり)。

【一一】可得の願。相應にして過なき、即ち清淨なる願なり。

【一二】價直半國。貴價衣の價が一國の領土の半分に相應するとの意。四分律(列五・六〇左)には波羅殊提王より得たりといひ、巴利律(mv. 8, 1, 34)にも raññā pajjotena と

卷の第二十　彌沙塞

第三分の五　衣法(上)[一]

佛、王舍城に在しき。爾の時耆域[二]の乳母は耆域を洗浴し、其身を諦觀して恨色ありき。耆域之を覺りて卽ち問ふらく、「何の故に恨顏もて我を視るや」。乳母言はく、「汝が身相殊特なるも而も竟に未だ佛法衆僧に親しまざるを恨む」。耆域聞き已りて讃言すらく、「善い哉善い哉、乃し能く我に此の如きの事を教へんとは」。便ち新衣を著して往いて佛所に至るに、遙かに世尊の容儀挺特にして三十二大人の相あり、圓光一尋にして猶し金山の若くなるを見て卽ち信敬を生じ、前んで佛足を禮し却いて一面に坐せるに、佛爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまへり、所謂施論・戒論・生[三]天の論(並に)在家の染累と出家の無著と、是の如きの助道の法を示現したまひ、次で爲に諸佛常所說の法なる苦集滅道を說きたまふに、卽ちに座上に於て遠塵離苦し法眼淨を得て見法得果せり。已にして佛及僧に歸依し、次で五戒を受けぬ。耆域は善く[四]音聲本末の相を別ちければ、佛將ゐて塚間に至り五人の髑髏を示したまふに、耆域遍く叩きて佛に白して言さく、「第一に叩けるは地獄に生じ、第二に叩けるは畜生に生じ、第三に叩けるは餓鬼に生じ、第四に叩けるは人道に生じ、第五に叩けるは天上に生ぜり」。佛言はく、「善い哉、皆汝が說の如し」。復一髑髏を示したまふに、耆域三たび叩けども之ける所を知らざりければ、佛に白して言さく、「我れ此人の所生の處を知らず」。佛言はく、「汝應に知らざるべし、何を以ての故に、此は是れ[五]羅漢の髑髏なれば生處あることなきなり」。

爾の時世尊は身に少しく患ありければ阿難に語げて言はく、「我病めり、應に吐下藥を服すべし」。阿難、佛に白さく、「當に耆域に語ぐべし」。卽ち往いて之に語ぐるに耆域言はく、「我れ常藥を以て

【一】衣法(Cīvarakkhandaka)。四分律・五分律・巴利律の三律は孰れも初に於て異なれる記述をなせり。

【二】耆域。律部八、註(五の一二四)耆舊童子の下參照。

【三】施論戒論等。前註(一五の一一〇)參照。

【四】音聲本末相。髑髏の叩音によりて其の前生後生を分別するをいふ。これ頭蓋呪にして婆耆舍長老(Vaṅgīsatthera)も此呪に堪能なりきと傳ふ(Dhammapadatthakathā 4, 226)。

【五】羅漢の髑髏。阿羅漢の證果を得たるものは後有卽ち後の存在を受けざる故に生處は知られざるなり。

界の內外に在き、若し界內に在りて食せんに、食時に應に界外に出でて自恣すべく、若し界外に在りて食せんに、食時に應に界內に住まりて自恣すべし。若し復得ざらんには、應に共に集まりて自恣し、後に一舊比丘は諸の舊比丘に白して言ふべし、「大德僧聞きたまへ、今布薩說戒を共ぜるも後の四月黑十五日に當に自恣すべし、白是の如し」。客比丘若し「何の故に[四四]四月黑十五日に自恣するや」と言はんに、舊比丘應に答へて言ふべし、「本安居を共ぜざればなり、應に我に問ふべからず」。若し客比丘復黑十五日に至らんには、舊比丘は復應に上の如くに白すべし、「後の[四五]白十五日に當に自恣すべし、……乃至……應に我に問ふべからず」と、亦上の如し。客比丘復白十五日に至らんには、復應に爲に食を作し……上の如し。若し得んには善し、若し得ざらんには便ち應に强ひて共に和合して自恣すべく、自恣せざることを得ざれ』と。

五分律卷第十九

第三分の四、自恣法

【四四】四月黑十五日、夏の四月目なる卽ち迦提月の黑月の十五日、これ七月十六日より七月三十日までを黑月とする故に、今黑十五日とあるは七月三十日をいふ。

【四五】白十五日。迦提月の白月の十五日、これ八月一日より十五日までを白月とする故に、今白十五日とせるは八月十五日をいふ。

に問ふべし、「汝、見たりとやせん、聞けりとやせん、疑へりとやせん」。若し「見たり」と言はんに、應に問ふべし、「云何が見、何の時に見、何處にて見たりや。汝は何處に在りて彼は何處に在りしや」。若し是問を作して答ふる能はざらんに、應に如法に治し已りて自恣すべく、應に自恣せざるべからず。聞・疑も亦是の如し」。

一住處あり衆僧中に於て安居三月して皆道證を得たれば是念を作さく、「若し三月竟りて便ち自恣せん者、便ち應に移去すべくんば則ち此樂を失せん」と。諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「『今、諸比丘に聽さん、[41]三月して自恣日に皆一處に集まりて應に一比丘唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、我等此に於て安居して心樂を一にするを得たるも、若し自恣して便ち去らんには則ち此樂を失せん、今共に此に停まりて[42]八月滿に至り四月自恣と作さんとす、白是の如し』。是の如く白し竟るに、若し遠行せんと欲する比丘あらば自恣して便ち去るを聽す。若し其自恣を住めんと欲せんには、僧は應に爲に如法に撿校して自恣するを得て去らしむべし。若し去比丘にして[43]後比丘の自恣を住めんと欲せんには、諸比丘は應に語言すべし、「我等未だ自恣せざれば、汝云何がして住むるを得んや」。若し彼去り已り、後の自恣時に至り還りて諸比丘の自恣を住めんには、諸比丘は應に如法に撿校すべく、竟りて應に自恣すべし』」。諸比丘あり一處に安居せしに、「某處の好鬪比丘當に來るべし」と聞いて是議を作して言はく、「彼來らんに必らず我等が自恣を住めん」。諸比丘云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「未だ自恣に至らざること二三日ならんには、應に自恣して去るべし。若し「今日至る」と聞かんには、應に卽ちに自恣して去るべし。若し「已に界内に入れり」と聞かんに、應に疾く界外に出で自恣して還るべし。若し得ざらんには、應に出で迎へて禮拜問訊し、爲に衣鉢を捉り洗浴具を辦へ、浴室に將ゐ入れて塗身油・蜜を與へて、界外に出でて自恣すべし。若し復得ざらんには、應に爲に食を辦へて隨うて

【四一】自恣の庇護 (pavāraṇā-saṃgaha)。互に證悟を得て法を樂しむあまりに、各別離して遊行するを惜む時、一ヶ月の後まで自恣を延期せしむる作法なり。

【四二】八月滿 (komudiyā cātumāsinīyā)。夏四月の滿月の日、Kattika 月卽ち八月の滿月の日、八月十五日なり。

【四三】後比丘。後に殘れる比丘。

諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり。

若し比丘にして他比丘の自恣を住めんに、衆僧は[三八]彼人の身口意業の不清淨にして少聞・愚癡なるを知見せんには、應に共語を受くべからず、但當に自恣すべし。若し僧にして彼人の身口意業に清淨あり不清淨あり、及び少聞・愚癡なるを見んにも亦是の如くせよ。若し僧にして彼人の身口意淨にして多聞・智慧なるを見んには、應に共語を受くべく、當に問うて言ふべし、「汝、彼に何等の過あるを見しや、破戒とやせん、破見とやせん破威儀とやせん、破正命とやせん」。若し「破戒なり」と言はんに、應に問ふべし、「汝、破戒の相を知れりや不や」。若し「知らず」と云はんに、諸比丘は應に訶して慚ぢしめて語言すべし、「汝、破戒の相を知らずして而も僧中に在りて他の破戒を說かんとは」。僧若し此[三九]訶を作さゞらんに皆突吉羅を犯ず。若し「知る」と言はんに、諸比丘應に問ふべし、「何等か是れ破戒なる」。答へて言はく、「波羅夷・僧伽婆尸沙を犯ずるなり」。若し「破見なり」と言はんに應に問ふべし、「汝、破見の相を知れりや不や」。若し「知らず」と言はんに、諸比丘應に上の如くに訶すべく、若し訶せさらんに皆突吉羅を犯ず。若し「知る」と言はんに、應に問ふべし、「何等か是れ破見なる」。答へて言はく、「今世後世なく、罪福の報應なく、父なく母なく阿羅漢なし」。若し「破威儀なり」と言はんに、應に問ふべし、「何等か是れ破威儀の相を知れりや不や」。若し「知らず」と言はんに、諸比丘は應に上の如くに訶すべく、若し訶せさらんに皆突吉羅を犯ず。若し「知る」と言はんに、應に問ふべし、「何等か是れ破威儀なる」。答へて言はく、「波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅・惡說を犯ずるなり」。若し[四〇]「破正命なり」と言はんに、「諸比丘は應に問ふべし、「汝、破正命の相を知れりや不や」。若し「知らず」と言はんに、諸比丘は亦應に上の如くに訶すべく、若し訶せさらんに皆突吉羅を犯ず。若し「知る」と言はんに、應に問ふべし、「何等か是れ破正命なる」。若し「諂曲心にて以て利養を求むるなり」と言はんに、僧は復應に更

【三八】他の自恣を遮せんとする比丘なり。

【三九】訶。呵責なり。

【四〇】破威儀の相。

し、「彼比丘は已に作法せり、僧應に自恣すべし」と。諸比丘は「何等の法をか作せる」と問ふを得ず、問はんには突吉羅なり。波羅提提舍尼……乃至、偸羅遮を犯ぜんにも亦是の如し。若しは僧伽婆尸沙を犯じ、若しは波羅夷を犯ぜんには、應に白羯磨して此事を停むべし、「大德僧聽きたまへ、今此事を停めて自恣せん、後に當に如法に斷ずべし、白是の如し」と。此白を作し已りて應に自恣すべく、自恣せざることを得ざれ』。

一比丘あり自恣日に諸比丘に語げて言はく、「物ありて人なし」と。因みて共に空論して半は「物ありて人なし」と云ひ、半は「人ありて物なし」と云ひ、共に諍うて紛紜たりき。諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に白して此事を停めて自恣すべく、自恣せざることを得ざれ。若し白して停め已りつゝ還此論を發す者あらんに[三六]波逸提を犯す」。

病比丘にして病比丘の自恣を住め、病比丘にして無病比丘の自恣を住め、無病比丘にして病比丘の自恣を住むるありて相順從せざりき。諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に爾るべからず、犯ぜんには皆突吉羅なり。若し病比丘にして病比丘の自恣を住めんに、諸比丘は應に語げて言ふべし、「汝今病めるに何ぞ以て他を住むるや」。若し病比丘にして無病比丘の自恣を住めんにも亦應に是の如くに語ぐべきなり。若し無病比丘にして病比丘の自恣を住めんに、諸比丘は應に語げて言ふべし、「汝且らく止めよ、此比丘病めり可しく差ゆるを待ちて之を住むべし」と』。諸比丘あり使を遣して他の自恣を住めしめぬ。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に使を遣して他の自恣を住めしむべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。時に跋難陀は猶ほ使を遣して他の自恣を住めしめぬ。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「使を受くる人は突吉羅を得、跋難陀は[三七]波逸提を犯す」。或は愚癡比丘にして愚癡比丘の自恣を住め、或は愚癡比丘にして智慧比丘の自恣を住め、或は智慧比丘にして愚癡比丘の自恣を住めて相順從せざりき。

【三六】波逸提第五發諍戒を犯す。

【三七】かゝる罪によりて波逸提罪を犯ぜりとするは不審なり。但し巴利律(mv. 3, 17, 7)に病者が無病者の自恣を遮せるに對し、病の癒ゆるまで待てと誡しむるも猶ほ肯かずして遮せんには、不共敬の波逸提(anādariye pācittiyam)なりとあれば、波逸提第五十八輕師戒に相當するなり。

優波離、佛に問ふらく、「若し比丘、僧中に入らんに應に幾法を以てすべき」。 佛言はく、「應に五法を以てすべし、一に下意、二に慈心、三に恭敬、四に次第坐處を知り、五に餘事を論說せざるとなり。 復五法あり、應に衣を反抄すべからず、應に左右に衣を反抄すべからず、應に扠腰すべからず、應に覆頭すべからず、應に僧を恭敬すべきなり」。 優波離、佛に問ふらく、「比丘は幾法あらんに僧と與に和合羯磨するを得るや」。 佛言はく、「五法あらんに僧と與に和合羯磨するを得ん、(卽ち)應に同見なるべく、應に僧に隨ふべし、應に信ずべく、事あらんに應に自ら往き、若しは與欲すべきなり」。 復優波離に語げたまはく、「若し僧事あらんに應に往かざるべからず、若し往かざらんに則ち僧に異らん。[三五]五種見あらんに僧事に於て不如法と爲す。(卽ち)應に心念すべくして口語し、應に口語すべくして心念し、非法に僧を助け、非法人を助け、犯に不犯と言ひ、若し上に反せんに如法と爲す」。

一比丘あり自恣日に突吉羅罪を犯じて餘比丘に向うて說けるに、半は是れ突吉羅なりと云ひ、半は是れ惡說なりと云ひて、二部中の各に持律聰明智慧にして慚愧心あり戒法を樂學せるありて共に諍うて決せず、以て自恣を住めぬ、諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に一比丘は將ゐて眼見耳不聞處に至り、敎へて惡說悔過を作さしめ、還りて僧に白すべし、「彼比丘は已に作法せり、僧應に自恣すべし」と。 諸比丘は「何等の法をか作せる」と問ふを得ず、問はんには突吉羅なり』。 復一比丘あり自恣日に突吉羅罪を犯じて餘比丘に向うて說けるに、半は是れ波羅提提舍尼なりと云ひ、半は是れ突吉羅なりと云ひ、……乃至、半は是れ波羅夷なりと云ひ、半は是れ突吉羅なりと云ひて、二部中の各に持律聰明智慧にして慚愧心あり戒法を樂學せるありて共に諍うて決せず、以て自恣を住めぬ。 諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に一比丘は將ゐて眼見耳不聞處に至り敎へて突吉羅悔過を作さしめ還りて僧に白すべ

【三五】本文に有五種見於僧事爲不如法とあり、宮本には有也天見於人曰爲不如法とあり。宮本は恐らく筆寫の誤なるべし。

に、持法・持律・解律儀にして聰明辯才なる學戒比丘は如法に我を助くるや不や、若し彼必らず助けんにも亦應に更に審にし、審にし已りて時を以て自恣を住むべし」と』。又問ふらく、「世尊、他の自恣を住めんと欲せんに應に幾法もて自ら觀ずべきや」。佛言はく、『應に五法もて自ら觀ずべし。(卽ち)自ら身行清淨なりや・口行清淨なりや・意行清淨なりや・多く修多羅を誦せりや・善く阿毘曇[三四]を解せりや不やを觀じ、若し身口意行にして不清淨ならんに諸比丘は便ち當に言ふべけん、「汝が身口意行は不清淨なるに、云何が他を住むるや」と。若し多く修多羅を誦せざらんに諸比丘は便ち當に言ふべけん、「汝誰より聞ける、何經中に說ける、未だ人を師とせざる能はざるに何ぞ物に師たるを能くせん」と。若し善く阿毘曇を解せざらんに諸比丘便ち當に言ふべけん、「汝が所說は何の義ありや、汝自ら義を知らずして云何が人を住むるや」と』。又問ふらく、「世尊、幾法ありて他の自恣を住めんに後に悔なきや」。佛言はく、「五法ありて他の自恣を住めんに後に悔なし。(卽ち)憐愍の故に・利益の故に・濟拔せんと欲するが故に・惡戒より出さしめんが故に・全戒中に住せんが故なり」。又優波離に告げたまはく、『五種ありて他の自恣を住めて後に悔心を生ぜん。諸比丘語げて言はん、「汝他非を說くも實ならざれば汝應に止むべし、汝の所說は時に非ざれば汝應に止むべし、汝が所說は利益あることなければ汝應に止むべし、汝は惡意を以て他非を說いて走れ慈心に非ざれば汝應に止むべし、汝が所說は剛强にして柔軟語に非ざれば汝應に止むべし」と。若し上に反せんに後に悔心を生ぜざらん。此彼にして自恣比丘を住めんに、五事ありて應に憂ふべからず。(卽ち)諸比丘語げて言はん、「彼は實ならざるに汝が自恣を住めしなり汝應に憂ふべからず、彼は時に非ざるに汝が自恣を住めしなり汝應に憂ふべからず、彼は利益なきに汝が自恣を住めしなり汝應に憂ふべからず、彼は惡意を以て汝が自恣を住めしなり汝應に憂ふべからず、彼は軟語に非ずして汝が自恣を住めしなり汝應に憂ふべからず」と』。

【三四】阿毘曇。阿毗達磨卽ち論藏なるも、或は僧祇律の寂根多聞持法深解の語の如く、多聞にして深解なることを意味せるやも計り難し。前註(一八の七)參照。

如法ら自恣を住むるとあり。何をか十如法に自恣を住むると謂へる。一比丘あり此相を以て此事を以て如法治罪羯磨を受け、若し比丘其の此相を以て此事を以て如法治罪羯磨を受けたるを見て、是比丘後に餘僧中に於て其の已に如法治罪羯磨を受けたるを說いて其自恣を住めんに、是を如法に自恣を住むると謂ふなり。若し其自恣を住むる時、難ありて起り僧皆散去せんに、後に之を見て復前の如くに其自恣を住むるを、是を如法に自恣を住むると謂ふなり。若しは捨戒し・若しは波羅夷を犯じ・若しは僧伽婆尸沙を犯じ・若しは偸羅遮を犯じ・若しは波逸提を犯じ・若しは波羅提提舍尼を犯じ・若しは突吉羅を犯じ・若しは惡說を犯ぜんに、若し比丘此相を以て此事を以て僧中に於て其犯を說いて其自恣を住めんに、是を如法に自恣を住むると名く。上に反せんに、名けて不如法に自恣を住むると爲すなり」。

時に優波離(うぱり)、佛に問うて言さく、「世尊、比丘は幾法を以てして他の自恣を住むるや」。佛言はく、「五法を以てして他の自恣を住むるなり、(卽ち)實を以てして虛を以てせず・時を以てして非時を以てせず・有利益を以てして無利益を以てせず・慈心を以てして惡意を以てせず・[三三]柔輭語を以てして剛强を以てせざるなり」。又問ふらく、「世尊、他の自恣を住めんと欲せんに、應に幾法もて自ら籌量すべきや」。佛言はく、『應に五法を以て自ら籌量すべし。應に量るべし、「我れ彼自恣を住めんに實とやせん虛とやせん、若し虛ならんに應に住むべからず、若し實ならんに應に更に審定すべし」。(應に量るべし)「……時とやせん非時とやせん、若し非時ならんに應に住むべからず、若し時ならんに應に更に審定すべし」。(應に量るべし)、「……有利益とやせん無利益とやせん、若し無利益ならんに應に住むべからず、若し有利益ならんに應に更に審定すべし」。(應に量るべし)、「……當に此に因りて諍を起し和合僧を破すべきとやせん破せずとやせん、若し破せんに應には住むべからず、若し破せざらんには應に更に審定すべし」。復應に量るべし、「我れ彼自恣を住めん

【三三】本文に以柔輭語不以剛强又問世尊欲住他自恣應幾法自籌量佛言應以五法自籌量應量我住彼自恣爲實爲虛若虛不應住若實應更審定爲時爲非時若非時不應住とあるに宮本には剛强を二佛、應を文、籌を法、爲實爲虛を佛光明天、應住以下の十九字を佛法若食應便審家爲時天明十非時不明往の十八字とせり。宮本は文意通ぜず、恐らく筆寫の誤りなるべし。

べし、「各々相向うて自恣せよ」と』。諸比丘自恣し竟りて復更に布薩せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、『自恣羯磨をも亦布薩と名く』。

爾の時世尊は自恣日に諸比丘と與に前後に圍遶せられて露地に坐して諸比丘に告げたまはく、『今僧和合せり、自恣時到りぬ、應に共に自恣すべし』。一比丘あり起ちて佛に白さく、「病比丘ありて來らず」。佛言はく、『應に一比丘を差して將ゐ來り、……乃至、出界して自恣すべし』……說戒中に說けるが如し。時に六群比丘は有罪に自恣せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり』。彼猶ほ故ほ有罪に自恣せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に其[二七]自恣を住むべし』。諸比丘は未だ羯磨せざる時便ち他の自恣を住め、復自恣竟りて方に住めたるありき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に爾るべからず、羯磨竟りて未だ自恣せざる時に應に住むべし』。諸比丘に告げたまはく、『四不如法に自恣を住むると、四如法に自恣を住むるとあり。何をか四不如法に自恣を住むると謂へる。謂はく[二八]無根破戒・[二九]無根破見・[三〇]無根破威儀・[三一]無根破正命に住むるなり。若し上に反せんに、四如法に自恣を住むると爲す。復七不如法に自恣を住むると、七如法に自恣を住むるとあり。何をか七不如法に自恣を住むると謂へる。謂はく無根波羅夷・無根僧伽婆尸沙・無根偸羅遮・無根波逸提・無根波羅提々舍尼・無根突吉羅・無根惡說に住むるなり。上に反せんに、七如法に自恣を住むると爲す。復八不如法に自恣を住むると、八如法に自恣を住むるとあり。何をか謂ひて八不如法に自恣を住むると爲す。謂はく無根破戒と[三二]無作・無根破見と無作・無根破威儀と無作・無根破正命と無作に住むるとなり。上に反するを、八如法に自恣を住むると爲す。復九不如法に自恣を住むるあり、九如法に自恣を住むるあり。何をか九不如法に自恣を住むると謂へる。謂はく無根破戒作不作に住むるなり、無根破見・無根破威儀も亦是の如し。上に反せんに、九如法に自恣を住むると爲す。復十如法に自恣を住むると、十不

【二七】自恣を住むとは、遮して(thapeti)自恣せしめざるなり。

【二八】無根破戒。四分律(列五・四八左)には波羅夷・僧殘・偸蘭遮を破戒とし、巴利律(mv. 3, 16, 12)には波羅夷と僧殘とを破戒とせり。五分律(後註三六)と巴利律に相應す。

【二九】無根破見。四分律同處には六十二見等の邊見及び諸の邪見を破見とせり。

【三〇】無根破威儀。四分律同處には波逸提・提舍尼・突吉羅・惡說を破威儀といひ、巴利律同處には偸蘭遮を加へたり。

【三一】無根破正命。四分律同處に此語なし、破正命とは邪命卽ち邪命生活(aparisuddha-ājīva)にして、咒術又は醫藥等を作りて生活の資とする如きをいふ。

【三二】無作。其意明らめ難し、次の作不作も然り。四分律(列五・四八左)に無根不作・無根有餘不作、無根無餘不作の語あり、此と對照するも明かならず。

き。是を以て佛に白すに、佛言はく、「自恣竟らんには坐に還るを聽す」。諸比丘已に自恣し竟るに便ち出で去れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に先に出づべからず、要らず都べて竟るを待て」。諸比丘一時に上座に向うて自恣せるに、誰か已に自恣し誰か未だ自恣せざるかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に一時に自恣すべからず」。諸比丘便ち復一々に上座より自恣せるに、諸白衣あり布施し聽法せんと欲せるも久しく得ること能はざりければ、便ち譏訶して言はく、「我等多務なるも業を廢して此に來れるに、而も諸比丘は時に施を受け(ず)我が爲に說法せず」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に一々に自恣すべからず、上座八人一々に自恣し、自下は同歲同歲にて一時に自恣するを聽す」。諸比丘は自恣せんに已にして何處に至らんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に白二羯磨して自恣人若しは二若しは多を差すべし。一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此の某甲某甲比丘は能く僧の爲に自恣人と作らん。僧今某甲某甲を差して自恣人と作さんとす、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し、大德僧聽きたまへ、此の某甲某甲比丘は能く僧の爲に自恣人と作らん。僧今某甲某甲を差して自恣人と作さんとす、誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し忍ぜざらんには說きたまへ。僧は已に某甲某甲を差して自恣人と作し竟んぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。諸比丘は無智比丘を差して自恣人と作せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、『五法成就せんに應に差すべからず、欲と恚と癡と畏とに隨へると時非時を知らざるとにして、上に反せんには應に差すべきなり。被差比丘は應に起ちて諸比丘に語げて言ふべし、「同歲は同歲と一處に坐せよ」と』。自恣人は已にして何の時當に應に自恣すべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「次第至り已らんに便ち應に自恣すべし」。諸比丘は是の如くに自恣を作せるも猶ほ故ほ遲かりければ、諸の白衣は上の如くに譏訶せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、『被差人は復應に唱言す

べきなり。若し五惡法を成就して問めんに、應に說罪を敬聽すべからず。若し五善法を成就して問めんに、應に說罪を敬聽すべし」。

時に諸比丘は是議を作さく、「世尊所說の如くに應に聽くを問むべく、應に聽くを問むべからず、應に敬聽すべく、應に敬聽すべからざらんには、唯羅漢のみありて然して後に應に問むべきのみ、我等云何がしてか此を行ずるを得ん」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に此議を作せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、諸比丘に告げたまはく、『今より十利を以ての故に諸比丘の爲に自恣法を作さん。應に僧自恣に說罪せんことを求めて言ふべし、「諸大德、若しは我罪を見、若しは我罪を聞き、若しは我罪ありやを疑はんに、隣愍の故に自恣に說きたまへ、我當に見罪悔過すべし」と、是の如くに三說せよ』。

時に諸比丘は是念を作さく、「世尊は我等に自恣(法)を教へたまへり、應に共に奉行すべし」。便ち日々に自恣し、或は二日三日……五日に一たび自恣するに至れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、應に〔二六〕夏三月最後日に自恣すべし」。諸比丘便ち比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼の前に於て自恣し、若しは白衣・外道・狂心・亂心・病壞心・被擧・滅擯・異見人の前にて自恣せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、應に如法比丘衆の中に在りて自恣すべし」。諸比丘あり坐牀上にて自恣せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。諸比丘は既にして地に下りて自恣せるに衣服を汚せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に好く地を泥治して草を布き、上に於て自恣すべし」。六群比丘言はく、「若し汝、我れに至らんに然して地に下らん」。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に爾るべからず。應に一比丘先に唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、今僧自恣の時到れり、僧當に和合して自恣を作すべし、白是の如し」。然して後倶に地に下り胡跪して自恣せよ』。諸比丘自恣未だ竟らざるに上座は老病にて久跪に堪へざり

【二六】夏三月最後日。七月十五日なり。

業を盡すべし」と敎へたるに、今に於て云何がして[二五]啞法を行ぜる。今より若し復不共語法を立てんには突吉羅罪を得ん」。

爾の時六群比丘は數々犯罪せり。諸比丘は佛が「應に相誨語すべし」と敎へたまへるを以て便ち語げて言はく、「汝等は數々犯罪せり、應に自ら過を見て改悔を修すべし、梵行を汚染して自ら大苦を貽し、人の信施を負うて空しく所獲なきこと勿れ」。六群比丘自ら改過せずして反りて更に誣謗すらく、「長老比丘は種々罪を犯ぜり」と。彼聞き已りて慚愧し、便ち佛所に往いて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘ありて罪を犯ぜんに應に先に問うて言ふべし、「我汝を誨へんと欲す、汝は我に聽くや不や」。「聽く」と言はんに則ち誨へ、聽かざらんに則ち已めよ。若し聽かざらんには突吉羅罪を犯す』。六群比丘後の時に犯罪しつゝ便ち長老比丘に逆問すらく、「我れ汝を誨へんと欲す、汝は我に聽くや不や」。彼れ是念を作さく、『佛は「聽かざるを得ず」と制したまひたれば』とて、便ち答へて言はく、「隨意に之を說け」。六群比丘復言はく、『若し我意に隨はんには當に我に隨うて說くべし、「何罪は何時の說にして何處にて說きたまひしや」と』。彼れ此語を聞くに、便ち其後を逐うて敢へて遠離せざりき。是を以て佛に白すに、佛復六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、「若し五法を成就せんに、應に說罪を聽かんことを問むべからず、無慚と(無)愧と愚癡と少聞と自ら不如法なるとなり。苟くも人惡を彰はさんには、若し有慚と(有)愧と多聞と智慧と自ら如法なるとにして、實に人をして惡を離れしめんと欲せんに乃し應に說罪を聽くを問むべきなり。復五法あらんに應に說罪を聽くを問むべからず、隨愛と隨恚と隨癡と隨畏と時非時を知らざるとなり。上に反せんに應に說罪を聽かんことを問む

【二五】啞法（mūgabbata）。とるにたらざる啞法なりとの意。律部十一、註（二七の一四〇）總家共住法參照。

多比丘あり見て皆是念を作せるも而も相知らざりき。安居前の布薩日に至りて倶に彼に集まりしに皆「我已に先に此宿を取れり」と言ひて、誰か應に住するを得べきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し先に至れる者は應に相を作すべし、若しは壁に題して自名を作し、若しは宿の左右人に語げて後に引いて證と爲さんに此人應に得べきなり」。復比丘あり先に住處を占して後に竟に來らず、餘比丘も住するを敢へてせざりければ、遂に空しく此處を置けり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に相を壞し若しは人に語げ知らしめて餘比丘をして住するを得せしむべし」。

第三分の四　[二一]自恣法

佛、舍衞城に在しき。爾の時衆多比丘は一處に住して安居し共に議して言はく、『我等若し共語せんには或は增減を致さん、當に共に制を立つべし、「復言あること勿れ」と。若し乞食して先に還らんに便ち食處を掃灑し瓶を以て水を盛り拭手脚巾を出し諸の坐具を敷き[二二]盛長食器を置き、食を量りて長あらんに其中に減著し、如し共れ得ること少からんに此より取りて足し、食し竟るに次第に物事を[二三]除屏し、若し獨にて勝へざらんには伴を招いて共に擧め、此の如くして安居せんに安樂住を得て復是非增減の患なからん』。此議を作し已るに即ち便ち之を行じ、安居既にして竟れり。諸佛常法として歲に[二四]二大會あり、往いて佛所に到り頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、佛、慰問して言はく、「汝等安居和合し・乞食乏しからず・道路に疲れざりしや」。答へて言さく、「安居和合し・乞食乏しからず・道路に疲れざりき」。又問ひたまはく、「汝等安居して云何が和合せりや」。諸比丘即ち具に以て答ふるに、佛種々に訶責したまはく、『汝等愚癡なり、怨家共住の如くして云何がしてか和合安樂を得ん。我れ無數に方便して「汝等共住せよ、當に相諫誨して轉相覺悟し以て道

【二一】自恣法（pavāraṇakkhandaka）。律部八、註（四の二四八）參照。

【二二】盛長食器。長食を盛る器、長食は餘分の食、若しは殘食なり。

【二三】除屏。收めかたづけるなり。

【二四】二大會。春末月と夏末月となり。春末月とは三月十六日より四月十五日まで、夏末月とは七月十六日より八月十五日までなり。十誦律（四・四五右）に委し。

往くに、中路にて二住處の多く衣食施あるを見て便ち住せんに、前後安居なく〔三〇〕違言突吉羅罪を得ん。若し比丘にして他の前安居請を受け布薩し竟りて往くも、至らずして十七日明相出に至らんに、是比丘は前安居なきも後安居あり、破安居ならざるも違言罪を得ん。若し他の前安居請を受け布薩し竟りて往いて安居を結しつゝ、七日を受けずして界外に出でんに、七日内に還るも還らざるも是比丘は前安居なくして後安居あり、破安居ならざるも違言罪を得ん。若し他の前安居請を受け布薩し竟りて往いて安居を結し、七日を受けて界外に出でて還らざらんに、前安居なくして後安居あり、破安居ならざるも違言罪を得ん。若し七日内に還らんに破安居ならず違言罪を犯ぜず。若し他の前安居請を受け布薩し竟りて往いて安居を結し、未だ自恣に至らざること七日に七日法なくして界外に出でんにも亦前安居なくして後安居あり、破安居ならざるも違言罪を得ん。若し七日法ありて界外に出でんには、破安居ならず違言罪を得ず。若し比丘他の前安居請を受け彼に往いて布薩せんにも亦是の如し。若し比丘他の後安居請を受け布薩し竟りて往くに、中路にて二住處の多く衣食施あるを見て便ち住して往かざらんに、破安居と違言との二突吉羅罪なり。若し他の後安居請を受け布薩し竟りて往くも、至らずして十七日明相出に至らんに、是比丘は破安居と違言との二罪なり。若し他の後安居請を受け布薩し竟りて往いて安居を結しつゝ、七日を受けずして界外に出でんに、七日内に若しは還り若しは還らず、及び七日を受けて七日内に還らざらんに、皆破安居と違言との二罪なり。若し七日内に還らんに破安居ならず違言罪を犯ぜず。若し他の後安居請を受け布薩し竟りて往いて安居を結し、未だ自恣に至らざること七日に七日法なくして界外に出でんに破安居と違言との二罪なり。若し七日法ありて界外に出でんに破安居ならず違言罪を犯ぜず。若し他の後安居請を受け彼に往いて布薩せんにも亦是の如し」。

一比丘あり安居處を求めしに空窟あるを見て是念を作さく、「我當に此に於て安居すべし」。復衆

【三〇】違言突吉羅罪。違約(A-atiassava)罪として突吉羅罪を犯ずるなり。

安居するを聽したまはざれば我當に云何がすべき」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「此因緣を以て破安居するを聽す、無罪なり」。復一比丘あり安居せしに、異住處に比丘あり破僧せんと欲せりと聞き、是れ己が親厚なりければ是念を作さく、「若し我れ往いて諫めんに必らず我語を受けん、而も世尊は破安居するを聽したまはざれば我當に云何がすべき」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「此因緣を以て破安居するを聽す、無罪なり。若しは能く人をして諫めしめんとて此が爲に去き、若しは彼處の僧已に破せるを、能く自ら和合し若しは人をして和合せしめんとて此が爲に去かんにも皆亦是の如し。比丘尼にして能く僧を和合せんにも亦是の如し」。時に估客營住せるあり諸比丘依りて安居せんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「彼估客に依るを聽す」。安居內に忽然復去りしに、諸比丘は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「隨ひ去るを聽す」。諸估客分れて兩部と作りければ諸比丘は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し一部は信樂にして之く所豐樂に、隨去比丘に持律(者)あり彼處にも亦持律多からんに此部に隨うて去るを聽す。若し牧牛羊人・作榨栰人・船行人に依りて安居せんにも皆亦是の如し」。諸比丘あり安居中に房舍臥具を燒いて住處あることなく、云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若しは火燒若しは水漂・王難・賊難・非人難・師子・虎狼・諸毒蟲難、……乃至、蟻子・〔一八〕水虱難には皆破安居するを聽す、無罪なり」。

時に〔一九〕跋難陀は安居請を受け布薩し竟りて往くに、中路にて二住處の多く衣食施あるを見て便ち其中に住し、二處に各半(住)して皆分を取らんと欲せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責して言はく、「汝愚癡人、云何が已に他請を受けつゝ利養の爲の故に二處に住して安居せる」。諸比丘に告げたまはく、「今より若し比丘にして他の前安居請を受け布薩し竟りて

【一八】水虱難。水蚤(みじんこ)の寫誤にあらざるか。水に蟲ありて飲むに堪へざる難なり。

【一九】四分律(列五・四五右)には跋難陀が拘睒彌王憂陀延の請を受けたりとし、巴利律(MV. 3, 14, 3)には拘薩羅國波斯匿王の請を受けたりとせり。

ん」。　便ち以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今より若し佛法僧事若しは私事ありて七日外なるに於ては、更に白二羯磨して十五日若しは[二六]一月日を受けて界を出でて行くことを聽す。　一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は某事の爲に界を出でて行き、七日外に於て更に三十夜を受け此に還りて安居せんと欲せり。　若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。　大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は某事の爲に界を出でて行き、七日外に於て更に三十夜を受け此に還りて安居せんと欲せり。　誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、忍ぜざらんには說きたまへ。　僧已に某甲に更に三十夜を受け界を出でて行くことを與へ竟んぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。

一比丘あり安居せしに麁食にて足せざりければ是念を作さく、「我れ此中に安居せしに麁食にて足せず、而も世尊は[二七]破安居するを聽したまはざれば我當に云何がすべき」。　是を以て佛に白すに、佛言はく、「此因緣を以て破安居するを聽す、無罪なり」。　復一比丘あり安居せしに、一比丘尼あり誘うて共に不淨行を作さんとしければ是念を作さく、「人心轉じ易ければ後或は(道)意を失せん、而も世尊は破安居するを聽したまはざれば我當に云何がすべき」。　是を以て佛に白すに、佛言はく、「此因緣を以て破安居するを聽す、無罪なり。　式叉摩那……乃至、黃門にも亦是の如し。　若し國王にして其梵行を壞せんと欲し……乃至、父母親戚にして……にも亦是の如し」。　一比丘あり安居せしに伏藏を見たれば是念を作さく、「此藏は我一生の用に足せり、若し此に久住せんに或は能く意を失せん、而も世尊は破安居するを聽したまはざれば我當に云何がすべき」。　是を以て佛に白すに、佛言はく、「此因緣を以て破安居するを聽す、無罪なり。　若し國王・尊貴を見、……乃至、父母親戚の苦樂を見て道意を失せんを恐れんにも皆亦是の如し」。　一比丘あり安居せしに、比丘ありて破僧せんと欲すと聞いて是念を作さく、「若し破僧事あらんに僧和合せず安樂を得ず、而も世尊は破

【二六】一月日出界羯磨。巴利律に此認許なし。

【二七】破安居。五月十六日後安居日に安居を結せざれば破安居となり、或は作法を經ずして出界行ぜんには破安居となるなり、但し以下の食難式行難等の諸難には作法を經ずして出界すとも破安居とならざるなり。律部十、註（二七の一三三）參照。

る時應に先に此處の有難無難を籌量すべく、無難には應に住すべく有難には應に去るべきなり」。

爾の時舍衛城に長者あり〔一四〕憂陀延と名け、佛法を信樂して常に諸比丘に供給せるが、安居中に僧の爲に房を作り、設し舍に入りて食せんに、因みて房を以て施さんと欲して左右住處の諸比丘を請ぜしに、諸比丘は慚愧して受けざりき。長者便ち嫌訶して言はく、「我れ財物を散じて此の飮食を作せるに、而も諸比丘は請を受くるを肯へてせざらんとは」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す。若し比丘尼屋及び外道房を作り、……乃至、壘・階道の爲に食を設けて請施せんにも皆受くるを聽す。若しは有請若しは無請にも須らく界外に出づべきには、一切皆七日に往返するを聽す」。一比丘あり自ら律を知らず持律(者)に依らざりければ、安居中に疑を生じて是念を作さく、「世尊は我に安居時に遊行するを聽したまはざれば間處あることなし」とて、云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『持律比丘ある處に依りて安居するを聽す。若し持律(比丘)の住處・房舍にして迮狹ならんに、持律(比丘)に近く七日にて往返し得る處を聽さん。中に於て心念せよ、「遙かに持律(比丘)に依りて安居せん」と』。一比丘あり房臥具を分ち竟れるに、「我今安居せん」と、是念を作さず、口にも亦言はざりければ後に疑悔を生ずらく、「我れ安居を結せざりき、安居を成ぜりと爲すや不や」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「安居を爲さんとて房舍を受け臥具を敷かんに、發心口言して之を結せずと雖亦安居せりと名くるを得」。

〔一五〕時に舍衛城の人祇洹に於て渠を作りて通水せんと欲せり。波斯匿王聞いて令して言はく、「若し祇洹に於て通水する者あらんに當に大罪を與ふべし」。後に邊境に事あり王自ら出征せしに、後に諸の外道は力を併せて渠を通ぜんと欲せり。諸比丘は此を以て諸の優婆塞に語げしに、諸の優婆塞言はく、「此れ我等の制する所に非じ、可しく往いて王に白さるべし」。諸比丘言はく、「世尊は安居中には七日往返より過ぐるを聽したまはず、王此を去ること遠ければ何に由りてか往くことを得

〔一四〕憂陀延。憂陀延優婆塞(Udena upāsaka)なり。十誦律(張四・五二左)には迦尸國象力聚落の憂田居士とせり。四分律には名を出さず。

〔一五〕律部十三、註(八の四九)の本文參照。四分律(列五・四四右)に出づ。

して非人の爲に惱まされき。復諸比丘あり空樹中に在りて安居して毒蟲の爲に困しまされき。復諸比丘あり皮にて覆へる屋中に在りて安居して鼻內に肉を生ぜり。復諸比丘あり露地に安居して肌皮剝脫せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆應に爾るべからず」。

時に諸の白衣は比丘に救護なき處に於て安居せんことを請じて白して言さく、「大德、可しく彼に於て安居すべし、我當に遙かに救護を作すべし」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。復、〔七〕塚間比丘あり〔八〕人間に房舍臥具なきを患ひて塚間に還りて安居せんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し能く〔九〕繫念在前して畏るゝ所なきには聽す」。復諸比丘あり〔一〇〕空中樹を治護して、中に於て安居せんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に先に石を以て樹に擲げ若しは杖を以て打ちて何の聲ありや何物か出づるありやを聽き、若し異聲なく物の出づることあることなからんには、〔一一〕然して後に中に入り、仰ぎ塞ぎ泥り合せて平立せしむるを得せ(しめ)土塹を作りて四邊の地に泥り、戶を安き開閉處を作るを聽す」。

爾の時〔一二〕阿耨達龍王は諸比丘に宮の五百の金銀衆寶窟中に於て安居せんことを請ぜしに、諸比丘は敢へて往かざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「往くを聽す」。諸比丘は階道を作り坐石及び洗脚石を安置せんと欲せるも、而も皆是れ金銀なりければ慚愧して敢へてせざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「彼の金銀は猶し此の土石のごとくなれば意に隨うて之を用ひよ」。

復諸比丘あり安居せるに賊難・王難・〔一三〕親里難ありき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に餘處に避去して安居すべし。二種安居あり、前安居・後安居なり。若し事なきには應に前安居すべく、事あらんには後安居するを聽す」。後安居比丘餘處に至るに、彼の比丘は房舍臥具を與へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に與ふべし」。既にして與へしに、住せずして他の住房を奪へり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に得たる所に隨うて住すべし。比丘安居せんと欲す

【七】塚間比丘。塚間住の比丘、頭陀行者なり。
【八】人間。聚落なり。
【九】繫念在前。前註(一六の六九)參照。
【一〇】空中樹。空洞の樹(ru-kkhasusira)なり。
【一一】本文に然後入中仰塞泥合得使平立作土塹泥四邊地安戶作開閉處とあり。土塹はもりつち。
【一二】阿耨達龍王。律部十三、註(三の七四)參照。
【一三】親里難。出家の生活は苦しき故に俗に歸りて家業を營み、自由に布施等の善業を修すれば以て足らんと誘惑するなり。

卷の第十九　彌沙塞

第三分の三[一]　安居法

佛、[二]舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は[三]春夏冬の一切時に遊行して蟲草を蹈殺し、衣物の重きを擔ひて道路に疲弊せり。諸の居士見て譏訶して言はく、『此諸の外道・沙門・婆羅門すら尚三時を知りて夏には則ち安居し、衆鳥も猶ほ巢窟を作りて其中に住止せるに、而も諸比丘は三時を知らず、應に行ずべきに行ぜず、常に「少欲なれ、衆生を慈愍し護念せよ」と說きつゝ而も今踐蹈して仁惻の心なし、沙門の行なく沙門の法を破れり』。諸の長老比丘聞いて種々に訶責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『應に一切時に遊行すべからず、犯ぜんには突吉羅なり。今より夏には安居を結するを聽す。安居を結するの法は、應に偏袒右肩して革屣を脫し、胡跪合掌して一比丘に向うて言ふべし、「長老、一心に念ぜよ、我は某甲比丘なり、此住處に於て[四]夏安居前三月せん、某聚落某房舍に依りて。若し房舍壞せんには當に補治すべし」。是の如く三說せんに、答へて言へ、「我れ知らん」と』。

諸比丘便ち日々に安居を結して或は二日……乃至、五日に一結せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、應に[五]春末布薩日に於て房舍臥具を分ち、[六]夏初一日に於て安居を結すべし」。比丘あり象下に依り或は車轝に依りて安居を結せんと欲せり。復比丘あり覆鉢に依りて安居せんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり。結跏趺坐し及び衣鉢にして雨漏の及ばざる所の處に在らんに、此に依りて安居するを聽す」。諸比丘あり救護なき處に在りて安居して賊の爲に劫奪せられぬ。復諸比丘あり塚間に在りて安居

【一】安居法(vassupanāyi-kakkhandhaka)。安居の開始についてとの意なり。安居とは、律部八、註(一の一一八)參照。
【二】四分・五分は舍衞城、十誦・巴利は王舍城とせり。
【三】春夏冬。律部九、註(一八の八三)春後一月半・夏初一月の下參照。
【四】夏安居前三月。前安居三月の意なり。前安居とは後安居に對する語、律部八、註(八の一四七・一四八)參照。
【五】春末布薩日。春末とは春末日、即ち四月十五日にして此日は布薩日なる故にかくいへり。
【六】夏初一日。四月十六日なり。

恭敬を加ふべく、衣を反抄し……乃至、臥倚して說戒を聽くを得ざれ、犯ぜんには突吉羅なり」。布薩日に一比丘ありて熟眠し、說戒竟るに方に驚起して言はく、「僧集まれり、共に說戒せん」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「今より晝日に都べて眠るを得ざれ」。復[九三]諸の羯磨を被れる[九四]執事比丘あり、眠るを得ざれば疲乏して身安きを得ざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『隱避處に在りて眠るを聽す。應に知識比丘に語ぐべし、「我れ某處に在りて眠らん、若し僧事あらば我を呼べ」と』。復一比丘あり說戒上にて眠りより覺めて方に諸比丘に語ぐらく、「何ぞ說戒せざる」。諸比丘問ふらく、「汝何等をか憶せる」。答へて言はく、「眠を得しなり」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に說戒上にて眠るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。

一住處ありて布薩せるに、諸比丘は隱避處に在りて說戒して客比丘來るも處所を知らざりき。是を以て佛に白すに佛言はく、「若し難事なきには應に避隱處にて說戒すべからず」。諸比丘あり說戒時至れるを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「上座は應に時至れるを知りて下座比丘をして掃除し敷置して籌及び燈火を辦へしむべし」。諸比丘は小事を以てして便ち囑授せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「小事を以てして囑授するを聽さず」。諸比丘は布薩堂を莊嚴し、[九五]繒を懸け華を散じ、兼ぬるに僧に過中飮を施し、亦因みて衣物を施さんと欲し、又偈を以て佛法僧を讃歎せんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆聽す。若し種々福事あらんには應に時に及びて作すべし」と。

【九三】諸の羯磨を被るとは、白二羯磨によりて選差されたる比丘の意なり。

【九四】執事比丘。知事比丘なり、律部八、註(六の一七一)の本文、典知九事の下、及び律部八、註(九の五四・五五)維那並に知牀褥人の下參照。

【九五】繒。帛(きぬ)なり。

には更に復授けよ。三たび忘れんには應に更に人を差して續次に誦すべし、應に重誦すべからず」。時に六群比丘は布薩の夜鬪諍して僧の説戒を妨げぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し説戒するを得べくして起てる者猶ほ少からんには、應に還集めて説戒すべく、起てる者若しは多く若しは半ならんは應に置きて明日に布薩するを聽すべし。若し律を説き法を説いて論議し、若しは多く布施を得て説戒すべからざらんには、皆明日に至るを聽す」。諸比丘は先に誦戒人を請ぜざりければ、此を以て説戒を稽留せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に先に説戒人を請すべし」。時に諸比丘は先に説戒して後に諸羯磨を作せるに、六群比丘は説戒竟るに便ち去りて僧と和合して諸の羯磨を作さゞりければ、諸の羯磨を作すに如法ならざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に先に諸の羯磨を作し、然して後説戒すべし、是を以て僧を擁して去るを得ざらしめん」。時に諸比丘は戒を並誦せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に戒を並誦すべからず、應に一人を請じて説くべきなり」。比丘ありて歌詠聲を作して説戒せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に之を直説すべし」。

時に一住處にて布薩せるに跋難陀は上座と爲りて唱言すらく、「今、僧十五日布薩し説戒せん、來らざる諸比丘は欲及び清淨を説きたまへ。僧今何の作爲する所ぞ、諸比丘は何事をか作さんとする」。諸比丘答へて言はく、「某甲比丘には應に與に訶責羯磨・驅出羯磨・依止羯磨・擧罪羯磨・下意羯磨を作すべく、某甲比丘には應に別住・摩那埵・本日・阿浮訶那を與ふべし」。跋難陀言はく、「我れ羯磨を知らず」。諸比丘問ふらく、『若し知らざらんに何の故にか僧及び諸比丘に「何事をか作さんとする」と問へる』。是を以て佛に白すに、佛言はく、「上座は應に説戒すべく、持律(者)は應に羯磨すべし」。時に諸比丘は、或は衣を反抄し、或は叉腰し、或は革屣を著し、或は覆頭し、或は臥し或は倚り、是の如き等の不恭敬を作して説戒を聽けり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「宜しく

に、異住比丘を見て比丘に於て疑うて界に於て疑なかりしも、憶せず問めずして便ち說戒せり。(8)一住處あり諸比丘集まりて布薩し說戒せんと欲せるに、異住比丘を見て比丘に於て疑うて界に於て疑なかりしも、憶しつゝ問めずして便ち說戒せり。(9)一住處あり諸比丘集まりて布薩し說戒せんと欲せるに、異住比丘を見て比丘に於て疑うて界に於て疑なく、憶し問めて共に說戒せり。諸比丘は云何を知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「六[九一]は過あり羯磨成ぜず、突吉羅を犯す。三[九二]は過なく羯磨成じて、無犯なり。……同住にも亦是の如し」。

客比丘は十四日と言ひ、舊比丘は十五日と言へり。諸比丘は云何を知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「客比丘は應に舊比丘に從ふべし」。舊比丘なきに而も客比丘自ら共に異を作せること上の如くなりければ、云何を知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「後に來れるは應に先に至れるに從ふべし」。客比丘一時に來れるあり、是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に近處の比丘に問ふべし。若し近處に比丘なきには應に官に日數を問うて之に從ふべし」。

爾の時諸比丘は有比丘住處より有比丘住處に往きて布薩し、無比丘住處に往きて布薩し、有比丘無比丘の住處に往きて布薩し、鬪諍比丘住處に往きて布薩し、破僧比丘住處に往きて布薩せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「布薩日に前の四處に往かんに突吉羅、後の一處に往かんに偸羅遮なり」。

一住處あり布薩日に跋難陀は上座たりければ衆僧は說戒せんことを請ぜしに、答へて言はく、「誦忘せり」。諸比丘言はく、「若し忘れたらんには何ぞ以て上座處に坐せる」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に上座は說戒すべきなり、若し說かざらんに突吉羅なり」。諸比丘は幾を齊りて上座と爲すかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「上に人なきを皆名けて上座と爲す」。

諸比丘說戒時中に忘れぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に傍人は授くべく、猶ほ忘れん

【九一】六とは、(1)(2)(4)(5)(7)(8)なり。
【九二】三とは、(3)(6)(9)なり。

若し舊比丘集まれるに舊比丘を見ず客比丘を見ず舊客比丘を見ず、若し客比丘集まれるに客比丘を見ず舊比丘を見ず、客舊比丘を見ず、若し舊客比丘集まれるに舊客比丘を見ず舊比丘を見ず客比丘を見ざらんに、……有過と無過と皆上の如し。一住處あり布薩時に諸比丘集まれるに、比丘の若しは謦欬[八八]若しは縮鼻若しは振衣の聲を聞きつゝ「此中に比丘ありや比丘なきや」と是念を作さずして便ち說戒し、……、乃至、一住處あり布薩時に諸比丘集まれるに、比丘の若しは謦欬若しは縮鼻若しは振衣の聲を聞いて、「此中に比丘あれば求めん」と是念を作して、得て共に說戒せり。諸比丘は云何を知らず、是を以て佛に白すに、佛、有過と無過とを答へたまへること亦皆上の如くなりき。一比丘あり一比丘の清淨欲を受けて一比丘にて布薩せり。二比丘あり二比丘の清淨欲を受けて二比丘にて布薩せり。三比丘あり三比丘の清淨欲を受けて三比丘にて布薩せり。衆多比丘あり衆多比丘の清淨欲を受けて衆多比丘して布薩せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆應に爾るべからず、今多比丘集まらんに少比丘清淨欲を持し來るを聽す」。

(1)一住處あり諸比丘集まり布薩し說戒せんと欲せるに、異住比丘[八九]を見て同住想[九〇]を作し、見已りて憶せず問めずして便ち說戒せり。(2)一住處あり諸比丘集まり布薩し說戒せんと欲せるに、異住比丘を見て同住想を作し見已りて憶せるも問めずして便ち說戒せり。(3)一住處あり諸比丘集まりて布薩し說戒せんと欲せるに、異住比丘を見て同住想を作し、見已りて憶し問めて共に說戒せり。(4)一住處あり諸比丘集まりて布薩し說戒せんと欲せるに、異住比丘を見て界に於て疑うて比丘に於て疑なかりしも、憶せず問めずして便ち說戒せり。(5)一住處あり諸比丘集まり布薩し說戒せんと欲せるに、異住比丘を見て界に於て疑うて比丘に於て疑なかりしも、憶しつゝ而も問めずして便ち說戒せり。(6)一住處あり諸比丘集まり布薩し說戒せんと欲せるに、異住比丘を見て界に於て疑うて比丘に於て疑なく、憶し問めて共に說戒せり。(7)一住處あり諸比丘集まりて說戒せんと欲せるに、異住比丘を見て界に於て疑う

【八八】謦欬。謦は謦の寫誤なり、字書になし。謦欬なり。

【八九】異住比丘。異界即ち結界を異にして住せる比丘。

【九〇】同住想。同界住の比丘なりとの想を作すなり。

しは舊比丘來り若しは客舊比丘來り、若し舊客比丘集まれるに若しは舊客比丘來り若しは舊比丘來り若しは客比丘來りて若しは多く若しは等しく若しは少からんに……乃至……一切比丘起ち去れるにも……皆上に說けるが如し」。

(1)一住處あり布薩時に諸比丘集まり說戒せんと欲せるに、異れる繩牀・衣鉢を見て而も比丘を見ざりければ、此中に比丘ありや比丘なきやを念ぜずして便ち共に說戒せり。(2)一住處あり布薩時に諸比丘集まり說戒せんと欲せるに、異れる繩牀・衣鉢を見て而も比丘を見ざりければ、諸比丘は「此中に比丘なし」と是念を作して便ち說戒せり。(3)一住處あり布薩時に諸比丘集まり說戒せんと欲せるに、異れる繩牀・衣鉢を見て而も比丘を見ざりければ、「諸比丘は「此中に比丘ありとも比丘なしとも但說戒せん」と是念を作して便ち說戒せり。(4)一住處あり布薩時に諸比丘集まり說戒せんと欲せるに、異れる繩牀・衣鉢を見て而も比丘を見ざりければ、諸比丘は「此中に比丘あらば滅し去れ失ひ去れ」と是念を作して、破和合僧の心を以て說戒せり。(5)一住處あり布薩時に諸比丘集まり說戒せんと欲せるに、異れる繩牀・衣鉢を見て而も比丘を見ざりければ、諸比丘は「此中に比丘ありとも求めず覓めざらん」と是念を作して便ち說戒せり。(6)一住處あり布薩時に諸比丘集まり說戒せんと欲せるに、異れる繩牀・衣鉢を見て而も比丘を見ざりければ、諸比丘は「此中に比丘あるも求覓して得ざれば」と、是念を作して便ち說戒せり。(7)一住處あり布薩時に諸比丘集まり說戒せんと欲せるに、異れる繩牀・衣鉢を見て而も比丘を見ざりければ、諸比丘は「此中に比丘あれば求覓せん」と是念を作して、得て共に說戒せり。諸比丘は云何を知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「第一・第二・第三・第五の此四說戒は皆過あり羯磨成ぜず突吉羅を犯す。第四は亦過あり羯磨成ぜず偷羅遮を犯す。第六は過なきも羯磨成ぜず無犯なり。第七は過なく羯磨成じ無犯なり」。

り』。是を以て佛に白すに、佛言はく、『常に略説戒するを聽さず。[八七]十因縁あらんに略説戒を聽す、一に貴人あり、二に惡獸あり、三に毒蟲あり、四に地に生草あり、五に地に棘刺あり、六に毒蛇窟あり、七に病、八に闇、九に地に泥あり、十に坐迮きとなり、是を十因縁と名く。若し猶ほ五種説戒するを得んには善し、若し得ざらんには應に言ふべし、「今、十四十五日布薩時なり、各共に身口意を正して放逸なること莫れ」と。此も亦布薩と名くるを得れば、應に是の如きの布薩を作すべし、布薩せざることを得ざれ』。一住處あり説戒時に更に比丘の來るありて若しは多く若しは等しく若しは少かりき。復一住處あり説戒竟り一切未だ起ち去らざるに更に比丘の來れるありて若しは多く若しは等しく若しは少かりき。復一住處あり説戒竟り諸比丘にして起ち去れるあり未だ起ち去らざるありしに、更に比丘の來れるありて若しは多く若しは等しく若しは少かりき。復一住處あり説戒竟り一切比丘起ち去りしに、更に比丘の來れるありて若しは多く若しは等しく若しは少かりき。諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し説戒時に更に比丘の來れるありて若しは多く若しは等しからんには、應に更に爲に布薩し説戒すべく、若し少からんには、應に次後の戒を聽くべきなり。若し説戒已に竟り一切比丘未だ起たざるに更に比丘の來れるありて若しは多く若しは等しからんに、應に更に爲に布薩し説戒すべく、若し少からんには應に僧中に在りて胡跪して清淨を説くべし。若し説戒竟り諸比丘にして起ち去れる者あり未だ起ち去らざる(者)あるに、更に比丘の來れるありて若しは多く若しは等しからんに、應に更に爲に布薩し説戒すべく、若し少からんに應に先比丘に和合を求めて更に布薩し説戒すべし。若し得んには善し、若し得ざらんには應に界外に出でゝ布薩すべし、應に界內にて別布薩すべからず。若し説戒竟り一切比丘起ち去れるに、更に比丘の來れるあらんにも亦是の如し。若し舊比丘集まれるに若しは舊比丘來り若しは客比丘來り、若しは舊客比丘來り、若し客比丘集まれるに若しは客比丘來り若

【八七】十因縁。十の障難(antarāya)なり。巴利律(mv. 2, 15, 4)には王難・盜難・火難・水難・人難・非人難・猛獸難・蛇難・生命難・梵行難の十種を列ぬ。五分律の十難と甚しく相違せり。四分律(列五・三五左)に八難として王・賊・火・水・病・人・非人・惡蟲を列ね、外に牀座少きと、衆多比丘病めると、天雨せると、覆蓋周からざるとには略説戒を聽すとせり。

漢にして、汝が長夜に大苦を受くるを念へるのみ」と』。言ひ已りて死に就きしに、使者殺し已りて王所に還り到れり。王遙に之を見て卽ち悔心を生じ、到り已りて問うて言はく、「汝已に殺せりや」。答へて言はく、「已に殺せり」。王復問うて言はく、「父王臨終に何の所說かありし」。使者嗚咽して具に上を以て答へしに、王は此語を聞くや血、口より出で、卽ちに生身を以て大地獄に入りぬ。時に瓶沙王は其と隣國たりければ、先に「沙門釋子を盡く殺せ」との其の敎を聞いて己が界に入らんことを恐れ、諸の杖士に勅して比丘を守護せしめ、杖士は勅を受けて動止に離れざりき。時に王舍城の一住處に五百比丘ありて十五日に集まり、語げて小らく却かしむらく、「我れ布薩せんと欲す」。杖士答へて言はく、「我等勅を受けたれば暫くも離るゝを得ず、豈に公に大王の令に違するを敢へてせんや」。諸比丘云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し肯へて去らざらんには、但戒序を說き竟りて餘僧所常聞と言へ。應に是の如きの布薩を作すべく、布薩せざることを得ざれ」。

時に諸比丘は布薩日に集まりて說戒せんと欲せしに、六群比丘諍訟して住めざりければ說戒するを得ざりき。瓶沙王來るに便ち暫らく止むるを得たるも、去りての後は續いて復共に鬪うて說戒するを得ず、云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し瓶沙王の如きあり比丘畏難する所ありて鬪暫らく止めん時は、便ち戒序を說き、戒序を說き竟りて餘僧所常聞と言ひて、應に是の如きの布薩を作すべし、布薩せざることを得ざれ」。僧布薩時に羯磨を作さんと欲せるに、六群比丘は他の清淨欲を受け竟りて僧中に至らずして便ち界外に出で、僧の羯磨をして成ぜざらしめんと欲せり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「僧は羯磨を成ずるを得ん、他の清淨欲を受けたる者は突吉羅を犯す」。

時に諸比丘は常に略說戒せしに、諸の年少比丘言はく、「大德、廣說は我等未だ曾て聞かざるな

以て太子に付へ、出家學道して城の左右なる山林樹下に在りき。太子は父出家しつゝ而も遠く去らざるを見て、恒に變悔して其位を還奪せんかを恐れ、常に父王が遠く他國に之かんことを願へり。時に王比丘は是念を作さく、「我れ佛の教を奉じて而も未だ佛に見えざれば、今當に彼に往いて世尊を禮敬すべし」。念じ已りて便ち行くに、時に太子は諸の婆羅門と與に高樓上に在りしが、林を出で去るを見て新王に語げて「王比丘今已に去れり」と言へるに、太子は欣悅せり。王比丘、(八四)坐具を忘れ須臾にして之を憶して卽ち便ち還りて取らんとせしに、諸の婆羅門は復新王に語げて言はく、「王比丘已にして復還れり、將に以て太子が惶怖あることなからんとするや」。便ち左右に勅すらく、「汝速かに往いて殺せ、凡て是れ沙門釋子ならんには亦盡く之を殺せ」。復勅して言はく、「彼或は死を畏れて多く方便を作さん、愼んで殺さずして來りて我に見ゆること莫れ」。教を受け卽ち往いて語げて言はく、「新王我に勅せり、比丘を殺せ」と。比丘問うて言はく、「何の故にか我を殺さんとせる」。答へて言はく、「比丘は林を出でたるに還反れるを以て、其位を奪はんかを恐れ是を以て相殺さ(しむ)るたり」。王比丘言はく、「我れ王位を貪らず、向に坐具を忘れたるが故に暫くにして還り取らんとせり、如何ぞ此を以てして便ち殺さるゝや」。使復言はく『重ねて王勅を被れり、「彼必らず死を畏れて多く方便を作さん、愼んで殺さずして還りて我に見ゆること莫れ」と。我今云何がしてか徒に反くを得ん』。王比丘復言はく、「我れ出家して求むる所は未だ獲る所あらず、汝小らく我に寬して彼樹影の至るを待て」。使者之を聽すに卽ち懃めて思惟して(八五)須陀洹を得、樹影旣にして至るに使者復語ぐらく、「樹影已に至れり」。比丘復言はく、「我れ出家して求むる所猶未だ盡く獲ざれば、可しく復寬して更に一影を待たるべし」。使者復聽し、是の如く四反して(八六)四沙門果を得たれば便ち使者に語ぐらく、『汝可しく意に隨ふべし、還汝が王に語げよ、「我れ王位を貪りて行れるにあらじ、坐具を忘れたるが所以に暫くにして還れり」、汝此が爲に我を殺さんに便ち是れ殺父・殺阿羅

【八四】坐具。律部八、註(八の一一)尼師檀の下參照。

【八五】須陀洹。律部八、註(四の六七)參照。

【八六】四沙門果。律部八、註(四の二一七)參照。

を奪へり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「今より諸比丘若し賊の來るを見んに、應に卽ちに餘經を誦して斷絕せしめざるべし」。

爾の時王あり[七九]優陀延と名け善く相法を知れり。一夫人あり[八〇]月光と名け、容顏姝妙にして[八一]音妓人に兼れり。後に高閣上に於て王前に在りて舞ふに、王は死相の一年を出でざるを見て、諦視し心念して顏色悅からざりき。夫人之を覺りて便ち王に白して言さく、「我舞好ならざるか、何ぞ以て悅ばざる」。王言はく「須らく我に問ふべからず」。夫人苦に問うて三たびに至り、王は已むことを獲ずして便ち具に以て告ぐるに、夫人、王に白さく、「若し實に爾らんには願はくは出家を聽したまはんことを」。王言はく、「我れ相敬愛して死すとも相離れじ、餘歡少日なり如何が生離せん」。夫人復王に白して言さく、[八二]「少より世榮に染して道業に迷昧なりき、卽ち此促期にては唯苦と會せんのみ。願はくは必らず愍みを垂れて出家を遂ぐるを聽したまはんことを」。王言はく、「汝年少より道を修めて識見明決なれば必らず生天するを得ん、若し還りて相見えんには當に汝が意を遂げ(しむ)べし」。夫人白して言さく、「若し此願果さんに誓うて要に違せじ」。便ち出家を聽されければ是に於て辭去し、道を行ずること久しからずして[八三]阿那含果を得、卽ち便ち命終して梵天に生じぬ。便ち是念を作さく、「我れ出家するを得たるは是れ王の恩なり、恩重宜しく報ずべし、要は違すべからず」。卽ち下りて王宮上の虛空中に在りて立ち王に語げて言はく、「月光夫人は卽ち我身是なり、先に王と與に要せり、故に來り赴いて信れぬ」。王語げて言はく、「我れ天を識らず、可しく本身を現ずべし」。卽ち變じて昔形と爲り王前に立ちしに、王見て情重くして之に附近せんと欲せしに、便ち虛空に飛昇して王に語げて言はく、「王よ、何の故にか猶ほ此愛欲を習はんとせる、欲は無常・苦・空・不淨たり、若し此義を思はんに解脫を得べけん、若し爾らざらんには必らず三塗に墮ちて自ら拔かんこと良に難からん」。王は此語を聞いて心卽ち調柔し、卽ち王位を捨て〻

【七九】優陀延。律部九、註(一三の四〇)參照。巴利律五百結集記の終には此王と阿難との興味ある問答を引用せり。

【八〇】月光。雜藏經(大正藏17,ｐ.559a)に憂達耶王第一妃月明とあるに相當するか。律部八、註(八の三七)舍彌の下參照。

【八一】音妓。音技なり。音樂のわざにして、妓は技の同音寫なり。

【八二】本文に少染世榮迷昧道業、卽此促期唯與苦會、願必垂愍聽遂出家とあり。宋・元・明・宮本には促期を從期とせるも今改めず。促期はこの逼れる短期間に於てはとの意なるべし。

【八三】阿那含果。不還果位なり、律部八、註(四の七一)參照。

諸の病比丘あり口語して清淨欲を說くこと能はざりき。　是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に身もて清淨欲を與ふべし」。　諸比丘は云何がして身もて清淨欲を與へんかを知らざりき。　是を以て佛に白すに、佛言はく、「若しは手を擧げ、指を擧げ、身を搖り、頭を搖り……乃至、眼を擧げんに、身もて清淨欲を與へたりと名くるを得ん」。　復諸の病比丘あり身もて清淨欲を與ふること能はざりき。　是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に衆を擧げて病人所に到り、說戒比丘をして中央に坐して說戒せしめ、諸の病比丘をして說戒人に向はしむべし」。　復諸の病比丘あり說戒人に向ふこと能はずして背にして坐臥せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に界外に出でて布薩すべし、界內に在りて別衆布薩を作すを得ざれ」。

爾の時世尊は說戒日に諸比丘と與に前後に圍遶せられ、露地に坐して諸比丘に告げたまはく、「汝等寂默せり、今より當に布薩せんに說戒すべし」。　一比丘あり坐より起ちて佛に白して言さく、「某甲比丘は官の爲に執へられて來るを得ず」。　佛言はく、「應に一比丘を遣して所由を語げ、求めて布薩に還らしむべし。　若し聽さんには善し、若し聽さゞらんには應に語ぐべし、「白衣よ小らく却け、爲に清淨欲を取らんとす」。　若し得んには善し、若し得ざらんには應に語げて言ふべし、「一切僧は當に此比丘に來り就りて布薩すべし」。　若し得んには善し、若し得ざらんには應に界外に出でて布薩すべし、界內にて別衆布薩するを得ざれ」。

一阿練若處あり、諸比丘十五日に集まりて布薩し說戒せり。　時に賊ありて來りしに、諸比丘見て便ち止めて戒を誦せざりき。　諸賊問うて言はく、「何の故にか默住せる」。　答へて言はく、「我等が所說は應に白衣をして聞かしむべからざればなり」。　賊復問ふらく、「所說は佛語に非ずや」。　答へて言はく、「是なり」。　復問ふらく、「若し是れ佛語ならんには誰か聞くべからざらん。　汝等今集まれるは必らず、我等に不利なるを論說せんと欲せるならくのみ」とて、便ち打ちて諸比丘の衣鉢

たまへ。僧已に某甲比丘の與に狂羯磨を解き竟りぬ、僧は忍じたまへり默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。

爾の時世尊は布薩日に諸比丘と與に前後に圍遶せられ、露地に坐して諸比丘に告げたまはく、「汝等寂默せり、今より布薩には說戒せよ」。一比丘あり坐より起ちて佛に白して言さく、「某甲比丘は病を得て來らざるなり」。佛言はく、「應に一比丘をして將ゐ來らしむべし」。諸比丘は云何がして將ゐ來らんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「杖に拄へしめて人をして扶けしめ、若し堪へざらんには衣を以て之を舁くべし」。即ち敎を受けて舁き來るに、勞動せる故に病更に困篤して或は死せる者ありき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に[七五]清淨欲を取り來るべし。是中或は「清淨欲を與へたり」と名くるを得るあり、或は得ざるあり、或は「清淨欲を持し來れり」と名くるを得るあり、或は得ざるあり、或は「清淨欲を受けたり」と名くるを得るあり、或は得ざるあり、「清淨欲を與へたりと名くるを得ず」とは、若しは比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼に清淨欲を與へ、狂心・亂心・病壞心・滅擯人・被擧人・自說罪人・異界住人に清淨欲を與へ、若しは「我れ今汝に清淨欲を與へん、汝は我が清淨欲を受けて如法僧事中に至り、我が爲に名を稱して說き及び籌を捉れ」と如法に三說せざらんに、皆清淨欲を與へたりとは名けざるなり。若し上に反せんに清淨欲を與へたりと名く。「清淨欲を受けたりと名けず」とは、自ら如法ならず、他の姓名を識らず、……餘は上の如し……皆清淨欲を受けたりとは名けず。此に反せんに清淨欲を受けたりと名く。「清淨欲を持し來れりと名くるを得る」とは、若し清淨欲を持せる比丘にして布薩中に來至して便ち睡眠し、若しは狂心・散亂心・病壞心、若しは僧與に[七六]不見罪擧羯磨・[七七]不捨惡邪見羯磨・[七八]不悔過羯磨を作し、若しは二根・黃門・無根に變成し、若しは說くを忘れんに、是も亦清淨欲を持し來れりと名くるを得るも、若しは睡眠し若しは忘れて說かざらんに皆突吉羅罪を犯ず。若し中路にて睡眠し……乃至……說くを忘れんに皆清淨欲を持し來れりと名くるを得ざるなり』。復

【七五】清淨欲（pārisuddhi）。略して欲と稱することあり、病の故に同一界内の布薩會に列するを得ざる時、列席し得ざる理由及び戒清淨なりとの旨を僧伽に傳へて、缺席しつゝも同一に布薩會に列することになるをいふ。律部八、註(八の一三一)欲の下參照、及び律部九、註(一七の一四四)羯磨欲の下參照。

【七六】不見罪擧羯磨。律部十、註(二四の一二〇)以下の本文參照。

【七七】不捨惡邪見羯磨。律部十、註(二五の一)。

【七八】不悔過羯磨。見罪しつゝも如法に悔過せざるものに加する羯磨にして、僧祇律には犯罪不肯如法作擧羯磨とす。即ち犯罪を認めつゝその犯罪に就て如法に懺悔することを拒む場合に此羯磨を加して比丘たるの資格を奪ひ以て反省せしむるなり。律部十、註(二四の一二七・一二八)參照。

比丘に告げたまはく、「汝等寂默せり、今よりは當に布薩せんに波羅提木叉を說くべし」。　一比丘あり坐より起ちて佛に白して言さく、「[七三]伽伽比丘は近狂病を得、時ありて來り、時ありて來らず、亦復來と不來とを憶せず、是を以て僧事を行ずるを廢せり、今も復來らざるなり」。　佛言はく、「一比丘を遣して呼び來らしめよ」。　敎を受けて往いて呼ぶに、遍く求むるも得ずして還れり。　是を以て佛に白すに、佛言はく、『今諸比丘に遙に與に[七四]狂白二羯磨を作さんことを聽す。　一比丘白言せよ、「大德僧聽きたまへ、此某甲比丘は狂病にして或は來り或は來らず、亦復來と不來とを憶せず、是を以て僧事を行ずるを廢せり。僧今遙かに某甲の爲に狂羯磨を作して、若しは現在し若しは現在せざるにも僧事を行ぜんとす。　若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。　大德僧聽きたまへ、此某甲比丘は狂病にして……乃至……若しは現在せざるにも僧事を行ぜんとす。　誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、若し忍ぜざらんには說きたまへ。　僧已に某甲の與に狂羯磨を作し竟りぬ。　僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。　彼れ後に差ゆるを得たれば羯磨を解かんことを求めぬ。　是を以て佛に白すに、佛言はく、『白二羯磨して爲に解くことを聽す。　病差えたる比丘は應に僧中に到り偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して白言せよ、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、先に狂病を得て或は來り或は來らず、亦復來と不來とを憶せざりければ僧は已に我が與に狂羯磨を作せり。　我今已に差えたれば僧に從うて狂羯磨を解かんことを乞ふ」と。　是の如く三たび乞はんに應に一比丘白すべし、「大德僧聽きたまへ、　此の某甲比丘は先に狂して或は來り或は來らず、亦復來と不來とを憶せざりければ僧は與に狂羯磨を作せり。　今已に差えて僧に從うて狂羯磨を解かんことを乞へり。　僧は今與に狂羯磨を解かんとす。　若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。　大德僧聽きたまへ、　此の某甲比丘は先に狂病にて……乃至……僧は今與に狂羯磨を解かんとす。　誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、若し忍ぜざらんには說き

【七三】　伽伽比丘（Gagga）。四分律（列五・三六右）には那那由比丘とし、十誦律（張四・四二右）には施越比丘とせり。

【七四】　狂白二羯磨。巴利律（Mv. 2,25,2）には ummattakasammuti（狂者としての承認）とせり。卽ち僧伽の白二羯磨作法によりて狂者なれば布薩に來るも來らざるも僧數に足せずとの公認を得るなり。

若し應に結すべきには爲に結し、應に爲に教誡比丘尼羯磨を作すべきには爲に教誡羯磨を作し、教誡に堪へずして應に爲に教誡羯磨を解すべきには爲に教誡羯磨を解せり。餘の諸比丘聞いて是念を作さく、「此の諸の持律比丘來らんには必らず我等をして多く〔七〇〕疑悔あらしめん」とて、便ち臥具を擧げ戸を閉ぢ住處を捨てゝ去りぬ。又諸の比丘尼は優波離を見て瞋罵して言はく、『此比丘は恒に世尊に「此戒は應に二部僧持と作すべきや（應に）一部僧持と作す（べき）や」と問へるに坐りて、佛は便ち二部僧持と作さしめたまひ、此に由りて我をして多く困苦を受けしめたり』。優波離が將ゐし所の比丘にして先に還れる者ありしに、佛は常法の如く問ひ已りて又問ひたまはく、「優波離が遊行せる處、供養豐足せりや不や」。答へて言さく、「足せざりき」。又問ひたまはく、「何の故なりや」。具に諸比丘が住處を捨て及び比丘尼の瞋罵を以てして佛に答へしに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼の諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責して（言はく）、「汝等愚癡なり、持律比丘を恭敬せざらんには誰をか應に恭敬すべき」。訶し已りて諸比丘に告げたまはく、『今諸比丘の爲に〔七一〕初應學法を結せん、「若し比丘、持律比丘の來らんことを聞いて應に避去すべからず、應に爲に掃灑して房舍臥具を整理すべし。若し至らんと欲せるを聞かんに半由旬を出でて迎へ、若し疑難ありとも要らず當に門を出づべし。若し持律比丘に衣物あらんに應に、代りて擔ふべく、爲に澡洗水・拭手脚巾を辦へ、爲に浴具を作し〔七二〕過中飮を設け說法を請ぜよ。若し實に解を求めんには持律比丘は應に如法に答ふべけんも、若し觸惱せんとて問はんには應に答ふべからず。明旦には爲に前食・怛鉢那を作し次で後食を作せ。應に爲に請主を求め、留まりて安居せんことを請ずべく、復應に爲に施衣の檀越を求むべく、應に是の如きの供養を作すべく、若し爾せざらんには突吉羅たり」と』。

佛、王舍城に在しき。爾の時世尊は布薩日に諸比丘と與に前後に圍遶せられ、露地に坐して諸

【七〇】疑悔。律部九、註（一四の二四）參照。

【七一】初應學法。應學法とは應に學すべきの法、即ち式叉迦羅尼（sikkhā karaṇīya）の譯にして、衆學法に相當するも、今は vatta（なさるべきこと）即ち任務義務の意なり。

【七二】過中飮。律部十三、註（八の一三九）參照。

を惱ませり。舍利弗は是を以て佛に白すに、佛種々に六群比丘を訶責したまはく、「汝、愚癡人、上座比丘の、憐愍して汝に教へたるに云何が而も反りて竟夜に觸惱せる」。訶し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に教ふべからざるには非ざるも、但應に趣りて人に教ふべからず。若し罪を犯ぜんに、自ら過あるを知りて然して後に之に教へよ」。

時に舍利弗・目連は人間に遊行せしに、諸の[六七]四衆・國王・大臣・沙門・婆羅門の師敬する所たりき。一比丘住處に到りしに、諸の檀越は二人の爲の故に衆僧に供養し衣物及び守園人を施せり。復共に[六八]欽婆羅直として金錢一萬二千に估せるを得たれば、三反唱令すらく、「須ゐん者は之を取れ」と。竟に人の取る(者)なかりければ、即ち施主に還せり。時に會せる比丘漸々に遊行して佛所に還り到るに、佛は常法の如く諸比丘を慰問し已りて問うて言はく、「舍利弗・目連は遊行して豐足せりや不や」。答へて言さく、「甚だ豐なりき。世尊、復一希有事を見ぬ、衆僧共に一欽婆羅直の金錢一萬二千に估せるを得たるに、三たび唱へて諸比丘に與へんとして人の取る者なかりければ以て施主に還せり」。時に[六九]二摩訶盧比丘ありて佛を去ること遠からず、聞き已りて一人是言を作さく、「彼の諸上座は愚癡なり、自ら利養を失し而も施主をして大福を得ざらしめたり。若し我れ彼に在りしならんには當に爲に之を取るべかりしに」。一人復言はく、「我是れ上座なりせば我應に取るべかりしに」。遂に紛諍を致せるに、佛見已りて即ち偈を說いて言はく、

「汝、二摩訶盧は　彼衆に在らざりければ　此に由りて諍訟なくして　貴衣は本主に還りぬ」。

佛、舍衞城に在しき。爾の時優波離は諸の持律と與に遊行して比丘住處に到るに、應に爲に訶責羯磨・驅出羯磨・依止羯磨・擧罪羯磨・下意羯磨を作すべきには悉く爲に之を作し、應に爲に別住・摩那埵・本日・阿浮訶那を作すべきには皆爲に之を作し、若し界にして應に解すべきには爲に解し、

【六七】四衆。比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷なり。

【六八】欽婆羅直。欽婆羅は毛衣、直は價直なり。

【六九】二摩訶盧比丘。二人の愚なる比丘なり。摩訶盧(mahallaka)は莫喝洛迦の音略にして、無知・老と譯す、重性愚鈍の意なり。

丘をして悔せずして終らしめざりしならんに」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「今同犯にも不同犯にも皆向うて悔するを得ることを聽さん」。

一住處あり諸比丘集まりて布薩說戒せしに、一比丘ありて說戒比丘に語げて言はく、「住めよ、我れ有罪を憶せり、我れ悔過せんと欲す」。諸比丘訶責すらく、「云何が說戒時に此留難を作せる」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し說戒時に有罪を憶せんには比坐に向うて說くを聽す。若しは口言し若しは心念せよ、「我に此罪あり說戒竟りて當に悔すべし」と。應に留難を作すべからず。六四疑にも亦是の如くせよ」。

一住處あり諸比丘は布薩を知らず布薩羯磨を知らず。知法・持律・解律儀の比丘ありて來りしに、諸比丘は看視せず臥具を與へざりければ彼比丘便ち去りぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に好く看視して臥具を與ふべし。若し爾せざらんには突吉羅なり」。

一住處あり僧皆犯罪しつゝ何の六五篇罪を犯ぜるかを知らざりき。一知法・持律・解律儀の比丘ありて來りしに、諸比丘中の一比丘往いて問うて言はく、「是の如き是の如きを犯ぜんに是れ何の篇罪とか爲す」。彼れ答へて言はく、「是れ某篇罪なり」。便ち語げて言はく、「此住處の一切僧は是の如きの罪を犯ぜり」。即ち彼の比丘邊に於て悔過し、悔過し已りて還りて諸比丘に語ぐらく、「我等先に是の如き是の如きの某篇罪を犯ぜり、應に共に悔過すべし。汚染して梵行を修し、長夜に苦を受くること莫れ」。諸比丘瞋恚して言はく、「汝何の故にか我に向うて是の如きの語を說ける」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「諸比丘は應に彼の知法比丘邊に在りて悔過すべし、應に語ぐべからざるには非ざるも、但應に人に趣りて語ぐべからず、語げんには突吉羅なり」。時に舍利弗は六群比丘の住處に至り、其犯戒せるを見て語げて言はく、「汝等此罪を作すこと莫れ」。六群比丘便ち六六觸惱せんとて問うて言はく、「何等か應に作すべく、何等か應に作すべからさる」とて、竟夜に之

【六四】疑。犯罪せるにはあらざるかと自ら自を疑ふ場合なり。

【六五】篇罪。五篇罪又は五衆罪ともいふ、律部八、註(七の四四)參照。

【六六】觸惱。自の責任を回避して、問題外の事を問うて他を煩はすなり。

往き、戒を誦すること若しは略若しは廣にして日に及びて還らしむべし。若し得ざらんには應に此處に住まるべからず、住まらんには突吉羅なり」。時に六群比丘は罪を犯ぜしに悔過せずして布薩せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには突吉羅なり」。復諸比丘あり犯罪人に向うて悔過せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。一住處あり布薩日に一切僧犯罪せしに、諸比丘は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『一比丘に白二羯磨して、他業に往いて悔過し清淨にして還らしめ、餘人は此比丘邊に於て悔過するを聽す。若し得んには善し、若し得ざらんには應に盡く布薩堂に集まり、一比丘は白二羯磨すべし、「大徳僧聽きたまへ、僧今皆此罪あるも悔過するを得ること能はざれば、今共に之を置きて後に當に悔過すべし。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大徳僧聽きたまへ、僧今皆此罪あるも……乃至……後當に悔過すべし。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、若し忍ぜざらんには說きたまへ。僧は已に此罪を置き畢んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と。然して後に布薩せよ、應に布薩せざるべからず』。一病比丘の犯罪せるありて一比丘に語げて言はく、「大徳、我れ犯罪せり」。彼も「我も亦犯罪せり」と答へければ、(卽ち)悔するを得ずして命終せり。諸比丘是念を作さく、「若し世尊が有罪比丘に向うて悔過するを聽したまひしならんには、此比丘をして悔せずして終らしめざりしならんに」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「有罪比丘に向うて悔過するを聽さん、但同犯者に向うて悔過するを得ざれ」。一住處あり僧皆同じく一罪を犯じて云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「亦應に上の如くに罪を置くべし」。一病比丘の犯罪せるありて一比丘に語ぐらく、「大徳、我れ此罪を犯ぜり」。彼も「我も亦此罪を犯ぜり」と言ひければ、(卽ち)悔過するを得ずして終れり。諸比丘是念を作さく、「若し世尊が同じく一罪を犯ぜる比丘に向うて悔過することを聽したまひしならんには、此比

衣を著して行けり。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に爾るべからず、應に白二羯磨して解すべし。一比丘白すらく、「大德僧聽きたまへ、此結界處の聚落中若しは聚落界を先に結して不失衣界と作せるも、僧今之を解せんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此結界處の……乃至……僧今之を解せんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し若し忍ぜざらんには說きたまへ。僧已に先の不失衣界を解し竟りぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。時に諸比丘は先に大界を解して後に衣界を解せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に先に衣界を解して後に大界を解すべし」。時に諸比丘は、護夏[六一]の爲の故に失衣し、護衣の爲の故に失夏せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「還衣界を結するを聽す」。

時に一住處あり布薩日に弟子、和尚に辭して行いて某處に至らんと欲せるも、和尚は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「和尚は應に籌量すべし、若し道路に疑恐怖あるに和尚去くを聽さんには突吉羅なり。若し聽さゞるに弟子强ひて去らんには輕師波逸提[六二]を得ん。若し道路に疑恐怖なしと雖而も彼方にして乞食得難く、若しは共行の伴にして所知なく戒を誦せず布薩を知らず、布薩羯磨を知らず、若しは彼方に持法・持律・解律儀の人なく、若しは彼方は好みて共に鬪諍し、若しは彼方に破僧事あり、若しは彼方にて病を得んに隨病食・湯藥・臥具・看病人なく、若しは彼方にて衣食得難きに、去くを聽さんには皆突吉羅なり。若し是の如きの諸事なきには、去くを聽さんに犯なし」。

一住處あり十五日に諸比丘集まりて布薩し波羅提木叉を說かんとて第一上座に說戒せんことを請ぜしに、上座は「忘れたり」と云ひ、第二(上座)より下(座)に至るに、皆「誦せず」と云ひければ、布薩するを得ざりき。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、[六三]「應に一比丘に白二羯磨して他衆に

しかるべし。所在明かならず、本律註(五の一〇)參照。

【五八】　聚落・聚落界(gāmañ ca gāmūpacārañ ca)。律部八、註(三の二八・三六)參照。

【五九】　不失衣界。律部八、註(八の一〇四)不離衣宿界の下參照。

【六〇】　本文に大德僧聽此結界處聚落中若聚落界共住共布薩共得施今結作不失衣界若僧時到僧忍聽白如是とあり。

【六一】　護夏。夏即ち安居を失せざらんが爲に出界せず、爲に離衣宿戒を犯じて捨墮衣となる場合あるをいふ。護衣の爲に失夏する場合も之に準ず。

【六二】　輕師波逸提。波逸提第五十八條なり、律部十三、註(八の一二〇)參照。

【六三】　本文に應下白二羯磨一比丘令上往二他衆一誦戒上。若略若廣及日還。若不レ得不レ應レ住二此處一とあり。加點訓點は大正藏と新藏となり。今用ひず。

[五二]共住・共布薩・異得施結界せんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「本界を解し然して後に集結するを聽す」。復諸比丘あり [五三]共住・共得施異布薩結界せんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、犯ぜんには偸蘭遮なり」。復一住處あり諸比丘は [五四]異住・異布薩・異得施結界せんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「本界を解し已りて各更に結するを聽す」。復諸比丘あり [五五]異住・異布薩 共得施結界せんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「結するを聽す」。諸比丘に告げたまはく、「一切河・一切湖池・一切海は皆結して界と作すを得ざれ。若し水中行せんに、衆中の [五六]有力人の水灑所及處を以て自然界と爲す（べし）」。

佛、竹園に在しき。阿若憍陳如は [五七]楞求羅山に在り、布薩日に輒ち青虹を化作し中に在りて結跏趺坐して佛所に來至せんとせしに、衆人多く來りて之を看ぬ。此を以ての故に後に便ち歩み出でたるに、糞掃衣重くして道路に疲極せり。諸比丘是念を作さく、「若し世尊が諸比丘に [五八]聚落中若しは聚落界に於て [五九]不失衣界を結作することを聽したまひしならんには、長老をして疲極すること此の如くならしめざりしならんに」。是を以て佛に白すに、佛は種々に戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に聚落中若しは聚落界に於て白二羯磨して不失衣界を結作するを聽さん。應に一比丘白すべし、[六〇]「大德僧聽きたまへ、此結界處の聚落中若しは聚落界の共住・共布薩・共得施を、今結して不失衣界と作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此結界處の聚落中若しは聚落界の共住・共布薩・共得施を、今結して不失衣界と作さんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、若し忍ぜざらんには說きたまへ。僧は已に不失衣界を結し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』

時に諸比丘は先に不失衣界を結して後に大界を結せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に先に大界を結して後に此に依りて不失衣界を結すべし」。諸比丘は便ち一切時に衣界を結して鹿弊

【五一】本文に諸比丘欲共布薩共得施結界とあり。布薩を共にし、食供養を共にせんとて、即ち法食二同界にせんとて二住處を同一大界に結作せんとするなり。

【五二】共住共布薩異得施結界。住を共にし布薩を共にしつゝ衣食供養を共にせざるもの、即ち法同食別界なり。

【五三】共住共得施異布薩結界。住を共にし衣食供養を共にしつゝ布薩を共にせざるもの、即ち法別食同界を結せんとするなり。

【五四】異住異布薩異得施結界。結界も布薩も供養も皆別にせんとするもの、法食兩別界を結せんとするなり。

【五五】異住異布薩共得施結界。住を異にし布薩を異にしつゝ食供養を共にするものこは通結大界を結せんとする場合なるべし。

【五六】有力人水灑所及處。船上行の場合の自然界限量なり。即ち有力人とは中人なり、その中人が水を灑ぎ投げて、到り及ぶ限度を以て船界自然限量とする意なり。

【五七】楞求羅山。宋・元・明・宮本には慢求羅山と爲す。されど律部十三、註（五の一〇）本文には三本・宮本は慢求羅山とせざれば、楞求羅山の方正

して人の守護するなく、房舍臥具は或は火の爲に燒かれ、或は水の爲に漬され、或は蟲の爲に嚙まれぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「王舍城に近き左右の住處は皆應に白二羯磨して上の如くに捨界し、然して後白二羯磨して[四五]上の如くに通結して一大界と作し、諸比丘をして本住を捨てずして而も施分を得せしむべし」。後の時餘處は還復豐樂せしかば比丘を思見して信を遣して白して言さく、「願はくは人間に遊びたまはんことを、我等は衣食を供給せん」。時に瓶沙王も亦諸比丘をして遊行敎化せしめんと欲して語げて言はく、「願はくは爲に遊行せんことを、若し乏短あらんに當に所在に勅して所須を供給せ(しむ)べし」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「先に白二羯磨して上の如くに王舍城大界を捨し、然して後各意に隨うて更に界相を唱へて還小界を結せよ」。

諸の阿練若比丘あり已界應に幾許を齊るべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「[四六]自然界は身面を去ること二[四七]句樓賒なり、若し結界せんには遠近に隨へ」。時に諸比丘は無邊界を結せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し無邊界を結せんに結界を成ぜず、犯ぜんには突吉羅なり」。諸比丘は復十二由旬或は十由旬界を結し、說戒時に往かんに四五日して行き、乃至或は野火に遇ひ、或は暴水に遇ひ、或は賊剝に遇うて便ち梵行難・衣鉢難及び命難ありき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若しは十二由旬若しは十由旬界を結せんに結界を成ぜず、犯ぜんには突吉羅なり、今極遠も三[四八]由旬なるを聽す」。時に諸比丘は四方界相を唱へずして結界せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し界相を唱へざらんに結界を成ぜず、犯ぜんには突吉羅なり」。時に諸比丘は衆生及び烟火を以て界相と作し、或は[四九]竝界或は[五〇]兩界相入せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆結界を成ぜず、犯ぜんには突吉羅なり。」

二住處ありて[五一]諸比丘は共布薩・共得施結界せんことを欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「各白二羯磨して本界を解し、然して後共に集まり白二羯磨して共界を結せよ」。復諸比丘あり

【四五】通結大界結作法。上の如くにとは、前註(一六の一〇一)有場大界結作法の如くにせよとの意なり。

【四六】自然界。作法結界及び作法攝衣界に對する語、結界作法なき聚落住比丘・訶練若住比丘又は遊行中の比丘に對する攝僧界及び攝衣界限量なり。律部八、註(八の一五五)遊行界以下參照。

【四七】句樓賒(梵krośa)。佛音の註によりて一由旬を約七哩とするに其八分の一に相當す。種々異說ありて一定し難し、律部八、註(九の二一三)參照。

【四八】三由旬。律部八、註(二の一四六・八の一四一)參照。

【四九】竝界。界と界と相接觸するなり。

【五〇】兩界相入。界と界と相交はるなり。

ふべし、「今僧十四日十五日布薩す、我は某甲比丘にして清淨なり、長老憶持したまはんことを」と、是の如く三說せよ。若し一人ならんには應に小らく待ちて若し人の來るあらんに共に布薩すべく、若し人の來るなからんに應に偏袒右肩し胡跪合掌して心念口言すべし、「今十四日十五日衆僧布薩す、我今布薩を心受せん」と、是の如く三說せよ』。諸比丘に告げたまはく、「是は布薩法なり、今より應に盡壽に是の如くに奉行すべし、不ざらんには突吉羅なり」。

時に諸の居士は僧坊に入りて諸比丘に問ふらく、「僧幾人ありや」。答へて言はく、「僧は若干あり」。彼言はく、「我等は僧に明日食を請ぜん」。諸の近處の比丘聞いて明日盡く往き、坐席足らず飲食又少けり。諸比丘言はく、「汝等は僧を請じつゝ何ぞ以て我に食を與へざる」。答へて言はく、「我れ昨(日)僧に問ひ、數に隨うて食を設けしに、先に相請ぜざるに而も强ひて求索し、請ぜざるに而も食せること外道よりも甚し、此輩は沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸の長老比丘聞いて種々に訶責し、是を以て佛に白すに、佛言はく、「請ぜざらんに應に往くべからず、往かんには突吉羅なり」。復諸比丘あり、因緣事を以て應に會して日に請家に至るべかりしに、慚愧して敢へてせざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「食の爲ならざらんには往くを聽す」。

爾の時居士あり僧に食を請ぜしに、客比丘の來るありて諸比丘は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に主人に語ぐべし、「客比丘あり、入るを聽すや不や」と。若し入るを聽さんには善し、若し聽さゞらんには復應に語げて言ふべし、「我等に食分を與へよ我自ら平等に食を共にせん」。若し得んには善し、若し得ざらんには應に各鉢を以て分を受け、外に出でて食を共にせよ。若し得んには善し、若し復得ざらんには、僧坊内に食あらば應に將ゐて之に與ふべし』。

時に世飢饉にして乞食得難く、餘處の比丘盡く住處を捨てゝ王舍城に集まりければ、僧房皆空に

に白すに、佛言はく、「應に燈籠・燈趺を作るべく、僧及び私に畜へんに皆得べし」。諸比丘便ち金銀を以て作れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に銅・鐵・瓦・木を用ふべし」。

諸の白衣あり新に屋を作り竟るに、諸比丘を請じて先に中に於て布薩說法して[四二]入舍供養を爲さんとせり。諸比丘云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。復白衣家あり非人の爲に惱まされければ、諸比丘を請じて家中にて布薩說法し以て安樂供養を爲さんとせり。諸比丘云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。居士ありて甘蔗を行せるに諸比丘は敢へて受けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「受くるを聽す」。諸の居士ありて諸比丘に問ふらく、「今日幾なりや」。諸比丘知らざりければ便ち譏訶して言はく、「沙門釋子は日をすら尙ほ知らず、何に況んや深理をや」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し白衣家に往かんと欲せんには應に先に師に日數を問ふべく、師若し知らざらんには應に餘人に問ふべし」。

時に諸の居士は布薩日に時食・時飮[四三]・七日藥・終身藥を持して僧房に至りて供養し、法を聽いて[四四]八分戒を受けんと欲せるに、諸比丘は都べて看視せざりければ便ち瞋恚して持し歸れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「上座は應に下座をして地を掃き水を取らしめ、淨人をして器を辦へて其賷せる所の物を盛らしむべし」。諸比丘は食して都べて客に與へざりければ、客便ち譏訶して言はく、「沙門釋子は常に布施を讚歎せるに、唯人の施を受けて人に施さず」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に客食を與ふべし」。既にして與ふるに其手中に著れて器物を與へざりければ便ち譏訶して言はく、「諸比丘は我に小兒の遇を作せり」。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に器物を與へて下食すべし。食竟らば上座若しは上座等は說法呪願を爲し、客去りて後若しは四人若しは過四人ならんには應に廣布薩すべし。若しは二人若しは三人ならんには應に相向うて淨を說いて言

【四二】入舍供養。新らしく家を建てたる時吉日を擇びて最初に僧を請じて布薩說法を願ひ、以て福德を得んとて供養するなり。律部九、註(一五の一五二・一五三)參照。

【四三】時飮。時漿なり、律部十三、註(七の一一)參照。

【四四】八分戒。八齋戒なり、律部八、註(四の一五〇)參照。

比丘は[三六]爲集と未集とを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「[三七]比坐比丘は應に更相に語げ知ら(しむ)べし」。後に客比丘の來れるありしも知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に之を數ふべし」。諸比丘數して復忘れたり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に籌を行じて收取して之を數ふべし」。一人して行じて自ら收めしに雜亂せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に別に一人をして收めしむべし」。諸比丘便ち金銀籌を作れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に銅・鐵・牙・角・骨・竹・木を用ひて作るべし、漆・毒樹を除く」。諸比丘は短く作れるあり長く作れるありき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「短きは應に長さ[三八]五指を竝ぶべく、長きは應に長さ[三九]拳手一肘なるべし」。諸比丘作るに或は麁或は細なりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「麁は小指を過ぎず、細は[四〇]楮を減ぜざれ、應に漆して筒を以て盛りて布薩堂の上に懸著すべし」。諸比丘は誰か應に籌を行ずべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に下座比丘をして行ぜしむべし」。下座比丘は行ずるを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に知れる者に取むべし」。比丘あり便ち籌を擲げて僧に與へぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に手づから授くべし」。收め已りて數へず、數へ已るに唱へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「收め已らんに應に數ふべく、數へ已らんに應に唱ふべし。[四一]唱へんには『比丘は若干、沙彌は若干、合はせて若干人なり』と云ふなり」。時に白衣ありて布薩を聽きたるに、後に諸比丘は罪を犯ぜしに白衣は之を擧げぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に白衣をして聽かしむべからず、沙彌も亦是の如し」。諸比丘は沙彌を遣りて不見處に在けりと雖而も猶ほ聞くを得たりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に不見不聞處に著くべし」。復諸の沙彌あり當に布薩すべきを知りて、預じめ牀下に入りて猶ほ戒を聞くを得たりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に牀下を看て火を以て遍く照すべし」。火にて照すに屋を熏じ或は地敷を燒けり。是を以て佛

【三六】爲集。已集なり。

【三七】比坐比丘。夏數の次第によりて隣席に坐する比丘等なり。

【三八】五指。五搩指、即ち五寸なり。

【三九】拳手一肘。一拳肘即ち一尺八寸なり。舒肘は二尺なり、律部八、註(六の一三五)一捲肘の下參照。

【四〇】楮。律部十三、註(八の一一五)參照。

【四一】本文に唱云、比丘、若干沙彌、若干出家合若干人とあり今、縮藏・大正藏の加點を改め、且つ行事鈔說戒正儀篇(續藏第六九套第三冊二〇八左上)に維那即起打レ靜云、大德僧聽、此一住處一布薩、大僧若干沙彌若干　都合若干人、各於ニ佛法中ー淸淨出家和合布薩……とあれば、こゝに出家の二字を要せざる故に今刪除せり。

言はく、「還衆多の房に羯磨して布薩處と作すを聽す」。次第に中に於て布薩せしに房小にして相容受せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「前後の落下・庭中に在りて坐するを聽す」。諸比丘は聲を聞くも語を了せざりければ、布薩を成ぜざらんかを恐れぬ。是を以て佛に白すに佛言はく、「若し布薩せんが爲に中に在らんには布薩せりと名くるを得ん」」。

諸比丘は布薩時に肯へて時集せざりければ、坐禪行道を廢せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に「時至れり」と唱へ若しは[三三]犍椎を打ち若しは鼓を打ち若しは螺を吹くべし」。諸比丘即ち金銀鼓を作せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に銅・鐵・瓦・木を用ひ皮を以て頭に冠らすべし」。誰か應に打つべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に沙彌・守園人をして打たしむべし」。彼便ち多く打ちぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に[三四]三通打すべし」。打ち竟りて中庭に懸著せしに、外人來りて數打ち諸比丘は僧事を行ずるならんと謂ひて皆出でて行道を廢し、或は雨に濕ひて聲を作さゞりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に屏下、屏處に擧ぐべし」。客沙彌あり次に打たんとせるに、處を知らずして時節を失せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「舊住人は應に打つべし。僧鼓・私鼓・四方僧鼓・備豫一鼓を畜ふるを聽す」。諸比丘又金銀螺を作れり。是を以て佛に白すに、[三五]佛言はく、「應に海螺若しは角を用ひて作れるを吹くべし」。……(應に)沙彌・守園人をして吹か(しむ)べし。……乃至、(僧螺・私螺・四方僧螺)備豫一螺を(畜ふるを聽す)……亦上に說けるが如し。諸比丘は何の木を以て犍椎を作る(べき)かを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「漆樹・毒樹を除き、餘木の鳴る者にて作るを聽す」。若し沙彌なきには比丘亦打つを得ん、……餘は上の如し。諸比丘は誰か應に「時至れり」と三唱すべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「沙彌守園人をして(唱へ)しむるを聽す」。僧の住處多くして遍聞するを得ざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に高處に上りて唱ふべし」。諸

【三三】犍椎。律部八、註(四の一〇九)參照。

【三四】三通打。始は必ず漸々に音を發して漸く希に漸く大にして乃し聲盡くるに至るを一通打といひ、是の如く三たびに至るを三通打又は三下といふ。

【三五】本文に佛言應吹海螺若用角作沙彌守園人吹乃至備豫一螺亦如上說とあり。沙彌守園人吹の前後には語を略せるもの、これ前文に不知誰應打、以是白佛、佛言應使沙彌守園人打彼便多打……聽畜僧鼓私鼓四方僧鼓備豫一鼓とある文中、沙彌守園人打を沙彌守園人吹とし、聽畜僧鼓……備豫一鼓を乃至備豫一螺とせるなり。故に亦如上說といへり。

て川ひざりければ、諸臣及び民皆譏訶して言はく、「沙門釋子は王境の內に在りつゝ王閏を用ひず」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に王法に隨ふべし」。諸比丘は云何がして王法に隨ふべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「少一夜布薩するを聽す」。諸比丘は便ち常に少一夜布薩せり。是を以て佛に白すに、[30]佛言はく、「常に少一夜布薩すべからず、三は足し一は少くるを聽さん、是の如くして五歲に一月を長すと爲して以て王閏に順ぜん」。

時に諸比丘は說戒日に諸處に至りて布薩せしに、或は野火に遇ひ、或は水漲に遇ひ、或は[31]八月賊に遭ひ、梵行難・衣鉢難・命難ありき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に說戒日に說戒せん爲に他處に至るべからず、去かんには突吉羅なり。所住處にして若しは平地あり、若しは柔耎草あり、若しは大樹あり、若しは大盤石あらんには、應に白二羯磨して布薩處を結作すべきを聽す。一比丘白せよ、『大德僧聽きたまへ、今此を結して布薩處と作さんとす、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、今此を結して布薩處と作さんとす、誰し諸の長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。僧已に結して布薩處と作し竟りぬ、僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ』と」。諸比丘は露地に於て布薩せしに風雨蚊虻の爲に困しまされき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「當に中央の房にして來往し易き處に、上の如くに白二羯磨結して布薩堂と作すべきを聽す」。諸比丘は復衆多の房に羯磨して布薩處と作さんと欲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「作すを聽す」。諸比丘便ち復先を諍へり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「衆多の房に羯磨して布薩處と作すを聽さず」。諸の居士あり僧坊に來り入りて諸比丘に語ぐらく、「若し我が所作の房中に於て布薩せんには、我當に前食・後食・[32]怛鉢那を供へ塗足・塗身・然燈油を與ふべし」。諸比丘是念を作さく、「若し世尊が還衆多の房に羯磨して布薩處と作すを聽したまはんには、我等をして此供養を失はしめざらん」。是を以て佛に白すに、佛

【二九】五歲一閏。五年毎に閏年を作るなり。

【三〇】縮藏・大正藏の本文加點及び新藏訓點には佛言不レ應ニ常少一夜布薩聽一、三足一少如レ是、五歲爲ニ長一月一以順ニ王閏一とあり。今改めたり。三足、一少とは一年に二十四布薩ある故に十八布薩は通常の規定日に擧行し、六布薩は規定日より一日繰りあげて作す時は五年にて三十日を得るをいふ。通常の規定布薩日とは律部八、註(二の五四)の本文參照。

【三一】八月賊。律部十三、註(五の二七)參照。

【三二】怛鉢那。律部十三、註(八の一三八)參照。

於て最も初門と爲すを以ての故に、名けて波羅提木叉と爲す。[一八]復次に數かに此戒法は名句を分別するを總じて名けて波羅提木叉と爲す。

諸比丘は應に幾種の布薩を（爲す）べきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「[一九]五種布薩あり、一に[二〇]心念口言、二には[二一]向他說淨、三には[二二]廣略說戒、四には、[二三]自恣布薩、五には、[二四]和合布薩なり」。諸比丘は應に幾種の說戒を（爲す）べきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「五種說戒あり、一には戒序を說き已りて[二五]「餘僧所常聞」と言ひ、二には戒序及び四墮法を說き已りて「餘僧所常聞」と言ひ、三には戒序を說きて十三（僧殘法）に至るに「餘僧所常聞」と言ひ、四には戒序を說きて二不定法に至るに「餘僧所常聞」と言ひ、五には廣說戒するなり。諸比丘は幾種の持律あるかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「五種持律あり、……」、前に說けるが如し。持律比丘に五種功德あり、……亦前に說けるが如し。持律比丘に七種の[二六]宜あり、一には多く諸法を聞き、二には能く是法非法を籌量し、三には善く毘尼を籌量し、四には善く師教を攝し、五には若し他處に到るも所說に畏なく、六には自ら毘尼に住し、七には[二七]共・不共戒を知るなり。復七宜あり、一には自ら戒に住して威儀成就して小罪をも畏愼し、二には多聞にして能く佛所說の法を持ち、三には二部戒を誦し、四には犯を知り、五には不犯を知り、六には悔過を知り、七には不悔過を知るなり。復七宜あり、三は上の如く、四には[二八]愛に隨はず、五には恚に隨はず、六には癡に隨はず、七には畏に隨はざるなり。

時に諸比丘は界內に在りて別衆不如法布薩を作し、復和合不如法布薩せるあり、復如法別衆布薩せるあり、復如法和合布薩せるありき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「前の三布薩は過あり羯磨成ぜずして突吉羅を犯じ、後の一布薩は過なく羯磨成就して犯なきなり」。

爾の時瓶沙王は[二九]五歳一閏を作し、外道・沙門・婆羅門は皆悉く依承せしに、而も諸比丘のみ背へ

【一八】本文に復次數此戒法分別名句總名爲波羅提木叉とあり。名句は律部九、註（一三の八一）句・味・字の下參照。
【一九】五種布薩。
【二〇】心念口言。一人の場合に心に布薩を念じて口に戒淸淨なることを說くなり。心念說戒なり。
【二一】向他說淨。二人若しは三人の場合に互に向うて戒淸淨なることを說くなり。對首說戒なり。
【二二】廣略說戒。波羅提木叉を誦讀するに水火盜等の難ある時は略說し、然らざる時は廣說するなり。
【二三】自恣布薩。安居竟の七月十五日に自恣する故に自恣即ち布薩とするなり。
【二四】和合布薩。一結界內の衆僧統べて集まり和合して羯磨唱告して布薩するなり。
【二五】餘僧所常聞。戒序以外の四波羅夷僧殘等は僧等が常に聞ける所の如しと言ひて略するなり。律部九、註（二一の三四）參照。
【二六】宜。修しとゝろうべき事。
【二七】共不共戒。比丘・比丘尼共通の戒と共通ならざる戒となり。
【二八】隨愛・隨恚・隨癡・隨怖。律部八、註（七の一二一）參照。

布施せんと欲せるも、諸比丘は〔一〕客作に墮せんことを恐れて敢へて受けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「法の爲に供養せんには受くるを聽す」。時に諸比丘說法すること少時にして便ち止めしに諸天鬼神は竟れりと謂ひて便ち去り、須臾にして復說くに彼復來り還り、是の如きこと一に非ざりければ便ち瞋恨して言はく、「此の諸比丘は齊限せずして說法せること、小兒の戲の如くなり」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に齊限して說法を作すべく、說法竟らば應に〔二〕呪願すべし」。

爾の時〔三〕劫賓那は〔四〕乙師羅山に住して是念を作さく、「我今當に僧集會處に往いて布薩すべきや不や」。復是念を作さく、「我常に淸淨なり、何ぞ復往くを須ゐん」。爾の時世尊は其所念を知しめして王舍城より沒して其前に涌出し、座に就て坐し語げて言はく、『汝、是念を作すこと莫れ、「我常に淸淨なり、何ぞ復布薩に往くを須ゐん」と。若し汝等にして往かずして布薩を敬重せざらんには、誰か當に敬重すべき者ぞ』。世尊は是の如くに敎へ已りて便ち與に俱に彼處に沒して王舍城に出でたまひ、是事を以て比丘僧を集めて劫賓那の念及び已が敎勅を說いて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に和合布薩するを聽す、若し往かざらんに突吉羅なり。應に一知法の比丘の若しは上座若しは上座等は說いて言ふべきなり、〔五〕「大德僧聽きたまへ、今十五日布薩說戒なり、僧一心に布薩說戒を作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。諸大德、今布薩して〔六〕波羅提木叉を說かん、一切共に聽いて善く之を思念し、若し罪あらば應に發露すべく、罪なきには默然したまへ。默然するが故に當に知るべし我及び諸大德淸淨なることを。聖、默然したまふが如くに我及び諸大德も亦是の如し」と』。若し比丘是の如くに衆中にて乃し三唱するに至らんに、有罪を憶しつつ發露せざらんには〔七〕故妄語罪を得るなり。故妄語罪は佛は遮道の法なりと說きたまひ、發露せんには安樂を得るたり。是中、波羅提木叉とは、此戒は諸根を防護し善法を增長し、諸の善法に

【一】客作。人の爲に勞して報酬を受くる者、今は不淨說法の意に解すべし。
【二】呪願。律部八、註(一の八七)參照。
【三】劫賓那 (Mahākappina)。
【四】乙師羅山。律部十三、註(一の一二二)參照。四分律(列五・三二右)には仙人住處黑石山とせり、これ乙師羅山のことなり。巴利律 (mv. 2, 5, 3) には maddakucchi migadāya とせり。
【五】布薩羯磨文。
【六】波羅提木叉。律部十三、註(一の三一)參照。
【七】故妄語罪 (sampajāna-musāvāda)。故は故意なり、波逸提第一條。

く、「應に爾るべからず、應に學戒者を請ずべし」。諸比丘は復睞眼・諸病比丘にして衆僧を毀辱する者を請ぜり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、應に諸根具足成就し、論[七]を記し、阿含を(誦)持せる者を請ずべし」。時に衆中に多く此人ありて、諸比丘は誰を請ぜんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に次第請ずべし」。所請の比丘說法して疲極せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に更請して代るべし」。諸比丘は歌詠聲を作して說法せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。說法時に衆會せるに盡く聞くを得ざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に高座を敷き上に在りて說法すべし」。猶ほ盡く聞くを得ざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に立ちて聽くべし」。久しく立ちて脚腫れぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に行みつゝ聽くべし」。

時に諸比丘は露地に布薩して蚊虻風雨塵土の爲に困しまされき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「布薩堂[八]を作るを聽す」。彼の布薩堂に地敷なかりければ諸比丘の脚を汙し、數洗うて病を生ぜり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に泥を以て地に塗り淨治して好ならしむべく、亦十種衣[九]及び婆婆[一〇]等の柔輭草を敷くを聽す」。佛既にして衣を敷くを聽したまふに、便ち錦を以て地に布けり。諸居士見て譏訶して言はく、「此の諸の沙門は王大臣の如くなり」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に錦上にて經行すべからず」。時に諸比丘は華を以て高座上の比丘に散ぜり。諸の居士譏訶して言はく、「王大臣の如し」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。復諸の白衣あり、法に供養せんが爲の故に華を以て高座上の比丘に散ぜんと欲せるに、諸比丘聽さゞりければ、便ち瞋訶して言はく、「諸比丘は供養を受くるに堪へざるなり」是を以て佛に白すに、佛言はく、「白衣にして散華せんと欲せんには隨意にせよ。若し比丘の頭及び衣上に落ちんには、應に拂ひ去りて高座の上に落さんに苦なかるべし」。時に諸の白衣は法を聞いて歡喜し

【七】論を記し阿含を持す。阿毘曇に精通し阿含を誦持すること、即ち經論二藏をいへるが如きも、僧祇律に阿毗曇者九部修多羅（律部十、註三二の一五九）といひ、或は寂淑多聞持法深解（律部九、註二〇の二二）とあり、且つ本律後註（六一）の本文以下にも持法持律解律儀の人……とあるより推して、此處の論を律分別の意に解して經論二藏に分たざる方正しきやもはかり難し。阿含とは律部十、註（二八の一三五・三二の一二八—一三二）參照。

【八】布薩堂（uposathāgāra）。說戒堂なり。

【九】十種衣。本律第二十卷衣法の終に王受位時所棄故衣・塚間衣・覆塚衣・巷中衣・新嫁女所棄故衣・女嫁時顯節操衣・產婦衣・牛嚼衣・鼠嚙衣・火燒衣とある是なり。四分律十種衣（列五・五七右）とは相違せり。

【一〇】婆婆。babbaja（バッベヂャ）草の音略なるべし。翻梵語（一〇）に縷茅と譯す。

卷の第十八　彌沙塞

第三分の二[一]　布薩法[二]

佛、王舍城に在しき。爾の時外道・沙門・婆羅門は[三]月の八日・十四日・十五日に共に一處に集まり、[四]和合布薩して說法せしに、多く衆人ありて來往供養せりき。瓶沙王は之を見て是念を作さく、「若し正法弟子も亦是の如くせんには亦善からざらんや、我當に諸官屬を率ゐて彼に往いて聽法し、恭敬供養して一切人をして長夜に安きを獲せしむべきに」。爾の時世尊も亦是念を作したまはく、「我れ諸比丘の爲に結戒せるも而も諸比丘にして聞かざる者あらんに誦學すること能はず憶持すること能はざれば、我今當に諸比丘に布薩說戒せんことを聽すべし」。瓶沙王は念じ已るに佛所に到りて頭面に禮足し、却いて一面に住して所念を以て佛に白すに、佛は王の爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまひ、已にして卽ち便ち宮に還れり。佛は是事を以て比丘僧を集め、瓶沙王の所白及び己が所念を以てして諸比丘に告げたまはく、「今十利を以ての故に諸比丘に布薩說戒せんことを聽す」。

佛既にして布薩說戒を聽したまひしに、諸比丘は便ち日々に布薩せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず」。諸比丘は復二日・三日より五日に至りて一布薩せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「亦應に爾るべからず、月の八日・十四日に說法し十五日に布薩することを聽す」。諸比丘は應に何法を說くべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に三寶・[五]念處・正懃・神足・根・力・覺・道を讚歎し、諸の施主の爲に[六]諸天を讚歎すべし」。諸比丘は便ち合聲して三寶を讚歎せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に爾るべからず、一人を請ずるを聽す」。諸比丘は破戒破見比丘を請ぜしに此に因りて勢を得たり。是を以て佛に白すに、佛言は

【一】本文に第三分之四とあるも宋・元・明・宮本によりて今改む。但、明本には第三分第二とせり。

【二】布薩法 (uposathak-khandaka)。律部八、註(二の五四)中間布薩の下、及び律部十、註(二七の七〇)參照。

【三】月。白月 junhapakkha 黑月 kanhapakkha なり。卽ち半月半月の意なり。

【四】和合布薩。衆和合し淨住するなり。

【五】念處正懃等。律部八、註(四の二〇八・二〇九・二一〇・一六一)參照。

【六】諸天を讚歎すとは、布施・持戒・生天の話をなして隨喜せしむるなり、前註(一五の一一〇)參照。

りて核を吐くに遂に此樹を生ぜるを憶す」。是に於て雉を推して上と爲し、獼猴は中に處し、象を下と爲せり。若し行かんと欲する時は獼猴は雉を負ひ、象は獼猴を負ひ、雉は二獸に敎へて[一〇五]十善業を行ぜしめたるに皆共に受行せり。世人は之を聞いて皆共化を受け、遂に行善に名けて[一〇六]雉梵行と爲し、其法を行ぜる者は命終して天に生ぜり。畜生すら猶ほ尙ほ尊卑あるを知れり、況んや我正法にて相敬せざらんとは。汝等今より先に具足戒を受けたる者は、應に第一座・第一施・第一恭敬禮拜を受くべきなり。是の如くに奉行せよ」と。[一〇七]受戒法竟る

五分律卷第十七

第三分の初、受戒法(下)

【一〇五】十善業。律部八、註(四の一九六)十善行跡の下參照。

【一〇六】雉梵行。鶉鴿梵行ともいふ、律部十、註(二七の六七)參照。

【一〇七】巴利律受戒法の終りには mahākhandhako paṭhamo (大犍度第一)とせり。諸犍度中最も卷數多き故に大犍度と稱して受戒法を呼稱せるものなるべし。

し、眠時に戒を受け、醉時・狂心・散亂心・病壞心（時）に戒を受け、和尙の眠時……乃至、病壞心（時）に、二人……乃至、十人して皆和尙と作して戒を受けぬ。是等は「具足戒を受けたり」と名くるを得るや不や』。佛言はく『若し未だ制せざる前は「具足戒を受けたり」と名くるを得るも、制せる後は「具足戒を受けたり」とは名けず』。

爾の時舍利弗・摩訶目揵連・[一〇〇]大迦葉・[一〇一]摩訶拘絺羅・摩訶迦旃延・阿那律・[一〇二]富樓那彌多羅尼子・羅睺羅・阿難・難陀の此等の諸大阿羅漢は、世尊の所に到り頭面に禮足して却いて一面に坐し、聲を同じくして優波離の如くに佛に問へるに、佛答へたまへること亦上の如くたりき。

爾の時諸比丘に上下座なかりければ相恭敬せざりき。諸の居士は見て譏訶して言はく「此輩の沙門は上中下座を知らず長幼あることなし、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸の長老比丘聞いて種々に訶責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に問ひたまはく「誰か應に第一座・第一施・第一恭敬禮拜を受くべき」。諸比丘或は言さく「刹利・婆羅門・長者・居士の出家者は應に受くべきなり」。[一〇三]或は言さく「毘尼を誦する法師、阿練若にて十二頭陀を行じ、……乃至、阿羅漢を得たる者は應に受くべきなり」。佛言はく「應に爾るべからず」。諸比丘、佛に白さく「若し爾らざらんには誰か應に受くべき」。佛言はく、[一〇四]「過去世の時海邊に尼拘律樹ありて五百乘車を覆へり。時に三獸ありて彼樹下に住せり、一は雉、二は獼猴、三は象にして、親友たりしと雖而も相推敬せざりき。後に是議を作さく「我等既に親友たるに如何が相推敬せさる、應に計して年長者を尊と爲し、少者を卑と爲すべし」。議し已りて象に問ふらく「汝何の久遠事をか憶せる」。象言はく「我れ此樹の我腹に至りし時を憶す」。復獼猴に問ふに獼猴言はく「我れ平立して此樹頭を嚙める時を憶す」。復雉に問ふに雉言はく「我れ昔某處に於て此樹子を食し、此に來

【一〇〇】大迦葉。律部九、註(八一四の七一)參照。

【一〇一】摩訶拘絺羅等。律部九、註(一五の一四〇)の下參照。

【一〇二】富樓那彌多羅尼子。律部十、註(一三の一六)滿慈子の下參照。

【一〇三】本文に或言誦毘尼法師阿練若行十二頭陀乃至得阿羅漢者應受とあり。

【一〇四】此本生譚は四分律・巴利律共に房舍犍度に出でたり。僧祇律にも僧伽藍法の下に於て恭敬法として記せり。律部十、註(一七の六三)參照。

敬して教誡を受くべし。餘戒は和尚・阿闍梨當に廣く汝が爲に說くべし。汝當に早く學戒を具足し、[九八]三戒を學し、三火を滅し、三界を離れ、復諸垢なきを得て阿羅漢を成ずべし」と』。

爾の時具足戒を受けたる人、年歳を知らず受戒時を知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に敎へて知らしむべし、語げて言へ、「汝今受戒せり、時に[九九]某年、某月・某日・某時なり、汝應に盡壽に是事を憶すべし」と』。

復諸の、麁罪を犯じて別住せる比丘あり、別住を厭うて便ち戒を捨し道を罷め、又、摩那埵・本日治・阿浮訶那を行じ、訶責羯磨・驅出羯磨・依止羯磨・擧罪羯磨・下意羯磨を被れる是の如きの諸比丘も皆厭うて道を罷めたるに、後に復正法律に於て出家して具足戒を受けんと欲せり。諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に先に問ふべし、「汝能く還先事を行じ、能く僧に隨順し、僧の、先事を除滅せんことを求むるや不や」。若し「能くせず」と言はんに、應に與に出家して具足戒を受くべからず。若し「能くす」と言はんに、應に與に出家して具足戒を受け、若し具足戒を受け已らんに、若し先に別住せるには還別住せしめ、……乃至、先に下意羯磨を作せるには還與に下意羯磨を作すべし』。

復諸比丘あり、和尚・阿闍梨罷道せるに後に來りて弟子に就て出家して具足戒を受けんことを求めぬ。諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「與に出家して具足戒を受くるを聽す。先の弟子は應に衣鉢を與へ、助けて出家を成じ具足戒を受くるを得せしむべし」。彼人卽ち先の弟子に師と作らんことを求めしに、諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「先の弟子は與に師と作ることを聽す」。復誰か應に恭敬すべきかを知らざりき。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「更に戒を受けたる者は應に如法に師を敬ふべきなり」と。

爾の時優波離、佛に白さく、『諸比丘は先に已に一語受戒・二語・三語受戒及び善來比丘受戒を作

【九八】三戒。明かならず、律儀戒、定共戒、道共戒を言へるものか。或は律部十三、註(一の一〇四)本文の所受不缺戒・不生惡法戒・成就善法戒を意味するものか。十誦律(縮・張四・三九右)には三寶…三學…三脫門…三業…とあり、今の三戒は三學の寫誤にあらざるなきか。

【九九】受戒年時を告ぐるは、巴利律にては受戒羯磨竟れる時に爲せり(mv.I,77)。

へ、若しは「咄、丈夫、惡活を用ひて爲ん、死は生に勝らん」とて死を讃ぜんには、沙門に非ず釋種子に非ず、汝盡形壽に應に犯ずべからず、若し能くせんには當に言ふべし、「能くす」と。汝終に……乃至戲笑にも妄語するを得ざれ、若し比丘實に過人法なきに自ら過人法・[八九]諸禪・解脫・三昧・正受及び諸の道果を得たりと稱せんに沙門に非ず釋種子に非ず、汝盡形壽に應に犯ずべからず、若し能くせんには當に言ふべし、「能くす」と。諸佛世尊は事を示現せんが爲に善く譬喩を說きたまへり、「猶し人の死せんに終に此身を以て更に生くること能はざるが如し。（猶し）針鼻缺けんに永く復針用と爲すを得ざるが如し。（猶し）多羅樹心の斷ぜんに、更に生ぜず增せず廣せざるが如し。（猶し）石破れんに復合すべからざるが如し」と。若し比丘、一々墮法を犯ぜんに、還比丘法を得んこと是處あることなし』。復語げて言へ、『汝某甲聽け、世尊應供等正覺は四依法を說きたまへり、比丘は盡形壽に糞掃衣に依りて住せんとて出家して具足戒を受くるなり、汝若し能くせんには當に言ふべし、「能くす」と。若し後に[九〇]劫貝衣・[九一]欽婆羅衣・[九二]拘舍耶衣・[九三]他家衣を得んには皆是れ[九四]長得なり。比丘は盡形壽に乞食に依りて住せんとて出家して具足戒を受くるなり、汝若し能くせんには當に言ふべし、「能くす」と。若し後に僧に[九五]前食・後食・[九六]請食を得んには皆是れ長得なり。比丘は盡形壽に樹下に依りて住せんとて出家して具足戒を受くるなり、汝若し能くせんには當に言ふべし、「能くす」と。若し後に大小屋・重屋を得んには皆是れ長得なり。比丘は盡形壽に殘棄藥に依りて住せんとて出家して具足戒を受くるなり、汝若し能くせんには當に言ふべし、「能くす」と。若し後に[九七]酥・油・蜜・石蜜を得んには皆是れ長得なり』。復應に語げて言ふべし、『汝某甲聽け、汝已に白四羯磨して如法に具足戒を受くるを得竟りぬ。〔諸の天・龍・鬼神は皆是願を作せり、「我れ何の時にか當に人身を得て正法律中に於て出家して具足戒を受くべき」と。汝今已に得たり、人の、王位を受けたるが如く、汝比丘法を受けたるも亦是の如し。當に忍んで共語し易くし、恭

【八九】諸禪解脫等。巴利律(mv.1, 78, 5)にも次第の如くに jhānaṃ vā vimokkhaṃ vā samādhiṃ vā samāpattiṃ vā maggaṃ vā phalaṃ vā とあり。

【九〇】劫貝衣。綿衣。

【九一】欽婆羅衣。羊毛衣。

【九二】拘舍耶衣。絹衣。

【九三】他家衣。居士施衣なり。

【九四】長得(atirekalābha)。餘得なり、律部十、註(二三の七六)參照。

【九五】前食・後食。律部九、註(二〇の八九)參照。

【九六】請食。律部十、註(二三の八〇)參照。

【九七】酥・油・蜜・石蜜。律部八、註(三の四三)參照。

く三たび乞ひ、教師は教へ竟りて還りて本坐に就くに羯磨師は應に僧に白すべし、「大德僧聽きたまへ、此の某甲は某甲に具足戒を受けんことを求め、僧に從うて具足戒を受けんことを乞へり。我今當に其難事を問ひ、及び爲に受具足戒羯磨を作すべし。若し僧時到らば僧よ忍聽したまへ、白是の如し」。

次で應に受戒人に語げて言ふべし、「今は是れ實語の時なり、我今汝に問はん、實なるには實なるを言ひ、實ならざるには實ならざるを言へ、人には是の如き等の病あり、癩・白癩……乃至……具足戒を受けんと欲するや不や」……亦上に問へるが如し。皆答 如法に已らんに羯磨師は言ふ（べし）、「大德僧聽きたまへ、此の某甲は某甲に具足戒を受けんことを求めぬ。某甲は自說清淨にして諸の難事なく、三衣鉢は具して已に和尙より受け、父母は聽許せり。已にして僧に從うて具足戒を受けんことを乞へり。僧は今某甲の與に具足戒を受けんとす、和尙は某甲なり。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。……第二第三も亦是の如くに說きて……僧は已に某甲の與に具足戒を受け竟んぬ、和尙は某甲なり。僧は忍したまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と。應に受戒人に語げて言ふべし、「汝某甲聽け、世尊應供等正覺は是の四墮法を說きたまへり。若し比丘、一々法を犯ぜんに沙門に非ず釋種子に非ず。汝終に……乃至、欲染心を以て女人を視るを得ざれ、若し比丘婬法を行じて乃し畜生に至らんに沙門に非ず釋種子に非ず、汝盡形壽に應に犯ずべからず、若し能くせんには當に言ふべし、「能くす」と。汝終に……乃至、草葉をも與へざるに而も取るを得ざれ、若し比丘若しは聚落中若しは空地にて他の所護物にして五錢若しは五錢物を盜まんに沙門に非ず釋種子に非ず、汝盡形壽に應に犯ずべからず、若し能くせんには當に言ふべし、「能くす」と。汝終に……乃至蟻子をも殺すを得ざれ、若し比丘若しは人若しは人類を自ら手づから殺し、若しは人をして殺さしめ、若しは刀を求めて與へ、若しは死を教

ん」。若し先に相識らさらんには、應に雲霧闇時に共に具戒を受くべからず。教師は著衣せしむる時に因みて、應に密かに重病なきや不やを如法視すべし。復應に問ふべし、「汝が三衣、何者か是れ僧伽梨なる、何者か是れ優多維僧なる、何者か是れ安陀會なる」。彼若し知らざらんには應に語ぐべし、「此は是れ僧伽梨なり、此は是れ優多維僧なり、此は是れ安陀會なり」。應に與に三衣と鉢とを受くべし。復應に語げて言ふべし、「汝某甲聽け、今是れ實語の時なり、我れ今汝に問はん、若し實なるには實なるを言ひ、實ならざるには實ならざるを言へ。[八八]人には是の如き等の病あり、癩・白癩・癰疽・乾痟・癲狂・痔漏・熱腫・脂出なり、汝に有りや不や」。若し「無し」と言はんに、復應に問ふべし、「汝は人債を負はざるや不や、官人に非ざるや不や、奴に非ざるや不や、是れ丈夫なりや不や、是れ人なりや不や、年滿二十なりや不や、衣鉢具せりや不や、和尙より受けたりや未や、汝の字は何等なりや、和尙の字は何等なりや、汝曾て出家せりや不や」。若し「曾て出家せり」と言はんに、應に問ふべし、「汝本出家して持戒完具せりや不や」。(次で)「父母聽せりや不や、具足戒を受けんと欲するや不や。衆中にて當に更に是の如く汝に問ふべし、汝亦應に實の如くに答ふべし」。

若し一々の問答皆如法ならんに、教師は應に壇上に還り、立ちて羯磨師に語げて言ふべし、「我已に某甲を教授すること如法に竟りぬ」。羯磨師は復應に僧に白すべし、「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に具足戒を受けんことを求め、某甲は如法に教授し竟れり、應に將ゐ來らしむべし。若し僧時到らば僧よ忍聽したまへ、白是の如し」。教師は應に將ゐ來りて次第に僧足を禮し、僧足を禮し已るに羯磨師の前に在き、羯磨師に向うて右膝を地に著して合掌して具足戒を受けんことを乞はしむべし。教へて言はしむらく、「我は某甲なり、某甲和尙に具足戒を受けんことを求め、今僧に從うて具足戒を受けんことを乞ふ、願はくは僧よ我を拔濟したまはんことを、憐愍の故に」。是の如

【八八】これ遮難法(antarāyika-dhammā)にして、受戒時に空靜處にて教授師が問ひ、戒壇上にて再び羯磨師が問ふものなり。四分律には十三難十遮を問ふなり、律部十、註(二三の四三)遮難法種類の下參照。四分・五分・巴利いづれも其種類に相違あり、巴利律遮難法は(mv.1,76,1)參照。

請ぜざるに便ち與に具足戒を受けぬ。 復諸比丘あり、具足戒を受けんことを乞はざるに便ち與に具足戒を受けぬ。 復諸比丘あり、裸形人の與に具足戒を受けぬ。 復諸比丘あり、衣鉢を具せざる人の與に具足戒を受けぬ。 是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆應に爾るべからず」。

一時に一比丘あり、他の衣鉢を借りて具足戒を受けぬ。 具足戒を受け已るに諸比丘語ぐらく、「汝、衣を著し鉢を持せよ、共に行いて乞食せん」。 答へて言はく、「我に衣鉢なし」。 諸比丘言はく、「佛は衣鉢なきには具足戒を受くるを得ずと制したまはざりしや」。 答へて言はく、「佛制したまひたれば、我は他の衣鉢を借りて受けしなり」。 諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、〔八五〕佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げて聽めたまはく、『受戒せんと欲する者を將ゐて戒壇外の〔八六〕眼見耳不聞語處に著き、十衆を請じて戒壇上に在かんに、和尙は應に羯磨師に語ぐべし、「長老、今羯磨を作せ」。 復應に〔八七〕教師に語ぐべし、「長老、今羯磨を受けよ」。 羯磨師は應に是の如くに白すべし、「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に具足戒を受けんことを求め、某甲は敎師と作らん。若し僧時到らば僧よ忍聽したまへ、白是の如し」。 敎師は應に坐より起ち和尙の前に至りて問うて言ふべし、「已に此人を度せりや未や」。 若し「未だ度せず」と言はんに、應に語げて言ふべし、「先に之を度したまへ」。 若し「已に度せり」と言はんに、應に問ふべし、「已に爲に和尙と作りしや未や」。 若し「未だ作らず」と言はんに、應に語ぐべし、「先に爲に和尙と作りたまへ」。 若し「已に爲に和尙と作れり」と言はんに、應に問ふべし、「弟子の衣鉢具せりや未や」。 若し「未だ具せず」と言はんに、應に語ぐべし、「先に爲に衣鉢を具せ(しめ)たまへ」。 若し「已に具せり」と言はんに、應に問ふべし、「自の有なりや人より借りたりや」。 若し「人より借れり」と言はんに、應に語ぐべし、「可しく主をして之を捨てしめたまふべし」。 若し「自の有なり」と言はんに、便ち應に往いて受戒せんと欲する人を慰勞して言ふべし、「汝、怖懼すること莫れ、須臾に汝を持して高勝處に著か

【八五】 本文に佛以是事集比丘僧告諸比丘聽將欲受戒者著戒壇外眼見耳不聞語處……とあり。聽の字は後の受戒法全體にかゝる文字にして、かく〳〵に受具足戒作法をするを聽すとの意なるも、作法複雜なる爲にその接續する處を見出すを得ず。よりて今文の初めに置きて受戒作法聽許即ち受戒作法制定の意を示せり。

【八六】 眼見耳不聞語處。受戒壇上の作法を眼見しつゝも耳に聞えざる距離に受戒者をおくなり。これ空靜處なり、律部十、註(二三の三四)參照。

【八七】 教師。教授師なり、僧祇律に空靜處教師といへり、律部十、註(二三の三四)參照。

「應に即ちに此出家を以てし、若し年滿二十ならんには比丘衆中十人に於て與に具足戒を受け、若し年未滿二十ならんには即ちに是れ沙彌なりとす、沙彌尼も亦是の如し」。一沙彌あり、根變じて云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に即ちに此出家を以てし、若し年滿ぜんには應に二歲戒を與へて即ちに比丘尼衆に於て二歲戒を受くべきなり。若し年未滿なるには應に二歲戒を與ふべからず、即ちに是れ沙彌尼たりとす」。

爾の時一比丘あり欲火の爲に燒かれ、堪忍すること能はずして自ら其の形を截れり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛訶責して言はく、「汝愚癡人、應に截るべからざるに而も截り、應に截るべきに便ち截らず」。諸比丘に告げたまはく、「若し頭及び半を截らんに突吉羅、若し都べて截らんに偸羅遮、若し一卵を去らんに偸羅遮、若し兩卵を去らんに應に滅擯すべし。若しは惡獸の爲に嚙まれ、若しは怨家に害せられ、及び自ら爛壞して復男たる能はざらんには皆應に滅擯すべし」。

時に諸比丘は手脚を截られたる人を度して爲に具足戒を受けぬ。諸の居士見て譏訶して言はく、「沙門釋子は可度(者)と不可度(者)となし、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸の長老比丘聞いて是を以て佛に言すに、佛言はく、『應に此等の人を度すべからず、若し度せんには「具足戒を受けたり」と名くるを得るも師僧は突吉羅なり。今より、手を截り・脚を截り・手脚を截り・耳を截り・鼻を截り・耳鼻を截り・指を截り・男根の頭を截り・眼を挑り出し鞭を得て好相を壞し・官罪に遭ひ・攣[八二]躄・失聲・[八三]內外瘻・身內曲・身外曲・身內外曲・睞眼・一臂偏長・一臂偏短・[八四]左手作・啞・聾・盲・乾痟病・癲狂・極老にして威儀なく、極醜にして衆僧を毀辱する者、是の如きの比は皆度するを得ず、若し已に度せんには「具足戒を受けたり」と名くるを得るも……』……上に說けるが如し。

諸比丘は吃人を度せり。佛言はく、「應に吃人を度して與に具足戒を受くべからず」。

復諸比丘あり、先に與に沙彌戒を受けずして便ち與に具足戒を受けぬ。復諸比丘あり、和尙を

【八二】攣躄。ゐざり。
【八三】內外瘻。頸の瘤、內外の腫物なり。
【八四】左手作。ひだりぎきなり。

しは死に、若しは外道と作り、若しは先の和尚に見え、若しは依止師にして「汝更に某甲に就いて依止を受けよ」と語げ、若しは依止師出界して宿を經、[七九]若しは聰明辯才にして滿五歲の明相出時に至れるとなり。是を八と爲し、皆依止を失するなり」。

爾の時諸比丘は沙彌等と與に安居施物を分ちしに、沙彌は便ち僧を敬せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に一比丘分を以て三沙彌に與ふべし」。沙彌は猶も恭敬せざりければ復以て佛に白すに、佛言はく、「應に之を罰すべし」。諸比丘は沙彌の師に問はずして便ち罰せしに、師は悅ばざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に其師に語ぐべし」。其師は非法を作して沙彌を助けぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「師は應に非法に沙彌を助くべからず」。復一沙彌あり、僧罰して共食を斷ちぬ。彼主人後に僧に食を請じ、諸比丘往いて次第に坐せるも主人は下食せざりき。諸比丘言はく、「日時已に至れるに何の故にか下食せざる」。答へて言はく、「僧集まるを須ちたまへ」。諸比丘言はく、「僧已に集まれり」。主人言はく、「我が供養する所の沙彌未だ至らず」。諸比丘言はく、「彼は來るを得じ」。問ふ、「何故なりや」。答ふ、「僧罰して食を與へざればなり」。主人言はく、「餘罰少からず、何ぞ共食を斷つに忍びん」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に食を斷つべからず、應に罰して地を掃き、糞を除き、石を擡き、經行處を治し、階道を作ら(しめ)て、是の如き等の種々を作して之を罰すべきなり」。

時に一比丘あり、[八〇]男根滅して女根生ぜり。諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、[八一]「應に即ちに此受戒を以てし、即ちに此請師を以てし、即ちに此年歲を以てして比丘尼住處に往いて比丘尼法に依りて住すべし。若し先に比丘尼戒に共ぜるを犯ぜんには應に比丘尼中に於て悔すべく、若し先に共ぜざる戒を犯ぜんには復悔せざるなり。比丘尼の根變ぜんにも亦是の如し」。一式叉摩那あり、根變じて云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、

【七九】本文には若滿五歲聰明辯才至明相出時とあり、今文を前後せり。明相出時に至りて滿五歲を成ずる故に此語あるなり。明相出は律部八、註(八の一一五)參照。

【八〇】轉男成女なり、巴利律になし。

【八一】本文に應即以此受戒即以此請師即以此年歲往比丘尼住處依比丘尼法住とあり。

禮し、次で上座を禮して房舍を索め、然して後依止を求むべく、[七六]作依止比丘は應に問ふべし、「汝の和尚・阿闍梨は是れ誰なりや。先には何處に住し何經を誦せる」。答若し如法ならんには應に與に依止と作るべく、若し如法ならざらんには應に語げて言ふべし、「汝は我を識らず、我は汝を識らざれば、汝可しく汝を識れる處に往いて依止を求むべし」。若し疑はんには應に語ぐべし、「小らく住まれ」。受依止人は應に小らく住まるべく、乃し六宿に至りて、之を觀じて意に合はんには應に依止を與ふべく、若し意に合はざらんには、應に語ぐること上の如くすべし。復病比丘あり依止を求めしに、彼比丘是念を作さく『佛は比丘に敎へたまへり、「應に是の如く是の如くに弟子を視るべし」と。今此人病むも我れ看ること能はず』。便ち依止を與へざりければ、病比丘は云何せんかを知らず是を以て佛に白すに、佛言はく、「今、病時には依止を受けざるを聽す、病差えんに然して後受けよ」。復看病比丘あり依止を求めしに、彼比丘語げて言はく『佛は比丘に敎へたまへり、「應に是の如く是の如くに和尚・阿闍梨を視るべし」と。汝今看病すれば汝に依止を與ふるを得ず』。看病比丘は依止を得ざりければ慚愧し、便ち病を捨てゝ去いて依止を求めしに、病人は看る者あることなくして或は更に增劇し或は命過せるありき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「今、看病比丘は依止を受けざるを聽す、病人差ゆるを須ちて然して後受けよ」。

復諸比丘あり意に稱ふて道を行じ道果を得るの處に於て依止を求めしに、諸比丘與へざりければ便ち道果を失せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し是れ意に稱ふて道を行じ道果を得るの處に於て、人の、與に依止と作る者なきには、彼衆中の上座若しは上座等に於て、[七七]心に依止を生じ、敬すること師法の如くして住するを聽す」。時に諸比丘は、阿闍梨にして或は喪し、或は罷道し、或は遠行し、或は外道と作り、或は界外に出でたるに、依止を失せりや不やを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『[七八]依止を失するに八種あり、若しは依止師遠行し、若しは罷道し、若

【七六】作依止比丘。依止師と作る比丘。

【七七】心に依止を生じとは、心念に依止師の想をなすなり。

【七八】依止失。依止師たることの消滅(nissayapaṭippassaddhi)なり。巴利律には六種失とせり。

る」。答へて言さく、「我れ住處を避けて彼衆に入らざりければ、是故に識らざるなり」。又問ひたまはく、「汝何の故にか住處を避けたる」。答へて言さく、「佛は依止を受けざるを聽したまはず、若し依止を受けざらんに……乃至、僧坊内の水を飲むをも聽したまはざれば是故に之を避けぬ」。佛種々に彼比丘を訶責したまはく、『汝の所作非法なり、應に[七二]「受依止」の爲の故に住處を避くべからず』。訶し已りて諸比丘に告げたまはく、『若し「受依止」の爲に住處を避けんに突吉羅なり』。

復諸比丘あり、道行に在りて僧坊を見て便ち入りて依止を受けんとせるに、(或は)諸比丘の坐禪せるに値ひ、或は相瞋るに遇ひ、受くるを得ずして此を以て伴を失し、或は依止を受け已りて即ちに去れり。諸比丘問ふらく、「汝何の故に依止を受け已るに即ちに去るや」。答へて言はく、[七三]「世尊は受依止の爲に住處を避くるを聽したまはざれば、我れ今僧の住止處を見ながら過ぎて依止を受けざるを敢へてせず、復伴に應ひ及ばんとて是を以て便ち去らんとするなり」。彼れ伴を失せる者は道中にて賊に遇ひければ、諸の長老比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「今より一宿ならんには依止を受けざるを聽す」。一宿するを得たりと雖猶ほ諸難ありき。復以て佛に白すに、佛言はく、「今より依止を受けずして乃し六宿に至るを聽す」。復諸比丘あり、六宿を過ぐるも依止を受けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「六宿を過ぐるを聽さず、過ぎんには突吉羅なり」。

時に諸比丘は趣ち人の與に依止と作り、亦趣ち人に依止せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆應に爾るべからず、應に長老の如法比丘にして善く能く教誡する者に依止すべし。若し[七四]受依止人にして餘處に移らんと欲せんには、應に先に和尚・阿闍梨に問ふべく、彼に[七五]可依止人あるを知りて然して後可しく往か(しむ)べきなり。諸弟子あり、行く時に臨んで和尚・阿闍梨に辭せり。佛言はく、「行く時に臨みて辭するを聽さず、要らず先んずること二三日にして師に白し、師は應に所往處(及び)可依止人ありやを籌量して乃し去るを聽すべきなり」。彼住處に到らば應に先に塔を

【七二】本文に不應爲受依止故避住處とあり、新譯に不ㇾ應ㇾ爲ニ受ニ依止一故避ニ住處一と訓點を施せるも、今は不ㇾ應ㇾ爲ニ受依止一故避ニ住處ㇳと讀むべきなり。今特に「受依止」とせるは文意を誤まらざらんが爲なり。受依止とは「依止を受けねばならぬといふ事の煩はしさ」を意味するなり。

【七三】本文に世尊不聽爲受依止避住處我今見僧住止處不敢不過受依止復應及伴是以便去とあり。

【七四】受依止人。依止弟子なり。

【七五】可依止人。依止師たりうる人。

や、和尚・阿闍梨は是誰とか爲す」。答へて言はく、「我自ら頭を剃りて法服を著せり、和尚・受戒年月あることなし」。諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「[六八]若し自ら頭を剃りて自ら比丘と稱せんに、我が法中に於ては生ぜざれば應に與に出家して具足戒を受くべからず、若し已に具足戒を授けんには應に滅擯すべし」。

爾の時跋難陀の弟子尼揵比丘は昔に道を罷めたる者、後に復來りて出家を求めければ諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「[六九]內法を捨せる外道人は我が法中に於ては生ぜざれば、應に與に出家して具足戒を受くべからず、若し已に具足戒を受けんには應に滅擯すべし」。

爾の時[七〇]孫陀羅難陀跋耆子は捨戒せずして婬法を行じ、彼れ後に自ら所犯を說けり。諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、『若し自ら[七一]邊罪を犯ぜりと說かんには我が法中に於て生ぜざれば、應に與に具足戒を受くべからず、若し已に具足戒を受けんには應に滅擯すべし。受戒時には應に問ふべきなり、「汝先に出家せし(時)梵行を淨修せりや不や」と』。

爾の時諸比丘は依止を受けずして住せしに、人の教誡するなく、愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸の長老比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に依止を受くべきなり、若し一宿せんにも依止を受けざらんには、……乃至、僧坊內の水を飲むをも聽さず、若し飲まんには突吉羅なり。佛既に依止を受けざるを聽したまはざりければ、便ち敢へて復僧坊內に住せざりき。時に一比丘あり住止處を避けて往いて佛所に到り、頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、佛問ひたまはく、「汝何の方より來れる」。答へて言さく、「某方より來れり」。又問ひたまはく、「彼住處の第一上座・第二上座・第三上座を誰とか爲す」。答へて言さく、「識らず」。又問ひたまはく、「彼の左右住處の上座は復是誰なりや」。答へて(言さく)、「亦識らず」。又問ひたまはく、「汝何の故にか識らざ

【六八】僧祇律の自出家に相當す、律部十、註(一三の五一)參照。

【六九】僧祇律の越濟人、四分律の壞內外道に相當す、律部十、註(一三の五〇)參照。

【七〇】孫陀羅難陀跋耆子。跋耆族より出家せる孫陀羅難陀の意なり、律部十三、註(一の八五)跋耆邑比丘參照。前註(四九)の難陀とは相違す。

【七一】邊罪。捨戒せずして婬法を行ぜるものは、滅擯して再出家を許さゞるなり。此人は佛海邊外の人にして、重ねて淨戒海に入るに堪へざる犯罪なる故に邊罪といふ。

べし』。爾の時　[六二]善自在龍王は生老病死を厭うて念ずらく、「……出家せんと欲す」。……化して一摩納と作り……乃至……諸比丘は度して與に具足戒を受けぬ……亦上の如し。龍法として二時に變形すること能はず、行欲時と睡眠時となり。後に於て眠熟せしに、身一屋に滿ちて喘息の聲雷震の如くなりければ、諸比丘の坐禪を妨げ皆出でて往視せり。彼れ人聲を聞いて便ち覺め、還た比丘形と作りて結跏趺坐せり。喚びて戸を開かしむるに彼即ち戸を開きければ、諸比丘問ふらく、「汝は是れ誰なりや」。答へて言はく、「我は是れ沙門釋子なり」。又語ぐらく、「汝、妄語すること莫れ」。彼の化比丘便ち實を以て答ふるに、諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに佛言はく、「畜生は我が法中に於ては生ぜざれば、應に與に出家して具足戒を受くべからず、若し已に具足戒を受けんには應に滅擯すべし。今より授戒せんとして相識らざらんには、應に七日試み看るべし」。

爾の時諸比丘は　[六三]黄門を度して與に具足戒を受けしに、便ち諸の沙彌及び　[六四]守園人を呼びて共に不淨行を作し、外に出でて人を見んにも亦是の如くせり。諸の白衣は見て譏訶して言はく、「沙門釋子は諸の黄門を度せり、必らず當に共に不淨事を作すべけん、此輩は可度(者)と不可度(者)となきなり……乃至……『……若し已に具足戒を受けんには應に滅擯すべし……』、亦上に說けるが如し……具足戒を受けん時は應に先に問ふべし、「汝は是れ　[六五]丈夫なりや不や」と。[六六]二根も亦是の如し』。

爾の時一家あり非人の爲に害せられ唯家主一人のみ在りて是念を作さく、「我れ今窮餓せり、當に何の方を作してか性命を救全すべき。彼の沙門釋子は多く衣食疾病醫藥を得れば、我今當に自ら頭を剃り袈裟を著して家中に住し、恒に僧坊に往いて　[六七]次を案じて食すべし」。念じ已るに即ち自ら頭を剃りて比丘と作り、比丘住處に往いて食を覓め、諸比丘禮せんに皆受け亦諸比丘を禮しければ、諸比丘問ふらく、「汝、何の故に他を禮し復他の禮を受くるや、汝幾歲たりや、何の時受戒せり

【六二】善自在龍王。四分律(縮・列五・二七左)に善現龍王とせり。巴利律に名を出さず。

【六三】黄門。律部八、註(一一八四)參照。

【六四】守園人(ārāmika)。律部八、註(六の二〇三)園民の下參照。

【六五】丈夫。律部十、註(一三の四四)男子なりやの下參照。

【六六】二根。律部十、註(一三の六二)參照。

【六七】本文に當下自剃レ頭著二袈裟一恒往二僧坊一案レ次食上とあり、次を案ずとは夏數の順位に從うてとの意なり。

爾の時[56]調達は惡心にて[57]佛身より血を出しければ、諸比丘は云何が待遇せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「惡心にて佛身より血を出さんに、我が法中に於ては復生ぜざれば、應に與に出家して具足戒を受くべからず。若し已に具足戒を受けんには應に滅擯すべし」。調達、[58]破僧せるに……「……應に與に出家して（具足戒を受く）べからず……」、……、亦是の如し。

爾の時佛は拘薩羅國に遊びたまひ、大比丘僧千二百五十人と俱に漸々に遊行して[59]黑闇河の邊に到り娑羅林下に止まりたまふに、一比丘あり坐より起ち偏袒右肩して右膝を地に著け合掌して佛に白して言さく、「世尊、此の娑羅林は是れ衆多比丘尼の梵行を破せる處なり」。佛問ひたまはく、「汝云何がして知れる」。答へて言さく、「我れ時に此に在りき」。又問ひたまはく、「汝、比丘尼の梵行を破せりや」。答へて言さく、「是の如し」。佛、諸比丘に告げたまはく、[60]「比丘尼を婬せる人は我が法中に於ては復生ぜざれば、應に與に出家して具足戒を受くべからず。若し已に具足戒を受けんには應に滅擯すべし」。

爾の時一[61]阿修羅の子の生老病死を厭へるありて是念を作さく、「沙門釋子は等しく正法を行じて梵行を淨修せり、我當に彼に於て出家して諸の苦源を盡すべし」。念じ已るに化して人形と作りて僧坊に往いて出家を求め、諸比丘は卽ち與に具足戒を受けしに、一人分食、乃至、七人分食を食するも猶ほ故ほ飽かず、復僧の殘食を食せるも亦復足せざりき。時に王舍城に二居士あり、日を同じくして各五百僧を請ぜり。諸比丘は同じく一家に往き、唯化比丘のみ獨一處に至りしに、須臾にして五百人分を食し盡せり。諸の居士譏訶して言はく、「云何が諸比丘は非人を度せる」。彼比丘は人の知れるを覺り已るに、忽ち便ち本に還れり。諸の長老比丘聞いて是を以て佛に白すに、佛言はく、「我法中に於ては非人は生ぜざれば、應に與に出家して具足戒を與ふべからず、若し已に具足戒を受けんには應に滅擯すべく、具足戒を受くる時は應に「汝は是れ非人なりや不や」と問ふ

【五六】調達。律部八、註（七の一一）參照。

【五七】出佛身血（lohituppādaka）。律部十、註（一三の五五）參照。

【五八】破僧（saṃghabhedaka）。

【五九】黑闇河。四分律（縮・列五・二七右）にも黑闇河とせり。十誦・僧祇・巴利の諸律に此名を出さず。

【六〇】壞比丘尼淨行（Bhikkhunīdūsaka）なり、律部十、註（一三の四八）參照。

【六一】阿修羅。非人類、八部衆の一なり。律部八、註（一の一七〇・一五八）參照。

驅ふに至れる者を度するを聽さん」。　諸比丘は既にして二小兒を度し已るに、恒に食上の烏を驅はしめて［五三］正食を與へざりき。　諸居士見て（譏訶して言はく）「此の諸の沙門は常に平等に食を施さんことを讃歎せるに、而も今二小兒を度しては但烏を驅はしめて正食を與へず」。　諸の長老比丘聞いて是を以て佛に白すに、佛言はく、「上座所得の食分の如くに亦應に此を以て沙彌に與ふべく、驅烏の小兒にも亦應に等與すべきなり」。

爾の時一摩納ありて母を害し、罪の重きを思惟して常に悔懼ありしも、云何がして此罪を滅するを得んかを知らずして念言すらく、「沙門釋子は等しく正法を行じて梵行を淨修せり、我れ若し彼に於て出家せんに罪應に微輕なるべし」。　便ち僧坊に到りて諸比丘に白さく、「我が與に出家して具足戒を受けたまはんことを」。　諸比丘は摩納に問ふらく、「汝は外道にして佛法を敬信せざるに、今何の故にか中に於て出家せんと欲せる」。　便ち實を以て答ふるに、諸比丘は云何せんかを知らず是を以て佛に白すに、佛言はく、［五四］「父母を害せる人は我法中に於ては復生ぜざれば、應に與に出家して具足戒を受くべからず、若し已に具足戒を受けんには應に滅擯すべし」。

爾の時阿練若賊あり、一の阿練若處に住せる［五五］比丘を殺せるに、是より已後心常に惱熱せること猶し熱灰もて自ら其身を炮くが如く、晝夜に苦痛して甯寧あることなかりければ是念を作さく、「沙門釋子は等しく正法を行じて梵行を淨修せり、我れ若し彼に於て出家せんに此熱惱を離るゝを得べけん」。　念じ已りて即ち僧坊に到りて出家を求めしに、諸比丘語げて言はく、「汝は是れ阿練若賊にして恒に人を殺し人の財物を奪はんと欲して憐愍心なきに、今何の故にか佛の法律中に於て出家せんと欲せる」。　便ち實を以て答ふるに、諸比丘は云何せんかを知らず是を以て佛に白すに、佛言はく、「彼比丘は是れ阿羅漢なりければ、此人は我法中に於ては復生ぜず、應に與に出家して具足戒を受くべからず。　若し已に具足戒を受けんには應に滅擯すべし。」

【五三】正食。律部十一、註（三六の一〇四）蒲闍尼食の下、及び律部十三、註（七の一一三）の下參照。

【五四】殺父(pitughātaka)・殺母(mātughātaka)。

【五五】殺阿羅漢(arahantaghātaka)。

に淨飯王は佛已に羅睺羅を度したまへりと聞いて便ち大に懊惱し、出でて佛所に詣り佛に白して言さく、「佛昔に出家したまひし(時)には尙ほ[四九]難陀ありければ、我をして今の如くに懊惱せしむること能はざりき。難陀已に復出家しては餘情寄する所は唯此子に在りしに、今復出家して家國の大計永く爲に斷絕せり、未だ情を忘るゝこと能はざれば何ぞ能く自ら忍ばん」。王又己推して佛に白して言さく、『子孫の愛は骨髓に徹過せり、如何が諸比丘は人子を誘竊して、度して道を爲め(しめ)たる。願はくは佛、今より諸比丘に「父母聽さゞるには道を爲め(しむ)るを得ず」と勅したまはんことを』。佛、王の爲に種々に妙法を說いて、示敎利喜したまひ已るに辭退して宮に還れり。卽ち是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、[五〇]「父母聽さゞるに汝等は實に度して與に具足戒を受けしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より父母聽さゞるには度するを得ず」、……亦上に說けるが如し。

爾の時王舍城に[五一]大富長者あり、佛法を信樂して常に比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷に飯食せしに、後に非人の爲に害せられて唯二小兒のみ在り、遂に大貧窮して恒に殘食を拾へり。二兒先に數諸比丘を見たるが故に、遙かに比丘を見ては便ち走りて往趣し、爲に衣鉢を捉りて比丘の膝上に坐せんとせり。諸比丘は衣鉢を汚さんを恐れて趣ち避けて遠く去るに、諸居士見て譏訶して言はく、「此家先に富めるには一切沙門は日として往かざるはなかりしに、今孤窮を見ては便ち捨てゝ遠く避くること、恩養を知らず唯食のみ是れ親ならんとは、沙門の行なく、沙門の法を破れり」。諸の長老比丘聞いて種々に訶責し、是を以て佛に白すに、佛、諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて阿難に問ひたまはく、「彼二小兒は已に幾歲たりや、食上に於て烏を驅ふことを能くするや未や」。答へて言さく、「已に能くす、大なるは八歲、小なるは七歲なり」。佛、諸比丘に告げたまはく、「今より小兒にして乃し能く[五二]烏を

【四九】難陀。孫陀羅難陀(Sundarananda)なり、律部九、註(一八の二八)參照。

【五〇】此處に此間を出せるは不自然なり、これ五分律部主の不用意といふべし。

【五一】四分律(縮・列五・二六右)・巴利律(mv.1, 51, 1)には阿難の檀越なりとせり。

【五二】食上の烏を驅ふ者(kākuttepaka)とは、これ驅烏沙彌にして、十五歲未滿の少年出家に名く。四分律は十二歲未滿の者とせり。

睺羅の母は羅睺羅を將ゐて高樓上に在りしに、遙かに佛の來りたまへるを見て語げて言はく、「汝、彼沙門を見るや不や」。答へて言はく、「見る」。又語げて言はく、「彼は是れ汝が父なり、可しく往いて父の餘財を索むべし」。佛既にして宮に入り中庭の露地に於て坐したまふに、羅睺羅馳せ下りて佛に趣き頭面に禮足して佛影の中に立ちて白して言さく、「是影甚だ樂し、願はくは佛よ、我に父が餘財を與へたまはんことを」。佛語げて言はく、「汝審に得んと欲するや不や」。答へて言さく、「得んと欲す」。佛便ち將ゐて所住に還りて舍利弗に告げたまはく、「汝可しく之を度すべし」。舍利弗、佛に白さく、『世尊は先に「二沙彌を畜ふるを得ず」と制したまへり、我に已に【四四】周那あれば復度するを得ず』。佛言はく、『今、汝等の如くに能く教誡せん者には二沙彌を畜ふるを聽す。應に是の如くして度を作すべし。先に【四五】優婆塞の三歸法を授けんに教へて言はしめよ、「我は某甲なり、佛に歸依し、法に歸依し、比丘僧に歸依す」。是の如く三說せんに復教へて言はしめよ、「我は某甲なり、佛に歸依し已り、法に歸依し已り、比丘僧に歸依し已りぬ」。亦三說せ(しめ)よ、「我は是れ【四六】佛・婆伽婆の優婆塞なり」。復應に教へて言はしむべし、「我は某甲なり、【四七】盡壽に殺生せじ、盡壽に盜まじ、盡壽に邪婬せじ、盡壽に妄語せじ、盡壽に飲酒せじ」。復應に教へて言はしむべし、「我は某甲なり、佛に歸依し、法に歸依し、比丘僧に歸依す」と。是の如く三說せんに(復應に教へて言はしむべし)、「我れ今釋迦牟尼如來・應供・等正覺の所に於て出家して沙彌と作らん、和尚は某甲なり」。卽ち應に語げて言ふべし、【四八】「盡壽に殺生せじ是れ沙彌戒なり、盡壽に盜まじ是れ沙彌戒なり、盡壽に婬せじ是れ沙彌戒なり、盡壽に妄語せじ是れ沙彌戒なり、盡壽に飲酒せじ是れ沙彌戒なり、盡壽に歌舞して倡伎樂を作さず往いて觀聽せじ是れ沙彌戒なり、盡壽に華を著けず香を身に塗らじ是れ沙彌戒なり、盡壽に高大の牀上に坐臥せじ是れ沙彌戒なり、盡壽に金・銀及び錢を受畜せじ是れ沙彌戒なり、盡壽に時を過ぎて食せじ是れ沙彌戒なり」。是を沙彌の十戒と爲す』。時

【四四】周那(Cunda)。出曜經第九卷(大正藏4,658 b)に純頭とし、年八歲にして六神通を具へたりとせり。巴利律(mv.1,55,1)には、舍利弗に一少年を送り來りし時、舍利弗は「我に已に羅睺羅沙彌あれば此少年を畜ふるを得ず」と思念せりとあり。五分律の記と相違せるを見るべし。

【四五】優婆塞三歸法。四分律・巴利律には羅睺羅出家作法に於て優婆塞三歸法なるものを記さず。これ五分律にては先に優婆塞の性を成ぜしめ、次で沙彌の性を成ぜしめんとの意圖に出でたるもの、四分・巴利成立以後の編纂なること推知し得べし。

【四六】婆伽婆(Bhagavā)。涅なる、至幸なる、尊崇すべき人卽ち世尊なり。

【四七】優婆塞五戒。律部九、註(一九の一二)參照。

【四八】沙彌十戒。律部九、註(一九の一一)參照。十戒順位については、四分、巴利・五分の三律皆相違せり。

に我兵を度し盡すべけん」。王卽ち嚴制を立つらく、[三五]「若し復[三六]官人を度する者あらんに、當に其和尙の肋骨を折り、其[三七]阿闍梨の舌を截り、[三八]餘僧には[三九]重生革沙鞭八下を與へて國界より驅出すべし」。諸の長老比丘聞いて種々に訶責し、是を以て佛に白すに、佛、諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に屬官人を度すべからず」……亦上に說けるが如し。

[四〇] 爾の時諸比丘は王舍城に長住せしに、諸の居士譏訶して言はく、「外道尙ほ時に隨うて移止することを知れるに、沙門釋子は一處に樂著して四時に動かざること、世人と何ぞ異らん」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛、阿難に告げたまはく、『汝可しく諸比丘に宣語すべし、「如來今當に南方に遊行すべければ、若し從はんと欲せんには意に任せて同じく去れ」と』。阿難は敎を受けて遍く此旨を宣べしに、諸比丘中の一歲より九歲に至れる聰明慚愧にして學戒せんと欲する者ありて是念を作さく、「若し我が和尙・阿闍梨にして去らんには當に從ふべく、去らざらんには則ち止めん。何を以ての故に、我が若きは此に依止を請じつゝ彼にても當に復請ずべく、則ち多事多務にして行道を妨廢すればなり」。佛既にして發行したまふに從ふ者甚だ少く、佛、少比丘と與に南方に遊行して漸漸に王舍城に還りたまへり。佛は是事を以て比丘僧を集めて阿難に問うて言はく、「我に從うて南行せる比丘は、何ぞ以て太だ少かりし」。阿難具に事を以て答ふるに、佛種々に少欲知足を讃じ戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、「五法を成就せんに依止を離るゝを得ん。（五法とは）戒成就・定成就・慧成就・解脫成就・解脫知見成就なり」、……皆人に戒を授くるを得る中に說けるが如し。

爾の時世尊は[四一]釋迦國に在せしに、諸比丘は父母の聽さゞる所の人を度し、……諸居士譏訶せること上の如し。後に於て世尊は晨朝に衣を著し鉢を持して[四二]淨飯王宮に到りたまへり。時に[四三]羅

【三五】此罰法は四分律十誦律・有部律に出さず、僧祇律・巴利律に出づ、律部十、註(二四の三)參照。

【三六】官人。王兵(rājabhata)なり。

【三七】阿闍梨。受戒時の羯磨師と敎授師となり。

【三八】餘僧。受戒時の七證明師なり。

【三九】重生革沙鞭八下。重生革沙は明かならず、或は兩重の粗き生革にて八度鞭を與ふる意なるか。

【四〇】十誦律(縮・張四・三三左)・巴利律(mv.1,53,1—5)には、此緣により五年の依止を制したまへりとなす。

【四一】釋迦國。釋迦族の國にて(Sakkesu)との意なり。巴利律(mv.1,54,1)參照。四分律(縮・列五・二五左)に釋翅搜とあるに相應す。

【四二】淨飯王宮。Suddhodanassa Sakkassa nivesana (釋氏淨飯王の住處)。

【四三】羅睺羅(Rāhula)。律部八、註(三の一八七)羅睺羅大會處の下參照。

戒を受けたまはんことを」。諸比丘卽ち與に出家して具足戒を受けしに、耆域は爲に治すること七日にして都べて差え、復王宮人を治するを得ず宮人病みて已にして死せる者ありき。彼長者は既にして差えて卽ち便ち還俗せしに、耆域見て問うて言はく、「汝已に出家せるに何ぞ以て〔三三〕罷道せる」。答へて言はく、「我れ本出家の意なかりしも、汝、我が爲に病を治するを肯んぜざりしを以ての故に權りに出家せるのみ、病既に已に差えたれば是故に俗に還れるなり」。是に於て耆域は往いて佛所に到り、具に以て佛に白さく、「王若し此を知らんに我を罪せんこと少からじ、願はくは佛、諸比丘をして應に重病人を度すべからざらしめたまはんことを」。佛は耆域の爲に種々に妙法を說きて所住に還らしめて、佛、諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に重病人を度せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に重病人を度すべからず」……亦上に說けるが如し。

爾の時諸比丘は屬官人を度せり。後に王舍城に入りて乞食せしに、諸居士は見て譏訶して言はく、「云何が沙門釋子は屬官人を度せる、此輩には可度(者)と不可度者と無し、沙門の行なく沙門の法を破れり」。又、〔三四〕阿闍世王に一健將あり、力千人に當りければ時人號して千人力士と曰ひ、世苦を厭惡して是念を作さく、「諸の沙門釋子は等しく正法を行ぜり、我當に彼に往いて出家して以て苦源を盡すべし」。卽ち僧坊に到りて度せんことを求めしに、諸比丘は卽ち便ち之を度せり。王後に軍を出さんと欲して此人を見ざりければ卽ち所屬に問ふに、所屬は王に白さく、「所在を知らず」。王便ち令して曰はく、「若し軍集まりて至らざらんには、當に軍法を以て之を罪すべし」。軍集まるの日に至り復問ふらく、「彼人來りしや未だしや」。答へて言さく、「未だ來らず」。王言はく、「步軍に此人なきには、猶し象軍に第一象なきが如くなり」。軍甲既にして解くるに、方に沙門釋子の度して出家せしめたるを聞いて、王便ち瞋りて言はく、「是の如くんば久しからずして沙門は當

【三三】罷道。還俗(vibbhamati)するなり。

【三四】阿闍世王。律部八、註(一の一七一・一九二)、律部十、註(三二の八二)、及び律部十三、註(三の七五)參照。四分律(縮・列五・二七右)には波斯匿王とし、巴利・僧祇は頻毗娑羅王とす。

念を作さく、「沙門釋子は諸の供養・疾病醫藥多ければ、我今便ち可しく兒を將ゐて出家して具足戒を受くべし」。念じ已るに往いて僧坊に到りて諸比丘に白さく、「我が與に出家して具足戒を受けたまはんことを」。諸比丘便ち與に出家して具足戒を受けたるに、城に入りて乞食するに一手に兒を抱へ一手に鉢を擎げければ、諸の白衣は見て譏訶して言はく、「此の沙門釋子は梵行を修せざるなり」。或は言ふあり、『當に是れ未だ出家せざりし時に此兒ありしのみ。但、諸比丘は何んが(長)大するを待ちて然して後に之を度せずして、乃し此人をして兒を抱へて乞食せしめたる。誰か此を「梵行を破せり」と謂はざらん』。諸の長老比丘は聞いて是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に小兒を(抱へたるを)度すべからず」。

爾の時摩竭國人は[三一]七種の重病を得て擧身に惡瘡・癰・白癩・半身枯・鬼著・赤斑・脂出(あり)、此の諸病を治せんには、唯[三二]耆域のみありて餘に能くする者なかりしも、而も瓶沙王に令ありて耆域に勅して言はく、「汝當に我が宮內及び比丘・比丘尼の病を治すべし、餘人を治するを得ざれ」。是に由りて諸の病人は皆出家して具足戒を受けんことを求め、諸比丘は皆與に出家して具足戒を受けしに、爲に藥草を索め和合煮擣し、多事多務にして行道を妨廢せり。諸の白衣は見て譏訶して言はく、「此諸沙門は醫の如く醫の弟子の如くなり、常に湯藥を合はせて重病人を度せり、復可度(者)と不可度者となし、沙門の行なく沙門の法を破れり」。復一長者あり頓に七種の重病を得て往いて耆域に語ぐらく、「我が爲に之を治せよ」。答へて言はく、「汝豈に聞かざらんや、王に令あるを」。長者復言はく、「密に我が爲に治せよ、當に汝に百千金錢を雇ゆべし」。之に答ふること初の如くなりしに、長者復二百三百四百五百千金錢を加へ、乃し家と財物とを合せ及び妻子に於て悉く奴婢と爲すに至りしも、答亦初の如くなりき。彼長者は復是念を作さく、「此の如くすとも果さゞらんには唯當に出家して具足戒を受くべきのみ」。便ち僧坊に往いて諸比丘に白さく、「我が與に出家して具足

【三一】七種重病。四分律(縮・列五・二四左)には癩・癰・白癩・乾痟・顛狂の五種病とし、巴利律(mv. I, 39, 1)にも五種病として kuttha(癩)・ganda(癰)・kilāsa(乾癩)・sosa(肺病)・apamāra(癲癇)とせり。五分律の惡瘡・癰・白癩は四分・巴利の次第の如し。半身枯は四分律の乾痟病即ち肺病に相當すと見るべきか。次の鬼著も顛狂と同種なりと解し得べし。赤斑・脂出は明かならず。

【三二】耆域。律部八、註(五の一二四)耆舊童子の下、及び律部十、註(二四の九・一二)參照。

て言はく、「此人先に我が是の如き是の如きの親里を殺し我が財物を劫へり」。 言ふあり、「應に捉へて官に付ふべし」。……乃至、諸比丘に告げたまはく、「應に度すべからず」、……亦上に説けるが如し。 復諸賊あり惡業を作すを厭ひ、出家して具足戒を受けんことを求めしに、諸比丘は云何せんかを知らざりき。 是を以て佛に白すに、佛言はく、「人の識らざる處に將ゐ至りて與に出家して具足戒を受くるを聽す」。

爾の時一人あり邑里の患ふる所たりければ、王に白さく、「願はくは王よ、之に勅して復惡を作すこと勿ら(しめ)たまはんことを」。王言はく、「汝等將來せよ、我れ汝(等)の爲に殺さん」。彼人之を聞いて卽ち便ち叛走し、遍く求めて得ざりければ復以て王に白すに、王卽ち與に勅して令すらく、「若し得るあらんには卽ちに之を殺すを聽す」。 彼人復聞いて是念を作さく、「我今何に於てか性命を全うすることを得べき、唯、沙門釋子の道中のみ乃し濟ふべきあるのみ」。 便ち僧坊に到りて出家を求めしに、諸比丘は卽ちに之を度せり。 後に王舍城に入りて乞食せしに、諸人見て便ち捉へて殺さんと欲せり。 或は人ありて言はく、「既に已に出家せるは便ち是れ已に死せるなり、復殺すを須ゐざれ」。 或は復言ふあり、「此人已に無畏城に入れり、……」……乃至……諸比丘に告げたまはく、「應に……度すべからず……」と、亦上に説けるが如し。

爾の時跋難陀に二沙彌あり、一は[三〇]騫荼と名け二は摩竭陀と名け、更互に婬を行ぜり。 諸の長老比丘聞いて是を以て佛に白すに、佛は跋難陀に問ひたまはく、「汝實に二沙彌を畜へたりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。 佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に二沙彌を畜ふべからず、畜へんには突吉羅なり」。

爾の時一家あり非人の爲に害せられて唯父子二人のみありき。 父是念を作さく、「我家喪破せり、恐らくは殃未だ已まざらん、且又飢窮せり、當に何の處に於てか斯患を免るゝを得べき」。 復是

【三〇】 騫荼・摩竭陀。四分律(縮・列五・二六左)に騫那・摩佉とし、巴利律(mv.I, 52, 1)には Kaṇḍaka, Mahaka とせり。十誦律(縮・張四・三四右)には卑陀・摩佉とせり。

して與に具足戒を受くべからず、度し及び具足戒を授けん時皆應に先に問ふべし、『汝債を負へりや不や」と。若し「負はず」と言はんには、應に度すべく應に受くべきなり。若し「負へり」と言はんに、應に度すべからず應に受くべからず、若しは度し若しは受けんに皆突吉羅、若し問はざらんにも亦是の如し。[二五]奴を度せんにも亦是の如し』。

爾の時一小兒あり、父母は師に就いて書及び諸の技術を學ばしめしに、彼師は兼ぬるに餘作せしめ又數杖を與へければ、便ち師を捨てゝ歸るに、父母卽ちに遣はして師所に還らしめぬ。便ち是念を作さく、『師は既に我を苦しめ、我が父母は復念惜せず、我今何許に於てか此患を脫るゝを得べき、唯當に出家して具足戒を受くべし』。念じ已るに卽ち僧坊に往きて諸比丘に白さく、『我が與に出家して具足戒を受けたまはんことを』。諸比丘卽ち便ち之を度せり。彼師既にして失して其父母に問ふに、父母言はく、『我卽ちに還らしめたり、何ぞ以て至らざりし』。是に於て父母及び師は四出して追覓し、僧坊に到りて諸比丘に問ふに、諸比丘は皆「見ず」と言ひ、唯師のみ默然して住しければ得ずして歸れり。此兒後に王舍城に入りて乞食せしに、師見て譏訶して言はく、『沙門釋子は常に「應に妄語すべからず」と說けるに、如何が我が作人を度しつゝ而も「見ず」と云へる』。諸の長老比丘聞いて種々に訶責し、是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に他の作人を度すべからず、……亦上に說けるが如し……今より若し人を度せんには、應に房々に僧を禮し自ら名字を稱して僧をして盡く識らしむべし』。

爾の時舍衞城の[二六]十七群童子は二十に滿たざりしに、[二七]畢陵伽婆蹉は與に具足戒を受け、飢に堪忍せずして喚呼して食を求めぬ、……[二八]戒緣中に說けるが如し……』……與に具足戒を受けん時は應に「年滿二十なりや不や」と問ふべきなり』。

爾の時諸比丘は[二九]阿練若賊を度して與に具足戒を受け、後に王舍城に入りて乞食せしに諸居士見

【二五】　奴(dāsa)。

【二六】　十七群童子。律部九、註(一四の一四一)十六群比丘の下參照。四分律(縮・列五・二四右)に最大なるは年十七、最小なるは年十二とあり。此中、優波離に關する記は四分律と巴利律と符合す。五分律は未滿二十受具戒緣中に出せり。

【二七】　畢陵伽婆蹉。律部十三、註(八の一三三)參照。

【二八】　律部十三、註(八の一三〇)未滿二十受具戒の本文なり。

【二九】　阿練若賊。阿練若(araññaka)は人里を遠離せる閑寂の處。今は阿練若に住する賊と解するよりも、阿練若住の比丘を襲ふ賊、卽ち八月賊を意味するものと考へらる。律部十三、註(五の二七)參照。

先に外道なりしも此の法律中に於て出家して具足戒を受けんと欲し、今僧に從うて四月日別住法を乞へり。僧は今四月日別住法を與へて、若し僧意に合はんには當に與に出家して具足戒を受けんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲は先に外道なりしも此の法律中に於て出家して具足戒を受けんと欲し、今僧に從うて四月日別住法を乞へり。僧は今四月日別住法を與へて、若し[19]僧意に合はんには當に與に出家して具足戒を受けんとす。誰し諸の長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。僧已に某甲外道に四月日別住法を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり默然するが故に、是事是の如くに持つ」と。「僧意に合はず」とは、若しは早く聚落に入りて暮に際して乃し歸り、若しは數[20]寡婦・[21]婬女・[22]年長の童女家に往き數與に共語して色欲を求むるの種々方便を作し、若しは本事へし所の外道を毀呰するを聞いて瞋恚を懷き、三寶を讃歎するを聞いては喜ばず樂しまず、比丘の威儀を樂しまず、佛經を誦習するを樂しまず、教誡を受くるを樂しまざらんに、是を「僧意に合はず」と名く。若し此なきには名けて「合ふ」と爲し、應に與に出家して具足戒を受くべきなり』。

爾の時諸比丘は[23]負債人を度して與に具足戒を受け、具足戒を受け已りて王舍城に入りて乞食せしに、債主見て語げて言はく、「汝は我に債を負へるに、誰ぞ汝が出家を聽せるは」。言ふあり、「應に衣鉢を奪取して、捉へて以て官に付ふべし」。或は言ふあり、『已に[24]無畏城に入れり、應に放して去らしむべし。何を以ての故に、瓶沙王に令あればなり、「若し國內にて比丘・比丘尼を毀辱する者あらんに當に重罪を與ふべし」と』。債主便ち譏訶して言はく、「此の諸の沙門には可度(者)と不可度者とあることなし、云何が負債人を度せる、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸の長老比丘聞いて種々に訶責し、是を以て佛に白すに、佛、諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『應に負債人を度

【一九】僧意に合ふとは、四月別住中、如法にして僧伽を輕賤せず、本所屬の外道を誹謗すとも忌嫌せず、不應行の所に行かざらんに、僧をして滿足し喜ばしむる(ārādhaka)に至るをいふ。

【二〇】寡婦(Vidhavā)。

【二一】婬女(Vesiyā)。

【二二】年長童女 (thūlakumārikā)。年たけたる、即ち欲熾盛なる處女。

【二三】負債人(irāyika)。

【二四】無畏城。怖畏を逃れたる境界、出家生活なり。

に應に人に具足戒を授くべきなり。(十法とは)(1)重罪を知り、(2)輕罪を知り、(3)麁罪を知り、(4)非麁罪を知り、(5)[八]有餘罪を知り、(6)[九]無餘罪を知り、(7)[一〇]有羯磨罪を知り、(8)[一一]無羯磨罪を知り、(9)罪の因縁を知り、(10)滿十歲若しは過十歲なるとなり。又五法を成就せんに應に人に具足戒を授くべきなり。(五法とは)、能く弟子に增戒學・增心學・增慧學・所行審諦・繋念在前とを教ふるなり。又五法を成就せんに、……三法は上の如くにして…聰明と辯才となり。又五法を成就せんに……戒成就・定成就・慧成就・解脱成就・解脱知見成就となり。又五法を成就せんに……自ら戒に住し他をして戒に住せしめ、自ら定に住し他をして定に住せしめ、自ら慧に住し他をして慧に住せしめ、自ら解脱に住し他をして解脱に住せしめ、自ら解脱知見に住し他をして解脱知見に住せしむるとなり。又五法を成就せんに……[一二]無學戒衆・[一三]無學定衆・[一四]無學慧衆・[一五]無學解脱衆・[一六]無學解脱知見衆を成就するとなり。又五法を成就せんに……能く弟子に增上戒・增上梵行を教へ、犯と不犯とを知り、悔過と未悔過とを知り、滿十歲若しは過十歲ならんに、應に人に具足戒を授くべきなり。沙彌を度し、人の爲に依止と作らんにも亦是の如し」。

一出家外道あり僧坊に來り到りて諸比丘に語げて言はく、「大德、我が與に出家して具足戒を受けられんことを」。諸比丘は云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に先に與に[一七]四月日別住白二羯磨を作して之を試み、若し諸比丘の意に合はんには然して後與に出家して具足戒を受くべし。羯磨の法は應に外道をして革屣を脱し偏袒右肩して一々に僧足を禮し、胡跪合掌して白言せしむべし、「大德僧聽きたまへ、我は某甲なり、先に外道なりしも今此の[一八]法律中にて出家せんことを求め、僧に從うて四月日別住を乞はんとす。願はくは僧よ、憐愍の故に我が與に別住法を作し、若し諸比丘の意に合はんには然して後我が與に出家して具足戒を受けたまはんことを」。是の如く三たび乞はんに、應に一知法の比丘は白言すべし、「大德僧聽きたまへ、此の某甲は

【八】有餘罪。比丘の資格の未だ餘(ノコリ)ある罪、即ち僧殘罪なり。

【九】無餘罪。比丘たる資格消失して餘(ノコリ)なき罪、即ち波羅夷罪なり。

【一〇】有羯磨罪。羯磨を加すべき罪、即ち驅出羯磨・下意羯磨等の如きを云ふなるべし。

【一一】無羯磨罪。羯磨を加する必要なき罪、尼薩耆波逸提・突吉羅罪等の如きを云ふならんか。

【一二】無學戒衆。無學戒蘊(asekhasīlakkhandha)なり。

【一三】無學定衆。無學定蘊(asekha samādhikkhandha)なり。

【一四】無學慧衆。無學慧蘊(asekha paññākkhandha)なり。

【一五】無學解脱衆。無學解脱蘊(asekha vimuttikkhandha)なり。

【一六】無學解脱知見衆。無學解脱知見蘊(asekha vimuttiñāṇadassanakkhandha)なり。

【一七】四月日別住白二羯磨。律部十、註(二四の一三―一八)參照。

【一八】法律(dhammavinaya)。法と律との中にてと解すべきが如きも、今は單に如來の教の下にと解すべきなり。

欲を受けざる」。

尼犍は此偈を聞き已るに報を加ふること能はず、便ち善心を生じて佛法に於て出家學道せんと欲せり。 時に[五]跋難陀は彼の衆中に在りて色貌姝長にして舍利弗は形容短小なりければ、彼れ是念を作さく、「此短小の比丘すら才智斯の如し、而も況んや堂堂たる者をや」。 便ち跋難陀の所に往いて白して言さく、「我が與に出家して具足戒を受けたまはんことを」。 跋難陀即ち便ち之を度せり。舍利弗は論議竟りて往いて佛所に到り、頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、佛問うて言はく、「汝何の故にか尼犍と與に七日論議せる」。 具に事を以て答ふるに、佛讃じて言はく、「善い哉善い哉、舍利弗、汝は憐愍する所多く利益する所多かりき」。 彼の尼犍比丘は跋難陀に經律を問ふに、悉く答ふること能はざりければ便ち佛法を輕賤し、「諸比丘は都べて知る所なし」と謂ひて還外道に復せり。 諸の長老比丘問うて訶責して言はく、「云何が比丘にして十歳たりながら而も法を知らず、弟子の爲に疑を解くこと能はずして還外道に復せしめたる」。 是を以て佛に白すに、佛は跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。 答へて言さく、「實に爾り、世尊」。 佛、上の如く訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、「若し自ら法を知らざるに人の與に出家して具足戒を受けんには突吉羅なり。

若し比丘、十法を成就せんに人に具足戒を授くるを得ん。(十法とは)(1)戒を成就し、(2)威儀を成就して小罪をも畏愼し、(3)多聞能く佛所説の法を持ち、(4)善く二部律を誦して其義を分別し、(5)能く弟子に[六]增戒學・增心學・增慧學を敎へ、(6)能く弟子の疑を除き亦能く人をして其疑を除かしめ、(7)能く弟子の病を治し亦能く人をして其病を治せしめ、(8)若し弟子にして惡邪見を生ぜんに能く敎へて捨てしめ亦能く人をして敎へしめて捨てしめ、(9)若し弟子に[七]國土覺起らんに能く其意を迴らし亦能く人をして之を廻らしめ、(10)若しは滿十歳若しは過十歳なるとなり。 又十法を成就せん

【五】 跋難陀(Upananda)。

【六】 增戒學・增心學・增慧學。律部八、註(二の四六―四八)參照。

【七】 國土覺。明かならず。四分律(縮・列五・二三右)に若弟子不レ樂ニ住處一方便當レ移ニ異處一とあるに相當するか、或は巴利律(mv.1, 36,10)に……Uppannaṃ anabhiratiṃ vūpakāsetuṃ vā vūpakāsāpetuṃ vā, uppannaṃ kukkuccaṃ dhammato vinodetuṃ vā vinodāpetuṃ vā…(不樂の心の起れるを自ら遠ざけ、他をして遠ざけしめ、追悔の念の起れるを法によりて自ら取拂ひ、又他をして取拂はしめ…)とあるに相當すべし。不樂の心とは出家を樂まず、追悔とは在俗時の鄉國の樂しさを追懷して出家せるを後悔するなり。

卷の第十七 彌沙塞

第三分の初、受戒法(下)

佛、王舍城に在しき。爾の時[一]裸形外道あり極大聰明にして摩竭國人之を知者・見者と謂へるが僧坊に來至して言はく、「沙門釋子よ、誰か敢へて我と共に論議する者ぞ」。時に諸比丘は諸禪に遊戲して論議を共にせず亦共語せざりき。舍利弗是念を作さく、『彼は此語を作せり「若し人の論議を共にする者なからんには必ず佛法を毀辱せん」と。我今寧ろ可しく與に論議を共にすべし』。復念ずらく「此の[二]尼揵は摩竭國人の宗敬する所たり、若し我れ一句義を以て問うて通ずること能はざらんには、必らず名聞を失して大法に歸せざれば、今當に之と與に七日論議すべし」。念じ已りて語げて言はく、「我當に汝と與に七日論議せん」。時に王舍城の長者・居士・沙門・婆羅門は咸共に議して言はく、「沙門釋子舍利弗は第二師たるに尼揵第一師と與に七日論議を期せり、當に共に往いて聽くべし」。期至りて一日より六日に至るまで、餘事を論說して皆[三]結舌せしめ、第七日に至りて舍利弗は「欲は思と想とより生ず」と說けるに、尼揵子は「欲は對より起る」と說けり。時に舍利弗は而ち偈を說いて言はく、

[四]「世間諸欲の本は　皆思と想とより生ず　世間欲本に住して　而して染著心あり」。

尼揵即ち偈を以て難ずらく、

「欲若し思と想とより生じて　而して染著あらんには　比丘は惡覺觀せんに　便ち已に梵行を失せん」。

舍利弗復偈を以て答ふらく、

「欲は思と想との生に非ずして　對よりして起らんには　汝が師、衆色を見つゝ　云何が

【一】裸形外道(acelaka)。無衣外道なり。四分律(縮・列五・二三右)には布薩と名くとせり。巴利律に此說話を出さず。

【二】尼揵(nigaṇṭha)。外道出家の總名なるも特に裸形塗炭等の離繋の苦行を修する故に總名を取りて別名とす。即ち裸形外道なり。

【三】結舌。論議に負けて口を杜ぐなり。

【四】四分律に此偈なし。

の如くに憍慢なるを、我等應に共住すべからず」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に盡く禮すべきなり、若し禮せざらんには突吉羅なり」。復諸比丘あり或は壁障を隔てゝ禮し、或は遥かに禮し、或は臥しつゝ口に[三二]和南と言ひ、或は直に手を擧げ、或は小しく低頭せり。諸の長老比丘は種々に訶責し、是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に是の如きの禮を作すべからず、應に一心に恭敬して革屣を脱し、偏袒右肩し兩膝を地に著け接足して禮すべきなり」。比丘あり、一々に諸比丘を禮して便ち伴を失せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「但、師のみを禮し、餘人を總禮して去るべし」。

爾の時[三三]優波斯那比丘は二歳なりしに一歳弟子を將ゐて佛所に到り、頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、弟子後に次で佛を禮して衣嚢を佛の膝上に墮せり。佛、優波斯那に問ひたまはく、「此は是れ誰が弟子なる」。答へて言さく、「是れ我弟子なり」。佛問ひたまはく、「汝は幾歳なりや」。答へて言さく、「我は二歳なり」。又問ひたまはく、「弟子は幾歳たりや」。答へて言さく、「一歳たり」。佛種々に訶責したまはく、「汝が所作は非法なり、云何が自ら未だ乳を離れざるに、而も便ち人に乳せる」。訶し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に一歳……乃至、九歳にして人に具足戒を授くべからず、[三四]十歳にして如法ならんに然して後授くるを得ん。若し未だ十歳に滿たず、及び如法ならずして人に具足戒を授けんには突吉羅なり。九歳なりとも猶ほ應に他に依止すべきなり」と。

五分律巻第十六

【三二】和南(vandana)。梵音なり、稽首し敬禮するの義。

【三三】優波斯那比丘(Upasena Vaṅgantaputta)。四分律(縮・列五・十八右)には婆先とす。優波斯那婆檀提子の晋略、舍利弗の弟なり。

【三四】十歳にして如法ならんにとは、法臘十歳若しは十歳以上にして聰明にして智能あるもの(vyattena bhikkhunā paṭibalena dasavassena vā atirekadasavassena vā……)との意なり。

此五事なからんに應に爲に不共語法を作すべからず」。諸比丘あり既に弟子の與に不共語法を作しつゝ還復共語共住しければ、弟子は倍更に憍慢せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に不共語を作し竟らんに復還共語すべからず。[一六]我れ彼をして依止を失せしむるを欲せざるが故に不共語を作し、調伏休息して泥洹に向は(しめ)んが爲の故に不共語法を作せるなれば、若し還共語せんには突吉羅なり」。復諸比丘あり弟子の爲に不共語法を作せるに、餘比丘輒ち與に共語し、弟子此を以て倍師を慢れり。是を以て佛に白すに、[一七]佛言はく、「應に他にして、弟子の與に不共語法を作せる(者)而も共語すべからず」。佛既にして他人に與に共語するを聽したまはざりければ、便ち此事を以て還俗し或は外道と作りぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し彼をして師に悔過せしめんと欲せんには共語するを得るを聽さん」。時に師あり弟子の與に不共語を作せるに、弟子は悔過を肯んぜざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に悔過せざるべからず、應に是の如くに悔過を作すべきなり。(卽ち)偏袒右肩し右膝を地に著け兩手を以て師足を捧げ、極めて自ら卑下して白して言さく、[一八]「我は小なり、我は癡なりき、後に敢へて復作さじ」と』。爾の時師あり弟子の悔過を受けざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し還慚・愧・敬・愛・供養あらんには、應に悔過を受けざるべからず。悔過を受けんには罪則ち除滅せん」。

爾の時復諸師ありて弟子の犯戒・不犯戒を知らず、悔過・不悔過を知らず、弟子の犯戒を見るも教訶せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「師は應に弟子の犯戒不犯戒・悔過不悔過を知り、犯戒を見ては應に教訶すべきなり。若し知らず、教訶せざらんには突吉羅なり」。

爾の時、[一九]常住比丘は[二〇]來去比丘を禮せず、來去比丘も亦常住比丘を禮せず、常住比丘も亦相禮せざりき。一比丘あり一住處に到りしに諸比丘を禮せざりき。諸比丘問うて言はく、「何處よりか來れる」。答へて言はく、「某處より來れり」。諸比丘言はく、「當に知るべし、汝が住處の諸比丘は皆此

【一六】本文に我不欲令彼失依止故作不共語爲調伏休息向泥洹故作不共語法若還共語突吉羅とあり。不欲令を宋・元・明・宮本には不爲令とし、聖本には不令令とせり。今改めず。

【一七】本文に佛言不應他與弟子作不共語法而共語とあり。文少しく補へり。

【一八】「我は小なり」とは、「我れ知る所なかりき」との意なり。律部十三、註(一の一四三)「汝小なり」の下參照。

【一九】常住比丘とは、舊住比丘(āvāsikabhikkhū)なり。

【二〇】來去比丘とは、客來比丘(āgantukabhikkhū)なり。

乃至、我當に尊が教誡を受くべし」と、上の如きの語を作さんに、是を「依止を受くろを成ず」と名く』。爾の時諸比丘は便ち壁障を隔てゝ依止を受け、或は恭敬せず、頭を覆ひ、肩を覆ひ、革屣を著し、坐臥して依止を受けぬ。諸の長老比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に偏袒右肩し革屣を脫し、胡跪合掌して面前にて「我は某甲なり、今尊に依止せんことを求む、……乃至、我當に尊が教誡を受くべし」と、上の如きの語を作すべし』。

爾の時六群比丘は和倚・阿闍梨を敬せず、戒を敬せざりければ、諸餘の比丘も亦効ふ者ありき。諸の長老比丘は是を以て佛に白すに、佛は六群及び諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責したまはく、「汝等愚癡なり、云何が師を敬せず戒を敬せざる」。訶し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より諸比丘にして若し和倚・阿闍梨を敬せず戒を敬せざらんには突吉羅なり」。諸比丘にして猶ほ敬せざる者ありき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に一二五不共語法を作すべし」。諸比丘は便ち與に盡形壽に不共語法を作して亦相見えず、或は所住を驅出し、亦癡比丘・無罪比丘の與に不共語法を作し、復其罪を語げずして不共語法を作せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に盡壽に、和倚・阿闍梨を敬せざる者の與に不共語法を作すべからず、癡人・無罪人に與に不共語法を作すべからず、亦其罪を語げずして不共語法を作すべからず。不共語に五種あり、一には「汝、我と共に語ること莫れ」と語言し、二には「汝所作ありとも我に白すること莫れ」と(語言し)、三には「我房に入ること莫れ」と(語言し)、四には「我衣鉢を捉り及び我れ衆事を作すを助くること莫れ」と(語言し)、五には「來りて我に見ゆること莫れ」と(語言するなり)』。諸比丘は便ち小事を以て不共語法を作せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に小事を以て不共語法を作すべからず、若し弟子にして五事を成就せんに師は應に與に不共語法を作すべきなり。師に於て慚なく・愧なく・敬せず・愛せず・供養せざるを、是を五事と爲し、

【一二五】不共語法。律部八、註(七の四九)不語羯磨及び律部十、註(二四の九四・九五)參照。今は本律第三十卷五百結集に於ける、闡陀比丘が衆僧を觸惱せるにより梵檀罰(brahmadaṇḍa)を加して不共語を作し敎授訓誨せざることを宣示せるに相當すべし。但し闡陀の場合には僧伽全體の決議により此羯磨を加するも、今は和倚・阿闍梨が單獨に反省せしめん爲に弟子に對し此方法を以てするなり。

病壞心人・被擧人・滅擯人・異處住人・別住人・行摩那埵人・行本日治人・應出罪人・自言人・多人語人[一三]・諸羯磨人[一四]に依止せり。是を以て佛に白すに、佛言はく「上の如き諸人に依止することを聽さず、唯、如法比丘に依止するを聽す。此中、依止を乞ふことを成ずるあり、依止を乞ふことを成ぜざるあり、依止を與ふることを成ずるあり、依止を與ふることを成ぜざるあり、依止を受くることを成ずるあり、依止を受くることを成ぜざるあり。「依止を乞ふことを成ぜず」とは、若し比丘、比丘尼に從うて依止を乞ひ、若しは、式叉摩那・沙彌・沙彌尼……乃至、諸羯磨人に從うて依止を乞はんに、是を「依止を乞ふことを成ぜず」と名く。若し如法比丘に從うて依止を乞ふとも而も「我は某甲たり、今尊に依止せんことを求む、尊我が爲に依止と作りたまはんことを、我れ尊に依止して住せん、尊當に我を教誡せらるべし、我當に尊が教誡を受くべし」と是語を作さゞらんに、是亦「依止を乞ふことを成ぜず」と名く。「依止を乞ふことを成ず」とは、如法比丘に從うて上の如きの乞を作すを、是を「依止を乞ふことを成ず」と名く。「依止を與ふることを成ぜず」とは、若し比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼……乃至、諸羯磨人にして比丘に依止を與へんに、是を「依止を與ふることを成ぜず」と名く。若し如法比丘に於て如法に乞ひ竟るとも、彼れ語げて「汝、放逸なる莫れ」と言はざらんに、是亦「依止を與ふることを成ぜず」と名く。「依止を與ふることを成ず」とは、如法比丘に於て如法に乞ひ竟り、彼れ「汝、放逸なる莫れ」と言はんに、是を「依止を與ふることを成ず」と名く。「依止を受くることを成ぜず」とは、若し比丘、比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼……乃至、諸羯磨人に從うて依止を受けんに、皆「依止を受けたり」と名けず。若し如法比丘に於て「我は某甲たり、今尊に依止せんことを求む、……乃至、我當に教誡を受くべし」と、上の如きの語を作さゞらんに、亦依止を受くることを成ぜず。是を「依止を受くることを成ぜず」と名く。「依止を受くることを成ず」とは、如法比丘に於て「我は某甲なり、今尊に依止せんことを求む、……

【一三】多人語人。多數決によりて犯罪せりと裁斷せられたる人。
【一四】諸羯磨人。訶責・驅出等の羯磨を加へられたる人。

老病死・憂悲苦惱を厭ひ苦源を盡さんと欲するが故に、此中に於て等しく正法を行じて廣く梵行を修せんとせるなり」。彼女復言はく、「若し汝が語の如くんば交會する期なけん、今可しく我と共に最後の行欲を作すべし」。即ち共に之を行じて暮に際して乃し還るに、諸比丘問ふらく、「汝何の故にか後に住まれる」。彼れ實を以て答ふるに諸比丘は便ち驅出して言はく、「汝出で去れ、汝滅し去れ、比丘法の中にて若し此事を行ぜんには沙門に非ず釋種子に非じ」。彼比丘聞きて悶絶して地に墮れ是言を作さく、「若し受戒の時我に語げたらんには、正しく命を失せしめんとも豈に當に此を犯すべけんや」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「具足戒を受け竟らんに便ち應に爲に十二法(即ち)【一〇】四墮法・【一一】四喩法・四依法を說くべし」。

爾の時佛未だ諸比丘に阿闍梨あることを聽したまはざりければ、諸比丘は和尙喪して和尙・阿闍梨なきを以ての故に、上下衣を披著するに如法ならず……乃至、食時に亂語せり、……皆上に說けるが如し。諸の長老比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「今より十利を以ての故に、諸比丘に阿闍梨あることを聽さん。阿闍梨は自然に心を生じて弟子を視ること兒の如く、弟子は自然に心を生じて阿闍梨を視ること父の如く、……」と、事々和尙の中に說けるが如し。佛既に阿闍梨あるを聽したまへるも、幾種の阿闍梨あるかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「【一二】五種阿闍梨あり、出家阿闍梨・教授阿闍梨・羯磨阿闍梨・受經阿闍梨・依止阿闍梨たり」。諸比丘は云何が是れ出家(阿闍梨)……乃至、依止阿闍梨なるかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「始に度して沙彌戒を受くるを是を出家阿闍梨と名け、具足戒を受くる時威儀法を教ふるを是を教授阿闍梨と名け、具足戒を受くる時爲に羯磨を作すを是を羯磨阿闍梨と名け、經を受け、……乃至、一日誦せんにも是を受經阿闍梨と名け、……乃至、依止して住すること一宿ならんにも是を依止阿闍梨と名く」。佛既にして依止阿闍梨あることを聽したまふに、便ち比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼・狂心・亂心・

【一〇】四墮法(cattāri akaraṇīyāni)。婬・盜・殺・妄の四重禁は比丘として作すべからざる法にして、若し此を犯ぜんに比丘たるの資格を失し、且つ墮獄の因なる故に四墮法といふ。

【一一】四喩法。死人と針鼻の缺けたると多羅樹心を斷てると割れたる石とに喩へて四墮法を誡めたまへるなり。巴利律文(mv. 78,2—5)には斷頭と枯葉と破石と多羅樹心を斷ちたるとに喩へて、五分四分の針鼻缺に相當するものなし。四分律(縮・列五・三十右)には截頭・多羅樹心・針鼻缺・破石の四種にして、各律次第相違せり。又、五分律自體に於ても四喩順次相違せり、律部十三、註(一の一一三)の本文の如きは針鼻缺・命斷・石破・多羅樹心斷とせり。

【一二】五種阿闍梨。

を持して乞食すべし」。答へて言はく、「大德、我れ乞食を畏るゝが故に佛法中に於て出家せしなり」。而も今云何ぞ我をして乞食せしむるや」。諸の長老比丘呵責すらく、「云何が不能乞食人を度せる」。是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に此人を度すべからず、度せんには突吉羅なり。若し人を度せん時は應に先に問ふべきなり、「汝、何等の爲にか出家せる」。若し[一〇六]「飲食の爲の故に」と言はんに應に度すべからず。若し「善法を求めて生老病死・憂悲苦惱を厭はんが爲に」と言はんには、此れ應に度すべきなり。若し具足戒を授けん時、應に先に爲に[一〇七]四依を說くべきなり。糞掃衣に依ると、乞食に依ると、樹下坐に依ると、殘棄藥に依るとにして、「盡壽に此の四事に依ることを能くするや不や」と(問ひ)、若し「能くす」と言はんに應に爲に授くべく、若し「能くせず」と言はんに應に爲に授くべからず』。大長者婆羅門あり世間を厭患して是念を作さく、「沙門釋子は等しく正法を行じて廣く梵行を修すれば、彼に於て出家せんに[一〇八]苦際を盡すを得ん」。念じ已りて卽ちに僧坊に至り、出家して具足戒を受けんことを求めぬ。諸比丘言はく、「如來應供等正覺は四依を說きたまへり、汝若し盡壽に此に依ることを能くせんに當に汝が爲に出家して具足戒を授くべし」。婆羅門言はく、「云何が四依と爲す」。諸比丘卽ち爲に說くに、婆羅門言はく、「此四依は世の薄賤する所、我等は此に依ること能はず」。復言はく、「若し大德先に我が爲に具足戒を授けて然して後說きたらんには、我れ已むことを獲ずして或は之を行ずることを能くせしならんに」。是に於て還歸せしに諸比丘念言すらく、「佛若し我等に具足戒を受け已りて然して後に爲に四依を說くことを聽したまひしならんには、此人をして佛法に於て退かしめざりしならんに」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「具足戒を受け已りて然して後に四依を說くことを聽さん」。

[一〇九]爾の時諸比丘は具足戒を受け已りて前に在りて還歸せしに、新受戒人は後に於て昔に私通せる婬女を見ぬ。婬女言はく、「汝、生活すること能はざるが故に道に入れりや」。答へて言はく、「我れ生

【一〇六】飲食の爲の故に。胃の爲の故に、糊口の爲の故に(udarassa kāraṇā)の意。

【一〇七】四依(cattāro nissayā)。糞掃衣(paṃsukūlacīvara)・乞食(piṇḍiyālopabhojana=摶食)・樹下坐(rukkhamūlasenāsana)・殘棄藥(pūtimuttabhesajja=藥用としての牛の小便)。

【一〇八】苦際。苦の源なり。

【一〇九】此因緣は巴利律(mv I, 78, 1)に出でたり。

丘は白二羯磨すべし、「……上に說けるが如し……」。戒壇を結し已らば更に僧坊界を結するなり。應に一比丘は四方界相を唱へ、又[一〇三]除內地を唱へ、更に一比丘は白すべきなり、「大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は四方界相及び除內地を唱へぬ。今僧は大界を結作して共に住し共に布薩し共に施を得んとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ。白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲比丘は四方界相及び除內地を唱へぬ。今僧は大界を結作して共に住し共に布薩し共に施を得んとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、若し忍ぜざらんには說きたまへ。僧は已に某甲比丘が四方界相及び內除地を唱へたるを僧の大界と作して、共に住し共に布薩し共に施を得んことを結し竟んぬ。僧は忍じたまへり默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。

爾の時一[一〇四]外道摩納あり正法中に於て出家して具足戒を受けんと欲して、舍利弗の所に到りて白して白さく、「我に出家を與へ具足戒を受けたまはんことを」。舍利弗は爲に受けざりき。是の如くして遍く五百の比丘所に至りしに皆與に受けざりければ、便ち啼哭して還歸せり。佛は天眼を以て觀見したまひて、舍利弗に問うて言はく、「此摩納は何の故にか啼哭して歸れる。」具に事を以て答へしに、又問ひたまはく、「此人曾て一善言もて諸比丘に向へることありしや不や」。答へて言さく、「有りき」。又問ひたまはく、「何の善言かありし」。答へて言さく、『我先に乞食せしに此人我を讚じて言はく、「此沙門釋子は善好有德なれば應に食を與ふべし」と』。佛言はく、「此恩應に報ずべし、汝可しく之を度すべし」。舍利弗は敎を受けて卽ち與に具足戒を受けぬ。復一外道摩納あり薄福にして乞食するも得ること能はざりければ是念を作さく、「沙門釋子は乞食せんに得易く、病瘦醫藥は人の樂與する所なり、我今寧ろ可しく彼に就りて出家して具足戒を受くべし」。念じ已りて便ち僧坊に至り諸比丘に白して言さく、「我に出家を與へ具足戒を受けよ」。諸比丘は卽ち與に具足戒を授けしに、薄福の故に遇[一〇五]僧次請食斷ぜり。諸比丘語げて言はく、「汝可しく衣を著し鉢

【一〇三】除內地。本文に又唱除內地とあり。これ空地を除いて大界內相を唱ふるなり。詳細は律部八、註(八の一三〇)內界・外界・內外界・中間界の下參照。

【一〇四】外道摩納。摩納は靑年婆羅門の義、前註(一六の一二〇)那羅摩納の下參照。巴利律(mv. 1,28,1)には此緣を出して白四羯磨授戒を規定したまへりと爲す。

【一〇五】僧次請食。律部九、註(一三の三四)參照。巴利律文(mv. 1,30,2)には、bhattapatipāti (秩序して續ける飮食供養)とせり。

座に語げて言はく、「爲に羯磨を作したまへ」。答へて言はく、「我れ羯磨を誦するを(得)ず」。……乃至、下座も亦是の如くにして、爲に受戒するを得ざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「皆應に羯磨を誦すべし、若し十歳已後にして誦せざらんには突吉羅なり」。諸比丘は二の受戒せんと欲する人を將ゐて受戒處に至り、爲に受戒せんと欲せしに、二人先を諍ひ、爲に受くるを得ざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「先に受戒處に到れる者に應に先に受戒を與ふべく、若し二人俱に到らんば年大なる者に應に先に受を與ふべし。若し同年ならんには和尙の大なる者に應に先に受を與ふべし。若し和尙復同じからんに、應に一時に羯磨して先に名を稱せる者に先に受くべく、三人ならんにも亦是の如し」。優波離、佛に問ふらく、「餘事も亦三人に羯磨するを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。又問ふらく、「四人の與に羯磨を作すを得るや不や」。佛言はく、「一切、四人に羯磨するを得ず」。

諸比丘は受戒せんと欲する人を將ゐて受戒處に至り、爲に受戒せんと欲して賊に遇うて剝がれ、殆く死なんとして還りければ、諸比丘は是念を作さく、「若し世尊、我等に僧坊內に於て受戒壇を立つるを聽したまはんには此難に遭はざらん」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「[一〇二]今、僧坊內に於て白二羯磨して受戒場を結作することを聽さん。應に先に白二羯磨して僧坊界を捨すべきなり。一知法の比丘は唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此の一住處にて僧は共に住し共に布薩し共に施を得たり。先に此界を結せるも今解せんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の一住處にて、僧は共に住し共に布薩し共に施を得たり。先に此界を結せるも今解せんとす。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、若し忍ぜざらんには說きたまへ。僧は已に先の所結の界を解し竟んぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」。僧坊界を解し已らんに、然して後に戒場を結するなり。應に一比丘は戒壇の四方相を唱へ、更に一比

參照。
【九九】戒壇結作法。
【一〇〇】戒壇。戒場なり、律部九、註(一六の一九九・一九の一三六)參照。
【一〇一】解戒場羯磨文。
【一〇二】有場大界結作法。僧坊內に戒壇を結作せんには、先に結せる僧坊界を解き、夫より戒壇を結作し、次で空地を置きて再び僧坊界を結するなり。これを戒場を有する大界といふ。即ち有場大界といふ。

時に六群比丘は某和尙・阿闍梨と和合せざりければ、便ち受戒人の與に難を作せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「受戒人にして若し難なからんに、應に生難を爲すべからず、若し生難を爲さんには突吉羅なり。復諸比丘あり小似片事を以て强ひて受戒人の與に難を作して、或は「瘖に似たり」と言ひ、或は「跛に似たり」と言ひ、其短小なるを見ては便ち「未滿二十なり」と言ひ、或は「父母未だ出家を聽さゞるに似たり」と言へり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に小似片を以て受戒人の與に難を作すべからず、若し難を作さんに突吉羅なり」。諸比丘は猶ほ爲に難を作せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し和尙・阿闍梨の意に合はんには應に受戒を與ふべし」。復諸比丘あり、界内に於て[九七]別衆授戒を作せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に界外に出でて白二羯磨して[九八]小界を作して授戒すべし。[九九]先に應に一比丘は四方の界相を唱へて、一比丘は白すべきなり、「大德僧聽きたまへ、某甲比丘所唱の界相の如くに、今僧は[一〇〇]戒壇を結作して共に住し共に布薩し共に施を得ん。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、某甲比丘所唱の界相の如くに、今僧は戒壇を結作して共に住し共に布薩し共に施を得ん。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、若し忍ぜざらんには說きたまへ。僧は已に某甲比丘所唱の界相を戒壇と作し、共に住し共に布薩し共に施を得んことを結し竟んぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。諸比丘は既にして戒場を結せるに、捨せずして去れり。是を以て佛に白すに、佛言はく、[一〇一]『應に白二羯磨して界を捨して去るべきなり。一比丘白せよ、「大德僧聽きたまへ、此の結界の處、僧は今是界を捨せん。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の結界の處、僧は今是界を捨せん。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、若し忍ぜざらんには說きたまへ。僧は已に是界を捨し竟んぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。時に諸比丘は受戒せんと欲する人を將ゐて受戒處に至り上

あり能ある(羯磨に堪能なる)比丘によりて(vyattena bhikkhunā patibalena)との意なり。

【九〇】上座・上座等。上座は、律部八、註(二の九六)參照。上座等とは、その夏數及び德行に於て上座に等しき長老の意、律部十三、註(六の一一)同和尙阿闍梨の下參照。

【九一】非人。律部八、註(一の一七〇)參照。

【九二】白衣。律部八、註(一の一九五)參照。

【九三】滅擯人。律部十三、註(八の七五)參照。

【九四】被擧人。罪を摘發して比丘の資格を停止する羯磨を加せられたる人。

【九五】自言人。律部十三、註(三の三二)自言擯の下參照。

【九六】不同見人。見即ち考へを同じくせざる人即ち惡見・邪見を懷ける人をいふ。

【九七】別衆授戒。同一結界地内の僧盡集せず告知せずして、十師別衆して授戒するなり。

【九八】小界。これ次の文に照合するに無場大界に於ての戒壇を結作する作法なり。大界と戒壇との間には空地ある故に界外となり、異界にて衆法行事をなさんに別衆授戒を免るゝなり。戒壇以外の小界は、律部八、註(八の七六―七九)

若しは[九〇]上座若しは上座等は僧中にて白言すべきたり、「大德僧聽きたまへ、此の某甲は具足戒を受けんと欲せり、某甲を和尚と爲して。僧は今某甲の與に具足戒を授けんとす、和尚は某甲なり。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、此の某甲は具足戒を受けんと欲せり、某甲を和尚と爲して。僧は今某甲の與に具足戒を授けんとす、和尚は某甲なり。誰し諸の長老にして忍ぜんには默然し、若し忍ぜざらんには說きたまへ。……第二第三も亦是の如くして……僧は已に和尚を某甲と爲して某甲に具足戒を授くることを忍じ竟んぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是事是の如くに持つ」と』。時に諸比丘は便ち四人……乃至、九人にて、一人……乃至、衆多人に具足戒を授けしに、諸の長老比丘は訶責せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「十衆にて具足戒を授くるを聽す」。諸比丘は便ち[九一]非人・[九二]白衣・[九三]滅擯人・[九四]被擧人・[九五]自言人・[九六]不同見人・狂人・散亂心人・病壞心人・比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼を以て、足して十衆と爲して具足戒を授けぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に如法比丘十人にて具足戒を授くべきなり」。諸比丘は眠人・醉人・狂人・散亂心人・病壞心人・異見人に具足戒を授けぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に眠人……乃至、異見人に具足戒を授くべからず、應に如法十比丘にて如法人に具足戒を授くべきなり」。諸比丘は眠人・醉人・狂人・散亂心人・病壞心人を以て和尚と爲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に此人を以て和尚と爲すべからず」。諸比丘は復二人……乃至、十人を以て和尚と爲せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に一人を以て和尚と爲すべし、應に二人……乃至、十人を以てすべからず」。諸人あり具足戒を受けんと欲せるも十如法比丘を集むるを得ること能はざりければ是念を作さく、「若し佛、我に布薩時・自恣時・僧自集時に具足戒を受くることを聽したまはんには是の如きの苦なけん」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「布薩時・自恣時・僧自集時に具足戒を受くることを聽す」。

四の五)參照。

【七九】別住。律部八、註(五の二九)波利婆沙の下參照。「別住を作し」とは、別住を與ふるに相當するものには(parivāsāraha)との意なり。次の摩那埵等も然り。

【八〇】摩那埵。律部八、註(五の二三)參照。

【八一】本日(mūlāya paṭikassanā)。再び初めに復歸せしむるなり。律部十三、註(六の四六)參照。

【八二】阿浮訶那。律部八、註(五の二五)出罪の下參照。

【八三】舍羅籌。籌(salākā)は舍羅の譯、梵漢並擧なり。律部九、註(一二の六六)籌の下、及び律部十一、註(三四の三)舍羅の下參照。

【八四】羯磨比丘。羯磨秉法の比丘なり。

【八五】訶責羯磨等。律部十三、註(六の三〇・三一・三二・三三・三四)參照。

【八六】隨病食・隨病藥。律部九、註(一七の五九・六〇)參照。

【八七】善來比丘授戒。佛が「善來、比丘よ」とのたまへるに、即ちに比丘の性を成ぜるを善來比丘授戒といへり。

【八八】白四羯磨。律部十三、註(一の八七)參照。

【八九】一知法比丘。一人の智

集僧して[八四]羯磨比丘を求むべく、若し爾らざらんには突吉羅なり。若し僧にして和尚の與に[八五]訶責羯磨・驅出羯磨・依止羯磨・擧罪羯磨・下意羯磨を作さんに、弟子は應に懃めて僧を求めて作すこと莫らしむべく、若し僧を求めざらんに突吉羅なり。若し僧にして必らず應に此の諸羯磨を作すべきには、弟子は應に違法なからんことを求むべく、若し求めざらんには突吉羅なり。若し和尚病まんに弟子は應に左右に扶侍すべし。若し和尚に物あらんに應に白して取りて[八六]隨病食・隨病藥に易ふべく、若し和尚に物なく自らに有らんには應に爲に易ふべし。若し復自らに無からんには、應に爲に索むべし。又應に朝暮に病和尚の爲に法を說くべく、和尚の病未だ差えざらんには遊行するを得ず、若し爾らざらんには突吉羅なり。若し弟子にして麁惡罪を犯ぜんに……乃至、病未だ差えざらんに、和尚看視せんこと亦應に是の如くすべきなり。

爾の時諸比丘は一語授戒して言はく、「汝、佛に歸依せよ」。又比丘あり二語授戒して言はく、「汝、佛に歸依し法に歸依せよ」。又比丘あり三語授戒して言はく、「汝、佛に歸依し法に歸依し僧に歸依せよ」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に一語・二語・三語授戒すべからず」。又比丘あり[八七]善來比丘授戒を作せるに、諸の長老比丘は訶責すらく、「汝云何が佛の如くに善來比丘授戒を作せる」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に善來比丘授戒を作すべからず」。

爾の時諸比丘は是念を作さく、「但、佛のみ比丘の與に授戒したまへり、我等も亦得るとせんや、若し得るとせんには應に云何が授くべき」。是を以て佛に白すに、佛言はく、『今、汝等に比丘の與に授戒せんことを聽さん、應に[八八]白四羯磨を作して授くべきなり。受戒せんと欲せんには偏露右肩し革屣を脫して僧を禮し、右膝を地に著けて是白を作すなり、「大德僧聽きたまへ、我は某甲なり、某甲和尚に從ふて具足戒を受けんとす。今僧に從ふて具足戒を受けんことを乞ふ、願はくは僧、我を濟度したまはんことを、慈愍の故に」。是の如く三たび白せんに、衆中應に[八九]一知法の比丘の

〻)とあるに相當す。念を前に立てゝとは、念を前に供へること、卽ち注意深く供ふるなり。本律後註(二〇の三二)の本文に委しく說けり。

【七一】諸根。眼耳鼻舌身等の諸の機關。善護すとは、此等の諸根を馳騁せしめずして制御し、守護し、閉塞せしむるなり。

【七二】四分、五分共に和尚法制定の緣にはこの病比丘を出せるも巴利律には此緣を出さず。

【七三】十利。律部十三、註(一の七八)の本文、及び律部八、註(一の五一)參照。

【七四】和尚法。

【七五】本文に我樂尊爲和尚依止尊爲和尚故得受具足戒とあるも、宋・元・明・宮本には我樂爲尊和尚依尊爲和尚故得受具足戒とあり。今三本及び宮本によりて文を改め、且つ四分律の我依大德受具足戒とある文意によりて刪をなせり。巴利律和尚請法には受具足戒に相當する文なし。

【七六】本文に請の字となすも宋・元・明・宮・聖本によりて僧の字に改む。

【七七】楊枝(dantakaṭṭha)。齒をつゝくもの。

【七八】麁惡罪。重罪(garud-hamma)にして、主として僧殘罪をいふ。律部九、註(一

如く、弟子は自然に心を生じて和尙を敬重すること父の如く、勤めて相致誡し更相に敬難せんに、則ち能く佛法を增廣して久住するを得せしめん」。

和尙を請ずる法は應に偏袒右肩し革屣を脫して胡跪し、兩手にて和尙の足を捧げて是言を作すべきなり、「我は某甲なり、今、尊に和尙たらんことを求む、尊よ、我が爲に和尙と作りたまはんことを。[七五]我れ尊を和上と爲し。尊を和尙と爲すに依りての故に具足戒を受くるを得んことを樂ふ」。是の如く三たび求めんに和尙は應に答へて言ふべし、「爾るべし、當に汝を教誡すべし、汝放逸なる莫れ」と。

弟子は應に和尙に承奉すべく、若し和尙に白せずして聚落に入らんには突吉羅なり。若し餘比丘と共に行かんと欲せんにも亦應に和尙に白すべく、若しは白せず、若しは聽さゞるに去らんには皆突吉羅なり。若し餘比丘の呼びて共に行かんにも亦是の如し。若し餘比丘に就いて衣鉢革屣の屬を取らんと欲せんにも亦應に白すべく、若しは白せず若しは聽さゞるに取らんには皆突吉羅なり。若し餘比丘に衣鉢を與へんと欲せんにも亦是の如し。若し餘比丘にして爲に衣鉢を擔ぎ及び爲に取らんと欲せんにも亦應に白すべく、若しは白せず若しは聽さゞるに輒ち作さんに皆突吉羅なり。若し餘比丘にして[七六]倩うて衣鉢を擔ぎ及び取らしめんにも亦是の如し。凡そ所作あらんに……乃至、頭を剃り若しは人の爲に剃らんにも皆應に白すべきなり、唯大小便と及び[七七]楊枝を用ふるとを除く。若し和尙にして[七八]麁惡罪を犯ぜんに、弟子は應に勸めて方便を作して速かに除滅せしむべく、若し方便を作さゞらんに突吉羅なり。若し僧にして應に和尙の與に[七九]別住を作し、若しは[八〇]摩那埵を行じ、若しは[八一]本日を行じ、若しは[八二]阿浮訶那を行ずべきには、弟子は應に勸めて方便を作して僧を求め、速かに與に別住……乃至、阿浮訶那を作さ(しむ)べく、若し勸めて作さゞらんには突吉羅なり。若し和尙の出罪の日には弟子は應に爲に掃灑して坐を敷き、[八三]舍羅籌を辦へ、

家主の子なる故にUpatissaと名けらるとせり(Jātaka 1,15)。

【六二】拘律陀(Kolita)。目連なり。Kolita村のMoggaliyaなる婆羅門女の子にて、コーリタと呼ばる。

【六三】頞鞞(Assaji)。五比丘の一人、前註(一五の一〇四)參照。

【六四】本文に何所法像衣服反常與有師宗可得聞乎とあり。法像は法象にして法も象もかたち、てほんの義なり。

【六五】四分律には師なる鄱若焼志も二百五十弟子と共に出家受戒すとせり、巴利律には鄱若耶は血を吐いて死せりとせり。

【六六】成濟。本文に成就とあり、宋・元本には成座とし、明・宮・聖本には成濟とせり。今改む。

【六七】こゝに四分・巴利兩律には更に偈を出せり。

【六八】十誦律受具足戒法は此を以て始まりて、四分・巴利・五分の如くに佛傳記事を出さゞるは注意すべし。

【六九】本文に不知淨不淨事とあり、如法・不如法の作法事なるべし。

【七〇】繫念在前。念を繫けて前に在きと訓ずべく、巴利文には parimukhaṃ satiṃ upaṭṭhapetvā (念を前に立て

二は拘律陀と名く。此二人は當に我弟子中に於て最上首と爲り、智慧無量・神足第一たるべし」。須臾にして來り到るに、佛爲に漸次に法を說きたまひて、布施・持戒・生天の論、……欲不淨を訶して出離を讚歎したまふに、即ちに坐上に於て漏盡意解し、皆前んで、佛に白さく、「願はくは出家して梵行を淨修するを得んことを」。佛言はく、「善來、比丘よ、我が法中に於て梵行を修行せよ、苦源を盡すを得ん」。……即ち(是を)出家して具足戒を受けたりと名く。

爾の時世尊は羅閱祇に遊びたまひ、鬱鞞羅迦葉兄弟及び千弟子、舍利弗・目犍連及び二百五十弟子は皆出家學道し、羅閱祇の諸の豪貴・族姓・長者・居士も亦皆出家しければ、大衆圍遶して彼國に集まり、而して爲に法を說きたまへり。[六七]

[六八]佛、王舍城に在しき。爾の時世尊は未だ諸比丘をして和尚・阿闍梨あらしめたまはざりき。和尚・阿闍梨なきが故に威儀に節を失ひ、上下衣を著するに皆如法ならず、[六九]淨不淨事を知らず、[七〇]繫念在前せず、[七一]諸根を善護せず、聚落に入り乞食しては不淨食を受け、自ら手づから食を取りて人より受けず、人、食を授くる時は彼が手中に就て抄撥して取り、手にて鉢縁を捻みて鉢を擎げて受けず、食時には高聲亂語せり。佛法を信樂せざる者は譏訶して言はく、「此の諸沙門は外道よりも甚し、威儀あることなく……乃至高聲亂語せり、沙門の行なく沙門の法を破れり、其の經過せざる所の處は皆善利を得ん」。復[七二]一病比丘あり瞻視者なかりければ此に由りて命過せり。諸の長老比丘聞いて種々に訶責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責して言はく、「汝等は云何が其心を散亂して行止坐臥に皆如法ならざる」。訶し已りて諸比丘に告げたまはく、「若し上下衣を披著すること如法ならざらんに、……乃至、食時に高聲亂語せんに皆突吉羅なり。今より[七三]十利を以ての故に諸比丘に[七四]和尚あるを聽さん。和尚は自然に心を生じて弟子を愛念すること兒の

---

hute aruñjin ti(我れ寂靜の道跡を見るに、繫縛を離れ、汚穢なく、欲有にとらはるゝなく、世の變異より自由に、自ら正智に達せり。夫によりて實に供犧と祭祀に事ふるを樂はざりき)とあり。不異・不可異の文は巴利偈に對照して意を得べし。

【五二】猶豫。疑を懷きて決定(ケッテウ)せざるなり。

【五三】この神變記は四分・巴利になし。

【五四】炯然。炯は火貌、火燃なり。

【五五】四方僧。律部九、註(一四の一四〇・一六の四)參照。

【五六】毘蘭若。律部十三、註(一の九)及び註(一の四四)の隨喜偈參照。

【五七】羅閱祇(Rājagaha)。王舍城は其譯なり。

【五八】那羅陀(nālagāma)。舍利弗の生地にして亦入滅地なり。巴利・四分兩律には王舍城中とせり。

【五九】故梵志。前註(二三)參照。

【六〇】沙然(Sañjaya)。四分律に删若梵志とす。六師外道の一人なり。巴利律には Sañjaya Paribbājaka(遍行出家耶若耶)とせり。

【六一】優波提舍(Upatissa)。舍利弗なり。ウパチッサ村の

隨喜呪願の偈を說きたまはく、

「……[五六]毘蘭若の爲の所說の如し……」。已にして更に爲に種々に妙法を說きて所住に還らしめたまふに、王は座より起ちて佛足を頂禮し右遶三匝して退りぬ。

爾の時世尊は[五七]羅閱祇竹園精舍に在しき。彼に一邑あり[五八]那羅陀と名け、[五九]故梵志あり名けて[六〇]沙然と曰ひ、受學の弟子二百五十、門徒の中に二高足ありて一を[六一]優波提舍と名け、二を[六二]拘律陀と名けぬ。爾の時[六三]頞鞞は衣を著し鉢を持し城に入りて乞食せしに、顏色和悅にして諸根寂定に、衣服齊整にして地を視て行けり。時に優波提舍出遊して遙かに頞鞞の威儀庠序たるを見て未曾有なりと歎じ、至るを待ちて便ち問ふらく、「[六四]何所の法像にして衣服常なるに反せる、寧ろ師宗あらん、聞くを得べきや」。頞鞞對へて曰はく、「瞿曇沙門は是れ我が大師なり、我等が尊從して受學する所なり」。優波提舍言はく、「汝等が大師は何等の法をか說ける」。頞鞞言はく、『我年幼稚にして學ぶの日初淺なり、豈に能く師が廣大の義を宣べんや。今當に汝が爲に其要を略說すべし。我師の說く所は、「法は緣に從うて生じ亦緣に從うて滅す、一切諸法は空にして主あることなし」となり』。優波提舍聞き已るに、心に悟り意に解して法眼淨を得たりき。便ち所住に還りて拘律陀の爲に所聞の法を說くに、拘律陀聞いて亦塵垢を離れて法眼淨を得たりき。即ち問うて言はく、「如來遊化して今何に在りて住したまへる」。答へて言はく、「今、迦蘭陀竹園に在せり」。拘律陀言はく、「如來は是れ、我等が師なり、便ち可しく共に往いて禮敬問訊すべし」。優波提舍言はく、「[六五]二百五十の弟子は師が臨終の時吾等に[六六]成濟せんことを囑したまへり、豈に告げずして獨り去るべけんや」。二人即ち弟子の所に往いて語げて言はく、「我等は瞿曇沙門に從うて梵行を淨修せんと欲す、汝等各々に意の所樂に隨へ」。時に二百五十の弟子は皆悉く樂從しければ、二人は即ち弟子を將ゐて倶に竹園に詣れり。世尊遙かに見て諸比丘に告げたまはく、「彼に來れる二人、一は優波提舍と名け、

寸なり、律部八、註(六の一三五)參照。

【四九】本文に解脫一切縛、最上調御士 應供已善逝我爲彼給使とあり、我爲彼を爲彼我として譯出せり。最上調御士即ち無上調御士(anuttaro purisadammasārathi)・應供(arahaṃ)・善逝(sugato)は皆佛十號の一なり。

【五〇】迦蘭陀竹園(Veḷuvana Kalandaka nivāpa)。竹林精舍なり。迦蘭陀を飼養せる竹林の義、本行集經(一)には迦蘭鳥竹林とし、有部破僧事(大正藏24,138 a)には頻毘娑羅王が蛇に螫されんとせる時、此鳥群が蛇を繞りて聲を發せるにより王死を免がる。よりて終身、此園にて羯蘭鐸迦鳥(好聲鳥)に飲食を給せりと傳へらる。善見律(大正藏24,711a)に迦蘭陀者是山鼠名とあり、この迦蘭陀は須提那犯戒緣起處にして毘舍離なり。

【五一】本文に我見休息道、一切無有著、不異不可異、於此捨火祠とあり。四分律には我見沸休息、三界無所礙、不異不可異、不樂事火祀とあり。巴利律文には disvā padaṃ santam anupadhikaṃ akiñcanaṃ kāmabhave asattaṃ anaññathābhāviṃ anaññaneyyaṃ, tasmā na yiṭṭhe na

ぬ」。

爾の時大衆は重ねて偈を聞くと雖猶ほ[五二]猶豫を懷きければ、佛は其心を知しめして便ち迦葉に告げたまはく、「汝起ちて佛を扇げ」。即ち敎を受け起ちて扇ぎぬ。又迦葉に語げたまはく、「[五三]汝が神變を現ぜよ」。即ち復種々に神化を示現し、身を百億に分ちては還合して一と爲し、石壁皆過り、地に入ること水の如く水を履むこと地の如く、空中に坐臥しては鳥の飛翔するが如く、擧身に[五四]炯然し、烟若しは雲を起し、手づから日月を捫で、平立して梵に至りて自在無礙に、或は身上よりは水を出して身下よりは火を然し、或は身上よりは火を然して身下よりは水を出し、然して後來下して佛足を稽首し、右遶三匝し長跪合掌して佛に白して言さく、「世尊は是れ我師、我は是れ世尊の弟子なり」。是の如く三たび白し已りて大衆に語げて言はく、「吾が所知より、下は神變に及ぶまで皆大師の恩なり」。是に於て大衆始めて迦葉は是れ佛の弟子なるを知りて、便ち佛所に於て喜敬すること無量なりき。諸佛常法として人心未だ轉ぜざるには說法を爲したまはず。佛は大衆既に已に喜敬せるを知しめして爲に種々に妙法を說いて示敎利喜し、及び佛の常所說の法なる苦集盡道を說きたまひしに、瓶沙王及び八萬四千人は即ちに座上に於て遠塵離垢し、法眼淨を得て見法得果し、已にして三自歸を受け及び五戒を受けぬ。是に於て瓶沙王は稽首して佛及び僧に明日中食を請じ、佛默然して受けたまふに歡喜して宮に還り、勅して種々に美饍を辦へぬ。明旦、竹園に於て坐を敷き、自ら出でて白さく、「食具に已に辦はれり」。佛は大衆と與に次に隨うて坐したまふに、王は手づから自ら斟酌して歡喜して倦むことなく、食し已るに水を行じて一面に在りて立ち佛に白して言さく、「今此の竹園を以て世尊に奉上せん」。佛言はく、「可しく以て僧に施すべし、其福益多からん」。王復佛に白さく、「願はくは納受を垂れたまはんことを」。佛言はく、「但以て僧に施せ、我も僧中に在り」。王便ち敎を受けて以て[五五]四方僧に施し、然して後小牀を取りて佛前に坐するに、爲に

---

ra(ṃ) iyaṃ, nāparaṃ itthattā-yā 'ti pajānātīti(生は既に盡き、梵行は既に遂行せられ、作すべきことは既に作し、更に斯くの如きの生の爲に「還らず」と知る)とあり。

【四一】漏(āsava)。煩惱なり。

【四二】要。誓約するなり。

【四三】四分律には摩竭國界より遊行して漸く杖林中に至り……杖林中善住尼拘律樹王下に於て坐したまへりとせり。巴利律(mv. 1,22,1)にも Laṭṭhivanuyyāne Supatiṭṭhe cetiye (杖林園なる善住支提にて)とあり。本律に缺く。

【四四】八萬四千人。四分律には萬二千乘車に駕し、八萬四千人を將ゐてとあり。巴利律には十二萬の摩揭陀國の婆羅門居士等に圍繞せられて(dvādasanahutehi Māgadhikehi brāhmaṇagahapatikehi pa-rivuto)とあり。

【四五】春末月。三月十六日より四月十五日までなり、律部八、註(一一の二〇)春殘一月の下參照。

【四六】四分・巴利兩律に此一段の記を佛と迦葉との問答の後に置けり。

【四七】七寶柄拂。七寶もて柄を飾れる拂子なり。拂子(vījani)は蚊蝱を拂ふ爲の物なり。

【四八】一肘。姬周尺の一尺八

「形は梵天王の如く　杖を執りて虛を躡み　口に柔輭語を宣ぶるは　是れ誰が給使なる」。

時に釋提桓因は偈を以て答へて言はく、

「一切の縛を解脫して　最上の調御士なる　應供にして已れ善逝なる　彼が爲に我れ給使たり」

時に瓶沙王は是念を作さく、「佛の止宿したまふ處に、我れ當に卽ち此處を以て佛に施して精舍を立つべし」。佛、其意を知しめして、暮に迦蘭陀竹園に宿りたまへり。時に大衆は咸疑念を生ぜり、「知らず、佛と優爲迦葉と誰か是れ弟子なるかを」。佛、衆念を知しめし、便ち優爲迦葉に向うて偈を說いて言はく、

「優爲よ、汝何んが見てか　而も事火法を捨てたる　吾今親しく汝に問はん　汝可しく如實に答ふべし」。

優爲迦葉は偈を以て答へて言さく、

「常に美味を貪りて　心聲色の中に馳せぬ　我れ斯の垢あるを見たり　故に事火の業を捨てぬ」。

爾の時大衆は佛と迦葉と各一偈を說くを聞くと雖、未だ義旨を悟らず猶ほ疑慮ありければ、佛は衆の心を知しめして復偈を以て問ひたまはく、

「五味は人口に甘く　聲色は人心を悅ばしむ　汝此を見て垢と爲せり　何に於てか而も無なるを得ん」。

優爲迦葉は復偈を以て答ふらく、

「我れ休息の道を見るに　一切著あることなく　不異・不可異なり　此に於て火祠を捨て

---

rāgagginā dosagginā mohagginā ādittaṃ（貪欲の火により、瞋恚の火により、愚癡の火によりて燒かる）とあり。

【三六】乃至とは、耳も熾然(sotaṃ ādittaṃ)・聲も熾然・耳識も耳觸も耳觸の因緣にて受を生ずるも亦熾然なり、かくの如く鼻も熾然(ghānaṃ ādittaṃ)・舌も熾然(jivhā ādittā)・身も熾然(kāyo āditto)・意も熾然(mano āditto)・法も熾然(dhammā ādittā)・意識も熾然(manoviññāṇaṃ ādittaṃ)・意觸も熾然(manosamphasso āditto)・意觸の因緣(manosamphassapaccayā)にて受を生ずるも熾然なり等を乃至せるなり。

【三七】聖弟子(ariyasāvaka)。

【三八】厭離(nibbindati)。眼・色・眼識・眼觸・受等を厭離するなり。

【三九】解脫智。解脫することに於て「我れ解脫せり」との智識を生ずるなり(vimuttasmiṃ vimutt' amhiti ñāṇaṃ hoti)。

【四〇】本文には所作已辦梵行已立復不ㇾ受ㇾ有とあり。作すべき事は已に作し、淸淨行は已に成就して、復後の迷の存在に還らずとの意。巴利律文には khīṇā jāti, vusitaṃ brahmacariyaṃ, kataṃ ka-

[二二]是に於て世尊は是念を作したまはく、「何の處にか多く飲食・臥具ありて、中に於て此の[二三]故梵志なる千比丘僧を敎誡せん、彼の[二四]伽耶山には多く飲食・臥具あらん」。念じ已るに千比丘を將ゐて往いて彼所に到り、三事を以て敎誡したまへり。一には神足敎誡、二には[二五]說法敎誡、三には[二六]敎勅敎誡なり。何をか神足敎誡といへる。……神通中に說けるが如し。何をか說法敎誡といへる。言はく、「比丘當に是を思ふべし、是を思ふべからず、當に是を憶念すべし、是を憶念せざれ、當に是を修すべし、當に是を斷ずべし、當に是に依りて行ずべし」と。何をか敎勅敎誡と謂へる。言はく、「[二七]比丘よ、[二八]一切は熾然なり。云何が一切は熾然なる。[二九]眼も熾然、[三〇]色も熾然、[三一]眼識も[三二]眼觸も[三三]眼觸の因緣にて[三四]受を生ずるも亦熾然なり。何を以てか熾然なる。[三五]欲火熾然にして瞋欲も癡欲も熾然なり。……[三六]乃至、意も法も亦是の如し。[三七]聖弟子よ、是の如きの法を聞いて[三八]厭離を生じて染著あることなからんに、卽ち解脫を得て[三九]解脫智生じ、[四〇]所作已に辦じ梵行已に立して復有を受けざらん」と。是法を說きたまひし時、千比丘は[四一]漏盡きて心解脫を得たりき。

爾の時世尊は是念を作したまはく、『吾れ昔瓶沙王の與に[四二]要せるらく、「道を得んには之を度せん」と。今應に彼に詣るべし』。便ち千比丘と與に前後に圍遶せられて漸々に遊行して[四三]王舍城に向ひたまふに、瓶沙王は「佛成道して優爲迦葉兄弟三人及び千弟子を度して今此邑に來りたまへり」と聞いて、卽ち國界の四萬二千聚落に勅すらく、「一聚落より豪傑二人を出して、出でて共に佛を迎へよ」と。[四四]八萬四千人は象・馬・車に乘じて前後に導從せり。爾の時[四五]春末月にして熱已に極盛なりければ、衆人各念ずらく、「願はくは微陰を得んことを」と。時に[四六]釋提桓因は彼念を知りて卽ち雲蓋を化作せしに涼風微に起り、自らは化して梵天となり、黃色の衣を著し七寶の杖・七寶の[四七]柄拂を執り、地より離るゝこと[四八]一肘にして佛前に導けり。時に摩竭人は佛前に當れる帝釋を驅逐せんと欲し、悉く皆之を嫌うて偈を說いて言はく、

【二三】故梵志、もと結髪行者たりし者(purāṇajaṭila)との意なり。螺髻梵志にして事火外道なり。
【二四】伽耶山(Gayāsīsa)。象頭山(ザウヅセン)なり。雜阿含第八(大正藏2,50 b)には迦闍尸利沙支提とせり。
【二五】說法敎誡。四分律には憶念敎誡とし、雜阿含第八には他心示現とせり。
【二六】敎勅敎誡。四分律には說法敎誡とし、雜阿含第八には敎誡示現とせり。
【二七】これ燃燒說法(ādittapariyāya)なり。
【二八】一切熾然。巴利律には sabbaṃ bhikkhave ādittaṃ (比丘よ、凡てのものは燒かる)とあり。一切は欲火に燃えてをるとの意なり。
【二九】眼熾然(cakkhuṃ ādittaṃ)。
【三〇】色熾然(rūpā ādittā)。
【三一】眼識(cakkhuviññāṇa)。
【三二】眼觸(cakkhusamphassa)。
【三三】眼觸因緣(cakkhusamphassapaccayā)。
【三四】受(vedanā)。憂・喜・苦・樂・捨の感覺なり。
【三五】欲火熾然…。次の瞋欲・癡欲は瞋火癡火とすべく、欲火・瞋火・癡火によりて熾然たりとの意なり。巴利律文には

を得たりと稱せる」。迦葉白して白さく、「實に爾り世尊、實に爾り世尊」。復佛に白して言さく、「願はくは大沙門の所に於て出家して具足戒を受くるを得んことを」。佛言はく、「汝が弟子に報ぜしや未だしや」。答へて言さく、「未し」。佛言はく、「可しく先に之に報ずべし」。迦葉は教を受けて卽ちに還りて弟子に語げて言はく、「汝等知れりや不や、我れ大沙門の所に於て梵行を淨修せんと欲す、汝等にして我に從はんには善と爲す、樂はざらんには意に隨へ」。五百弟子は同聲に言はく、「我等は佛の、龍を降したまへるを見て已にして信心を生ぜり、但師を待てるのみ、願はくは皆隨從せしめられんことを」。是に於て師徒共に佛の所に往き佛に白して言さく、「我等師徒は俱に出家して具足戒を受けんと欲す」。佛は、「善來、比丘よ、具足戒を受け、我が善說せる法と律とに於て能く一切苦を盡して梵行を淨修せよ」と言ふに、迦葉及び五百弟子は鬚髮自らに落ち袈裟は身に著して鉢盂は手に在りき。既にして受戒し已るに、先の被服・事火の具[30]を以てして皆尼連禪河中に棄てぬ。是を迦葉及び五百弟子具足戒を受けたりと爲す。

迦葉に二弟あり、大を那提迦葉[31]と名け、小を伽耶迦葉[32]と名く。大弟に三百弟子あり、小弟に二百弟子あり、兄を去ること一由旬、居して下流に在りしが、兄の事火の具の水に隨うて來り下るを見て、兄は惡人に害せられたりとやと爲ん、大水に漂はされたりとや(爲ん)と恐れ、二弟卽ちに五百弟子を將ゐて逆水して上るに、兄の師徒の皆沙門と作れるを見て恠しみて之に問ふらく、「何の故にか此の如くせる」。答へて言はく、「此道は最勝出要の法にして、過ぐる者あることなければなり」。二弟及び其五百弟子は皆共に議して言はく、「我兄は智慧第一なるに而も今之を樂しめり、此道必らず勝れん、皆當に相與に兄の出家に同ずべし」。卽ち共に佛に詣り佛足を頂禮して佛に白して言さく、「願はくは我等に出家を與へ具足戒を受けたまはんことを」。佛言はく、「善來、比丘よ、……乃至、鉢盂は手に在りき、……亦上に說けるが如し。

【三〇】事火の具(aggihuttam-issa)。祭火の具なり。

【三一】那提迦葉(Nadikassa-pa)。

【三二】伽耶迦葉(Gayākassa-pa)。

復以て師に白し、師は佛に問はしむるに、佛問ひたまはく、「下さしめんと欲するや不や」。答へて言はく、「爾り」。佛言はく、「去るべし、斧自らに當に下るべし」。既にして斧を下せるに、皆薪に著して又擧ぐるを得ざりき。復以て師に白し、師は佛に問はしむるに、佛問ひたまはく、「擧げしめんと欲するや不や」。答へて言はく、「爾り」。佛言はく、「去るべし、自らに擧りて用ふるを得ん」。即ち皆用ふるを得たり。復火を然さんと欲して火肯て然えざりければ、復以て師に白し、師は、佛に問はしむるに、佛問ひたまはく、「然さしめんと欲するや不や」。答へて言はく、「爾り」。佛言はく、「去るべし、火は自ら當に然ゆべし」。火即ち自らに然えぬ。既にして然えたるも復肯て滅せざりければ、復以て師に白し、師は佛に問はしむるに、佛問ひたまはく、「滅せしめんと欲するや不や」。答へて言はく、「爾り」。佛言はく、「去るべし、火は自ら當に滅すべし」。火即ち自らに滅しぬ。復水を瀉ぎて炭を滅せんと欲せるも、水、瓶中に住まりて終に肯て出でざりき。復以て師に白し、師は佛に問はしむるに、佛言はく、「出さしめんと欲するや不や」。答へて言はく、「爾り」。佛言はく、「去るべし、水は自らに當に出づべし」。水即ち自らに出でぬ。既にして出づるに復肯て止まらざりき。復以て師に白し、師は佛に問はしむるに、佛言はく、「止まらしめんと欲するや不や」。答へて言はく、「爾り」。佛言はく、「去るべし、水は自らに當に止まるべし」。水即ち自らに止まりぬ。爾[一九]の時黑雲大雨すること七日なりければ、佛所住の林及び迦葉の家は浩く一水を成ぜり。迦葉は佛の、水の爲に漂はさるゝを恐れて船に乘じて來り視るに、乃し世尊は尼連禪河の水上に在りて經行したまへるを見て、迦葉復念ずらく、「是大沙門は神は則ち神なり、水大に瀑漲すとも漂沒せられずして乃し方に上に在りて經行せんとは。然れども我が已に阿羅漢道を得たるには如かじ」。

是に於て世尊は虛空に飛昇して迦葉に告げて言はく、「汝は羅漢に非じ、何ぞ虛妄を爲して自ら道

【一九】 四分律には此神通の前に五百比丘・五百螺髻梵志・五百事火梵志・五百火爐を化作せる記あり、次いで破薪の神通記あるも巴利律には破薪の神通記の次に五百火爐(pañcamattāni mandāmukhisatāni)の記あり。五分律に五百火爐化作の記なし。而して巴利律(mv. 1, 20, 24)には此の如きの方法によりて奇瑞三千五百(addhuddhapāṭihāriyasahassāni)ありきと記せり。

に、佛取りて持し還り、當に何に於て洗ふべきかを念じたまひしに、適に發心したまへる時、釋提桓因來下して手を以て地を指して水出でて池を成じ、佛に白して言さく、「可しく此に於て浣はるべし」。[一五]阿毘釋迦山神は大石瓮を送りて亦佛に白して言さく、「可しく用ひて之を洗はるべし」。復「我れ何物を拄へて用ひて此衣を洗はんか」と念じたまふに、池を去ること遠からずして[一六]柯睺樹あり、其神、枝を曲げて佛をして之に攀ぢらしめまつりぬ。佛、衣を浣ひ竟りて虚空中に於て曬したまへり。迦葉明日復來り佛を請じて「食已に辦はれり」と白し、浣衣事を見て皆以て佛に問ひまつるに、佛具に以て答へたまへり。迦葉の心念は前の如くなりき。佛、迦葉に語げたまはく、「汝且く先に去れ、吾隨うて後に到らん」。迦葉適しく去るに、佛は[一七]鬱單越に到り自然の粳米を取りて……餘は上に說けるが如し。佛食し已りて彼林中に還りたまふに、爾の時迦葉は明日[一八]節會なりければ念言すらく、「今、佛を請ぜじ、若し衆人見んには必らず當に我を捨てゝ競うて之に奉事すべけん」。便ち止めて請ぜざりしに佛即ち遙かに知しめし、復鬱單越に到り食を取りて食したまへり。其日を過ぎ已るに迦葉は復來りて佛を請じて、「食已に辦はれり」と白、又「佛は昨(日)來らざりき、竟に何に於てか食せる」と問へり。佛言はく、『汝、昨の節會に念言せり、「佛若し來らんには衆人共に見て、必らず當に我を捨てゝ競うて之に奉事すべけん」と。是故に我れ鬱單越に到りて食を取りて食せるなり』。迦葉復念ずらく、「是大沙門は神は則ち神なり、乃し人の念を知らんとは。然れども我が已に阿羅漢道を得たるには如かじ」。是に於て佛は迦葉と倶に其家に到り、食し已りて彼林中に還りたまへり。爾の時迦葉の五百弟子皆共に薪を破らんとして斧擧らざりければ、事を以て師に白すに師言はく、「恐らくは大沙門の所爲ならん、汝往いて之に問へ」。即ち以て佛に問ふに、佛問ひたまはく、「擧げしめんと欲するや不や」。答へて言はく、「擧げんと欲す」。佛言はく、「去るべし、斧自らに當に擧るべし」。既にして擧ぐるに復肯て下らざりければ、

【一五】阿毘釋迦山神。四分律には釋提桓因が摩頭鳩羅（マツクラ）山に詣りて四方大石を取り來りて如來の前に置けりとせり。翻梵語(七)に阿毘釋山神譯曰二極能一とあるのみ。巴利律には阿毘釋迦・摩頭鳩羅の語なし。

【一六】柯睺樹(kakudha)。四分律には一大迦休樹とあり。

【一七】鬱單越(uttarakuru)。北倶盧洲とも稱し、須彌山の北にあり其土正方にして縱廣一萬由旬ありとし、須彌四洲の中最勝の洲とせらる。

【一八】節會。大供犧(mahāy-añña)なり。

かじ」。佛、迦葉に語げたまはく、「汝且く前に去れ、吾隨うて後に到らん」。迦葉適に去るに、佛は閻浮提の邊なる〔一〇〕訶梨勒林に到りて其果を取りて還り、迦葉未だ至らざるに已に其坐に在しき。迦葉後に至り……上の如くにして問ふに、佛言はく、「汝適しく去りて後我れ閻浮提の邊なる訶梨勒林に到り其果を取りて還れり、香美食すべし、今以て汝に與へん、可しく之を試食すべし」。迦葉復……上の如くに念ぜり。佛食し已りて彼林中に還りたまふに、夜に〔一一〕娑婆世界主梵天王自ら下りて侍衛し並に法を聽かんと欲せり。梵王の光明は帝釋に倍せり。迦葉夜に見て亦復是れ何等の光なるかを知らざりき。明日復來り佛を請じて「食已に辦はれり」と白し、並に光意を問ふに、佛言はく、「昨夜梵天王來下して供養し聽法せり、是れ其光なりしならくのみ」。迦葉復念ずらく、「是の大沙門は神は則ち神なり、乃し梵王をして自ら來りて供養せしめんとは。然れども我が已に阿羅漢道を得たるには如かじ」。佛、迦葉に語げたまはく、「汝且く前に去れ、吾隨うて後に至らん」。迦葉適に去るに、復閻浮提の邊なる〔一二〕阿摩勒林に到り其果を取りて還りたまひ……餘は上に說けるが如し。

佛食し已りて彼林中に還りたまひ、爾の時世尊は水を須めて澡洗せんとしたまふに、〔一三〕尼連禪河自然に曲流して佛邊を經過し、佛をして用ふるを得せしめぬ。明日迦葉復來り佛を請じて、「食已に辦はれり」と白し、河の曲流せるを見て即ち問ふらく、「誰ぞ此流を曲げたるは」。佛言はく、「我れ昨(日)水を須めしに水自らに曲り來りしなり」。迦葉復念ずらく、「是の大沙門は神は則ち神なり、發心して水を念ぜんに水爲に曲り流れんとは。然れども我が已に阿羅漢道を得たるには如かじ」。佛、迦葉に語げたまはく、「汝且く前に去れ、吾隨うて後に到らん」。迦葉適しく去るに、佛は〔一四〕倶耶尼に到り彼の牛乳を取りて(還りたまひ)……餘は上に說けるが如し。

佛食し已りて彼林中に還りたまへり。爾の時斯那婆羅門の姉の死せるありて衣を塚間に棄てし

【一〇】訶梨勒林。律部八、註(三の九九)參照。

【一一】娑婆世界主梵天王。律部十三、註(八の二三)參照。四分・巴利兩律は梵天王來下の次に迦葉が大供犧に際し心念せるの記を引けり。

【一二】阿摩勒林。律部八、註(三の一〇一)參照。

【一三】尼連禪河。律部十、註(三二の一二四)參照。優留毗羅村の傍を流るゝ河。巴利・四分兩律に此神通の記なし。

【一四】倶耶尼(Aparagoyāna)。須彌山の西、四洲の一、其の土形半月の如くにして縱廣八千由旬とせらる。西牛貨洲とも稱し、牛を以て物を賣買するが故に此名ありといふ。巴利・四分兩律に此神通の記なし。

迦葉、佛に白さく「願はくは大沙門、此に住まらんことを、我は自ら供養せん」。佛言はく「汝若し能く日々自ら來りて我を請ぜんには、當に汝が請を受くべし」。答へて言はく「甚だ善し」。迦葉を去ること遠からずして一茂林あり、佛中に於て止まりたまふに、夜に四天王來下して侍衞し並に法を聽かんと欲せり。四天王の光明は猶し四火聚のごとくにして、迦葉夜に起きて佛邊を見るに、四大火聚に似たるありて、何等なるかを知らざりき。明日佛を請じて白して言さく「食具に已に辦はりぬ、願はくは食を顧みられんことを」。又問ふらく「昨夜此間に四光聚あり、火に似て而も非なるは是れ何等たりしや」。佛言はく「昨夜四天王來下して供養し聽法せり、是れ其光なりしならくのみ」。迦葉復念ずらく「是大沙門は極大威神なり、乃し四天王をして自ら來りて供養せしめんとは。然りと雖故ほ我が已に阿羅漢道を得たるには如かじ」。佛、迦葉に語げたまはく、「汝且らく前に去れ、吾隨うて後に到らん」。迦葉適に去るに佛は伸臂を屈する如き頃に閻浮提樹に到り其果を取りて還り、迦葉未だ至らざるに已に其坐に在しき。迦葉後に至りて佛を見て問うて言はく「我れ餘道よりして還らず、亦經過せる處もなきに大沙門を見ざりき、大沙門は復何道よりして來れりと爲すや」。佛言はく「汝適しく去りて後、我れ閻浮提樹に至り其果を取りて還れり、香美食すべし、今以て汝に與へん、可しく之を、試食すべし」。迦葉後に念ずらく「大沙門は大神力あり、然も我が已に阿羅漢道を得たるには如かじ」。

佛食し已りて彼林中に還りたまふに、夜に釋提桓因自ら下りて侍衞し並に聽法せんと欲せり。帝釋の光明は遍く林中を照して四天王に倍せり。迦葉夜に見て亦復是れ何等の光なるかを知らざりき。明日復來り佛を請じて「食已に辦はれり」と白し、並に光意を問ふに、佛言はく「昨夜、釋提桓因が供養し聽法せり、是れ其光なりしならくのみ」。迦葉復念ずらく「是の大沙門は神は則ち神なり、乃し帝釋をして自ら來りて供養せしめんとは。然れども我が已に阿羅漢道を得たるには如

【八】閻浮提樹。南閻浮提の中心にある閻浮樹の林をいふ。律部八、註(一の一六一・三の一七九・四の一七七)參照。四分律には名二閻浮提一者由レ有二閻浮樹一故とあり。

【九】帝釋。律部八、註(一の一五二)釋提桓因の下參照。

第三分の初、受戒法(中)

是に於て世尊は諸比丘に告げたまはく、「汝等各々分部して世間に遊行せよ、多く賢善にして能く教誡を受くる者あらん。吾今獨[一]憂夷界なる[二]鬱鞞羅迦葉の所に往いて之を開化せん」。諸比丘は教を受け分部して去るに、世尊は便ち迦葉の所に到りたまへり。迦葉は一毒龍に事へ、別に靜室に著きて敢へて入る者なく、唯迦葉を除けり。佛故に暮に投じて往いて其所に到り、龍室中に寄止して宿せんことを求索したまふに、答へて言はく、[三]「甚だ愛まざれども、中に毒龍あれば相害せんを恐るゝのみ」。佛言はく、「苦なけん、龍は我を害せざれば」。答へて言はく、「若し畏れざらんには意に隨うて入りて宿せよ」。佛即ち草を持して室に入り座を敷いて坐して是念を作したまはく、「我當に龍身を[四]稍化して[五]形楮の如くならしめ、鉢中に內れて以て彼を調伏すべし」。適に坐したまふこと須臾にして、龍大に瞋恚して身より皆烟を出しければ佛亦煙を出し、龍擧身に火を燃すに佛亦擧身に火を出したまひ、二火倶に盛にして龍室洞然たりき。時に迦葉及び諸弟子來りて龍室を遶りて悲慟して言はく、「惜むべし、「大沙門は我語を用ひずして龍の爲に害せられん」。明旦、佛は鉢を以て龍を盛り、出でて迦葉に語げて言はく、「此鉢の毒龍は衆人の畏るゝ所、今以て降せり」。迦葉心に念ずらく、「是の大沙門は神なりと雖、我[六]道の眞なるには如かじ」。世尊即ち神力を以て、力士の、伸べたる臂を屈する如き頃に、龍を持して[七]世界の中間に著きて迦葉の所に還りたまふに、迦葉は佛に問ふらく、「龍、何れの所にか著ける」。答へて言はく、「世界の中間に置けり」。迦葉復念ずらく、「是の大沙門は極めて神なり、須臾の間に龍を持して乃し世界の中間に著けるとは。然りと雖故ほ我が已に阿羅漢道を得たるには如かじ」。

【一】憂夷界(uruvelā)。四分律には鬱鞞羅婆界とせり。
【二】鬱鞞羅迦葉(Uruvelakassapa)。四分律には五百螺髻梵志の最尊長師にして鴦伽摩竭國中にては皆稱して阿羅漢と爲せりと記せり。
【三】本文に甚不愛也とあり、少しも惜む所にあらずとの意、宋・元・明・宮本には甚不受也とせるも寫誤なり。四分律には不惜とせり。
【四】稍化。小さく變化せしむるなり。
【五】楮。竹筋即ち箸なり、律部十三、註(八の一一五)參照。
【六】我道の眞なるには如かじとは、我が如き阿羅漢(arhat)には非じとの意。
【七】世界の中間。世界の外なり、律部十三、註(八の一一六)參照。

去ること遠からざるに一園觀あり、時に同友[二八]三十人あり各其婦を將ゐて中に於て遊戲せしに、一人は婦なくして一婬女を雇ひ好衣服を假りて共に此園に遊べり。方に情を極めて樂を肆にせんと欲せしに、彼婬女は其好衣を著して忽然として叛き去れり。相助けて追覓して娑羅林に至るに、遙かに世尊の姿容挺特にして猶し金山の若くなるを見、見已りて希有心を生じて皆佛所に到り、佛足を頂禮して却いて一面に坐して佛に問うて言さく、「大沙門、一女人ありて來るを見たりや不や」。佛言はく、「寧ろ自を求むるを欲すとやせん、他を求むるを欲すとやせん」。答へて言さく、「我寧ろ自を求めて婦女を求めず」。佛言はく、「且らく坐せよ、汝が爲に法を說かん」。皆敎を受けて更に禮して坐せるに、佛爲に種々に妙法を說いて示敎利喜したまひ、……乃至、苦集盡道を（說きたまふに）三十人は皆遠塵離苦し法眼淨を得て見法得果せり。見法得果し已るに佛に白して言さく、「願はくは我に出家を與へ具足戒を受けたまはんことを」。佛言はく、「善來、比丘よ、……」……乃至、阿羅漢を得たりき、……亦上に說けるが如し。爾の時世間に九十二阿羅漢ありき。

[二九]時に復六十人あり婚姻事の爲に行いて娑羅林を過りしに、遙かに世尊の姿容挺特にして猶し金山の若くなるを見、皆前んで佛所に到りて佛足を頂禮し、佛爲に法を說きたまひ、……乃至、阿羅漢を得たりき、……皆上に說けるが如し。爾の時世間に百五十二阿羅漢ありき。

五分律卷第十五

【二八】五分律・巴利律は三十人とせるも、四分律には五十人とせり。

【二九】巴利律・四分律共に六十人の記なし。

さく、「我れ何の時にか當に此龍身を脱するを得べき」。佛、我に答へて言はく、「當來過百千億萬歳に於て釋迦牟尼佛ありて世に出現せん、彼佛當に汝が解脱を得るの時を記すべし」と。我今既に世尊に見えて希有心を生ぜり、始めて知んぬ、諸佛の言に虚妄なきことを、是を以て欣笑せるなり。又念ずらく、「昔に佛の教に違し、今復佛の明戒を受くること能はず」と、是を以て悲泣せるなり』。復、佛に白して言さく、「願はくは我れ何の時に當に此龍身を脱するを得べきかを記したまはんことを」。佛言はく、「當來過百千億萬歳に【二六】彌勒佛ありて世に出現せん、汝、爾の時に於て龍身を脱するを得、出家受戒して廣く梵行を修し苦源を盡すを得ん」。佛便ち龍の爲に三自歸を受けて優婆塞と爲したまひ、復八萬四千人の爲に種々に妙法を説いて示教利喜したまへり、所謂、施論……乃至、出要を樂と爲すとなり。皆歡喜し已るに更に爲に諸佛常所説の法なる苦集盡道を説きたまひ、八萬四千人は即ちに坐上に於て遠塵離垢し法眼淨を得て見法得果せり。見法得果し已るに三自歸を受け、次で五戒を受けぬ。是に於て龍王は摩納に語げて言はく、「汝今此の龍女を須ゐて何かせん、龍女は多恚なり、或は毒火を以て共に相傷害せん。汝が所須に隨うて金銀寶物は盡く當に相與ふべし」。答へて言はく、「止みね止みね、龍王、我れ龍女を須ゐず亦金銀をも須ゐじ。我れ佛最後の説偈を聞いて欲界の欲を離るゝを得たるが故に」。佛、法を説き已りて龍王に語げて言はく、「汝宜しく所住に還歸すべし」。龍王、教を受けて頂禮して退りぬ。龍王去りて後、摩納は前んで佛足を禮して佛に白して言さく、「世尊、願はくは我に出家を與へ具足戒を受けたまはんことを」。佛言はく、「善來、比丘よ、……」……乃至、鉢盂は手に在りき、……亦上に説けるが如し。出家して未だ久しからざるに、懃行して懈らざりければ阿羅漢を得たりき。爾の時世間に六十二阿羅漢ありき。

是に於て世尊は鹿野苑より漸漸に遊行して【二七】婆羅林に到り、樹下に在りて坐したまへり。林を

【二六】彌勒佛(巴)Metteyya, 梵Maitreya)譯して慈氏といふ、未來佛の名。

【二七】婆羅林。四分律には鬱鞞羅劫波園となす。

義を解する者あるを見ざればなり」。 念じ已りて摩納に問うて言はく、「汝實に我に語げよ、汝が所説の偈は誰より聞けりと爲すや、我今諸餘の沙門・婆羅門・一切世間にして能く此偈を説く者あるを見ず、唯佛若しは佛より聞ける(者)を除く」。 答へて言はく、「我實に汝に語げん、佛已に世に出でたまへり、我は其より聞けり」。 龍王歡喜して問うて言はく、「佛今何處に在せる、我之を見まつらんと欲す」。 摩納胡跪して右手を舒べて佛處の方を指して言はく、「佛今彼に在せり」。 龍王益復歡喜して三返、南無如來應供等正覺と稱せり。 便ち摩納に語げて言はく、「汝可しく送るべし、我れ往いて佛所に至りて世尊を問訊せんとす」。 答へて言はく、「爾るべし」。 龍王卽ち自ら復身し、身體長大にして眼は大鉢の如く喘息は雷の如く、口には火光を出して水中を逆上せるに八萬四千人も皆亦隨從せり。既にして渚に達し次で化して轉輪聖王と作り、岸に上りて佛に詣るに、遙かに世尊の姿容殊特にして猶し金山の若くなるを見て、龍王歡喜して敬を加ふること無量なりき。 佛、龍王を見て其名を稱して曰はく、「善來、伊羅鉢龍王」。 龍王聞き已るに復喜敬を加ふらく、「世尊は我名を知りたまへり、[一二四]修伽陀は我名を識りたまへり」。 前んで足を頂禮して却いて一面に住し、更に本偈を說いて以て佛に問ふに、佛爲に摩納が所受の偈を解きたまへり。 龍王聞き已るに、先には大に歡喜し、然して後には悲泣せり。佛、龍王に問ひたまはく、「何の故にか須臾にして乍ち喜び乍ち悲める」。 答へて言さく、『世尊、我れ憶す、過去迦葉佛の所にて梵行を淨修せるを。後の時に於て紫の華莖を捉りて、往いて佛所に到り問うて言さく、「世尊、若し比丘にして此草を殺さんに何等の罪を得るや」。 佛、我に答へて言はく、「此因緣を以て或は最苦の地獄に墮する者あらん」。 我れ此語を聞くも信ぜず敬せずして、便ち故に[一二五]伊羅樹葉を剌して是念を作さく、「試みに何の果報あるかを看ん」と。 竟に此見を捨てず亦悔過せざりければ、命終の後、今の長壽龍中に生じ、此業に因るが故に我を名けて伊羅鉢龍と爲せり。既にして身を受け已りて復佛所に往いて問うて言

【一二四】修伽陀(sugata)。佛十號の一、善逝なり。善見律第四(大正藏24,696a)に十號の解釋詳細なり。

【一二五】伊羅樹葉。寢具中に入るべき草の一種、eraka 草なり、Dhammapadatthakathā. 3,230 に此物語出づ。

の爲に來てらるべし、我れ解せずと雖當に方便を作して此譽を保全すべし」。便ち衆人に語ぐらく、「汝皆我と共に往いて龍所に到れ、我當に之を解くべし」。是に於て衆人、摩納と倶に恭敬圍遶して往いて龍所に到り龍に語げて言はく、「可しく汝が偈を說くべし、我當に敷演すべし」。龍卽ち偈を說くに摩納言はく、「此甚だ解き易し、我れ七日して後當に來りて之を解くべし」。卽ち其偈を誦して先に餘の沙門・婆羅門・[二二]不蘭迦葉の六師等[二三]に問ふに、悉く解くこと能はず、皆誑り謾罵して咸く「無義なり」と言ひ、以て不解の短を掩藏せんと欲せり。摩納復念言すらく、『師昔我に告げぬ、「佛當に世に出づべし、彼に於て梵行を淨修せよ」と。今、沙門瞿曇は鹿苑中に在り、必らず能く之を解かん、我當に往いて問ふべし』。復是念を作さく、「此六師等は年耆博見なるに尙ほ解くこと能はざりき、況んや沙門瞿曇は旣に自ら年少にして出家の始なり、而も能く解かんをや」。復念ずらく、「明闇は自然なり、先後を以て相挌ぶべからず、瞿曇少なりと雖輕んずべからざるなり」。念じ已りて便ち佛所に到り、佛足を頂禮して却いて一面に住し、龍王の偈を說いて以て佛に問へり。佛卽ち爲に說きたまはく、

「第六王を上と爲す　染者は染と等し　不染は則ち無垢なり　染者を之を愚と謂ひ　愚者は流に溺はさる　能滅者を智と爲す　流を捨して流に復らざるを　是を名けて解脫と爲す」。

摩納は偈を說きたまふを聞き已りて深く是佛なるを知り、誦習し受持して第七日に至りて往いて龍所に到るに、時に八萬四千人、恒水の兩岸に在りて摩納が偈義を解說するを聽かんと欲せり。摩納更に龍に語げて言はく、「汝が先偈を說け」。龍王便ち說き、摩納卽ち佛所說の偈を說いて爲に之を解けり。龍王偈を聞き歡喜踴躍して念言すらく、「佛已に世に出でたまへり、我今便ち已に佛に見ゆるを得たりと爲す。所以は何ん、我れ餘の沙門・婆羅門・諸天・魔・梵・一切世間にして能く此

〔二二〕不蘭迦葉（Purāṇa Kassapa）。
〔二三〕六師。律部八、註（二の三四）參照。

屬すべし。彼必らず貪著して復佛の世に出興したまへる意を憶することなけん、我今寧ろ可しく鹿苑の邊に於て爲に舍宅を立て、日々に三たび佛當に世に出でたまふべきを念ぜしめ、若し世に出でたまへる時は汝當に彼に於て梵行を淨修すべしと敎ふべし」。念じ已りて卽ち爲に宅を立て、念の如くに之に敎へぬ。阿夷久しからずして便ち命過せしに、那羅は果して供養を得て貪著の心深く、都べて復佛當に世に出でたまふべきを憶せざりき。

時に[二〇]伊羅鉢龍王是念を作さく、『昔、迦葉佛は我に記したまへり、「當來過百千萬億歲に於て釋迦牟尼佛世に出現したまひ、佛當に汝が龍身を脫するの時を記したまふべし」と。時今應に至れり、當に往いて佛を見まつるべし』。彼龍は佛を見まつらんが爲の故に[二一]六齋日に於て恒水中に在りて金鉢を用つて銀粟を盛り、銀鉢を(用つて)金粟を盛り、又二女を莊嚴して偈を說いて言はく、

「何者か王中の上なる　染と非染と等しからんに　云何が無垢なるを得ん　何者か名けて
愚となす　何者か流に漂はされ　何を得てか名けて智と爲す　云何が流・不流にして
而も名けて解脫と爲すや」。

龍王此偈を說き已りて念じて言はく、「若し人能く此偈を解く者あらんに卽ち是れ佛なり、若し佛より聞かんには必らず我に佛處を示せ、我れ今餘の沙門・婆羅門・諸天・魔・梵・一切世間にして能く此偈を解く者あるを見ず」。念じ已りて唱へて言はく、「若し能く此偈を解くあらんに、我當に金銀鉢に金銀粟を滿せると及び此二女とを與へん」。爾の時衆多の餘の沙門・婆羅門・長者・居士は競うて龍の爲に此偈義を解かんと欲し、龍王爲に說くに皆解くこと能はざりき。爾の時那羅摩納は摩竭國人の共に宗敬する所たりければ、皆言はく、「此摩納は大知見あり、必らず能く之を解かん」。便ち共に往いて請ふに、摩納念言すらく、「我は一國の所宗たり、若し能くせずと言はゞ便ち當に彼衆人

【二〇】伊羅鉢龍王(Erapatha)。

【二一】六齋日。月の八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日を六齋日として非時食せずして淨住するなり。

し往いて其家に到り座に就いて坐したまへり。長者夫婦は手づから自ら食を下き、食し已りて一二三澡水を行じ畢るに、婦は小牀を取りて佛前に坐せり。佛言はく、「姉妹、汝、佛に歸依し法に歸依し比丘僧に歸依せよ」。卽ち三歸を受け、次で五戒を受けぬ。是を耶舍の母初めて三自歸五戒を受けたりと爲す。爾の時世尊は耶舍の母の爲に家の大小を擧げて種々に妙法を說いて示教利喜したまふに、皆遠塵離苦し法眼淨を得て見法得果せり。見法得果し已るに皆三自歸を受け、次で五戒を受けぬ。爾の時耶舍に四友人あり、一を一二四滿足と名け二を一二五善博と名け三を一二六離垢と名け四を一二七牛主と名けしが、耶舍が沙門瞿曇の所に於て出家して梵行を修せりと聞いて共に議して言はく、「其道必らず勝れん、乃し豪族をして世榮を顧みざらしめたれば、我等宜しく共に大沙門所に到りて梵行を淨修すべし」。四人欣悅して心に於て道を慕ひ、便ち耶舍の所に往いて問うて言はく、「汝が修する所の梵行は豈に能く具足して最勝たりや」。答へて言はく、「此道は無量にして最勝たり」。便ち四人を將ゐ往いて佛所に到り、佛足を頂禮して却いて一面に住せり。佛爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまふに、皆坐上に於て遠塵離苦し法眼淨を得て見法得果せり。見法得果し已るに佛足を頂禮して佛に白して言さく、「世尊、願はくは我に出家を與へ具足戒を受けたまはんことを」。佛言はく、「善來、比丘よ、……」……乃至、鉢盂は手に在りき、……亦上に說けるが如し。受戒未だ久しからざるに、懃修して懈らざりければ阿羅漢を得たりき。爾の時世間に十一阿羅漢ありき。

耶舍が昔交遊せし所復五十人あり、耶舍が瞿曇の所に於て梵行を修行せるを聞いて共に議し……乃至、阿羅漢を得たりき、……皆上に說けるが如し。爾の時世間に六十一阿羅漢ありき。

一二八相師阿夷は菩薩成佛せんに當に波羅㮈國仙人鹿苑中に在りて法輪を轉ずべきを知りて叉念ずらく、「我が命過の後、諸弟子中一二九那羅摩納は當に我を紹繼すべく、我が之せる供養は悉く當に彼に

【一二三】澡水を行ずとは、食後に鉢と手とを洗ひて(onitapa-ttapāṇi)との意。そゝぎ水をめぐりほどこして洗ひそゝぎ畢るにとの意なり。

【一二四】滿足(Puṇṇaji)。四分律に滿願となす。

【一二五】善博(Subāhu)。四分律に善臂となす。

【一二六】離垢(Vimala)。四分律に無垢となす。

【一二七】牛主(Gavampati)。四分律に伽婆婆提とす。

【一二八】相師阿夷。相師は未來の吉凶を豫言する人。阿夷は阿私陀(Asita)仙人なり。悉達多太子誕生瑞相を見て太子が成佛して法輪を轉じたまふべきを豫言す。瑞應本起經によるに阿夷時に百餘歲なりき。

【一二九】那羅摩納(Nālaka)。那羅陀ともいふ。摩納は māṇavaka の音略、青年婆羅門の義なり。こゝに那羅は阿夷仙人の弟子とあるも、本行集經那羅陀出家品によるに、阿私陀は那羅陀の外舅にして、阿私陀が優禪耶尼城の頻陀山に居住せるとき弟子となれりとせり。巴利律に此說話を出さず。

かに之を見て子の善心を壞らんことを恐れ、化して障あらしめて子をして父を見せしめつゝ而も父をして子を見せざらしめたまへり。父、佛に問うて言さく、「沙門、我子を見たりや不や」。佛言はく、「且く坐せよ、若し此に在らんには何が見ざるを憂へん」。此語を聞き已りて念じて言はく、「沙門は必らず妄語せじ」。便ち前んで佛足を禮し却いて一面に坐せるに、佛爲に種々に妙法を說いて示教利喜したまへり、所謂、二〇施論・戒論・生天の論、(及び)五欲は過患にして諸漏を出生すると、在家の染累と出家の無著とにして、是の如きの種々の助菩提法を說きたまひ、然して後更に諸佛の常所說の法、所謂、苦集盡道を說きたまふに、彼卽ち坐上に於て遠塵離苦して法眼淨を得て見法得果せり。見法得果し已りて三自歸を受け、次で五戒を受けぬ。是を諸の優婆塞にして人中に於て耶舍の父最初に三歸五戒を受けたりと爲す。耶舍は佛が父の爲に四眞諦法を說きたまへるを聞いて二一漏盡意解せり。然る後其父子をして兩ながら相見ゆるを得せしめたまひしに、父は子に語げて言はく、「汝起ちて家に還れ、汝が母は汝を失ひて憂愁して殆んど死なんとす」。佛、其父に語げて言はく、「若し人、漏を解脫せんに寧ぞ能く還欲を受くるや不や」。答へて言さく、「能はず」。佛言はく、「我、汝が爲に法を說かん」。時に耶舍は諸法を觀じて漏盡き心に解脫を得たりき。其父、佛に白して言さく、「佛は我が爲に法を說きつゝ、而も耶舍をして快く善利を得せしめたまへり」。是に於て耶舍は坐より起ち佛に白して言さく、「世尊、願はくは我に出家を與へ具足戒を受けたまはんことを」。佛言はく、「善來、比丘よ、……」……乃至、鉢盂は手に在りき、……亦上に說けるが如し。爾の時世間に七阿羅漢ありき。

時に耶舍の父坐より起ち佛足を頂禮して佛に白して言さく、「惟願はくは世尊、耶舍と與に我が二二明日食を受けたまはんことを」。佛、默然して之を受けたまふに、更に足を頂禮し遶ること三匝して去り、家に還りて種々に多美飮食を辦へぬ。佛至りたまふの時耶舍を將ゐ、衣を著し鉢を持

【二〇】これ對機を次第に調順したまふ說法形式にして、巴利律文には dānakathaṃ sīlakathaṃ saggakathaṃ kāmānaṃ ādīnavaṃ okāraṃ saṃkilesaṃ nekkhamme ānisaṃsaṃ pakāsesi(布施の話、戒の話、生天の話、諸欲の過患にして虛假不淸淨なると、出離の功德とを說示したまへり)とあり。四分律には布施持戒生天之法呵欲不淨讚歎出離爲樂とあり。

【二一】漏盡意解。煩惱盡きて意に解脫せるなり。巴利文に anupādāya āsavehi cittaṃ vimucci (世に著するなくして煩惱より心を解脫せしめたり)とあり。

【二二】明日食。四分律には今受我請といひ、巴利律には ajjatanāya bhattaṃ(今日の爲の食)とせり。これ五分は、耶舍及び耶舍の父の見法得果を明相出以前とせるが故なるべし。

非我を見るべく、受・想・行・識も亦是の如くなり。夫れ聖弟子たらんには應に是觀を作すべきなり、厭離して染なからんに便ち解脱を得、解脱智を得て、梵行已に立して所作已に作さん」。是法を說きたまひし時、五比丘は一切の漏盡きて阿羅漢道を得たりき。爾の時世間に六阿羅漢ありき。

復、長者の子あり、名けて[一〇六]耶舍と曰ひ、本性賢善にして世間を厭離し喜んで聞法を樂へり。世尊是念を作したまはく、「彼耶舍長者の子は當に信を以て出家すべし」と。便ち[一〇七]婆羅水邊に往き、草坐を敷いて宿したまへり。時に彼長者の子は五欲もて自ら娛しみ已るに便ち蹔眠を得、一切の伎直も悉く皆眠臥せり。長者の子は須臾にして便ち覺めて己が屋舍を視るに猶し丘塚の若く、諸の伎直を觀ずるに皆木人の如くにして、更相に荷枕し鼻涕目淚して口中より流涎し、琴瑟箏笛の樂器は縱橫せりければ、甚だ大に驚怖して厭離心を生じ、走りて父所住の處に向ふに、見ること亦是の如くなりければ倍厭離を生ぜり。即ち便ち閤に向ふに閤忽ち自ら開き、門及び大城門に向ふに皆自然に開きければ、逕に婆羅水邊に趣きて高聲に大唱すらく、「我今憂厄して歸趣する所なし」。爾の時世尊は金色の臂を伸ばして招いて言はく、「童子、此に來れ、此處は無爲にして憂厄あることなけん」。耶舍は佛の語聲を聞くや一切の憂厄豁然として消除し、即ち[一〇八]琉璃屣を脫して岸邊に著き水を渡りて佛に詣るに、遙かに世尊の姿容殊特にして猶し金山の若くなるを見て歡喜心を生じ、到り已りて頭面に禮足して却いて一面に坐せり。佛爲に種々に妙法を說いて示敎利喜したまひ、次で四諦苦集滅道を說きたまふに、即ち坐上に於て遠塵離苦して法眼淨を得たりき。後に伎直覺めて共に耶舍を求むるも所在を知らざりければ其父母に白すに、[一〇九]父母は四向に推求して絡繹として追ひ、兼ぬるに人を募りて言はく、「若し我子の所在を知らんに即ち其身所著の寶衣を以て之に與へん」。其父、夜に城門に至り開くを待ちて出城し、其屣跡を見て跡を尋ねて之を追ふに、既にして水邊に到り琉璃屣の岸上に在るを見て乍ち喜び乍ち悲めり。即ち屣を捨てゝ水を渡るに、佛遙

巴利律・五分律と相違せり。

【一〇四】頞鞞(Assaji)。馬勝ともいふ、舍利弗を感化せる人にして五比丘の一人、汚家惡行を行ぜる馬師に非ず。

【一〇五】摩訶納(Mahānāma)。五比丘の一人、阿那律の兄なる摩訶男とは異る。

【一〇六】耶舍(Yasa)。

【一〇七】婆羅水邊。四分律(三二)にも婆羅河側とせり。巴利律には仙人墮處鹿野苑とせり。波羅㮈斯城の側を流るゝBaraṇa(バラナ)河なり。

【一〇八】琉璃屣。四分・巴利兩律には金屣(suvaṇṇapādukā)となす。

【一〇九】本文に父母四向推水絡繹而追とあり。絡繹は宋・元・宮本には駱驛となす。今改めず。

王天は忉利天に告げ、是の如く展轉して梵天に至りて言はく、「佛今波羅㮈に於て無上法輪を轉じたまへり、先に未だ轉ぜざる所、若しは沙門・婆羅門、若しは天若しは魔若しは梵(若しは)一切世間の未だ曾て轉ぜざる所なり」。諸天歡喜して種々の花を雨し、皆光明ありて星の地に墜つるが如く、虛空中に於ては天伎樂を作せり。是に於て憍陳如は坐より起ち佛足を頂禮して佛に白して言さく、「世尊、願はくは我に出家を與へ[一〇一]具足戒を受けたまはんことを」。佛は[一〇二]「善來、比丘よ、具足戒を受け、我が善說の法と律とに於て能く一切苦を盡して梵行を淨修せよ」と言ふに、憍陳如は鬚髮自ら墮ち、袈裟は身に著し、鉢盂は手に在りき。是を憍陳如已に出家を得て具足戒を受けたりと爲し、是より已後名けて阿若憍陳如と爲せり。佛便ち四人の爲に說法教誡したまふに、[一〇三]跋提・婆頗の二人は法眼淨を得て見法得果せり。見法得果し已るに坐より起ち佛足を頂禮して佛に白して言さく、「世尊、願はくは我に出家を與へ具足戒を受けたまはんことを」。佛言はく、「善來、比丘よ、……乃至、鉢盂は手に在りき、……亦上に說けるが如し。復二人の爲に說法教誡したまふに、[一〇四]頞鞞・[一〇五]摩訶納は法眼淨を得て見法得果せり。見法得果し已るに坐より起ち佛足を頂禮して佛に白して言さく、「世尊、願はくは我に出家を與へ具足戒を受けたまはんことを」。佛言はく、「善來、比丘よ、……乃至、鉢盂は手に在りき、……亦上に說けるが如し。佛、五比丘に告げたまはく、『汝等一心に求めて正に煩惱を斷ぜよ、我先に亦一心に求めて正に煩惱を斷ぜり、故に無上正覺を成ずるを得たり。(汝等が)意に於て云何、「色は是常なりとやせん無常なりとやせん」と』。答へて言さく、「無常なり」。又問ひたまはく、「若し無常ならんには苦なりとやせん樂なりとやせん」。答へて言さく、「苦なり」。又問ひたまはく、「若し苦ならんには我なりとやせん非我なりとやせん」。答へて言さく、「非我なり」。……受・想・行・識も亦是の如くにして、問答も亦上の如くなりき、……「是故に諸比丘よ、色にして若しは內、若しは外、若しは過去・未來・現在ならんに、皆應に如實に

【九六】憍陳如(Koṇḍañña)。五人の侍者の一人。善く法を解了せるを以て阿若憍陳如・了本際とも言はる。
【九七】遠塵離垢得法眼淨。巴利律文には virajaṃ vītamalaṃ dhammacakkhuṃ udapādi (汚れなき垢を離れたる法眼を得たり)とあり。
【九八】地神。地居天(bhummā devā)なり。
【九九】虛空神。巴利律・四分律に此名を出さず。
【一〇〇】四天王天 (Cātumahārājikā devā)―忉利天 (Tāvatiṃsā devā)―焰天(yāmā devā)―兜術天(Tusitā devā)―化樂天 (Nimmānarati devā)―他化天 (Paranimmitavasavattī devā)。以上の欲界六欲天に展轉相告して梵天界(Brahmakāyikā devā)に徹せりとなす。
【一〇一】具足戒。律部八、註(一〇〇)參照。
【一〇二】善來比丘。巴利律文に ehi bhikkhū 'ti (來れ比丘よ)とあるに相當す。
【一〇三】跋提・婆頗 (Bhaddiya, Vappa)。婆頗は婆沙波(梵 Vāṣpa)とも音譯せらる。四分律には婆敷とせり。四分律にては憍陳如の次に阿濕卑と摩訶男とが弟子となり、次で婆提と婆敷とが歸佛せりとなして

なきとなり、此二邊を捨てんに便ち[八七]中道を得、眼・智・明・覺を生じて泥洹に向ふなり。何をか中道と謂ふ、所謂、[八八]八正にして正見・正思・正語・正業・正命・正方便・正念・正定なり、是を中道と爲す。復[八九]四聖諦あり、苦聖諦・苦集聖諦・苦滅聖諦・苦滅道聖諦なり。何をか苦聖諦と謂ふ、所謂、生苦・老苦・病苦・死苦・[九〇]憂悲惱苦・怨憎會苦・愛別離苦・所求失苦なり、要を以て之を言はゞ[九一]五盛陰苦なり、是を苦聖諦と謂ふ。何をか苦集聖諦と謂ふ、所謂[九二]有愛及び倶生の煩惱もて處々に樂著するなり、是を苦集聖諦といふ。何をか苦滅聖諦といふ、所謂、愛斷・無餘・滅盡・泥洹なり、是を苦滅聖諦といふ。何をか苦滅道聖諦と謂ふ、所謂、八正道なり、是を苦滅道聖諦といふ。

[九三]「是れ法なり」と、我先に未だ聞かざりし(法)に眼生じ智生じ明生じ覺生じ通生じ慧生ぜり。「是れ法なり應に知るべきなり」と、我先に未だ聞かざりし(法)に、眼生じ……乃至、慧生ぜり。「是れ法なり已に知んぬ」と、我先に未だ聞かざりし(法)に、眼生じ……乃至、慧生ぜり。「是れ苦聖諦なり」「是れ苦聖諦なり應に知るべきなり」「是れ苦聖諦なり已に知んぬ」と、我先に未だ聞かざりし(法)に眼生じ……乃至、慧生ぜり。「是れ苦集聖諦なり」「是れ苦集聖諦なり應に斷ずべきなり」「是れ苦集聖諦なり已に斷じぬ」と、我先に未だ聞かざりし(法)に眼生じ……乃至、慧生ぜり。「是れ苦滅聖諦なり」「是れ苦滅聖諦なり應に證すべきなり」「是れ苦滅聖諦なり已に證せり」と、我先に未だ聞かざりし(法)に眼生じ……乃至、慧生ぜり。「是れ苦滅道聖諦なり」「是れ苦滅道聖諦なり應に修すべきなり」「是れ苦滅道聖諦なり已に修せり」と、我先に未だ聞かざりし(法)に眼生じ……乃至、慧生ぜり。我已に如實に是の[九四]三轉十二行法輪を知りて[九五]無上正覺を成ずるを得たり』。是法を説きたまひし時、地は六返震動を爲し、[九六]憍陳如は[九七]遠塵離垢して諸法中に於て法眼淨を得たりき。佛問ひたまはく、「憍陳如、解せりや未や、憍陳如、解せりや未や」。憍陳如答へて言さく、「已に解せり、世尊」。[九八]地神聞き已りて[九九]虚空神に告ぐるに、虚空神は四天王天に告げ、[一〇〇]四天

【八七】中道(majjhimā paṭipadā)。
【八八】八正。律部八、註(四の一六一)の下參照。
【八九】四聖諦。律部八、註(四の二一六)參照。
【九〇】憂悲惱苦。四分・巴利兩律に此名を出さず。
【九一】五盛陰苦(pañc' upādāna-kkhandhā)。律部八、註(八の一二五)陰の下參照。
【九二】有愛及び倶生の煩惱。渇愛(kāmataṇhā, bhavataṇhā, vibhavataṇhā)と及び渇愛と倶に起る悅喜貪欲等の煩惱(nandirāgasahagata)。
【九三】本文に是法我先未聞眼生智生明生覺生通生慧生是法應知我先未聞眼生乃至慧生是法已知我先未聞眼生乃至慧生是苦聖諦是苦聖諦應知是苦聖諦已知我先未聞眼生乃至慧生……とあり。眼生じ智生じ……等とは巴利律文に……cakkhuṃ udapādi, ñāṇaṃ udapādi, paññā udapādi, vijjā udapādi, āloko udapādi(眼生じ、智生じ、慧生じ、明生じ、光生ぜり)とあるに相應す。
【九四】三轉十二行法輪(tiparivattaṃ dvādasākāraṃ yathābhūtaṃ ñāṇadassanaṃ=三轉十二行の如實知見)。
【九五】無上正覺(anuttaraṃ sammāsambodhi)。

て　甘露の法鼓を撃つべけん」。

梵志復問ふらく、「自ら最勝と說けり、願はくは其義を聞かん」。　佛復偈を以て答へて曰はく、

「能く一切の結を除き　三界の漏を滅盡し　諸の惡法を摧破せり　是故に我を勝と爲す」。

梵志受けずして髀を拍ちて去るに、[八四]彼梵志の宿世の善神卽ち空中に於て爲に偈を說いて言はく、

「佛始めて世間に出で丶　天上天下に尊きに　如何が汝之に遇ひつ丶　而も反りて棄捨し

去れる」。

梵志は此偈を聞くと雖猶ほ去りて顧みざりき。　是に於て世尊は波羅㮈に之き五人の所に趣きたまふに、五人遙かに佛の來りたまへるを見て共に[八五]要言を作さく、「瞿曇沙門は昔日に一麻一米を食せるも尙ほ道を得ざりき、今旣に多欲にして道を去ること遠し、但爲に一小座を敷いて、愼んで起迎禮拜問訊すること莫れ」。　世尊旣にして到りたまふに、五人覺えず起ちて禮し、爲に衣鉢を捉り、更に好座を敷き水を以て洗足しつ丶、然も猶ほ如來を輕んじて面に姓名を呼ぶらく、「某甲よ、此坐に就くべし」。　佛、五人に告げたまはく、「汝等愚癡なり、要を立てつ丶云何が而も牢固ならざる、汝、佛を輕んじて面に姓名を稱し、自ら長夜に大苦報を受けしむること莫れ。吾今已に無上正覺を成ぜり、應に共に一心に聽いて敎誡を受くべし。　汝若し隨順して違ふなく逆ふなからんには、久しからずして當に族姓出家して梵行を淨修し、道果を現證して生死已に盡き、梵行已に立して所作已に作し、五陰を解了して泥洹に止宿するを得べけん」。　五人復言はく、「卿は先に是の如くに難行苦行しつ丶尙ほ[八六]過人法聖利滿足を得ざりき、況んや今道を失して放恣多欲なり、過人の法其れ得べけんや」。　佛復告げて曰はく、「汝等如來無上正覺を輕んずる莫れ、佛は道を失せず亦多欲ならじ」。　五人聞き已るに乃し本心を捨しぬ。　佛復告げて曰はく、『世に二邊ありて親近すべからず、一には愛欲に貪著して「欲は過なし」と說き、二には邪見もて形を苦しめて道迹あること

【八四】四分律・巴利律には、宿世の善神及び其偈を出さず。

【八五】要言。誓言なり。

【八六】過人法聖利滿足。聖者所得の眞實殊勝なる知見を具足するなり。

の根に利鈍あり、後世三惡道を畏るゝ者あり、能く法を受くること大海の如き者あり、蓮華の萌芽の泥に在りつゝ水を出でたるも未だ水を出でざるも汚染せざるが若き者あるを見て偈を說いて言はく、

「先には徒しく疲勞せんを恐れて　甚深の義を說かざりき　甘露今當に開くべし　一切皆應に聞くべきなり」。

爾の時梵天は此偈を聞き已りて歡喜踴躍し、前んで佛足を禮して右遶三匝し、忽然現ぜずして天宮に還りぬ。佛是念を作したまはく、「甘露當に開くべけんも誰か應に先に聞くべき。鬱頭藍弗は[七八]聰明にして悟り易ければ此人應に先にすべし」。念じ已りて行かんと欲せるに天、[七九]空中より白して言さく、「鬱頭藍弗は亡じて來七日なり」。[八〇]佛言はく、「苦しい哉、彼れ長衰を爲せり、甘露の法鼓如何が聞かざりし」。復更に惟うて曰はく、「甘露當に開くべけんも誰か應に次に聞くべき。阿[八一]蘭迦蘭は聰明にして悟り易ければ次に應に聞くを得べし」。適起ちて行かんと欲せるに天復白して言さく、「阿蘭迦蘭は昨夜命終せり」。佛言はく、「苦しい哉、甘露の法鼓にして聞くを得ざりしとは、生死往來何に由りてか息むことを得ん」。復更に惟うて曰はく、「甘露當に開くべけんも誰か應に次に聞くべき。父王昔五人を遣はし隨侍せしめて勞苦せり、此功應に報ずべし、今此五人は波[八二]羅㮈國仙人鹿苑中に在り」。念じ已りて便ち行きたまふに、未だ至らざる中間の道にて梵志・優[八三]婆耆婆と名くるに逢ひたまひ、遙かに世尊の姿容挺特にして諸根寂靜に、圓光一尋にして猶し金山の若くなるを見て便ち問うて曰さく、「本何の師に事へ、何の道法をか行じて以て斯の尊を致せる」。爾の時世尊は偈を以て答へて曰はく、

「一切智を最と爲す　累なく染する所なし　我行は師に由らずして　自然に聖道に通ぜり　唯一にして等しきものあることなく　能く世をして安隱ならしむ　當に波羅㮈に於

【七八】鬱頭藍弗。鬱陀羅羅摩子(uddaka Rāmaputta)にして、羅摩の子なる鬱陀迦の意。四分・巴利には先に阿蘭迦蘭を念じたまへりとせり。世尊の出家後の第二師なり。

【七九】天とは、見えざる一天子(antarahitā devatā)の意なり。

【八〇】佛言苦哉彼爲長衰甘露法鼓如何不聞とあり。四分律には何其苦哉汝有所失此法極妙如何不聞とあり。爲長衰は四分律の有所失に相當する故に、汝非常に損減せりとの意なり。

【八一】阿蘭迦蘭(Āḷāra Kalāma)。世尊出家後の第一師なり。

【八二】波羅㮈國仙人鹿苑。波羅㮈城(Bārāṇasī)なる仙人墮處鹿野苑(Isipatana Migadāya)なり。苦行者等の集まる所なる故に仙人墮處といふ。鹿野苑は施鹿林とも稱し、鹿王本生譚に由來して自由に鹿を放し飼ひにして殺すを禁ぜる處なり。

【八三】梵志優婆耆婆。四分律には優陀耶梵志とし、巴利律には Upaka ājīvika(邪命士ウパカ)とす。梵志とは種々の外道苦行者をいふ。

より起ちて是念を作したまはく、「我が所得の法は甚深微妙にして解し難く見難く、寂寞無爲なり、智者の知る所にして愚の及ぶ所に非ず。衆生は三界の窟宅に樂著して此諸業を集む、何に緣りてか能く十二因緣甚深微妙難見の法を悟らん。又復[七四]一切の行を息めて諸流を截斷し、恩愛の源を盡して無餘泥洹せんこと益復甚だ難し。若し我說かんには徒に自ら疲勞して[七五]唐しく自ら苦を招かんのみ」。爾の時世尊は重ねて不可說義を明さんと欲して偈を說いて言はく、

「我が所成の道は難し　若し窟宅の爲に說いて　流に逆ひ生死を迴らさんとすとも　深妙にして甚だ解し難し　染欲の覆ふ所　黑闇にして所見なく　貪恚愚癡の者は　此法に入ること能はじ」。

爾の時世尊は此を以て默然して法を說きたまはざりき。時に[七六]梵天王は梵天上に於て遙かに佛意を知りて是念を作さく、「今、佛正覺は世に興出しつゝ衆生の爲に所悟の法を說きたまはざれば、世間は長衰して永く盲冥に處し、死しては卽ち當に復三惡道に墮すべけん」。念じ已りて力士の伸臂を屈する頃の如きは梵天より沒して佛前に涌出し、頭面に禮足し却いて一面に住して佛に白して言さく、「惟願はくは世尊、衆生を哀愍して時に爲に法を說きたまはんことを、自ら衆生ありて能く佛の敎を受けん、若し聞かざらんには便ち當に退落すべけん」。是の如く三反して復此義を以て偈を說いて佛を請ずらく、

「先に此[七七]摩竭界は　常に雜穢の法を說きぬ　願はくは甘露の門を開いて　爲に純淨の義を演べたまはんことを。自ら我れ梵宮に在りて　皆古佛の說を見たり　惟願はくは今普眼もて　亦法堂を敷いて敎へたまはんことを。衆生は憂惱に沒して　生老死を離れざるも　然も善を樂ふ者多ければ　願はくは戰勝の法を說きたまはんことを」。

爾の時世尊は默然して之を受けたまへり。卽ち佛眼を以て普く世間を觀じたまふに、諸の衆生

【七四】一切の行を息めて(sabbasaṃkhārasamatha)とは生滅變化してやまざる一切有爲無常の法を休息せしむる意。

【七五】本文に唐自枯苦とあり、宋・元・明・宮本には唐自扨苦とあり、今改む。

【七六】梵天王(Brahmā Sahampati)。律部十三、註(八の二三)參照。

【七七】摩竭界。摩揭陀國なり。此偈文能く巴利律と合す。四分律は備なり。

して佛を遶ること七匝し、頭にて佛上を覆ひ、風雨蚊虻をして世尊を惱亂せしむること勿るべし」。卽ち便ち之を作せるに、世尊七日を過ぎ已りて三昧より起ちたまひければ、龍は雨止み空中淸明なるを見て其本形を捨し、化して年少と作り稽首して佛に白さく、「我れ大身を化し圍遶すること七匝して頭にて佛の上を覆へるは、以て風雨蚊虻を障蔽せんと欲してなり、佛を觸惱せんが爲にはあらざりき」。此義を以て便ち偈を說いて言はく、

「[六八]靜處にて遠離するの樂　法を聞き法を見るの樂　世間を惱まさゞるの樂　能く衆生を慈しむの樂　世間に欲を離るゝの樂　等しく恩愛を度するの樂　能く我慢を伏するは　是れを最上の樂と爲す」。

佛、偈を說き已るに起ちて[六九]鬱鞞羅斯那聚落に到りたまひ、村に入りて乞食せんとて次に[七〇]斯那婆羅門舍に到り、門外に於て默然して立ちたまへり。彼女、[七一]須闍陀は佛の威相殊妙なるを見て前んで佛鉢を取り、美食を盛滿して以て世尊に奉ぜしに、佛は食を受け已りて語げて言はく「汝可しく佛に歸依し法に歸依すべし」。卽ち二自歸を受けぬ。是を女人中、須闍陀は最初に二自歸を受けて優婆夷と爲れりとなす。佛食し已りて復菩提樹下に還り、結跏趺坐して三昧七日して解脫の樂を受け、七日を過ぎ已りて三昧より起ち、衣を著し鉢を持して復其舍に到りたまふに、斯那は食を奉じて二自歸を受けぬ、……亦上に說けるが如し。佛後に復其舍に往きたまふに、其婦は佛に見え、食を奉じて二自歸を受けぬ、……亦上に說けるが如し。佛後に復其舍に往きたまふに、彼姉妹四人佛に見え、食を奉じて二自歸を受けぬ、……亦上に說けるが如し。佛食し已りて復菩提樹下に還り、三昧七日して起ちて[七二]阿踰波維尼拘類樹に向ひたまふに、中路に一女人の[七三]酪を鑽りて酥と作せるを見て便ち從うて乞食したまふに、彼女は鉢を取り酪を盛滿して佛に奉じ二自歸を受けぬ、……亦上に說けるが如し。佛食し已り樹下に前み到りて三昧七日したまひ、七日を過ぎ已るに三昧

rāja)。

【六八】㊂分律(三一)に離欲歡喜樂、觀察法亦樂、世間無恚樂、不嬈於衆生、世門無欲樂、滅度於欲界、能伏我慢者此最第一樂とあり。

【六九】鬱鞞羅斯那聚落(uruvelā senānigama)。鬱鞞羅大將聚落なり。

【七〇】斯那婆羅門舍。將軍婆羅門(Senānikutimbika)の舍。

【七一】須闍陀(sujātā)。

【七二】阿踰波羅尼拘類樹(ajapālanigrodharukkha)。牧羊(阿踰波羅)の尼拘類樹なる意、牧羊者は此樹の蔭に凉を取る故なり。尼拘類とは榕樹、四分律には阿踰波羅尼拘律樹とせり。

【七三】酪を鑽るとは、酪をかきまぜる事なるべし。

以て車牛をして皆躓か(しむ)るに、衆人怖懼し四向して神を求めぬ。彼神、空中に於て語げて言はく、「汝等怖るゝ莫れ、汝等怖るゝ莫れ、今、佛世尊は初めて大道を成じ、靜坐七日して定より起ち遊行して彼樹下に坐したまへり、未だ獻食者あらざれば汝[六二]麨蜜を奉上して長夜に安きを獲よ」。衆人歡喜して卽ち麨蜜を和して倶に樹下に詣り、遙かに世尊の姿容挺特にして諸根寂定に、三十二大人の相ありて圓光一尋せること猶し金山の若くなるを見、前んで佛足を禮して麨蜜を奉上せり。世尊是念を作したまはく、「過去の諸佛は皆鉢を以て受けたまへり、當來の諸佛も亦復是の如し、我今亦應に鉢を用ひて施を受くべきたり」。[六三]四天王は佛意を知りて各一の自然香淨の[六四]石鉢を取りて以て世尊に奉じ、白して言さく、「惟願はくは我等が此器を哀納して賈人の施を受けたまはんことを」。佛復惟念したまはく、「若し一王の鉢を取らんに餘王の意に可ならざらん」。便ち悉く四鉢を受けて左手中に累ね、右手に之を按じて一鉢を合成し、以て用ひて施を受けたまへり、受け已るに語げて言はく、「汝等當に佛に歸依し法に歸依すべし」と。卽ち二自歸を受けぬ。是れ人中、二賈客最初に二自歸を受けたりと爲す。便ち爲に[六五]隨喜呪願の偈を説きたまはく、

「二足なる汝安隱なり　四足も亦安隱なり　去くも亦安隱を得　還るも亦安隱を得ん
耕田望あるが如く　下種も亦望あり　汝今海に入りて望まんに　果を獲ること亦彼が如くならん」。

爾の時世尊は此偈を説き已りて更に賈人の爲に種々に妙法を説きたまひ、[六六]示教利喜し已りて復一樹下に至りて麨蜜を食し、麨蜜を食し已りて復結跏趺坐し、入定して七日解脱の樂を受けたまへり。七日を過ぎ已りて[六七]文鱗龍所住の一樹下に到りたまふに、龍水より出でて非人食を以て世尊に奉上し、佛食を受け已り復入定して七日解脱の樂を受けたまへり。時に雨ること七日、其雲甚だ黑くして人をして毛竪たしめければ龍是念を作さく、「今雨りて畏るべし、我今寧ろ可しく大身を化作

【五八】偈。喜頌(udāna)なり。巴利律に此偈あるも四分律に缺く。

【五九】摩修羅山神。根橋易土集・翻梵語等に此山名を出さず。本律第十六卷の阿毗濕迦山、四分律第三十三卷の摩頭鳩羅山等の如し。所在知り難し。

【六〇】訶梨勒。律部八、註(三の九九)參照。

【六一】離謂・波利。四分律(列五、三右)に瓜・優波離とし、巴利律には Tapussa bhallika とし、本行集經には帝梨富娑と跋梨迦とす。兄弟にして弟の跋梨迦は後に比丘となれり。

【六二】麨蜜(mantha, madhupiṇḍika)。

【六三】四天王。律部十三、註(一の六六)參照。

【六四】石鉢(selamaya patta)。

【六五】隨喜呪願。食時の呪願又は歎食呪願にして、施者の吉祥福利を求願する故に吉祥歎ともいふ。律部八、註(一の八七)及び律部十一、註(三四の二五)參照。巴利律・四分律には此偈を記さず。四分律には定光如來が摩納に記莂を授くる本生譚を長々と引けり。

【六六】示教利喜。法を教へ、法によりてはげまし、樂しませ、喜ばすなり。

【六七】文鱗龍(Mucalinda nā-

悪不善の法を離れ、乃し第四禪を得るに至りて其中に遊戲して[五三]三十七道品の行に通じ、此淨心を以て[五四]三明洞照せり、所謂、宿命明・他心明・漏盡明なり、……[五五]瑞應本起中に說けるが如し。是に於て起ちて[五六]欝鞞羅聚落に到り、始めて佛道を得て林樹下に坐し、[五七]初夜に逆順して十二因緣を觀ずらく、「是を緣ずるが故に是あり、緣滅せんに則ち是滅す、所謂、無明は行を緣じ、行は識を緣じ、識は名色を緣じ、名色は六入を緣じ、六入は觸を緣じ、觸は受を緣じ、受は愛を緣じ、愛は取を緣じ、取は有を緣じ、有は生を緣じ、生は老死憂悲苦惱を緣ず。若し無明滅せんに則ち行滅し、行滅せんに則ち識滅し、識滅せんに則ち名色滅し、名色滅せんに則ち六入滅し、六入滅せんに則ち觸滅し、觸滅せんに則ち受滅し、受滅せんに則ち愛滅し、愛滅せんに則ち取滅し、取滅せんに則ち有滅し、有滅せんに則ち生滅し、生滅せんに則ち老死憂悲苦惱皆滅す」と。此義を見已りて即ちに[五八]偈を說いて言はく、

「生緣の法は皆爾り　梵志初めて始禪に　既に此緣法を知りて　能く一切の疑を除けり。
生緣の法は皆爾り　梵志初めて始禪に　既に此緣法を知りて　能く一切の苦を除けり。
生緣の法は皆爾り　梵志初めて始禪に　魔の闇冥を破せること　日の虛空に昇れるが如し」。

爾の時世尊の身に風患あり、[五九]摩修羅山神即ち[六〇]訶梨勒果を取りて佛に奉ずらく、「願はくは佛之を食して以て風患を除きたまはんことを」。佛受けて爲に食するに風患即ち除こり、結跏趺坐して七日解脫の樂を受け、七日を過ぎ已るに三昧より起ちて人間に遊行したまへり。時に五百賈客の五百乘車に乘ぜるあり、中に二大人あり一は[六一]離謂と名け二は波利と名く。二人の昔の善知識にして、死して善神と爲り恒に之に隨逐せるが是念を作さく、「今、佛始めて大道を成じたまへるも未だ獻食者あらず、我今當に二人をして佛に飯せしめて長夜に安きを獲せしむべし」と。即ち神力を

番北面相事とあり。番は藩に通ず、故に元・明本には藩と爲す。稱番は即ち國全體をさゝぐる意、北面は臣位なり。

【五〇】菩提樹。律部八、註(三の二一七)參照。

【五一】吉安(Sotthiya)。草刈なる吉祥なり。

【五二】五蓋。律部八、註(四の一八八)五下分結の下參照。

【五三】三十七道品。四意止(四念處)・四意斷(四正勤)・四神足・(四如意足)・五根・五力・七菩提分・八聖道なり。律部八、註(四の二〇八・二〇九・二一〇・二六一)參照。

【五四】三明。律部八、註(二の一七二)の下、五・四・六參照。四分律には他心通の代りに天眼通となす。

【五五】瑞應本起中說。現存の太子瑞應本起經、(大正藏3、472)なり。

【五六】欝鞞羅聚落。巴利律大品受戒法は此より筆を起せり。四分律(列五、二右)に詣欝毗羅大將村(uruvelā-senānī)中……我今求斷結處此處即是也……とあり。即ち此處にて六年間苦行したまへるなり。

【五七】初夜逆順觀十二因緣緣是故有是緣滅則是滅所謂無明緣行緣識……とあり。十二因緣については、律部八、註(八の一二八)參照。

て菩薩と名けしが相師之を相すらく、「若し家に在らば當に轉輪聖王と爲り四天下に主として七寶自ら至らん、所謂輪寶・象寶・馬寶・珠寶・女寶・臣寶・主兵寶なり。王に千子あり勇健多力なり。法を以て世を御し兵杖用ひざるに自然に太平なり。若し世間を樂しまざらんには出家學道し、道成じて佛と號し人の生死を度せん」と。聞くならく、「已に出家せり」と、此人必らず是らん」。王是語を聞いて便ち大に歡喜して言はく、「吾れ昔五願ありき、一願已に果せるも餘に四願あり、今必らず獲ん」。即ち二人に勅すらく「往いて菩薩何に於て憩止するかを視よ、吾當に出で詣るべし」。教を受けて馳せ往くに、菩薩乞食し畢りて[四五]波羅棕山向波旬國に還りて[四六]結跏趺坐せるを見たりければ、一人は往いて視、一人は還りて白せり。王即ち嚴駕して出でて菩薩が止頓せる山下に詣り、王歩みて山に上り菩薩の所に至るに、菩薩言はく、「善來、大王、疲極なきを得たりや」。王即ち稽首禮足して却いて一面に坐し菩薩に白して言さく、「本生は何國にして何姓の出家なりや」。菩薩答へて言はく、「雪山北なる[四七]舍夷國迦維羅衞城に生じ、父を淨飯と名け姓は瞿曇と曰ふ」。王は菩薩を試みんと欲して語げて言はく、「比丘が族姓は尊貴にして世に王冑たり、聖德自然にして應に四海に君たるべく、四海[四八]顒顒として企仰せざる莫けん、[四九]若し能く志を降さんには亦當に藩を稱げて北面して相事ふべけん」。菩薩答へて曰はく、「位、轉輪王より尊きは莫し、吾已に之を棄てぬ、況んや四海をや。出家求道する所以は一切生死の大苦を度せんと欲してなり、何ぞ我道成ぜんに先に度せんことを請はずして、乃し反りて區々たること此の如きを以てして相要むるや」。王言はく、「善い哉、斯語甚だ快し、道成ずるの日願はくは先に我及び此國人を度せられんことを」。菩薩之を許ふに、王大に歡喜して禮足辭退せり。王去りて後菩薩便ち[五〇]菩提樹に向ふに、樹を去ること遠からずして一人の草を刈れるを見、名けて[五一]吉安と曰へり、從うて少草を乞ひ、持して樹下に至り敷き已りて結跏趺坐し、身を直くし意を正し、念を繫けて前に在きしに、即ちに[五二]五蓋を除き欲

【四三】　瓶沙王五願。四分律（列五・一六右）には六願とせり。これ五分律の第四願の喜心と聞法とを二つに分てるのみ。四分・巴利共に鬱鞞羅迦葉歸佛の後に此願文を引けり。

【四四】　本文に時未有鉢持蓮華葉展轉道路葉不離祇とあり。今、葉不離祇展轉道路として譯せり。

【四五】　波羅棕山向波旬國。本文に受教馳往見菩薩乞食畢還波羅棕山向波旬國結跏趺坐一人往視一人還白とあり。波羅棕山に還り、波旬國に向うて結跏趺坐せりとすべきが如きも、かくては此文意通ぜず。Jātaka(1,66)には purḍava 山の蔭にて東方に向うて坐し……頻毗娑羅王の招請を辭退し……とあり。今の波羅棕山とは purḍava の音譯の寫誤ならんかと考へらる。山向は山峽（サンカフ）の同音寫にあらざるか。山峽は谷あひ。波旬國は波波邑とすべからず、魔波旬の棲む所即ち蔭覆せる洞窟の物悽き所といふ意にあらざるなきか。

【四六】　結跏趺坐。律部八、註(一)の一(六)參照。

【四七】　舍夷國迦維羅衞城。前註(一二)舍夷林の下參照。

【四八】　顒顒。敬虔にして溫和なる貌。

【四九】　本文に若欲降志亦當稱

し」、『吾れ拜して父母に白せり、「今辭して學道せんとす、久しからずして當に還るべし、願はくは憂を垂れられさらんことを」と』。闡陀涕泣長跪して白して言さく、『相師は昔太子を[三六]記せり、「當に[三七]轉輪聖王と爲りて七寶千子あり、四天下に王として正法もて世を御し、兵杖を用ひずして自然に太平にすべけん」と。而るに今云何が此王位を棄て身に寶衣を脫して苦を山野に受けんとはする』。菩薩反問すらく、「相師爾の時復何の記する所ぞ」。答へて言さく、「若し天下を樂しまざらんに出家學道して當に無上等正覺道を成ずべけん」。菩薩語げて言はく、『汝、此語を聞きつゝ今何爲ぞ憂ふる、但速かに還歸して父母に啓白せよ、「設し我骸骨枯腐すとも生老病死の原を盡さずんば終に還反らじ」と』。是に於て闡陀悲泣しつゝ前んで禮して[三八]右遶三匝し、馬を牽き寶衣を持して宮に還るに、菩薩は前行して一獵人の[三九]袈裟衣を著せるを見て往いて其所に至り、所著の衣の價直百千なるを以てして用ひて以て之に貿へ、著するを得て去りぬ。

菩薩は復前んで[四〇]須摩那樹に向ふに、樹下に剃頭師ありければ求めて髮を除かしめ、即ち爲に之を剃るに、[四一]釋提桓因は伸臂を屈する頃の如きに菩薩の前に至り、衣を以て髮を承け持して天宮に還れり。剃り已るに是念を作さく、「我今已に出家を爲して[四二]自然に戒を具せり」。是に於て漸に遊行して王舍城に到りぬ。[四三]瓶沙王少よりして五願ありき、「一には父王登遐せんに我當に紹位すべけん、二には願はくは王たるの時佛の出世に遇はん、三には願はくは身、佛に見えて親近供養せん、四には願はくは喜心を發して正法を聞くを得ん、五には願はくは法を聞き已るに即ち信解を得ん」と。菩薩城に入り食を乞ふに、威儀庠序として地を視て行けり。[四四]時に未だ鉢あらざりければ蓮華葉を持せるに、葉は根を離れずして道路に展轉せり。時に王は諸群臣と與に高樓上に於て遙かに菩薩を見て以て奇雅と爲し、顧みて衆臣に語ぐらく、「未だ曾て斯人の若き比を見ず、必らず是れ神聖ならん」。咸皆白して言さく、『昔聞けり、雪山の北、迦維羅衛城王を淨飯と名け、子を生じ

【三三】上宮。禁裏の南殿をいふ。南は陽にして貴く、北は陰にして卑しとせらる。王、太子を愛して南宮に居らしめたるが故に、今、太子を上宮といへるなり。

【三四】閤、宮殿の小門。

【三五】阿兔耶林。律部十三、註(三の五〇)彌那邑阿兔林の下參照。

【三六】記せりとは、將來を占ひ豫言するなり。

【三七】轉輪聖王。律部八、註(一の二五)參照。

【三八】右遶三匝。律部八、註(五の六四)參照。

【三九】袈裟衣。律部八、註(一の一一〇)參照。

【四〇】須摩那樹。枳、橘易土集に其色黃白、亦甚香、不ㇾ作二大樹一、纔高三四尺、四垂似ㇾ蓋者也とあり。修摩那とも蘇摩那とも書ひ悅意華と譯し、其形色俱に媚にして見る者をして心悅ばしむる故に此名あり。

【四一】釋提桓因。律部八、註(一の一五二)參照。

【四二】自然具戒。これ佛は因中得戒なるを示せるなり。佛は善來・三語・廣略羯磨によりて得戒せず、因中に自然に戒を具するとの意なり。律部十一、律二十二明了論の註(七五)諸佛世尊無量功德波羅蜜至得の語は果中得戒を示す。

ぎん」

菩薩は「泥洹」と說ける聲を聞き歡喜踊躍して自ら念ずらく、「我何んが當に此の無上泥洹を得べき」。宮に還りては思惟すらく、「未だ生老病死の法を離れざらんとは」と。王、御者 問ふらく、「太子今出でて樂しみたりや不や」。答へて言さく、「始めは出でて悅しまざりしも、還る時甚だ樂しめり」。又問ふ、「何の故に」。答へて曰さく、「出づるに死人に逢ひ是故に悅まず、還るに比丘を見て是故に歡び樂しめり」。王復念じて曰はく、『相師が「實に出家せん」と言へること必せり』とて、復五欲を增して晝夜に娛樂せ（しめ）ぬ。菩薩は諸の妓女の爲に娛樂せられ已りて便ち蹔眠を得たりしに、衆の妓女輩は皆淳惛して寐れり。菩薩尋いで覺めて諸の[三〇]妓直を觀ずるに、更相に荷枕して或は形體を露はせること木人の狀の如く、[三一]鼻涕目涙して口中より流涎し、琴瑟箏笛は縱横して地に在り、又宮殿を見るに猶し丘墓の如くなりき。菩薩見已りて三反稱言すらく、「禍なる哉、禍なる哉」。走りて父王所住の宮殿を視るに、宮殿の變狀亦復是の如くなりければ、復「禍なる哉」と稱して深く厭離を生ぜり。是に於て菩薩は奴なる闡陀に勑すらく、[三二]「汝起きて馬を備へよ、人をして聞かしむること勿れ」。闡陀白して言さく、「夜は非行の時なり應に遊觀すべからず又怨敵の[三三]上宮に逼るなきに、不審なり何の故にか夜に勑して馬を備へ（しめ）らる」。太子答へて言はく、「大怨敵あり、汝知らずや老病死の怨は怨の大なる者なることを、汝速かに馬を備へて稽留するを得ること勿れ」。即ち白馬を備へて牽いて中庭に至り白して言さく、「馬已に此に來れり」。菩薩便ち馬所に到り將に之に跨らんと欲して馬大に悲鳴せしに、天神留難あらんを恐れて即ちに馬聲を散じて人をして聞かざらしめぬ。菩薩馬に跨りて[三四]閤に向ふに閤即ち自ら開き、復城門に向ふに門亦自ら開き、既にして門を出で已りて[三五]阿㝹耶林に向へり。城を去ること遠からずして便ち馬を下り、寶衣を脫して闡陀に語げて言はく、「汝可しく馬を牽き並に寶衣を持し宮に還りて道ふべ

【二一】阿難陀（Ānanda）。
【二二】調達（Devadatta）。智度論第三（往一・二八右）には阿難陀と調達とを斛飯王の子とし、起世經（大正藏1,364b）有部破僧事（大正藏24,105a）・衆許摩訶帝經（大正藏3,937c）には甘露飯王の子とす。
【二三】摩訶男（Mahānāma）。
【二四】阿那律（Anuruddha）。智度論第三には此二人を甘露飯王の子とし、有部破僧事（二）・衆許摩訶帝經（二）は五分と同じ。
【二五】婆婆（Bhagu）。律部十三、註（三の五七）參照。
【二六】跋提（Bhaddiya）。此二人を甘露飯王の子とせるは五分律のみ、智度論及び有部破僧事には跋提（＝賢善）を白飯王の子とす。
【二七】羅睺羅（Rāhula）。
【二八】威儀（iriyāpatha）。律部八、註（二の一六六）・律部十、註（三二の一五七）參照。
【二九】泥洹。律部八、註（一の一四九）參照。
【三〇】妓直。侍る妓女。
【三一】鼻涕。鼻洟なり、涕は洟の同音寫、はなしる。
【三二】本文に汝起被馬勿令人聞とあり。被馬は元本に備馬、明本に鞁馬となす。鞁はむながひなり。今元本によりて備馬に改む、以下皆然り。

痩し門に倚りて喘息せるに逢見して御者に問うて曰はく、「此れ何人たりや」。答へて曰はく、「病人なり」。又問ふ「何をか謂ひて病となす」。答へて曰はく、「四大增損して飲食能はず氣息羸微にして命漏刻に在り、故に之を病と謂ふ」。又問ふ「吾之を免るゝや」。答へて曰はく、「未なり」。便ち駕を迴らして宮に還り、自ら念ずらく、「未だ老・病を離れざらんとは」とて更に愁憂を增せり。王復御者に問ふらく、「太子此に出でゝ樂しみたりや不や」。答へて言さく、「逾更に樂しまざりき」。又問ふ「何の故に」。答へて曰さく、「病人に逢見して是故に樂しまざりき」。王は、「出家せんこと久しからず」との(言)を恐れ、復五欲を增して晝夜に娛樂せ(しめ)ぬ。菩薩久しき後に復御者に勑し嚴駕遊觀せんとて西の城門を出づるに、死人の屍を舁きて前に在り室家男女の哀號して後に隨へるに逢見して御者に問うて曰はく、「此れ何人たりや」。答へて曰はく、「死人なり」。又問ふ「何をか謂ひて死と爲す」。答へて曰はく、「氣絕え神逝きて復知る所なく、之を空野に棄てゝ長く親戚を離る、故に之を死と謂ふ」。又問ふ「吾之を免るゝや」。答へて曰はく、「未なり」。菩薩自ら念ずらく、「未だ老・病・死法を離れざらんとは」とて更に愁憂を增せり。即ち車を迴らして還るに、一人の、鬚髮を剃除し法服にて鉢を擎げ地を視て行けるに逢見して御者に問うて曰はく、「此れ何人たりや、衣服世に異れるは」。答へて曰はく、「出家人なり」。又問ふ「何をか出家と謂ふ」。答へて曰はく、「善く自ら調伏して諸の威儀を具へ、常に忍辱を行じて衆生を憐愍す、故に出家と謂ふ」。菩薩聞き已りて三たび稱すらく、「善い哉、惟是れ快たり」と。至びて便ち車を下り恭敬して問ふらく、「何の故にか形服世と絕異せる」。答ふること亦上の如くせしに、菩薩復三たび稱すらく、「善い哉、惟是れ快たり」と。車に登りて宮に向ふに一女人あり遙かに菩薩を見て欲愛心を生じ、即ち偈を說いて言はく、

「母に此子あらんに樂しく　其父亦甚だ歡ばん　女人に此壻あらんに　樂しみ[一九]泥洹に過

のには雪山の麓なる蕪池のほとりSaki-undaとせり。後註(四七)に舍夷國迦維羅衞城なる語も出づ。四分律(列五・六五右九)に琉璃太子が舍衞城を出で舍夷國を征むるを記し、舍夷諸釋子なる語も出でたり。されば迦維羅衞に近き林を舍夷林と名けしなり。本行集經(大正藏3, 675c)には奔夷耆耶とせり。

【一三】釋迦種。釋迦(Sakya)は能ありとの義、能ある種族なりと嘆ぜる語なり。

【一四】五分律には尼樓—象頭羅—瞿頭羅—尼休羅—淨飯—菩薩の次第なるも、四分律には懿師摩—憂羅陀—瞿羅—尼浮羅—師子頰—悅頭檀—菩薩となす。有部律・本行集經等皆師子頰(Sihahanu)より淨飯大王とせるに、五分律のみは尼休羅より淨飯大王紹繼せりとなす。

【一五】淨飯(Suddhodana)。

【一六】白飯(Sukkodana)。

【一七】斛飯(Dhotodana)。

【一八】甘露飯(Amitodana)。四分律には此等の四王及び王子の名を出さず。

【一九】菩薩。悉達多太子(Siddhattha)を佛陀の因位として敬稱せるなり。

【二〇】難陀。孫陀羅難陀(Sundarananda)なり。

ければ、四子之を見て卽ち婆羅門・長者・居士を呼び、住まりて共に議して言はく、「經る所の諸處此に勝る者なし、可しく以て居すべし」。咸異議なかりければ卽ち便ち頓止して城邑を營建し、數年の中に歸する者市の如く、[10]漸漸に熾盛して遂に大國を成ぜり。去りての後數年にして父王は[11]子を思うて傍臣に問うて言はく、「我四子は今何許に在りや」。答へて言さく、「雪山の北、[12]舍夷林に近きに在りて築城營邑して人民熾盛に、地沃に野豐にして衣食乏くるなし」。王聞いて三歎すらく、「我子は能あり」。是の如く三歎して是より遂に號して、[13]釋迦種と爲せり。[14]尼樓に子あり象頭羅と名け、象頭羅の子を瞿頭羅と名け、瞿頭羅の子を尼休羅と名け、尼休羅に四子あり、一は[15]淨飯と名け、二は[16]白飯と名け、三は[17]斛飯と名け、四は[18]甘露飯と名けぬ。淨飯王に二子あり、一は[19]菩薩と名け、二は[20]難陀と名く。白飯に二子あり、一は[21]阿難陀と名け、二は[22]調達と名く。斛飯に二子あり、一は[23]摩訶男と名け、二は[24]阿那律と名く。甘露飯に二子あり、一は[25]婆婆と名け、二は[26]跋提と名く。菩薩に子あり、[27]羅睺羅と名けぬ。菩薩少にして出家の志あり、父母其の學道せんを恐れて常に五欲を以てして之を娛樂せ(しめ)ぬ。年十四に至り、嚴駕遊觀せんとて東の城門を出づるに、老人の、頭白く背僂み杖に拄へて羸步せるに逢見して御者に問うて曰はく、「此れ何人たりや」。答へて曰はく、「老人なり」。又問ふ、「何をか謂ひて老となす」。答へて言はく、「年耆ひ根熟し形變じ色衰へ坐起に苦極して餘命幾もなし、故に之を老と謂ふ」。菩薩曰はく、「吾之を免るゝや」。答へて曰はく、「未なり」。便ち駕を廻らして宮に還り、自ら念ずらく、「未だ老法を離れざらんとは」とて愁憂して樂しまざりき。王、御者に問ふらく、「太子出でゝ樂となせりや不や」。答へて言さく、「樂しまざりき」。又問ふ、「何の故に」。答へて曰さく、「老人に逢見して是故に樂しまざりき」。王は「實に出家せんこと久しからず」との相師の言を恐れ、復五欲を增して以て之に娛樂せ(しめ)ぬ。菩薩久しき後に復御者に勅し嚴駕遊觀せんとて南の城門を出づるに、病人の、形體羸

勅令出國とあり、宋・元・明・宮本には大國之祚翻爲他有、願王圖之不私一子、王言汝言是矣吾自知時、卽呼四子而告之曰、汝得罪於吾吾不忍汝死、各速出國覓已圖生、勿復闕闕自貽後悔とあり、今改めず。

【七】本文に同生姉妹咸求同去とあり。宋・元・明・宮本には同生姉妹並知無過而被擯黜不勝枉酷咸索同去とあり、今改めず。

【八】傍耆羅河(Bhagirathi)。本行集經(大正藏3,675b)に婆耆羅湊河、衆許摩訶帝經(大正藏3,937b)に婆儗囉河、有部毗奈耶(大正藏23,718a)には雪山邊分鹽(琼)河側とせり。

【九】本文に雪山北土地平廣四望淸淨又多名果異類禽獸とあり、宋・元・明・宮本には雪山北、東西遐迥南北曠大、地平如砥多諸名果異類鳥獸とあり、今改めず。

【一〇】本文に漸漸熾盛遂成大國とあり、宋・元・明・宮本には遂大熾盛欝爲奇國とあり、今改めず。

【一一】本文に父王思子とあり、宋・元・明・宮本には父王思之坐於高樓とあり、今改めず。

【一二】舍夷林(sāka-saṇḍa)、サーカ大叢林なり。長阿含阿摩晝經(大正藏1,82c)には直樹林とし、D. 3, Ambaṭṭha

卷の第十五　彌沙塞

第三分の初、受戒法(上)

佛、王舍城に在しき。諸比丘に告げたまはく、「過去に王あり名けて[一]欝摩と曰ひ、四庶子あり、一は[二]照目と名け、二は聰目と名け、三は調伏象と名け、四は尼樓と名け、聰明遠く達して並に威德ありき。第一夫人に子あり名けて長生と曰ひ、頑薄醜陋にして衆人に賤められければ、夫人念言すらく、「我子長ぜりと雖才物に及ばず、而も彼四子並に威德あり、國祚の歸する所は必らず此等に鍾まらん、當に何の計を設けてか子が基業を固むべき」。復是念を作さく、「王に信愛せらるゝこと餘の夫人に兼れり、正に當に先に情を以て求め次で理を以て成ずべきのみ」。即ち其念の如くせんとて便ち自ら嚴飾し、王入る時に於て倍承敬を加へ、王親近せんと欲するに[三]即ち便ち啼泣せり。王其故を問ふに夫人答へて言はく、「微願遂げさらんに是に盡きんとす」。王言はく、「汝が願、理苟くも從ふべくんば誓うて相違はざらん」。便ち王に白して言さく、「王の四子並に威德あり、[四]我子長ぜりと雖才物に及ばず、大業を承係すとも必らず欬奪せられん、若し王にして四子を擯斥せられんには我情乃し安からん」。王言はく、「四子孝友にして國に愆なし、我今云何がしてか擯黜するを得ん」。夫人又言はく、「我心劬勞せること實に家國に兼れり、王が此四子並に威德あれば[五]民各懷附せん、已にして一旦競逐すとも必らず相殄滅せん、[六]大國の祚何が王後を必せん」。王言はく、「止みね止みね、復言あること勿れ」。即ち四子を呼び勅して國を出でしむるに、四子命を奉じて即ち便ち裝嚴せり。時に四子の母及び[七]同生の姉妹は咸同じく去らんことを求め、又、諸力士・百工・婆羅門・長者・居士・一切人民も多く隨從せんことを欒ひしに王悉く之を聽せり。是に於て四子拜辭して去り傍耆羅河を渡り雪山の北に到るに、土地平廣・四望清淨に、又名果異類禽獸多かり

【一】欝摩(巴Okkāka, 梵Ikṣvāku)。四分律に懿師摩とし、譯して甘蔗・甘蔗生となす。本行集經(大正藏3,674b)に甘蔗生と名くる因緣を出せり。以下釋尊の王系を述ぶ、十誦・僧祇・巴利になし。

【二】照目・聰目・調伏象・尼樓。有部律破僧事(大正藏24,103c)に火炬面・大耳・象行・寶釧とし、本行集經(大正藏3,674c)には炬面・金色・象衆・尼羅とし、D.3, p.92 には Okkāmukha, Karaṇḍu, Hatthinīya, Sinipura とせり。

【三】本文に即便啼泣王問其故夫人答言微願不遂於是盡矣の二十字となすも宋・元・明・宮本には即便白言恩愛致悅本由情對、我今憂深無復世意、微願若遂或有餘歡、若不見許於是盡矣の三十六字となす。今改めず。

【四】本文に我子雖長才不及物承係大業必爲欬奪とあり、宋・元・明・宮本には我子雖長頑薄醜陋承嗣大統必競陵奪とあり、今改めず。

【五】本文に民各懷附已一旦競逐必相殄滅とあり、宋・元・明・宮本には民各懷歸樹黨已立一旦競逐必相殄滅とあり、今改めず。

【六】本文に大國之祚何必王後王言止止勿復有言即呼四子

目次

律部 十四

西本龍山譯

國譯一切經

大東出版社藏版